

平成二十七年 博士課程

鎌倉時代の政治的事件と得宗被官

創価大学大学院

文学研究科

人文学専攻

梶川 貴子

目次

序章 得宗被官の定義	一
はじめに	一
第一節 得宗被官の定義	二
一 得宗被官とは	二
二 得宗被官の存在形態	五
第二節 鎌倉時代の日付変更時間	七
おわりに	八
凡例	一

第一部 『吾妻鏡』の中の得宗被官

第一章 比企氏の乱・牧氏事件と御家人の被官化	一五
はじめに	一五
第一節 比企氏の乱と御家人の被官化	一六
一 『吾妻鏡』が描く「比企氏の乱」の問題点	一六
二 『吾妻鏡』の曲筆と被官化する御家人	一九
第二節 牧氏事件と得宗家・得宗被官の成立	二二
一 牧氏事件と義時・政子政権の誕生	二二
二 北条政範の死と得宗被官の成立	二四
おわりに	一八
第二章 金窪行親と和田合戦	三二
はじめに	三二
第一節 和田合戦における金窪行親と安東忠家の行動	三三
一 泉親平の乱から和田合戦へ	三三
二 和田合戦の戦後処理と行親・忠家の立場	三七

第二節 和田合戦後の金窪行親	三九
一 建保元年五月七日条における「金窪」	三九
二 和田合戦後の金窪行親	四一
おわりに	四三
第三章 承久の乱における泰時従軍「十八騎」	四六
はじめに	四六
第一節 泰時従軍「十八騎」	四七
一 出陣までの経緯	四七
二 「十八騎」の構成	四九
第二節 承久の乱における得宗被官の活躍	五三
一 宇治川の合戦と「六騎」	五三
二 安東忠家の最期	五五
おわりに	五七
第四章 伊賀氏事件と得宗家の死に関する諸問題	七〇
はじめに	七〇
第一節 伊賀氏事件と得宗被官	七一
一 義時の死と「伊賀氏事件」	七一
二 泰時の家政機関の整備と関実忠の失脚	七四
第二節 時実・時氏の死	七五
一 時実殺害事件	七五
二 時氏の死	七六
おわりに	七七
第五章 鎌倉幕府正月行事における得宗被官	八三
はじめに	八三
第一節 堀飯と得宗被官	八四
一 堀飯と北条氏	八四
二 堀飯と得宗被官	八五
第二節 的始の中の得宗被官	八七
一 『吾妻鏡』における的始の記事	八七
二 『御的日記』と有力得宗被官	八九

おわりに	九一
第二部 北条氏と得宗被官の滅亡	
第一章 二月騒動における討手処刑について	九五
はじめに	九五
第一節 二月騒動の全体像	九六
一 二月十一日の合戦	九六
二 二月十五日の合戦	九九
第二節 討手の処刑と関東御教書	一〇二
一 処刑された討手五人	一〇二
二 二月十一日付関東御教書と討手の処刑	一〇四
おわりに	一〇五
第二章 『親玄僧正日記』と平禅門の乱	一一〇
はじめに	一一〇
第一節 永仁の大地震と平禅門の乱	一一一
一 永仁の大地震	一一一
二 平禅門の乱	一一三
第二節 平禅門の乱における親玄の祈祷	一一六
一 小野流「大北斗法」と平禅門の乱	一一六
二 平禅門の乱後の祈祷と貞時の後継者問題	一一九
おわりに	一二〇
第三章 嘉元の乱と得宗被官	一二五
はじめに	一二五
第一節 嘉元の乱の背景	一二七
一 平禅門の乱後の得宗被官	一二七
二 時村「誅殺」に関する史料	一二九
第二節 嘉元の乱再考	一三一
一 宗方誅殺関連史料の検討	一三一
二 嘉元の乱に関する解釈	一三五

おわりにに	一三七
第四章 『太平記』の登場人物としての得宗被官	一四一
はじめに	一四一
第一節 『太平記』における有力得宗被官の活動	一四二
一 東使	一四二
二 侍大将・軍奉行	一四四
第二節 有力得宗被官の最期	一四六
一 長崎高重	一四六
二 有力得宗被官の最期	一四七
おわりに	一四八
第三部 有力得宗被官家の系譜考証	
第一章 尾藤氏	一五三
はじめに	一五三
第一節 『吾妻鏡』に見られる尾藤氏	一五三
一 景綱以前―知宣・知平・知景	一五三
二 尾藤景綱(道然)	一五四
三 尾藤景氏(浄心)	一五六
第二節 鎌倉時代中期～後期の尾藤氏	一五六
一 景綱の子孫	一五六
二 景氏の子	一五七
三 景氏の子孫	一五九
おわりに	一六二
第二章 平・長崎氏	一六八
はじめに	一六八
第一節 平・長崎氏の出自	一六八
一 平盛綱の出自	一六九
二 平盛綱の活動	一七〇
三 盛綱の子	一七一

第二節 平頼綱の系譜	一七三
一 平頼綱(杲円)	一七三
二 平宗綱と飯沼助宗	一七四
第三節 鎌倉時代後期の長崎氏	一七六
一 長崎光綱と長崎性杲	一七六
二 長崎円喜と子孫	一七七
三 長崎氏庶流の人物	一七九
おわりに	一八二
第三章 諏訪氏	一八八
はじめに	一八八
第一節 諏訪盛澄と盛重	一八八
一 諏訪盛澄と手塚氏	一八八
二 四人の盛重	一八九
第二節 伊具四郎殺害事件	一九一
一 事件の概要	一九一
二 諏訪刑部左衛門入道と伊具四郎入道	一九四
第三節 盛重の子孫	一九四
一 盛重の子	一九五
二 鎌倉時代後期の諏訪氏	一九六
おわりに	一九九
第四章 工藤氏	二〇六
はじめに	二〇六
第一節 『吾妻鏡』の工藤氏	二〇七
一 景光流甲斐工藤氏	二〇七
二 得宗被官工藤氏	二一〇
第二節 鎌倉時代後期の工藤氏	二一二
一 右衛門尉系工藤氏	二一三
二 左衛門尉系工藤氏	二一五
三 右近将監系工藤氏	二一七
四 布施・大瀬氏	二一七

おわりに	一一九
第五章 南条氏	一一五
はじめに	一一五
第一節 『吾妻鏡』に見られる南条氏	一一五
一 南条平次（南条次郎）と時員	一一五
二 時員の子と弟忠時	一二七
第二節 北条時輔「後見」・南条新左衛門尉頼員	一二八
一 南条新左衛門尉頼員	一二八
二 北条時輔「後見」の立場	一三〇
三 頼員の南条氏系図における位置付け	一三一
第三節 鎌倉時代後期の南条氏	一三二
一 頼員以降の得宗被官南条氏	一三二
二 南条兵衛七郎と南条時光	一三四
三 相論関連文書に見る南北朝期の南条氏	一三八
おわりに	一四五
終章 有力得宗被官の鎌倉時代	一五二
はじめに	一五二
第一節 得宗被官の誕生と得宗被官家の確立	一五三
第二節 鎌倉時代後期の有力得宗被官	一五五
おわりに	一五七
付表	一五九

序章 得宗被官の定義

はじめに

元弘三年（一一三三）の鎌倉幕府の滅亡に際しては、北条氏とともに多くの「御内人」（得宗被官）が運命をともにした。得宗家の軍事的・経済的基盤であつた得宗被官の研究は、佐藤進一氏が得宗専制論を提唱して以降^一、注目されるようになった分野である。石井進氏^二、奥富敬之氏^三らによつて得宗領の検出などが進められると、同時に得宗被官についても注目されるようになった。その後細川重男氏の一連の研究によつて得宗家の家政機関である得宗家公文所発給文書の詳細や、得宗家公文所執事就任者などが明らかにされてきた^四。

得宗家公文所は、所領安堵・訴訟手続・裁許等に関する文書を発給する他、年貢管理などあらゆる役割を担っており^五、得宗家公文所執事を世襲した平（長崎）氏を中心に、有力得宗被官は職員として得宗家の家政運営にあたっている。さらに有力被官の活動は得宗の使者や申次、得宗の子女の養育、得宗家の仏事奉行、儀式の際の種々の役人など実に多岐にわたり、幕府の中においても侍所、小侍所、評定衆、引付衆、越訴奉行、東使などを務めていたことがわかっている。このように鎌倉幕府の中でも重要な役割を果たしてきた得宗被官だが、これまでの研究はどちらかと言えば所領の検出と個別研究が中心であつた。近年は鎌倉幕府の滅亡及び北条得宗家の興亡をテーマとした書籍が多く発刊されているもの^六、鎌倉時代の政治的事件について得宗被官の観点から論じた研究というのは管見の限り存在しない。また被官の個別研究にしてもそれぞれの研究が少ないこともあつて、十分な研究がなされているとは言い難い状況である。

本論文は、このような得宗被官研究の現状を打開すべく、有力得宗被官の個別研究と、鎌倉幕府の政治上重要だと考えられる事件の再考察を同時に行うことで、得宗被官という存在を明らかにすることを目的とするものである。

この序章では、得宗被官の定義と存在形態、本論文の構成について述べておきたい。

第一節 得宗被官の定義

一 得宗被官とは

「得宗被官」とは、北条得宗家の家臣・被官のことで、佐藤進一氏によって作られた学術用語であり、史料用語は「御内人」である。その主君たる「得宗」は、一般的には源頼朝の舅となった北条時政にはじまり、義時・泰時・時氏・経時・時頼・時宗・貞時・高時と続く九人のことを指すとされている^八。それでは、まず用語としての「得宗」について確認しておきたい。

『国史大辞典』の「得宗」の項目をみると、「鎌倉幕府執権の北条氏の家督のこと。その名の由来は、北条義時の法名徳崇にあるといわれる。義時は元仁元年（一二二四）六月に出家・死去しており、したがって得宗家の称は北条泰時以後に使われたことになる。ただ一般にはさかのぼって時政以後の北条氏家督を得宗とよぶのが普通である」とある。「得宗」の由来となったのが「徳崇」であることは間違いないだろう。しかし、義時の法名は「観海」^九であり、その子である泰時の法名も「観阿」^{一〇}、時氏の法名は明らかではないが、経時の法名は「安楽」であった^{一一}。いずれも「徳崇」に結びつく法名とは考えられない。この点について、細川重男氏は『得宗』は『徳崇』の当て字もしくは簡略化であり、時頼期以降に贈られた禅宗系の追号である可能性^{一二}を指摘している。つまり、北条氏家督が「得宗」と呼ばれるようになったのは少なくとも時頼以降ということになる^{一三}わけだが、本論文では義時から「得宗」とし、その被官についても「得宗被官」とする。時政を「得宗」としない点については、第一部第一章で論じたい。

次に得宗被官の定義について確認し、得宗被官の活動を具体的にいくつか見ていきたい。先述したように、得宗被官の史料用語は「御内人」である。もと「御内人」という言葉は、「中世、武家で譜代関係にある家臣。外様に対する語」（『日本国語大辞典』）と説明されるように、得宗家の家臣のみに用いられる用語ではなく、武家一般で譜代関係にある家臣を指す用語であった。それが鎌倉時代後期になると、「御内人」は、「得宗」及び「得宗の御内人」と考えられるようになる。鎌倉幕府が編纂した『吾妻鏡』ではまだ「御内人」という言葉は見られず、史料一に見られるような、得宗の「祇候人」などと記されている人々が得宗被官にあたる^{一四}。

【史料一】『吾妻鏡』寛喜二年閏正月七日条

武州以_レ祇候人等_一。去年差_レ遣京都_一。对_二多好方_一。令_レ習_二神楽並和琴秘曲_一。而好方近日可_レ参_二向関東_一之由。有_二其聞_一。仍今日重而被_レ遣_二御書於好方_一。止_二下向儀_一。閑可_レ授_二彼曲_一之旨被_レ載之_{云々}。

史料一の「武州」は泰時のことで、「祇候人」は前年の九月に泰時によって、和琴と神楽の秘曲を習うために多好方（好節力）のもとに遣わされた南条七郎次郎、横尾左近将監、美濃澤右近次郎、弥平太三郎のことである_{二五}。南条七郎次郎は泰時に近侍する有力被官の一人・南条七郎時員の子である。

ただし、次の史料二に見られるような北条氏の伊豆在住当時から郎従・「主達」（ぬしたち）は「得宗被官」には含まない。北条得宗家に仕えているという点では同じなのだが、『吾妻鏡』は主達については「祇候人」とは書いておらず、「祇候する」という表現もとっていない。少なくとも『吾妻鏡』の編纂者にとって「主達」はあくまでも「郎従」だったのである。

【史料二】『吾妻鏡』承元三年十一月十四日条

相州年来郎従皆伊豆国住民也。号_二之主達_一。之中。以_二有功之者_一。可_レ准_レ侍之旨。可_レ被_二仰下_一之由。被_レ望_二申之_一。内々有_二其沙汰_一。無_二御許容_一。於_レ被_レ聴_二其事_一者。如_レ然之輩。及_二子孫之時_一。定忘_二以往由緒_一。誤_二企_二幕府参昇_一歟。可_レ招_二後難_一之因縁也。永不_レ可_レ有_二御免_一之趣。嚴密被_二仰_一出_{云々}。

この史料は承元三年に義時が年来の郎従（「皆伊豆国住人、号_二之主達_一」）で功のある者を、御家人に準ずるようにと三代将軍・源実朝に願い出たところ、実朝は彼らの子孫の代になって由緒を忘れ、その子孫が自ら幕府への参昇を企てるのを危惧して、許さなかったという有名な史料である。これより約十年前の正治二年（一一〇〇）に二代将軍・源頼家が、工藤景光の子・行光の勇敢だと評判の三人の郎従に対して、このうちの一人を御家人に加えるようにと命じるといふ出来事があった_{二六}。この時は行光のほうが断わっているが、御家人の郎従が將軍によって御家人に加えられる可能性はあったようである。なお、行光子孫の布施氏・大瀬氏は得宗被官、もしくはは一門被官であり、行光の弟たちの子孫が有力得宗被官工藤氏一族となっている。

得宗被官に比べ名前が記されることの少ない主達だが、宝治元年（一二四七）五月二十七日条に時頼のもとに仕える五郎四郎という主達が確認できる。宝治元年の段階でも主達が存在しており、『吾妻鏡』は得宗に仕える者たちをその身分によって「祇候人」（得宗被官）と「主達」（郎従）に区別していることになる。

これまでの研究では、得宗被官の中でも南条氏、平（長崎）氏は主達出身とする説があった^{一七}が、南条氏は『吾妻鏡』によって頼朝の東大寺供養の随兵などを勤めていることから、御家人であったことが確認でき、主達ではないことは明らかである。出自について様々議論が分かれている平（長崎）氏についても、得宗被官としての活動内容から明かに御家人身分の一族であるといえる。つまり、「得宗被官」の定義は「得宗の被官となった御家人」ということになる。そして御家人役を勤仕している限り、御家人身分は失われることはなかったようである。そのことを示す史料の一つが、史料三である。

【史料三】『吾妻鏡』仁治二年十一月二十七日条※傍線部筆者

当將軍家御時関東射手似絵可被_レ凶之由。有_二其沙汰_一。今日以_二評定之次_一。先注_二其人数_一。如_二陸奥掃部助。若狭前司。佐渡前司。秋田城介_一。為_二意見者_一被_レ用_二捨之_一。自_二京都_一就_レ被_二仰下_一。為_レ被_二進覽_一也。而前武州祇候人。依_レ為_二達者_一被_二召出_一之輩。可_レ被_レ加否。及_二再往沙汰_一。是前武州不_レ可_レ然之旨有_二御色代_一之故也。雖_レ致_二彼家礼_一。為_二本御家人_一也。又勤_二公役_一之上。為_二堪能之族_一。依_二何憚_一可_レ被_レ除哉之由。遂治定。

横溝六郎。山内左衛門次郎等。尤可_レ為_二其人数_一云々。但横溝事。前武州頻辞申給。片目有_レ疵故歟。

ここでは將軍・頼朝の代に射手の似絵を描く際、そのモデルとして優れた射手である泰時（前武州）の祇候人を加えるかどうかが問題になっている。結果は、泰時の家来であっても本来は御家人であり、御家人役も勤仕しているのだから、何の問題もないという決定がなされた（傍線部）。さらに建治元年（一二七五）の「六条八幡宮造営注文」（建治帳）^{一八}によれば、前年に焼失した六条八幡宮の再建費用を御家人たちに課した中に、「鎌倉中」の「平左衛門入道跡」（盛綱跡）に八貫、「諏訪左衛門入道跡」（盛重跡）に六貫、伊豆国の「南条七郎左衛門入道跡」（時員跡）に三貫、甲斐国の「工藤右衛門尉跡」に五貫が配当されている。これは得宗被官が御家人役を勤仕していたことを示している。その他塩飯や的始といった幕府の公式行事にも他の御家人とともに参列していることから、得宗被官一族は鎌倉時代を通して御家人としての身分を有し続けていたことになる。

奥富敬之氏は、「御内人というのは、將軍の家臣である北条氏のそのまた家臣、つまり身分的には陪臣である。一般御家人より一段下位だということで、平常から軽視されている」^{一九}としているが、以上のことから、得宗被官が平常から軽視されていたということはないのである。

細川氏は「御内人」は得宗の「御内祇候人」が縮まった言葉であると指摘し、『吾妻鏡』が得宗被官のことを得宗の「郎従」などという表現にせず、「祇候人」という表現をとった理由については「北条氏の従者の多くが御家人であったことに起因する」としている^{二〇}。もちろん、御家人が御家人を被官化することとは得宗家に限ったことでなく、他の有力御家人や北条一門にも見られることである。ただし、得宗家以外の北条氏被官については「祇候人」と表現されて

いるのに対し、他の御家人の被官については「祇候人」とは表記されていない。つまり『吾妻鏡』の編纂にあたっては、御家人身分のまま御家人である北条氏の被官となった者を「祇候人」と表現したのである。

さて、ここで本論文における北条一門の被官の扱いについて明記しておきたい。鎌倉時代後期の成立とされる『沙汰未練書』^{三二}に、「外様者 將軍家奉公地頭御家人等事也」、「御内方トハ 相模守殿御内奉公人事也」と記されるように「外様」「御内方」という分類から、北条氏一門、庶家の被官も「御内方」に含むという考えもある。しかし、北条氏庶家はそれぞれ独自に被官を獲得し、家政運営を行っていたことがわかっているため、北条一門の被官と得宗被官とは区別する必要がある。得宗の庶子に関しては、父である得宗によって被官が乳母夫に任じられ、その後も後見として得宗庶子の家政運営を担っているが^{三三}、その子の代まで被官関係が継続したかどうかは、得宗庶子の多くが早くに死去してしまっただけではない。このような状況もあるため、本論文では史料用語の「御内人」ではなく学術用語の「得宗被官」を用い、得宗家の被官を「得宗被官」、北条一門の被官は「一門被官」「〇〇流被官」「〇〇被官」などとして得宗被官と区別している。

細川氏は鎌倉時代後期には得宗被官も御家人も、「特権的支配層」とそれ以外の階層に分かれていたとし^{三三}、得宗被官については、①「執事家」（寄合衆家）長崎・尾藤・諏訪）、②「執事補佐家」（①の庶流と工藤・安東など）③「奉行人層」（得宗家公文書の下級職員）、そして④「一般得宗被官」（在地の得宗被官）と分類している。①～②に属する人々が「特権的支配層」である。これは得宗家公文書の構成員を中心とした分類だが、史料上からは得宗家公文書の職員としての活動が確認できない南条氏についても、②の「執事補佐家」に含まれると考えられる。本論文においては、①と②に分類される長崎・尾藤・諏訪・工藤・平姓安東・藤姓安東・南条を「有力得宗被官」としている。

二 得宗被官の存在形態

御家人でありながら北条氏の被官となった人物が明確に確認できるのは義時期以降である。義時の被官の中心的な人物は金窪行親と安東忠家だが、鎌倉幕府滅亡まで有力被官として見られるのは、平（長崎）^{三四}・諏訪・尾藤・工藤・安東・南条といった一族である。なお、得宗被官安東氏には、安東忠家の流れの平姓安東氏と、安東光成の流れの藤原姓安東氏（以下「藤姓安東氏」）が存在するので注意が必要である。それでは、有力得宗被官の存在形態を確認してお

きたい。

『吾妻鏡』元仁元年（一二二四）六月二十七日条によって、得宗家の初代家令「後見」（のちの得宗家公文所執事）となった尾藤景綱と、承久の乱において軍奉行として見られる関実忠^{三五}の屋敷が泰時亭の郭内にあつたことがわかる。

【史料四】『吾妻鏡』嘉禎二年十二月十九日条

亥刻。武州御亭御移徙也。日来御所北方所^レ被^レ新造^一也。被^レ建^二桧皮葺屋并車宿^一。是為^二將軍家入御^一云々。御家人等同構^二家屋^一。南門東脇尾藤太郎。同西平左衛門尉。同^並西大田次郎。南角諏方兵衛入道。北土門東脇万年右馬允。同西安東左衛門尉。同^並南条左衛門尉宅等也云々。

そして嘉禎二年（一二三六）になると関実忠の名は見られなくなるが、得宗亭の周囲には尾藤景氏をはじめ、平盛綱、大田次郎、諏方盛重、万年右馬允、安東光成、南条時員の家がある（史料四）。有力被官は得宗亭の周囲に屋敷を構え、日頃から得宗に近侍し、得宗亭を守護していたことが窺える。次の史料五は史料四より百年近く後、鎌倉時代末期の元弘元年（一二三二）のものと考えられる金沢貞顕の書状の一部分である。

【史料五】「崇顕^{金沢貞顕}書状」『鎌倉遺文』三二一八五号）

今暁火事驚入候、雖^レ然不^レ及^二太守禅閣御所^一候之間、特目出候、長崎入道、同四郎左衛門尉・同三郎左衛門入道・同三郎左衛門尉・尾藤左衛門入道・南条新左衛門尉等宿所炎上候了、焼訪無^二申計^一候、可^レ有^二御察^一候、火本者、三郎左衛門尉宿所^二放火候云々、

この史料は長崎三郎左衛門尉（高頼）の宿所が放火され、長崎入道（円喜）、長崎四郎左衛門尉（高貞力）・長崎三郎左衛門入道（思元）の宿所とともに尾藤左衛門入道・南条新左衛門尉等の宿所も炎上したことを伝えている。太守禅閣御所、すなわち高時の御所は無事であつたと書かれていることから、やはり有力被官たちは得宗亭周囲に宿所を構えていたことがわかる。史料五には見られないが、諏訪氏や安東氏の宿所もあつたと考えられる。

このような有力被官たちは、得宗の使者や申次を勤めており、基本的には鎌倉にいるため、自己の所領及び得宗領在地の経営には兄弟や子息があたつていた。例えば南条氏の中でも、南条時員の弟・忠時の流れをくむ庶流の人物は駿河国で給主として在地を中心に活動している^{三六}。また、平姓安東氏の安東蓮聖のように在京被官として、京都に常住する者もいる^{三七}。

以上のように、泰時期より鎌倉幕府滅亡に至るまで、有力被官たちは鎌倉及び山内の得宗邸の周囲に屋敷（宿所）を構え、得宗権力の増大とともにその勢力を増していったのである。

第二節 鎌倉時代の日付変更時間

さて、本論文では主に建仁三年～元弘三年までに起きた事件について得宗被官の視点から考察していくわけだが、その際に事件が起きた「時間」を重要視している。そこで当時の時間について調べていくと、平安時代の日付が変わる時間は午時（午前零時）ではなく、午前三時（寅刻）であった、という小林賢章氏の興味深い論考に出会った^{二八}。実は、鎌倉時代の史料にも、そうでなければ説明できない史料が多い。例えば、日蓮が処刑されようとした文永八年（一二七一）九月十二日の「竜の口の法難」に関する時間もその一つである。まずは日蓮自身が記した法難に関する記述を挙げよう。文書名は『日蓮大聖人御書全集』（以下『御書』と略す）による。ここでは『御書』の頁数のみを記し、『鎌倉遺文』や『昭和定本日蓮聖人遺文』の頁数は省略した。

① 「文永八年九月十二日申の時に平左衛門尉に向つて云く日蓮は日本国の棟梁なり予を失なうは日本国の柱礎を倒すなり、只今に自界反逆難とてどしうちして他国侵逼難とて此の国の人人・他国に打ち殺さるのみならず多くいけどりにせらるべし」（『撰時抄』『御書』二二八七頁）

② 「去ぬる文永八年の九月十二日子丑の時・日蓮が御勘気をかほりし時」（『四条金吾殿御返事』『御書』一一八四頁）

③ 「日蓮といひし者は去年九月十二日子丑の時に頸はねられぬ」（『開目抄下』『御書』一二三三頁）

④ 「去ぬる文永八年辛未九月十二日の夜は相模の国たつの口にて切らるべかりしが、いかにしてやありけん其の夜は・のびて依智というところへつきぬ」（『報恩抄』『御書』三三二二頁）

⑤ 「此の十二日酉の時・御勘気・武蔵守殿御あづかりにて十三日丑の時にかまくらをいでて佐土の国へながされ候が、たうじはほんまのえちと申すところにえちの六郎左衛門尉殿の代官・右馬太郎と申す者あづかりて候が」（『土木殿御返事』『御書』九五二頁）

捕えられた日蓮は、九月十二日の申時（午後三時～五時）に頼綱に対して諫暁（①）、酉時（午後五時～七時）に処刑を言い渡され（⑤）、子丑時（午前一時）に処刑されようとした（②③）が、処刑失敗により佐渡に流罪されることとなり、十三日丑時（午前一時～三時）に鎌倉を出発したことになる。現在では午前十二時に日付が変わっているのが、処刑されようとした日は十三日になるが、当時は「子丑の時」は「十二日の夜」（④）と考えられていたのである。鎌倉時代においても日付が変わる時間は午前三時であり、寅時に夜が明けていたということになる。したがって、⑤の「十三日丑の時」は現在では十四日午前一時から三時の間を指す。事件を考察する際には当時の日付変更の時間についても考慮して論じていきたい。

以上、得宗被官の定義と存在形態、本論文での時間の扱いについて述べた。本論文の構成は以下の通りである。

第一部では『吾妻鏡』の中の得宗被官』として、第一章で建仁三年の比企氏の乱と元久元年の牧氏事件を扱い、得宗家と得宗被官の成立について考察する。第二章では建保元年の和田合戦における金窪行親と安東忠家の活動から初期の得宗被官の実態を明らかにし、金窪行親が有力得宗被官家として確立しなかった理由について考える。第三章では承久三年の承久の乱で泰時とともに上洛した「十八騎」に注目し、有力得宗被官にとって承久の乱がどのような意味を持つ事件だったのかを考察する。第四章では義時の死後に起きた伊賀氏事件と時実・時氏の死から、得宗家の「死」に関する『吾妻鏡』の記事の問題点を考察し、主君の死に際して得宗被官がどのように行動したのかを明らかにする。また、『吾妻鏡』に関連して、第五章で堀飯・的始という二つの鎌倉幕府正月行事における得宗被官についても考察する。第一部で扱う事件の中では、得宗被官の成立から有力被官家が固定化するまでを見ていくことになるが、あわせて『吾妻鏡』が「描かなかつた」事実を明らかにすることも一つのテーマとしている。なお、第一部では文中の年月日は特記しない限り『吾妻鏡』の同日条によるものであり、煩雑さを避けるため注は省略した。

第二部「北条氏と得宗被官の滅亡」では、北条氏と得宗被官が滅亡するまでの間に起きた事件の中でも、得宗被官が処罰・誅殺された事件を中心に扱う。第一章では文永九年の二月騒動の全体像を明らかにし、処刑された被官について考察する。第二章では平頼綱が得宗貞時によって倒された永仁元年の平禅門の乱について『親玄僧正日記』をもとに考察する。第三章では嘉元三年の嘉元の乱に関して、第一章の二月騒動および第二章の平禅門の乱の考察を踏まえた上で、得宗被官の立場から事件の再解釈を試みる。そして第四章では『太平記』の登場人物としての得宗被官について、同時代史料を用いて読み解いていく。

最後となる第三部「有力得宗被官家の系譜考証」は、有力得宗被官家のうち平（長崎）・諏訪・尾藤・工藤・南条の五氏に関する個別研究である。それぞれ従来の研究と得宗被官としての活動を整理し、系図の復元を試みる。

また各章ごとの表とは別に、本論文を通して使用する堀飯・的始の記事、「相模円覚寺毎月四日大斉番文」（「大斉番文」と略す）、「北条貞時十二年忌供養記」（「供養記」と略す）についてはそれぞれ本論文の末に付表1・2（堀飯）、付表3～5（的始）、付表7（大斉番文）・付表8（供養記）としてまとめている。また付表6は得宗被官東使の活動一覧となっており、本論文で取り上げた有力得宗被官についても付表9～18としてまとめた。

注

- 一 佐藤進一A『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店、一九九三年※初出は畝傍書房、一九四三年)。佐藤進一B『鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会、一九七一年※初出は一九二三年、要書房)などの一連の研究。
 - 二 石井進A「北条氏所領の構造と特質」、同B「鎌倉時代の常陸国における北条氏所領の研究」、いずれも『石井進著作集』第四卷(岩波書店、二〇〇四年)所収。
 - 三 奥富敬之『鎌倉北条氏の基礎的研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。
 - 四 細川重男『鎌倉政権得宗専制論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。
 - 五 小泉聖恵「得宗家の支配構造」(『お茶の水史学』四〇号、一九九六年)、及び注(五)細川著作。
 - 六 岡田清一『北条得宗家の興亡』(新人物往来社、二〇〇一年)、奥富敬之『鎌倉北条氏の興亡』(吉川弘文館、二〇〇三年)、細川重男『鎌倉幕府の滅亡』(吉川弘文館、二〇一一)、湯浅治久『蒙古合戦と鎌倉幕府の滅亡』(吉川弘文館、二〇一二年)、秋山哲雄『鎌倉幕府滅亡と北条氏一族』(吉川弘文館、二〇一三年)など。
 - 七 注(一)佐藤著作A。
 - 八 泰時の子・時氏は早世しており実際には家督を継いでいない。
 - 九 彰考館文庫原蔵『佐野本系図』(東大謄写)による。
 - 一〇 『鎌倉年代記』、『鎌倉年代記裏書』、『武家年代記』など。
 - 一一 『吾妻鏡』寛元四年閏四月一日条。
 - 一二 細川重男『鎌倉北条氏の神話と歴史―権威と権力―』(日本史史料研究会、二〇〇七年)、二七頁。歴代の得宗で初めて禅宗に帰依した時頼の法名が「道崇」で、貞時は「崇演」(初め崇暁)、高時は「崇鑑」であり、禅宗系と考えられる「崇」の字が入った法名として入っていることから、義時に「徳崇」の追号を贈ったのが、時頼であるという細川氏の説は納得のいくものである。
 - 一三 細川氏は、時頼が泰時に追号を贈った理由として、時頼が本来家督を継ぐべき人物ではなかったことを挙げている。細川氏は時頼にとって曾祖父にあたる義時も、もともと嫡子ではなかった可能性が高く、『吾妻鏡』において義時が「北条」よりも「江間」で記されることが多いこと、泰時に至っては一度も北条の姓で記されていないと指摘。その後も時政と牧の方との子である政範が時政の後継者として考えられていたと主張する。そして時頼が義時に「徳崇」という追号を贈り、義時を顕彰し、自身の法名を「道崇」とすることで、自己の立場の強化を図ったのだとしている(同一八〜二八頁)。
 - 一四 時宗の法名は「道果」と「崇」の字が入っていないが、貞時は「崇暁」のち「崇演」、高時は「崇鑑」である(『鎌倉年代記』等)。
 - 一五 「祇候人」についても得宗被官のみを指す言葉ではない。
 - 一六 『吾妻鏡』寛喜元年九月九日条。
 - 一七 奥富敬之「得宗被官家の個別的研究(一)―南条氏の場合」(『日本史攷究』二四、一九六九年)、小野眞一『南条時光』(富士史書刊行会、一九九三年)。
- 注(四)細川著作、第四章。

- 一八 海老名尚・福田豊彦「六条八幡宮造営注文について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』四十五集、一九九二年)所収。同論文において『吾妻鏡』建長二年三月一日条の「閑院内裏造営注文」を「建長帳」、「六条八幡宮造営注文」を「建治帳」としており、以降の研究でも用いられていることから本論文でもこの名称で呼ぶこととする。
- 一九 注(三) 奥富著作、一七四～一七五頁。
- 二〇 注(一二) 細川著作、五七頁。
- 二一 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』(二)、岩波書店、一九五七年)所収。
- 二二 例えば、執権就任以前の時頼には平盛綱がつけられ、時頼の子の時輔には南条頼員がつけられている。
- 二三 注(四) 細川著作。
- 二四 得宗被官平氏は平頼綱が貞時によって滅ぼされた後は、頼綱の従兄弟で長崎を名乗っていた光綱がその跡を継いでいる。
- 二五 『吾妻鏡』承久三年六月十八日条。関実忠は後藤基綱、金持兵衛尉らとともに負傷者・死者の交名を記し泰時に報告している。
- 二六 南条氏庶流の人物については第三部第五章で考察する。
- 二七 安東蓮聖については森幸夫「在京得宗被官考」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年)、永井晋「平姓安東氏の研究―安東蓮聖像の再検討を中心に―」(北条氏研究会編『北条時宗の時代』八木書店、二〇〇八年)などの研究がある。
- 二八 小林賢章『「暁」の謎を解く―平安人の時間表現―』(角川学芸出版、二〇一三年)。小林氏は日付が変わる丑刻と寅刻の間を「日付変更時点」と名付けている(同一八頁)。

凡例

- ① 頻出する史料・著書・論文についてはここにあらかじめ記載し、以降の注では出版年、出版社等の記載を省略した。また一部略称を用いている。
- ② 引用した史料には原則返り点を付した。
- ③ 煩雑さを避けるため、章の中に参考文献として挙げた同一著者の論文が複数ある場合についてはアルファベットを付して区別した。

【史料・史料集】

- ・『吾妻鏡』：特に記載のない限り、内閣文庫所蔵の北条本を定本とする黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系』三三・三四、吉川弘文館、二〇〇〇年を使用。※初版は一九三二年。一部吉川子爵家所蔵本の『吉川本吾妻鏡』（名著刊行会、一九六八年）も参照した。
 - ・『猪隈閑白記』：東京大学史料編纂所編『大日本古記録』、岩波書店、一九九五年
 - ・「伊東氏系図」：東京大学史料編纂所所蔵影写本
 - ・「今富名領主次第」：「若狭国今富名領主代々次第」（塙保己一編『群書類従』第四輯、続群書類従完成会、一九七九年、訂正三版）所収
 - ・『永仁三年記』：竹内理三編『続史料大成』第十卷、臨川書店、一九七八年、所収
 - ・『岡屋閑白記』：東京大学史料編纂所編『大日本古記録』、岩波書店、一九八八年
 - ・『御的日記』（付表5）：内閣文庫所蔵
 - ・『鎌倉遺文』：竹内理三編、東京堂出版、一九七一年〜※現在補遺編刊行中
 - ・『鎌倉大日記』：竹内理三編『続史料大成』別巻、臨川書店、一九七九年、所収
 - ・『鎌倉年代記』：竹内理三編『続史料大成』別巻、臨川書店、一九七九年、所収
 - ・『鎌倉裏書』：『鎌倉年代記裏書』（竹内理三編『続史料大成』別巻、臨川書店、一九七九年）所収
 - ・『勘仲記』：『史料纂集』古記録編、八木書店、二〇〇八〜※刊行中
- ※弘安七年以降のものは『続史料大成』（三五・三六、臨川書店、一九八五年）を使用した。
- ・『関東評定衆伝』：塙保己一編『群書類従』第四輯、続群書類従完成会、一九七九年、訂正三版、所収
 - ・『吉統記』：増補史料大成刊行会編『増補史料大成』第三十卷、臨川書店、一九八九年
 - ・『愚管抄』：『日本古典文学大系』、岩波書店、一九六七年

- ・「供僧次第」…「鶴岡八幡宮寺供僧次第」(『鶴岡叢書』第四輯、鶴岡八幡宮社務所、一九九一年) 所収
- ・「供養記」(附表8) …「北条貞時十三年忌供養記」(『神奈川県史』資料編二―三三六四)
- ・「系図纂要」…名著出版、一九七三―一九七七年
- ・「建治三年記」…竹内理三編『統史料大成』第十卷、臨川書店、一九七八年、所収
- ・「建長帳」…「閑院内裏造管注文」(『吾妻鏡』建長二年三月一日条)
- ・「建治帳」…「六条八幡宮造管注文」(海老名尚・福田豊彦「六条八幡宮造管注文について」、『国立歴史民俗博物館研究報告』四五集、一九九二年、所収)
- ・「見聞私記」…『續群書類従』第三十輯上、続群書類従完成会、一九五七年所収
- ・「光明寺残編」…『鎌倉遺文』三二―三三五号
- ・「御書」…日蓮書状。多くの活字史料集に収録されているが、本稿では文書名については堀日亨編『日蓮大聖人御書全集』(創価学会版、一九五二年。以下『御書』と略す)を使用し、併せて『鎌倉遺文』の文書番号を付した。『鎌倉遺文』に未収録のものは立正大学日蓮教学研究編『昭和定本日蓮聖人遺文』(一九五二年、以下『昭和定本』と略す)の収録頁を記載した。
- ・「実躬卿記」…東京大学史料編纂所編『大日本古記録』、岩波書店、一九九一年―二〇一二年
- ・「社務記録」…「鶴岡社務記録」(貫達人・三浦勝男編『鶴岡叢書』第二輯、鶴岡八幡宮社務所、一九七八年) 所収
- ・「社務次第」…「鶴岡八幡宮寺社務職次第」(貫達人・三浦勝男編『鶴岡叢書』第四輯、鶴岡八幡宮社務所、一九九一年) 所収
- ・「所職次第」…「鶴岡八幡宮寺諸職次第」(貫達人・三浦勝男編『鶴岡叢書』第四輯、鶴岡八幡宮社務所、一九九一年) 所収
- ・「承久記」(前田家本) …日下力・田中尚子・羽原彩編『前田家本 承久記』、汲古書院、二〇〇四年
- ・「承久記」(古活字本) …日益田宗編『古活字本 承久記』(『新日本古典文学大系』四三、岩波書店、一九九二年、所収)
- ・「常楽記」…塙保己一編『群書類従』第二九輯、続群書類従完成会、一九七九年、訂正三版、所収
- ・「親玄僧正日記」…ダイゴの会(『親玄僧正日記』を讀む会)『親玄僧正日記』(『内乱史研究』十四―十六号、一九九三―九五五年、所収)
- ・「諏訪大明神絵詞」…塙保己一編『続群書類従』第三輯下、続群書類従完成会、一九七三年(訂正三版三刷)。
- ・「統史愚抄」…黒板勝美編『新訂増補国史大系』一三―一五、吉川弘文館、一九六六年
- ・「尊卑分脉」…『新訂増補国史大系』五八―六〇上・下、吉川弘文館、二〇〇一年※初版は一九五七―一九六一年
- ・「大斉番文」…「相模円覚寺毎月四日大斉番文」(相模円覚寺文書『鎌倉遺文』二二九七八号)
- ・「太平記」…山下宏明校注『新潮日本古典集成』、新潮社、一九七七―一九八八年
- ・「追加法」…佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一卷(鎌倉幕府法)、岩波書店、一九五五年、所収
- ・「帝王編年記」…黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系』一二、吉川弘文館、一九九九年、所収
- ・「天台座主記」…渋谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』(第一書房、一九七三年)
- ・「当社記録」…「当社記録鶴岡八幡宮」(國學院大學所蔵写本)
- ・「鳥餅日記」…「鳥ノ餅ノ日記」(国立公文書館蔵『小笠原礼書』十七冊「弓馬之百問答」)
- ・「とはがたり」…福田秀一校注『とはがたり』(新潮日本古典集成二〇、新潮社、一九七八年)
- ・「南北朝遺文」…東京堂出版、九州編(一九八〇―一九九二年)、中国・四国編(一九八七―一九九三年)、関東編(二〇〇八年―※刊行中)
- ・「花園天皇宸記」…村田正志校訂『史料纂集』第二一、続群書類従完成会、一九八二年―一九八六年

- ・『梅松論』：矢代和夫・加美宏校注『梅松論・源威集』現代思潮社、一九七五年
- ・『百鍊抄』：黒板勝美編『新訂増補国史大系』一一、吉川弘文館、一九六五年
- ・『武家年代記』：竹内理三編『統史料大成』別巻、臨川書店、一九七九年所収
- ・『武家裏書』：『武家年代記裏書』（竹内理三編『統史料大成』別巻、臨川書店、一九七九年、所収）
- ・「分与帳」：「白蓮本尊曼荼羅分与帳」（『鎌倉遺文』一九九二・三号）
- ・『平戸記』：増補史料大成刊行会編『増補史料大成』第三二巻・第三三巻、臨川書店、一九八五年
- ・『北条九代記』：塙保己一編『統群書類従』第二九輯上、統群書類従完成会、一九五七年、訂正三版、所収
- ・『保暦間記』：佐伯真一・高木浩明編『校本保暦間記』和泉書院、一九九九年
- ・『民経記』：東京大学史料編纂所編『大日本古記録』、岩波書店、一九七五年～二〇〇七年
- ・『明月記』：国書刊行会、一九七〇～一九七三年
- ・「問答記録」：「鎌倉殿中間答記録」（『史籍集覧』第二七冊、臨川書店、一九六七年、所収）
- ・「蓮華寺過去帳」：「近江番場宿蓮華寺過去帳」（『鎌倉遺文』三二・一三七号）
- ・「若狭国守護職次第」：塙保己一編『群書類従』第四輯、統群書類従完成会、一九七九年、訂正三版、所収

【著書・論文集等】

- ・『吾妻鏡人名索引』：御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』（吉川弘文館、一九七一年）
- ・『吾妻鏡人名総覧』：安田元久編『吾妻鏡人名総覧』（吉川弘文館、一九九八年）
- ・『鎌倉政権得宗専制論』：細川重男『鎌倉政権得宗専制論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）
- ・『鎌倉幕府と東国』：岡田清一『鎌倉幕府と東国』（統群書類従完成会、二〇〇六年）
- ・『鎌倉北条氏の神話と歴史』：細川重男『鎌倉北条氏の神話と歴史―権威と権力―』（日本史史料研究会、二〇〇七年）
- ・『守護制度の研究』：佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会、一九七一年
- ・『訴訟制度の研究』：佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店、一九九三年）※初出は畝傍書房、一九四三年
- ・『中世政治史の研究』：阿部猛編『中世政治史の研究』（日本史史料研究会、二〇一〇年）
- ・『北条時宗の時代』：北条氏研究会編『北条時宗の時代』（八木書店、二〇〇八年）

第一部

『吾妻鏡』の中の得宗被官

第一章 比企氏の乱・牧氏事件と御家人の被官化

はじめに

もともと御家人であった得宗被官は被官化後も御家人としての役割を担うことができるため、被官化時期を明確にすることは難しい。主従関係を伴わない「側近」として行動しているのか、それとも被官として行動しているのかといった判断が一見しただけではわからないからである。それでも、少なくとも建保元年（一一二一）までには初期の得宗被官である金窪行親・安東忠家・尾藤景綱・南条時員などが、後に有力得宗被官の役割として定着していく次のような行動を取っていることが確認できる。

(1) 得宗子女の乳母夫：尾藤景綱が建暦二年（一一二二）誕生の泰時次男・時実の乳母夫となる（『吾妻鏡』安貞元年六月十八日条）。

(2) 侍所所司：建保元年五月六日、金窪行親が義時により侍所所司に任命される（『吾妻鏡』同日条）。

(3) 塙飯での馬引き：建保元年正月二日の義時沙汰の塙飯で南条時員・曾我祐綱が五の馬を引く（『吾妻鏡』同日条）。

得宗被官の立場がある程度制度化された時頼期以降の状況を見ると、(1)の得宗子息の乳母夫は諏訪盛重（時輔の乳母夫）、平頼綱（貞時などの乳母夫）などが担っている。また(2)の侍所所司は金窪行親以降、得宗家公文書執事と並んでほぼ平（長崎）氏の世襲職である。(3)は(1)(2)とは少し性質が異なり、得宗被官だけが務めるものではないが、得宗もしくは一門の沙汰による塙飯においては、有力得宗被官家の人物が北条氏一族の人物と一緒に、もしくは自身一族の者とともに務めるようになる。また、年次不詳ではあるが、安東忠家は承久三年以前に義時袖判奉書を発給しており、これも平盛綱以降、得宗家公文所執事が担うものである。これらが制度化されたのちの得宗被官の中心的な役割であることを加味すると、得宗被官が成立しつつある時期のこれらの行動の一つ一つが、のちの有力得宗被官の基礎を作るものであったと言える。

そして義時の被官の中心的な人物といえる金窪行親の初出となるのは、建仁三年（一二〇三）のいわゆる比企氏の乱に関する記事である。比企氏の乱は執権政治成立に関わる事件として位置づけられており^三、『吾妻鏡』の記事の曲筆に関しても古くから指摘されているが^四、まだ得宗被官という存在が成立する前の事件ということもあり、得宗被官と関連付けて述べられることはなかった。しかし建仁三年から建保元年までの十年の間に、後に有力得宗被官が担うことになる役割を受け持つ御家人が見られるようになっていいることを考えると、得宗被官成立の前段階として一考の余地がある事件と言える。また、時政が失脚することになる元久二年（一二〇五）の牧氏事件についても、義時が惣領となったことにより、義時の被官となった武士たちが「北条氏惣領家の被官」になったという点で、得宗被官の成立を考える上では重要な事件といえよう。

そこで、本章では、比企氏の乱・牧氏事件といった、得宗家の成立に関わる事件を主な素材として、従来の得宗被官研究では手薄だった「被官化しつつある御家人」の動向を明らかにしていきたい。その際『吾妻鏡』だけではなく、天台座主慈円の記した『愚管抄』^五や同時代史料である藤原定家の『明月記』、近衛家実の『猪隈関白記』などの日記も用いて、『吾妻鏡』が描く事件の矛盾点や問題点についても明らかにしていきたい。

第一節 比企氏の乱と御家人の被官化

一 『吾妻鏡』が描く「比企氏の乱」の問題点

建仁三年七月二十日、急な病に倒れた將軍頼家は、二十三日に「危急」となる。八月二十七日には「御讓補沙汰」があり、関東二十八カ国の地頭職と日本国総守護職を頼家の長子で六歳になる一幡に、関西三十八カ国の地頭職を頼家の弟で十歳の千幡（のちの実朝。以下「実朝」で統一する）に譲与することとなった。ところが、実朝への譲与に対し、「家督（一幡）御外祖父」である比企能員は密かに憤怒し、「外戚之権威」を笠に着て、「独歩志」を抱いていたので、叛逆を企て実朝と「彼外家已下」を滅ぼそうとした。九月一日には鎌倉に諸国の御家人らが競い集まり、人々は「叔姪戚等不和儀忽出来敷」と、叔父（実朝）と甥（一幡）の外戚同士の不和がたちまち起こるだろうと語りあったという。

九月二日の朝、能員は娘の若狭局（一幡の母）を通して、時政一族が存在しては家督の世（一幡の治世）が奪われることは疑いがないとして、北条氏を

討つことを頼家に訴えた。驚いた頼家は能員を枕許に呼び、北条氏追討を大方承諾する。この頼家と能員の「密事」を障子越しに聞いた政子は時政に伝えるため、女房に時政を探させたが、仏事を修するために既に名越に帰った後であった。そこで政子は書状をしたため、「美女」に託した(史料一)。

【史料一】『吾妻鏡』建仁三年九月二日条

而尼御台所隔障子。潜令伺聞此密事。給。為被告申。以二女房被奉尋遠州。為修二仏事。已帰二名越給之由。令申之間。雖非二委細之趣。聊載此子細於御書。付二美女被進之。彼女奉奔付路次。捧御書。

名越に向かう途中でこの知らせを聞いた時政は涙を流し、しばらく思索した後、大江広元の亭に赴き相談をする。広元は「幕下將軍御時以降。有扶政道_下之号_上。於兵法者。不弁是非。誅戮否。宜有賢慮」と答えるのみであった。そして一度名越亭に戻った時政は再び広元を呼び、広元が午刻(午前十一時〜午後一時)に退出した後、時政は工藤五郎を使者として「依宿願」。有「仏像供養之儀」。御來臨。可被「聴聞」敷。且又以「次可談雜事」と、新造の薬師如来像の仏事供養と称して能員を時政の名越亭に誘い出し、天野遠景・仁田忠常に殺害させる。この二人は御家人であり、時政の側近である。能員の懂僕(少年の召使)の知らせでこのことを知った比企氏一族・郎党が一幡のいる小御所に立て籠もると、謀反であるとして未三刻(午後二時頃)に政子の命で義時・泰時以下の武士たち(史料二)を大将とする軍勢が派遣され、合戦となる。

【史料二】『吾妻鏡』建仁三年九月二日条

廷尉懂僕奔歸宿廬。告事由。仍彼一族郎從等引籠一幡君御館。号小御所謀叛之間、未三刻。依尼御台所之仰。為追討件輩。被差遣軍兵。所謂。江間四郎殿・同太郎主・武藏守朝政・小山左衛門尉朝政・同五郎宗政・同七郎朝光・畠山二郎重忠・棒谷四郎重朝・三浦平六兵衛尉義村・和田左衛門尉義盛・同兵衛尉常盛・同小四郎景長・土肥先二郎惟平・後藤左衛門尉信康・所右衛門尉朝光・尾藤次知景・工藤小次郎行光・金窪太郎行親・加藤次景廉・同太郎景朝・仁田四郎忠常已下如雲霞。

比企氏側の比企三郎・比企時員・比企五郎・河原田次郎(能員の猶子)・笠原親景・中山為重・糟屋有季(以上三人は能員の婿)らの死を恐れぬ戦いにより、合戦は申刻(午後三時〜五時)に及び、加藤景朝・加藤景廉・尾藤知景・和田景長ならびに郎從数名が傷を負い、一度は大きく退却する。しかし畠山重忠が郎從を入れ替えて攻め立てると、この軍勢には対抗できず、ついに比企氏側の武士たちは館に火を放ち、それぞれ一幡の前で自害した。一幡もこの火によって死亡したという。翌三日には比企氏与党の搜索も行われ、多くが流刑や死罪に処された。また能員の妻妾と二歳の男子は縁があったため和田義盛に預けら

れ、安房国に配流となったという^六。その後も、比企氏に縁のある人々が捕えられ、所領を没収されるなどしている^七。

頼家が一幡と能員の滅亡を知ったのは五日のことであった。驚いた頼家は時政誅殺を和田義盛と仁田忠常に命じる。ところが、時政追討の命を記した頼家の書を携えて義盛の許を訪れた堀藤次親家は、義盛がその書を時政に献上したために捕えられ、時政の命を受けた工藤行光によつて誅殺される。その後頼家は七日に政子の命で出家させられ、十日には実朝を將軍に立てるための沙汰があつた。その後、伊豆国の修善寺に下向・幽閉された頼家は元久元年七月十八日に同地で死去したという^九。

以上が、『吾妻鏡』が描く「比企氏の乱」の概要と頼家の最期である。永井晋氏はこの建仁三年九月二日条の記事と『愚管抄』との相違点に注目して比企氏の乱の構造を再構成している。永井氏が『愚管抄』の記事から指摘している『吾妻鏡』の問題点は以下の通りである。①『愚管抄』が記すように頼家が大江山で昏睡状態に陥つたとすれば、頼家と能員が北条氏追討の相談をした場所、政子がそれを障子越しに聞いた場所、時政が広元に最初に相談した場所はいずれも広元亭ということになる点、②政子に聞こえるほどの声で話していれば密談とは言えず、この密談の事実自体が疑わしいということ、③一幡は小御所合戦で死亡したのかどうかという点、この三点である^{一〇}。

①の肝心の政子と頼家の居場所が記されていないことについては、この事件を考える上では重要な問題であるため、次項で詳しく述べたい。②の問題点は、『吾妻鏡』も頼家が比企氏の滅亡を知ったのは五日のことであると記しており、その間騒動に気がつかなかつたことになる。確かに「危急」の状態にあつた頼家が、時政打倒の相談を政子に聞こえるような声でできるような状況であつたとは考えにくい。③の一幡の生存に関する問題は『吾妻鏡』と『愚管抄』で記述が異なっており、『吾妻鏡』が小御所で焼死したと記す^{一一}のに対し、『愚管抄』では合戦の前に乳母に抱かれて逃げたとし、同年十一月三日に義時が差し向けた「藤馬」（藤原姓の右馬允の意）という「郎党」の手で刺殺され埋められたとしている。得宗被官研究の観点から注目したいのはこの点で、『鎌倉裏書』も一幡を誅殺したのは「義時使藤右馬允」と記している。「右馬允」という官職を持つことから、義時年来の郎従「主達」ではなく、御家人身分の者であらう^{一二}。

一幡の生存については、『猪隈閑白記』九月七日条（史料三）にも「後聞、頼家卿子息不^レ被^レ擊云々」と一幡がこの段階では殺害されていないことを追記していることから、永井氏が指摘するように『愚管抄』の記述のほうが信憑性は高いといえよう。

【史料三】『猪隈関白記』建仁三年九月七日条

關東征夷大將軍從二位行左衛門督賴家去朔日薨去^一之由、今朝申^レ院云々、日者所勞云云、生年廿二云々、故前右大將賴朝卿子也、件賴家卿一腹舎弟童^{年十二云々}、今夜任^二征夷大將軍^一、叙^二從五位下^一、名字実朝云々、自^レ院被^レ定云々、^{上卿内大臣、執筆左大弁云々、官奏之次云々、}賴家卿子息^{年六歳云々}、并檢非違使能員^{件能員賴家卿子息祖父也、}為^二今大將軍実朝^一去二日被^レ擊云々、後聞、賴家卿子息不^レ被^レ擊云々、於^二能員^一者擊了云々、

二 『吾妻鏡』の曲筆と被官化する御家人

永井氏の指摘以外にも、比企氏の乱に関する『吾妻鏡』の記事には疑問点がある。ここでは『明月記』と『猪隈関白記』の記事に注目したい。なお賴家の病気については、『明月記』建仁三年八月二十五日条に賴家が重病で前後不覚の状態であることを伝え聞いたと記していることから、京都にも伝えられていたことがわかっている。次の史料は『明月記』の同年九月七日条である。先に挙げた『猪隈関白記』の同日の記事(史料三)と併せて見ていきたい。

【史料四】『明月記』建仁三年九月七日条

左衛門督賴家卿薨、遺跡郎從争^レ權、其子^{六歳、或四歳、}外祖為^二遠江国司時政^一^{金吾外祖、}被^レ討、其所從等於^二京家々^一追捕磨滅云々、金吾弟童可^レ繼^レ家由申宣旨云々、

史料三によって、「賴家の死」が七日の朝に院に奏上されていることから、幕府からの使者である東使は六日の夜もしくは七日未明には京に到着したと推察される。重要なのはこの東使は賴家がまだ存命であるにも関わらず、「賴家が死亡したこと」を伝えるために派遣されている点である。なお、同年九月十五日条の『吾妻鏡』は「賴家將軍記」(巻十七)と「実朝將軍記」(巻十八)にそれぞれ内容の異なる記事があるが、「実朝將軍記」の九月十五日条によれば、七日に実朝への從五位下の位記と征夷大將軍の宣旨が出され、その文書が到着したのが十五日であったとしている。これは史料三・史料四の記事と一致する。

当時、京・鎌倉間を行き来する使者の行程は、通常五日〜六日、早馬であれば三日(天候によっては四日)程度である。この時の使者が早馬であった場合、三日乃至四日に鎌倉を出立して六日に到着といったところであろうか。通常の行程でも能員追討後すぐに鎌倉を経て六日夜か七日未明に到着することも可能かもしれない。いずれにしても東使が派遣される段階で賴家は生きており、『吾妻鏡』が実朝を將軍に推戴するという決定が出されたとしている十日以前に、

すでに京都において実朝を將軍にするとの宣言が出されていたことは間違いない。後に京都にも頼家死去の知らせが誤報であったことが伝わっていることが、『猪隈閑白記』九月三十日条に「関東左衛門督頼家逝去僻事云々、但出家如_レ無_ニ云々」とあることからわかる。

永井氏は、能員は一幡が鎌倉殿の地位を、時政は幕府に影響力を残すことのできる財産の継承を承認させていることから、二人の対立は避けられており、この事件を起こさなければならなかったのは「能員の娘若狭局に將軍生母の地位を譲らなければならなくなる政子」であり、「比企氏の乱を構想して時政を唆したのが政子・義時の姉弟であろう」と指摘している^{三三}。史料^一を見ると、確かに頼家と能員の密事を聞いたのは政子だけである。ただし、八月二十七日の「御讓補沙汰」によって避けられたという時政と能員の対立も、問題を先送りにしたにすぎないものであったことは想像に難くない。

それでは九月二日当日、事件の当事者たちがどこにいたのかについて詳しくみていきたい。『吾妻鏡』は頼家の病や所在を明らかにしていないが、『愚管抄』は「世ノ中心チノ病」（流行病）であり、「八月晦ニカウニテ出家シテ、広元ガモトニスエタル」とあるように、八月三十日の「三更」^{三四}に出家し、広元のもとで療養していたとある。頼家の療養先に広元邸が選ばれた可能性は、広元邸が御所の南に位置しているという地理的な近さや、広元の政所別当という立場、時政と能員に比べて中立的な立場にあったことなどを考慮すれば十分に考えられることである。また、時政・能員双方にとっても納得のいく場所といえよう。

頼家が広元邸で療養していたとすると、事件当日に頼家が別の場所に移動したとは考えにくい。『吾妻鏡』が頼家の居場所を記していないということは、『吾妻鏡』の編纂者や北条氏にとって、頼家が広元邸にいたことは都合の悪い事実だったのであろう。九月二日の朝、頼家の病床に若狭局・能員・政子が訪れ、頼家と能員の「密事」を知った時政も広元亭を訪れたとすると、事件の関係者がすべて頼家のいる広元邸を訪れていたことになるからである。

九月二日には葉上律師（栄西）を導師とし、時政が日頃から造らせていた薬師如来像の供養を自邸で行う予定であったとするが、実際にこの供養が予定されていたかどうか不明である。ただし、頼家の回復を願って造らせていた薬師如来像の供養を行うとして、將軍の舅たる能員を呼び出す口実には成り得る。『吾妻鏡』は能員が僮僕を連れていたとはいえ、単身・平服で時政の館に赴いて殺害されたとしており、『愚管抄』も「能員ヲヨビトリテ、ヤガテ遠カゲ入道ニシテイダカセテ、新田四郎ニサシコロサセテ」と記述しているように、能員が時政のもとに誘き寄せられて天野遠景と新田（仁田）忠常に刺殺されたことは確実であろう。

『吾妻鏡』では「能員依_レ企_ニ謀叛_一。今日可_ニ追伐_一。各可_レ為_ニ射手_一」^{三五}と言った時政に対して「不_レ能_レ發_ニ軍兵_一。召_ニ寄御前_一。可_レ被_レ誅_レ之。彼老翁有_ニ何事_一之哉」と答え、能員を誘き寄せて殺害することを進言したのは天野遠景になっている。そもそも謀叛であるならば、なぜ軍兵を派遣することができな

いのだろうか。能員殺害に当たって、合戦という手段が取られていないことは、『吾妻鏡』と『愚管抄』の記事が一致していることから間違いないとすると、軍兵を派遣することができないのは、能員の「謀叛」そのものが存在しないものであったからということになる。時政と遠景のやり取りが事実であるとすれば、遠景は謀叛の事実のない能員追討の責任が自身に及ぶことを避けたかったのだと考えられる。

本郷和人氏が「家督相続の話自体が、あとづけの創作だったのではないか」^{一五}とし、家督相続の話は能員殺害を正当づけるために御家人の間に広められたのだと推測しているように、能員が北条氏を倒そうと頼家と「密談」したことも、その密談を政子が聞いていたということも、能員誅殺の正当性を主張するために政子を中心とした北条氏によって作られたものであったといえよう。なお、天野遠景とともに能員を殺害し、一方で頼家からは時政暗殺を命じられた仁田忠常は九月六日、加藤景廉によって誅殺されている^{一六}。これは忠常が一番の乳母夫であったことが関係しているとみられる。

『吾妻鏡』は頼家の死亡理由については触れていないが、『鎌倉年代記』『鎌倉裏書』『武家年代記』はいずれも「誅された」と記しており^{一七}、中でも『武家年代記』は「元久元七十九於修善寺卒、平義時殺之云々」と義時によって殺害されたとしている。また『愚管抄』は刺殺したとするが、それだけではなく首に紐をつけ、陰囊を取るなどして殺したとしている。『保暦間記』にも「修禅寺ノ浴室」にて襲われたとあるので、無防備な入浴中に襲われたのであろう^{一八}。元久元年七月二十四日に金窪行親が義時の命により頼家与党の御家人を誅殺している（史料五）こと、一番殺害を藤右馬允に指示したのも義時であることなどを考えると、『武家年代記』が記すように頼家暗殺の刺客を放ったのは義時である可能性が高い。

【史料五】『吾妻鏡』元久元年七月二十四日条

左金吾禪閣御家人等隠居于片土^一。企謀叛^二。絳発覚之間。相州差遣金窪太郎行親已下^三。忽以被誅戮之^四。

それでは建仁三年の段階での得宗被官候補の行動について見ていきたい。史料二には北条義時・北条泰時・平賀朝雅・小山朝政・小山宗政・結城朝光・畠山重忠・棒谷重朝・三浦義村・和田義盛らとともに、金窪行親や尾藤景綱の父・尾藤知景の名が挙げられている。金窪行親は前述の通り、元久元年七月にも頼家の御家人誅伐に派遣されており（史料五）、被官化しているとまでは断言できないものの、義時の側近として行動していると言いうことはできよう。この行親の行動に被官化の兆候が見られるようになるのが、『吾妻鏡』建保元年四月二日条である。ここでは安東忠家とともに和田胤長の屋敷を与えられており、義時が屋敷を「与える」という行為をしていることから、義時と行親・忠家の間には主従関係が結ばれていることが読み取れる。したがって、比企氏の乱以前、あるいは比企氏の乱をきっかけに義時の側近となった行親は、建保元年までの間に被官化したのだと考えられる。

尾藤知景は建久元年（一一九〇）十一月七日条に見られる「尾藤次」と同一人物と考えられ、元暦元年（一一八四）二月二十一日条に見られる尾藤知宣の弟である^{一九}。知景は小御所合戦で傷を負ったためこれが終出となるが、十年後の建暦二年には子の景綱が時実の乳母夫になっており、建保元年五月二日の和田合戦時にも泰時に近侍して泰時に盃を賜っている^{二〇}ので、知景の家督を継いだ景綱が比企氏の乱以降に義時・泰時父子と主従関係を結んだのであろう。

第二節 牧氏事件と得宗家・得宗被官の成立

一 牧氏事件と義時・政子政権の誕生

將軍家の外戚として、北条氏に比肩しうる力を持っていた比企氏を滅ぼし、時政は政所別当となった。その時政自身が失脚することになるのが、元久二年に起きた「牧氏の変」「牧氏事件」と呼ばれる事件である^{二一}。牧の方は牧宗親^{二二}の女であり、時政の正室となっていた。『愚管抄』に「時正ワカキ妻ヲ設ケテ」^{二三}とあるのが牧の方である。本節では『吾妻鏡』が描く牧氏事件の構造を考察するとともに、牧氏事件の前年に起きた北条政範の死についても検討し、得宗家と得宗被官の成立について明らかにしたい。まずは牧氏事件の直前に起きた畠山重忠・重保父子殺害事件から牧氏事件までの『吾妻鏡』の記述を簡単に確認しておきたい。

元久二年四月十一日、鎌倉に近国の者たちが群参し武具を整えているとの風聞が流れる。武蔵国に蟄居していた稲毛重成が時政の招きにより従者を率いて鎌倉に参上すると、人々は怪しみ風説が流れた。この騒動は五月三日には静まり、集まっていた御家人たちは命令によって大半が帰国している。しかし六月二十日になり、稲毛重成の招きによって畠山重保が武蔵国より鎌倉に到着すると、翌日には畠山重忠・重保父子誅殺の謀議が内々に開かれている。これは時政と牧の方の娘婿・平賀朝雅が、昨年十一月四日の酒宴において畠山重保から悪口を受けたと牧の方に訴えたことによるものだが、重忠も時政の先妻の娘婿であったことから、義時・時房は重忠を討つことに異を唱えている。

そして二十二日、重保を由比ヶ浜に誘き寄せると、三浦義村の命を受けた佐久満太郎らが取り囲み殺害する。さらに父重忠が参上するとの風聞を受けて、道中で誅殺するようにとの命が出され、義時以下の軍兵が悉く出陣し、武蔵国二俣河で重忠を討つ。合戦後に重忠が無実であったことがわかるが、その残党

の所領に至るまで召し上げられ、勲功のあった者に与えられることとなった。この恩賞は政子の計らいによって行われており^{二二}、政子の女房五・六人も畠山氏の遺領の中から新たに恩賞を与えられている^{二四}。

同年閏七月十九日、今度は牧の方が時政亭にいる実朝を廃し、平賀朝雅を將軍にしようとしているとの風聞が流れたため、政子は長沼宗政（小山）・結城朝光・三浦義村・三浦胤義・天野政景らを遣わして実朝を義時邸に迎え入れた。時政が集めた勇士は皆義時邸に行き実朝を守護したため、時政は同日出家、翌日伊豆国に向かい、北条の地に隠居した。平賀朝雅は二十六日に京都において誅殺されており、この日の『明月記』には「或説云、時政嫡男相模守義時背^二時政^一、与^二將軍実朝母子^一同心、滅^二繼母之党^一云々、是又不^レ知^二実否^一」と記されている。また、牧の方は京都に追放されている。

永井氏は「比企氏の乱で動揺する武蔵国の運営をめぐる北条氏と畠山氏の対立が鎌倉の政局に波及し、それが北条政子・義時姉弟による時政の追放にいたる政争にまで発展した」^{二五}としているが、それだけではなく、義時や政子の立場が事件の発端となっていると考えられる。義時は元久元年三月六日に四十二歳で従五位下相模守に叙任されており^{二六}、『吾妻鏡』には七月二十四日条（史料五）より「相州」と見られるが、それまでは「江間四郎」と記されているように、無位無官であった。ところが、元久元年四月十二日、政範は若干十六歳で従五位下左馬権助に叙任されている^{二七}。このことから、時政と牧の方との間の子である政範が時政の後継者と考えられていたとされている^{二八}。『明月記』同年閏七月二十六日条には「時政嫡男相模守義時」と記されているため、世間では義時が時政の「嫡男」と考えられていたとみられるが、北条氏内部においては、政範を嫡子とする動きがあったことは十分に考えられる。つまり、政範が時政の死後家督を継いだならば、義時は北条氏庶子家の一つにすぎなくなっていたのである。しかし、政範が在京中に突然死亡し、さらには時政が失脚したことで、義時が政所別当職を引き継ぎ北条氏の惣領となったわけである。

政子についても、すでに頼朝に嫁した身であり時政亡きあとは牧氏が後家として北条氏の家政を取り仕切ることになったはずである。政子自身將軍家の「後家」としての力を行使しているだけに、後家の持つ力については十分に存知していたとみられる。『吾妻鏡』の「頼家將軍記」の最後となる建仁三年九月十五日条によれば、この日政子の許を訪れた妹の阿波局は、実朝が時政亭にいることについて、牧の方が守役として信頼できないと伝え、政子はすぐに義時・三浦義村・結城朝光を派遣して実朝を迎え入れている。この時は時政が駿河局を介して陳謝し、実朝が成人するまでは政子のもとで養育することになったという。ところが実朝元服の記事が同年十月八日であることからわかるように、「成人するまで」といつてもわずかな期間しかないため不可解な記事となっている。ただし、政子はこの時点で幕府の実権を時政・牧の方夫妻に渡すつもりはなかったことは確実で、平賀朝雅を將軍にしようとしているという「風聞」も

政子が意図的に流したものであったと考えられよう。その後、時政は建保三年（一二二五）正月六日に腫れ物のため同地で死去し、二度と歴史の表舞台に戻ることがなかったのである。

二 北条政範の死と得宗被官の成立

ここで、時間を牧氏事件の前年に戻し、政範の死について考察したい。政範が左馬権助に補任されたのは先述の通り元久元年四月十二日である。しかしその年の十一月五日、政範は京都において突然死亡した。政範が上洛していたのは、実朝の御台所となる坊門信清の娘を迎えるためで、実朝が「直」にメンバ―を定めた「容儀花麗之壮士」^{二九}の一人として十月十四日に鎌倉を出発し（史料六）、十一月三日に京に到着していた。そして十三日に京より鎌倉に到着した飛脚が「自一路次」^{三〇}「病惱」であったため、ついに死に至ったのだと伝えている。

【史料六】『吾妻鏡』元久元年十月十四日条

坊門前大納言^{信清卿} 息女。為^二將軍家御台所^一。依^レ可^二下向^一給上。為^二御迎^一人々上洛。所謂。左馬権助・結城七郎・千葉平次兵衛尉・畠山六郎・筑後六郎・和田三郎・土肥先次郎・葛西十郎・佐原太郎・多々良四郎・長井太郎・宇佐美三郎・佐々木小三郎・南条平次・安西四郎等也。

二十日に鎌倉に帰参した政範の僮僕によると、政範の遺骸は死去の翌日、六日に東山の辺りに葬られたという。最初に政範の死を知らせた飛脚が十三日に鎌倉に到着しているが、六日の埋葬のことについては触れられていない。また、史料六に記載されている迎えの武士は十五名だが、信清の娘の出立の様子を記した『明月記』同年十二月十日条（史料七）によると、実際の人数は二十名であったことがわかる。そして定家が二十人のうち二人（馬助」と「兵衛尉」）が死去したと記していることから、二十名の内「馬助」（左馬権助）である政範の他にもう一名「兵衛尉」が死去していたことになる。死去した二人の替わりとして中原親能の子が加わったが、それでも一人は欠けたままだったため、前陣に九名、後陣に十名という体制のもと鎌倉に向けて出立している。

【史料七】『明月記』元久元年十二月十日条

来^レ迎武士廿人之中二人死去^{馬助、兵衛尉}、其替親能入道子雖^レ加、今一人猶欠、前陣侍九人、各水干小袴^{（行脱カ）}、膝^{（行脱カ）}、無非^二錦繡^一、次ヒスマシ二人騎馬、著^二直垂小袴^一、次雑仕二人、（中略）次又関東侍十人、前後合十九人、

史料六に見られる人物の中では兵衛尉は千葉常秀だけだが、常秀は以後も『吾妻鏡』に活動が確認できるため、候補からは除外できる。つまり、史料六では省略されている五人の中に死亡した人物がいたことになる。元仁元年まで存命の可能性があり、以降の生存が確認できない「兵衛尉」がその候補となるわけだが、『吾妻鏡』に見られる人物の中で、明確に元仁元年を境に見られなくなる人物というのは残念ながら確認できない。多くは建久六年（一一九五）の頼朝の東大寺供養の随兵として見られるのが終出になっているからである。とはいえ、南条平次も建久六年の次がこの史料六となっていることから、東大寺供養の随兵として見られる人物など^{三〇}は一応候補としておいてもよからう。

『明月記』は二人の死因については触れていないが、短期間で二人も死亡し、実朝將軍記に関しては『明月記』を参考にしていないはずの『吾妻鏡』が「兵衛尉」の死について触れていないこと、実朝が「直」に人選に携わったというわりにその人数を記していないことなどを考えると、政範の死が本当に病による死であったのか疑問である。

二十名の人選には当然実朝や政子・時政・義時を中心とする幕府の重臣があつたと考えられる。政範に関しては時政・牧の方の意向、政子・義時の意向などが想定されるが、その他の十九名の中には時政から政範を守るよう命じられた人物や、義時から政範暗殺の命を受けた御家人がいたとしても不思議ではない。そう考えると、畠山重保と平賀朝雅との口論についても再検討しなくてはなるまい。

『吾妻鏡』は牧氏事件の発端を、十一月四日に平賀朝雅の六角東洞院の邸宅で行われた酒宴において起きた朝雅と畠山重保との口論とする。この口論は「合ノ輩」によつて宥められ、その場は何もなく退散したとの風聞があつたという^{三一}。重保とともに上落した史料六の御家人たちも参加していたと考えられるため、二人の口論はこの御家人たちによつて止められたのであろう。朝雅はこの時に重保に悪口を受けたとして牧の方に「讒言」したため、畠山重忠・重保父子は誅せられることになったのである。もちろん、牧氏の愛息を失つたことによる悲しみに加え、牧氏自身の子の中では唯一の男子であつた政範の死によつて、牧の方の立場が不安定なものになったであろうことを考えると、娘婿を將軍にと考えたとしても不思議ではないが、口論から半年以上経つてからの「讒言」には疑問もある。しかもその間、『吾妻鏡』には朝雅の動向は記されておらず、口論についての記事は、政範の埋葬を知らせる記事の中に出てくるのみである。つまり、人々の関心を政範の死から逸らし、牧氏事件を正当化するために意図的にこの口論を強調した、もしくは口論自体が存在しなかった可能性すらあるのではないだろうか。しかも『吾妻鏡』は時政が命じた暗殺（比企能員）についてはその状況を記す一方、一幡殺害のように義時が命じた暗殺に関しては本当の死因を記さないという編纂方針を取っていることを考えると、記事をそのまま信じるのは危険である。さらに、当時の義時の力だけでは実行に移

すことが困難であったとしても、そこに政子の力が加われば状況は大きく変わってくる。

そこで改めて史料六に見られる御家人を見ていくと、政範を除けば結城朝光・千葉常秀・畠山重保・八田智尚・和田宗実・土肥惟平・葛西十郎・佐原景連・多々良明宗・長井時秀・宇佐美祐茂・佐々木盛季といった有力御家人の子息が主な構成員であることがわかる。結城朝光は政子の妹・阿波局(阿野全成の妻)から梶原景時の讒訴によって誅殺されようとしていることを聞き、有力御家人六十六名が訴状を作成、景時失脚の原因を作った人物であり、政子とは近い立場にある。後に討たれてしまうが、畠山重保は父の重忠が時政先妻の娘婿であり、やはり政子や義時と近い立場にある。事件の発端とされる人物でもあるだけに、無視することはできない人物と言える。しかし、もし政範が暗殺されたのだとすると、それを実行した人物は省略されている五人の中にあると考えられる。死亡した「兵衛尉」もその候補と言えるが、巻き込まれて死亡した可能性もある。この五人の中には、単に有名な一族でないために省略された人物もいるだろうが、『吾妻鏡』編纂者が意図的に省略した人物もいると考えたほうがよからう。

ところで、被害者の立場が非常に似ている事件が泰時期に起きている。それが、尾藤景綱が乳母夫となっていた泰時次男の時実が、安貞元年(一二二七)六月十八日に家人の高橋二郎に殺害された事件である。この事件については第四章でも触れるが、『民経記』の同年六月二十一日条に「武蔵守泰時男二郎、〃〃〃兵衛尉、被誅」とあることから、姓は不明ながら「兵衛尉」が一人犠牲になっていることがわかる。政範も時実もともに十六歳であったという共通点もある。景綱は大内裏の焼失について泰時の使者として五月十日に上洛し、六月十五日に鎌倉に戻ってきたばかりであった。翌日に行われる丈六堂供養(政子の三回忌の追善のために泰時によって建立されていた)のために集まっていた御家人たちが駆け付け、高橋二郎は生捕とされた。捕えたのは伊東祐時の郎従であり、祐時は景綱とともに上洛し(祐時は將軍の使者)、やはり鎌倉に戻っていた。高橋二郎も京の住人であるということから、この事件は京都と何らかの関わりがあるようにみえる。牧の方が京都に追放されていたことと合わせ、見過ごすことのできない事件といえる。いずれにしても単なる家人による殺害事件ではなく、『吾妻鏡』の編纂者が殺害動機を書かなかった理由が存在することは確かである。

その他にも、北条五郎(時政の従兄弟・時綱の子)が承久三年五月二十二日条において泰時に従って上洛した「十八騎」の中に挙げられているながら、六月十八日条の死亡者の交名に名前があるのみで、死亡したことについて触れられていないことや、寛元四年(一二四六)の寛元の政変では、朝時の子・時幸が自害したのを病死とする^三など、『吾妻鏡』が北条氏一族の死に関して真実を記さない傾向にあることは明らかであり、政範の死に関しても何らかの作為が加えられていると考えた方がよからう。

鎌倉で政範の殺害に及べば当然大騒ぎになっていたであろうが、時政と政範が離れるこの機会は絶好のチャンスと言える。政範の死は家督篡奪を目指す義時と、一族内における立場を維持しなくてはならなかった政子の利害が一致した結果としてもたらされたものであり、その延長線上に牧氏事件があるのである。得宗家が初代を時政ではなく義時と考えていたことは、時頼が「徳崇」という追号を義時に贈っていることから明らかである。つまり、義時が惣領となったことで、本当の意味での「得宗家」は成立したわけである。序章で義時以降を「得宗」とすると述べたのはこのためである。そして必然的に義時の被官となった御家人は、北条氏惣領家の被官ということになるため、ここに「得宗被官」も成立したことになる。

一口に御家人といっても、郎従が数人しかいない御家人から、三浦氏や千葉氏などの武士団を形成するような御家人まで、その勢力には差がある。したがって北条氏に限らず、中・小御家人が他の有力御家人の被官となることは十分に考えられることであつた。頼朝と主従関係を結んで御家人となつたものの、勢力の小さい一族にとっては、有力御家人の被官となることは家を存続させるための一つの道といえる。しかも、御家人としての身分は御家人役を勤仕し続けている限り失われることはないのである。

さらに、得宗被官となつた人物を見ていくと、一族の中では本来嫡流ではない人物のほうが多い点にも注目したい。例えば、本章の冒頭でも触れたように、南条時員は曾我小太郎祐綱（曾我兄弟の養父となつた曾我祐信の子）とともに、建保元年正月二日に義時沙汰の堀飯での馬引きを務めているが、惣領は史料六に見られる南条平次（南条次郎）であつたと考えられる。しかし、建治元年（一二七五）の「建治帳」では伊豆国の「南条七郎左衛門入道跡」（時員跡）に三貫が配当されており、惣領は明らかに時員になつていたことがわかる。

南条氏の名字の地である伊豆国南条は、北条氏の本拠地である北条と地理的にも近く、南条氏はもともと北条氏と近い立場にあつたと言える。そしてそのような関係から平次は時政と近い人物であつたと考えられ、元久元年の上洛の際にも政範を守るべく二十人の中に加えられたのだと考えられる。そのため、時政が失脚したことにより、義時と主従関係を結んだ時員が一族内における立場を上昇させ、結果として嫡流になつたのである。そう考えると、時員は義時の被官となつたことによつて、堀飯という行事にも参加することができたと見えよう。

なお、曾我祐綱の場合は、義理とはいへ、兄弟が敵討ちという事件を起こしたことで、厳しい立場に置かれていたと推察され、被官化したのもこのような事情によると考えられる。

南条氏だけでなく、甲斐工藤氏も庶流の人物の流れが有力得宗被官となつている。比企氏の乱の際、工藤行光は時政の命によつて堀親家を誅殺しているが、

時頼期に小侍所所司となった工藤光泰、貞時期に得宗家公文所執事となった工藤景暁（景暁）など、有力得宗被官として活躍するのは惣領である行光の流れではなく、弟の六郎重光の流れである^{三三〇}。行光は時政の失脚後は建暦元年（一二二一）まで『吾妻鏡』には見られなくなり、再び姿を見せた二つの記事も射手としてのものであるため、義時との被官関係を裏付ける史料はない。ちなみに行光の子孫は「布施」・「大瀬」を名乗り、それぞれ名越氏や大仏・佐介氏といった北条一門の被官となっている。

以上のような南条氏や工藤氏の例を見ると、時政の命を受けて行動していた人物の子孫は、得宗被官とはならなかった（もしくははなれなかった）とも言える。当時の時政の力を考えれば、時政の被官となった御家人も当然存在したと考えられるが、このような理由から時政の被官は「得宗被官」とは言えないのである。

おわりに

頼朝の死後、数年のうちに起きた比企氏の乱・畠山事件・牧氏事件といった政治的事件は、多くの御家人に影響を与えたことは想像に難くない。義時は畠山氏を倒すとともに、時政を失脚させ、北条氏の家督の地位を手に入れた。そのため、これらの事件に関して、『吾妻鏡』にはあえて記されていない事実があること、編纂者の作為が加えられていることは確実である。こういった作為を見抜く上でも、義時の命を受けて実際に行動している得宗被官候補の人物たちの動きに注目して事件を考察することが必要なのである。

さて、金窪行親や安東忠家が義時によって重用された背景には、二人が実務能力に優れていたということが挙げられよう。行親の発給による文書は残っていないが、侍所所司となる以前からすでに謀反人の追討、首実検などの侍所の職務を担っている。安東忠家は行親の副官的な立場というだけでなく、義時の奉書を発給するなど、文筆能力に優れていたことがうかがえる。

忠家は宇治川の合戦の最中に川に流されて死亡してしまいうため、平姓安東氏の活躍は時頼期の安東蓮聖の登場まで一端途切れてしまいが、行親は義時の死後も侍所所司のままであった。ところが、元仁元年（一二二四）の伊賀氏事件の際に泰時亭への出入りを許されたのは、平盛綱・尾藤景綱・関実忠・安東光成（藤姓安東）・万年右馬允・南条時員であり、行親は出入りを許されていなかったことになる。さらに、嘉禎二年（一二三六）に泰時の邸宅の敷地内に屋敷

を構えるようになるのは、やはり尾藤景氏（景綱の養子）、平盛綱、諏方盛重、万年右馬允、安東光成、南条時員であり、行親は含まれていない。最も早い段階で得宗被官となりながら、行親は「得宗被官家」として確立しなかったのである。この点については次章で考察したい。

注

一 嘉元三年の嘉元の乱の直前に北条宗方が半年間だけ侍所所司であったが、これは平前門の乱後の特殊な状況下のものといえる（詳しくは第二部第三章で触れる）。

二 『大日本古文書』家わけ第十三（阿蘇文書之一）二二。忠家は義時の命に背いて蟄居していたが、承久の乱の際に泰時上洛を聞き、泰時のもとに駆けつけ付き従い（『吾妻鏡』承久三年五月二十五日条）、宇治川の合戦で死亡している（同六月十八日条）ため、それ以前のものであることがわかる。

三 比企氏の乱に関する論考には安田元久『北条義時』（吉川弘文館、一九六一年）、柏美恵子「比企氏の乱と北条時政」（『法政史論』七号、一九八〇年）、永井晋「比企氏の乱の基礎的考察——『吾妻鏡』建仁三年九月二日条と『愚管抄』の再検討から——」（『地方埼玉』三七、一九九七年）、永井晋『鎌倉源氏三代記』（吉川弘文館、二〇一〇年）などがある。また比企氏一族とされている日蓮門下の大学三郎能本に注目した研究として清田義英『比企氏の乱』後の比企氏——鎌倉比企ヶ谷の住人——（『金沢文庫研究』二〇号、一九七四年）がある。

四 八代国治『吾妻鏡の研究』（第三版、明世堂書店、一九四三年）一七〇頁〜一七四頁。

五 本章で扱う『愚管抄』の記事の多くは三〇〇頁〜三〇一頁に記載されているため、この頁を典拠とするものについては、煩雑さを避けるために注を省略した。

六 能員亭のあった比企谷に存在する日蓮宗長興山妙本寺（日蓮宗本山比企谷妙本寺）の寺伝によると、この二歳の男子が妙本寺の開基となった本行院日学であり、比企能員の末男で大学三郎能本と号し、日蓮の俗弟子であったとする（『新編相模風土記稿』大日本地誌大系、雄山閣、一九七〇年）。清田氏はこの寺伝に基づき、能本の生涯について考察している（注三清田論文）。なお、清田氏は能本を建仁元年誕生としているが（同一頁）、当時は数え年なので建仁二年誕生であろう。妙本寺にある能員の妻の墓には「延尉藤原能員妻三浦氏妙本墓」とあり、三浦一族の和田義盛が預り安房国に配流となったのは、男子の母が三浦氏であったことによるものと考えられる。ただし「大学三郎」という通称は父が「大学（助もしくは允）」であった者の三男ということになるため、この寺伝をそのまま事実と考えるには疑問が残る。日蓮の葬儀には「大学亮（助）」という人物が「大学三郎」とともに参列している（『鎌倉遺文』一四七二二号）が、清田氏はこの「大学允（清田氏は「允」とする）」は能本の父ではあり得ないとし、能本の子ではないかと指摘している（清田論文一三頁）。いずれにしても建仁二年生まれの人物であれば弘安五年の日蓮の葬儀の際には八十一歳とかなり高齢になっている。能本が比企氏一族であったとしても、能員の子ではなく孫だと考えられるが、詳しい考察は今後の課題としたい。

七 『吾妻鏡』建仁三年九月四日条。能員に与し血縁関係を結び、二日の合戦で能員の子息たちと行動を共にしたとして、小笠原長経・中野能成・細野兵衛尉が拘禁されている（十九日に能成以下の所領没収が決定されている）。ただし能成は直後に所領を安堵されている（『鎌倉遺文』一三八一号）。また島津左衛門尉忠久も能員の縁坐によって大隅・薩摩・日向国等の守護職を収公されている。加賀房義印は降参して時政の侍所に出頭したという。

八 『吾妻鏡』建仁三年九月二十九日条。

九 『吾妻鏡』元久元年七月十九日条。伊豆国からの飛脚が西刻に到着して伝えてい

一〇 注(三) 永井著作、一四八〜一五〇頁。ただし永井氏は九月二日条を中心に論じているため、『明月記』と『猪隈関白記』の記事については触れていない。永井氏は『吾妻鏡』と『愚管抄』の相違点について、『吾妻鏡』は「北条氏の動向を中心に記述」し『愚管抄』は「比企氏に好意的な記述」をしている点であるとしている(注三永井論文、二頁)。また『愚管抄』の小御所合戦の記述は『吾妻鏡』よりも詳しく、比企氏側の糟屋有季の最期を特に取り上げていることから、慈円が糟屋有季の遺族から情報収集を行って書いた可能性を指摘している(同五〜六頁)。

一一 『吾妻鏡』は蹴鞠の名手・大輔房源性が一幡の遺骨を拾おうとしたが、焼けた死骸が多く交じっており探せず、一幡の乳母の証言によって、ある死骸の右脇下に小袖が一寸余り残っており、そこに菊の文様が見て取れたためその遺骨を拾い、高野山奥院に奉納するため出発したとしている(九月三日条)。

一二 永井氏は「後に北条義時が郎党万年右馬允に殺させた」と、「藤馬」「藤右馬允」を「万年右馬允」に比定している(注三永井著作、一五〇頁)が、その根拠は明らかにされていない。万年氏の初出は建保五年二月十九日条の万年九郎で、義時室の伊賀氏が重服のため万年九郎宅に移っていることから、義時代の代からの被官であったことが確認できる。現存する史料には万年氏が藤原姓であったことを示す史料はないが、万年氏は鎌倉時代後期になっても「右馬允」を称していることから、「藤右馬允」が万年右馬允である可能性は十分に考えられるが、『吾妻鏡』に万年右馬允という人物が見られるのは元仁元年以降である。万年氏については他の得宗被官と比べて史料が少なく(付表18参照)、藤右馬允と万年氏との関係については今後の課題としたい。

一三 注(三) 永井著作、一五〇〜一五一頁。

一四 一夜を五つに分けた二番目の時刻で、午後九時〜午後十一時にあたる。「ヤガテ武士ヲヤリテ、源頼家ガヤミフシタルヲバ、自元広元ガモトニテ病セテソレニスエテケリ」と広元のもとに武士を使わして監視させたとしている。

一五 『現代語訳吾妻鏡』(七、吉川弘文館、二〇〇九年)三二頁。

一六 『吾妻鏡』は忠常が名越の時政亭と呼ばれ、帰りが遅いことをいぶかしんだ忠常の舎人が一族に知らせ、義時のいる政子の邸宅を襲撃したためとする。

一七 『鎌倉年代記』(六頁)、『鎌倉裏書』(三九頁)、『武家年代記』(七三頁)。なおこれらの史料では七月十九日に誅されたと記す。

一八 『保暦間記』七五頁。「頼家、少駿ヲ得、能員ヲコソ打レメ、目ノ前ニテ一幡ヲサヘ打レヌル事無念也トテ、時政ヲ討ツヘシトテ、諸人ヲ召ス処ニ、同廿九日、伊豆国修禅寺へ移奉リヌ。然間、時政、將軍ノ執権トシテ天下ノ事執行フ。頼家、猶謀叛ノ聞ヘ有ケレハ、次年元久元年七月十九日ニ、三十三歳ニシテ修禅寺ノ浴室ノ内ニテ討レ玉フ」とある。「三十三歳」とあるのは「二十三歳」の誤り。なお、『鎌倉大日記』は「七月十八日薨於修善寺廿三歳、於浴室中被害」とあり、やはり浴室で殺害されたとする(一九三頁)。

一九 尾藤氏系図については第三部第一章で考察している。

二〇 牧の方及び牧氏事件に関しての論考としては、杉橋隆夫「牧の方の出身と政治的位置」(井上満郎・杉橋隆夫『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年所収)、細川重男・本郷和人「北条得宗家成立試論」(『東京大学史料編纂所研究紀要』十一号、二〇〇一年※細川重男氏の執筆による部分)のちに同氏の『鎌倉北条氏の神話と歴史』にまとめられている)、野口実「伊豆北条氏の周辺―時政を評価するための覚書―」(『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』二〇号、二〇〇七年)などがある。

二一 宗親は池大納言頼盛の家人であり、駿河国大岡牧を名字の地とする一族である。細川・本郷両氏は時政の長子宗時の「宗」は牧宗親からの偏諱である可能性を指摘している(注二〇細川・本郷論文、三頁)。

- 二三 『愚管抄』三〇二頁。時政と牧の方の間に生まれたのは北条政範・平賀朝雅室・宇都宮頼綱室である（注二〇細川・本郷論文、二頁）。
- 二三 『吾妻鏡』元久二年七月八日条。
- 二四 『吾妻鏡』元久二年七月二十日条。
- 二五 注（三）永井著作、一六八頁。
- 二六 『鎌倉年代記』七頁、『武家年代記』七四頁。義時は応保三年（長寛元年）の誕生。
- 二七 『明月記』同年四月十三日条。この時二十三歳の泰時にいたっては建暦元年に修理亮となるまで無位無官であった。
- 二八 注（二〇）細川・本郷論文、五頁及び細川著作、一九頁。
- 二九 『吾妻鏡』元久元年八月四日条。
- 三〇 善兵衛尉、豊島（崎）兵衛尉、中村兵衛尉の三名。
- 三一 『吾妻鏡』元久元年十一月二十日条。
- 三二 『吾妻鏡』寛元四年六月一日条。
- 三三 「伊藤氏系図」。能員のもとに使者として向かった工藤五郎も行光の弟・五郎朝光の可能性が高い。

第二章 金窪行親と和田合戦

はじめに

承元三年（一二〇九）、和田義盛は上総介を望み^一、北条義時は年来の郎従「主達」を侍（御家人）に準ずる身分にすることを望んだ^二が、將軍源実朝はいずれも許さなかった。『吾妻鏡』の記事によれば、実朝は義盛の上総介補任に関しては問題ないと考えていたようだが、政子に相談したところ、頼朝の時代に「侍受領」（六位で国司となること）は停止すると決定があり、実朝が新しい例を始めるのであれば女性が口を出すことではないと返事をしたために許されなかったという。一方義時の主達の件は、後に彼らが由緒を忘れて振る舞うことを危惧した実朝自身の考えによって許されなかった^三であり、ここに政子の介入は見られない。

主達を御家人に準ずる身分にすることとは、義時の軍力を強化する意味をもっていたと考えられるが、これが否定されたこと^四によって、義時は御家人身分である金窪行親を重用するようになったとみられる。行親は『吾妻鏡』に見られる活動期間は建仁二年（一二〇三）〜仁治二年（一二四一）と比較的長い（付表9）ものの、行親一代限りの得宗被官であるためあまり注目されることはないが^五、初期の得宗被官の活動を考察する上では重要な人物と言える。

また、建保元年（一二一三）になると、行親とともに平姓安東氏の祖となる安東忠家も義時の被官として見られるようになる。忠家は駿河国安東郡を名づけた地とする武士と考えられ^六、和田合戦では常に行親とともに行動している（付表16①）。本章の目的は、建保元年に起きた和田合戦^七の中で重要な役割を果たした行親と忠家の行動から、初期の得宗被官の実態を明らかにすることである。まず第一節では『吾妻鏡』の記事に見られる行親・忠家の行動を見ていくとともに、和田合戦に関する『明月記』の記事を用いて事件が起きた背景について考察していく。第二節では和田合戦後の行親の行動を他の得宗被官と比較することで、金窪氏が得宗被官家として「確立しなかった理由」について検討していきたい。

第一節 和田合戦における金窪行親と安東忠家の行動

一 泉親平の乱から和田合戦へ

和田合戦の原因となった事件は、信濃国の住人・泉小次郎親平が一昨年より謀叛を企て、尾張中務丞が養育する源頼家の遺児・栄実を大將軍として、義時を殺害しようとしたことによる^六。建保元年二月十五日、千葉介成胤が阿静房安念（信濃国の住人、青栗七郎弟）を捕らえ、義時のもとに召し出された安念は尋問のために二階堂行村のもとへ送られることになった。この時行親は義時の命により、行村の補佐として尋問にあたるよう遣わされている。安念の白状によって謀反人が明らかになり、翌十六日、捕らえられた人々の身柄はそれぞれ御家人たちに預けられることになった。下記の表1がこの時謀叛人として捕らえられた人物と、身柄を預かる御家人の一覧である^七。義時は張本が百三十余人、一味は二百人にも及ぶ謀叛人の身柄を捕らえて鎌倉に進めるよう諸国の守護人に命じ、小山朝政・結城朝光とともに行親・忠家がこれを奉行することになった。

表1を見ると、和田義盛の子・義直と義重、甥の胤長が含まれており、義直・義重は工藤祐経の子・祐時と祐広（廉）がそれぞれ預かり、胤長は行親と忠家が二人で預かっている。ただしすべての人物が処罰されたわけではなく、恩赦によって許された人物もいる。まず、藪田成朝は十八日に上条時綱の家から脱出して逐電し、祈祷僧敬音の坊で出家を勧められるが、受領を望む思いを達することなく出家はできないとして行方をくらましている。二十日になってそのことが露見すると、召し出された敬音によって成朝の言い分を聞いた実朝は成朝の受領を望む思いに感心して、成朝を捜し出して恩赦するように命じている。また、渋河兼守は二十五日に安達景盛に対して明日（二十六日）の明け方に誅殺するようにとの命があったが、このことを聞いた兼守は悲しみのあまり十首の和歌を荏柄社の聖廟に奉納すると、この和歌を前日の夜から荏柄社に参籠していた工藤藤三祐高が退出の際に見つけて御所に持参したため、感心した実朝はす

表1 建保元年2月16日に捕らえられた謀反人と身柄預かり人

	謀反人	備考	身柄預かり	備考
1	一村（市村）小次郎近村	信濃国住人。	匠作（北条泰時）	
2	籠山次郎	信濃国住人。	高山小三郎重親	高山重遠の子。
3	宿屋次郎（重氏）	宿屋重堯の子。武蔵児玉党。	山上四郎時元	
4	上田原平三父子三人	信濃国の武士。	豊田太郎幹重	豊田政幹子。常陸大掾氏一族。
5	藪田七郎成朝	18日に逐電→実朝によって恩赦。	上条三郎時綱	宇都宮頼綱の子。
6	狩野小太郎		結城左衛門尉朝光	小山政光の子。
7	和田左衛門尉義直	義盛の勲功によって赦免。	伊東六郎祐長	工藤祐経の子。
8	和田六郎兵衛尉義重	義盛の勲功によって赦免。	伊東八郎祐廣（廉カ）	工藤祐経の子で祐長の弟。
9	渋河刑部六郎兼守	実朝によって恩赦。	安達右衛門尉景盛	安達盛長の子。
10	和田平太胤長	和田義盛甥。陸奥国岩瀬郡に配流。	金窪兵衛尉行親・安東次郎忠家	義時被官。
11	磯野小三郎	信濃国の武士。	小山左衛門尉朝政	小山政光の子。

（筆者作成）

に兼守の罪を赦している。さらに和田義直・義重も三月八日に上総国伊北庄から鎌倉に駆けつけた義盛が実朝に愁訴したため、父の勲功に免じて罪を赦されている。

ところが、義盛が三月九日に胤長の赦免を求めて一族九十八人を引き連れて御所の南庭に列座し、大江広元を申次として実朝に嘆願した際には、胤長は謀叛の首謀者であり、特に策謀を廻らしたとして赦されず、行親と忠家の手から二階堂行村に引き渡されている(史料一)。さらに義時によってその身柄を拘束するようにとの実朝の意向が伝えられた。

【史料一】『吾妻鏡』建保元年三月九日条

義盛着_二木蘭地水干葛袴_一。今日又参_三上御所_一。引_三率一族九十八人_一。列_三座南庭_一。是可_レ被_レ厚_三面囚人胤長_一之由。依_三申請_一也。広元朝臣為_二申次_一。而彼胤長為_二今度帳本_一。殊廻_三計略_一之旨。聞食之間。不_レ能_三御許容_一。即自_二行親。忠家等之手_一。被_レ召_三渡山城判官行村方_一。重可_レ加_三禁遏_一之由。相州被_レ伝_三御旨_一。此間。面_三縛胤長身_一。渡_二一族座前_一。行村令_レ請_三取之_一。義盛逆_レ心職而由_レ之_{云々}。

『吾妻鏡』はこの時、胤長を後ろ手に縛り、一族が列座する前で行村に引き渡されたことが、義盛の逆心の由来であると記している。結局、胤長は三月七日、陸奥国岩瀬郡に配流となった。なお首謀者とされる泉親平については、三月二日に鎌倉の違橋に隠れているとの風聞があったため工藤十郎が遣わされたが、合戦となり工藤十郎は郎従数人とともに殺害され、親平は逐電している。

三月十九日には横山時兼が義盛のもとを訪れたことで、甲冑を着た兵五十余名が義盛の宿所の辺りを往来し、用心のために御所で行われていた和歌会が中止になっている。その後、二十一日に胤長の長女(六歳)の死とその母(二十七歳)の出家の記事があり、二十五日には闕所地となった胤長の屋地に関する記事がある。この胤長の屋敷地は荏柄社の前にあり、御所の東隣に位置しているということもあって実朝の近習の者が頻りに望んでいたが、義盛が女房の五条局を通じ、頼朝の時代より一族の所領が没収された時に他人に賜ったことがないこと、またこの地は宿直に祇候するのに便宜であると主張して拝領を願い出たところ、聞き届けられ義盛が拝領することとなった。義盛も喜んでしたが、四月二日になって突如義時が拝領することになっている。この時すでに義盛の代官・久野谷弥次郎が住居を定めていたのを、行親と忠家に追い出させ、二人に分け与えてしまったのである(史料二)。

【史料二】『吾妻鏡』建保元年四月二日条

相州被_レ拜_三領胤長荏柄前屋地_一。則分_三給于行親。忠家_一之間。追_三出前給人_一。和田左衛門尉義盛代官久野谷弥次郎各所_二卜居_一也。義盛雖_レ含_二鬱

陶^一。論^二勝劣^一。已加^二虎鼠^一。仍再不^レ能^レ申^二子細^一云々。先日相^二率^一類^一。参^二訴胤長事^一之時。敢無^二恩許沙汰^一。剩面^二縛其身^一。渡^二族之眼前^一。被^レ下^二判官^一。称^レ失^二列参之眉目^一。自^二彼日^一悉止^二出仕^一畢。其後。義盛給^二件屋地^一、聊欲^レ慰^二怨念^一之処。不^二事問^一被^レ替。逆心弥不^レ止而起^{云々}。義盛は不満を抱きつつも、義時との勝劣を論ずれば、すでに虎と鼠のようであり、再度訴えることはできなかったという。和田氏一族は胤長の一件で面目を失ったとして出仕をやめていたが、胤長の屋地を賜ることで不満を和らげようとしていたらしい。ところが、義盛に断わり無く義時が拝領することとなり、逆心はいよいよ抑え難く、決起するに至ったという。その後四月十五日に実朝の側近でもある朝盛が出家し遁世するも、十八日には連れ戻されるという騒動や、二十四日に義盛が長年帰依していた尊道房を追い出したことにして、伊勢神宮で祈禱を行わせているという流言が「再三」流れるなど、騒がしくなる。

実朝は四月二十七日に謀叛の実否を尋ねるため、義盛のもとに宮内兵衛尉公氏を派遣している。義盛は「更無^二謀叛企^一」と述べたものの、古郡保忠・朝夷名義秀以下の勇士が列座し、兵具を「調置」いたという。公氏が帰参して事情を報告すると、義時が鎌倉にいる御家人を御所に召集し、「是義盛日来有^二謀反之疑^一。事已決定歟。但未^レ及^レ着^二甲冑^一」と言っている。同日夕方には再び実朝の使者として刑部丞忠季が義盛のもとに遣わされているが、義盛は「於^レ上全不^レ存^レ恨。相州所為。傍若無人之間。為^レ尋^二承子細^一。可^二発向^一之由。近日若輩等潜^二令^二群議^一歟。義盛度々雖^レ諫^レ之。一切不^レ拘。已成^二同心^一訖。此上事力不^レ及^一」と答えたという。

翌日の二十八日には義時が御所に参り、大江広元らを呼んで相談することがあったという。そして同日、鶴岡八幡宮の供僧には大般若経の転読、勝長壽院別当法橋定豪（東密）に大威徳法、小河法印忠快（台密）に不動法、浄遍（静遍）僧都（東密）に金剛童子法を修するよう命じ、陰陽道でも天地災変祭（安部親職）・天曹地府祭（安部泰貞）・属星祭（安部宣賢）を行うよう広元の奉書によって伝えられた。これは明らかに和田氏との合戦を意識しての祈禱といえよう。二十九日には実朝の勅勘を蒙り、義時に義絶されていた朝時^九が義時の飛脚によって駿河国から到着しており、義時側も合戦に備えていたことになる。

ところが、義盛が挙兵した五月二日、「義盛与^二時兼^一。雖^レ有^二謀合之疑^一。非^二今朝之事^一歟由。猶預之間。於^二御所^一。敢無^二警衛之備^一」とあるように、義時は義盛の挙兵が「今朝」であるとは思っておらず、囲基会を開いていた。広元の邸宅では酒宴が開かれており、泰時も酒宴の最中だったようで、合戦の最中に二日酔いで意識が朦朧としていたと合戦後に語っている^{一〇}。

合戦の推移の詳細については合戦時の行親・忠家の行動が記されていないため省略するが、坂井孝一氏は義盛が御所を襲撃した時間がまだ明るい「申」の刻（午後三時から五時）であることに注目し、挙兵情報が漏れ始めたことで、横山時兼の到着を待たずして挙兵せざるを得ない状況になったのだと指摘して

いる^二。横山時兼が到着したのが三日の寅刻（午前三時〜五時）であったことを考えると、予定が早まったのは確實であろう^二。

なお、合戦の様子を記した『吾妻鏡』五月二日条、三日条には『明月記』の記事を切り貼りして書かれたとしか考えられない箇所がある。もともとなったのは『明月記』五月九日条である（史料三、史料四）。和田合戦後に鎌倉から派遣された飛脚は五月八日には京に到着していたようで、定家はまず九日の朝に伝聞によって知った情報を次のように記している（史料三）。

【史料三】『明月記』建保元年五月九日条①

今朝聞、関東勝事出来云々、伝々説、和田左衛門尉某、号三浦党、横山党兩人共其勢拔群者云々、合謀、去二日申時、忽襲三將軍幕下、其時將軍更無^二警衛之備^一、或杯酌淵醉云々、忽然周章合戦、其夜曙、翌日又暮、且而戦、見^レ星未^レ已、將軍与^二外舅相模守義時、大膳大夫広元等^一、間行而入山、脱身而隙去、賊又隔^二大威^一、而夜遂引去、但悉燒^二城郭^一、室屋無^レ不^二殘破^一、鼻^二首金吾^一又死^二戰場^一、散^二卒儲船^一、自^二海上^一逃去云々、天下勝事何事過斯乎、

表現や表記を変えている所もあるが、傍線部は『吾妻鏡』にそのまま引用されている箇所である。史料三からは御所では合戦に備えての警備がなされていなかったこと、酒宴が開かれていたこと、実朝は義時と広元とともに逃れたことなどがわかる。さらに定家は同日の戌刻（午後七時〜九時）に参院した際に聞いた情報を書き加えている（史料四）。ここでは義盛の実名も記されており、広元の行動を中心とした五月二日の様子が記されている。一方で義時のことについては触れられていないのは、広元の書状を持った飛脚が「昨日申刻許」に到着していると記している^三ことから、定家が聞いた情報は広元が派遣した飛脚のもたらしたものであったためであろう。

【史料四】『明月記』建保元年五月九日条②

二日申時和田左衛門^{義盛}、宿所忽聞^二甲兵之音^一、去春謀叛者結党之由有^二風聞落書等^一、件義盛為^二其張本^一、而自^二披陳^一、聞^二子細^一、已以免許、有^二和解之気色^一、如^二尋常之時^一、在^二近辺宿所^一、而猶有^二内内議^一、可^レ為^二鯨鯢^一之由聞^レ之、因^レ茲更聚^レ党成^二其計^一、是只以韓彭蒞醢也、其近辺宿所者^{又左衛門尉}、聞^レ之、即備^二戎服^一、発^二使者広元朝臣^一、于^レ時件朝臣賓客在^レ座、杯酌方酣、亭主聞^レ之、独起^レ座、奔^二参將軍在所^一、相共逃^二去其所^一、赴^二故將軍墓所堂^一、去七八町、或云^二階堂^一、此間義盛甥三浦左衛門尉義村、本自^二叔父^一、違背^二為仇讐^一、告^二義盛已出軍之由^一、依而人々告^二母儀妻室等^一、僅逃去之間、醉郷之士依^レ救^二彼客^一、即放^二火其城郭^一、室屋不^レ殘^二一字^一、

「去春謀叛者結党之由」とあるのは二月の泉親平の乱のことで、この記事からは泉親平の乱に関する風聞や落書では義盛が「其張本」として挙げられていたことが読み取れる。そして、実朝と義盛とは和解し、平常通り義盛も御所近辺の宿所にあったが、なお「内々の儀」があつて義盛を「鯨鯢」（大悪党）にしようとしている（謀叛人として討とうとしているということだろうか）と聞き、挙兵に至つたと記している。「韓彭植醢」（韓信匍匐）というのは「韓信の股くぐり」、すなわち「大志ある者は目前の恥を耐え忍ばなければならない」という譬えで^{二四}、挙兵してしまつた義盛に対する定家の感想であろう。

また三浦義村^{二五}についても、「もとより」義盛に違背してたと記されている。この点に注目すると義盛に対して挑発行為を繰り返し、和田合戦直前の四月二十八日に祈祷を行つていた義時が、五月二日には御所の警備を特になしなかつたのは、義時が義村から「本来の挙兵日」に関する情報を得ていたため、二日には合戦が起こらないという確信があつたからではないかと推測できる。義村が義盛に対して御所の北門を警護することを約していたことも確かであろうが、その一方で義時とも通じていたと言えよう。

二 和田合戦の戦後処理と行親・忠家の立場

五月三日の酉刻、和田義直が伊具馬太郎盛重に討ち取られた^{二六}。このことを嘆き悲しんだ義盛は迷走し、大江能範の所従に討ち取られ、義重・義信・秀盛も同じく討ち取られた。義秀は安房国へ逃れ、常盛・山内政宣・岡崎実忠・横山時兼・古郡保忠・朝盛の「大將軍」六人は逐電したが、二日間に渡つて行われた合戦は終わった。死亡した義盛と子息、そして胤長の享年と、享年から逆算した生年、死因をまとめたのが表2である。

合戦が終了すると、再び行親と忠家の活動が『吾妻鏡』に見られるようになる。まず三日に行親と忠家は義時の命により死骸の実検にあたり、二人は仮屋を由比浜の汀に構え、義盛以下の首を取って集めている。四日には法華堂から政子の邸宅に移つた実朝の命により、二階堂行村を奉行として和田合戦の際に負傷した軍士たちを集め、実検を加えており、この際も

表2 建保元年（1213）和田合戦における和田氏の享年と死因一覧

	人名	享年	生年	死因	典拠
1	和田左衛門尉義盛	67歳	久安3年(1147)	大江能範所従に討たれる。	『吾』5.3条
2	和田新左衛門尉常盛	42歳	承安2年(1272)	逐電したが4日に坂東山償原別所で自害。	『吾』5.4条
3	朝夷奈三郎義秀	(38歳)	安元2年(1276)	安房国へ	『吾』5.3条
4	和田四郎左衛門尉義直	37歳	治承1年(1277)	伊具馬太郎盛重に討たれる。	『吾』5.3条
5	和田五郎兵衛尉義重	34歳	治承4年(1180)	大江能範所従に討たれる。	『吾』5.3条
6	和田六郎兵衛尉義信	28歳	文治2年(1186)	大江能範所従に討たれる。	『吾』5.3条
7	和田七郎秀盛	15歳	正治1年(1199)	大江能範所従に討たれる。	『吾』5.3条
8	和田平太胤長	31歳	寿永2年(1183)	配所の陸奥国岩瀬郡鏡沼南辺で誅殺される。	『吾』5.9条

※生年は没年からの逆算による。

(筆者作成)

行親と忠家が行村の補佐に当たっている。また六日、義時は行村・行親・忠家に命じて合戦において死亡した者・生け捕りにした者の交名を作成させ、実朝に献上している。このような交名作成は、頼朝期には侍所所司の梶原景時や頼朝の雑色たちが担っていたものである^{一七}。交名は合戦の恩賞を決める際に重要な基礎資料となるものだが、その作成にも義時の被官が関わるようになったことになる^{一八}。

和田義盛・横山時兼以下謀叛人の所領については、五日に美作・淡路等の守護職と横山庄以下の主な所領が没収され、義盛の後任の侍所別当には義時が任じられた。この時はじめて政所別当と侍所別当を兼ねる「執権」が誕生したことになる。義時の侍所別当就任に伴い、翌六日には行親が侍所所司に任命されている。細川重男氏は「行親は御家人であり、所司就任に問題はないが、かつては將軍側近であり別当義盛の同輩であった梶原景時が就いていた所司に、別当義時の私的従者が補任されたことは、侍所所司の性格の変質ということができよう」^{一九}として、「侍所の北条氏による家業化の第一歩」と位置づけている。

七日には勲功のあった者に対する恩賞の主な分が定められているが、この点については次節で考察する。その後、七月十一日には、和田合戦で生け捕りにされていた富田三郎親家を実朝の命により赦免することになり、義時はすぐにその旨を行親に命じている。侍所所司として任務に当たっていたのであろう。

ここで和田合戦前後の行親と忠家の活動を確認すると表3のようになる。これを見ると、侍所別当であった和田義盛が三月八日まで上総国にあり、風聞等によって義盛自身に謀叛の嫌疑がかかっていたこともあるだろうが、侍所所司に任じられる以前より行親がその職務を担っていることがわかる。比企氏の乱の際に時政の「遠州侍所」があったように^{二〇}、得宗家にも「御内侍所」が存在する。被官たちの詰所であり、それを統括したのが有力得宗被官であった。例えば、鎌倉時代末期には、鎌倉に到着した謀叛人の身柄を、「御内侍所」工藤右近将監の沙汰として、「御内之仁等」に預けられている^{二一}。政所別当となり、北条氏の惣領となった義時の邸宅にもおそらく「相州侍所」が存在したと考えられ、和田胤長の身柄も、「相州侍所」の中心者である行親と忠家に預けられたのであろう。義時

表3 和田合戦における金窪行親と安東忠家の活動

	日付	活動内容	人物
①	2. 15	阿静房安念を二階堂行村のもとへ送る使者となる。	行親
②	2. 16	和田胤長の身柄を預かる。	行親・忠家
③	3. 9	和田胤長を後ろ手で縛り、和田氏一族の前を引きまわして二階堂行村に渡す。	行親・忠家
④	4. 2	胤長邸跡にすでに住んでいた義盛の給人を追い出す。	行親・忠家
⑤	5. 3	義時の命により和田合戦の死骸を実検。仮屋を由比浜の汀に構え、義盛以下の首を取り集める。日暮れになったのでそれぞれ松明を取った。	行親・忠家
⑥	5. 4	二階堂行村を補佐し、和田合戦の際に負傷した軍士たちの実検。	行親・忠家
⑦	5. 6	二階堂行村を補佐し、和田合戦で死亡した者・生け捕りにした者の交名を注進。	行親・忠家
⑧	5. 7	侍所所司となる。	行親
⑨	5. 7	金窪を拝領。	行親

(筆者作成)

の侍所の中心人物がそのまま幕府の侍所の所司となったのである。

第二節 和田合戦後の金窪行親

一 建保元年五月七日条における「金窪」

それでは和田合戦の恩賞の主なもの挙げられている建保元年五月七日条（史料五）について考察していきたい。

【史料五】『吾妻鏡』建保元年五月七日条

甲斐国波加利本庄武田冠者	同新庄鳩津左衛門尉
同国古郡加藤兵衛尉	同国岩間伊賀二郎兵衛尉
同国福地鎌田兵衛尉	同国井上大須賀四郎
相模国山内庄相州	同国菖蒲同上
同国大井庄山城判官	同国懐嶋山城四郎兵衛尉
同国岡崎近藤左衛門尉	同国渋谷庄女房因幡局
坂東田原志村次郎	
武蔵国長井庄藤九郎次郎	横山庄大膳大夫
上総国飯富庄武州	同国伊北郡平九郎左衛門尉
同国幾与宇藤内兵衛尉	常陸国佐都伊賀前司
上野国桃井藤内左衛門尉	陸奥国遠田郡修理亮
同国三迫藤民部大夫	同国名取郡平六左衛門尉
同国由利郡大式局	金窪左衛門尉行親

今日。相州自「大倉」渡「御若宮大路御亭」。其後祇候人等蒙「勲功之賞」云々。

恩賞となった土地は甲斐・相模・上総・上野・陸奥・信濃・常陸など各地に広がっているが、北条氏一族では義時が後に北条得宗家にとって重要な地となる相模国山内庄と同国菖蒲を、時房が上総国飯富庄、泰時が陸奥国遠田郡を拝領し、行親が「金窪」を拝領している。なお、三浦義村は陸奥国名取郡、胤義は上総国伊北郡を得ている。また史料五の最後には「祇候人等蒙^二勲功之賞^一」とあるように、義時が大倉から若宮大路の邸宅に移った後、義時の「祇候人」たちも勲功によって賞を受けたことがわかる。

細川氏は金窪の地は義盛の四男で金窪四郎左衛門尉を称していた和田義直^三の所領であるとし、「行親は和田合戦以前から陸奥国金窪に係わりがあり、これによって和田義直の旧領を拝領した」としている^{三〇}。一方、高橋秀樹氏は行親が初出の建仁三年九月二日条の時点ですでに「金窪太郎行親」と記されていること、他の恩給地の表記が「国名十地名十給人の通称」であるのに対し、行親のみ実名が記されていることから、「金窪」の地が収公されて行親に給与されたわけではなく、「本来、注文作成者の名として記されていた『金窪左衛門尉行親』が混入し、御給地のひとつであるかのように書かれてしまったものではないか^二四と指摘している。

そこで史料五の「金窪」をよく見ると、「陸奥国遠田郡」、「同国三迫」、「同国名取郡」、「同国由利郡」と記された後に「金窪」と記されている。「金窪」の前の由利郡は「同国」とあるが陸奥国ではなく、出羽国の所領である^{三五}。「金窪」には「同国」が記されておらず、陸奥国あるいは出羽国の所領とは確定し得ない。同じく国名表記のない「横山庄」は横山氏の所領で武蔵国の所領であることは明らかだが、「坂東原」は古郡氏の所領で甲斐国都留郡の「田原」と考えられ、相模国の所領の後に追記されるような形で記載されているからである。金窪氏については本姓も明らかではないため不明な点が多いが、太田亮氏が金窪氏を武蔵国児玉郡金窪の武士としている^{三六}ように、和田義直の所領であった「金窪」も武蔵国の所領だったのではないだろうか。

また、高橋氏の指摘する人名表記の問題だが、行親の行動を見ると、負傷者や死亡者の交名注進には携わっていることは明らかだが、通常文書等に自らの名を記す場合は「金窪左衛門尉行親」とは記さず、「左衛門尉行親」「左衛門尉」、「行親」などであろう。従って、交名注進者であった行親の名前が混入してしまった可能性は低いといえる。

古澤直人氏は和田合戦を「駿河・遠江・相模・武蔵において、国司や守護を兼帯（あるいはその権能を実質的に行使）した北条氏による、御家人被官化の動きに対する相武有力御家人の反発のあらわれである」とし、横山時兼が和田氏に与して反乱の計画を立てたのも、「単なる姻戚関係によるのではなく、相模国における北条氏による御家人組織化と、それに対する反発が基本的な要因」にあったと指摘している。しかし、建保元年段階では御家人の被官化がそれ

ほど進んでいるとは言えず、御家人の被官化が乱の背景にあるとは考えにくい。むしろ、義時と義村の側に義盛を討つ理由があったのだと考えられる。つまり、義時が御家人の被官化を進めるにあたっては、侍所別当の地位を手に入れることは重要な意味を持っていたと考えられ、義村も三浦氏の惣領としての立場を取り戻すためには義盛を討つ必要があった。実際に、和田義盛の上総国伊北庄は義村が得ており、建仁二年以降胤長がつとめていた始の一番筆頭の射手としての立場も三浦氏が受け継いでいるのである^{二七}。

二 和田合戦後の金窪行親

和田合戦後の金窪行親の行動は、建保元年八月三日に御所の上棟の最中に起こった騒動を義時の命で安東忠家とともに鎮圧したのを最後に、建保六年（一二一八）九月十四日条まで確認することはできない。建保六年の行動は、使者として前日に起こった鶴岡八幡宮での狼藉について糾明にあたったものだが、この事件の少し前、七月二十二日には実朝の命により侍所の職掌分担がなされ、「侍所司五人」が定められており、侍所別当も泰時になっている。その内容は、泰時が侍所別当となり二階堂行村・三浦義村とともに御家人のことを奉行、大江能範が実朝の御行以下の御所中の雑事奉行、伊賀光宗は御家人の供奉の所役以下についての催促にあたるようにというものである。行親については触れられていないが、泰時を含む五人で別当の職務を分担したと考えられるため^{二八}、侍所所司は引き続き行親であったとみられる。

そして承久元年（一二一九）正月二十七日に源実朝が暗殺された後、阿野時元^{二九}が二月十一日に多勢を率いて奥深い山に城郭を構え、宣旨を賜り東国を支配しようと企んでいるとの知らせを受け^{三〇}、行親は二月十九日に義時・政子の命で時元誅殺のために御家人を率いて駿河国に派遣されている。二十二日に駿河国阿野郡に到着した一行は阿野次郎・同三郎を攻め落としているが、これも侍所所司としての行動であろう。その後はしばらく『吾妻鏡』に見られなくなり、行親が再び『吾妻鏡』に姿を見せるのは安貞元年（一二二七）三月九日条である。この時、行親は波多野経朝が前浜の辺の民屋で生け捕った、後鳥羽の三宮と称して陰謀を企てた者とその伴党師四・五人に対して、泰時の命により平盛綱とともに尋問にあたっている。「金窪左衛門尉。平三郎左衛門尉」とあるように、行親が先に記されていることから行親が所司で、盛綱がこれまでの安東忠家に替わり行親の補佐にあたっていることがわかる。

行親は寛喜二年（一二三〇）五月五日に常御所に盗賊が入った際にも、泰時の命により盛綱らとともに大番衆に命じて四方を警護させ、人の出入りを止め

ている（史料六）。泰時の代においても行親が所司であることに変化はなかったようである。

【史料六】『吾妻鏡』寛喜二年五月五日条

子剋。盗人推_レ参常御所_一。盗_レ取御劍御布衣等_一不知_レ行方_一。武州依_レ令_下聞_二此事_一給_上。則被_レ参。仰_二金窪左衛門尉行親。平三郎左衛門尉盛綱等_一。令_三大番衆警_レ護四方_一。被_レ止_二三人之出入_一云々。

しかし、史料六から嘉禎三年（一二三三）まで再び行親の活動は確認できなくなる。この間、文暦元年（一二三四）に家令の尾藤景綱が死去し^{三二}、盛綱がその後任として家令に就任、嘉禎二年（一二三二）には泰時邸の周囲に被官たちが屋敷を構える^{三三}などの変化があった。しかし、この人物たちの中に行親の名はない。また、行親自身の行動にも変化が見られるようになる。これまでの行親の行動はすべて検断や謀叛人の尋問・処罰に関するものであったが、嘉禎三年十二月十二日条では属星祭を行うために御所の巽（南東）の角を掃除することを奉行している。そしてこの時の「金窪右（左）衛門尉大夫行親」という表記から行親が五位に叙せられていることがわかる^{三四}。和田義盛が五位に叙せられていないことを理由に上総介が許されなかったように、侍所別当の義盛でさえ六位であったことを考えると、行親の叙爵の意味は大きい。

一方で延応元年（一二三九）五月二日には泰時の邸宅で行われた五十嵐豊次太郎惟重と北条朝時の祇候人（被官）・小見左衛門尉親家との相論の対決で親家が敗訴すると、泰時は「侍所司」の行親を呼び、親家の身柄を預かり守護するよう命じている。行親の侍所所司としての活動はこれが最後で、仁治二年（一二四一）八月十五日の鶴岡放生会の際には將軍頼経の御劍が簀子の上に落ちるといふ怪異が発生したことについて、頼経に対処を尋ねられ、進言している。この放生会に泰時は参加していないので、頼経の意向で呼ばれたことになる。

義時の「祇候人」として侍所所司に任じられ、北条氏の権力基盤の確立に尽力した行親だが、泰時に近侍する人物は承久の乱の際に従軍した「十八騎」中の人物を中心に構成されていくことになる。そこに、成長して北条氏に対抗する力をつけようとしていた將軍頼経が、軍事面を統括する侍所所司の行親を引き入れようと画策したとは考えられないだろうか。そう考えれば、行親の叙爵も頼経との関係によるものと考えられる。本来は御家人であるという身分ゆえに、將軍との結びつきを強め、頼経が官騒動によって京都に送還されたことで、行親もまた失脚したのかもしれない。

なお、文永三年三月二十九日条で難波宗教が宗尊親王に提出した勘状^{三四}に、蹴鞠の際に裾を「上括」にした人物の凶事を挙げており、この中に「同（四条院御宇）仁治之比。行親。行盛上_レ之。至_二尊晏駕_一。其後。行盛依_二准后事_一出家」と行親と行盛が見えるが、この二人は金窪行親と二階堂行盛ではなく、い

ずれも九条家に仕える人物で、四条天皇の鞠足だった人物である^{三五}。宗尊親王が京都に送還されることを示唆するエピソードといえる。

その後の金窪氏が確認できる史料としては、永仁六年（一二九八）の紀伊国那智山（天台宗の青岸渡寺）住侶権少僧都道覚の紛失状^{三六}に「善長坊法橋長済譲于円道坊俊济状一通、載之云、十間坊地・藏 頭忠 繩 一門・鎌倉鎌倉左衛門一門・讃岐国諸檀越云々、逸見一門」とあるのが唯一である。文書そのものが焼失してしまっているため詳細はわからないが、長済は承久元年に宝善房宝済に尊勝院房（坊）地と諸国の檀越を譲渡するための譲状を書いており^{三七}、焼失した文書も坊地と檀越を俊済に譲ることを記した譲状と推測できる。承久元年には先述の通り行親の活動も確認できるため、長済と行親は同時代の人物であることがわかる。従って、この「鎌倉金窪左衛門一門」は行親の一門ということになる。行親の親族が檀越となっていたのであろう。

おわりに

得宗被官家として確立していく一族と金窪行親との間には、もう一点明確な差がある。それは公式行事への参加という点である。得宗被官家として確立していく一族の人物は、自身が塩飯や的始の射手として見られるだけでなく、子息や兄弟を幕府の公式行事に参加させ、早い段階で後継者を得宗に近侍させている。ところが、行親は自身がそのような行事への参加が確認できない上、一族を参加させている形跡も見られない。また行親に後継者となる子息がいなかった可能性もあるが、それならば尾藤景綱が景氏を養子にしたように、養子を迎えるという手もあったはずである。

約四十年近くに渡って『吾妻鏡』に見られ、義時・泰時二代の侍所所司を務めた金窪氏が一代限りで姿を消した背景には、『吾妻鏡』が記さない得宗被官と将軍との関係や、得宗被官同士の権力闘争があったと考えられる。まだ得宗家の家政機関が整っていない初期の段階にあっては、得宗被官が本来御家人であるがゆえに、次期得宗と主従関係が結ばれなければ、御家人に戻りうる可能性を秘めていたということが考えられる。そのため、元仁元年（一二二四）の義時の死後、泰時はそれまでなかった家令を設置し、家務を定め、被官を自邸の敷地内に住ませるなど、次第に制度化していったのであろう。

注

- 一 『吾妻鏡』承元三年五月十二日条。
- 二 『吾妻鏡』承元三年十一月十四日条。序章史料二。
- 三 金窪行親に関する研究としては細川重男「鎌倉前期・中期の北条氏被官」(『鎌倉政権得宗専制論』第四章第三節)の中で取り上げられているくらいである。
- 四 安東忠家が駿河国に蟄居していたことからの推測である(『吾妻鏡』承久三年五月二十五日条)。
- 五 和田合戦に関する研究としては、松島周一「和田合戦の展開と鎌倉幕府の権力状況」(『日本歴史』五一五号、一九九一年)、古澤直人『鎌倉幕府と中世国家』(校倉書房、一九九一年)、高橋秀樹「吾妻鏡と和田合戦」(『郷土神奈川』四四号、二〇〇六年)、岡田清一「執権」制の確立と建保合戦」(『鎌倉幕府と東国』第六章)、古澤直人「和田合戦と横山時兼」(『法政大学多摩論集』一三三号、二〇〇七年)、坂井孝一「源実朝にとつての和田合戦」(『創価人間学論集』第四号、二〇一一年)などがある。
- 六 『吾妻鏡』建保元年二月十六日条。
- 七 表1に挙げた以外に、自由によって信濃国の保科次郎・栗沢太郎父子・青栗四郎、越後国の木曾滝口父子、下総国の八田三郎(知基)・和田奥田太・同四郎、伊勢国の金太郎、上総介八郎(広常)の甥臼井十郎、狩野又太郎などが謀叛人であることが判明したという。
- 八 「伊東氏系図」に祐時と同母弟の八郎祐廉が見える。実朝が死去した際に二十五歳で出家し、高野山に日林寺に居住したという。
- 九 朝時が実朝室の女房に艶書を送り、女性を誘い出したことによる(『吾妻鏡』建暦二年五月七日条)。
- 一〇 『吾妻鏡』建保元年五月三日条。
- 一一 注(五) 坂井論文、一〇頁。
- 一二 『愚管抄』にも「義盛左衛門ト云三浦ノ長者、義時ヲ深クソネミテウタンノ志有ケリ。タゞアラハレニアラハレヌト聞テ、ニハカニ建暦三年五月二日義時ガ家ニ押寄」(三〇五頁)とある。
- 一三 『明月記』建保元年五月九日条。
- 一四 『日本国語大辞典』。出典は『史記』。
- 一五 『明月記』は義盛の甥としているが、義盛とは従兄弟にあたる。
- 一六 『続群書類従』(第六輯上)の「和田系図」では「伊具馬次郎盛重」に討たれたとする。盛重は後に得宗被官となる諏訪兵衛尉盛重と考えられる(第一部第三章及び、第二部第三章で考察)。
- 一七 福田豊彦「頼朝の雑色について」(『中世成立期の軍制と内乱』、吉川弘文館、一九九五年)。
- 一八 以降も合戦の時には得宗被官が交名注進に関わっており、承久の乱では関実忠の記録が交名作成に用いられている(『吾妻鏡』承久三年六月十八日条)。
- 一九 注(三) 細川著作、一五一頁。
- 二〇 『吾妻鏡』建仁三年九月四日条。
- 二二 (嘉暦四年)三月十三日付「崇円金沢員頼書状」(『鎌倉遺文』三〇五三二号)。

- 二三 『系図纂用』の「和田」の義直の部分に、「金窪四郎左衛門尉。建保元年二ノ十六預伊東六郎祐長。同父討死卅七」とあり、『続群書類従』(第六輯上)「和田系図」でも「金窪四郎左衛門尉 父同被誅。伊具馬次郎盛重被誅。三十七歳」とある。ただし義直の『吾妻鏡』での通称は「和田」四郎左衛門尉であり、「金窪」とは記されていない。
- 二四 注(三) 細川著作、一四八頁。
- 二五 注(五) 高橋論文、五頁。
- 二六 小早川氏の所領が「出羽国由利郡小友村」(『鎌倉遺文』二〇〇二九号、三二五一九号)にある。
- 二七 太田亮『姓氏家系大辞典』(第二巻、国民社、一九四四年)。戦国期以降の史料に「金久保」「金窪」という地名が見えるようになる。
- 二八 建仁二年から建暦元年までの間に和田胤長以外で一番筆頭の射手となったのは、建仁三年の海野小太郎幸氏と建暦二年の小国源兵衛三郎のみである(付表4)。和田合戦以前には義村流三浦氏の射手は見られないが、和田合戦後、『吾妻鏡』に再び的始の記録が見られる貞応元年以降になると、三浦泰村が一番筆頭の射手として見られるのを始めとして三浦氏が筆頭の射手をつとめることが多くなる。
- 二九 承久元年七月二十八日に御所中に小侍所ができること、北条重時が小侍所別当に任ぜられ、ここに挙げられている事項の多くは小侍所の管轄となる。
- 三〇 時元は建仁三年六月二十三日に謀叛の疑いによって誅された頼朝の弟・阿野全成の子で、母は時政女・阿波局である。時元は三月二十七日には義朝の血を引いているという点で次期將軍候補になりうる存在として、義時・政子によって倒されたのだと考えられる。時元の兄弟は他に頼全・道暁がいるが、頼全は全成誅殺後、七月十六日に京都の東山延年寺で誅されている(『吾妻鏡』建仁三年七月二十五日条)。
- 三一 『吾妻鏡』承久元年二月十五日条。申刻に駿河国から飛脚が到着した。
- 三二 『吾妻鏡』文暦元年八月二十一日条、二十二日条。
- 三三 『吾妻鏡』嘉禎二年十二月十九日条。
- 三四 行親は延応元年五月二日条、仁治二年八月十五日条でも「金窪左衛門大夫行親」と記されている。
- 三五 弘長元年(改元前なので記事の上では文応二年)正月十日の鞠始において「廷尉三人」(二階堂行有・上野広綱・足利家氏)が「上括」(袴裾の括り方の種類で、膝の下で括ること)で蹴鞠をしようとしたことについて、宗教が「非吉事」と非難したが、二条雅有が過去の例を挙げて問題はないとして反論したということがあった。結果、行有は宗教の説に従い「下括」(足首のあたりで括る)としたが、広綱と家氏は「上括」で蹴鞠を行った。勘状は広綱が弘長元年八月十九日の鞠会でも上括であったことから記したようである。
- 三六 細川氏は行親と二階堂行盛としている(注三細川著作、一四九頁)が、九条道家の置文に見える行親と行盛であろう(『鎌倉遺文』六〇四四号)。「晏駕」は天皇の崩御を指し、四条天皇は仁治三年(一二四二)正月九日に十二歳で死去している。
- 三七 「紀伊米良文書」(『鎌倉遺文』一九六六一号)。
- 三九 承久元年十月十八日付「長済讓状案」(『鎌倉遺文』二五四九号)。

第三章 承久の乱における泰時従軍「十八騎」

はじめに

承久の乱の翌年、貞応元年（一一二二）に誕生した日蓮は、治承四年（一一八〇）の壇ノ浦の合戦で安徳天皇が入水したこと、承久三年（一一二二）の承久の乱で後鳥羽・土御門・順徳の三上皇が流罪に処せられたことについて「日蓮此の事を疑いしゆへに幼少の比より随分に顕密二道・並びに諸宗の一切の経を・或は人にならい・或は我れと開見し勘へ見て候へば故の候いけるぞ」と記している。日蓮が出家するに至った動機の一つがこの二つの疑問を解明するためであったというのである。そして安徳天皇と後鳥羽上皇以下はそれぞれ頼朝・義時を真言密教によって調伏したところ、「還著於本人」となって安徳天皇は入水・三上皇は流罪となったのだと述べている。特に真言宗批判の書では、後鳥羽上皇の命によって行われた真言密教の修法や宇治川の合戦の様子などを詳細に記述している。例えば、史料一は千葉氏被官で日蓮門下の中心人物である富木常忍への書状の一節だが、承久の乱までの簡単な経緯と宇治川の合戦直前の様子が描かれている。

【史料一】「富城入道殿御返事」（『御書』九九三頁、『鎌倉遺文』一四四九一号）

去ぬる承久年中に隠岐の法皇義時を失わしめんが為に調伏を山の座主・東寺・御室・七寺・園城に仰せ付けられ、仍つて同じき三年の五月十五日鎌倉殿の御代官・伊賀太郎判官光末を六波羅に於て失わしめ畢んぬ、然る間同じき十九日二十日鎌倉中に騒ぎて同じき二十一日・山道・海道・北陸道の三道より十九万騎の兵者を指し登す、同じき六月十三日其の夜の戌亥の時より青天俄に陰りて震動雷電して武士共首の上に鳴り懸り鳴り懸りし上・車軸の如き雨は篠を立てるが如し、爰に十九万騎の兵者等・遠き道は登りたり兵乱に米は尽きぬ馬は疲れたり在家の人は皆隠れ失せぬ宵は雨に打たれて縣の如し

このように日蓮の人生にも影響を与えたであろう承久の乱^三では、有力得宗被官家の祖となる人物たちの活躍も本格的に見られるようになる。特に、五月

二十二日に泰時とともに出陣した「十八騎」の人物（史料二）の多くは鎌倉時代後期まで得宗被官家として確認できる一族である。

【史料二】『吾妻鏡』承久三年五月二十二日条

卯剋。武州進^三発京都^一。従軍十八騎也。所謂子息武蔵太郎時氏。弟陸奥六郎有時。又北条五郎。尾藤左近将監。平出弥^三郎。綿貫次郎三郎相従。 関判官代。平三郎兵衛尉。南条七郎。安東藤内左衛門尉。伊具太郎。岳村次郎兵衛尉。佐久満太郎。葛山小次郎。勅使河原小三郎。横溝五郎。安藤左近将監。塩河。中務丞。内嶋三郎等也。京兆招^三此輩^一。皆与^二兵具^一。其後。相州。前武州。駿河前司。同次郎以下進発訖。式部丞為^二北陸大將軍^一。首途^{云々}。

最大の戦いとなった宇治川の合戦（『吾妻鏡』では「宇治橋の合戦」）には被官たちの具体的な活躍も描かれており、中にはこの合戦で死亡もしくは負傷した者もいる。ところが、軍記物語である『承久記』の中で宇治川の合戦について記しているのは「古活字本」と、その「古活字本」を基に作られた「前田家本」のみで、諸本の中でも最古態本とされている「慈光寺本」は宇治川の合戦に関する記述を欠いている^四。日蓮の書状も残念ながら得宗被官の活動には触れていない。そのため、得宗被官や宇治川の合戦を中心に承久の乱を論じようとすれば、どうしても『吾妻鏡』と「前田家本」・「古活字本」『承久記』に頼らざるを得ない。そこで、本章ではまず第一節で泰時従軍十八騎の人物について考察し、第二節ではそれらの人物が合戦の中でどのように行動したのかを明らかにすることで、得宗被官たちにとって「承久の乱」がどのような意味をもつ事件だったのかを考えていきたい。本章で使用する系図及び承久三年六月十八日条記載の交名をまとめた表（表2①～⑤）※五十音順に並べ替え、もとの掲載順序も記した）は本章の末に付した。

第一節 泰時従軍「十八騎」

一 出陣までの経緯

まずは泰時が出陣するまでの経緯を確認しておきたい。『吾妻鏡』は乱の原因を後鳥羽上皇が舞女・亀菊のために摂津国長江庄・倉橋庄の地頭職停止の宣旨を二度にわたって出し、それを幕府が拒否したためであるとする^五。承久三年五月十九日、京より伊賀光季が十五日に遣わした飛脚が到着し、後鳥羽の御所内に官軍が召し集められていること、大江親広が後鳥羽の召喚に応じたこと、光季は右大将藤原（西園寺）公経の知らせを聞いていたため、障りがあると言

って断ったところ勅勘を受けそうな形勢であることが伝えられた。同日、公経の家司・三善長衡が遣わした飛脚も到着し、この飛脚は公経と藤原実氏が後鳥羽の命によって弓場殿に召し籠められたこと、光季が誅殺され、義時追討の宣旨が五畿七道に下されたことを伝えている。すぐさま関東分の宣旨を所持した使者（押松丸）が召し出され、宣旨・源光行の副状・東国武士の交名などが取り上げられ、政子の邸宅で開き見られたという。

この時、三浦義村のもとに弟・胤義の「応_レ勅定_一可_レ誅_二右京兆_一。於_二勲功賞_一者可_レ依_レ請_一」との書状が到着したが、義村は返事をせず使者を追い返し、書状を持って義時のもとを訪れ、「不_レ同_二心弟之叛逆_一。於_二御方_一可_レ抽_二無_二忠_一」と言っている。その後政子が御家人たちを御簾のもとに招き、秋田城介（安達）景盛を介して伝えた政子の「不_二上洛_一者。更難_レ敗_二官軍_一。相_二待安_一保刑部丞実光以下武蔵国勢」。速可_二参洛_一」との言葉により、遠江・駿河・伊豆・甲斐・武蔵・安房・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野・陸奥・出羽などの国々に義時の奉書を持った飛脚が遣わされ、一族を率いて上洛するよう家々の長に命じられた。

しかし、武蔵国の軍勢を待っていたためすぐに上洛とはならず、そうこうしているうちに二十一日になり、「離_二住所_一。向_二官軍_一。無_二左右_一上洛。如何可_レ有_二思惟_一一敗」との異議が出た。大江広元は上洛と決定されてから時が経ってしまったため、「已_レ又異議出来_一」し、武蔵国の軍勢を待つのも「猶僻案也」と、日時を重ねては武蔵国の人々であつても次第に考えを変え、きつと心変わりするであろうが、今夜中に泰時が「一身」でも鞭を揚げれば「東士悉可_レ如_二雲之従_一竜」と進言した。そこで、その日の内に泰時は門出し、藤沢左衛門尉清親の稲瀬河の宅に宿泊したという。

二十二日卯刻、小雨の降る中泰時は京に進発した。泰時につき従ったのは、泰時の嫡子時氏・弟有時・北条五郎とともに、尾藤景綱・関実忠・平盛綱・南条時員・安東藤内左衛門尉・伊具盛重・岳村次郎兵衛尉・佐久満（間）太郎・葛山広重・勅使河原則直・横溝資重・安藤左近将監・塩河中務丞・内嶋忠俊ら十八騎であつた（史料二）。出発の前に義時は彼らを招き、兵具を与えている。泰時に続き、時房・足利義氏・三浦義村・同泰村以下も進発したが、義時・大江広元・中原季時・三善康信・二階堂行村・葛西清重・八田知家・二階堂行盛・加藤景廉・小山朝政・宇都宮頼綱・二階堂基行・三善康清・大井実平・中条家長以下の宿老は上洛せず、鎌倉に留まり祈祷・軍勢の徴発にあたったという^六。

二十二日から二十五日の明け方までにしかるべき東国武士はすべて上洛し、義時のもとで交名が記されている。総勢十九万騎の軍勢は東海・東山・北陸の三道に分かれて上洛を命じられた。次頁の表1を見るとわかるように、それぞれの「大將軍」は『吾妻鏡』や『承久記』諸本で若干異なるが、総勢が「十九万騎」である点は同じである。

二 「十八騎」の構成

泰時とともに出陣した「十八騎」だが、史料二を見ると十七騎までしか記されておらず、内嶋三郎の下に「等」とあるように最後の一騎が省略されている。また、ここでは尾藤景綱のみ従えていた郎従の名が記されている。尾藤景綱・南条時員は第一章でも述べたように建保元年（一一一三）までにすでに被官化している可能性が高い人物で、平盛綱・関実忠は史料二が初出である^七。第四章で扱う元久元年（一一二二）の伊賀氏事件の際には四人とも泰時に近侍しており、関実忠を除き後の有力得宗被官家の祖となる人物たちである。彼らについては承久の乱時点において被官化していることが確実であり、第三部でもそれぞれ考察を加えるため、ここではこの四人と北条氏の時氏・有時・北条五郎、そして不明な一名を除く十名について考察したい。

(一) 安東藤内左衛門尉

「古活字本」には「安東兵衛、同一門ナリケル弥藤内左衛門尉」とある^八が、「安東兵衛」は平姓の安東忠家のこと、「藤内」は藤原姓の人物が内舎人に任ぜられたことを示すものであり、別の一族である。藤内左衛門尉は宇治川の合戦において死亡（表2④）しており、また負傷者の中にも安東藤内が見られる（表2③）。「藤内左衛門尉」という通称は内舎人であった人物が左衛門尉になったことを示す^九。安東藤内と安東藤内左衛門尉の関係は明らかではないが、親族の可能性が高い^{一〇}。そして承久三年六月二十九日条を初出とする光成が「新左衛門尉」であり、後に「安東藤内左衛門尉」と称していることから（付表17-8、11、20など）、安東藤内左衛門尉は光成の父と考えられる。

(二) 伊具太郎（盛重）

初出は建保元年五月三日条で、盛重は和田合戦の際に和田義盛の子・義直を討っている。史料二以外で

表1 承久の乱における軍勢の内訳

	1陣	2陣	3陣	4陣	5陣
東海道大將軍（軍勢十万騎）					
【吾】	相州（時房）	武州（泰時）・同太郎（時氏）	武藏前司（足利義氏）	駿河前司（三浦義村）	千葉介胤綱
【慈】	相模守時房	武藏守泰時	足利殿（義氏）	佐野左衛門政景・仁田四郎	紀内殿・千葉次郎
【古】	相模守時房	武藏守泰時	足利ノ武藏前司義氏	三浦駿河守義村	千葉介胤綱
【前】	相模守時房	武藏守泰時	足利武藏前司泰（義）氏	駿河守義村	千葉介胤綱
東山道大將軍（軍勢五万騎）					
【吾】	武田五郎信光	小笠原次郎長清	小山新左衛門尉朝長	結城左衛門尉朝光	
【慈】	武田	小笠原			
【古】	武田五郎父子八人	小笠原次郎父子七人	遠山左衛門尉	諏方小太郎（検見…伊具右馬允入道）	
【前】	小笠原次郎長清	武田五郎信光	遠山左衛門尉長村	伊具右馬ノ允入道	
北陸道大將軍（軍勢四万騎）					
【吾】	式部丞（北条朝時）	結城七郎朝広	佐々木太郎信実		
【慈】	式部丞朝時※七万騎				
【古】	式部丞朝時				
【前】	式部大輔朝時				

（筆者作成）

は「伊具右馬(馬) 太郎盛重」と表記されているので、父親が右馬允であったことがわかる。「古活字本」と「前田家本」には「伊具右馬允入道」が東山道の軍勢に検見として従軍しており(表1)、事実とすればこの人物が父親である可能性が高い^{二〇}。検見であったと考えられる。

盛重は貞応元年七月三日に一条実雅の「百日小笠懸」の射手として見られ、元仁元年(一二二四)の伊賀氏事件では実雅が京都に送還されることになる^{二一}、式部大夫(源) 親行とともに特に命令もなく「私的に」つき従ったため、親行とともに出仕を止められ所領を没収されている^{二二}。この時収公された所領が陸奥国伊具郡の所領であった可能性から、岡田清一氏は盛重が諏訪氏一族であることを指摘している^{二三}。ただし、岡田氏は承久三年六月十一日条に「諏訪盛重」という人物が見られることから、得宗被官諏訪氏の祖である諏訪盛重とは別人であろうとしているが^{二四}、実は承久三年の「諏訪盛重」は当時諏訪社の大祝であった「敦信」であり、盛重ではない。従って伊具盛重が後の諏訪兵衛尉盛重(諏訪兵衛入道蓮仏)である可能性は高いのである^{二五}。親行がしばらくして幕府への出仕を許され、流罪となっていた義時後室・伊賀氏の兄弟・光宗らも許されていることから、のちに盛重も許され、泰時に近侍するようになったのではないだろうか。宇治川の合戦で郎党二人が敵を討ち取った伊具六郎(表2①)も一族と考えられる^{二六}。

(三) 岡村次郎兵衛尉

岡村氏の初出は文治元年十月二十四日条で、岡村太郎が頼朝の勝長壽院供養に随兵として供奉している^{二七}。岡村次郎兵衛尉は承久三年六月十五日条で泰時に近侍し、申次としての役割を担っていることから被官化していたことがわかる。承久の乱以降は岡村三郎兵衛尉が弘長三年(一二六三)に時頼沙汰の境飯において一の御馬を武蔵五郎時忠とともに引いており(附表2②)、また徳治二年(一二三〇七)の「大斉番文」に岡村五郎左衛門尉(資行)と岡村太郎右衛門尉(附表7)、元亨三年(一二三三三)の「供養記」に岡村右衛門入道(附表8F、H)^{二八}と岡村五郎左衛門尉資行(附表8C、D)が見られる。資行は「供養記」の中で他の得宗被官とともに手長役となっており、得宗被官であったことは確実である。また資行は嘉元元年(一二三〇三)〜正中元年(一二三二四)の間に始の射手を十五回つとめている(附表5)^{一九}。

(四) 勅使河原小三郎(則直)

実名は初出となる建保元年八月二十日条による。文治元年(一一八五)八月二十八日、勅使河原後三郎有直が頼朝の使者として院庁下文を賜るべく上洛したのが勅使河原氏の『吾妻鏡』初出である^{三〇}。武蔵国丹党の武士で有直・則直ともに『系図綜覧』に見え、則直は有直の子となっている(系図1)^{三一}。則直初出の記事では新御所移徙の儀において実朝の調度懸の役を勤めている。承久の乱では六月十五日に泰時に院宣が読める者として武蔵猪俣党の武士・藤田三

郎(能国)を注進している他、一族の勅使河原五郎兵衛尉の郎党が敵一人を討ち取り、勅使河原四郎が敵一人を手討ちにしている(表2①)。その後文暦元年(一二三四)に評定衆の合奉行人が始めて置かれた際には奉行人となっている(史料三)。ここに見られる本間元忠は時房の被官であり^{三三}、吉良政衡も時房被官である可能性が高い^{三三}。そして波多野氏はのちに重時被官として^{三四}、佐野氏は得宗被官として確認できる^{三五}ことから、則直も得宗家もしくは一門の被官となった可能性がある^{三六}。「建長帳」、「建治帳」とともに「勅使河原後四郎跡」に課役されており、鎌倉後期の的始に見られる人物も「四郎」を通称として^{三七}、「二郎」を通称とする人物は管見の限り確認できなかった。

【史料三】『関東開關皇代并年代記』

一合奉行始事 文暦元年三月廿九日被始置之

本間左衛門尉元忠 勅使河原右馬允則直 吉良大舍人允政衡
佐野木工権助俊職 波多野左衛門尉朝定

(五) 佐久満(間・目) 太郎

初出は元久二年(一二〇五)六月二十二日条である。この時、佐久満太郎は由比ヶ浜に誘き寄せた畠山重保を三浦義村の命によって取り囲み殺害しており、三浦氏一族もしくは三浦氏の被官である可能性が高い。『系図纂要』には和田朝盛の子に「家盛^{佐久間六郎、住安房国佐久間}」とあるが、佐久満太郎が元久二年には元服していたとすると、朝盛の父・常盛が元仁元年当時三十四歳^{三八}であるから、子ならともかく孫が成人しているとは思えない。佐久間太郎と和田家盛とは別人であろう。「前田家本」が「佐久目太郎」を「安房国の住人」で「家盛」としているのは、おそらく『系図纂要』もしくはこれに類する系図情報に基づき挿入されたものと推察される。そのため、実名は不明のままにしておく。承久の乱後の消息は不明だが、「建治帳」の尾張国分に佐久間二郎兵衛入道に三貫が割り当てられている。十八騎として出陣した背景には、泰時の嫡子・時氏の母が三浦義村女であることが関係しているのではないだろうか。泰時と泰村女はすでに離縁しているが^{三九}、泰村が時氏の外祖父であることに変わりはない。次節でも触れるが、佐久満太郎は時氏に従って宇治川を渡った六人の一人でもあり、北条氏と三浦氏とをつなぐ時氏を守護すべく、義村によってつけられた人物と考えることができよう。

(六) 葛山小次郎(広重)

実名は『系図綜覧』による(系図2)^{三〇}。名字の地となったのは駿河国駿河郡葛山の地であろう。広重は負傷し(表2③)、葛山太郎が敵を討ち取って

る(表2①)。葛山太郎は系図の中で比定できる人物は確認できないが、親族であろう。その後、葛山次郎という人物が寛元二年(一二四四)八月十五日条で鶴岡八幡宮の放生会に際し、頼経・頼嗣の牛車の左右に祇候しているのが広重の子・「葛山二郎兵衛」惟時であろうか^{三三}。

「大斉番文」に葛山左衛門尉、葛山六郎兵衛尉(附表7)、「供養記」に葛山兵衛尉(附表8H)^{三三}、『御的日記』には延慶二年(一二三〇九)〜正和五年(一二三二六)にかけて葛山小次郎惟資(延慶三年以降は葛山次郎兵衛尉惟資)が六回、嘉暦元年(一二三二六)に葛山孫六頼行が見られる(附表5)。広重の代に得宗被官となっていたかは定かではないものの、得宗被官や一門の被官となっていた可能性が高い一族である^{三三}。

(七) 横溝五郎(資重)

実名は貞応元年正月七日条による。「伊東氏系図」によれば横溝氏は工藤景光の弟・時澄から始まっている(系図3)^{三四}。資重は史料二が初出で、敵一人を討ち取り(表2①)、また資重の親類という藤次が死亡している(表2④)。系図3に「宇治川七騎内」とある「資景(重)」に比定できよう^{三五}。所領としては得宗領陸奥国糠部郡内^{三六}、筑後国内高三瀨村の地頭職などが確認できる^{三七}。

貞応元年以降弟の横溝六郎義行とともに始などの行事に見られるようになり、兄弟揃って『吾妻鏡』の記事中で「祇候人」であることが明記されている^{三八}。しかし景光流工藤氏一族がそれぞれ有力得宗被官家となっていくのに対し、承久の乱の記事を除いて横溝氏の活動は始・笠懸・犬追物などの弓に係る記事に限定され、「大斉番文」や「供養記」にも見られない。鎌倉時代後期の射手にも横溝氏は九名(計三十五回)見られ、時には十二名中三名が横溝氏という年もある(附表5)^{三九}。

(八) 安藤左近将監

史料二以外では寛喜二年(一二三〇)五月二十七日条に見られる。宮内兵衛尉公氏・周枳兵衛尉・安藤二郎・雑色の兵衛尉とともに時氏の看病のために祇候し、決してその場を離れなかったことから、時氏に近侍していたようである。『吾妻鏡』の中では「安東」と「安藤」は区別して表記しているようなので、(一)の藤姓安東氏、平姓安東氏の忠家とは別の一族で、安部姓安藤氏と考えられる^{四〇}。

(九) 塩河中務丞

『吾妻鏡』には史料二にしか見られず、後の活動も不明である。摂津国多田神社文書・勝尾寺文書等に見える塩河左衛門尉^{四一}、塩河右馬(馬)大夫^{四二}などの多田院御家人と同じ一族であろうか。

(一〇) 内島三郎(忠俊)

実名は『系図綜覧』による(系図4)。武蔵七党のうち猪俣党の武士で、岡部五郎国綱の子が「内嶋三郎」忠俊となっている^{四三}。敵二人を討っており(表2①)、討死した内島七郎は家経であろう(表2④)^{四四}。

「建長帳」、「建治帳」の「内島三郎跡」は忠俊跡であろうから、建長二年までには死去していることになる。忠俊の活動は実質承久の乱までで、その後は内島右近入道・内島左近大夫将監盛経が確認できる。横溝五郎資重が建長三年八月二十一日に急遽大追物の射手に選ばれた際に、その乗る馬に指定されたのが、内島右近入道の馬であり、このことから時頼に祇候していたことがわかる。盛経は建長五年に利買直法、押買のことについて小野沢左近大夫入道とともに奉行している。この人物は系図4に忠俊の孫で「内嶋左近将出寂阿」とある「盛綱」に比定できよう。「経」か「綱」どちらかが誤記である可能性が高い。なお、小野沢氏も泰時の使者として上洛するなど得宗被官としての活動が確認できる人物である^{四五}。その他、「大斉番文」には内島四郎左衛門尉(光長)^{四六}、内嶋後家が見られる(付表7)。

以上の考察から、承久の乱当時すでに被官化している可能性が高いのは、尾藤景綱・関実忠・平盛綱・南条時員に(一)安東藤内左衛門尉・(二)岡村次郎兵衛尉・(七)横溝資重を加えた七名である。のちに得宗被官化・一門被官化する、もしくは被官化した可能性が高いのは(二)伊具(諏訪)盛重、(四)勅使河原則直、(六)葛山広重、(八)安藤左近将監、(一〇)内島忠俊の五名である。(五)の佐久間太郎は三浦氏との関係から従軍しており、不明なのが(九)の塩河中務丞と十八騎目の人物である。

第二節 承久の乱における得宗被官の活躍

一 宇治川の合戦と「六騎」

五月二十五日夕方、泰時は駿河国に到着し、そこで安東忠家に加わり、二十六日には手越駅で信濃国から駆け付けた春日刑部三郎貞幸と合流している。貞幸は武田・小笠原に合流するよう命があったが泰時に従ったという。その後泰時は二十八日に遠江国の天竜川を歩いて渡り^{四七}、六月五日の辰刻になって時房

とともに尾張国一宮の辺りに到着し、合戦の事について評議している。時房と泰時が大軍を率いて上洛したことを後鳥羽院が知ったのは五月二十九日のことであつたという。

六月十二日には野路辺で休息、酒宴の最中に辛島（下河辺）四郎行時が小山朝長以下の親類に従わず、長年慕っていたという泰時のもとに駆け付け、陣に加わっている。翌十三日には野路よりそれぞれの道に分かれ、泰時は栗子山に陣を構えていたが、そこで足利義氏と三浦泰村が泰時に伝えずして宇治橋の辺りに向かい、合戦を始めてしまう。官軍の放つ矢に東国武士の多くが当たり、平等院に立て籠もっていたところ、夜半になって義氏の使者からこのことを聞き驚いた泰時は雨の降る中を宇治に向かい、景綱に命じて橋上の戦いを止めるよう制止を加えさせている。これによってそれぞれが退去したため、泰時は平等院で休息をとつたという。この時の戦いの負傷者が表2②である。なお、「古活字本」では制止したのは「侍所司」の平盛綱^{四八}、「前田家本」では佐々木平三郎兵衛尉盛綱となつている^{四九}。

そして十四日、連日の雨により宇治川は増水していたため、泰時は宇治川を越えるために芝田橋六兼義を呼び、河の浅瀬を調べるよう指示を出した。兼義は南条時員とともに真木島に向かつているが、『承久記』では兼義が「検見」を給わることをお願いしたため、泰時が時員を指し添えたとする^{五〇}。時員は兼義が泳いで浅瀬を調べるのを見届ける役割を担っていたと考えられる。雨によって河は濁り、白浪が溢れ落ち、淵の底を伺うことはできなかったようだが、泳ぎが達者な兼義は渡ることは問題ないと報告している。そして卯の三刻、兼義と春日刑部三郎貞幸は宇治川を渡るために伏見津の瀬に急行し、その後佐々木四郎右衛門尉信綱、中山次郎重継と並んで安東忠家が続いたが、多くの武士が討たれ、また流され死んでいった。

日の出の時刻となり、泰時は時氏を呼び「吾衆擬^三敗北^一。於^レ今者。大將軍可^レ死之時也。汝速渡^レ河入^三軍陣^一。可^レ捨^レ命」と、河を渡り官軍の陣中に入つて命を捨てるよう命じる。そこで時氏は佐久満太郎・南条時員以下の六騎を率いて宇治川を渡り、ついに岸に着いた。この「六騎」については、『吾妻鏡』と『承久記』では異なる人物の名が記されている。六騎すべてを記したものはなく、『吾妻鏡』では佐久満太郎・南条七郎時員、「前田家本」では佐久目太郎家盛・万年九郎秀幸・加賀輪三郎、「古活字本」では小熊太郎・関実忠・万年九郎秀幸である。「加賀輪三郎」は表2①に見られる香河三郎のことであろう。これらを総合すると一応六名になるが、小熊太郎は「前田家本」での佐久目太郎と同様の行動をとっていることから佐久目太郎と同一人物と考えられる^{五一}。そうなる、あと一名が不明である。そこで、横溝資重が系図に「宇治川七騎内」と記されていることに注目したい（系図3）。「七名」とあるのは時氏も入れているであろうから、資重が時氏以外の六名の一人であつたことを示していることになる。資重を入れれば、時氏とともに宇治川を渡つたのは以下の六

名ということになる。時氏を含め七名は無事に渡り終えたようで、六月十九日に六名を招いて酒を勧め、贈物をしている。

①佐久満太郎『吾妻鏡』・「前田家本」では佐久目太郎家盛・「古活字本」では小熊太郎

②南条時員『吾妻鏡』

③関実忠（「古活字本」）

④万年秀幸（「古活字本」・「前田家本」）

⑤加賀輪（香川）三郎（「前田家本」）

⑥横溝資重（「伊東氏系図」）

泰時と足利義氏は尾藤景綱が平出弥三郎に民家を取り壊して作らせた馬筏に乗って河を渡り、その後、泰時は「壮士十六騎」のみを率いて密かに深草河原に陣を構えた^{五二}。ここに西園寺公経から泰時がどこまで来たかを見てくるようにと命じられた三善長衡が訪れ、泰時は明日入洛することを伝え、南条時員を長衡につけて公経のもとに遣わし、公経の屋敷を警護するよう命じている（史料四）。

【史料四】『吾妻鏡』承久三年六月十四日条

武州相_レ具_レ壮士十六騎_一。潜陣_二于深草河原_一。右幕下使_{長衡}。来_二此所_一云。迄_二何所_一有_レ渡乎可_レ奉_レ見由。有_二幕下命_一云々。武州云。明旦可_二入洛_一候。最前可_レ啓_二案内_一者。問_二使者名_一。長衡名謁訖。則以_二南条七郎_一付_二長衡_一。遣_二幕下之許_一。可_レ警_二固其亭_一之旨。示付_{云々}。

二 安東忠家の最期

六月十五日に官軍の敗北が決定的となると、泰時は十六日に合戦が無事に終わったことを関東に伝えるため飛脚を遣わす。この飛脚は二十三日に鎌倉に到着し、すぐに「洛中城外謀坂之輩」の処罰が定められ、翌二十四日の寅刻にはこの処置を記した「関東事書」を持ち、安東光成が泰時・時房のもとに届けるため鎌倉を発っている。光成は二十九日に六波羅に到着し、「洛中城外謀坂之輩」を断罪するようにとの条々を詳しく伝え、時房と泰家は三浦義村・毛利季光らと評議を行った。また六月十八日には、中太弥三郎を使者として戦功をあげた者・負傷者・死亡者の交名を鎌倉に送っている。交名の作成には、判官代（関

実忠)・後藤基綱・金持兵衛尉らの記録が用いられており、実忠は十四日の宇治川の合戦で敵を討った人々を記録していた。

さて、芝田義兼・春日貞幸に続き、佐々木信綱・中山重継らとともに宇治川を渡った安東忠家だが、『吾妻鏡』の記事の中では生死がわからない^{五三〇}。しかし、死亡者を記した交名(表2④)の中に「安東平次兵衛尉 安東藤内左衛門尉」と記されており、平姓安東氏と藤姓安東氏がともに死亡していたことがわかる。承久の乱には平姓安東氏の忠家・藤姓安東氏の藤内左衛門尉・藤内、安部姓安藤氏の左近将監という三つの「アンドウ氏」が泰時に従っていたことになる。藤姓安藤氏・安部姓安藤氏については第一節で考察したので、最後に安東忠家についても考察しておきたい。

なお、佐藤進一氏と細川重男氏は『民経記』寛喜三年十月九日条に「守護所左衛門尉忠家」として見える人物を安東忠家に比定しているが^{五四}、この人物は時房の被官・本間左衛門尉忠家^{五五}であり、安東忠家とは別人である。忠家は初出時と承久元年に安東次郎として見られるため次郎であることは確実であり、交名では安東藤内左衛門尉と区別するために「平次」が書き加えられたと推察される。つまり死亡した「安東平次兵衛尉」は安東忠家なのである。

付表16①が『吾妻鏡』における平姓安東氏の活動一覧だが、和田合戦で義時側の武士として死亡した安東四郎兵衛尉を除き、すべて忠家の活動となっている。忠家は和田合戦における金窪行親の副官としての活動だけではなく、義時袖判の奉書を発給するなど、実務的な活動も確認できる。承久元年(一二一九)正月二十七日までは義時に祇候していたことが確認できるが、承久の乱までに義時の命に背くことがあり、駿河国に蟄居している。史料五は泰時が上洛することを聞いた忠家が、駿河国に到着した泰時のもとに駆け付けた場面である。

【史料五】『吾妻鏡』承久三年五月二十五日条

今日及^レ黄昏^一。武州至^二駿河国^一。爰安東兵衛尉忠家。此間有^下背^二右京兆之命^一事^上。籠^レ居当国^一。聞^二武州上洛^一。廻^レ駕来加。武州云。客者勘発人也。同道不^レ可^レ然歟^{云々}。忠家云。存^レ義者無為時事也。為^レ棄^二命於軍旅^一。進発上者。雖^レ不^レ被^レ申^二鎌倉^一。有^二何事^一乎者。遂以扈從^{云々}。

泰時は「勘発人」、すなわち義時の謹責を受けている人物であり、同道するのはふさわしくないと反対するが、忠家は命を戦で棄てるために進発した上は、鎌倉に報告せずとも何事があるうか、と主張しついにつき従うことになったという。兼義らとの先陣争いに加わっていることからわかるように、忠家にとつて、承久の乱は汚名返上の戦いであった。表2①には安東兵衛尉の手の者・肥前房の小舎人童が敵の山口兵衛尉を生け捕りにしている。このように勲功もあつた忠家だが、後継者たる男子が幼かったのか、またはいなかったのか、平姓安東氏の活動は文永六年(一二六九)まで確認できない。付表16②として平姓安東氏と考えられる人物の活動をまとめたが、安東平右衛門入道蓮聖^{五六}、安東平次郎左衛門入道尊心、安東平右衛門尉、安東平内右衛門入道などが忠家の子

孫、もしくは一族であろう。

一方、同じく死亡者に加えて負傷者が出た藤姓安東氏は、先述したように藤内左衛門尉の子と考えられる光成が泰時に近侍するようになり、時頼期まで活躍している（付表17）。藤姓安東氏が平姓安東氏と大きく異なる点は藤姓安東氏が「十八騎」に含まれていたということである。泰時の側近が「十八騎」の人物で構成されていること、そしてその構成は鎌倉幕府滅亡まで続くことから、有力得宗被官家の人々にとっても、先祖が「十八騎」として出陣したということは大きな意味をもっていたのではないだろうか。

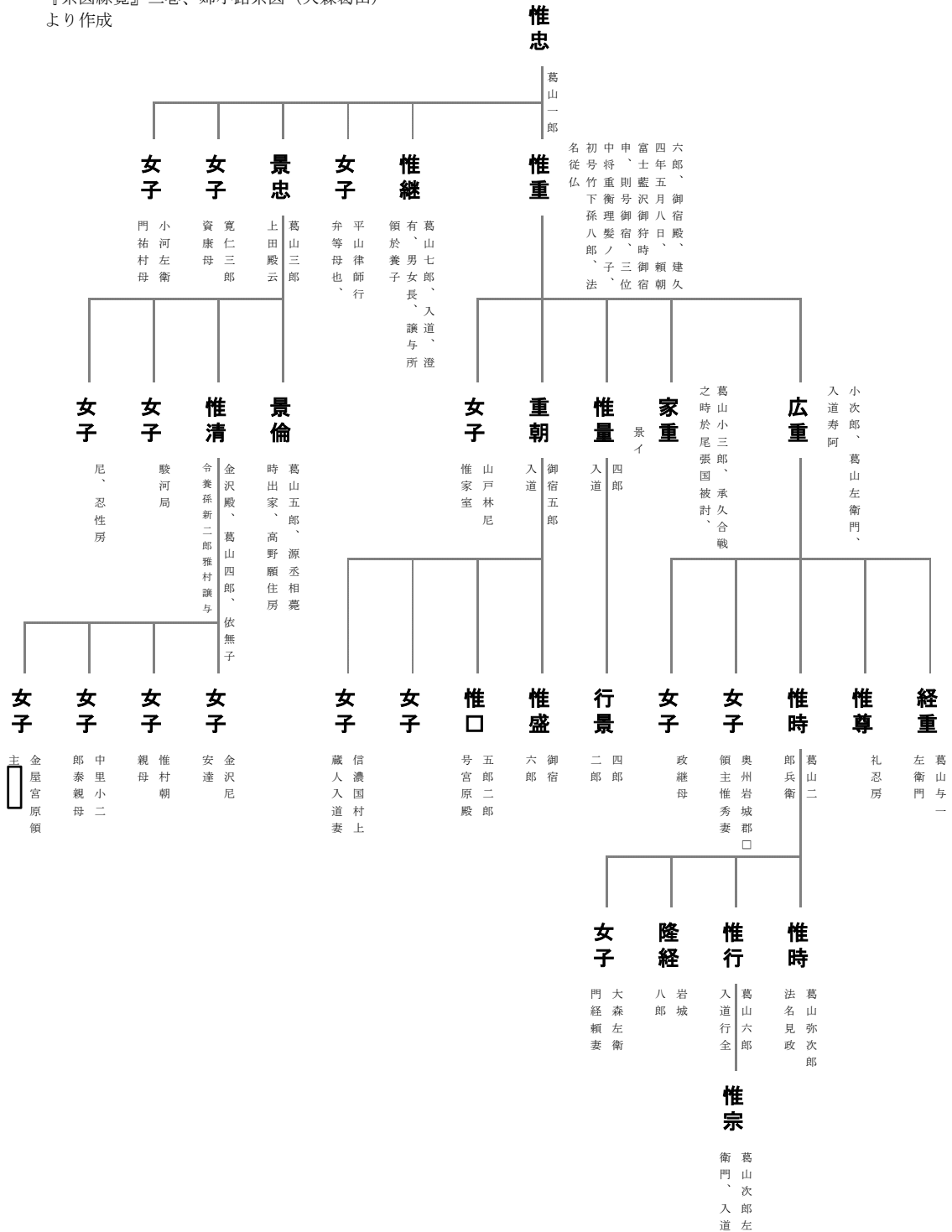
おわりに

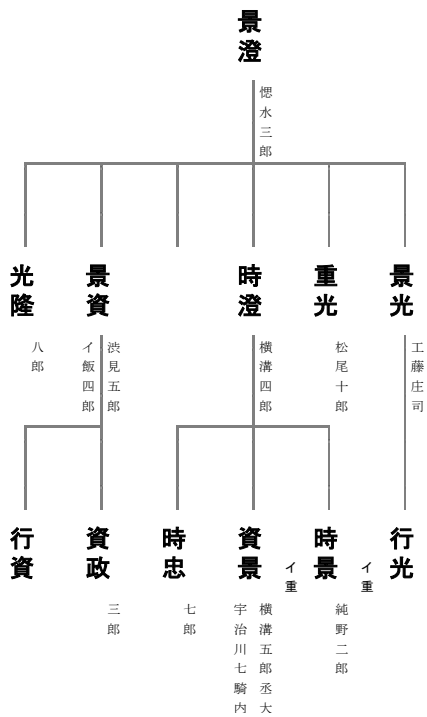
六月十八日条の交名の最後に、「武蔵守殿御手者」として記された人物が十名いる（表2⑤）。このうち飯田左近将監と片穂刑部四郎については表2④に記載があるため、死亡者を記していることがわかる。ちなみに安東藤内左衛門尉と安東忠家は表2④のみで表2⑤には記載されておらず、泰時の「御手者」とはされていない。ここで注目したいのは「五郎殿」である。「殿」と記されていることから北条氏一門であることがわかるため、「十八騎」の中に挙げられていた北条五郎と同一人物だと考えられる。この北条五郎は義時の子・実泰（母は伊賀氏）ではなく、時政の従兄弟・時綱の子である^{五七}。『続群書類従』の北条氏系図には「承久兵乱討死」とあり^{五八}、承久の乱で死亡したことがわかる。泰時が後深草河原に陣を構えた際の「壮士十六騎」（史料四）とは、十八騎のうち北条五郎と安東藤内左衛門尉が死去したため、「十六騎」に減ったことを示しているのかもしれない。

以上、承久の乱について泰時従軍「十八騎」、時氏とともに宇治川を渡った「六騎」、後深草河原の「壮士十六騎」の構成を中心に考察してきた。乱の結果、得宗領は全国に広がり、また六波羅探題設置により在京する被官、京・鎌倉間を往来する東使として活動する被官、得宗領在地に代官として赴く被官など、得宗被官の活動範囲も広がることになる。必然的に多くの人材が必要になり、北条氏一門による御家人の被官化はより一層活発になったと考えられる。その増えた被官を管理する立場に立ったのが尾藤景綱・平盛綱・諏訪（伊具）盛重・南条時員・安東光成たち有力被官なのである。鎌倉時代後期まで続く有力得宗被官の基盤は承久の乱の際にできたとみてよからう。

系図2 葛山氏略系図

『系図綜覧』二巻、姉小路系図（大森葛山）より作成



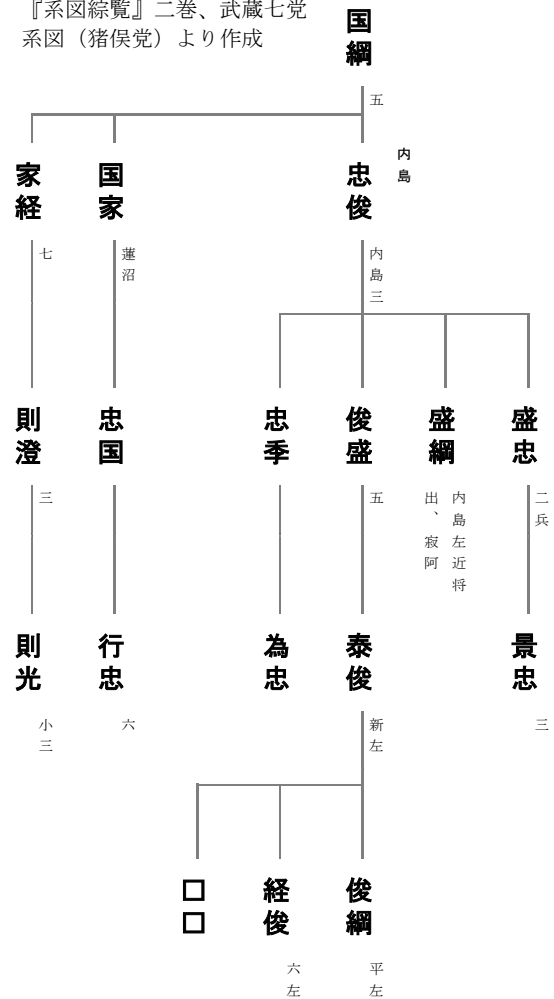


系図3 横溝氏略系図

『南家 伊藤氏藤原姓大系図』より作成

系図4 内島氏略系図

『系図綜覧』二卷、武蔵七党系図（猪俣党）より作成



- 一 「神国王御書」〔御書〕一五二一頁、『鎌倉遺文』一一八三七号)。
- 二 「兵衛志殿御書」〔御書〕一〇九五―一〇九六頁、『鎌倉遺文』一二八五〇号)。
- 三 承久の乱に関する論考には、上横手雅敬「承久の乱の歴史的评价」〔史林〕三九―一〇号、一九五六年)、上横手雅敬「承久の乱の諸前提」〔日本中世政治史研究〕塙書房、一九七〇年)、本郷和人「武士―承久の乱の歴史の意義について―」〔日本歴史〕五一三号、一九九一年)、本郷和人「承久の乱の史的位
- 置」〔中世朝廷訴訟の研究〕東京大学出版会、一九九五年)、白根靖大「承久の乱の歴史の意義」〔中世の王朝社会と院政〕吉川弘文館、二〇〇〇年※初出は『日本歴史』六〇三号、一九九八年)、白井克浩「承久の乱再考―北条義時追討宣言をめぐって―」〔ヒストリア〕一八九号、二〇〇四年) などがある。通史的なものは枚挙に暇がないが、特に近年のものを挙げれば、山本幸司『頼朝の天下草創』(講談社、二〇〇一年)、関幸彦『承久の乱と後鳥羽院』(吉川弘文館、二〇一二年) などがある。
- また、日蓮の史観に関する論考に玉懸博之「日蓮の歴史観―その承久の乱に対する論評をめぐって―」〔日本思想史研究〕五号、一九七一年)、川添昭二「日蓮の史観と真言排撃」〔日蓮とその時代〕山喜房仏書林、一九九九年、第五章)、鶴岡雅代「日蓮聖人の歴史認識―承久の乱の論評を中心に―」〔日蓮教学研究所紀要〕二二号、二〇〇四年) がある。
- 四 前田家本は『承久記 前田家本』(汲古書院、二〇〇四年)、古活字本と慈光寺本は『新日本古典文学大系』(四三、岩波書店、一九九二年) 所収。以下「前田家本」「古活字本」「慈光寺本」とのみ記す。野口実氏は「慈光寺本『承久記』の史料的评价に関する一考察」〔京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要〕一八号、二〇〇五年) の中で、「慈光寺本」の成立には三浦氏の関係者が関わっている可能性があることから、「この慈光寺本こそ承久の乱解明のための基礎的な史料足りうるものであり、鎌倉御家人中唯一、北条氏に対抗しうる実力を有したとされながら不明な点の多い宝治合戦以前の三浦氏の幕府内における位置を再検討する上で、重要な役割を果たしうると思われるのである」と評価している(四九頁)。
- 五 『吾妻鏡』承久三年五月十九日条。
- 六 『吾妻鏡』承久三年五月二十三日条。
- 七 関実忠は『系図纂要』では平盛綱と兄弟とされているが、この系図の信憑性は低い。表2④に見られる関左衛門入道(政綱)は実忠とは別の一族で、常陸国関郡の大方政家(秀郷流藤原氏。下総国豊田郡大方郷の武士)の子である。子の政泰は京方の武士として東山道に派遣されている(『吾妻鏡』承久三年六月三日条)。
- 八 「古活字本」三九四頁。
- 九 『官職難儀』〔新校群書類従〕第四卷、一九三七年) 八九頁。
- 一〇 安東藤内の活動は他に寛喜二年に石河次郎とともに六波羅より神護寺に差し遣わされている(『鎌倉遺文』三九二五号) ことが確認できる。正嘉元年正月の將軍御行始の儀で引出物の一の御馬を北条業時とともに引いている安東藤内は別人かもしれないが、光成も存命であるので同一人物の可能性もある。
- 一一 「古活字本」三八二頁。「前田家本」二四一頁。「古活字本」は北条有時のことも「伊具六郎」と記すが、これは後に有時が陸奥国伊具郡を領し、子孫が伊具を称したことによると考えられる。承久の乱当時の有時の通称は「陸奥六郎」である。
- 一二 『吾妻鏡』元仁元年閏七月二十三日条、同年十一月十四日条。

- 一三 岡田清一「鎌倉時代の伊具郡について」(『鎌倉幕府と東国』※初出は東北福祉大学岡田ゼミナール研究年報第二六輯『宮城県丸森町調査報告書』、二〇〇四年)。
- 一四 注(一三) 岡田著作、三六三頁。
- 一五 この点について、詳しくは第三章第三章で考察している。
- 一六 岡田氏は「伊具太郎」の誤写である可能性も指摘している(注一三、岡田著作、三六一頁)。
- 一七 その後も建久元年十一月七日の頼朝の上洛、建久六年三月十日の頼朝の東大寺供養にも供奉している。
- 一八 「大斉番文」の岡村太郎右衛門尉と同一人物と考えられる。
- 一九 また嘉元元年から嘉元三年まで「岡村左衛門五郎資行」、徳治元年から「岡村五郎左衛門尉資行」とあるため、「大斉番文」の岡村五郎左衛門尉は資行であることがわかる。
- 二〇 その他文治元年十月二十四日には頼朝の勝長壽院供養に随兵として供奉、文治三年八月十五日には流鏑馬の射手を勤め、文治五年七月一日には鶴岡放生会の際に調度懸、同十九日には藤原秀平討伐に従軍している。建久六年まで『吾妻鏡』に見られる。
- 二一 『系図綜覧』第二、四九二〜四九三頁。ただし『吾妻鏡』に見られる通称とは異なり、有直は「弥二」となっている。則直の「右馬允」任官は確認でき(『関東開關皇代并年代記』※『国史大系』第五卷『吾妻鏡』、経済雑誌社、一九〇五年所収。八三〇頁)。
- 二二 本間氏は時房の子孫大仏氏被官として鎌倉時代後期まで活躍する。塚飯には多くの本間氏が見られるが、すべて時房・時定(時房の子)沙汰の塚飯である(付表2②)。的始には『吾妻鏡』に十七回(付表3)、『御的日記』には一族合計七十七回(付表5)と最も多く射手として見られる一族である。嘉暦元年には射手十二人中五人が本間氏である。
- 二三 のちに足利義氏の子・長氏が吉良を称するが、仁治二年まで『吾妻鏡』に見られる長氏は「足利五郎」を通称としており、『吾妻鏡』に見られる吉良次郎や吉良政衡とは別の一族である。時房被官の可能性の根拠は吉良氏も時房沙汰の塚飯で馬を引いていることで、嘉禎二年に吉良次郎が、仁治元年に政衡が見える。的始の射手として見られる吉良氏も足利氏ではなく、時房流被官の吉良氏である。『吾妻鏡』には吉良次郎の一回のみ(付表3)だが、『御的日記』には吉良孫次郎信衡・吉良彦次郎会衡・吉良彦三郎朝衡と「衡」を通字とする人物が合計十二回射手となっている(付表5)。吉良次郎や政衡の子孫である。
- 二四 波多野義重が重時代官(『鎌倉遺文』六三四〇号)であり、波多野五郎秀頼・波多野小次郎定経・波多野兵衛次郎定康が建長二年と建長六年の重時沙汰の塚飯に見られる(付表2②)。
- 二五 永仁元年の平禅門の乱では佐野左衛門入道が平頼綱・飯沼助宗とともに自害している(『親玄僧正日記』永仁元年四月二十二日条)。嘉元の乱では別の佐野左衛門入道が北条時村殺害の下手人として捕えられた武士を預け先に連行しており(『鎌倉裏書』、「大斉番文」に佐野左衛門入道、「供養記」に佐野左衛門太郎・佐野七郎(付表8H)が見える)。
- 二六 建長六年の的調に見られる勅使河原三郎(小三郎)が則直の子泰直であろうか(付表4)。「泰」は泰時の偏諱と考えられる。
- 二七 永仁三年〜永仁五年まで勅使河原左衛門四郎重直が三回、正和二年〜嘉暦元年の間に勅使河原後四郎武直が九回射手となっている(付表5)。
- 二八 建保元年に死去した際四十二歳であったことがわかるため(『吾妻鏡』建保元年五月四日条)、逆算すると三十四歳となる。
- 二九 三浦義村女(矢部禅尼)は、泰時と離縁した後佐原盛連に嫁いでいる。矢部禅尼盛連との間の子である光盛・盛時・時連のうち盛時の初出が貞永元年で

あることから、泰時と安保実員女との間に時実が生まれる建暦二年以前には離縁していたと考えられる。

三〇 『系図綜覧』第二、一八八〜一九四頁。藤原兼家の子・道隆の流れを汲む藤原氏で、伊周―忠親―雅康と続き、雅康の子の親康の子孫は「大森」を名乗り、惟兼の子孫は「葛山」を名乗ったとする。そして惟兼の子・惟忠が「葛山一郎（太郎力）」、惟忠の子・六郎惟重の屋敷を建久四年の富士の巻狩の際に頼朝が宿としたことで「御宿」と称するようになったという。広重は惟重の子で、「小次郎、葛山左衛門、入道□阿」と記されている（同一九三頁）。また「小三郎」と記された弟・家重は「承久合戦之時於尾張国被討」とある。なお、建保六年に実朝に渡宋を命じられ、渡宋船の準備をした葛山五郎景倫（願性）は惟重の弟・景忠を父としており、広重とは従兄弟にあたる。景倫は実朝が暗殺されたために出家し高野山金剛三昧院に入る。その後政子によって紀伊国由良荘の地頭職に補任されているが、その地頭職は嘉禎二年に金剛三昧院に寄進している（『鎌倉遺文』四九五六号、四九六〇号）。

三一 『吾妻鏡』寛元二年八月十五日条（卷三十六）。このとき平盛綱の子・盛時も同じく牛車の左右に祇候している。

三二 この兵衛尉は『御的日記』に見られる惟資と同一人物であろう。

三三 大森氏も「大斉番文」と『供養記』に大森右衛門入道（付表7、付表8H）が見えるが、射手としては見られない。

三四 ただし名字の地となった「横溝」の比定地は定かではない。

三五 系図の通りであれば工藤行光とは従兄弟となるが、行光の活動が確認できるのが建暦二年（一二二二）までで、行光はその時にはすでに六十代近いと考えられるため検討が必要である。建久六年三月十日の頼朝の東大寺供養に供奉している横溝六郎が父親という可能性もある。

三六 糠部郡には嘉元四年に平盛時が北条時頼によって五戸地頭代職に補任されている（『鎌倉遺文』六七六八号）ので、横溝氏も地頭代もしくは給主となっていたのであろう。鎌倉幕府滅亡後の建武元年、糠部郡闕所地に「三戸横溝新五郎入道跡」があり（『大日本史料』南部文書、六編一冊、五二二頁）、横溝孫二郎入道・横溝六郎らが工藤氏や曾我氏などとともに津軽で反乱を起こした際には、「糠部郡南門内横溝弥五郎入道跡」「糠部南門内横溝六郎三郎入道跡中里村」の給主に与同しなかった横溝孫六重頼や横溝彦三郎祐貞が補任されている（同七八六〜七八七頁。同六編二冊、二九〇頁、五九六頁。なお、重頼と祐貞の間に相論有り）。

三七 正元元年に資重と同一人物であろう横溝五郎法印（師力）法名生阿と言う人物が筑後国内高三瀨村の地頭職に補任されており（『鎌倉遺文』八四五四号）、正応六年に横溝馬次郎資為（同一八〇九九号）、嘉元三年に横溝助三郎（同二二一五八号）が確認できる。

三八 『吾妻鏡』仁治二年十一月二十七日条、建長三年八月二十一日条。

三九 徳治元年、延慶元年、正和三年は三人の横溝氏が射手となっている。『太平記』には鎌倉へ敗走する北条泰家が討たれそうになった際、横溝八郎（付表

51-32、33、36に見える横溝八郎高貞であろう）がその場に踏み止まり二十三騎を瞬く間に射落として討死したというエピソードがあり、弓の名手として知られていたことが窺える。

四〇 太田亮『姓氏家系大辞典』（第一巻、国民社、一九四四年）二二四頁。鎌倉時代後期の津軽安藤氏との関係については今後の課題としたい。

四一 『鎌倉遺文』一三〇〇七号。

四二 『鎌倉遺文』二〇四三八号、二〇四四四号。

四三 『系図綜覧』なお、『吾妻鏡』に見られる岡部泰綱・忠綱・時綱、岡部左衛門四郎は藤原氏南家乙磨流工藤氏の一族で、猪俣党の岡部氏とは別の岡部氏である。船越四郎大夫と称した維綱の子・清綱から岡部を称している（『尊卑分脈』）。その名字の地は駿河国志太郡岡部邑（静岡県志太郡岡部町）とされている。

四四 平治元年の平治の乱で源義朝に従い、元暦元年の一谷の合戦で頼朝に従い平忠度を討ち取った岡部孫六野太忠澄とは従兄弟にあたる。しかし、忠澄と同じ世代と考えると承久三年当時には忠俊も家経もかなり高齢になっているため、この点は検討が必要だが、ひとまず忠俊と家経に比定しておきたい。

四五 小野沢氏については松吉大樹「得宗被官小野沢氏について」『文化財学雑誌』九号、二〇一三年）がある。

四六 実名は『鎌倉遺文』二七二二四号による。

四七 連日の洪水で船に支障があるはずが、天竜川には全く水がなかった（『吾妻鏡』承久三年五月二十八日条）。

四八 「古活字本」では安東忠家がまず制止したが静まらず、次に足利義氏が制止することも鎮めることができず、平盛綱が鎧を脱いで小具足に太刀ばかりを帯して「各、軍ヲ仕テハ誰ヨリケンジヤウヲ取ントテ、大將軍ノ思召様有テ静メサセ給フニ、誰々進ンデカケラレ候ゾ。注シ申セトテ、盛綱奉テ候也」と申したところ、盛綱がその時「侍所司」であり多くの人に見知られていたために、一・二人聞かないものがあつたものの、静まったとする（三九三頁）。当時の侍所所司は金窪行親であるため、『吾妻鏡』の尾藤景綱が正しいと考えられる。

四九 「前田家本」二六三〜二六四頁。最初に安東兵衛が制止しにいったが、制止できず自らも合戦に加わつたため、次に平六郎兵衛が遣わされたがやはり制止できず、佐々木平三郎盛綱が静めている。

五〇 「前田家本」二六四頁。「古活字本」三九三頁。

五一 河を渡ろうとする時氏を佐久間太郎（小熊太郎）が止め、それを振り切って時氏が渡つたので、見捨てることはできないとして佐久間太郎（小熊太郎）以下の武士が後に続いている（「前田家本」二六七〜二六八頁。「古活字本」三九五頁）。

五二 「古活字本」は「武蔵守、其子ノ太郎・伊具次郎、僅ニ五十騎計ノ勢ニテ、深草河原ニ陣ヲ取ル」（三九七頁）とある。

五三 「前田家本」では「失にけり」と死亡したことが記されている（二六四〜二六五頁）。「古活字本」にも「沈ケリ」とある（三九四頁）。

五四 佐藤進一「守護制度の研究」（三五頁）、細川重男『鎌倉政権得宗専制論』（一八一〜一八二頁）。佐藤氏は泰時に近侍する「安東左衛門尉」も忠家に比定しているが、これは細川氏も指摘しているように光成である。

五五 『鎌倉遺文』一三八二二号。伊勢国の守護職は承久の乱の恩賞として北条時房が拝領している（『吾妻鏡』貞応元年三月三日条）。本間左衛門尉忠家に關する史料は他に三三〇八号、三七九〇号がある。

五六 『鎌倉遺文』一〇四四九号。

五七 北条氏研究会「北条氏系図考証」（『吾妻鏡人名総覧』所収）、四二六頁。『吾妻鏡人名索引』では「北条五郎」は承久三年五月二十二日条のみに見られる人物としているが、「五郎殿」は実泰に比定している。しかし「五郎殿」が死去している以上、実泰とは別人である。

五八 『続群書類従』（第六輯上）。

表2 『吾妻鏡』承久3年6月18日条

① 6月14日の宇治川の合戦で敵を討った人々

No.	記載順	敵を討った人物	討たれた人	備考
1	35	蒼海平太	二人（宇治で鳩首）	
2	46	県左近将監	二人	
3	91	甘糟小次郎	一人	
4	23	天野右馬太郎	五人（一人手討）	
5	136	天野平内次郎	一人	
6	21	伊具六郎	二人（深草六郎が一人、染屋刑部七郎が一人）	18騎の伊具太郎親類か。
7	105	泉八郎	二人	
8	106	同（泉）次郎	三人	
9	54	猪俣左衛門尉（範政）	一人	
10	107	伊予玉井四郎	一人	北条本には「安東兵衛尉手」と記されている。
11	60	岩田七郎	一人	
12	120	岩原源八（経直）	一人	
13	128	植野次郎	一人	
14	34	潮田四郎太郎	一人	
15	73	内島三郎（忠俊）	二人	18騎
16	124	宇津幾十郎	一人	
17	10	浦太郎	三人	
18	118	荏原六郎太郎	一人（下総前司小野盛綱の郎等）	
19	119	荏原七郎	一人（郎等が討つ）	
20	14	大井左衛門三郎	一人	
21	75	大井太郎（光長）	一人	
22	89	大<太>田五郎	一人（手討）	
23	36	大貫三郎	一人	
24	2	小笠原四郎（長光）	一人（付弦袋）	
25	133	荻窪六郎	二人（一人は肥前国の佐山十郎）	
26	127	興津左衛門三郎	二人（手討）	
27	142	荻原小太郎	一人	
28	69	小越四郎（有平）	一人	
29	74	小越四郎太郎（有年）	二人	
30	76	小越右馬太郎（有高）	二人	
31	94	小沢太郎入道（正清）	二人（宇治で鳩首）	②10
32	7	押垂三郎兵衛尉（時基）	一人（郎等が討つ）	
33	42	小野寺左衛門入道（秀通）	五人（一人手討）	
34	17	於呂左衛門四郎	二人（生捕一人）	
35	18	同（於呂）五郎	四人（生捕一人）	
36	66	於呂小五郎	一人（西面）	
37	28	香河小五郎	二人（長輻輪の太刀）	②12
38	90	香河三郎	一人（手討）	
39	26	梶原平左衛門太郎手者	一人	
40	97	糟屋三郎	一人（手討）	
41	98	同（糟屋）四郎	一人（手討）	
42	81	風早四郎（胤康）	一人	
43	19	葛山太郎	一人（弦袋）	
44	139	金持兵衛尉	五人（二位法印尊長の家人）	
45	56	金子大倉太郎（時家）	二人	
46	57	同（金子）右近将監	二人	
47	58	同（金子）三郎（広家）	一人	時家弟。
48	41	河越三郎（重員）	一人（手討）	
49	65	河村四郎（行秀）	一人	
50	84	河村太郎（時秀）	三人（郎等が討つ）	
51	85	同（河村）三郎（秀基）	一人（手討）	
52	86	同（河村）五郎四郎（秀遠）	一人（手討、西面）	
53	122	河平次郎の手の者	四人（熊野法師、一人は弦袋）	
54	78	河原田四郎太<三>郎	一人	
55	92	河匂小太郎（好保）	一人（手討）	
56	80	木内次郎（胤家）	一人	
57	112	清久左衛門尉（秀綱）	二人	
58	24	黒田三郎入道	一人（郎等が討つ）	

No.	記載順	敵を討った人物	討たれた人	備 考
59	50	小手〈平〉左近将監	二人（一人生捕）	
60	83	児玉刑部四郎	一人	
61	109	権守三郎	一人（甲斐中将藤原範茂の中間）	
62	134	西条四郎	一人（郎等が手討）	
63	100	佐加良三郎（長頼）	一人（渡部弥三郎兵衛尉、北面、直垂は綾）	
64	3	佐々木又太郎右〈左〉衛門尉（秀忠）	一人（付弦袋）	
65	143	佐々木四郎右衛門尉（信綱）	一人（手討、佐々木太郎右衛門尉惟綱）	佐々木四郎右衛門尉の「右衛門尉」は吉本にはない。
66	6	佐竹六郎（義茂）	二人（一人手討）	
67	25	佐竹別当（重義）手者	二人	
68	96	佐田太郎	一人（手討）	
69	55	佐貫右衛門十郎	四人	
70	63	佐貫七郎（広胤）	一人	
71	125	佐貫右〈左〉衛門十郎	一人（弦袋）	
72	49	椎名弥次郎	二人力	人数の記載なし。関実忠の記録（記載番号1～52）は合計98人とあるので椎名弥次郎部分以外の96人を引くと二人となる。
73	31	塩尻弥三郎	一人（出雲国小三郎）	
74	15	品河小三郎（実員）	二人	
75	16	品河四郎太郎	一人	
76	27	四宮右馬允	二人	
77	43	渋谷三郎	二人（手討、一人は荻野三郎）	
78	44	渋谷権守太郎（光重）	二人（一人手討、一人生捕）	
79	45	渋谷又太郎	一人（手討、出雲国の神西庄司太郎）	
80	52	渋谷六郎（盛重）	一人（郎等が討つ）	
81	11	島津三郎兵衛尉（忠時）	七人（僧侶一人、生捕二人）	
82	32	庄四郎（弘季）	一人（生捕）	
83	33	同（庄）五郎（弘賢）	一人（生捕）	
84	64	小代右馬次郎（俊平）	二人	
85	99	小代与田次郎	一人	
86	47	神保与三	一人	
87	59	須久留兵衛次郎（家時）	一人	
88	129	角田太郎	一人（手討、三浦胤義の郎等美六・美八）※二人力	
89	20	駿河次郎（三浦泰村）	四人（奴加沢左近将監が一人、小河兵衛尉直行が一人）	
90	51	善右衛門四郎	三人（手討）	
91	103	曾我八郎（宗家）	一人（宰相中将藤原範茂に仕える者）	
92	104	同（曾我）八郎三郎	一人（宰相中将藤原範茂に仕える者）	
93	113	曾我太郎（祐重）	一人	③73
94	30	高野〈信乃〉弥太郎	一人	
95	48	多胡宗内（親時）	一人	
96	1	秩父平次五郎	一人（不知名）	
97	70	秩父次郎太郎	一人（上臈）	
98	123	土屋三郎兵衛尉	一人	
99	87	勅使河原五郎兵衛尉	一人（郎等が討つ）	
100	88	勅使河原四郎	一人（手討）	
101	8	富田小太郎（近行）	一人	
102	9	戸村三郎	三人（一人生捕、一人は勅使左衛門尉入道）	吉本では「勅使大夫入道」
103	29	豊島九郎小太郎	二人（郎等信濃が討つ）	吉本には「信濃」の文字はない。
104	140	豊島十郎	一人（金を付けていた）	
105	61	豊田四郎	一人	
106	62	同（豊田）五郎	四人	③83
107	132	内記左近将監	二人（熊野法師の郎等）	
108	131	内藤左近将監（盛家）	一人（熊野法師の郎等）	
109	53	長布施四郎（重康）	三人（荻野太郎等、佐々木判官高重一族、一人生捕）	
110	101	長布施三郎	一人	
111	77	中村四郎	二人	
112	141	中村小五郎兵衛尉	一人（生捕、中七左近）	「七」の字吉本にはなし。
113	22	並木弥次郎兵衛尉	一人（法師）	

No.	記載順	敵を討った人物	討られた人	備考
114	4	奈良五郎（高家）	一人	
115	116	奈良兵衛尉	一人（山法師）	
116	114	成田五郎	一人	
117	115	同（成田）藤次	一人	
118	138	仁田次郎太郎	五人（一人生捕、宮分刑部丞）	「宮分」の字吉本にはなし。
119	102	二宮三郎	二人（不知名）	
120	110	二藤太郎	一人（佐々木判官高重の一族）	
121	95	沼田小太郎	一人（手討、熊野法印快実の子）	
122	93	波多野弥藤次（盛高）	一人（手討、宇治で鳩首）	
123	130	波多野中務次郎（経朝）	一人（熊野法師、長輻輪の太刀）	②23
124	108	肥前肩（安東兵衛尉の手の者）	一人（山口兵衛尉、小舎人童が生捕）	安東忠家（49）の手の者であることは③88による。
125	79	人見八郎	一人	
126	72	藤田兵衛尉	一人（手討。佐々木判官高重の手の者）	
127	111	藤巻藤太	一人（三郎法師、生捕）	
128	135	古郡四郎	一人（瑠璃王左衛門尉、西面、生捕）	
129	117	別府次郎太郎	一人	
130	67	松田小次郎（政基）	二人（一人は甲斐中将藤原範茂の侍・刑部丞）	②29
131	68	同（松田）九郎（有忠）	二人（一人は西面の平内、一人は熊野法印快実一族）	
132	71	三ヶ尻小次郎	一人	「三ヶ」の字は 𪛗
133	13	宮木小四郎	一人（野次左衛門尉二小野成時）	
134	126	宿屋太郎の手の者	五人	
135	82	山城右<左>衛門尉	十六人	
136	39	山田八郎	二人（手討）	
137	40	同（山田）次郎	二人（手討）	
138	137	山田蔵人	三人（生捕、下総前司小野盛綱の郎等）	
139	37	大和太郎左衛門尉	三人（一人手討、二人は郎等が討つ）	
140	38	大和藤内（久良）	一人	
141	121	弓削平次五郎	一人	
142	5	横溝五郎（資重）	一人	18騎
143	12	若狭兵衛入道（忠季）手者	三人	④88に忠季

② 6月13日の宇治橋の合戦で負傷した人々

No.	記載順	負傷者	備考
1	16	阿曾沼六郎太郎	
2	31	安保右馬允（実員）	
3	28	甘糟小太郎（光忠）	
4	33	井田四郎太郎（政綱）	
5	21	今泉弥三郎兵衛尉	
6	22	同（今泉）五郎	
7	23	同（今泉）須河次郎	
8	24	同（今泉須河）五郎	
9	25	同（今泉須河）堤五郎	
10	12	小沢太郎入道（正清）	①31
11	13	同（小沢）藤次太郎	
12	17	香河小五郎	①37
13	27	河田七郎	
14	14	椎名小次郎	
15	30	須賀弥太郎	
16	26	世山三郎	
17	1	富部五郎兵衛尉	

No.	記載順	負傷者	備考
18	2	同（富部）町野兵衛尉	
19	18	豊田平太	
20	19	同（豊田）五郎（景俊）	
21	34	沼田小太郎	①121
22	35	沼田佐藤太	
23	8	波多野中務次郎（経朝）	①123
24	9	同（波多野）五郎（義重）	
25	29	藤田新兵衛尉	
26	20	保土原三郎	
27	10	牧右近太郎	
28	11	同（牧）中次	
29	3	松田小次郎（政基）	①130
30	4	同（松田）三郎（義基）	
31	5	同（松田）五郎	
32	6	同（松田）平三郎	
33	7	同（松田）右衛門太郎	
34	32	目黒小太郎	
35	15	横田右馬允	

※『吾妻鏡』の記事を五十音順に並び変えており、もとの記載順は数字で記した。

※ただし同じ一族内に関しては記載順に記載している。

※①の討ち取られた人物に「弦袋」とあるのは衛府の官人であることを示す。

③ 6月14日の宇治川の合戦で負傷した人々

No.	記載順	負傷者	備考
1	106	青根三郎	追加分?
2	76	阿曾沼次郎(親綱)	
3	92	天野平内太郎	
4	93	安東藤内	
5	94	庵原仲次	
6	48	井田四郎	
7	49	岩田八郎五郎	
8	41	岩手小四郎	
9	42	同(岩手)五郎	
10	43	同(岩手)余一	
11	23	岩原源八(経直)	①12
12	95	魚沼工藤三郎	
13	62	宇治次郎(朝定)【河を渡り負傷】	また波多野という
14	7	宇津幾平太	
15	8	同(宇津幾)十郎	①16
16	100	江田兵衛尉	追加分?
17	101	江田五郎太郎	追加分?
18	46	大江兵衛尉(能行)	
19	47	同(大江)四郎	
20	25	大内十郎	
21	26	同(大内)弥次郎	
22	50	大倉小次郎	
23	40	岡村次郎兵衛尉	18騎
24	16	興津左衛門三郎	①26
25	17	同(興津)四郎	
26	18	同(興津)六郎	
27	19	同(興津)紀太	
28	20	興津八郎太郎	
29	21	同(興津)十郎	
30	105	小串五郎	追加分?
31	91	鷲四郎太郎	
32	6	女景太郎	
33	11	加世左近将監	
34	12	加世弥次郎【死去】	
35	35	葛山小次郎(広重)	18騎
36	97	鎌田平三【甲斐】	
37	44	河原次郎(忠家)	
38	89	河平三郎	
39	22	河村藤四郎(行秀)	
40	24	吉香左衛門次郎(経光)	
41	2	行田兵衛尉	
42	96	熊井小太郎	
43	27	源七刑部次郎	
44	28	源三郎太郎	
45	5	源内八郎	
46	15	国分八郎【相模】	
47	29	小島三郎(重茂)	
48	30	同(小島)六郎	
49	31	同(小島)七郎	
50	58	西郷三郎	
51	54	佐加江四郎【重態】	
52	55	同(佐加江)九郎【重態】	
53	63	佐貫右衛門六郎(秀綱)【河を渡り負傷】	
54	71	佐野七郎入道	
55	78	塩谷左衛門尉(家朝)	
56	79	同(塩谷)太郎	
57	80	同(塩谷)六郎(経直)	
58	81	塩谷弥四郎(信重)	

No.	記載順	負傷者	備考
59	82	同(塩谷)奥太(助家)	
60	83	塩谷小三郎	
61	84	同(塩谷)五郎	
62	75	品河四郎	
63	72	渋谷平太三郎	
64	73	同(渋谷)権守六郎	
65	74	同(渋谷)七郎	
66	66	志水右近将監【河を渡り負傷】	
67	1	小代小次郎	
68	59	新開弥次郎	
69	98	神保太郎	追加分?
70	10	須黒兵衛太郎	
71	13	仙波太郎(信恒)	
72	14	同(仙波)左衛門尉(家行)	
73	4	曾我太郎(祐重)	①93
74	51	高井小太郎	
75	52	高井小次郎	
76	99	高井五郎	追加分?
77	102	高井弥太郎	追加分?
78	103	同(高井)室三郎	追加分?
79	77	高橋九郎	
80	87	玉井小四郎	
81	90	寺尾又太郎	
82	85	富田太郎(近重)	
83	86	同(富田)五郎(惟近)	①106
84	33	内記四郎	
85	53	長沢又太郎	
86	61	奈良左近将監【河を渡り負傷】	
87	36	波賀小太郎	
88	64	肥前房(安東忠家の手の者)【河を渡り負傷】	①124、④9
89	67	平河刑部太郎	
90	68	同(平河)又太郎	
91	69	蛭河刑部三郎(行家)	
92	70	同(蛭河)三郎太郎(行助)	
93	60	布施左衛門三郎【河を渡り負傷】	
94	3	古庄太郎	
95	37	古谷八郎	
96	38	同(古谷)飯積三郎	
97	39	同(古谷)十郎	
98	88	俣野小太郎	
99	65	松野左近将監	
100	45	皆河太郎	
101	57	妻良五郎	
102	104	屋島次郎	追加分?
103	34	屋代兵衛尉	
104	56	矢田八郎	
105	32	矢部源次郎	
106	9	山口兵衛太郎(恒高)	

④ 6月14日の宇治川の合戦で死亡した味方の人々

No.	記載順	死亡者	備考
1	2	梶佐藤四郎	
2	87	麻弥屋四郎	
3	88	同(麻弥屋)次郎	
4	15	安楽刑部丞(実光)	
5	17	同(安楽)左衛門次郎	
6	16	同(安楽)四郎	
7	18	同(安楽)八郎	
8	76	安東藤内左衛門尉	18騎
9	75	安東平次兵衛尉(忠家)	①124、③88に手の者
10	11	飯田左近将監	⑤2と重複
11	32	飯沼三郎(資行)	
12	33	同(飯沼)子息一人	
13	50	石河三郎【討たれた】	
14	9	今泉七郎	
15	26	潮田六郎	
16	5	内島七郎(家経)	18騎の内島三郎の弟
17	73	浦四郎	
18	74	江戸四郎三郎	
19	6	荏原六郎	
20	7	同(荏原)弥三郎	
21	34	大河戸小四郎	
22	65	大河戸六郎【敵に討ち取られた】	
23	72	大塩次郎【信濃】	
24	8	太田六郎(宗成)	
25	31	大舎人助	
26	57	大山弥藤次	
27	48	小田切奥太	
28	49	小野寺中務丞	
29	28	於呂七郎	
30	4	女影四郎【武蔵】	
31	52	麻統六郎	「麻統(おみ)」
32	36	梶原平左衛門次郎	
33	22	春日刑部二郎太郎	
34	23	同(春日)小三郎	
35	10	片穂刑部四郎	⑤4と重複
36	21	金子大倉六郎	
37	61	金子小太郎	
38	80	桜井次郎【浦太郎の手の者】	
39	35	幸島四郎(行時)【下河辺とも】	
40	40	佐貴右衛門五郎	
41	41	同(佐貴右衛門)八郎	
42	66	佐貴太郎次郎【負傷して河で死亡】	
43	67	同(佐貴)次郎太郎	
44	68	同(佐貴)八郎	

No.	記載順	死亡者	備考
45	42	佐貴兵衛太郎	
46	55	鮫島小四郎	
47	19	塩谷民部大夫(家経)	
48	69	品河次郎	
49	70	同(品河)四郎三郎	
50	71	同(品河)六郎太郎	
51	24	渋谷四郎(時国)	
52	25	同(渋谷)権守五郎	
53	83	島名刑部三郎(親高)	
54	27	志水六郎	
55	12	志村弥三郎	
56	13	同(志村)又太郎	
57	64	庄三郎【敵に討ち取られた】	
58	56	新開兵衛尉【橋で討たれた】	
59	79	新太郎	
60	85	神保与一	
61	20	関左衛門入道(政綱)	
62	14	善右衛門太郎(三善康知)	
63	78	仙波弥次郎(光時)【負傷し3日後に死亡】	
64	45	相馬三郎	
65	46	同(相馬)太郎【討たれた】	
66	47	同(相馬)次郎	
67	82	高井三郎	
68	3	高野小太郎	
69	39	玉井兵衛太郎	
70	59	千竈四郎	得宗被官
71	60	同(千竈)新太郎	
72	30	網島左衛門次郎	
73	63	寺尾左衛門尉【橋の上で討たれた】	
74	62	藤次【横溝五郎の親類】	
75	44	長江小四郎【討たれた】	
76	43	長江余一【討たれた】	
77	53	中村九郎左近将監	
78	54	同(中村)三郎	
79	37	成田兵衛尉(資泰)	
80	38	同(成田)五郎太郎(道忠)	
81	1	布施右衛門次郎	
82	51	古庄次郎【討たれた】	
83	81	平次太郎【寺尾四郎兵衛尉の手の者】	
84	77	町野次郎【13日に橋の上で死亡】	
85	86	道智三郎太郎	
86	84	屋島六郎	
87	58	山内弥五郎	
88	29	若狭次郎兵衛入道(忠季)	①143に手の者

⑤ 泰時の手の者で死亡した者

No.	記載順	死亡者	備考
1	8	足洗藤内	和田合戦では足洗四郎が討死(建保1.5.6条)
2	7	飯田左近将監	④10と重複
3	4	石河平五	
4	6	片穂刑部四郎	④35と重複
5	10	後平四郎	
6	3	五郎殿	18騎の北条五郎。北条時綱(時政の従兄弟)の子。
7	5	佐伯左近将監	豊後の武士
8	2	少輔房	
9	9	中三入道	
10	1	平六	

第四章 伊賀氏事件と得宗家の死に関する諸問題

はじめに

貞応元年（一二二二）正月以降、承久の乱の際に泰時とともに出陣した十八騎の武士たちの鎌倉での活動が確認できるようになる。横溝資重は弟の義行とともに的始の射手となり（付表3）、七月三日には伊具（諏訪）盛重らとともに一条実雅の「百日小笠懸」の射手として、毎日の出前もしくは夕方に集まることを約諾していた。承久の乱で父が討死し、自らは義時の使者として上洛した安東光成も同年十二月十三日、伊賀氏（伊賀朝光の娘。以下本章における「伊賀氏」は義時後室を指す）が男子（時尚か）を産んだことにより、祈祷の験者に贈る馬を引いている。平盛綱と尾藤景綱も元仁元年（一二二四）二月二十二日に駿河国の富士新宮等が消失したとの使者が鎌倉に到着したことを受け、翌日には義時の使者として同国に下向している（史料一）ことから、元仁元年までには鎌倉に戻ってきていたと思われる。

【史料一】『吾妻鏡』元仁三年二月廿三日条

平三郎兵衛尉盛綱。尾藤左近将監景綱等為^二前奥州御使^一。下^二向駿河国^一。依^二富士新宮等回祿事^一也。

義時が死去したのはこの年の六月十三日のことである。いわゆる「伊賀氏事件」・「伊賀氏の変」と呼ばれる事件は、義時の死後に政子によって「起こされた」事件だといえる。『吾妻鏡』は政子が泰時を執権に任命したことに腹を立てた伊賀氏が、政所執事であった兄弟の光宗と共謀し、將軍頼経を廃して一条能保の子で娘婿の一条実雅を將軍に、子の政村を執権にすることを企てたとする。そこに三浦義村も加わっていたことから、政子が自ら義村亭に赴き義村を説得したために計画は失敗に終わり、伊賀氏・光宗兄弟ともに流刑に処せられることになった。これが『吾妻鏡』に描かれた伊賀氏事件の流れである。

この事件については、伊賀氏の陰謀の事実はないものとして研究されていたが¹、永井晋氏は家族史・女性史研究の成果に基づき、伊賀氏は「北条家の家長権を緊急の処置として掌握し、代行する立場」にあり、政子は頼経の「養親という立場」ではあったが、「北条家内では義時の姉、泰時の伯母という

立場」に過ぎないとし^三、伊賀氏事件を政子が「世代交代によって低下する影響力を維持」するため、伊賀氏を追放しようとした「北条家の内訌」である^三と解釈している。注目すべき指摘であり、筆者は永井氏の論を支持したい。

本章では伊賀氏事件とともに泰時の子息時氏・時実の死から得宗家の死に関する『吾妻鏡』の記事の問題点を明らかにし、その中で有力得宗被官家がどのように確立していったのかを見ていきたい。

第一節 伊賀氏事件と得宗被官

一 義時の死と「伊賀氏事件」

元仁元年六月十二日、義時は危篤となり、翌十三日には子の重時を使者として三寅（頼経）に出家を願い出て寅刻に出家、巳刻（あるいは辰刻）に死去した^四。死因について、『吾妻鏡』は脚気の上に霍乱が重なっていたと記すが、急死であったことから伊賀氏による毒殺説^五、近習による刺殺説^六などが囁かれていた。伊賀氏は義時の死後すぐに莊嚴房律師行勇を戒師として出家し、義時死去の報を京に伝えるための飛脚は同日午刻に鎌倉を発ち、十六日に入浴している^七。六波羅探題北方として在京していた泰時は十七日丑刻（現在の十八日午前一時～三時）に出家し、二十六日に一旦由比ヶ浜の辺りに泊まり、翌二十七日に小町通り西北の邸宅に移っている。時房と足利義氏は十九日に出京し、泰時と同じく二十六日に鎌倉に到着している。泰時が十七日の丑刻に出京していることを考えると、『保暦間記』が記すように、一旦伊豆に逗留し^八、事前に鎌倉の情勢を時房や被官に調査させてから鎌倉入りしたとみられる。

義時の葬儀は泰時・時房らの到着を待たずに十八日に行われた（史料二）。北条氏の中で参列しているのは、式部大夫（朝時）・駿河守（重時）・陸奥四郎（政村）・同五郎（実泰）・同六郎（有時）、御家人の中で名前が記されているのは三浦駿河二郎（泰村）のみで、あとは義時の「宿老祇候人」が供奉している。具体的人名は記されていないが、金窪行親や尾藤景綱、平盛綱、安東光成等も含まれていた可能性が高い。

【史料二】『吾妻鏡』元仁元年六月十八日

戊剋。前奥州禅門葬送。以^二故右大将家法華堂東山上^一為^二墳墓^一。葬礼事。被^レ仰^二親職^一之处辞申。泰貞又称^レ不^レ带^二文書^一故障。仍知輔朝臣計^一

申之^一。式部大夫。駿河守。陸奥四郎。同五郎。同六郎。并三浦駿河二郎。及宿老祇候人。少々着^レ服供奉。其外御家人等参会成^レ群。各傷嗟溺^レ涙云々。永井氏はこの時の政村の位置が「庶子そのもの」であることから、伊賀氏が「葬礼によつて北条泰時と家督を争う意志のないことを示した」としている。たしかに、伊賀氏所生の政村と実泰は朝時・重時の次に記されている。そして、正治二年（一一二〇〇）誕生の六郎有時^一も本来は政村と実泰^二の兄だが、庶子であつたため弟二人の下に置かれている。

六月二十八日に政子のもとを訪れた泰時は、時房とともに三寅の「御後見」として武家のことを行うようにとの仰せを受けたとする（史料三）。

【史料三】『吾妻鏡』元仁元年六月二十八日条※傍線部筆者

武州始被^レ参^二位殿御方^一。觸穢無^二御憚^一云々。相州。武州。為^二軍營御後見^一。可^レ執^二行武家事^一之旨。有^二彼仰^一云々。而先々為^二楚忽^一歟之由。被^レ仰^二合前大膳大夫入道覚阿^一。々々申云。延及^二今日^一。猶可^レ謂^二遲引^一。世之安危。人之可^レ疑時也。可^レ治定^一事者。早可^レ有^二其沙汰^一云々。前奥州^①禪室卒去之後。世上巷説縦横也。武州者為^レ討^二亡弟等^一。出^二京都令^二下向^一之由。依^レ有^二兼日風聞^一。四郎政村之邊物念。伊賀式部丞光宗兄弟。以^レ謂^二政村主外家^一。内々憤^二執權事^一。奥州後室^{伊賀守朝光女}。亦拳^二智宰相中將実雅^一。立^二関東將軍^一。以^二子息政村^一。用^二御後見^一。可^レ任^二武家成敗於^一光宗兄弟^一之由。潜思企。已成^二和談^一。有^二一同之輩等^一。于^レ時人々所^レ志相分^{云々}。武州御方人々粗伺^二聞^一之。雖^二告申^一。武州称^下為^二不実^一歟之由上。敢不^二驚騒給^一。剰要人之外不^レ可^二参入^一之旨。被^レ加^二制止^一之間。平三郎左衛門尉。尾藤左近将監。関左近大夫将監。安東左衛門尉。万年右馬允。南条七郎等計経廻。太寂莫^{云々}。

また泰時の鎌倉下向は弟の政村を討つためであるとの風聞が立ち（傍線部①）、政村の周囲は落ち着かず、伊賀光宗兄弟は政村の外戚の家ということで、「執權事」を憤り、伊賀氏の陰謀に既に賛同した者もいるということを「武州御方人々」が聞いて泰時に伝えた。しかし泰時は事実ではないだろうと全く驚かず、「要人之外不^レ可^二参入^一」と用のないもの出入りに制止を加えている。その結果、泰時邸に出入りすることができたのは、平盛綱・尾藤景綱・関実忠^二・安東光成・万年右馬允・南条時員のみとなり（傍線部②）、泰時邸は静まり返っていたという。

七月五日には伊賀光宗兄弟が何度も三浦義村（政村の烏帽子親）のもとを行き来したため、これは何か相談することがあるのだろうと人々は怪しみ、鎌倉中が騒動したという。その夜に光宗兄弟は伊賀氏の住居である義時の旧跡に集まり、「不^レ可^レ変^二此事^一」と各々誓ったということを、「或女房」が聞き、「密語」の始めからは知っているわけではないが、様子が不審であるとして泰時に告げている。この女房が実際に彼らのやり取りを聞いたかどうかについては、

建仁三年九月二日に頼家と比企能員の「密事」を政子が障子を隔てて聞いたとして、時政に告げたのと全く同様の手口であることから甚だ疑問である。

そして七月十七日、近国の輩が競い集まる中、政子が女房の駿河局の計らいで義村亭を訪問し、義村を問い詰めた結果、義村から「陸奥四郎全無^二逆心^一」敷。光宗等者有^二用意事^一云々、尤可^二制禁^一」^{一七}という言葉を取り付けると帰って行つた。泰時が動かないので痺れを切らして自らが動いたのである。ただし実際に伊賀氏一族が処罰されるきっかけとなつたのは、七月三十日に鎌倉で起きた騒動であつた。騒動自体は根拠のないものですぐに鎮静化したが、政子は翌日に將軍頼経とともに泰時亭に赴き、この騒動の責任を問い、義村を軟禁するという強硬手段に出る。

閏七月三日には政子の御前で世上の事についての審議が行われており、ここで一条実雅については京都に送り、罪名を奏聞、伊賀氏と光宗らについては流刑に処せられることが決定した。その他の者についてはたとえ一味の疑いがあつたとしても、罪には問わないとした。配流地は伊賀氏が伊豆国北条、光宗が信濃国、実雅が越前国であつた^{一八}。実雅は閏七月二十三日に京に向けて出発し、十月十日に越前への配流が決定すると、同二十九日に解官の上配流となつた。

光宗は閏七月二十九日に政所執事の職を改められた上、所領五十二カ所を収公されて外叔父の二階堂行村に預けられ、八月二十九日に配流されている。後任の政所執事となつたのは二階堂行盛である。伊賀氏も同日に伊豆北条郡に下向し^{一九}、実雅の上洛につき従つたまま鎌倉に帰参していなかつた朝行・光重の二人は時盛（時房の子）・時氏^{二〇}が身柄を預かり、京より直接鎮西に配流するよう六波羅に命じられた。

永井氏は政子が「義時の姉」から「泰時の伯母」に立場が変化したことで「北条氏の本流」から外れたのを理解しなかつたため、泰時を中心とする「北条氏本家」と衝突したとする^{二一}。たしかに事件の構造が比企氏の乱や牧氏事件と酷似しており、何より政子と北条氏家督の正室との対立という点で、牧氏事件と共通している。政子はこれまで女性たちによる風聞の力で事件を動かしてきたと言えるが、今回も同様に風聞によって世情不安をもたらし、泰時に伊賀氏一族を討たせるつもりであつたらしい。ところが、これまでの事件とは異なり、泰時は武力行使に移さず、自邸への出入りを有力被官のみに制限したのである。そこで、政子は風聞によって起こつた騒動を理由に伊賀氏一族を処分した。「伊賀氏事件」は義時の死から四十六日目に政子によって強引に起こされた事件だったのである。そのためか、伊賀光宗は嘉禄元年（一二二五）七月十一日に政子が死去すると、十二月二十二日には許されて鎌倉に帰参しており、本領八カ所が返付されている。

二 泰時の家政機関の整備と関実忠の失脚

改めて史料三で泰時邸に出入りを許された六人の人物を見ると、平盛綱・尾藤景綱・関実忠・南条時員の四人は承久の乱の「十八騎」、安東藤内左衛門尉の子である^{一七}。万年右馬允のみ史料三が初出だが、一族もしくは本人と考えられる「万年九郎秀幸」が時氏とともに宇治川を渡った「六騎」であった可能性があり^{一八}、健保五年までには被官化が確認できる一族である^{一九}。このうち尾藤景綱と関実忠二人は元仁元年六月二十七日の段階で小町の泰時邸郭内に家があることから、泰時の鎌倉下向に合わせて三年間留守にしていた邸宅の修理を行ったのもこの二人であろう。義時・泰時父子に仕えていた被官たちが速やかに泰時のもとに祇候していることから、泰時が嫡子と考えられていたことは確実であり、伊賀氏にとっても異論はなかったと見られる。

泰時は閏七月二十九日、時政・義時の代には置かれていなかったという「家令」（後見）に尾藤景綱を任命する。景綱は時実の乳母夫となっていることからわかるように、泰時とのつながりは時実が生まれた建暦二年（一一二二）以前に遡る。承久の乱の「十八騎」の中でも中心的な役割を担っており、泰時が最も信頼する被官であったことがわかる。永井氏は泰時が伊賀氏事件の反省によって家政機関の整備を始め、「泰時自身が後見人を指名」することによって、伊賀氏を潰して北条氏本家に対する発言権を強化しようとした北条政子の干渉にも備えようとした^{二〇}と指摘するが、それだけではなく被官たちを組織し、統制する必要性も実感していたのである。というのも、得宗家の家政機関が整えられつつある中、関実忠がこの伊賀氏事件の最中に失脚しているからである。

実忠は閏七月三日に政子の御前で行われた伊賀氏一族に関する処分の審議を記録していたが、ここには広元と時房のみが参加しており、泰時は参加していない。実忠はこの記事が『吾妻鏡』の終出となり、その後も得宗被官の中に関氏一族は確認できなくなってしまう。『吾妻鏡』に失脚したことが記されているわけではないが、八月二十八日の政所の吉書始後に、「家務条々」についての規定が定められた際の奉行も景綱と盛綱になっており、明らかに有力被官から外れているのである。勝手に伊賀氏一族の処分に関わったことで、泰時の譴責を受けた可能性がある。御家人身分である得宗被官たちは政子や将軍の命によって動くことも当然考えられることから、それを防ぐためにも得宗被官としての立場を明確に定める必要があったと考えられる。

本章末の表が泰時期における得宗被官の活動をまとめたものである。堀飯・的始や儀式への供奉人としての活動は入っていないが、伊賀氏事件の後、実雅が京都に送還される際に式部大夫（源）親行とともに私的につき従ったために、出仕を止められ所領を没収されていた伊具盛重^二が寛喜二年（一一三〇）以

降に諏訪盛重として見られるようになるまでは尾藤景綱・平盛綱・南条時員・安東光成の四人が種々の奉行にあたっていることがわかる。嘉禎二年（一二三六）十二月十九日には尾藤景氏・平盛綱・大田次郎^三・諏訪蓮仏（盛重）・万年右馬允・安東光成・南条時員が新築した泰時邸の周りに家を構えており、序章で述べた有力得宗被官の居住形態が確立することになる。

第二節 時実・時氏の死

一 時実殺害事件

安貞元年（一二二七）六月十八日の卯刻、泰時次男・時実が家人の高橋二郎に殺害される（史料四）^{二三}。殺害場所は記されていないが、傍輩二、三人も殺害されたという^{二四}。時実は十六歳、母は武蔵七党丹党の武士・安保実員女で泰時の「当腹」（現在の妻）である。

【史料四】『吾妻鏡』安貞元年六月十八日条

卯刻。武蔵二郎時実^{武州当腹二男。年十六。}為^二家人高橋二郎^一。京高橋住人也。被^二殺害^一給。傍輩両三人同被^レ害畢。此間。明日依^レ可^レ為^二丈六堂供養^一。成^レ群御家人等競走。爰伊東左衛門尉祐時郎從^二虜^一進件高橋^一。即日於^二腰越辺^一。被^レ処^二斬刑^一。緯最中。甚雨如^レ波。（中略）及^レ晩而尾藤左近将監景綱遂^二出家^一畢。依^レ為^二武蔵二郎乳母夫^一也。

翌日に行われる丈六堂供養のために集まっていた御家人たちが駆け付け、伊東祐時（工藤祐経の子）の郎従が高橋二郎を生け捕ると、即日腰越の辺りで処刑されたとするが、事件の起きた場所や理由は記されていない。高橋二郎はその場で討たれたわけではなく、生け捕りにされていることから、当然侍所司の金窪行親や平盛綱らが尋問しているはずだが、そのような記述はなく、葬儀や埋葬に関する記事もない。

藤原経光が二十二日に時実死去のことを伝え聞いていることから（史料五）、東使は二十二日までに上洛していることになる。一部判然としない箇所があるが、「兵衛尉」というのがともに殺害された人物であると推察できる。この日に行われる予定だった和歌会が延引となっており、京都でも騒動があった様子が窺える。『明月記』はちょうどこの間の記事を欠いており、『民経記』の記事は京都の様子を知る事ができる唯一の史料といえる。

【史料五】『民経記』安貞元年六月二十二日条

今日伝聞、武家有「物騒事」歟、武蔵守泰時男二郎、、、兵衛尉、、被_レ誅之由、自「関東」飛脚到来云々、仍間巷動地物騒、頭中将実世朝臣来、自「右大臣殿」今日詩和■歌御会延引之由、右少弁為経申、依「世間物騒」歟、

時実の乳母夫であったことで出家したという尾藤景綱（法名道然）は、大内裏の焼失について泰時の使者として五月十日に上洛し、六月十五日に鎌倉に戻っている。高橋二郎を捕えた郎従は景綱とともに上洛した伊東祐時（祐時は將軍の使者）の郎従であり、景綱とともに鎌倉に戻っていた。高橋二郎も京の住人であるということから、第一章でも触れたように、この事件は京都と何らかの関わりがある可能性がある。

京との関わりといえば、六波羅探題北方として在京していた時氏は七月四日酉刻に鎌倉に到着し、政子の忌日である七月十一日に行われた丈六堂供養に参列している。時氏は「為「丈六堂供養結縁」。欲_レ為「参向」之刻。聞「二郎主事」。殊揚_レ鞭」とあり、時氏殺害事件を聞いて急ぎ向かったとしているが、当初から丈六堂供養のために下向予定だったのだとすれば、時実が殺害される六月十八日以前に鎌倉に到着してはおかしい。六月二十二日に京都に飛脚が到着したことを受けてから京を発ったことになるため、時氏は丈六堂供養が延期されることを知っていたか、丈六堂供養は当初から政子の忌日である七月十一日に行われる予定であったことになる。三浦義村女を母とする時氏と安保実員女を母とする時実の関係性は詳らかではないが、時氏の行動に関する記述にも疑問があることは確かである。

また第一部第一章で述べたように、元久元年（一一〇四）十一月五日に北条政範が在京中に兵衛尉某とともに死亡していること（『吾妻鏡』は病死とする）、時政失脚後牧氏が京都に追放されていたということも、政範・時実がともに十六歳であり、いずれも「兵衛尉」が一人犠牲になっていることを考えると、何らかの関係があるように思われる。もっとも、それを証明できる史料は現時点では見つからないため推測にすぎないが、単なる家人による殺害事件ではなく、『吾妻鏡』の編纂者が殺害動機を書かなかった理由が存在することは確かであろう。

二 時氏の死

時実が殺害されてからちょうど四年後の同じ日となる、寛喜二年（一一三〇）六月十八日に時氏が病によって死去している（史料六）。時氏はこの年の四月

に病のため六波羅から鎌倉に戻ってきていたが^{二五}、五月二十七日に容体が急変し、様々な祈祷や治療の甲斐なく死去したという。

【史料六】『吾妻鏡』寛喜二年六月十八日条

戊剋。修理亮平朝臣時氏逝去。年二十八。去四月自^一京都^二下向。不^レ経^三幾日月^四病悩。被^レ致^五内外祈請^六。雖^レ加^七数箇医療^八。皆以失^九其驗^{一〇}。去嘉祿三年六月十八日次男卒去。隔四力年。今日又有^二此事^一。已兄弟御早世。秋傷之至無物^レ取^レ喻。及^二寅刻^一葬^二于大慈寺傍山麓^一。葬礼事。陰陽大允春憲^二奉^一申門生刑部房^二云々^一。

時氏が重病であるという知らせは六月七日に京都にもたらされており、定家は「此家猶可^レ有^レ事歟、尤不便^一」と立て続けに不幸が続くことに対して同情している。時氏は三月まで在京しており、京都の人々にとつても身近な存在となっていたようで、危篤であるという知らせは京都の人々に不安を与え、六波羅探題南方の時盛や三浦泰村が殺害されたという風聞、泰時・重時（時氏に代わって北方として在京していた）が死去したとの風聞など、様々な流言が飛び交うような状況であった^{二六}。

五月二十七日には泰時が数種の祈祷を行うとともに、看病のために宮内兵衛尉公氏・周枳兵衛尉・安藤左近将監・安藤二郎・雑色の兵衛尉らが祇候している。宮内兵衛尉公氏は実朝の近従であった人物、周枳兵衛尉は丹後国周枳庄の武士と考えられ、建長五年（一二五三）の的始に見られる周枳兵衛四郎頼泰の父と考えられる。安藤左近将監は承久の乱における「十八騎」の一人、安藤二郎も同じ一族であろうか。雑色の兵衛尉については明らかにできなかったが、全員この記事が終出となっているので、時氏の死後出家したのかもしれない^{二七}。

時氏の死を聞いた定家が「去十八日修理亮時氏逝世由聞之云々、一家之磨滅云々」と記しているが、その後同年八月四日には、三浦泰村に嫁していた泰時の娘も出産の後に死去している。なお、嘉禎二年十二月二十三日に死亡した泰村の妻は泰時の妹であり、これによって得宗家と三浦氏との姻戚関係が途切れることとなる。

おわり

以上、義時の死によって起きた伊賀氏事件と時実・時氏の死について論じてきた。仁治三年（一二四二）六月十五日戊剋の泰時の死^{二八}に関しては、『吾妻

『鏡』が仁治三年の記事そのものを欠いているため、泰時の死の前後の状況を知ることができない。しかし、泰時の病から出家、死去の知らせは逐一京都に伝えられており、『平戸記』や『民経記』などの公家の日記によつて、当時の公家たちが知り得た情報や京都の状況に関しては知ることができる^{二九}。死亡した日が父・義時、早世した二人の子息・時氏と時実と同様に六月の中旬であったことから、藤原経光は日記の中で、「承久東猪入^三帝都^一、即六月十四日也、^{承久}三年六月十五日ノ条參着、彼是令^二符合^一歟、不^レ可^レ説、毎度六月関東重事出来、尤可^レ恐事也^二」と今回もまた六月に「関東重事」が起こった事に対し、承久の乱と関連付けて書き記している^{三〇}。

『吾妻鏡』の仁治三年の記事欠如が意図的なものであるとすれば、得宗の代替わりに伴い事件があったと考えられる。泰時出家の知らせにより、在京の武士の間で騒動があったことが、当時の記録に見られる「武士猥雑」「武士騒動」といった言葉からわかるため^{三一}、鎌倉でも何らかの事件や騒動が起きていたとしても不思議ではない。時氏の病の際にも京都で様々な風聞が飛び交い、騒動が起きていたが、泰時の病・死に際しての騒動はそれ以上であろう。『平戸記』は泰時出家の翌日に朝時が出家したことを「雖^二兄弟^一日来疎遠、而忽有^二此事^一、子細尤不審、世以驚^二」と記す。泰時と朝時の不仲が京都でも噂になっていたことになる。寛元四年（一二四六）閏四月一日の経時の死に伴って起きた寛元の政変では、この朝時の子・光時が配流となり、時幸が自害することになる。『吾妻鏡』は時幸の死も病としているが^{三二}、実際は自害として京都に報告されている^{三三}。『吾妻鏡』が北条氏一族の死に関して真実を記さない傾向にあることはこれまでも述べてきたが、北条氏、特に得宗家の死に関する記事については注意して読む必要がある。

有力得宗被官たちは活動期間の長い人物が多く、時頼が得宗となった時点でも平盛綱・尾藤景氏・諏方盛重・南条時員・安東光成は存命であった。時頼期には工藤光泰が有力被官に加わるといふ変化もあり、一族の中で次第に世代交代が行われていくようになるが、泰時・経時・時頼・時宗と得宗が替わっても有力被官としての立場を維持し続けたことを考えると、有力被官たちは得宗の死という問題の中で、着実に「得宗被官家」としての立場を確立させていったといえる。

そして、年長の得宗被官たちが若い得宗を支えるような体制になっていくにつれ、必然的に乳母夫となった得宗被官の影響力が増していくことになったであろう。『吾妻鏡』に見られる段階では、平盛時の子としての調の射手として見られるくらいであった平頼綱は、得宗家公文書執事・侍所所司としての力を背景として、権力を行使するまでになるのである。

注

- 一 高田豊「元仁元年鎌倉政情の一考察」、『政治経済史学』二六号、一九六六年)、奥富敬之「鎌倉幕府・伊賀氏事件の周辺」、『鎌倉北条氏の基礎的研究』吉川弘文館、一九八〇年※初出は『日本医科大学文化研究史』二号、一九七三年)、渡邊晴美「北条政村の研究」(一)〜(目)、『政治経済史学』三四四号、三七〇号、三八七号、それぞれ一九九五年、一九九七年、一九九八年)、石井清文「北条義時政権と若君三寅(一)―『伊賀氏陰謀事件』の前提と帰結―」、『政治経済史学』三八三号、三八七号、いずれも一九九八年)など。
- またこの当時の得宗被官について考察したものに、井上恵美子「北条得宗家の御内人について―尾藤氏の場合―」、『白山史学』第二六号、一九九〇年)などがある。
- 二 永井晋「伊賀氏事件の歴史的意義」、『金沢北条氏の研究』八木書店、二〇〇六年※初出は『国史学』一六三号、一九九七年。初出時は「伊賀氏事件の基礎的考察」(一)、二八頁。
- 三 注(二) 永井著作、五四頁。
- 四 『吾妻鏡』元仁元年六月十二日条、十三日条。六十二歳であった。
- 五 『明月記』安貞元年四月十一日条。捕えられた尊長が「只早頭をきれ、若不然ば又義時か妻が義時にくれ遣さむ薬されこるてくはせて早ころせ」と言ったという。尊長は一条実雅の実兄。
- 六 『保暦間記』は「元仁元年六月三日思外二、近習二召仕ケル小侍ニツキ害サレケリ」(八二頁)と記す。
- 七 『吾妻鏡』元仁元年六月二十六日条。『岡屋閑白記』同年六月十七日条に「前陸奥守義時朝臣、去十四日死亡由有風聞」とある。
- 八 『保暦間記』八三頁。
- 九 注(二) 永井著作、四一頁。
- 一〇 『吾妻鏡』正治二年五月二十五日条。
- 一一 政村は元久二年六月二十二日誕生である。実泰は弘長三年九月二十六日に五十六歳で死去していることから、逆算して承元二年生まれであることがわかる(『吾妻鏡』同日条)。政村と実泰が同母であるとするのは、「桓武平氏諸流系図」(『中条町史』資料編、第一巻)のみ。
- 一二 承久の乱の際には「閔判官代」として見られるが、伊賀氏事件では「閔左近大夫将監」となっており、承久の乱以降五位に叙せられていることがわかる。
- 一三 『吾妻鏡』元仁元年八月二十九日条。
- 一四 伊賀氏はこの年の十二月十二日以降病氣となり、二十三日から危篤になったことを告げる使者が十二月二十四日に鎌倉に到着している。
- 一五 泰時と時房に代わって上洛していた(『吾妻鏡』元仁元年六月二十九日条)。
- 一六 注(二) 永井著作、五四〜五五頁。
- 一七 第一部第三章。
- 一八 「前田家本」、二六八頁。「古活字本」、三九六頁。第一部第三章参照。
- 一九 建保五年二月十九日、伊賀氏が重服のため万年九郎宅に移っている。
- 二〇 注(二) 永井著作、五五頁。

- 二二 『吾妻鏡』元仁元年閏七月二十三日条、同十一月十四日条。
- 二三 大田次郎はこの記事にしか見られないが、実務担当者である盛綱の家の隣であることから、得宗家公文所の職員と考えられる。
- 二四 『武家裏書』では時実の年齢が「十八才」、高橋二郎は「高橋六郎」となっている。
- 二五 『日本国語大辞典』によれば、「傍輩」とは「同じ主君、家、師などに仕えたり、付いたりする同僚。同役。同門。転じて、仲間。友達」という意味がある。つまり高橋二郎と同じ時実の家人二、三人が殺害されたのであろう。
- 二六 『吾妻鏡』寛喜二年四月十一日条。『明月記』には定家の子・為家が三月十七日に時氏に会い、二十八日に下向する予定であることを聞いている（『明月記』三月十八日条）。京を進発する際の様子も記されており、三月二十八日に然るべき郎従三百騎を従え、七歳の経時も子馬に乗り扈従していたという（同三月二十八日条）。
- 二七 『明月記』寛喜二年六月七日条、十日条。
- 二八 寛喜二年六月二十九日に時氏の死去によって出家した人々の交名が京都に送られているが、その人数はすでに「数十人」であったといい、「古今貴賤亡者未聞此事、頗匪直也事歟」と記している。（『明月記』同日条）。
- 二九 泰時の死去が六月十五日であることは、『鎌倉年代記』『鎌倉裏書』『武家年代記』『武家裏書』などによる。ただし出家の日は『民経記』は五月八日、『平戸記』（五月十六日条）・『鎌倉裏書』は五月九日、『鎌倉年代記』は六月九日、『武家年代記』は五月十九日としている。なお『鎌倉裏書』には「五月九日、前武州依所勞出家、法名觀阿房、号上聖、信濃法印道禪為御戒師、十一日、朝時出家、十五日、義氏出家、六月十五日、入道前武蔵守正四位下平朝臣泰時卒、六十、新善光寺智導上人、為知識、奉勸念仏」とあり、泰時の出家に続き弟の朝時と足利義氏も出家したことがわかる。京に五月十二日子刻（当時は寅刻に日付が変わるので、子刻はまだ十二日）に泰時出家の知らせを伝える飛脚が鎌倉から到着している（『平戸記』五月十三日条、『民経記』五月十三日条）ことを考えると、泰時の出家は五月八日もしくは九日であることがわかる。なお、泰時出家の日を八日とする『民経記』は九日寅刻に飛脚が鎌倉を出たと記している。到着の日付は『平戸記』『民経記』ともに五月十二日子刻としていることから、九日寅刻に出立したのは確実だと考えられる。八日深夜（現在では九日）もしくは夜が明ける寅刻に出家し、すぐに使者が出立したのではないだろうか。
- 三〇 『民経記』『平戸記』、また南北朝時代の中原師守がその日記『師守記』で過去の例として泰時の死を伝える使者のことについて触れている（『史料纂集』第二、統群書類従完成会、一九六九年。康永四年八月四日条）。
- 三一 『百鍊抄』五月十二日条、『平戸記』五月十三日条。
- 三二 病により出家し、六月一日に死去したとする（『吾妻鏡』寛元四年五月二十五日条、六月一日条）。
- 三三 『葉黄記』（『史料纂集』第九、統群書類従完成会、一九七一年）寛元四年六月六日条。

表 泰時期の得宗被官の活動一覧

	年月日	事項	典拠
1	元仁1(1224) .6.28	泰時の命により、平盛綱・尾藤景綱・関実忠・安東光成・万年右馬允・南条時員などの側近のみ泰時邸の出入りを許される。	『吾』
2	元仁1(1224) .閏7.23	伊具(諏訪)盛重、式部大夫(源)親行とともに一条実雅に私的につき従う。	『吾』
3	元仁1(1224) .閏7.29	尾藤景綱、泰時の後見(家令)となる。	『吾』
4	元仁1(1224) .8.28	尾藤景綱・平盛綱、泰時の命により家務条々を定める。	『吾』
5	元仁1(1224) .9.21	平盛綱、菅我次郎への代替わり安堵の北条泰時袖判奉書を発給。	『鎌』3285
6	元仁1(1224) .11.14	伊具盛重、一条実雅につき従ったため、親行とともに出仕を止められ所領を没収される。	『吾』
7	元仁1(1224) .11.18	尾藤景綱、泰時が建立した義時の一周忌追福のための伽藍の立柱を奉行。	『吾』
8	嘉禄1(1225) .9.16	信濃国春近領内志久見郷に関する北条重時袖判尾藤某奉書。	『鎌』3406
9	嘉禄1(1225) .10.27	尾藤景綱、泰時邸で申次。	『吾』
10	嘉禄2(1226) .10.12	尾藤景綱・平盛綱・南条時員・安東光成、評定所の役人として訴人が評定所に近接することを取り締まるよう指示を受ける。	『吾』
11	嘉禄2(1226) .12.13	政所の前より失火し、尾藤景綱・平盛綱らの家も焼亡。	『吾』
12	安貞1(1227) .1.4	平盛綱、泰時に走湯山御在所以下の火事を披露。	『吾』
13	安貞1(1227) .3.9	波多野経朝が生け捕った後鳥羽の三宮と称して陰謀を企てた者を、泰時の命により金窪行親と平盛綱が尋問。	『吾』
14	安貞1(1227) .5.10	尾藤景綱、大内裏の焼失について泰時の使者として上洛。将軍家(頼経)の使者は伊東祐時。	『吾』
15	安貞1(1227) .6.15	尾藤景綱、京都から鎌倉に帰参。	『吾』
16	安貞1(1227) .6.18	尾藤景綱が乳母父となっていた泰時二男・時実が高橋二郎によって殺害されたため出家。	『吾』
17	安貞1(1227) .11.4	泰時、軽服により道然(景綱)邸に移る。	『吾』
18	安貞2(1228) .5.21	尾藤道然(景綱)・平盛綱、泰時の命により御所の辺に競い集まった御家人たちを退散させる。	『吾』
19	安貞2(1228) .11.25	平盛綱、馬場殿御所移転の決定を受け、奉行する。	『吾』
20	寛喜1(1229) .2.11	平盛綱、走湯山の造営を奉行。	『吾』
21	寛喜1(1229) .2.13	左兵衛尉盛治(綱)、興津虎石への所領安堵の北条泰時袖判執事奉書の奉者。	『鎌』3808
22	寛喜1(1229) .9.9	南条七郎次郎、泰時の命により、京都の右近将監多好方のもとに和琴の秘曲を授けてもらうため派遣される。その他、横尾左近将監・美濃澤右近二郎・弥平太三郎は神楽秘曲を授けてもらうため同じく上洛。	『吾』
23	寛喜1(1229) .12.17	南条七郎次郎、母が病気のため京都より帰参。代わりに美濃澤右近二郎が和琴の秘曲を授けられることに。	『吾』
24	寛喜1(1229)	応長2年3月日付「播磨福井荘東保宿院村地頭代澄心陳状」に寛喜1年に盛綱が関東御使であったことが記される。	『鎌』24550
25	寛喜2(1230) .1.26	泰時の公文所で武蔵野国太田庄内の荒野を新たに開発することについての審議が行われ、道然(景綱)が奉行。	『吾』
26	寛喜2(1230) 閏1.10	安東藤内、石河次郎とともに六波羅より神護寺に差し遣わされる。	『鎌』3925
27	寛喜2(1230) .2.30	道然、盛綱、諏訪盛重、泰時の命で鎌倉中の騒動を鎮圧。	『吾』
28	寛喜2(1230) .5.5	常御所に盗賊が入ったため、泰時の命により金窪行親と盛綱が大番衆に四方を警護させ、人の出入りを止める。	『吾』
29	寛喜2(1230) .5.27	時氏の病が急に重くなり、看病のために宮内兵衛尉公氏・周枳兵衛尉・安藤左近将監・安藤二郎らが祓候。	『吾』
30	寛喜2(1230) .10.16	道然(景綱)、泰時御願の北条の御堂の上棟を斎藤兵衛入道浄円(長定)とともに奉行。	『吾』
31	寛喜3(1231) .9.27	盛綱、泰時が朝時の救援に駆けつけたことに対して泰時を諫め申す。	『吾』
32	寛喜3(1231) .10.16	道然(景綱)を奉行として、泰時邸で御堂造営の日時定めが行われる。	『吾』
33	貞永1(1232) .2.26	道然、武蔵国の樽国の堤が対破したので、補修するよう近隣の地頭に命じるため、石原源八経景らとともに奉行として下向。	『吾』
34	貞永1(1232) .7.15	盛綱、和賀江島の築造の奉行として向かう。	『吾』
35	貞永1(1232) .8.9	泰時の使者として、道然、盛綱、諏訪盛重が和賀江島を巡検。	『吾』
36	天福1(1233) .1.17	南条(時員力)在京の御家人が皇居旧跡に馬場を作ることを禁じるため使者として上洛。	『鎌』4496
37	天福1(1233) .9.29	安東光成、藻壁門院藤原樽子(将軍頼経の姉)崩御のため仙洞と北白河院のもとへ武州の御使として上洛(将軍の御使は伊賀仲能)。	『吾』

	年月日	事項	典拠
38	文暦1(1234) .3.5	泰時、尾藤道然（景綱）、諏訪盛重らを通して経時元服の儀の役を勤めた人々にお礼を伝える。	『吾』
39	文暦1(1234) .4.5	道然、泰時御願として鶴岡八幡宮で大般若經一部を书写することになり、斎藤兵衛入道浄円（長定）とともに奉行。	『吾』
40	文暦1(1234) .7.1	平盛綱、深堀五郎が六カ月の京都大番役を勤めたことを注進する北条重時の書状の宛名。	『鎌』4679
41	文暦1(1234) .8.21	道然、病気のため家令を辞し、その後任に平盛綱が補任される。	『吾』
42	文暦1(1234) .8.22	道然（景綱）死去。	『吾』同年8.21条
43	嘉禎1(1235) .9.1	頼朝の法華堂の湯屋から出火し、風であやうく法華堂まで火が及ぼうとしたところ、盛重が一人向かい、中間の民屋敷を壊して火を止めた。	『吾』
44	嘉禎1(1235) .9.2	盛重、前日の働きにより、泰時が感嘆し、御恩に浴す。	『吾』
45	嘉禎1(1235) .12.18	盛綱、頼経の病気のため泰時の使者として御所に参上。	『吾』
46	嘉禎2(1236) .12.19	尾藤景氏・平盛綱・大田次郎・諏訪運仏（盛重）・万年右馬允・安東光成・南条時員が新築した泰時邸の周りに屋敷を構える。	『吾』
47	嘉禎2(1236) .12.23	三浦泰村の妻（泰時妹）死去により、服喪のため泰時が平盛綱の小町宅に移る。	『吾』
48	嘉禎3(1237) .3.28	平盛綱、摂津国多田院御家人六瀬右近将監行弘が夜討をしたとして領家から勘気を蒙ったことを歎き申したことについて、泰時宛得宗家執事書状。	『鎌』5121
49	嘉禎3(1237) .12.12	金窪行親、属星祭を行うために御所の翼の角を掃除。	『吾』
50	暦仁1(1238) .6.24	平盛綱、右近将監国守と刑部丞仲義の相論について、仲義無罪の判決を記した得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』5260
51	延応1(1239) .5.2	泰時の邸宅で行われた五十嵐豊次太郎惟重と北条朝時の祇候人・小見左衛門尉親家との越中国国吉名に関する相論の対決の結果親家の罪科を逃れる事が出来なかった。そこで泰時は「侍所司」の行親を呼び、敗訴した親家の身柄を預かり守護するよう命じる。	『吾』
52	延応1(1239) .5.24	盛綱、九条道家「御不例」のため、「前武州御使」として上洛（将軍の「使節」としては藤原定員）。	『吾』
53	延応1(1239) .5.26	泰時が新造南法華堂浴室についての置文を定め、平盛綱が記す。	『吾』 『鎌』5436
54	延応1(1239) .12.13	平盛綱、安部維範が若宮（頼朝）の御行始のために御産所の丹波良基の大倉の亭より坤の方角に当たるふさわしい家を見定めることを奉行する。町野康持と武田光信の名越の家がその方角だと報告。	『吾』
55	仁治1(1240) .3.7	平盛綱、侍所での盃酒の儀を奉行。	『吾』
56	仁治1(1240) .7.9	平盛綱、泰時の命で越後守盛時に催促。	『吾』
57	仁治1(1240) .10.10	泰時邸において山内の道路を造ることについての審議があり、安東光成がこれを奉行。	『吾』
58	仁治1(1240) .閏10.18	小早川茂平宛平盛綱書状。盛綱が子の左近将監貞綱死去の禁忌のためしばらく出仕していなかったことを詫び、近日中に出仕すること、そして都宇・竹原のことについて、元のように知行するようにとの仰せが出たことを伝えている。	『鎌』5652
59	仁治2(1241) .3.18	平盛綱、津軽国岩橋村に関する政所綿貫入道宛得宗家執事奉書を発給。	『鎌』5782
60	仁治2(1241) .4.16	平盛綱、武田光蓮の請文を泰時に取り次ぐ。	『吾』
61	仁治2(1241) .8.15	金窪行親、鶴岡八幡宮で発生した将軍頼経の御剣が簀子の上に落ちるという怪異について、頼経に尋ねられ対処を進言。行親が剣を見ることは神通力を持っているようだといひ、多くの証拠もあったという。	『吾』
62	仁治2(1241) .11.27	横溝義行、射手の似絵のモデルに選ばれたが、片目に疵があるためか、泰時が頻りに辞退した。	『吾』
63	仁治2(1241) .11.29	平盛綱、三浦氏と小山氏の喧嘩を鎮圧しに後藤基綱とともに遣わされる。	『吾』

（筆者作成）

第五章 鎌倉幕府正月行事における得宗被官

はじめに

本節では本論文を通して使用する付表1～5をもとに、境飯と的始という二つの鎌倉幕府正月行事について得宗被官の立場から考察しておきたい。

鎌倉幕府における境飯^一・的始の初出は『吾妻鏡』治承四年（一一八〇）十二月二十日条（史料一）である。この段階ではまだ正月行事ではなく、頼朝が大倉の新造の邸宅に移った八日後^二に行われたものであった。ここでは三浦義澄が境飯を献じた後、的始（弓始）が行われ、その後御行始があり、頼朝は安達盛長の家に入御している。これらの行事が後に鎌倉幕府の正月行事^三として定着し、将軍と御家人との主従関係を確認する儀式となった^四。

【史料一】『吾妻鏡』治承四年十二月二十日条

於^一新造御亭^一。三浦介義澄献^二境飯^一。其後有^二御弓始^一。此事兼雖^レ無^二其沙汰^一。公長両息為^二殊達者^一之由。被^二聞食^一之間。令^レ試^二件芸^一給。以^二酒宴次^一。於^二当座^一被^レ仰^{云々}。

射手

一番

下河辺庄司行平 愛甲三郎季隆

二番

橘太 公忠 橘次 公成

三番

和田太朗義盛 工藤小二郎行光

今日御行始之儀。入^二御藤九郎盛長甘繩之家^一。盛長奉^二御馬一疋^一。佐々木三郎盛綱引^レ之^{云々}。

永井晋氏は圀飯と的始を「鎌倉幕府の正月行事として対をなす性格」を持つ行事とし、それぞれの構成や秩序を明らかにしている。また、「鎌倉幕府は公家とも寺家とも違う権門武家であるがゆえに、年中行事のなかに鎌倉の権力の源泉となる『武』（軍事力としての武力だけではなく、僻邪などの呪術にみられる象徴的な力も含めた意味）を表現する儀礼を必要とした」とし、圀飯と的始が「鎌倉の政治的秩序と権力の源泉である『武』を象徴した」と指摘している^五。そしてこのような儀式においても、北条氏の力が増すとともに得宗被官の進出が見られるようになるわけだが、御家人としての身分を有したまま得宗の「祇候人」となった得宗被官は、このような幕府の公式行事にも他の御家人とともに参加することができる存在であった。従って、圀飯や的始における得宗被官の立場や役割についても触れておく必要があるだろう。

以下、第一節で『吾妻鏡』の圀飯記事に見られる得宗被官について述べ、第二節で『吾妻鏡』と『御的日記』に見られる的始の射手としての得宗被官について考察していく。

第一節 圀飯と得宗被官

一 圀飯と北条氏

圀飯の中の得宗被官について論じる前に、圀飯における北条氏の立場について触れておきたい。

正治元年（一一九九）正月十三日の頼朝の死は、鎌倉幕府の体制に大きな変化をもたらした。頼朝の存命中は官職に就くこともなく、幕政において重要な立場にあったとは言えない時政が、正治二年（一二〇〇）正月一日に行われた圀飯では沙汰人として見られるのである^六。村井章介氏が「幕府権力の実質がだれの手にあったのかをみるのに絶好の儀式」^七と称した正月三箇日に行われる圀飯は、將軍と御家人との主従関係を確認する儀式であるとともに、御家人たちの序列を示すものであった。つまり、これまで千葉常胤と足利義兼のみが勤めていた一日の圀飯を時政が沙汰しているということは、時政が実質的な幕政のトップにあったということを示すものであり、重要な意味を持つ。『吾妻鏡』における時政の圀飯献上の記事はこの年と、失脚する元久二年（一二〇五）のみだが、以降一日の圀飯は大江広元と足利義氏が沙汰人として見られる他は、北条氏一族が沙汰人となっている（付表1）。これまで無位無官であった時政

が従五位下、遠江守に叙任されたのも正治二年四月のことであり^八、時政は頼朝の死後、明らかに地位を向上させている^九。

永井氏は『吾妻鏡』における塙飯記事からその構成を整理し、成立当初は有力御家人が將軍を饗応するものであった塙飯が、「鎌倉幕府の秩序を象徴する儀礼」へと変化していく過程を明らかにしている^{一〇}。そして塙飯では將軍に太刀や馬などの引出物が贈られるようになり、『吾妻鏡』には塙飯を献じた人物の名前だけでなく、進物役人や馬引きの交名が詳細に記されるようになる。馬については建久二年（一一二〇）に詳細が記されているが、その後は元久元年まで詳細な記述は見られない（付表2①）。そして建保元年（一一二二）までは塙飯記事自体が見られなくなる。

北条氏は正月一日の塙飯の沙汰人となることができる家になるが、必ずしも執権が一日の沙汰人を勤めているわけではなく、付表1を見ると連署である時房や重時が沙汰人である場合も多い。また執権・連署を退いた時頼や重時が一日・二日の沙汰人であるなど、塙飯の沙汰人によってその当時の事実上の有力者が誰であるのかを知ることが出来るのである。

二 塙飯と得宗被官

塙飯記事における得宗被官初出は建保元年で、この時の沙汰人は北条義時である（付表2①12、史料二）。ここで五御馬を引いている南条七郎時員は後に泰時に近侍する被官の一人として活躍し、時員とともに見られる曾我小太郎祐綱は曾我兄弟の養父となった曾我祐信の子である^{一一}。曾我氏も義時期には得宗被官となっていたようで、得宗の代替わりに際しては得宗家から所領安堵の文書が発給されている^{一二}。

【史料二】『吾妻鏡』建保元年正月二日条

相州被^レ献^二塙飯^一。

御進物役人

御劔 武蔵守

御調度 左近大夫朝親

御行膝沓 民部大夫康俊

一御馬	伊賀次郎兵衛尉	同三郎
二御馬	三浦九郎左衛門尉	佐原又太郎
三御馬	佐々木左近将監	加地六郎
四御馬	藤内左衛門尉	加藤兵衛尉
五御馬	南条七郎	曾我小太郎

次に被官の名が確認できるのは嘉禎二年（一二三六）で、泰時沙汰の二日には南条時員とその子太郎兵衛尉（付表2②30）、朝時沙汰の三日には時員と太郎兵衛尉に加え、平左衛門次郎（時綱）と平三郎（盛時）が馬の引き手となっている（付表2②31）。埴飯に関しては『吾妻鏡』の記事が終わる文永三年（一二六三）以降の状況がわからないという制限があるが、少なくとも建保元年（文永三年）までの埴飯で得宗被官が勤めたのはいずれもこのような馬引の役であり、「御釵」「御調度」「御行膝沓」の役人としては見られない。この三つの役に関しては限られた有力御家人のみが勤めることができる役であった。ただし、馬の引き手を務めた人物には北条氏や有力御家人の子弟もおり、一般の御家人たちにとっては名誉なことであったと考えられる。

『吾妻鏡』では史料二のように上段に記された人物が上位者となる。得宗被官は得宗被官同士や親子兄弟などの親族とともに引くこともあるが、多くは北条氏の子弟とともに引いており、その場合は被官が下段に記されている。付表2から有力被官家の登場回数を見ていくと、平氏（十八回）・南条氏（十二回）・工藤氏（十回）・藤姓安東氏（四回）・諏訪氏（三回）・尾藤氏（三回）となっており、平氏・南条氏・工藤氏の回数が多い。平氏・南条氏の一族とともに引くこともあったようである。付表2②には建長五年（一二五三）以降記されるようになる御行始に伴う引出物の馬引についても記載しているが、御行始の引出物の馬引きは尾藤氏（三回）・工藤氏（二回）・諏訪氏（二回）・南条氏（二回）・藤姓安東氏（一回）・平氏（0回）となっている。工藤氏は埴飯・御行始ともに宝治二年（一二四八）以降の数だが、工藤光泰が小侍所所司となったこともあってか、回数が多い。

また平・南条以外の一族が見られるのは時頼期の宝治二年（一二四八）以降であり、最有力被官家のうち尾藤・諏訪氏はあまり見られないのが特徴である。得宗被官の中でも埴飯に見られる一族は限られているが、得宗被官家として確立していく人物は、自身が埴飯や的始の射手として見られるだけでなく、子息や兄弟を参加させることで、得宗家との結びつきを強めていることがわかる。そのような意味で、有力得宗被官にとっての埴飯は將軍ではなく得宗家との主従関係確認の意味をもつ儀式であったといえよう。

第二節 的始の中の得宗被官

一 『吾妻鏡』における的始の記事

「的始」は「弓始」とも「弓場始」ともいい^{一三}、鎌倉時代の射手については、『吾妻鏡』と『御的日記』によって知ることができる。的始の初出である史料一を見ると、この治承四年の的始は事前に決められたものではなく、橘公長の二人の子息・公忠と公成の弓の腕が巧みであると聞いた頼朝がその腕前を見るため、酒宴の時に命じたものであった。正月行事としては文治四年（一一八八）正月六日条が初出で、以降正月に頼朝が御家人の射芸を見る儀式として定着する。射手の詳細が記されていない年もあるが、『吾妻鏡』によってわかる文治四年～文永三年までの射手が付表3である。『御的日記』の記録が始まる永仁二年（一一九三）までの記録を欠くとはいえ、このように鎌倉時代を概観することのできる行事は珍しい。

建長三年以降、的始当日の射手を選ぶ的調に関する記事も見られるようになるが（付表4）、有力得宗被官家の人物だからといった的始の射手を無条件に務められるわけではなかったことは、平頼綱が康元元年（一二五六）と正嘉二年（一二五八）の的調に見られるものの、的始当日の射手は一度も務めていないことからわかる。また射手の候補に挙げられながらも御家人・被官たちが在地にあつて鎌倉にいない場合や、都合が悪いとして辞退することも多かったようである。時には辞退した人物に対して再度催促し、射手を勤めさせている場合もある（史料三）。

【史料三】『吾妻鏡』康元元年正月四日条

早旦。相州披^一覽御的始射手交名^二給。凡廿一人也。然而參否不^二一準^一。所謂申^二領狀^一輩。

早河次郎太郎

工藤八郎四郎

布施弥三郎

岡本新兵衛尉

平嶋弥五郎

横溝七郎五郎

多賀谷弥五郎

小嶋又二郎

藤澤左近將監 大瀬三郎左衛門尉

平新左衛門三郎 海野矢四郎

澁谷三郎左衛門太郎 南条兵衛六郎

申障輩

上野十郎朝村 遠江十郎左衛門尉

出羽七郎 小笠原彦次郎

南条八郎兵衛尉 河野五郎兵衛尉行眞

南条左衛門二郎 諏方四郎兵衛尉

以前故障輩之中。於_二朝村行眞_一者無_二恩許_一。可_二參勤_一之由。於_二殿中_一直相_レ觸_レ之_一。被_レ召_二領狀奉_レ訖_一。是依_二堪能之越_レ人也。

この調には工藤八郎四郎(朝高)・横溝七郎五郎(忠光)・平新左衛門三郎(頼綱)・南条兵衛六郎など得宗被官も多く参加しているが、「申障輩」の中にも南条八郎兵衛尉(忠時)、南条左衛門二郎、諏方四郎兵衛尉(盛頼)の名が見られる。つまり、弓始の射手の交名に挙げられた南条氏は八郎兵衛尉、左衛門二郎、南条兵衛六郎の三名だったが、実際に了承したのは兵衛六郎のみだったわけである。上野(結城)十郎朝村、河野五郎兵衛尉行眞の二名は一度都合が悪いと断ったにもかかわらず、時頼が直に勤仕するよう伝えたため了承している。

なお、次節で述べる永仁二年以降の射手は六番までの計十二名だが、『吾妻鏡』を見る限り五番までの計十名が基本であり、六番までであるのは、寛喜元年(付表3・21)、延応元年(同28)、文応元年(同44)、弘長三年(同46)の四回のみである_{二四}。このうち寛喜元年は南条七郎二郎と平左衛門三郎(盛時)、延応元年は、南条八郎兵衛尉(忠時)と平左衛門四郎(光盛)が含まれていることから、得宗被官が参加するために六番編成とした可能性もある。

有力得宗被官が的始の射手を務めた回数を確認すると、工藤氏(七回※行光と長光は除く)・平氏(二回)・南条氏(二回)・諏訪氏(一回※盛澄は除く)となっており、尾藤・安東・安藤は一度も見られないという結果となった(得宗被官全体としては、横溝氏が二十回と最も多い)。しかし、埴飯とは異なり、政治的活動が見られる人物が射手を務めることはなく、子息や兄弟が射手となっていたようである。時頼期に小侍所所司として射手の選定にあたった工藤光泰_{二五}も自身が射手を務めたのは「工藤三郎」と名乗っていた時期である(付表3・30、32)。

的始において最初に弓を射る一番筆頭の射手(『吾妻鏡』では一番の上段に記された人物)は室町幕府の的始では「弓太郎」と呼ばれるようになり、弓太郎に選ばれることは名誉なことであった^{一六}。鎌倉時代も同様であったと考えられ、『吾妻鏡』の記事を見ても筆頭の射手となっているのは、頼朝期には棒谷四郎重朝・下河辺庄司行平、建仁二年から建暦元年までは和田胤長(建仁三年のみ海野小太郎幸氏)である。そして和田合戦後にはこれまで一度も的始に参加していなかった「駿河次郎」(三浦泰村)も一番筆頭を勤めるようになる。このように、一番筆頭の射手についてはその時の政治情勢に左右されることもあり、また限られた人間が務めることのできるものであったことがわかる。宝治合戦以降に二宮弥次郎時光が五回筆頭の射手となっているのは、時光が北条氏一門の金沢氏被官であり、当時の小侍所別当が実時であったからであろう。史料三を見ても明らかのように、時頼期には射手の選定にあたって得宗や北条一門の有力者の意向が大きく反映される行事になっていたと考えられる。

二 『御的日記』と有力得宗被官

内閣文庫所蔵『御的日記』は鎌倉時代の永仁二年から室町時代の寛正二年(一三四一)までの的始の記録で、まとまった史料が少ない鎌倉時代後期の三十八年分の記録があるため、非常に有用な史料といえる。しかし、活字になっていないためにこれまでの研究ではあまり用いられていなかった^{一七}。それを一覧にしたのが付表5である。なお、付表5では人名のみを記したが、『御的日記』では的に当たった回数も記されている^{一八}。

また、『御的日記』を見ると、六番編成になっていること、射手を勤める一族が『吾妻鏡』に見られる一族と顔ぶれが大きく変わっていることに気づく。得宗被官に関して言えば、有力得宗被官家の射手があまり見られないのに対し、横溝氏は一族合計三十五回と、『吾妻鏡』と同様に得宗被官の中では最も多く、次いで曾我氏が二十三回となっている。このような得宗被官一族にとっては的始が主な活躍の場であり、晴れの舞台となっていたことが推察できる。

第二部第四章でも触れるが、永仁二年(正慶二年の間)的始の射手を務めた有力被官一族の人物は長崎孫四郎泰光(付表5-12)、安東又次郎成重(同4)、安東平次重高(同33)、南条弥三(二)郎景宗(同26、27)、工藤次郎左衛門高景(同27、28、34)、南条新左衛門尉高直(同35)の六名のみである。長崎泰光、工藤高景、南条高直の三名は『太平記』の登場人物でもあり、工藤高景と南条高直は一番筆頭の射手を務めている。そこで、工藤高景と南条高直が筆頭の射手となった二回の記事を見てみたい。

【史料四】『御的日記』嘉暦二年正月十一日条※（ ）内の数字は十回射たうちの的に当たった回数を示す。

- 一番 工藤次郎左衛門尉高景（七） 本間五郎兵衛尉家資（十）
- 二番 猿渡縫殿次郎忠家（七） 野辺七郎房光（八）
- 三番 多賀谷弥平次光忠（九） 竹井七郎資有（九）
- 四番 津戸彦三郎為景（九） 横尾弥次郎順家（七）
- 五番 桑原新左衛門尉高近（七） 得永新五郎祐高（十）
- 六番 立河彦太郎重行（十） 石黒弥六遠光（八）

【史料五】『御的日記』元徳二年正月十四日条※（ ）内の数字は十回射たうちの的に当たった回数を示す。

- 一番 南条新左衛門尉高直（七） 合田余一高遠（六）
- 二番 津戸彦三郎為重（七） 本間余三資忠（十）
- 三番 得永弥三郎高経（九） 当麻弥三郎宗重（九）
- 四番 中村左衛門次郎家時（十） 末吉彦五郎長秀（九）
- 五番 小田切彦三郎幸遠（九） 立河左衛門次郎幸盛（七）
- 六番 猿渡縫殿次郎忠家（七） 横尾弥次郎順家（九）

工藤氏も南条氏も『吾妻鏡』の時代に始の射手を務めており、有力得宗被官の中では弓の名手の家といえるが、高景・高直ともに的に当たったのは七回であり、史料四・史料五を見る限り二人が突出して優れた射手というわけではないことがわかる。この二名が軍奉行、侍大将を勤めた人物であること、そして『吾妻鏡』の時代を含め、有力得宗被官家の人物から一番筆頭の射手が出たのが嘉暦三年と元徳二年の二回だけであり、しかもそれが鎌倉幕府最末期であることを考えると、今後の戦に備え、「武」を象徴する儀式である的始の中で、工藤高景と南条高直の顔を周知させるといふ目的があったと推察できる。

このように、鎌倉時代後期には有力被官よりも一般得宗被官・一門被官の活躍の場となっていた的始だが、だからこそ少数の有力被官家の人物に焦点を当てることによって、その時代を浮かび上がらせることができる。

おわりに

頼朝の時代に將軍と御家人との主従関係を確認するための正月行事として成立した塚飯と的始だが、泰時期以降は得宗と被官との主従関係確認の意味合いが強くなっていったことが読み取れる。得宗被官たちが本来御家人であるとはいえ、それぞれの一族の中では庶流であった人物が多いことから、被官化することによってこのような儀式に参加することができるようになったと言える。しかも、義時の側近から被官となり、侍所所司となった金窪行親がいずれも参加しておらず、一代限りの得宗被官となったのに対し、有力得宗被官は自身や子息・兄弟とともにこれらの儀式に参加するようになっていく。

従って、有力得宗被官にとつては単なる正月行事ではなく、「有力得宗被官家」として確立していく上では重要な儀式であったことがわかる。これは泰時期において見られる様になることから、得宗家の家政機関を整備する中で、塚飯と的始という幕府の公式行事を得宗と被官との主従関係確認の儀式として用いたと考えることができよう。

塚飯については『吾妻鏡』以降の史料がないのが残念であるが、得宗被官家の成立を考える上ではこれらの儀式について考察することが重要である。

また塚飯や的始の記事は基本的に人名が記されているだけだが、本論文でも人名考証に活用しているように、得宗被官のみならず鎌倉時代を研究する上では非常に有用な史料だと言える。

的始については『吾妻鏡』以外の史料も用いたが、以上が第一部『吾妻鏡』の中の得宗被官となる。

第一部では得宗被官の成立と家の固定化という点に焦点を当てているため、すでに得宗被官家が固定化してから起きた事件である宝治合戦については扱わなかったが、時頼期の被官の状況については、第三部の個別研究で触れる。『吾妻鏡』の中の得宗被官を、得宗家とともに成長していく過程にあった

『吾妻鏡』に記された事件を得宗被官の視点から読み直すことは、事件そのものを見直すことにもつながり、何より鎌倉時代前期～中期の得宗被官像を浮き彫りにすることができるのである。

注

- 一 「塙飯」とは、本来は人を饗応するための食膳を意味するが、鎌倉幕府における「塙飯」は、将軍家を饗応すべく有力御家人たちが祝膳を献じる儀式のことを指す。
- 二 源頼朝は治承四年十月に鎌倉の大倉郷を根拠地と定め（『吾妻鏡』治承四年十月九日条）、十二月十二日に新造の邸宅への移徙の儀が行われている（『吾妻鏡』同日条）。
- 三 鎌倉幕府の正月行事に関しては山本信哉・有馬敏四郎「武家の儀礼」（『日本風俗史講座』第四卷、一九二九年）をはじめとし、石田裕一「放生会と弓始の記事について」（『中世の窓』八、一九六一年）、八幡義信「鎌倉幕府塙飯献儀の史的意義」（『政治経済史学』八五号、一九七三年）、二木謙一「正月の歩射儀礼」（『国学院雑誌』七十二―二、一九七一年）、二木謙一「中世武家儀礼の研究」（吉川弘文館、一九八五年）、永井晋A「鎌倉幕府塙飯の成立と展開」（小川信編『日本中世政治社会の研究』続群書類従完成会、一九九一年所収）同B「鎌倉幕府の的始」（『金沢文庫研究』二九六、一九九六年）、佐久間広子「『吾妻鏡』建久二年正月塙飯について」（『政治経済史学』四四六号、二〇〇三年）、滑川敦子「鎌倉幕府における正月行事の成立と発展」（上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』、思文閣出版、二〇〇八年所収）などの研究がある。
- 四 鎌倉幕府正月行事には他にも鶴岡八幡宮への奉幣・御行始・吉書始・蹴鞠始・御所心経会など多くの行事が存在する。
- 五 注（三）永井論文B、三三三頁、三五五頁。
- 六 『吾妻鏡』同日条。この年の塙飯については金澤正大「『吾妻鏡』正治二年条歳首塙飯記事の作為（上）元旦沙汰人北条時政の再検討」（『政治経済史学』五〇〇号、二〇〇八年）があるが、二〇一四年現在（下）は発表されていないようである。
- 七 村井章介『北条時宗と蒙古襲来 時代・世界・個人を読む』（日本放送出版協会、二〇〇一年）二十八頁。
- 八 『吾妻鏡』正治二年四月九日条。四月一日に叙任され、その除書が九日に鎌倉に到着している。
- 九 二木氏は平安の末に任地に赴いた新任の国司等に対し、在庁等が塙飯で饗応したことが、鎌倉時代の儀式としての塙飯成立に結びついた可能性を指摘している。また、塙飯を頼朝に献じたのが、三浦・上総・千葉・小山等であったことから、「彼等が東国における在地の有力豪族出身の武士団であったため、平安末期において、在庁等が新任の国司饗応のために塙飯を進めた遺風を、頼朝との主従関係を緊密にする意味をこめて」献じたとする。「いわば塙飯は、頼朝と東国の有力御家人との間に生まれた儀礼であるといえる。しかしこれが鎌倉幕府における公式儀礼としての意義が大きくなるにつれて、これを献ずる人もその時の幕府における勢力が反映し、異同のあったことはいうまでもない」（注三、二木氏著作、一七頁）とし、「実朝以降、摂家・親王將軍時代には、御行始の場合と同じく執権北条氏の勢力増大とともに、これらの役もほとんど北条一族に占められるようになっていく」としている（同、三八頁）。
- 一〇 注（三）永井論文B。
- 一一 祐綱は建久六年の頼朝の東大寺供養に供奉した際にも時員と同じ一族の南条次郎と並んで記されているが、この史料二が終出となっている。
- 一二 『鎌倉遺文』三二一八五号。
- 一三 成立については山本・有馬が「此の儀は幾分形式方法は変わつては居るが朝廷に行せられる射礼に倣って行せられたものである」（注三、山本信哉・有馬敏四郎論文、四〇頁）としたのをはじめ『国史大辞典』にも「鎌倉時代以来、形式化して射技は武家に遷り、後光厳天皇の応安年中（一二六八〜七五）

まで射礼の名残りを伝えたが、室町時代以降は再興をみずに終わった」とあるように、歩射の競技の一つである射礼との関係が指摘されてきた。しかし永井氏は射礼との始とを結びつけるものは小笠原持長の「射礼私記」(『続群書類聚』第二十三輯所収)のみであり、『吾妻鏡』には的始と射礼との関係を示す記述はみられない(注三、永井論文B、三三三頁)としている。

一四 建長四年は本来六番までの予定であったが、射手の名簿に加えられており、的始の射手に加えられる予定であった多賀谷五郎景茂について、当日の朝に時頼が安東光成を使者として「可然依不在射手。可被止」と小侍所に命じて景茂を止めている(『吾妻鏡』建長四年正月十四日条)。その結果、合手の海野四郎助氏も止められ、五番十人で行われている。この景茂は多賀谷弥五郎重茂の子と考えられる。

一五 『吾妻鏡』弘長元年正月九日条。

一六 室町幕府的始については、二木謙一「正月の歩射儀礼」(『國學院雜誌』七十二号、一九七一年)を参照。

一七 『新編埼玉県史』(資料編七、埼玉県、一九八五年)に一部が翻刻されている。

一八 当たった箇所は●、外れた箇所は○で記され、当たった回数も記されている。

第二部 北条氏と得宗被官の滅亡

第一章 二月騒動における討手処刑について

はじめに

「追加法」の内容として伝わる文永九年（一二七二）二月十一日付の関東御教書によって、今後「蒙_ニ御勘当_一輩」があつた場合、追討使の命を受けることなく馳せ向かつた者については重科に処すことが定められた（史料一）。宛所が時宗であるため、將軍の仰せを受けて連署の政村が単独で発給する形をとっている。文永五年（一二六八）に蒙古からの国書が到来した直後、それまで連署であつた時宗が執権となり、政村は再び連署となつていた。したがつて文永九年当時は執権時宗（二十二歳）、連署政村（六十八歳）という体制である。

【史料一】「追加法」四四八

一 自今以後、有_下蒙_ニ御勘当_一輩_上之時、追討使蒙_レ仰不_ニ相向_一之外、無_ニ左右_一於_ニ馳向之輩_一者、可_レ被_レ処_ニ重科_一之由、普可_レ令_レ相_斗觸御家人等_一給之状、依_レ仰執達如_レ件、

文永九年二月十一日 （北条政村） 左京権大夫 判

謹上 （北条時宗）
相模守殿

このような法令が出されたということは、命令もないのに馳せ向かつた武士が存在したということである。そして、この関東御教書が発給された日に起きたのが、名越時章・教時兄弟（義時の次男・朝時の子）誅殺事件である。同十五日に六波羅探題北方の赤橋義宗が南方の時輔を討つた事件と併せて「二月騒動」「北条教時の乱」「北条時輔の乱」などと呼ばれているが、十一日の合戦で討手となつた五人（大蔵次郎左衛門尉、渋谷新左衛門尉、四方田滝口左衛門尉、石河神次左衛門尉、薩摩左衛門三郎）が処刑されるといふ不可解な事件でもある。

事件の知らせを流罪地の佐渡で聞いた日蓮は、三月二十日に「京鎌倉に軍に死る人人を書付てたび候へ」二と門下に事件の情報を書いて送るよう求めている

る。佐渡流罪の翌年に起きたこの事件について、日蓮は自身が兼ねてより警告していた「自界叛逆難」（内乱）と捉え、「権の大夫殿御子孫どうち」^三としている。なお、二月騒動の前年九月十三日には「蒙古人可襲来」之由、有「其聞」として蒙古襲来に備えて御家人を鎮西に遣わし、鎮西の所領を離れている者には急ぎ所領に赴き、守護人の指揮下に入るよう命じる時宗・政村連署の関東御教書が発給されている^四。この文永八年九月十三日というのは、まさに日蓮が佐渡に流罪されることになった「竜の口の法難」の翌日で、日蓮が鎌倉を発った日なのである^五。日蓮を流罪にしつつ、時宗と政村は「他国侵逼難」（外寇）に備えての防備を命じていることになる。

このように日蓮や蒙古襲来とも深い関わりのある二月騒動だが、近年関連史料の再考察を中心に二月騒動という事件そのものに関する研究が活発に行われている^六。しかし、討手五人の処刑については十分に議論がなされていないように思われる。処刑された討手には得宗被官が含まれているため、本章では『暦間記』や『鎌倉裏書』などの史料に加え、日蓮の書状や史料一のような関東御教書に注目して二月騒動の全体像を明らかにした上で、なぜ討手五人が処刑されたのかについて考察していきたい。

第一節 二月騒動の全体像

一 二月十一日の合戦

二月騒動の詳細を記した史料は多くはないが、よく知られているのは以下の史料であろう。

【史料二】『鎌倉裏書』文永九年

二月十一日、尾張入道見西、遠江守教時被_レ誅、但見西依_レ無_二其咎_一、討手五人大藏次郎左衛門尉、渋谷新左衛門尉、四方田滝口左衛門尉、石河神次左衛門尉、薩摩左衛門三郎等被_レ刎_レ首、於_二教時討手_一者無_二賞罰_一、中御門中将実隆朝臣被_二召禁_一、其外遇殃人多_レ之、十五日、式部大夫時輔於_二六波羅_一被_レ誅、

【史料三】『武家裏書』文永九年

二十一、於_二尾張入道見西之亭_一、舎弟遠江守教時、同子息宗教以下被_レ誅了、見西依_レ誤被_レ誅之間、討手大蔵二郎左衛門尉、渋谷新左、四方田滝口左、薩摩九左被_レ刎_レ首了、於_二教時手_一者、無_レ罪無_レ賞、同十五日、相_一式部大夫時輔於_二六原_一被_レ誅了、

【史料四】『保暦間記』九一頁

同(文永)九年二月、六波羅ノ代官ハ時宗兄也。式部丞時輔ト申。舎弟二越ラレテ、年来謀叛ノ志有ケルカ、此事頭テ、関東ニモ、同十一日、尾張入道見西^{時章男}、遠江守教時、誅セラレ畢。見西ハ無罪ノ間、彼討手、大倉次郎左衛門尉、渋谷新左衛門尉、四方田滝口左衛門尉、石河神次左衛門尉、薩摩左衛門三郎等、首ヲハネラレ畢。教時力討手ハ賞罰モナカリケリ。中御門中将実隆、召籠レヌ。其外、人多損シタリ。同十五日、式部丞時輔モ、六波羅ニテ誅セラレ、時輔遁テ吉野ノ奥ヘ立入テ、行方不知。是ヲ二月騒動ト申ケリ。

史料四の『保暦間記』の記事は「尾張入道見西く人多損シタリ」まで史料一とほぼ同じ構成であり、角田朋彦氏も指摘しているように元弘元年(一一三二)ごろに成立したとされる『鎌倉裏書』の記事を参考にした可能性がある^七。しかし、前後の記述では時輔の「謀叛ノ志」が露見したために、関東で時章と教時を殺害させたとし、また誅されたとする時輔を吉野に逃れた後行方知れずになったとしている。二月騒動の理由を記しているのはこの史料四のみである。

まず、名越時章と教時誅殺事件について、簡単に二人の経歴を確認した上で見ていきたい。時章は名越朝時の次子であり、建保三年(一一二五)の誕生で、討たれた時は五十八歳であった^八。兄弟には光時・時長・時幸・時兼・教時・時基、養子の公朝^九がいる。寛元三年(一一四五)四月六日の朝時の死後^{一〇}、尾張守に任ぜられている。翌年五月の寛元の政変では頼経の時頼追討の計画に関わったとして弟時幸が出家ののち自害、兄光時が伊豆国江間に配流となったが、時章は時長・時兼とともに事前に時頼に野心なき旨を陳謝していたため許されている^{一一}。その後宝治元年(一一四七)七月には評定衆に加えられ、建長三年(一一五一)に三番引付頭人、康元元年(一一五六)に二番引付頭人となる。弘長三年(一一六三)十一月二十二日に時頼の死により出家し(法名見西)^{一二}、翌文永元年(一一二四)六月には一番引付頭人となる^{一三}。一番引付頭人になることができるのは北条氏の中でも限られた人物であり、光時が伊豆に配流されて以降は時章が名越氏の惣領となっていたこと、幕政の中でも重要な位置にあったことなどがわかる。

教時の母は北条時房女で、討たれた時に三十八歳であったことから、生年は嘉禎元年(一一三五)となる。蹴鞠を通じて宗尊親王と親しい関係にあったことが指摘されている^{一四}。文永二年に評定衆となるが^{一五}、翌文永三年七月四日の宗尊親王の京都送還に際し甲冑を着した軍兵數十騎をもって騒動を起こしている

る^{一六}。ただしこの件に関しては教時以外の御家人の行動が不明なことから、磯川いづみ氏が指摘するように、『吾妻鏡』の編纂者が意図的に挿入したエピソードの可能性もある^{一七}。実際は特に処罰された様子はなく、同七年には遠江守となっており、討たれるまで評定衆であった。

時長と時兼はともに宗尊親王が鎌倉に迎え入れられた建長四年に死去しているため^{一八}、二月騒動当時、朝時の子の中で幕政に関与しうる立場にあったのは時章・教時・時基の三名のみということになる^{一九}。

史料三には「尾張入道見西之亭」において誅殺されたとあり、時間については『見聞私記』のみ辰時（午前七時〜九時）としている（史料五）。

【史料五】『見聞私記』※（一）内筆者

同（文永）九年申二月七日夜騒動。同十一日辰時新遠江依「謀叛」被_レ誅了。尾州依_レ無_レ実自害寄手同時輔同。

さて、日蓮の門下には様々な立場の人物がいるが、中心的な門下の一人に光時流名越氏（江間氏）被官の四条頼基がいる。史料六は建治三年六月、頼基が主君（光時の子息）からの下文によって法華信仰をやめるといふ起請文を書くこと、書かなければ所領は没収し、「御内」を追い出すと命じられたことに対し、日蓮が記した陳状の草案で、「頼基陳状」^{二〇}と呼ばれている。この文書によって頼基の父・四条中務丞某は寛元の政変の際、数百人の被官が心変わりして去っていく中で、伊豆の江間に流罪となった「故君」光時に付き従っていたことがわかる。

【史料六】「頼基陳状」〔御書〕一一六〇頁、『鎌倉遺文』一二七六四号

頼基は父子二代・命を君に・まいらせたる事顕然なり・故親父中務某故君の御勘気かふらせ給いける時・数百人の御内の臣等・心かはりし候けるに中務一人・最後の御供奉して伊豆の国まで参りて候き、頼基は去る文永十一年二月十二日の鎌倉の合戦の時、折節・伊豆の国に候しかば十日の申の時に承りて唯一人・菅根山を一時に馳せ越えて御前に自害すべき八人の内に候き、自然に世しづまり候しかば今に君も安穩にこそわたらせ給い候

、「文永十一年二月十二日」とあるのは内容から「文永九年二月十一日」の誤写と考えられるため、「鎌倉の合戦の時」とは二月騒動のことである。日蓮は頼基からも二月騒動の詳細を聞いていたのであろう、ここでは二月騒動の際の頼基の行動について触れられており、頼基は騒動の直前伊豆にいたが、「十日の申の時」に主君の危機を聞き、一人で鎌倉に駆けつけ、頼基を含む被官八人が主君に何か事が起これば自害する覚悟で伺候していたという。しかし、騒動が「自然に」静まったため、主君とその被官は自害せずにすんだという。また、日蓮はこの「頼基陳状」において、「良観房が讒訴に依りて釈迦如来の御使・日蓮聖

人を流罪し奉りしかば聖人の申し給いしが如く百日が内に合戦出来して若干の武者滅亡せし中に、名越の公達横死にあはせ給いぬ、是れ偏に良観房が失ひ奉りたるに候はずや」とも述べており、時章・教時等の死は「横死」、すなわち不慮の死であったとしている。日蓮は建治二年三月にも「かへる年の二月十一日に日本国のかためたるべき大将ども・よしなく打ちころされぬ」^{三二}と「よしなく(理由なく)」^{三三}打ち殺されたと記している。

史料五に記された七日の騒動がどのようなものかは不明ながら、頼基が伊豆から駆けつけている点を考慮すると、名越氏謀叛の風聞が流れ、鎌倉に諸国の御家人が参集していたのではないだろうか。そして十一日の朝(辰刻)、時章亭に討手が押し寄せ合戦となり、時章は自害、教時は子息宗教らとともに誅せられたことになる。しかし時章は無罪であったことがわかり、討手の五人が首を刎ねられ、教時の討手については賞罰ともになかったというわけである。

翌日の二月十二日付の御所の北門宿直の着到状^{三三}は二月騒動に関するものとされており^{三四}、十一日の合戦が終わってからも鎌倉に駆けつける武士がいたことがわかる。

二 二月十五日の合戦

時章・教時誅殺後、直ちに早馬が六波羅探題北方の赤橋義宗のもとに派遣され、十五日申時(午後三時～五時)に合戦となり、時輔の屋敷は焼亡したという(史料七)。義宗の行動や、二月十五日の合戦について詳しく書かれているのは、鎌倉時代後期の成立とされる『五大帝王物語』(史料八)^{二四}と、南北朝期に成立したとされる『帝王編年記』である。

【史料七】『帝王編年記』文永九年

二月十五日未剋武士馳^一走京中^二。申剋於^三六波羅^四合戦^五。左近大夫将監義宗^六北方武蔵守長時男^七。与^八式部大夫時輔^九南方最明寺禪門四男^{一〇}。合戦是可^レ誅^二時輔^三之由^四。関東飛脚到来^五。無^レ程時輔宅焼亡。

【史料八】『五大帝王物語』(二五二～二五三頁)

十五日の暁より、武家さま何とやらむ物騒なる様に聞えし程に、今日浄金剛院の涅槃講なれば、恒例の事なるうへ、今年は积尊入滅の干支に当たれば、殊に折節もあはれをとりそへて、僧衆も袖をしぼりて行ふ程に、六波羅に既に合戦すると云程ぞある、やがて火いできて、煙おびたゞしくみ

ゆれば、いとゞ世中かきくれて、何と成やらむと覚る程に、門守護の武士共一人もなし。皆はせ向ふ。京中おびたゞしきくれてぞあり。去年十二月に関東より左近大夫将監義宗上て六波羅の北方にあれば、もとの式部大輔時輔はもとより南方にあり。この暁鎌倉より早馬つきて後、なにとなくひしめきて、人もいたく心得ざりけるに、南方の時輔を討べしとて押寄ければ、とりあへぬありさまなりけれども、思程は戦たりけるやらむ、はては火をかけて、多の者共或は打死、或は焼死もありけり。さしも人のおち恐てありしに、纔に一時の中にかく成ぬる事、武家のならひ皆かくぞ有とも、殊にはかなき夢とみえて、あぢきなく覺侍。

磯川氏は二月十五日暁に到着した早馬が持参した文書の内容が不明であり、「十五日朝、在京御家人等を徴集し、その日のうちに軍備を整え、時輔を討つのは時間的に無理があるように思える」^{二五}としているが、合戦となったのが申刻（史料七）であれば十分に時間はあったと考えられる。

時輔の経歴についても確認しておく、時輔（幼名宝寿丸）は宝治二年（一二四八）五月に時頼とその妾・將軍家の女房（讃岐局）との間に生まれる^{二六}。時頼の長子として生まれたが、時頼の正室は北条重時の娘であり、彼女の生む子が嫡子になることが予想されていたこともあつてか、『吾妻鏡』では時輔の誕生が歓迎されたものではなかったかのような記述となっている。例えば時宗やその同母弟宗政に比べ、誕生に関する記述が簡素なこと、また乳母夫に指名された諏訪蓮仏（盛重）が本来なら名誉であるはずの得宗子息の乳母夫としての雑事を日頃から辞退し、一ヶ月してようやく雑事を行った^{二七}とのエピソードなどである。ただし、『吾妻鏡』は二月騒動後に編纂されているため、時輔に関しては二月騒動を正当化するための作爲が加えられている可能性は高い。なお、細川重男氏や遠山久也氏の研究によつて、時輔の立場は得宗家の庶子として、必要以上に低い待遇を受けていたということが指摘されている^{二八}。その後康元元年（一二五六）に足利利氏（後に頼氏）を烏帽子親として九歳で元服し、相模三郎時利（時輔と改名したのは文永元年）と名乗る^{二九}。正嘉二年（一二五八年）には十一歳で小山長村の娘を妻としている^{三〇}。本来なら弟であるはずの時宗の通称が「相模太郎時宗」であるのに対して、時輔が「三郎」であることからわかるように、嫡子は時宗であることが確定していた。さらに弘長元年（一二六一）には時頼に兄弟の順を改められ、時宗・宗政の下位に置かれている^{三一}。時宗が連署に就任した文永元年に六波羅探題南方として上洛し、討たれるまでその任にあつた^{三二}。時輔が従五位下式部丞に叙任されたのは上洛後の文永二年であり、以降「相模式部大夫」として見られる。仁治三年に時盛（時房の子）が鎌倉に下向して以降、二十二年間空白だった南方への就任を鎌倉からの「追放」とする考え^{三三}もあるが、細川氏の指摘するように六波羅探題を訴訟機関として整備し南方を再建するために派遣されたのだと考えられる^{三四}。それは時輔の「後見」に有力得宗被官家の嫡流である南条頼員があつており、頼員が朝廷側の訴訟に通じた従蓮の女を妻としていることからわかる

る三五。

時輔を討った赤橋義宗は長時の子であり、建長五年（一二五三）の誕生である。義宗は二月騒動直前の文永八年十二月に十九歳で六波羅探題北方として上洛している。建治二年（一二七六）十二月には鎌倉に下向し、翌年三月に評定衆・駿河守となるが、同年八月十七日に二十五歳で死去している。なお、北方は文永七年の正月に時茂が死亡^{三六}してからは置かれておらず、南方の時輔が一人で職務に当たっていた。遠山氏は六波羅探題として義宗と時輔がそろって活動した形跡が見られないことから、「義宗就任の時にはすでに、名越氏・時輔殺害の準備は進められており、義宗は時輔の監視もしくは討手としての立場として六波羅に向けられたと思われる」と指摘している^{三七}。確かに、二年間欠員であった北方に時輔を転じて南方に義宗を置くのではなく、上位の北方に時輔よりも若年の義宗を置いていることから、時宗はこの頃から時輔を討つ計画を立てていたと言えよう。

『保暦間記』では「遁テ吉野ノ奥へ立入テ、行方不知」（史料四）とあり^{三八}、『興福寺略年代記』^{三九}にも「二月十五日六波羅相模式部大夫時輔、号南殿、被誅了、但令逐電云々」とあるように、時輔が逃れたとする史料も存在する。『勘仲記』文永十一年（一二七四）十月二十九日条によって実際に時輔生存の噂があったこともわかる。この記事には「陰、異国賊徒責来之間興盛之由風聞、武家辺騒動云々、或説云、北条六郎并式部大夫時輔等打上云々、是非未決、怖畏無極者也」とあり^{四〇}、蒙古襲来の際に北条六郎時定とともに時輔が「打上」との風聞があったのである。ちなみに、北条氏の中に「北条六郎時定」は三人いるが、この時定は経時・時頼の同母弟で、弘安四年に肥前国の守護となった人物である^{四一}。時定は正応二年（一二八九）に子息定宗に守護職を譲り、同年もしくは翌年に死去しているため^{四二}、この噂によって処罰されるようなことはなかったようである。時頼の同母弟という立場は、経時から時頼への得宗交代が兄弟間であったことを考えると、得宗にとっては対抗勢力と成り得る存在であったのだろう。

さらに弘安七年（一二八四）四月四日の時宗の死後^{四三}、「相模式部大夫殿・同子息、令^レ経^レ廻所々^一給由事」を伝える八月二十日付けの関東御教書が存在したことが、九月七日付「出雲守護塩治（佐々木）頼泰施行状」（鰐淵寺文書）^{四四}によってわかる。鎌倉幕府自体が二月騒動から十年以上経っても時輔生存の可能性に危機感を感じていたことになる。また、『鎌倉裏書』によれば、時輔の次子が正応三年（一二九〇）十一月に三浦介入道に「憑」き忍び来た所を捕えられ、種々の拷問を経た後、首を刎ねられたという^{四五}。当然時輔の所在についても尋問されたであろう。このように時輔の生存が噂され続けているのは、時輔の怨霊を恐れる心が当時の人々にあったことに加え、二月十五日の合戦の後、時輔の遺体を確認できていなかったためと考えられる。史料七、八の記述から、当日は討手となった義宗側が時輔の屋敷に火をかけて押し寄せていると推測できる。『保暦間記』の記述はこのような事情を反映していると推察される。

第二節 討手の処刑と関東御教書

一 処刑された討手五人

時章の討手の中で処罰された五人は、大蔵（大倉）次郎左衛門尉（頼季）、渋谷新左衛門尉（朝重）、四方田滝口左衛門尉（時綱）、石河神次左衛門尉、薩摩左衛門三郎である（史料二、史料四）。史料三では石河神次左衛門尉が抜けており、薩摩左衛門三郎は「薩摩九左」（薩摩九郎左衛門尉）となっている。一方教時の討手は賞罰ともになかったとのことで、詳しい人物名も明らかにされていない。五人は時宗と政村の被官であるとされているが^{四六}、詳細を見ていく。

（一）大蔵（大倉）次郎左衛門尉（頼季）

『保暦間記』では「大倉次郎左衛門尉」となっており、おそらく『吾妻鏡』に「大倉」と見える一族と考えられ、承久の乱の際に宇治川で負傷した「大倉小次郎」^{四七}を始め、宝治合戦後に三浦氏の残党搜索のために武蔵国に出陣した「大倉次郎兵衛尉」^{四八}、弘長元年（一二六一）正月一日の時頼沙汰の埵飯に「大倉二郎左衛門尉」（付表2②）が確認できる。この時の埵飯には栗飯原右衛門尉・諏方四郎兵衛尉・安東宮内左衛門尉（景光）など得宗被官が多く、大倉二郎左衛門尉も得宗被官の可能性が高い。时期的に考えて二月騒動で処刑された「大蔵次郎左衛門尉」はこの人物に比定できよう。

『系図纂要』には大蔵二郎兵衛尉時季の子大蔵二郎左衛門尉頼季の割注に「渋谷新左衛門尉等五人、同斬於鎌倉、是依二月騒動之時、誤撃殺名護屋尾張入道見西也」とあり、実名は頼季であったことがわかる。その後、鎌倉後期にも「大蔵五郎入道」（付表7）、「大蔵兵衛入道」（付表8F、G）、「大蔵宮内左衛門入道」（付表8G）などの人物が得宗被官として確認できる。

（二）渋谷新左衛門尉（朝重）

渋谷氏は和田合戦では義盛に与して多くの戦死者を出し、相模国渋谷庄も没収されている^{四九}。承久の乱では幕府側として戦い、ここでも多くの死傷者を出している^{五〇}。寛元の政変では時頼が「渋谷一族」に命じて中下馬橋を警護させたことが記されている。また渋谷光重の子で薩摩国入来院に移った定仏（五

郎四郎重経)は得宗被官となっており、子息三人を時宗のもとに奉公させることを報告していたところ、与一重員と七郎頼重が勝手に「他御方」に仕えてしまったため、定仏は二人を勘当し、諏訪入道を通じて時宗にその旨を報告している^{五二}。この「他御方」というのは建長三年に出家遁世事件を起こす塩田義政で^{五三}、義政が遁世する直前の五月十二日、定仏のもとに重員と頼重の勘当を取り消すようにとの義政の使者・「きしまのゑもん入道」が訪れている^{五四}。

渋谷新左衛門尉は武重の子で、『吾妻鏡』に的始の射手として度々見られる朝重(付表3)と同一人物と考えられる。朝重については細川氏の論考があり、文応元年(一二六〇)には御所の昼番衆にも選ばれていることから、「御家人兼御内人」とされている^{五四}。特に康元元年から文永三年にかけて毎年のように射手を勤めており、弓の名手でもある。

(三) 四方田滝口左衛門尉(時綱)

実名は『系図綜覧』による^{五五}。『吾妻鏡』正嘉元年九月十八日条に時綱の父・四方田三郎左衛門尉景綱が「相州(政村)御方」として勝長壽院造宮の諸堂雑掌を勤めている他、弘長三年正月二日の政村沙汰の境飯において四方田新三郎左衛門尉が政村の子・時村とともに一の御馬を引いている(付表2②)ことから、四方田氏は政村流の被官であることがわかる。

(四) 石河(川)神次左衛門尉

貞時の十三年記供養には十一人もの石河氏が馬を供養しており(付表8H)^{五六}、得宗被官であることは確実であろう。また布施を進上する使者として石河(川)三郎が見える(付表8F)。奥州石河(川)氏、もしくは常陸大掾流石河氏の可能性が指摘されている^{五七}。ただし「神」という字から諏方神党の一族とも考えられる。今後の課題としたい。

(五) 薩摩(伊東)左衛門三郎

「薩摩」を名乗っているのは工藤祐経の子孫の伊東氏であると指摘されている^{五八}。『吾妻鏡』寛元二年(一二四四)三月二十八日条に、経時の前に集まった訴人たちを送り遣わす使者として平左衛門四郎(光盛)と万年右馬允とともに「伊東左衛門五郎」が見られ、この記事をもって伊東氏も得宗被官とされている。しかし、実はこの人物は北条本では「丑東」、吉川本では「安東^伊」となっており、「伊東」の部分は「安東」の誤記の可能性が高い^{五九}。そのため、この記事から伊東氏が得宗被官であるとは断言しがたい。

以上のことから、討手として処刑された五人は得宗(時宗)被官三名(大倉頼季・渋谷朝重・石河神次左衛門尉)、政村被官一名(四方田時綱)、御家人一

名（薩摩左衛門三郎）ということになる。次項でこの五人がどのような立場で時章亭に押寄せ、処刑されるに至ったのかを考察したい。

二 二月十一日付関東御教書と討手の処刑

史料一の「追討使蒙_レ仰不_ニ相向_一之外、無_ニ左右_一於_ニ馳向之輩_一者、可_レ被_レ処_ニ重科_一」という文言に注目したい。史料一はもとの文書が現存しないので、御教書の前半部分の内容が不明だが、時章と教時誅殺後に発給されたものであることは確実である。渡辺晴美氏は時章の討手五人が斬首されるに至ったのはこの法令を根拠とすることを指摘している^{六〇}。一方磯川いづみ氏はこの御教書に関しての疑問点を挙げ、「大変疑わしい文書」としている^{六一}。その疑問点とは、①この御教書を受けて「時宗から文書が発給された形跡」がない、②原型が不明、③「日付の一致が不自然」、④「政村から時宗に文書が発給する必要があったのか」^{六二}、⑤幕府が「追討使」を任命していること^{六三}、以上の五点である。

①、②に関しては御教書という性質上、伝達の役目を終えたら破棄されることが多いため残らなかったと言えるが、時宗がこの御教書の内容を文書で発給しなかった可能性があるとの指摘は注目すべき点だと思われる。③については「事件当日に当日付で文書が発給できるのか疑問」としているが、時章・教時らが誅された時間が辰時であれば（史料五）、当日の発給も不可能ではない^{六四}。④の疑問点は史料一の「御家人等」の中に得宗被官も含まれており、執権としての時宗ではなく、得宗としての時宗に宛てて出されたとも考えられる。⑤についても、確かに『鎌倉遺文』等には幕府側の「追討」「追討使」は見られないが、『吾妻鏡』には見られる。例えば、宝治合戦の際には「可_レ被_レ追討泰村_一之由」（『吾妻鏡』宝治元年六月四日条）、「於_ニ一所_一為_レ加_ニ追討_一」（同六月五日条）、「一方追討使賞」（同六月十一日条）等が見られる。少なくとも『吾妻鏡』が編纂された頃には幕府側でも「追討」「追討使」という言葉を使っていたことになるため、文永九年当時には「追討」「追討使」が使われるようになっていたとしてもおかしくはない。

このように③④⑤の疑問点については説明がつく。また、仮に文永九年二月十一日当日に発給された御教書ではなく、後日に書かれたものとしても、あえて「二月二十一日」にしていることにこそ意味があると考えられる。というのも、史料一の関東御教書が発給された背景には、討手五人の処刑が関係していると考えられるからである。すなわち、討手五人を「誤り」であったからといって、執権・連署の命を受けて討手となった人物を処罰したのでは、今後謀叛人の追討を命じられた際に御家人や被官たちが消極的になってしまう可能性が高い。そこで、まず正式に命を出した討手が時章亭を襲撃する。七日の騒動

によつて集まつた御家人や被官の中にはその中に加わつた人物もいたはずである。時章・教時を誅殺した後、時章については無罪であつたとして、討手を処刑することにする。処刑された日時などは不明だが、「文永九年二月十一日」という日付から処刑を正当化するために用いられた法令であることは確実であり、命令もなく馳せ向かつた咎により五人は処刑されたことになつたのである。

ただし文書そのものは残っていないが、「二月十一日付」の関東御教書は、次の史料九の中にも見られる。

【史料九】「武藤覚恵書下」(『鎌倉遺文』一〇九八五号「武雄神社文書」)

自_二六波羅殿_一所_二下給候_一之今_口十一日 関東御教書并被_二副下_一六波羅殿御下知、同廿六日到来、_口写_レ案献_レ之、如_二御教書之状_一者、有_二謀叛企之輩_一、今日_{十一日}被_二召取_一了、於_レ今者、所_レ無_二別事_一也、不_レ可_二驚存_一、且鎮西地頭御家人等、不_レ可_二参上_一之由、可_レ被_二相触_一之旨、所_下被_二仰下_一候_上也、然者、任_二御教書之状_一、不_レ可_レ有_二参上之儀_一候也、恐々謹言、

二月廿八日

(武藤覚恵)
沙弥(花押)

武尾大宮司殿

これは肥前国の守護・武藤覚恵が文永九年二月十一日の関東御教書と、それを伝える六波羅殿(義宗)の下知状の案文を作成し、武雄大宮司に伝えたものである。関東御教書の内容は、謀叛を企てた者を今日(十一日)に召し取つたので、今は特別な事はないので驚かず、鎮西の御家人等に鎌倉に参上しないよう命じるように、というものである。この文書からは、鎌倉で騒動があつたときに鎮西に赴いている御家人たちが鎌倉に「参上」することが想定されていたことがわかる。

おわりに

合戦によつて討たれた割に、時章・教時・時輔があつて倒されていることから、いずれも謀叛の企てがあつたとは考えにくい。得宗家と名越氏の対立が背景にあつたとしても、二月騒動時点では誅殺されるような落ち度は見当たらない。秋山哲雄氏が述べるように、誅殺するための正統な理由がなかつたことから「誤つて」誅殺してしまったことにしたのだと考えられる^{六五}。

前述した通り、日蓮の竜の口の法難翌日に関東御教書を発給し、蒙古襲来への防備を命じているように、時宗・政村を中心とした幕府上層部は「他国侵逼難」が起こるとの警告を信じていた可能性が高い。そうであるとすれば、「自界叛逆難」に対しても、何らかの対策を講じたと考えられる。その対策の一つが赤橋義宗を六波羅探題北方として派遣することであり、鎮西三カ国（筑後・肥後・大隅）に守護職を持つ時章^{六六}と教時を誅殺し、得宗の対抗勢力と成り得る時輔を殺害することで内乱を未然に防ごうとしたのだと考えられる。内乱が起こる事を未然に防ぎつつ、蒙古襲来への備えを強化しようとしたのであろう。命令もなく馳せ向かったことを理由に五人の武士を処刑することは、実際に命を受けて追討に向かった武士たちを処罰することなく政村の遺族を宥める効果を期待したものと考えられる。その後、政村は文永十年五月二十七日に六十九歳で死去しているが、皮肉なことに、政村の子・時村は嘉元三年（一三〇五）の嘉元の乱では「誤って」誅殺されることになるのである。時村誅殺の討手も処刑されることになるが、この事件については第三章で詳しく論じたい。

注

- 一 政村の政治的立場に関しては渡邊晴美「北条政村の研究（一）」（『政治経済史学』三四四号・三七〇号・三八七号、一九九五年・一九九七年・一九九八年）、山野井功夫「北条政村及び政村流の研究―姻戚関係から見た政村の政治的立場を中心に―」（『北条時宗の時代』）などがある。
 - 二 「佐渡御書」（『御書』九五六頁、『鎌倉遺文』一〇九九七号）。
 - 三 「清澄寺大衆中」（『御書』八九四頁、『鎌倉遺文』一一二〇一号）。
 - 四 『鎌倉遺文』一〇八七三号、一〇八七四号。
 - 五 竜の口の法難については序章第二節で触れている。
 - 六 二月騒動に関する研究には、渡辺晴美A「北条時宗の家督継承条件に関する一考察―吾妻鏡文永元年条欠文理由及び文永九年二月騒動との関連において―」（上）（『政治経済史学』一一〇号・一一一号、一九七五年）、同B「得宗専制体制の成立過程―文永・弘安年間における北条時宗政権の実態分析―」（一）（『政治経済史学』一二五号・一三九号・一六二号・一九七六年・一九七七年・一九七九年・一九八〇年）、細川重男「相模式部大夫殿―文永九年二月騒動と北条時宗政権―」（『鎌倉北条氏の神話と歴史』※初出は『段かづら』二、二〇〇二年。後に『北条氏と鎌倉幕府』講談社、二〇〇一年、にもこの論文を原型としたものが第三章「相模太郎時宗の自画像―内戦が意味するもの」として収録されているが、本論文では『鎌倉北条氏の神話と歴史』の頁数を記す）、角田朋彦『保暦間記』という史料―北条時輔逃亡伝説を題材に―（『段かづら』二、二〇〇二年）、磯川いづみA「二月騒動の史料再考」（『段かづら』三・四合併号、二〇〇四年）、同B「北条時章・教時について」（『北条時宗の時代』）、遠山久也「得宗家庶子北条時輔の立場」（『北条時宗の時代』）がある。
- その他黒田俊雄『蒙古襲来』（中央公論新社、一九七四年）、川添昭二A『日蓮とその時代』（山喜房仏書林、一九九九年）、笥雅博『蒙古襲来と徳政令』（講

談社、二〇〇一年)、川添昭二B『北条時宗』(吉川弘文館、二〇〇一年)、村井章介『北条時宗と蒙古襲来』(日本放送出版協会、二〇〇一年)、秋山哲雄『鎌倉幕府滅亡と北条氏一族』(吉川弘文館、二〇一三年)、湯浅治久『蒙古合戦と鎌倉幕府の滅亡』(吉川弘文館、二〇一三年)なども参照した。
 注(六) 角田論文、一一頁。

八 『関東評定衆伝』。生年は没年より逆算。母は大友能直の女である。以下、北条氏一族の経歴は特に注記しない限り『関東評定衆伝』による。

九 公朝は『尊卑分脉』に「公季孫、実父藤実文卿」とあり、養子であることがわかる。寺門の僧で、『親玄僧正日記』にも見られる。

一〇 『吾妻鏡』同日条、『百鍊抄』寛元三年四月十一日条。

一一 以上、寛元の政変については『吾妻鏡』寛元四年五月二十五日条、六月十三日条。『吾妻鏡』は時幸は五月二十五日に病のため出家し、同年六月一日に死去したとする。

一二 『吾妻鏡』弘長三年十一月二十二日条。

一三 一番引付頭人であった大仏朝直が同年五月三日に死去したことによる。文永三年三月、引付衆が廃止されたのに伴い一番引付頭人を止められているが、文永六年四月に引付衆が再設置されると再び一番引付頭人となっている。

一四 注(六) 磯川論文B、二三四頁。

一五 『吾妻鏡』文永二年六月十一日条。

一六 『吾妻鏡』同日条。

一七 注(六) 磯川論文B、二三五頁。

一八 時兼は五月二十二日、時長は八月二十六日に死去している(『吾妻鏡』同日条)。両者の死因について『吾妻鏡』は何も記していないが、時長については八月十五日の鶴岡八幡宮の放生会に供奉人の交名に見られるため、急死であったことがわかる。

一九 時基は後に貞時の娘を室としていることが、正安三年正月二十二日に時基室(貞時女(諏訪)宗経養君)が死去していることからわかる(『武家裏書』一五一頁)。

二〇 正文は現存しないが、日興の写しが北山本門寺に伝わる。この陳状に添えられていた日蓮書状を併せると下文の内容がわかる(建治三年七月付「四条金吾殿御返事」『御書』一一六三〜一一六四頁、『鎌倉遺文』一二七九三号)。

二一 「光日房御書」(『御書』九二七頁、『鎌倉遺文』一二二八五号)。なお、『鎌倉遺文』はこの「大将」を時輔に比定している。遠山氏は「大将ども」と複数の人物を表していることから時章とともに時輔も含まれる可能性を指摘している(注六遠山論文、二六四頁)。

二二 『鎌倉遺文』一〇九七四号。「北御門御宿直但馬弥二郎屋形着到」とあり、但馬平三郎入道・同弥二郎・同弥三郎・中野弥六・上嶋五郎四郎・同三郎・牧田又太郎・比治刑部左衛門尉の名が記されている。

二三 注(六) 川添著作B、一〇九頁、磯川論文A、一三三頁。

二四 『六代勝事記・五代帝王物語』(三弥井書店、二〇〇〇年)。

二五 注(六) 磯川論文A、一四四頁。

二六 『吾妻鏡』宝治二年五月二十八日条。母は『鎌倉年代記』に「將軍家讃岐」(一九頁)、『武家年代記』に「讃岐局 御所女房」(八五頁)とある。『吾妻鏡』文応元年八月六日条に「相模三郎外祖父卒去」とあり、讃岐局の父が死去したことがわかる。また時輔の母については今野慶信氏の論考がある(『北条時輔

の母―出雲国横田荘と京都・鎌倉―『段かづら』3・4合併号、二〇〇四年）、同「讃岐局妙音の棟札」『段かづら』五、二〇〇五年）。

二七 『吾妻鏡』宝治二年六月十日条、七月九日条。

二八 注（六）細川著作、遠山論文。遠山氏は時輔を「得宗家の一人として決して、軽視されていたわけではなく、むしろ有力かつ有能な存在」（同二五九頁）と評価している。

二九 『吾妻鏡』康元元年八月十一日条。

三〇 『吾妻鏡』正嘉二年四月二十五日条。小山長村は小山朝長（『尊卑文脈』では長朝となっている）の子で、小山朝政の嫡孫にあたる。

三一 『吾妻鏡』弘長元年正月四日条。

三二 『鎌倉年代記』一九頁。

三三 注（六）渡辺論文A（下）。

三四 注（六）細川著作、七二頁。

三五 『鎌倉遺文』一一九八八号。詳しくは第三部第五章で考察している。

三六 『鎌倉年代記』一八頁。

三七 注（六）遠山論文、二五一頁。

三八 この点については角田氏が「源義経の吉野潜伏、作者の同時代におきた後醍醐天皇の吉野遷幸という事件が、その話のモチーフになっているのではないか」と指摘している（注六角田論文、一三頁）。

三九 『続群書類従』（第二十九輯下）文永九年の条。

四〇 『勘仲記』同日条。細川氏はこの噂について「時定と時輔が蒙古軍と共に京都に攻め上つて来る」という内容であったと考察している（注六細川著作、

八〇頁）。

四一 一人は時政の甥、もう一人は時房の子（通称は相模六郎）である。

四二 『史料綜覧』五編九〇五冊、三六九頁。

四三 『尊卑文脈』『鎌倉年代記』一九〇二〇頁、『武家年代記』八五頁、『関東評定衆伝』三三六頁他。

四四 注（六）細川著作、六七頁の翻刻による。

四五 『鎌倉裏書』五六頁。「十一月、六波羅李部時輔次男、憑三浦介入道忍来、仍擲進之、歴種々拷訊、同十一月被刎首」とある。

四六 注（六）細川論文、八三頁。

四七 『吾妻鏡』承久三年六月十八日条。

四八 『吾妻鏡』宝治元年六月六日条。

四九 『吾妻鏡』建保元年五月六日条、七日条。「渋谷人々」として死者八名が記されている（六日条）。

五〇 『吾妻鏡』承久三年六月十八日条。第一部第三章の表2を参照。敵を討った人物に渋谷三郎・渋谷権守太郎（光重）・渋谷又太郎・渋谷六郎（盛重）が見

られ（表2①）、渋谷平太郎・渋谷権守六郎・渋谷七郎が負傷（表2③）、渋谷四郎（時国）・渋谷権守五郎が死亡している（表2④）。

五一 『鎌倉遺文』一一六九九号。

五二 『建治三年記』四月四日条に「未刻許、武州令_レ賜_二出家暇_一、申時令_レ遂_二素懷_一給云々」とある。義政の出世遁世についての研究には石井清文「建治三年における鎌倉幕府連署武蔵守北条義政の出世遁世事情―極楽寺流塩田氏の消長について―」（『政治経済史学』一四六号、一九七八年）、下山忍「極楽寺流における北条義政の政治的立場と出世遁世事件」（『北条時宗の時代』）がある。

五三 『鎌倉遺文』一二七六三号。

五四 「渋谷新左衛門尉朝重―御内人と鎌倉期武士の主従制―」（『鎌倉北条氏の神話と歴史』※初出は『思想』九六九号、二〇〇五年）。

五五 『系図綜覧』第二、武蔵七党系図（児玉党）の四方田景綱に「三左衛門 建長中人」とあり、その子・時綱に「新口左」とある（四八五〜四八六頁）。また『群書類系図部集』第二卷、武蔵七郎系図の時綱にも「滝口左衛門尉」とある（二四五頁）。

五六 諸大夫への布施として石河大炊助又太郎・石河小太郎・石河大寺孫太郎の進上した馬が贈られている（付表8F）。

五七 松吉大樹「得宗被官化についての一考察―奥州石川氏を題材として―」（『文化財学雑誌』第二号、二〇〇六年）。細川氏は清和源氏頼光流とする（注六細川論文、八三頁）。付表8Hの「石河牧木工又太郎」という人物に注目すると、武蔵国には「石河牧」という牧が存在する（『日本歴史地名大系凡例』）。

十一人とも馬以外の進物は見られないため、一族で馬を供養したと考えられるため、武蔵国の石河牧と関係する一族であろうか。

五八 注（六）細川著作、八三頁。また「伊東氏系図」に工藤祐経の子・伊東祐長に「六郎左衛門尉」と「孫三郎薩摩守」という注記があり、その孫・祐重に「薩摩守 二郎左衛門」とある。

五九 活動の内容から安東左衛門尉光成の子であろうか。

六〇 注（六）渡辺論文A（下）、注（一）渡辺論文（B）。

六一 注（六）磯川論文A、一五頁。

六二 連署が執権に宛てた文書は、執権自身が守護となっていた国の御家人等に何らかの命令を下すよう依頼する文書（『鎌倉遺文』一五〇二六号）以外確認できないとする。

六三 「一般に『追討使』とは朝廷が命じて派遣するものである。管見の限りでは、鎌倉幕府が『追討使』を任命した事例は他になく、また武家による『追討』という文言もない」としている（注六磯川論文A、一五頁）。

六四 嘉元の乱の際にも当日付の関東御教書が出されていた（『嘉元三年雜記』嘉元三年五月三日条、五月十八日条。『実躬卿記』同年五月八日条）。

六五 注（六）秋山著作、三八頁。

六六 名越氏は鎮西三方国（筑後・肥後・大隅）・北陸三方国（能登・越中・越後）の守護職を有していたが、鎮西三方国は二月騒動後に没収され、筑後は大友頼泰、肥後は安達泰盛、大隅は千葉宗胤が守護となる（佐藤進一『守護制度の研究』）。

第二章 『親玄僧正日記』と平禪門の乱

はじめに

永仁元（正応六）年（一二九三年）四月二十二日、平頼綱（法名杲円）と頼綱次男の飯沼助宗が得宗貞時によって討たれるという事件が起こる。いわゆる「平禪門の乱」と呼ばれる事件である。醍醐寺地蔵院の僧・親玄が鎌倉滞在中に記した『親玄僧正日記』（以下『親記』と略す）は、正応五年（一二九二年）二月から永仁二年（一二九四年）十二月までのわずか三年分の記録しか存在しないにも関わらず、永仁元年四月十三日の「永仁の大地震」や平禪門の乱当日の鎌倉の様子を伝える史料として、非常に貴重なものといえる。ダイゴの会（『親玄僧正日記』を読む会）による『親記』の翻刻が発表されてから二十年、近年の親玄に関する研究の発展は目覚ましいものがある^二。

清華家の一つ村上源氏久我氏出身の親玄は建長元年（一二四九）の生まれで、父は久我通忠、『とはすがたり』の作者・久我（中院）雅忠女（後深草院二条）^三とはいどこにあたる。文永九年（一二七二）に二十四歳で醍醐寺覚洞院・地蔵院の院主親快に灌頂を受ける^四が、建治二年（一二七六）に親快が死去すると、地蔵院管領をめぐって同じく親快の弟子である実勝（西園寺公経の子）と対立する^五。その後、時期は不明だが鎌倉に下向し、正応五年六月に当時鶴岡八幡宮別当と醍醐寺座主を兼ねていた頼助に灌頂を受け、弟子となっている^六。頼助は北条経時の子であり、弘安六年（一二八三）に北条氏一門出身者としてはじめ鶴岡八幡宮別当に補任され^七、得宗家とも親密な関係にあった人物である^八。

『親記』正応五年二月二十八日条には、頼助が大僧正を辞したため、その替わりとして親玄が権僧正に任じられたことが記されている。親玄が「二代之廢跡当于身」^九令興之条誠門跡之光華也」と喜んでいるのは、醍醐寺における親玄の法流（勝賢→成賢→道教→親快→親玄）の中で勝賢と成賢は権僧正となったが、道教と親快はそれぞれ大僧都・法印止まりであったことによる^九。親玄の権僧正任官について伏見天皇は不快の念を抱いている^{一〇}が、親玄は鎌倉に下向し、幕府や得宗との関係を深めることによって、地蔵院の門流を興隆させたのである。

本章では平禅門の乱の際に親玄によって行われた祈禱に注目しながら事件を再解釈するとともに、親玄が貞時の信頼を勝ち得た理由を考察することで、親玄とも関わりのある嘉元の乱を理解する手掛かりを探りたい。なお、文中の年月日は特記しない限り『親記』の同日条を典拠とし、煩雑さを避けるため注は省略した。

第一節 永仁の大地震と平禅門の乱

一 永仁の大地震

永仁の大地震と平禅門の乱との関連については、峰岸純夫氏や橋本芳和氏の研究がある^二。平禅門の乱を「大地震の世情不安のなかで偶発的に発生」したとする峰岸氏は、頼綱が大地震の発生と同時に「身の危険を感じて屋敷内の防備を固め」たことが貞時の目に謀叛準備と映り、「世情不安のなかで飛び交う情報が増幅した」とし、「一種の集団ヒテスリー状況の中の極度の疑心暗鬼が、貞時をして頼綱誅殺の専制的軍事発動に走らせたと考えられる」^三と述べている。また、平禅門の乱が起こった理由を考察し、頼綱誅殺の背景には正応五年七月の高麗の牒状到来と永仁の大地震がある^三とした橋本氏は、貞時のもとに団結した北条一門が「頼綱打倒の機会を窺っていたところ、大地震が起こり、この思いもよらぬ混乱状況を絶好の機会と確信して、頼綱父子の誅殺に踏み切った」のだとしている^四。両名とも「平禅門の乱」を大地震の混乱に乗じて起された貞時のクーデターとする点で共通しており、筆者もこの立場を支持したい。

それでは永仁の大地震について、『親記』や他の史料から被害状況、また地震後の鎌倉の状況について確認しておきたい。

【史料一】『親記』永仁元年四月十三日条

卯時大地震、先代未曾有^(之カ) □大珍事、自^二治承^一以降無^三其例^二云々、堂捨人詫悉傾倒、上下死去之輩不^レ知^三幾千人^一、同時建長寺炎上、道隆禪師影堂之外不^レ残^二一字^一云々、自^二十七日^一大北斗法可^レ被^二始行^一之由、今日頼有示^レ之、

これが地震当日の親玄の日記である。現在、この地震はマグニチュード七・〇と推定されており^{一五}、鎌倉だけでなく、関東の広範囲に被害をもたらした地

震であったことが推察される。親玄は治承元年（一一七七）十月二十七日に畿内で起こった大地震^{二六}以来の大規模な地震であったといい、被害についても、堂舎・人宅が悉く倒壊し、死者は幾千人とも知れず、建長寺も炎上したと記している。『鎌倉裏書』にも「四月十三日、^{寅刻}大地震、山頽、人家多顛倒、死者不^レ知其数^一、大慈寺丈六堂以下埋没寿福寺顛倒、巨福山顛倒、乃^二炎上^一、所々顛倒不^レ違^二称^レ計^一、死人二万三千廿四人云々」^{二七}とあり、被害の大きさを知ることができる。この「二三〇二四人」という数字がどれほど正確な数字かは定かではないが、地震による建物の倒壊・火事・山崩れ等によって相当な被害をもたらしたことは確実であろう。さらに、地震翌日には由比ヶ浜の鳥居の辺に百四十人の死体が置かれていたという（史料二）。

【史料二】『親記』永仁元年四月十四日条

猶小地震、時々刻々無^二間断^一、

自^二今日^一愛染王護摩始^レ之、依^二此珍事^一御祈被^二始行^一之由也、

今日行劍浜辺遊覧、死人鳥居辺百四十人之由、人申^レ之云々、

地震が起きた時間については、史料一では卯刻（午前五時～午前七時）、『保暦間記』^{一八}や『鎌倉裏書』・『武家裏書』などの後世の編纂によるものでは寅刻（午前三時～午前五時）となっている。三条実躬の記した『実躬卿記』によれば、京都には「暁」に起きた地震が数刻に渡って続いたと伝えられている（史料三）ので、寅刻から卯刻、つまり明け方から早朝にかけて地震が続いたのであろう。

【史料三】『実躬卿記』永仁元年四月二十四日条

去十三日暁関東大地震、及^二数刻^一之間、將軍御所并若宮^{ヨリ}始^天、至^二在家民屋等^一、多以破損、人又多死去之風聞、山・岸等又散々、凡非^レ所^レ及^二言語^一云々、先代未聞珍事也、元暦元年歟、凡不^レ可^レ説々々云々、

京都に伝えられたのは四月二十四日であったことから、使者は地震から数日後に早馬ではなく通常の行程で鎌倉を発つたとみられる。「先代未聞珍事也」としているが、三条実躬は「元暦元年」（おそらく元暦二年＝文治元年の誤り）に畿内で起きた大地震^{一九}以来としている。治承の大地震も文治の大地震もいずれも百年以上前の地震であり、当時生きていた人々にとつては経験したことのない規模の地震であったことになる。ただし鎌倉では建保～正嘉までの間にも大きな地震が起きており^{二〇}、治承もしくは文治以来とするのは京都を中心とした場合の認識ではないだろうか。

さて、史料二には翌日もなお地震が時々刻々と間断なく続いていること、「此珍事」（地震）によって愛染王護摩を始めたことが記されている。以降の日

記にも地震の記事が連日見られることから、二十一日までは毎日余震が頻繁に起きていたことがわかる。下記の表が『親記』における地震関連の記事である。親玄も度々「以外也」と記しており、なかなか収まらない余震に不安を募らせている。ところが二十二日、平禪門の乱の日には地震の記載はなく、以降も地震の記事はあまり見られなくなることから、この頃にはある程度落ち着いたとみられる。とはいえ、地震が全く収まったわけではなかったようで、以後も間隔をあけて起きている。その後、七月二十三日には得宗被官の栗原（栗飯原）太郎左衛門尉が使者として親玄の許を訪れ、地震から満百日となる七月二十四日には特に祈念するよう依頼している。

橋本氏が「未だ復興を成し遂げていない状況の中での平頼綱邸への不意打ちであった」^三としているように、平禪門の乱は壊滅的な状況下の鎌倉において起こされたのである。

二 平禪門の乱

平禪門の乱といえば、次の『保暦間記』の記述によって理解されることが多いのではないだろうか。

【史料四】『保暦間記』九四頁〜九五頁 ※（ ）内筆者

平左衛門入道果円、驕ノアマリニ子息廷尉ニ成タリシカ、安房守ニ成テ飯沼殿トソ申ケル。今ハ更ニ貞時ハ代ニ無力如ニ成テ、果円父子、天下ノ事ハ安房守ヲ將軍ニセント議シケリ。彼

入道嫡子平左衛門宗綱ハ、忠アル仁ニテ、父力悪行ヲ歎テ、此事ヲ貞時ニ忍ヤカニ申タリ。此上ハトテ、平左衛門入道果円父子ヲハ、正応六年^{永仁元年}四月廿二日、誅セラレヌ。去十三日寅剋、大地震動アリ。如此瑞相ニヤト覚ユ。

この記事からは、頼綱が次男の飯沼助宗を將軍にしようとしたが、頼綱嫡子の宗綱が父の悪行を嘆いて貞時に密告したため、貞時に誅せられたという構図が読み取れる。『鎌倉裏書』は「寅剋、平左衛門尉頼綱法師果円一族被レ誅訖、但宗綱脱殃、配一^レ流佐渡国一^レ訖」、『武家裏書』は「寅剋、平左者入道果円、助宗

表 『親玄僧正日記』における永仁元年の地震記事

1	4月13日	卯時大地震、先代未曾有 ^口 大珍事、自治承以降無其例云々、堂捨人詫悉傾倒、上下死去之輩不知幾千人、同時建長寺炎上、道隆禪師影堂之外不残一字云々、
2	4月14日	小地震、時々刻々無間断
3	4月15日	辰時内六ヶ度
4	4月16日	時々刻々地震無間断
5	4月17日	卯時地震以外、午半刻許ニ地震猶超過
6	4月18日	地震時々
7	4月19日	辰時小地震、酉時又々地震以外也、十三日以後者此震重以外也、戌時又震了
8	4月20日	入夜地震猶以外
9	4月21日	卯時又地震、十三日以後今日震動者、打任称大震動 ^口 日中時行之、
10	4月29日	地震
11	6月6日	午時地震以外也
12	7月18日	辰時地震
13	7月24日	大地震以後今日満百日云々
14	8月10日	亥時大地震
15	9月15日	子時地震
16	10月21日	辰初降雨、午初雷鳴。卯刻江嶋鳴動二ヶ度、又辰初鳴動云々、

(筆者作成)

一族被_レ誅、宗綱流刑」^{二三}とあるのみで、詳細は記していない。

そして史料五が平禪門の乱当日の『親記』の記事である。便宜上①②③の番号を付した。

【史料五】『親記』永仁元年四月二十二日条

①寅初殿中以外^(駈)動、可_レ被_レ打_二平禪門_一之故也、寅刻打手武蔵七郎等押_〇懸_レ火及_二合戦_一、合戦以前平左衛門宗綱令_レ参云々、父子違逆之上者、不_レ可_レ蒙_二御不審_一之由種々申之間、以_二安東新左衛門尉重綱_一問答、其後宇津宮入道預了、果然并飯沼・佐野左衛門入道於_二一所_一自害之由風聞了、
 經師谷、其次小町放火了、其次笠井屋形放火了、於_二經師谷_一火中死去之輩九十三人云々、太守女子二人同死^(去)法了、
 ②大北斗法自_二二十七日_一始行也、廿四日可_二結願_一之处、依_レ為_二衰日_一廿二日結願了、一日ノ中八座行_レ之了、開白時并十八日後夜、日中僧正勤仕了、依_レ勞其後至_二結願_一、愚身勤了、酉一点退出了、
 ③今日六波羅早馬立了、二人也、僧正猶祇候、始_二尊勝護摩_一云々、

②と③の内容については次節で触れるためここでは説明を省く。①の内容からは、寅刻に武蔵七郎^{二三}が討手として押し寄せ、火を懸けて合戦となったこと、その合戦以前に宗綱が貞時のもとに参上し、「父子違逆之上者、不_レ可_レ蒙_二御不審_一之由種々申」したため安東重綱に事情を尋ねさせたのち宇都宮入道に預けられたこと、頼綱・助宗・佐野左衛門入道^{二四}が同一の場所において自害したことが記されている。さらに、討手によって放火された屋敷は三つあったことがわかる。中でも多くの死者が出たと思われるのが、現在の長勝寺（鎌倉市材木座）東の谷と考えられている「經師谷」（「經師ガ谷」とも）の屋敷である。真つ先に放火されていることから、頼綱と助宗がいたのはこの經師谷の屋敷ということになる。「小町」というのは頼綱の祖父盛綱が泰時亭敷地内に屋敷を構える以前より持っていた屋敷、「笠井」は「葛西ガ谷」にあった屋敷と考えられている^{二五}。

經師谷で焼死した「九十三人」の中には貞時の娘二人が含まれていることから、橋本氏の指摘するように娘二人の乳母は頼綱の妻であった可能性が高く^{二六}、従つて頼綱の妻も焼死した九十三人の中に含まれていると推察される。なお、後深草院二条が鎌倉滞在中に頼綱夫妻と対面しており、乳母であった頼綱の妻は『とはすがたり』に「御方」として見られる女性と考えられる^{二七}。

橋本氏は急襲が成功した理由として「地震直後の混乱や貞時の息女二人を邸宅内で扶養しているということ、油断があったことは間違いない」とし、息

女二人は「貞時の攻撃を挫く人質」であった可能性を指摘している^{二八}。この時点では貞時に男子は生まれていないので、貞時の子は皆女子であった^{二九}。男子が誕生していたとすれば、貞時の乳母夫が頼綱であったこと、得宗の子女の乳母夫は得宗被官の有力者が担う役割の一つであったことを考えても、頼綱が乳母夫になる可能性が高いため、次期得宗たる男子が誕生していなかったことも、急襲に踏み切ることができた要因と言えよう。次期得宗たる男子は格好の人質に成り得る存在なのである。

史料四では宗綱は忠ある人物で、貞時に対して頼綱が助宗を將軍にしようとしていると密訴をしたことになっているが、史料五を見ると宗綱は合戦の直前に貞時の許を訪れているのであり、貞時が攻めてくることを知って自らの潔白を訴えたように見える。この点については次節で考察する。

ここで京都における事件の反応についても見ておきたい。京都では四月二十六日には幕府の飛脚が今出川邸に向かい、頼綱父子が誅されたことを伝えてくる(史料六)。

【史料六】『実躬卿記』永仁元年四月二十六日条

廿六日、子、未明武家使向^一今出川亭^二、依^三関東^四飛脚也云々、前大将参内、奏事由、去廿二日卯刻平左衛門尉頼綱法師并子息助宗等以下被^レ誅之由申入云々、城入道被^レ誅之後彼仁一向執政、諸人恐惧外無^二他事^一之处、又如^レ此、凡世間定相、雖^レ不^レ始^レ今、不^レ可^レ説々々々、餘^二驕過之故歟、余輩尚被^レ誅之由風聞、未^二実説^一歟、予着^二布衣^一参^二仙洞^一、人々一向此物語也、大略浮説歟、

史料五^③で六波羅に向けて早馬として二人が出立したことを記していることから、ここに見られる「武家使」はこの時出立した二名のことであろう。大地震が京都に伝わるまで十日程度であったのに対し、頼綱一族の滅亡は早馬をして京都に伝えられるべき重大な事件であったことを示している。森幸夫氏が頼綱の滅後に失脚した真言宗の禅空という僧の存在を指摘している^{三〇}ように、京都側にもこの事件によって失脚した人物は少なからずいたと考えられる。

なお史料六によって寅刻に武蔵七郎が押し寄せて始まった「合戦」は卯刻には終了したことがわかる。

次節では貞時による頼綱誅殺がどのように計画されていたのかを『親記』から読み解いていきたい。その鍵となるのは、これまでの研究では地震のための祈祷として理解され、全く注目されていなかった「大北斗法」の修法である。

第二節 平禪門の乱における親玄の祈禱

一 小野流「大北斗法」と平禪門の乱

東密には「野沢十二流」という主な法流があり、三寶院流・理性院流・金剛王院流の「醍醐三流」と安祥寺流・勸修寺流・随心院流の「小野三流」をあわせた「小野六流」と、仁和寺御流・西院流・保壽院流・華藏院流・忍辱山流・伝法院流の「広沢六流」に分かれている^{三〇}。親玄も頼助も小野六流の一つ、三寶院流の僧によって受法している。従って親玄や頼助の行った祈禱について理解するためには、東密の中でも小野流の修法や三寶院流の法流について理解する必要がある。

『親記』によると、永仁元年の四月十三日の大地震から二十二日の平禪門の乱の間に行われた密教の修法は、(一) 愛染王護摩(親玄)・(二) 不動法(公朝僧正※寺門)・(三) 金剛童子法(寛乗僧正※寺門) 三・(四) 大北斗法(頼助・親玄)の四つである。当時鎌倉にいた寺門と東密の四人の僧正が貞時の依頼によってそれぞれ祈禱を行っていることになる。ただし(二)は「公朝不動敷」とあるように修法の種類は確実ではない。(一)・(三)は十四日より始行されており、(四)は前述の通り十七日より始行されている。(一)・(三)については「此珍事」(大地震)のために貞時の命によって行われたものだが、(四)の大北斗法は地震のあった日に「十七日より」行うことが頼有(僧都、頼助の弟子)より親玄に伝えられていたもので(史料一)、実際に十七日に「殿中」(貞時亭)で始行されている。そして頼綱が倒された二十二日に結願しているのである(史料五②)。二十四日に結願予定であったが、二十四日が貞時の衰日であるとして二日早い二十二日に結願しているので、本来は八日間の予定だったことがわかる。

親玄は四月十九日条(史料七)に大北斗法の詳細を記している。長文になるが、すべて引用したい。便宜上三つに分け、①・③の番号を付した。

【史料七】『親記』永仁元年四月十九日条

- ① 降雨、辰時小地震、酉時又々地震以外也、十三日以後者此震^(動之)重以外也、戌時又震了、戌一点自^二壇所^一有^二使者^一、聊損^二心地^一、初夜時令^二勤仕^一哉云々、仍念馳向之処、暫^レ経^二廻閑所^一、即对^二面僧正^一、初後日中可^レ勤云々、申^レ領了、
- ② 大北斗法、伴僧廿人如^レ常、大法浄衣并「鈍色」、衣袴・平加沙香染等有俊法橋持来、独古・草鞋同□□也、道場之後「定日」、為^二休息所^一、大納

言阿闍梨勤_レ指燭之役_一、幕内着大阿闍梨座、集合金丁了、進_二礼盤前_一置_レ扇、取_二香呂_一花枝也、三礼、其後登_二礼盤_一了、前方便等如_レ常、三力金後、小壇阿闍梨面々六人進出、三礼、登_二礼盤_一□、小壇護摩壇外不_レ立、礼盤半疊敷_レ之、面々始_二行_一了、三力金後、仏眼真言如_レ常、振_レ鈴後、本尊真言惣呪、正念誦之時、護摩阿闍梨進出、始_二護摩_一、小壇阿闍梨行_レ法了復座了、其後護摩阿闍梨帰座之時、一字金丁之後、供養如_レ常、後鈴之後讚_二四智_一出_レ声、本尊誦□密々唱_レ之、以下作法如_レ常、

③此大北斗小野久不_レ行云々、僧正云、大僧正被_レ行之時、法則二ハ違也云々、大僧正トハ定海御ときと覚候、大方此法ハ不_レ及_二別護摩壇_一、而後鳥羽院御時歟、可_レ立_二別壇_一之由、有_二其沙汰_一云々、当時如_レ此也、不_レ似_二普通大法_一也、下座了發願・廻向等無_レ之、作法ハ如_レ常也、小修法初夜御加持、如_レ説臨_二加持所_一、廿人伴僧相伴、後夜加持於_二道場_一勤_レ之無各礼、此間承_二仕日中_一時、仏供等致_二沙汰_一、日中用_二勸請_一、後夜二ハ各礼也、供養法了不_二着座_一、即退出了、大納言同所相伴了、

①では壇所（鶴岡八幡宮）から来た頼助の使者に呼ばれ、初夜を勤めるようにとのことに向かったところ、対面した頼助に初夜だけでなく後夜・日中の祈禱も命じられている。親玄は始めから大北斗法を修したわけではなかったのである。「初夜（初夜と後夜）」「日中」とは、一昼夜を六分した「晨朝（午前八時から九時頃）・日中（正午頃）・日没（午後六時から七時頃）・初夜（午後八時から九時頃）・中夜（午後九時から午前三時頃）・後夜（午前三時から五時頃）」の中の三つの時間である。つまりこの時の大北斗法は晨朝・日没・中夜は行わず、初夜・後夜・日中の時間のみ行ったようである。

②では修法の作法や流れが詳細に記されており、「伴僧廿人」で行われていたとある。「小壇護摩壇外不_レ立」^{三三}とあるように、他の護摩壇は立てられていない。最後の③の部分からわかるのは、大北斗法は小野流において久しく行われておらず、定海大僧正が行った時の法則とは違うということ、もともと別に護摩壇を立てることはしないが、後鳥羽院の時には別の護摩壇を立てて行わせたということである^{三四}。「小野流」というのは前述した「野沢十二流」のうちの「小野六流」のことである。西弥生氏によれば「大北斗法」は「伴僧の数や壇を増やして大規模に修される北斗法に付された名称」で、広沢流では「興隆を支える重要な一要素」であったという^{三五}。ちなみに「大法」「準大法」「秘法」の修法は山門・寺門・東密で修することができる法が異なっているが、「準大法」のうち「大北斗法」に関しては三門とも行うことができ（山門は「如法北斗法」という）、それぞれに作法が異なる。

ここに名前が出ている定海は平安後期の僧で、三寶院流の祖である。親玄も三寶院流なので小野流ということになるが、頼助に関しては三寶院流だけな

く、安祥寺流を受法しており、さらに広沢流の仁和寺御流も受法している^{三〇}。とはいえ、今回の場合は定海の例を引いていることからわかるように、仁和寺御流の大北斗法とは考えられない。久しく行われていない小野流の大北斗法を行うことにも、何らかの意義があったと考えられる。

史料五②では二日早く結願するため、残りの八座を一日のうちに行ったとある。大北斗法は十七日の初夜から始まっているので、二十二日の後夜のみまで終わっていたとすると、二十四日の初夜まであと八回分残っていることになる。開白（修法の始め^二十七日初夜）と十八日の後夜と日中は頼助が勤めたため、その後親玄が頼助の手替として勤めたのであろう。なお、その間も親玄は愛染王護摩を行っていたようで、二十日には「大北斗法為^二手替^一、戌一点先愛染王護摩行^レ之、其後参向、宗専、有慶、幸意召具也、^一とあるように、「戌一点」（午後七時）に愛染王護摩を行ってから貞時亭に向かい、大北斗法の初夜の修法を行っている。

ここで頼綱亭に武蔵七郎が押し寄せた時間に注目したい。**史料五①**の「寅」の刻というのは、まさに親玄が貞時亭において後夜の修法を行っている時間である。親玄は頼綱を誅殺するために貞時亭が騒動している様子を自身の目で見ていたのであり、誅殺されたとの知らせも貞時亭で聞いているのである。それ故親玄は「殿中以外騒動、可^レ被^レ打^二平禪門^一之故也」と伝聞情報ではなく、自ら知り得た情報を記したとみられる。

史料五②に「依^レ劣其後至^二結願^一」とあるように、親玄は祈祷によって目的が達成されたことを自負している。頼綱誅殺をもって「結願」としているわけである。「大北斗法」の目的が頼綱一族との合戦の戦勝祈願の意味で行われていたとまでは断言できないものの、鶴岡八幡宮ではなく貞時亭において初夜・後夜という時間帯に大北斗法を大々的に行うことで、人の出入りや合戦準備をカモフラージュする効果はあったと考えられる。しかも地震当日に大北斗法の修法が決定されていることから考えると、貞時はこの時点で頼綱を討つことを決めたとみられる。十七日から始行するようにとあることから、決行の日もある程度決められていたと考えていいだろう。大北斗法と同様に二十四日の貞時の衰日を避けると、二十三日が決行予定であったと推測できる。おそらく、宗綱が貞時のもとに来たことでクーデター決行が早まったのであろう。その結果、娘二人が犠牲になったのである。

大北斗法を結願させた親玄は四月二十二日の「酉一点」（午後五時）に貞時亭を退出したが、頼助はその後も貞時亭に留まり、尊勝護摩を始めたという（**史料五②**）。「尊勝護摩」というのは、息災・増益・滅罪等を祈るための修法で、頼助は五月十六日から「又」尊勝護摩を行っている^{三七}。北条氏一門出身の頼助が行っていることから、この時の尊勝護摩は頼綱を倒したことに對する貞時の滅罪の意味が込められた祈祷であったと推察される。

『醍醐寺座主次第』の親玄の項目には、「永仁元年飯沼判官謀反之時、於_二関東_一修_二仏眼法_一、供僧廿人大法云々、賞_二一カ所_一」^{三八}とあり、平禪門の乱に際して仏事を修したことに對し、所領を得たことが記されている。この所領二ヶ所については、七月九日条に正応六年七月八日付の宣時・貞時連署の関東御教書の本文を引用していることから「紀伊国長尾郷西郡兵衛太郎入道並舎弟行景等跡」と「大和国丹原庄佐野左衛門入道跡」であることがわかる^{三九}。「佐野左衛門入道」は頼綱・助宗とともに自害した人物である（史料五①）。石田浩子氏はこれを、五月二十三日から九月六日まで行われた仏眼法「百ヶ日祈祷」に対する賞としている^{四〇}。しかし『親記』を見る限り仏眼法の伴僧は八人であり、二十人で行ったのは大北斗法である。しかも仏眼法の結願は九月であることから、この二箇所の所領は大北斗法に對する賞と考えるべきであろう。

二 平禪門の乱後の祈祷と貞時の後継者問題

『親記』には、「飯沼縁者」が召し捕えられたことが六月十四日条に記された後は平禪門の乱に関する記事はない。ただし、翌永仁二年（一二九四）四月二十一日、貞時の使者三郎兵衛尉が親玄に頼綱の一回忌を訪うため、「今日」より不断の尊勝陀羅尼を結番して供養の法を行うよう依頼している（史料八）。「追善之儀」ではないことから、親玄も頼綱の怨霊を恐れていることかと推測している。これも尊勝護摩だが、頼助ではなく親玄が行っている。

【史料八】『親記』永仁二年四月二十一日条

三郎兵衛尉、為_二使者_一入来了、今日可_レ来之由太守被_レ示了、自_二今日_一不断尊勝タラニ令_二結番_一可_レ満、供養法可_二勤仕_一之由也、所願之旨趣、平入道等一廻相当之間、可_レ訪、但非_二追善之儀_一云々、一廻其期有_二怖畏_一之故歟、可_レ為_二一昼夜_一之由被_レ申之処、今日令_二延引_一了、廿三日午時結願了、

当初は一昼夜（丸一日）とのことだったが、一日延ばして二十三日に結願したとある。「今日」より行うようにとの依頼であることから、もともと予定されていたものではないようである。このように貞時が頼綱の怨霊を恐れて祈祷を急遽行わせた背景には、自身の後継者問題が関係しているとみられる。親玄は二十三日午時に頼綱一周忌の祈祷を結願させると、同日に今度は貞時の妾・播磨局（浄泉）の着帯の儀の加持を勤めている（史料九）。この加持祈祷は親玄が「連年勤仕」の憚りがあると丹波長光を通して申し出ているのに対し、貞時の重ねての意向によって親玄が勤めたものである^{四一}。一方でこの祈祷の験者を希

望していた良基僧正が得宗被官の大瀬左衛門入道に預けられるという事態も起きている。

【史料九】『親記』永仁二年四月二十三条

今日播磨局着帯、加持愚身又勤^レ之、連年勤仕有^二其憚^一之由、以^二長光朝臣^一雖^レ令^レ申重被^レ示之間勤了、香鈍色着之、則太守常経廻之所也、自^二内陣障子^一、太守已下女房濟々見^レ之、向^二西南方^一可^レ勤^レ之由、長崎木工左衛門示^レ之、経机ニ水・塗香器居之隨身了、祇^二候外陣^一之輩、長崎左衛門父子并前兵庫頭以下濟々成^レ群、陰陽師一人祇候、宿曜師親明申行、

良基僧正、今度験者所望不^レ達者、忽可^二于死^一之由申^レ之、大瀬左衛門入道預^二彼僧正^一云々、未代珍事也、

加持布施銀劍一送^レ之、今度御祈人数佐々目・愚身云々、佐々目意輪護摩、愚身愛染王護也、^(摩脱)皆於^二本房^一勤^レ之、

同年十月二十一日条に「午終末一点歟、播磨局平安」とあり無事誕生したことが記されているが、二十七日条によって女子であったことがわかる。播磨局は正応五年十月二十一日にも女子を生んでおり、その時親玄は千手護摩を修している。この時も女子であったことから、辞退を申し出たのではないだろうか。

頼綱から政治の実権を取り戻し、あとは次期得宗たる男子の誕生を望む貞時にとって、自らがクーデターによって倒した頼綱の怨霊を鎮めることは最重要課題であったと考えられる。それ故、結願の日を延長し、播磨局の着帯の儀の日まで行わせたのであろう。

その後、貞時念願の男子が誕生するのは、永仁六年（一二九八）のことである。この「嫡子」菊寿丸は「本自足モ不^レ立、不^二息災^一」という聞こえがあり、吉田経房も「而為^二彼嫡子^一、可^レ驚々々」と驚いたらしく、五歳で死去してしまう^四が、菊寿丸誕生の永仁六年は親玄が鎌倉在住のまま醍醐寺の座主に任じられた年であることから、親玄が祈禱を行っていた可能性は高い。このような状況から、貞時にとって親玄による祈禱は非常に重要なものとなっていたと考えられる。したがって、親玄の祈禱や行動に注目することで、貞時の行動原理の一端を明らかにすることができるといえる。

おわりに

貞時は正安三年（一二〇一）には出家し、執権を北条師時に譲っている。また嘉元二年（一二〇四）には北条宗方を得宗家公文所執事及び侍所所司とした。宗方も師時も貞時の従兄弟であり、時宗の猶子である。そして翌嘉元三年四月二十三日、貞時は連署である北条時村を「誤って誅殺」したとして討手を処刑

する。ところが時村に落ち度があったことから、北条氏一門や得宗被官が反発し、宗方の企てであるとの風聞が流れる。結果として宗方は師時亭で討たれ、貞時は評定や寄合にも出席せずに酒宴を繰り返すようになる。貞時も師時も応長元年（一二三二）に死去するが、この時、最後の得宗となる高時はわずか九歳であり、長崎円喜は高時の「後見」として権力を手にすることになるのである。

時村殺害から宗方誅殺までの一連の事件が嘉元の乱と呼ばれる事件だが、『保暦間記』では、侍所所司である宗方が貞時の娘婿である師時と熙時（時村の孫）を妬み、まず時村を討つことを企て貞時の命だと偽って時村を誅殺したと記されており、研究者の中でも不可解な事件であると考えられてきた。そこで再び注目したいのが、親玄の動きである。親玄は一度醍醐寺座主を正安元年（一二九九）に辞し、京に上っているが、嘉元元年（一二三〇）に醍醐寺座主に再任している。ところが、嘉元三年には再びこれを辞し、貞時に呼ばれて鎌倉に下向している。実は、この鎌倉下向は嘉元の乱の直前であり、親玄は四月二十三日から仁王経護摩を修し、また、貞時により世情静謐のために、「正応之例」に任せて仏眼護摩を三七日（二十一日間）修すよう依頼されている^{四三〇}。「正応の例」とはもちろん平禪門の乱後の正応六（永仁元）年五月二十三日より行われた仏眼護摩のことである。

平禪門の乱と嘉元の乱は事件の起きた日が一日しか違わないというだけでなく、実は「大地震」のあとの事件であるという点も共通している。嘉元三年四月六日の「大地震」の被害がどのようなものだったかは不明だが、平禪門の乱の勝利は「大地震」を吉兆ととらえることにつながり、時村誅殺を企てたのだと考えられる。

注

一 八月五日にこの年四月十三日の大地震、六月〜八月にかけての大旱魃などを理由として永仁に改元している（『続史愚抄』同日条）。以下便宜上「永仁」で統一する。

二 『親玄僧正日記』については、『満濟准后日記』に混入していたのを親玄の日記であるとした岩橋小弥太「親玄僧正と其の日記」（『国史学』二二号、一九三〇年）の研究や佐藤進一『訴訟制度の研究』で得宗被官の検出を行った以外では、日記の翻刻が刊行されていないこともあってあまり研究に活用されることはなかったが、ダイゴの会（『親玄僧正日記』を読む会）による全文の翻刻が『内乱史研究』（中世内乱史研究会、十四〜十六号、一九九三〜一九九五年）に掲載されたことで注目されるようになった。高橋慎一郎『親玄僧正日記』と得宗被官（五味文彦編『日記に中世を読む』東京大学出版会、一九九八年

- 所収)は得宗被官と関連付けた研究としては唯一のものである。また、親玄についての論考としては、伊藤一美「鎌倉における親玄僧正の歴史的位置」(『鎌倉』九七号、鎌倉文化研究会、二〇〇三年)、石田浩子「醍醐寺地蔵院親玄の関東下向―鎌倉幕府勤仕僧をめぐる一考察―」(『ヒストリア』一九〇号、二〇〇四年)があり、二〇〇〇年代に入って研究が活発になっていくことがわかる。
- 三 『血脈類集記』(続真言宗全書刊行会編『真言宗全書』第三九卷、高野山大学出版部、一九七七年所収)二九二頁上段、『密宗血脈鈔』(続真言宗全書刊行会編『續真言宗全書』第二五卷、高野山大学出版部、一九八五年所収)九四頁。なお、『とはがたり』に見られる「親源法印」は親玄ではなく、父通忠の従兄弟・久我雅家の子である。親源はのちに天台座主になっている(『天台座主記』三三三頁)。
- 四 『血脈類集記』二六九頁下段、『密宗血脈鈔』下、九四頁。『血脈類集記』はこの時二十八歳とするが、親玄が建長元年生まれであるとすると、『密宗血脈鈔』の二十四歳が正しい。
- 五 『密宗血脈鈔』下、九六頁。
- 六 『親記』六月二十一日条。
- 七 「社務次第」。頼助は寛元二年(一二四四)に誕生、三宝院流の守海から灌頂を受け、定海より継承した鎌倉佐々目遺身院を拠点としていた。永仁四年(一二九六)に五十二歳で死去するまで鶴岡八幡宮別当職にあった。
- 八 頼助は始め頼守と号す。頼助についての研究には、湯山学「頼助とその門流―北条氏と真言宗(東寺)―」(湯山学『南関東中世史論集四 鶴岡八幡宮の中世的世界―別当・新宮・舞楽・大工―』岩田書院、一九九五年所収。※初出は『鎌倉』三九号、一九八一年)、吉田通子「鎌倉後期の鶴岡別当頼助について」(『史學』五四―四、一九八五年)がある。
- 九 このあたりの事情については、注(二)石田論文、五頁に詳しい。
- 一〇 『伏見天皇宸記』(『増補史料大成』第三卷、一九八五年所収)正応五年二月二十六日条。
- 一一 峰岸純夫「永仁元年関東大地震と平禅門の乱」(峰岸純夫『中世 災害・戦乱の社会史』吉川弘文館、二〇〇一年)、橋本芳和「異国打手大將軍北条兼時の鎮西下向と平禅門の乱」(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)(『政治経済史学』五三〇号・五三一号・五三二号、二〇一〇年〜二〇一一年)。
- 一二 注(一一) 峰岸著作、一七頁。
- 一三 注(一一) 橋本論文(一)、二頁。
- 一四 注(一一) 橋本論文(二)、三七〜三八頁。
- 一五 宇佐美龍夫『最新版日本被害地震総覧』(東京大学出版会、二〇〇三年)。以下『地震総覧』と略す。四三頁。
- 一六 マグニチュード六・〇〜六・五とされる(『地震総覧』四三頁)。
- 一七 『鎌倉裏書』五六頁〜五七頁。「巨福山」は建長寺の山号である。転倒した所は数える暇もないほどであったとしている。「武家裏書」にも「黄刻、大地震山類、人屋顛倒、死人二万三千卅四人云々、関東分也、大慈寺顛倒云々、建長寺炎上」とあるが、ここでは死者の数は「二三〇三四人」となっている(一五〇頁)。
- 一八 『保暦間記』九四頁〜九五頁。
- 一九 近江・山城・大和を襲った地震で、マグニチュードは七・四と推定されている(『地震総覧』四三頁)。特に京都において被害が大きかったという。
- 二〇 鎌倉で起きた地震のうち、何かしらの被害が確認できているものは、建保元年五月二十一日、安貞元年三月七日、寛喜二年閏正月二十二日、仁治元年二

月二十二日、仁治二年四月三日（推定マクニチュードは七・〇）、正嘉元年八月二十三日に起きたものである（『地震総覧』四二〜四三頁）。

二二 注（一一）橋本論文（四）、三四頁。

二三 『鎌倉裏書』五六〜五七頁、『武家裏書』一五〇頁。

二四 武蔵七郎は北条氏一門の者と考えられており、奥富敬之氏は時村の孫熙時か宗政の子師時の可能性を指摘している（奥富敬之『鎌倉北条一族』、新人物往来社、一九八三年、二二二頁）。

二五 この部分は翻刻では「果然并飯沼佐野左衛門入道」となっているが、「飯沼」の助宗と「佐野左衛門入道」は別人であるため、修正を加えている。親玄は日記内において助宗のことを「飯沼」と表記している。

二六 頼綱一族の鎌倉における活動拠点については、森幸夫「得宗被官平氏に関する二、三の考察」（『北条時宗の時代』所収）で触れられており、「小町」に關しては『吾妻鏡』嘉禎二年（一一三六）十二月二十三日条に、三浦泰村の妻（泰時妹）死去により、服喪のため泰時が盛綱の「小町宅」に移っていることから、盛綱は同月十九日条で得宗被官たちが新築の泰時邸内に構えた若宮大路小町亭内の屋敷とは別に小町に屋敷があつた可能性を指摘している。

二七 注（一一）橋本論文（四）、三五頁。

二八 『とはすがたり』二四二頁。

二九 注（一一）橋本論文（四）、三六頁。

三〇 正応五年十月二十一日、永仁元年九月二十九日、永仁二年十月二十一日に生まれたのもすべて女子であつた（『親記』同日条）。

三一 森幸夫「平頼綱と公家政権」（『三浦古文化』五四号、一九九四年）。

三二 西弥生『中世密教寺院と修法』（勉誠出版、二〇〇八年）二二頁〜二三頁。

三三 史料二の後に十五日と十六日条を消して「自二十四日始行御祈、公朝不動歟、覺乘金剛童子」とある。

三四 翻刻では「小壇護摩壇外不立札盤、半疊敷之」となっているが、札盤は設置されていることが明らかなので修正した。

三五 これは建仁二年（一一〇二）に後鳥羽院を願主として行われた大北斗法のごとで、山門・寺門・東密から招請された僧が同一の場所においてそれぞれが七壇の北斗法を修したことを指していると思われる。

三六 注（三一）西著作、九二〜九四頁。

三七 文永二年二月に守海（唐橋守通の子）から三寶院流、同四年二月に良瑜（鶴岡八幡宮別当定豪の弟子）から安祥寺流、同六年二月に法助（將軍頼經の弟）から仁和寺御流を受法している（注九湯山論文、三〇頁。吉田論文二九頁）。法助からの受法の経緯については、法助の頼助への置文が残っている（『神奈川県史』資料編一、九七一号）。

三八 『親記』永仁元年五月十八日条。「尊勝」の部分は「仏眼」を消して書かれている。

三九 『醍醐寺座主次第』（『史料綜覧』五編九〇五冊四四三頁）。

四〇 なお、この関東御教書は『鎌倉遺文』一八二四六号文書である。

四一 注（二）石田論文、四頁。

四二 伊藤一美氏はこれを長光が「連年勤仕」の憚りありと申し出てきたと解釈している（注二、伊藤論文、二三頁）が、親玄自身が申し入れたと解釈すべき

であろう。

四二 『吉統記』 乾元元年十月五日条。菊寿丸の生年は没年からの逆算。

四三 「嘉元三年雜記」 五月二十二日条。

【補注】 本章は拙稿「平禪門の乱における親玄の祈禱」(『解釈』第六一卷九・十月号、二〇一五年)を書き改めたものである。

第三章 嘉元の乱と得宗被官

はじめに

乾元元年（一二三〇）九月三十日、貞時の「嫡子」菊寿丸が五歳で死去した。逆算すれば永仁六年（一二九八）、貞時二十八歳の時に生まれた子である。高時（幼名成寿丸）が誕生したのはその翌年、嘉元元年（一二三〇）十月二日のことである。菊寿丸と高時の間には金寿丸（金寿御前）という男子もいたようだが、嘉元三年七月十六日に死去している。その他、貞時の男子としては泰家と千寿丸が確認できるが、千寿丸も延慶元年（一二三〇）に四歳で死去しているため、結局五人の男子のうち、成長したのは母を安達（大室）泰家とする高時と泰家のみということになる。史料上からわかる貞時の子は男女合わせて十三人（表1）だが、そのうち少なくとも男子三人、女子六人の計八名が夭折している。

「嘉元の乱」と呼ばれる事件が起きたのは、嘉元三年のことである。当時貞時は三十五歳、執権職は正安三年（一二三〇）八月二十三日に出家した際にすでに従兄弟の師時に譲り、得宗として政権を運営していた。

この事件について『保暦間記』は、貞時の従兄弟であり、内管領・侍所

表1 北条貞時の子女

年号	貞時 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		女子	乙姫御前	女子	女子 母(播磨局)	女子	女子 母(播磨局)	女子	菊寿丸	金寿丸	高時 母(泰家女)	泰家 母(泰家女)	千寿丸 母(竹向方)	女子
弘安7 (1284)	14													
弘安8 (1285)	15													
弘安9 (1286)	16													
弘安10 (1287)	17													
正応1 (1288)	18													
正応2 (1289)	19													
正応3 (1290)	20													
正応4 (1291)	21													
正応5 (1292)	22		死去		誕生									
永仁1 (1293)	23			焼死	焼死?	誕生								
永仁2 (1294)	24						誕生							
永仁3 (1295)	25													
永仁4 (1296)	26													
永仁5 (1297)	27							死去						
永仁6 (1298)	28								1(誕生)					
正安1 (1299)	29								2					
正安2 (1300)	30								3					
正安3 (1301)	31	死去							4					
乾元1 (1302)	32								5(死去)					
嘉元1 (1303)	33									死去	1(誕生)			
嘉元2 (1304)	34										2	誕生?		
嘉元3 (1305)	35										3		1(誕生)	
徳治1 (1306)	36										4		2	
徳治2 (1307)	37										5		3	
延慶1 (1308)	38										6		4(死去)	
延慶2 (1309)	39										7			死去
典拠史料		武	親	親	親	親	親	社	吉・園	北	武・鎌	※	親・続	園
乳母夫		諏訪宗経		平頼綱	平頼綱	工藤宗光父								
備考		時基室				師時室カ	照時室カ							

(筆者作成)

※泰家の生年は泰家が「四郎」であることからの推定

武…『武家年代記裏書』
 鎌…『鎌倉年代記裏書』
 親…『親玄僧正日記』
 園…『園太暦』

吉…『吉統記』
 北…『北条九代記』
 続…『続史愚抄』
 社…『社務記録』

司であつた北条宗方が、貞時の娘婿である師時・熙時を討つことを企て、まずは貞時の命だとして四月二十三日に熙時の祖父である時村を夜討にし、これが「僻事」だとわかると、この時討手となつた十一人の武士が五月二日に首を刎ねられ、同四日に宗方が貞時の命を受けた大仏宗宣・宇都宮貞綱に誅されたとする（史料一）。

【史料一】『保暦間記』 九六頁〜九七頁

同三年春比、駿河守平宗方ト申ハ、是モ貞時ノイトコ也時頼孫修理亮宗頼子。師時ニ超越セラル、事ヲ無念ニシテ、本ヨリ心武ク橋心ノアリケレハ、師時ヲ亡サント巧ミケリ。貞時カ内ノ執權ヲシ、侍所ノ代官ナントヲソ、大方天下ノ事ヲ行ケリ。其比、左京権大夫平時村義時孫政村子、師時ニ相合テ、將軍家ノ執權ノ連署ス。時村カ孫、右馬権頭熙時ト申ハ、是モ貞時ノ聳也。仍、時村、其比仁躰也ケレハ、先彼ヲ討テ、其後師時、熙時等ヲモ討トスル程ニ、宗方、多人ヲ語テ、終同四月廿三日、仰ト号シテ時村ヲ夜打ニシタリケル。此事ヒカコト也ケレハ、合戦シタリシ輩、五月二日、和田七郎平房明以下十一人、首ヲ刎ラル。此事、宗方カ所行ト治定シケレハ、科難遁シテ、貞時ノ為ニ、同四月、陸奥守宗宣時房彦宣時子、藤原貞綱宇都宮景綱子等ヲ以テ、宗方誅シ畢。無益ノ事ヲ思立テ、如此ナルコソ不思議也。是モ一族ノ中ニハ驕ノ故也。

北条氏一門の内紛であり、結果として先陣を切つた十一名の武士（得宗被官五名、御家人六名）が処刑され、宗方が誅されるに至つた事件である。『鎌倉裏書』『武家裏書』によつてわかる、罪人と預け先および使者の一覧が表2となる。『武家裏書』は「和田七郎茂明、工藤中務丞有清、豊後五郎左衛門尉光家、海老名左衛門次郎秀経、白井小二郎胤資、五大院九郎高頼以上御内人」としており、この六名が得宗被官であつたことがわかる。なお史料一では和田七郎茂明以下十一人が首を刎ねられたとしているが、茂明は逐電したため実際には茂明以外の十一人が処刑されている^九。

表2 嘉元の乱における罪人一覧

	処刑される人	預け先	使い	備考
1	和田七郎茂明	三浦介入道	工藤右衛門入道	得宗被官※逐電したため処刑されず
2	工藤中務丞有清	遠江入道	諏訪三郎左衛門尉	得宗被官
3	豊後五郎左衛門尉光家	陸奥守	大蔵（大倉）五郎兵衛入道	得宗被官
4	海老名左衛門次郎秀綱	足利讃岐入道	武田七郎五郎	得宗被官
5	白井小次郎胤資	尾張左近大夫将監	長崎次郎兵衛尉	得宗被官
6	五大院九郎高頼	宇都宮下野守	広沢弾正忠	得宗被官
7	赤土左衛門四郎長忠	相模守	佐野左衛門入道	
8	井原四郎左衛門尉盛明	掃部頭入道	粟飯原左衛門尉	
9	比留新左衛門尉宗広	陸奥守	武田三郎	
10	甘糟左衛門太郎忠貞	兵部大輔	工藤左近将監	
11	岩田四郎左衛門尉宗家	相模守	南条中務丞	
12	土岐孫太郎入道鏡円	武蔵守	伊具入道	

(筆者作成)

事件が『保暦間記』の記述の通り宗方の師時・熙時に対する対抗意識から起きたものだとすれば、宗方が師時・熙時を討とうとしてなぜか祖父の時村を殺害していること、時村殺害後に師時・熙時が攻められていないこと、貞時が宗方を誅殺するまでに十一日を要していることなど不自然な点が多い。

細川重男氏は貞時が十二年前の平禅門の乱を再現しようとし、「得宗家専制体制の総仕上げとして」時村を殺害したが、「失敗して、自己の責任回避のため、片腕ともたのむ宗方をも切り捨てた」としている¹⁰。高橋慎一郎氏は時村がなぜ討たれたのかという観点から嘉元の乱を考察し、安達泰盛と平頼綱の対立を要因とする霜月騒動の再現として、時村の立場を泰盛に、宗方の立場を頼綱に擬し「時村は得宗政権の支柱的存在であったが故に、政権内の主導権を一手に握ろうとした宗方に狙われた」のだと指摘している¹¹。秋山哲雄氏は文永九年の二月騒動に似ているとし、「宗方が時村を得宗の抵抗勢力とみなし、得宗の命令を拡大解釈して暴走したあげくに時村を殺害したのではないか。あるいは本当に得宗の命令が有ったのかもしれない」として、乱の直接的な原因を得宗の立場をめぐる時村と宗方の対立に求めている¹²。

このように嘉元の乱についての解釈は研究者によって異なっており、いまだ定説を得るに至っていないというのが現状である。確かに、誤って誅殺したとして討手が処罰されている点では二月騒動と類似しており、得宗を支える二者の対立という観点で見れば霜月騒動の再現であり、貞時が急襲によって時村を殺害したのだとすれば平禅門の乱の再現といえる。本章では、第一章での二月騒動、第二章での平禅門の乱の考察を踏まえた上で、得宗被官の立場から嘉元の乱について再解釈することを試みたい。

第一節 嘉元の乱の背景

一 平禅門の乱後の得宗被官

永仁元年（一二九三）四月十三日の大地震を好機と見て、平頼綱・飯沼助宗父子をクーデターによって誅殺し、「得宗」の手に政治の実権を取り戻した貞時は、まず弘安八年（一二八五）の霜月騒動の処罰者を復権させている。そして翌永仁二年六月には霜月騒動に関する賞罰をともに否定し、改めて時宗の時代の成敗に関する不易法を定めている¹³。高橋氏は平禅門の乱前後の得宗被官に関する記事を比較し、乱以前は頼綱の一族が政権の中核であったが、乱後は「法

表3 永仁元年～徳治三年における得宗家公文書執事一覧

	就任者	推定在任期間
1	長崎光綱	永仁1年(1293)7月～永仁5年(1297)8月
2	工藤杲暁	永仁5年(1297)8月～正安3年(1301)3月
3	平宗綱	正安3年(1301)3月～嘉元1年(1303)
4	尾藤時綱	嘉元1年(1303)～嘉元2年(1304)12月
5	北条宗方	嘉元2年(1304)12月～嘉元3年(1305)5月
6	尾藤時綱	嘉元3年(1305)5月～
7	長崎円喜	徳治3年(1308)頃には執事在任

※細川重男『鎌倉政権得宗専制論』（吉川弘文館、2000年）274頁をもとに作成。

曹官僚を含めた広範な人々を基盤とする形」へ移行したとし、寄合衆の構成も乱後には得宗被官の後退・法曹官僚の進出が見られることを指摘している^{一四}。平禅門の乱直後の得宗被官の活動については、『親玄僧正日記』や『永仁三年記』などによって断片的ながら知ることができる。特に親玄のもとには貞時の使者として、乱以前と変わらず長崎木工左衛門尉、南条二郎左衛門尉などの得宗被官が訪れており、永仁二年十月二十一日の貞時の妾・播磨局の出産に際しては「長崎左衛門父子」（光綱・盛宗^{一五}のちの円喜^{一五}）が外陣に祇候している^{一六}。同年二月十六日には盛宗（円喜）が貞時の使節として仁王経護摩を行うよう依頼しており^{一七}、一見すると得宗被官の立場は乱以前と変わらないように見える。しかし、寄合衆からは排除されていることから、貞時政権下において得宗被官の政治的な発言権は著しく失われていたことがわかる。

細川重男氏が平禅門の乱後の執事就任者として挙げた人物と推定就任時期をまとめたのが表3である。乱直後に執事となったのは頼綱の従兄弟・長崎光綱だが、光綱は永仁五年（一二九七）八月六日に死去しており^{一八}、その後は工藤杲暁（禪）、宗綱、尾藤時綱、北条宗方、再び尾藤時綱を経て光綱の子・盛宗（円喜）となっている。頼綱と同族の長崎氏が処罰されず、光綱が執事となっているのは注目すべき点だが、その死後はこれまでに執事を出したことがない工藤氏からの就任である点に、貞時が執事を長崎氏の世襲職にするつもりはないとの意志が垣間見える。得宗被官個人に政治権力が集中することを避ける目的があったのだろうか。

また永仁元年九月二十九日に誕生した貞時の娘の乳母夫となったのは工藤右近将監（宗光）の父であった^{一九}。そして『保暦間記』に「宗綱ハ一旦佐渡国へ流罪セラレケレトモ、召帰サレテ、後ニハ官領ニ成ニケリ。然トモ、又後ニ上総国へ流罪セラル」^{二〇}とあるように、貞時出家の年には佐渡から呼び戻された頼綱の長子・宗綱が任じられている。しかし宗綱は嘉元元年末に再び配流となり、尾藤時綱を経て嘉元二年十二月に北条宗方が任じられている。宗綱の執事任在期間には菊寿丸と金寿丸という二人の男子が死去しており、相次ぐ男子の死と高時の誕生は、得宗家とそれを取り巻く政治情勢に変化をもたらしたと考えられる。なお、宗方が執事・侍所所司であったのは翌年五月四日までのわずか五カ月であったことになる。

侍所所司は建保元年（一二二三）五月の和田合戦以来、義時期から泰時期まで金窪行親が務め、行親の後は頼綱の祖父・平盛綱（もしくは子の盛時）が就任した。執事は元仁元年（一二二四）閏七月二十九日に泰時によってはじめて置かれた「家令」に尾藤景綱が任じられたのが始まりで、景綱の病により文暦元年（一二三四）八月二十一日に盛綱が後任として家令となつて

以降、得宗被官平氏の世襲職となっていた。平禅門の乱後は、侍所所司も執事と同様に長崎氏以外の得宗被官が務めていた形跡があり、宗方以前は一応有力得宗被官家の人物が任じられていたとみられる。したがって、宗方が執事・侍所所司を兼任していた嘉元二年十二月七日から同三年五月四日という期間は、得宗被官という身分が確立して以降、最も得宗被官の地位が低下していた時代と言っても過言ではない。言葉を換えれば、嘉元の乱は侍所所司及び執事が得宗被官ではないという、特殊な状況下で起きた事件なのである。

二 時村「誅殺」に関する史料

時村は義時と伊賀氏との間に生まれた政村を父とする^{二二}。建治三年（一二七七）十二月に六波羅探題北方となり、弘安十年（一二八七）八月に関東に戻ると、十二月には一番引付頭人となり、正応二年（一二八九）五月には寄合衆に加えられ、貞時政権下の正安三年八月に連署となる^{二三}。時村の孫・熙時は貞時より八歳年少である^{二四}。

師時は建治元年（一二七五）の生まれで、貞時より四歳年少である。母は政村女であり、父宗政（時頼の子）が二十八歳で死去したため時宗の猶子となっている。なお貞時の最初の室は宗政女であるという^{二四}。師時は弘安七年（一二八四）小侍所別当、平禅門の乱後の永仁元年に評定衆・引付頭人に任じられており、執権となったのは二十七歳の時である。貞時女で師時・熙時の室となったのは、嘉元三年当時十三歳と十二歳の娘（表1・5と6の女子）のいずれかであろうか^{二五}。

事件の調本人とされる宗方は宗頼の子で、弘安元年（一二七八）に誕生した。母は大友兵庫頭頼泰女である^{二六}。宗方も貞時の従兄弟で、父が早世したためやはり時宗の猶子となっている。貞時より七歳年少であり、永仁五年七月に六波羅探題北方として入洛している。その後正安二年（一二九九）十一月二十五日に関東に下向し、十二月二十八日に評定衆、同三年には正月十日に四番引付頭、八月二十日に駿河守となり、同月二十五日には越訴頭人となっている。宗方が侍所所司となったのは嘉元二年（一二三〇）十二月七日のことである^{二七}。細川氏は得宗家公文書執事となったのも同時期とし、「得宗の従弟という血統を考慮すれば、宗方は歴代の得宗家執事の中でも抜群の存在」であり、「この点では長崎氏以上に強力な存在」とし、寄合衆への就任も指摘している^{二八}。

また、細川氏は嘉元の乱直前の寄合出席者と考えられる北条氏一族の人物として①得宗一門：貞時・師時・宗方②庶家：時村・宗宣・久時を挙げている^{二九}。

つまり嘉元の乱はこの寄合衆に挙げられる人物の中で起きたことになる。事件当時の各々の立場を確認すると、得宗貞時のもと、執権に師時、連署に時村、執事・侍所所司・越訴頭人に宗方となっている。

時村が誅されたことを知らせる早馬は二十七日に到着している（史料二）。

【史料二】『実躬卿記』嘉元三年四月二十七日条※傍線部筆者

雨降、祇_レ候常磐井殿_一之处、六波羅_レ邊馳集_レ之由、有_二巷説_一、委尋聞_レ之处、只今早馬來、去廿三日子刻左京権大夫時村朝臣僕被_レ誅了、於_二右馬権頭以下子息親類等_一者、所_レ無_二別事_一也、可_レ存_二其旨_一之由、相_レ触_二六波羅_一云々、件時村朝臣爲_二兩國司_一加_二合判_一者也、如_レ此之重仁被_レ誅事未_レ聞_二先例_一、珍事之中珍事也、仍武家雖_二馳集_一、無_レ殊事云々、僕被_レ誅由事未_レ知_二其故_一、定有_二子細_一歟、且此趣以_二丹後前司茂重_一・但馬前司宗康等_一奏聞、兩使馳_二向今出川第一申入_一云々、

史料二には「僕被_レ誅」という表現が二回出てくる（傍線部）が、これでは意味が通じない。そこで、菊池紳一氏によって紹介された史料、「嘉元三年雜記」三〇（以下「雜記」と略す）にこの記事のもとになったと思われる関東御教書（史料三）が載せられているので見てみたい。

【史料三】「雜記」嘉元三年五月三日条※傍線部筆者

左京権大夫時村朝臣、今夜_{子刻}誤被_レ誅了、於_二左馬権頭以下子息・親類等_一者、所_レ無_二別子細_一也、可_レ被_レ存候間、且依_二此事_一、不_レ可_二發向_一之由、可_レ被_レ相_レ触在京人并西国地頭・御家人等_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

嘉元三年四月廿三日
相模守_{（師時）}在判

遠江守殿
越後守殿
（貞頼）

この御教書は時村が殺害されて連署が不在のため、執権師時が単独で発給している。「今夜_{子刻}」に時村が「誤つて」誅されたこと、時村の子息・親類等は無事であり、このことで鎌倉に参上することがないよう、在京人・西国の地頭・御家人等に相触れるようにと六波羅探題北方の北条時範と南方の金沢貞頼に命じる内容となっている。「左京権大夫時村朝臣」可_レ被_レ存候間」まで史料二とほぼ同じ文章構成となっており、三条実躬がこの御教書をもとに日記を記したことがわかる。したがって、史料二の「僕被_レ誅了」と「僕被_レ誅由事」の「僕」は「誤」の間違いであろう。そうすると、時村が殺害されたその日のうち

に「被_レ誅了」ではなく「誤被_レ誅了」という内容の御教書が作成され、それを帯びて東使が京に向けて出発していることになる^三。東使として上洛したのは、『武家裏書』によれば得宗被官の万年馬允と工藤新左衛門尉であり^三、史料二の今出川亭（関東申次の西園寺公衡亭）に馳せ向かったという東使二名はこの二人であろう。そして六波羅評定衆の丹後前司（長井）茂重と但馬前司（町野）宗康^三によって院に奏聞されたのだと考えられる。

『見聞私記』には「権大夫時村被_レ打了。自_二河西谷_一火出来。一所屋形已下悉焼失了」とあり^{三四}、この騒動の中で時村の「河西谷火」（葛西ガ谷）の館が焼失したとある。時村とともに命を落としたのは五十余人、時間についてはいずれの史料も「子刻」（現在の時間になると二十三日の午後十一時〜二十四日の午前一時）とあるので、深夜に急襲したとみて間違いなさそう。時村自身には討たれるような落ち度は見当たらず、実躬も時村が誤って誅殺された理由については「未_レ知_二其故_一」と記していることから、誅殺理由は伝えられてなかったことになる。

第二節 嘉元の乱再考

一 宗方誅殺関連史料の検討

五月四日の宗方誅殺を伝える「関東飛脚」（東使）が到着した日時について、史料四は「去夜」（七日夜）とし、史料五は「六日夜」とする。『実躬卿記』と「雑記」がともに載せている関東御教書（史料六）によって宗方誅殺は四日午刻であったことがわかるので、さすがに六日夜に上洛したとは考えにくく、史料四にある通り「七日子刻」に到着したと考えられよう。

【史料四】『実躬卿記』嘉元三年五月八日条

去夜子刻関東飛脚到来、駿河守宗方去四日被_レ誅云々、武家終夜馳集云々、宗方当時随分有_二賢者之聞_一、不便不便、
（中略）

如_二巷説_一者、時村朝臣被_レ誅事、更非_二禪門之所存_一歟、仍寄手等有_二沙汰_一、去_二二日_一十二人被_レ切_レ頸之處、為_二宗方之下知_一之由風聞、仍四日此事於_二相州禪門_一去月廿二日焼失、仍此間寄宿相州師時云々、亭_一、加_二評定_一之處宗方推入来、以_二時清入道_一暫不_レ可_二来臨_一之由、仰含之時、則時清入道与打合、共落命云々、

所行之企太為濫吹者歟、凡珍事々々、朝家之衰微、何事如之哉、可悲可恐、於事非無怖畏者上哉、就之在京人・篝屋兩人・奉行人等有宗方於由緒之輩小々、今曉召籠武家云々、時村誅罰之時、於当座落命可然之輩、時村之外、五十余人之由、有其聞、此外宗方之余党数輩打死云々、

【史料五】『雜記』五月十一日条

語云、去四日駿川守殿於山内入道殿之亭、被誅之旨、早馬去六日夜計着六波羅候、雖然、如先日不可發向之旨、被相觸西国地頭・御家人等候、即当国中者、鵜沼左衛門入道相副施行下遣之数十通候、向左京權大夫殿打手十二人被召籠、一人ハ逃失候、今十一人於湯井浜被切頭候、宗像新左衛門尉被召籠六波羅候之旨、其間候云々、当国住上藤九郎永野九郎也、十一人切頭之隨一候云々、

三条実躬は史料四で宗方のことを「当時」（現在）「有賢者之聞」すなわち賢明で堅実な人物との聞こえがあったとして、宗方の死を「不便」だとしている。宗方は永仁五年（正安二年）まで六波羅探題北方として在京していたことから、京都でも知られていたであろう。ここからは史料一の『保曆間記』の記述によるイメージとは異なる人物像が浮かび上がってくる。そして時村の討手十一名の処罰に関しての情報を新たに記しており、巷では時村誅殺は「貞時の考えではない」との説が流れ、二日に十一人の寄手の首を刎ねたところ、宗方の下知であるとの「風聞」が流れた。そこで四日、師時亭でこのことについて評定を加えていたところ、宗方が殿中の騒動を聞き「推（押）入来」ため、時清と宗方が打ち合いになり、ともに死亡したとしている。『実躬卿記』と「雜記」はいずれも五月四日付の關東御教書（史料六）を引用しているが、この史料によつて宗方は「陰謀之企」があったとして誅されたのだと伝えられたことがわかる。

【史料六】『実躬卿記』嘉元三年五月八日条、『雜記』五月十八日条

駿河守宗方依有陰謀之企、今日午刻、被誅了、可存其旨、且就此事、在京人并西国地頭・御家人等不可参向之由、可被相触、子細以武藤三郎左衛門入道々智・五大院平六左衛門尉繁貞所被仰也、仍執達如件、

嘉元三年五月四日 相模守判

遠江守殿

越後守殿

史料六の武藤三郎左衛門入道道智と五大院平六左衛門尉繁貞がこの時の東使であり、詳細についてはこの兩名が口頭で伝えたのであろう。なお、「雑記」は「武藤三郎左衛門入道道智」の部分を「武石三郎左衛門入道道哥」としている。処刑された十一人の中に繁貞と同族と思われる五大院九郎高頼の名があるため、五大院氏は得宗被官であることが分かり、御家人と得宗被官の組み合わせで東使が派遣されることはないので、武藤（武石）氏も得宗被官ということになる。「大斉番文」に「武藤後家」が見られる（付表7）ことから、「武藤三郎左衛門入道道智」のほうが正しいと考えられる。

宗方が誅せられた時の状況には、史料によって若干の差異が見られる。簡単にまとめると次のようになる。

・『保曆間記』（史料一）…宗宣と貞綱等をもって宗方を誅した。

・『実躬卿記』（史料四）…時村殺害が宗方によるものだという風聞に関して師時亭で評定を加えているところに宗方が押し入り、佐々木時清（阿清）をしてしばらく来るべきではないと伝えに行かせたが、時清と宗方が打ち合いになり共に討死した。

・『鎌倉裏書』（史料七）…宗宣と貞綱が宗方亭に攻め寄せようとしていたところ、宗方が殿中の「騒擾（騒乱）」を聞いて宿所より参上し、阿清は宗方のために討たれた。宗方の「被管」（被官）も所々で討たれた。

師時亭で合戦準備をしていたとする『鎌倉裏書』の記述に対し、『実躬卿記』では評定を加えていただけだという点が大きな違いであろうか。

【史料七】『鎌倉裏書』嘉元三年五月四日条

四日、駿河守宗方被_レ誅、討手陸奥守宗宣、下野守貞綱、既欲_二攻寄_一之処、宗方聞_二殿中_{（師時館、雜間同宿）}騒擾_一、自_二宿所_一被_レ参之間、隠岐入道阿清為_二宗方_一被_レ討訖、宗方被_レ管於_二処々_一被_レ誅了、於_二御方_一討死人々、備前掃部助貞宗、信濃四郎左衛門尉、下条右衛門次郎等也、被_レ疵者八人云々、
ここで、次の史料八に注目したい。長いため、便宜上四つに分け、①～④の番号を付した。

【史料八】『雑記』五月二十二日条

- ①夫丸下_二向大野木庄_一事、夫被_レ付_二給主_一、有_二所存_一者可_二差申_一云々、
自_二関東_一態_二此川_一帰座之間、被_レ下_二御礼_一、拜_二見_一之、去月廿三日左京権大夫殿被_レ誅誤也、今月四日駿川殿被_レ誅、御祈結願日也、不思議云々、
②自_二去月廿三日_一御_二始_一行仁王経護摩_一、今月四日御結願、件日駿川守被_レ誅了、是御法験之至也、正応以後之珍事等、毎度御_二懇_一、仕御祈_一、今度又有_二御下向_一被_レ致_二御懇祈_一之条、殊以恐悦之由、入道殿有_二御对面_一、再三被_レ畏申_一、任_二正応之例_一、重又有_二天下静謐_一依_レ為_二佳例_一、仏眼護

摩三七ケ日可_レ被_レ修之由有_二其沙汰_一云々、

③ 正応六年平左衛門入道杲円被_レ誅之後、自_二四月廿三日_一仏眼御修法被_レ修之、伴僧八口、修法以後被_レ成_二護摩一七ケ日_一、以_二注文_一被_レ成_レ供_二奉行二人塩飽右近将監盛遠・神四郎入道_一了儀也、百日行_二坐殿中_一、于時将軍同御坐殿中、百日之間天下泰平・四海静謐之間、種々被_レ悦_レ□、白_レ御状付之、守_二彼例_一可_レ被_レ修之歟、

④ 駿川守屋形懸_レ火之間、依_レ風近辺及_二階堂大路_一悉焼失了、御坊同焼失也、三浦介三郎經綱重名幸意、打_二入大夫殿_一、打_二取敵三人_一、即□□了、仍被_レ成_二召人_一可_レ被_レ流罪_一云々、座主僧正御房令_二申預_一給云々、白井小次郎不_二知食_一之間、切_レ頭以後被_二聞食_一□事歟、

越後方□□子、相模入道殿為_二御猶子_一、

親玄は正安元年（一二九九）以降に後宇多院の院宣によって上洛しており、嘉元二年には龜山院の子・聖雲法親王に灌頂を授けている^{三五}。親玄が再び鎌倉に下向したのはこの嘉元三年であり^{三六}、「座主僧正御房」は親玄のことである。史料八の①の部分で宗方が誅された五月四日が「御祈結願日」であったと記されているが、史料九に「自今日座主僧正御房仁王經護摩一七ケ日御始行」とあるので、この「御祈」を行ったのは親玄であることがわかる。

【史料九】「雜記」四月二十三日条

相模入道殿亭炎上云々、子刻左京権大夫時村朝臣被_レ誅了、誤云々、駿川守宗方結構云々、自_二今日_一座主僧正御房仁王經護摩一七ケ日御始行云々、「雜記」は鎌倉から伝えられた出来事を醍醐寺地藏院で記録している。そのため、基本的には事件の起きた数日後の記事に鎌倉の出来事が記されることになる。ただし史料九に関しては、鎌倉で四月二十三日に起きた事件がこの日に京都に伝わっているわけではなく、「雜記」を記した人物が後の記事との関連から挿入したものと考えられる。おそらく史料九は史料八と関連付けて挿入されたのであろう。

四月二十三日から一七日（七日間）の予定であれば結願は四月二十九日のはずだが、②には四月二十三日に始めた仁王經護摩が「今日四日御結願」とあり、予定よりも長く祈祷が行われていたことになる。しかも「雜記」の記主にしてみれば宗方が誅されたことは「是御法驗之至也」とされる出来事だったのである。三条実朝が宗方の死を「不便不便」と記しているのと対極の反応である。

史料八②、史料九によって時村が殺害された日より親玄が仁王經護摩を始行し、宗方誅殺後には貞時は親玄と対面して世情静謐のために、「正応之例」に任せて仏眼護摩を三七日（二十一日間）修すよう貞時より命じられていることがわかる。③は平禅門の乱後に親玄が行った仏眼護摩に関する記述である。「今度

又有「御下向」被^レ致「御懇祈」之条」とあるように、親玄が再び鎌倉に下向したのは、嘉元の乱の直前であった可能性が高い。

④には宗方の館を放火したところ、風によって宗方亭近辺や二階堂大路が悉く焼失したとあり、『見聞私記』にも「駿河守宗方被^レ打了。自^二宿所放火^一二階堂大路□□堂谷口悉焼失了」と記されている^{三七}。宗方が時清と相討ちになっていたとすると、宗方が死亡した後、宗方亭を攻めたのが宗宣と貞綱ということになる。また④からは親玄が三浦経盛の預先になっていることがわかる。経盛は時村亭に討ち入り、三人を討ち取り配流に処されることとなったが、親玄が経盛と面識があったためか、身柄を預かることとなったという。一方白井小次郎については親玄が「知らなかった」ため斬首となったという。斬首された一人の他にも流罪などに処せられた人たちがいたことを示している。

二 嘉元の乱に関する解釈

本論文においてこれまで扱ってきた事件では、必ず討たれた側が謀叛を起こすという風聞が事前に流れていた（流されていた）が、時村に関してはそのような記録は確認できなかった。そこで、事件直前の鎌倉の状況を見ていくと、見逃してはいけない出来事が二つある。一つは、嘉元三年四月六日夕刻の大地震、そしてもう一つは時村殺害の前日・二十二日に起きた貞時亭炎上である。地震については史料も少なく、大きな被害が確認されていないことからあまり注目されていないが、嘉元の乱は「大地震」の後の政変という点では、永仁の大地震の後に起きた平禅門の乱と共通している。事件の起きた時期がほぼ同じであること、乱の後に親玄が祈祷を行っていること、親玄が収公された所領から新たに所領を得ているということ^{三八}も平禅門の乱との共通点と言えよう。

貞時亭炎上の理由は「大多和讃岐尼惠鑿^{三九}」のもとより出火したと記され、『見聞私記』には「自^二殿中对屋^一火出来」とある^{三九}ことから、細川氏が指摘するように、貞時亭の向かいにある大多和讃岐尼惠鑿の屋敷からの出火であろう^{四〇}。『鎌倉裏書』によれば貞時は三月二十一日に山内に移っており、四月二十一日は平禅門の乱が起きた日であることから、火災については故意に起こされた可能性もある。想像をたくましくすれば、単に偶然起きたものであったとしても、貞時はこの火災を時村による謀叛だとして、討手を派遣する理由にしたのではないだろうか。時村の誅殺を計画していた貞時にとって、「大地震」は平禅門の乱の勝利を連想させたことであろう。そこに火災という混乱が加わったわけである。しかし時村には落ち度がないため、貞時の父時宗と時村の父・政村が二月騒動でとった「誤って」誅殺方式を採用した。当日に「誤被誅」と六波羅に使者を派遣しながら、五月二日に風聞が流れるまで宗方に対して何の処

罰も与えていないというのは不自然であり、宗方が単独で起こした事件ではなく、貞時が実際に命を出していたのだと考えられる。

時宗は二月騒動でもつて得宗権力を確立している^{四二}。そして貞時は事件の五か月前に宗方を執事・侍所所司にしているように、得宗家による権力強化を図っていたことは確かである。しかも、今回は時村を急襲していることから、討手はあらかじめ決められた人物だと考えられる。つまり、二月騒動の時に「追加法」四四八の「無_二左右_一」く「馳向之輩」を処罰したのではなく、追討の命を受けた武士を処罰したことになる。これが得宗被官や御家人たちの反発を招いたのであろう。結果として貞時・師時は宗方を切り捨てる形となった。

したがって、貞時は父・時宗の代の二月騒動と自身の平禅門の乱の勝利を再現しようとして、時村殺害を企てたのだと考えられる。そのためには、親玄による祈祷は貞時にとって必要不可欠なものであり、親玄を京都からわざわざ呼び寄せたのであろう。そのような意味では、二月騒動と平禅門の乱は嘉元の乱の前提となった事件ということになる。

その後、貞時は政治への意欲を失ったのか、徳治三年には評定や寄合にも出席せずに酒宴を繰り返している^{四三}。師時は応長元年（一一三一）九月二十二日に死去し^{四四}、貞時も同年十月二十六日に死去する。この時、高時はわずか九歳であり、長崎盛宗（円喜）は高時の「後見」として権力を手にすることになるのである。このような状況を考えると、二日に流れた「為_二宗方之下知_一之由」との風聞は、貞時政権化において政治的発言権を失い、得宗家公文所執事・侍所所司という立場を失った得宗被官たちが流した可能性が高いのではないだろうか。風聞によって政敵を倒すというのは鎌倉時代を通して行われてきたことであり、珍しいことではないが、時村の誅殺と討手の処刑によって生まれた混乱や政情不安は、得宗被官にとって宗方を失脚させる千載一遇のチャンスとなったのである。

嘉元の乱後は宗方の前に執事であった尾藤時綱が再任しており、侍所所司も同様に得宗被官の手に戻ったと考えられる。連署については二か月以上の空白期間を経て、宗方亭を攻めた宗宣が連署となっている^{四四}。こうして、貞時の政治改革は否定され、有力得宗被官や北条一門の特権階級の人々にとっては、ある意味正常な状態に戻ったことになる。

しかし、こうもあっさりと貞時が政治の実権を失うことになったのは何故なのだろうか。注目したいのは、平禅門の乱の時とは違い、貞時に男子が誕生していたという点である。そして嘉元の乱当時、金寿丸と高時は乳母夫の得宗被官のもとで養育されていたはずである。世襲化が否定されてはいるが、高時誕生段階では一応執事も侍所所司も有力得宗被官であったことから、貞時の子息の乳母夫はやはり有力得宗被官であったと考えられるからである。

これまで述べてきたように、筆者は宗方が討たれることになった要因の一つは侍所所司と執事の立場を奪われたことに対する、得宗被官の反発にあったと考えている。そしてそれを抑えることができなかったのは、金寿丸と高時が得宗被官のもとで養育されていたためではないだろうか。得宗被官を要職から排除していることから考えても、嘉元の乱当時、有力得宗被官と得宗貞時との間には溝ができていたと考えられる。しかも時村の誅殺によって、貞時が目指す新しい政治体制から排除されつつあった北条一門・御家人・得宗被官の利害関係は一致している。金寿丸と高時の身柄を押さえた得宗被官は、その他の特権階級の人々とともに貞時の政治に対して反旗を翻したのである。その結果が宗方の誅殺事件であり、貞時は政治に対する意欲を失ったというよりは、政治の実権を奪われ、酒宴を繰り返すより他なかったというのが実情だと言えよう。

貞時の「世襲化の否定」は否定され、円喜は執事と侍所所司をそれぞれ嫡子の高資と、その弟高貞に譲ることで、再び長崎氏の世襲にする体制を敷いていく。このようにして、長崎氏を中心とする得宗被官と、得宗高時の外戚たる安達氏が政治の主導権を握るといふ、鎌倉幕府滅亡に至るまでの政治体制が生まれることになる。

おわりに

得宗被官平氏の初代・平盛綱以降、長崎光綱に至るまで、ほぼ平（長崎）氏の世襲職とはいえ、代々得宗被官が担ってきた侍所所司と執事という職は、平頼綱や長崎円喜の姿を見ても明らかのように、強大な権力を行使し得る立場になっていた。それ故、貞時は得宗被官を排して宗方を置くことで、得宗家の権力を強化しようとしたのであろう。このような「先例」ができた以上、嘉元の乱で宗方が討たれていなければ、以降も得宗に近い人物が任じられていた可能性が高い。そうなれば得宗被官が再びその立場を得る余地はなくなってしまう。有力得宗被官たちにとって、宗方はこれまで先祖代々受け継がれてきた立場を奪い取った存在に外ならない。

宗方の誅殺に関する史料には、直接有力得宗被官たちが関わったことを示す記述があるわけではない。それでも、嘉元の乱当時、侍所所司と執事が「得宗被官ではない」という点に注目することで、宗方に立場を奪われていた得宗被官の反発という背景が浮かび上がる。換言すれば、嘉元の乱は得宗被官の視点で見なければ、その本質を理解することができない事件なのである。

時村誅殺事件は貞時が本当の意味での「得宗専制政治」を実現するために、二月騒動の「誤誅殺」方式を用いて平禅門の乱の勝利を再現しようとしたものであり、それに対する有力北条一門・有力得宗被官・有力御家人という幕府上層部の特権階級の反発として起きたのが宗方の討死事件であった。こうして「得宗専制政治」は事実上終焉を迎えたわけである。鎌倉時代末期の政治体制が「特権階級の合議」である理由は、このようにして生まれた政治体制であったからだといえよう。そしてその政治体制が鎌倉幕府の滅亡につながり、得宗高時の死とともに「得宗被官」という存在も消滅する。嘉元の乱という事件は、得宗被官にとっては再び政治的発言権を得ることになった事件であるとともに、破滅への序章でもあったといえる。

注

- 一 『吉統記』乾元元年十月五日条、『園太暦』(第一巻、続群書類従完成会、一九七〇年) 康永四年八月二日条。
- 二 高時の生年については『保暦間記』(九六頁〜九七頁)に記述がある他、延慶二年正月二十一日に七歳で元服している(『鎌倉年代記』二九頁)ことから、嘉元元年生まれであることがわかる。日付は『北条時政以来後見次第』(東大影写)のみ記載がある。高時の乳母夫となった人物を記した史料はない。
- 三 『北条九代記』同日条。『鎌倉大日記』では嘉元元年とする(二二二頁)。
- 四 『統史愚抄』延慶元年十月条。
- 五 『保暦間記』一〇〇頁。「泰家・高時ノ母儀貞時朝臣後室城大至太郎左衛門女」とある。
- 六 正応五年十一月七日に乙姫御前が死去(『親玄僧正日記』同日条)、永仁元年四月二十二日の平禅門の乱の際に頼綱の経師谷の屋敷で養われていた女子一人が焼死(『親玄僧正日記』同日条)、永仁五年八月六日の長崎光綱の死と同日に娘が他界(『社務記録』)、正安三年一月二十二日に時基室(諏訪)宗経養君)が死去(『武家裏書』一五一頁)、延慶二年十月六日にも娘が他界している(『園太暦』康永四年八月二日条)。平禅門の乱で焼死した一人は正応五年十月二十一日に誕生したばかりの女子と考えられる。
- 七 嘉元の乱についての論考は高橋慎一郎「北条時村と嘉元の乱」(『日本歴史』五五三号、一九九四年)、細川重男「嘉元の乱と北条貞時政権」(『鎌倉政権得宗専制論』※初出は『立正史学』六九号、一九九一年)、岡野友彦「野津本『北条系図・大友系図』の成立と嘉元の乱」(『皇學館大學史料編纂所報』一八九号、二〇〇四年)がある。
- 八 『鎌倉年代記』『武家年代記』など。法名は崇暁(のちに崇演)である。
- 九 その後も茂明が処罰された形跡はなく、正和六年正月二十日付の讓状(『鎌倉遺文』二六〇七五号)が残る。関連史料に二九一四七号。
- 一〇 注(七) 細川著作、二九八頁。
- 一一 注(七) 高橋論文、八頁。
- 一二 秋山哲雄『鎌倉幕府滅亡と北条氏一族』(吉川弘文館、二〇一三年)、一六一〜一六三頁。
- 一三 「追加法」六四七条。正応三年にも同様の法令(六一九条)が出されているが、頼綱政権を否定した上で改めて定めたのであろう。細川氏はこれを「貞

時の時宗政権への回帰の宣言」であるとする（注七細川著作、二六八頁）。

一四 高橋慎一郎『親玄僧正日記』と得宗被官（五味文彦編『日記に中世を読む』東京大学出版会、一九九八年所収）二一九頁。

一五 長崎円喜の実名は高綱とされていたが、近年細川氏の研究によって「盛宗」であったことが指摘されている（細川重男「御内人諏訪直性・長崎円喜の俗名について」『信濃』七五五号、二〇一二年）。

一六 『親玄僧正日記』同日条。

一七 『親玄僧正日記』同日条。「大方」となっているが、この「大方」は細川氏の指摘にある通り、「太守」（貞時）の間違いであろう。

一八 「社務記録」同日条。

一九 『親玄僧正日記』永仁元年九月二十九日、十月一日条。

二〇 『保暦間記』九五頁。

二一 仁治三年の生まれであり、討たれた時は六十四歳であった。母については『北条系図』（『統群書類従』第六輯上）には三浦重澄女とある。

二二 以上、時村の経歴は『鎌倉年代記』『武家年代記』などによる。

二三 正和四年に三十七歳で死去していることから弘安二年（一二七九）の生まれであることがわかる（『鎌倉年代記』二九頁、『武家年代記』九五頁他）。

二四 野津本「北条系図、大友系図」（田中稔「史料紹介 野津本『北条系図、大友系図』」、『国立歴史民族博物館研究報告』第五集、一九八五年）。また、北条氏研究会「北条氏系図考証」（『吾妻鏡人名総覧』所収）四三九頁。

二五 永仁元年九月二十九日、永仁二年十月二十一日に生まれた女子（『親玄僧正日記』同日条）。

二六 野津本「北条系図、大友系図」、『鎌倉年代記』二六頁。父の宗頼は弘安二年六月五日に二十一歳で死去している。

二七 以上、宗方の経歴は『鎌倉年代記』二六頁による。なお、岡野友彦氏は嘉元二年五月二十二日の奥書がある野津本「北条系図・大友系図」は「宗方が得宗家の内管領・侍所所司として権勢を振るっていた絶頂期に相当する」として、本系図作成は大友家にとつて「宗方との姻戚関係を誇示する」ものであったと指摘しているが、宗方が侍所所司となったのはその年の十二月であるから、この点については修正が必要であろう（注七岡野論文、三頁）。

二八 注（七）細川著作、二七六頁。

二九 注（七）細川著作、二八七頁。

三〇 菊池紳一「嘉元の乱に関する新史料について―嘉元三年雑記の紹介―」（『北条時宗の時代』）。本稿では菊池氏の翻刻を使用。「雑記」は「地藏院経蔵置之」との墨書があることから、『親玄僧正日記』の記主・親玄の醍醐寺地藏院に伝来した史料であることが確認されている（同菊池論文、七八六頁）。

三一 細川氏は「僕」を「俄」として京都には当初「被誅」と、時村が「罪ある者」として討たれた」と伝えられていたとしている（注七細川著作、二九八頁、三〇五頁）。

三二 二人は「同廿七日」に六波羅に到着したという。この記事は『武家裏書』の五月四日条のあとに記されているが、五月四日の出来事を知らせる「早馬」が二十七日に到着したとは考えにくいので、この「同」は五月ではなく四月のことであろう。

三三 町野氏は三善康信の子孫。

三四 『見聞私記』七七頁。ただし騒動の起きた時刻は「戌時」としており、他の史料が「子時」としているのと異なっている。

三五 親玄の上洛と聖雲への付法に関しては、石田浩子「醍醐寺地藏院親玄の関東下向―鎌倉幕府勤仕僧をめぐる一考察―」（『ヒストリア』一九〇号、二〇〇

- 四年)一九頁〜二〇頁に詳しい。
- 三六 醍醐寺文化財研究所編『醍醐寺新要録』下巻、法蔵館、一九九一年、九一六頁。
- 三七 『見聞私記』七七頁。
- 三八 嘉元の乱では「駿河守(宗方)跡」の小笠原谷地八戸主が親玄の管領となっており、嘉元三年五月三十日付「北条師時書下」によってわかる(『鎌倉遺文』二二二二六号)。
- 三九 『鎌倉裏書』五九頁、『見聞私記』七七頁。
- 四〇 注(七)細川著作、三〇〇〜三〇一頁。
- 四一 渡辺晴美「得宗専制体制の成立過程―文永・弘安年間における北条時宗政権の実態分析―(三)」、『政治経済史学』一六二号、一九七九年)二二頁、細川重男『鎌倉北条氏の神話と歴史』七九頁。
- 四二 「平政連諫草」(『鎌倉遺文』二二三三三三号)。
- 四三 『鎌倉年代記』二六頁など。
- 四四 『鎌倉年代記』二八頁、『武家年代記』九四頁。

第四章 『太平記』の登場人物としての得宗被官

はじめに

正中元年（一二三二）に起きた正中の変では、後醍醐天皇の討幕計画が露見し、側近の参議日野資朝、藏人日野俊基が捕えられ鎌倉で尋問を受けることになった。鎌倉時代末期から南北朝期の動乱を描いた『太平記』では資朝と俊基を捕縛すべく、五月十日に東使として得宗被官の長崎四郎左衛門泰光・南条次郎左衛門宗直が上洛したことが記されている（史料一）。

【史料一】『太平記』巻第一「資朝・俊基関東下向の事」（第一巻四四～四五頁）

土岐・多治見討たれて後、君の御謀叛次第に隠れ無かりければ、東使長崎四郎左衛門泰光・南条次郎左衛門宗直二人上洛して、五月十日、資朝・俊基兩人を召し捕りたてまつる。

この史料一が『太平記』における有力得宗被官の初見である。ただし、実際に東使が上洛したのは正中元年九月二十四日であり、東使も得宗被官ではあるが、工藤右衛門二郎と諏訪三郎兵衛尉（諏方全禪の子、諏方入道養子）であった。史実との違いについては後述するが、『太平記』の登場人物としての得宗被官は、長崎円喜や諏訪直性などの有名な人物を除けばあまり注目されてきたとは言えず、それぞれの人物・行動についても正しく認識されているとはいえない。

北条貞時の没後、元亨三年（一二三三）十月二十一日から二十七日にかけて円覚寺において行われた仏事を記録した「供養記」^二は「大斉番文」とともに、鎌倉時代後期の得宗被官を知ることのできる史料として、佐藤進一氏以来得宗被官研究では必ず用いられている史料である。この元亨三年という時期は、ほぼ『太平記』の時代であり、この史料に見られる人物の中には『太平記』に登場する人物も見られる。また当該期の始の記録がある『御的日記』も有用な史料と言える。本章ではこれらの史料を活用しながら、鎌倉幕府の滅亡までを描いた巻第一～巻第十までを主な考察対象とし、特に東使・侍大将・軍奉行を

つとめた有力得宗被官家の人物について考察していきたい。なお、巻第一～巻第十までの有力得宗被官の活動については本章末の表にまとめた。

第一節 『太平記』における有力得宗被官の活動

一 東使

「東使」とは、鎌倉幕府から京都に派遣された使者のことで、もとは京都側からの呼称である。東使については森茂暁氏の研究^三が詳しく、「鎌倉より約五百キロメートルも離れた京都に向き、公家側との交渉を担当する特使であつたわけで、遠方に差遣されるだけに公武交渉の上に重要な任務と役割とを課されていたに相違ない」としている。史料上では「東使」の他、「関東使」「関東御使」「関東使者」、また二名で派遣される時は「両使」なども記されている^四。森氏の指摘にあるように、御家人と得宗被官での両使の組み合わせは見られない^五。ただし、見舞いや弔問などで將軍と得宗それぞれの使者が派遣されることがある。次の史料二の場合「関東両使」の秋田城介高景、出羽入道々蘊が践祚・立坊の事で派遣されているのに対し、「御内御使」である長崎高貞は軍奉行として上洛したものと考えられる。

【史料二】『鎌倉年代記裏書』元徳三年八月二十九日

京都飛駅到着、去廿四日、主上竊出^二魏闕^一、令^レ籠^二笠置城^一給、仍九月二日、任^二承久例^一、可^二上洛^一之由被^二仰出^一、同五六七日、面々進発、大將軍、陸奥守貞直、右馬助貞冬、江馬越前入道、足利治部大輔高氏、御内御使長崎四郎左衛門尉高貞、関東両使秋田城介高景、出羽入道々蘊、此両使者践祚立坊事云々、此外諸国御家人上洛、凶合廿万八千騎、

派遣されているのは長崎氏の一族であり、重要な役目であつたことが窺えるが、朝廷との交渉など、政治的なことに関して派遣されるのは、二階堂・長井・安達などの有力御家人であつたことを示している。付表6を見るとわかるように、鎌倉時代後期の得宗被官東使の活動は事件の伝達や騒動鎮圧、謀反人の捕縛など主に軍事的な事項である。

『太平記』の中で東使としての活動が見られる得宗被官は、史料一で挙げた長崎泰光・南条宗直(表1)の他、工藤次郎左衛門尉高景(表7)、長崎勘解

由左衛門と諏訪木工左衛門入道（表16）である。ここでは、長崎泰光・南条宗直、そして工藤高景の三人に注目したい。

冒頭で挙げた**史料一**は実際には正中元年九月の出来事で、東使として派遣されたのも工藤右衛門二郎と諏訪三郎兵衛であったが、**史料三**を見ると元徳三年（一二三三）五月には、元弘の変の処理にあたって長崎孫四郎左衛門尉と南条次郎左衛門尉の二名が日野俊基、文観、円観等を捕縛するために遣わされていることがわかる。

【史料三】『鎌倉裏書』元徳三年五月五日条

長崎孫四郎左衛門尉、南条次郎左衛門尉、為_二使節_一上洛、為_レ召_二禁右中弁俊基并文観、円観等_一也、

なお、泰光は『太平記』の註釈などでは高貞の間違いとされていたが、泰光は実在する人物であり、通称も『御的日記』の徳治元年（一二三〇）の記録に「長崎孫四郎泰光」として見られる（付表5）ことから、「孫四郎」であることが確認できる。なお、巻第十「新田義貞謀叛の事」で長崎二郎高重とともに登場する長崎孫四郎左衛門尉（表18）についても泰光ということになる。泰光は長崎四郎光綱の子・四郎高泰の子であり、長崎氏庶流の人物である^六。つまり、『太平記』には「長崎四郎左衛門尉高貞」と「長崎孫四郎左衛門尉泰光」という二人の人物が見られるのである。従って、**史料三**の「長崎孫四郎左衛門尉」は泰光に比定できる。「南条次郎左衛門尉」については、**史料一**の宗直が『太平記』でしか実名が確認できない人物であり、実在したとしても「宗」が時宗の偏諱である可能性が高いことから検討を要する。宗直は世代的に正中二年に七十五歳で死去した南条左衛門入道^七に比定できると考えられるので、元徳三年五月に東使として派遣されたのは後述する高直か、もしくはその父と考えられる貞直であろう。いずれにしても、**史料一**は**史料三**の東使の組み合わせを記していることになる。そのためであろうか、『太平記』では**史料三**にあたる場面では東使の名が書かれていない^八。

さて、東使の活動に関して特に注目したいのが、工藤高景である。高景は『太平記』では笠置城で生け捕りにした人々の処罰について決定するため、二階堂行珍とともに上洛している（**史料四**）。

【史料四】『太平記』巻第四「笠置の四人死罪流刑の事」（第一卷一五三頁）

笠置城、攻め落とさるるきざみ、召し捕られたまひし人々の事、去年は歳末の計会によつて暫くさしおかれぬ。あらたまの年立ちかへりぬれば、公家の朝拝、武家の沙汰始まりて後、東使工藤次郎左衛門尉・二階堂信濃入道行珍二人上洛して、死罪に行ふべき人々、流刑に処すべき国々、関東評定のおもむき、六波羅にして定めらる。

高景の『太平記』における初出は、相模国葛原岡にて俊基の祇候人である助光が俊基に会うのを許可し、斬首の奉行をする場面である(表・5)。その他、畿内西国の凶徒のため関東より上洛する軍勢の一人として見られ(表・8)、その後高時の使いとして足利尊氏に上洛を促すために遣わされている(表・14)。高景は『御的日記』によると、初出の元亨元年(一二三二)と翌年は「工藤左衛門次郎高景」として見られ、嘉暦三年(一二三二)には「工藤次郎左衛門高景」として一番筆頭の射手を勤めており(付表5)、この間に任官したことがわかる。元亨三年の「供養記」に見られる「工藤二郎左衛門尉」(付表8F、H)は高景であろう。

工藤氏は「供養記」に、九郎祐長、右衛門三郎資景、二郎左衛門尉、新三郎右衛門尉、工藤右近将監、工藤三郎右衛門尉、工藤二郎右衛門尉(貞祐)、工藤右衛門入道と実に八名もの人物が見られる。それぞれ第三部第四章で考察を加えているが、工藤氏嫡流は一品経と銭十貫を調進し、銭二〇貫文・馬一疋を供養した工藤右衛門入道と、砂金五〇両・銀剣・馬を供養している工藤二郎右衛門尉貞祐である。「建治帳」でも「工藤右衛門尉跡」に賦課されていることから、工藤氏嫡流は「右衛門尉」の系統であり、「左衛門尉」系統は庶流となっている。したがって高景も庶流の人物であろう。

史料四に戻ると、今までの東使と大きく異なるのが、御家人である二階堂行珍(行朝)とともに上洛している点である。前述の通り、この史料四以外では東使で得宗被官と御家人という組み合わせは確認できない。しかも「東使工藤次郎左衛門尉・二階堂信濃入道行珍」と高景が上位となっていることから、「高景」という別の人物を工藤次郎左衛門尉と勘違いした可能性が高い。そうであるとすれば、実際に二階堂行珍とともに東使として派遣されたのは、史料二に東使として見られる秋田城介「高景」であろう。

このように、『太平記』における東使関連の記述は史実と異なることが多く、『太平記』を史料として扱う際には注意が必要と言えよう。

二 侍大将・軍奉行

鎌倉幕府の侍所の職務のうち、幕府の宿直警衛、將軍の出行供奉、始の射手の選定など將軍に関する事項は承久元年(一二一九)に小侍所に分掌されているため、侍所は専ら軍事的な事項を担うようになっていた。小侍所の所司も北条一門の被官とともに得宗被官が任じられており⁹、「供養記」によって元亨三年には長崎孫左衛門尉師光が小侍所所司であったことがわかる(付表8A)。

侍所においては所司を世襲した平（長崎）氏の指揮のもと、平時においては検断、決罰、騒動鎮圧、戦時においては謀反人の捕縛・連行・処刑、侍大将、軍奉行、首実験なども得宗被官が担っていた。侍大将・軍奉行はいずれも戦における臨時の職だが、「侍大将」とは、大將軍のもとで実際に兵を指揮する武士のことで、「軍奉行」とは、戦闘に際しての軍略・著到など軍事全般の統轄にあたる職である。『太平記』の中で幕府軍の侍大将として描かれているのは、南条高直と長崎高貞である。長崎高貞は軍奉行としても見られる。また、『太平記』には描かれていないが、「楠木合戦注文」^{一〇}によって工藤高景、安東藤内左衛門入道円光も軍奉行であったことがわかる。

南条高直は先述したように貞直の子と考えられる人物で、南条氏嫡流の人物である。元徳二年（一三三〇）の的始一番筆頭の射手に「南条新左衛門尉高直」の名があり（付表5）、元弘元年（一三三二）に長崎三郎左衛門尉（高頼）の宿所が放火された際、長崎入道（高綱、円喜）、長崎四郎左衛門尉（高貞力）・長崎三郎左衛門入道（思元）、尾藤左衛門入道とともに宿所が炎上してしまった「南条新左衛門尉」も高直であろう^{一一}。『太平記』ではまず表3で、六波羅で捕らえられ、再び関東に送られてきた日野俊基を受け取り、諏訪左衛門尉に預けている。そして表22では赤橋守時を総大将として洲崎に向かった武蔵・相模・出羽・奥州勢六万余騎の侍大将として見られる^{一二}。守時が自害する場面では、高直も「大将すでに御自害ある上は、士卒たれがために命を惜しむべき」と言って自害している。ただし高直は守時の被官ではなく、侍大将として同じ洲崎の陣にいた得宗被官であるため、総大将が北条一門でも侍大将は得宗被官が任命されていたということになる。

長崎氏の中で侍大将・軍奉行として登場するのは、円喜の子であり、侍所所司であった長崎四郎左衛門尉高貞である。高貞の『太平記』における初出は表6で、ここでは、高時が笠置城に向かわせた二〇万七千六百余騎の大軍の侍大将として描かれている。表9では侍大将の「長崎悪四郎左衛門尉」の行装が人々の目を驚かしたとあり、表11では、軍奉行として手負・死人の実験をし、表12で兵糧攻めの指示を出している。一方、円喜の嫡子であり、最後の内管領である高資は一場面しか登場しない（表4）。高資は得宗家公文書執事だが、侍所所司は弟の高貞であるため執事と侍所所司を兼任していない。親兄弟による職務の分担は他の一族や室町幕府での足利尊氏・直義兄弟にも見られることだが、長崎氏の中でも執事と侍所所司を兄弟で分担していることになる。

なお、高貞は千早城包囲中に幕府の滅亡を知り出家して降伏し、阿弥陀峰にて誅されている^{一三}。

第二節 有力得宗被官の最期

一 長崎高重

『太平記』登場の有力得宗被官家の人物の中で、最も詳細に活躍が描かれている人物は長崎次郎高重である。高重は高時、桜田治部大夫貞国を大将とする武蔵・上野の勢六万余騎として出兵したが、久米川の合戦で破れている(表18)。この久米川の合戦では組み討ちした敵の首二つ、そして切つて落とした敵の首十三を中間・下部に持たせ、鎧に刺さった矢も抜かず、疵から流れる血で白糸の鎧を真紅に染めて高時の館に参上している。中門で「祖父の入道」すなわち円喜が「よにも嬉しげに」出迎え、自ら傷口を吸い、涙を流して「古き諺に、『子を見る事父に如かず』といへども、われまづなんぢを以つて上の御用に立ちがたき者なりと思ひて、常に不孝を加へし事、大きな誤りなり。なんぢ今万死を出でて一生にあひ、堅きをくだきける振舞ひ、陳平・張良が難しとするところを究めえたり。相構へて今より後も、わが一大事と合戦して、父祖の名をもらはし、守殿の御恩をも報じ候へ」^{一四}と、日頃の勘当を翻し、この度の合戦での武勇をほめたという。

高重は『太平記』以外では見られない人物だが、どうやら円喜によつて「上の御用に立ちがたき者」として勘当されていたようである。そのこともあつてか、弟の新右衛門(実際は「新左衛門尉」であつた可能性がある)^{一五}が任官しているのに対し、高重は無官であつた。軍記物としての誇張があるとはいへ、戦時以外では武勇に優れた人材よりも政治的能力に長けた人材を求められることは十分に考えられることであり、高重は武勇に優れてはいたが、執事家の者としてはふさわしくないと考えられていたとしても不思議ではない。

以降の『太平記』は高時以下が自害するまで高重の動向を中心に記述されている。巻第十「長崎高重最期合戦の事」では高重が武蔵野の合戦より夜昼八十余箇所の戦いに毎回先を懸け、手の者・若党は二五〇騎にまで減つたという(表27)。高重は高時のいる葛西谷(東勝寺のある地域)に帰り高時に面会し「高重数代奉公の義をかたじけなうして、朝夕恩顔を拝したてまつりつる御名残、今生においては今日を限りとこそ覚え候へ。(中略)ただし高重帰り参じて勧め申さん程は、さう無く御自害候ふな。上の御存命の間に、今一度快く敵の中に懸け入り、思ふ程の合戦して、冥土の御供申さん時の物語につかまつり候はん」と言い、新田義貞を討つべく合戦へ向かっている(表28)。

そして南山和尚に会った後、敵陣に紛れ込み義貞を討とうとするも、由良新左衛門に「ただ今旗をも指さず相近づく勢は、長崎二郎と見るぞ」と気付かれたため、百五十騎の兵で三千余騎の兵との合戦になる(表129)。その合戦の中で、高重が「桓武第五の皇子葛原親王に三代ノ孫、平將軍貞盛より十三代、前相模守高時の管領に、長崎入道円喜が嫡孫二郎高重、武恩を報ぜんため討死するぞ。高名せんと思はん者は、よれや組まん」(表130)と名乗っている。これは「桓武第五の皇子平將軍貞盛より十三代」を高時に係るか高重に係るかで意見が分かれている点だが、高時に係ると考えるのが自然であろう。奮戦を続ける高重だったが、郎従が高時に自害を勧めることを進言したために葛西谷の東勝寺に戻ることになる(表131)。

永井晋氏は『太平記』には、「高綱が一族の最期を伝えるために鎌倉を脱出させた使者が地方に残る人びとに伝えたのだろう」と指摘している^{一六}が、『太平記』の記事を見るかぎり、高重に近い人物が伝えたエピソードだったと考えられる。

二 有力得宗被官の最期

東勝寺に戻った長崎高重は走り回って人々に自害を勧め、高時の前に置いてあった盃を持ち、弟の新右衛門に酌をさせ、三度傾けた後撰津刑部大夫入道道準の前に置き、切腹した(表132)。高重の置いた盃を口にして切腹した道準に続き、得宗被官諏訪氏の惣領であった諏訪入道直性が盃を手にして三度傾け、高時の前に置き切腹、その刀を高時の前に置いた。この時円喜は高時が気がかりで切腹せずにいたところ、十五歳になった新右衛門尉が祖父の円喜を刺し、その刀で自らも切腹している。高時は新右衛門に「義を進められ」切腹し、北条一門をはじめ人々もあとに続いて自害した。これが高時と有力得宗被官上層部の最期の場面である。ただし、得宗被官全員がこの時に死亡したわけではなく、直性の子・盛高は泰家の命により高時の子亀寿丸を連れて信濃国へ逃れている。

さて、表を見ると『太平記』には、長崎・諏訪・工藤・南条・安東・安藤など、有力得宗被官家のほとんどが登場しており、それぞれに活躍の場面が描かれていることがわかる。しかし、最有力得宗被官家の一つ、尾藤氏は『太平記』に全く登場していない。この時期に得宗被官ではなくなっていたのか、というところではなく、尾藤氏は幕府滅亡直前までは被官であったことが確認できる。特に尾藤弾正左衛門尉資広は楠木正成のことで西国の御家人に上洛を促すために東使として派遣されており、実際には『太平記』の時代に活動する尾藤氏は存在した^{一七}。また、前述の通り、元弘年中に尾藤左衛門入道(演心)の屋

敷が焼亡しており、得宗邸の敷地内に屋敷があったこともわかる。尾藤氏が『太平記』に登場しないのは、代々得宗家公文書の上級職員を勤める家として確立するうち、軍事的な行動の記録があまり見られなくなっていくことが関係していると考えられる。

このことは他の有力得宗被官一族にも言えることで、『太平記』には得宗被官の嫡流よりも庶流の人物の活躍が目立つ。長崎高資も東勝寺において自害したと推察されるが、巻第十「高時ならびに一門以下東勝寺において自害の事」には名が見られない。その場面に描かれているのは、長崎高重、(長崎)新右衛門、諏訪直性、長崎円喜、長崎思元のみである。軍記物という性格上、軍事面で活躍した人物に焦点が当てられるのは当然とも言えるが、このことを理解していなければ鎌倉時代末期の得宗被官について誤った理解をしてしまうことになりかねない。『太平記』に見られるからといって、嫡流の人物とは限らないのである。

おわりに

以上、本章では『太平記』に見られる有力得宗被官の活動から、得宗被官に関する記事の問題点を明らかにした。有力得宗被官家の人物で触れることのできなかった人物についてはそれぞれ第三部の各章で考察する。第一部第五章でも触れたが、本章で取り上げた人物のうち、長崎泰光、工藤高景、南条高直の三名は『御的日記』によって射手としての活動が確認できる人物である。鎌倉時代後期には有力得宗被官一族が御的の射手となることは稀で、永仁二年(正慶二年)の間での御的の射手を務めた有力被官一族の人物は長崎泰光(付表5-12)、安東成重(同4)、安東重高(同33)、南条景宗(同26、27)、工藤高景(同27、28、34)、南条高直(同35)の六名しかいない。そのうちの三名が『太平記』に登場する人物で、さらに一番筆頭の射手一人を務めたのは、工藤高景、南条高直だけとなる。しかもこの二名は軍奉行、侍大将を勤めた人物であり、一番筆頭の射手を勤めた時期は、嘉暦三年(一二三二)と元徳二年(一二三〇)という、まさに『太平記』の時代なのである。『太平記』をそのまま史料として用いることは危険だが、「供養記」や『御的日記』などの史料を用いることで、軍記物語の中から史実を読み解くことができるといえよう。

鎌倉幕府滅亡後も在地化していた得宗被官家の庶流の人物や、逃れるなどして生き残った「元得宗被官」は少なからず存在する。しかし、義時が北条氏の惣領になったことによって成立した「得宗被官」という存在は、北条得宗家が滅亡したことにより事実上消滅したことになる。

注

- 一 『鎌倉遺文』二八八三五号、『武家裏書』正中元年九月二四日条。なお、両使の鎌倉帰参は同年十月四日条。
- 二 仏事そのものに関しては伊藤一美『北条貞時十三年忌供養』における回向仏事経営の一考察（阿部猛編『中世政治史の研究』所収）研究があり、仏事の流れを整理し、得宗被官・御家人等の儀式の位置を明らかにするとともに、儀式を成り立たせる経済的背景についても考察している。
- 三 森茂暁『東使』とその役割（『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年）第一節※初出は「東使孝―鎌倉期の公武交渉の一側面」（『日本中世史論攷』一九八七年）。
- 四 森氏は注（三）論文において、おおまかに「関東御使」「関東使者」「関東使」「東使」「御使」「使節」などと表記される使者は公武交渉上の比較的軽事に関与する使者の呼称であり、また「関東飛脚」「関東早馬」「関東早脚力」「飛脚」と表記される場合は事件の伝達・儀礼的事柄などの比較的軽事に関して派遣される使者であるとしている。後者についても広義の東使に含まれるとしている（一七二―一七三頁）。
- 五 注（三）森著作、一九七頁。
- 六 長崎氏の系図については第三章第二章参照。
- 七 『常楽記』。詳しくは第三章第五節第三節一で述べている。
- 八 『太平記』第一卷、六四頁。
- 九 小侍所所司についての研究は、池田瞳「北条時宗・金沢実時期の小侍所―『吾妻鏡』を素材として―」（『中世政治史の研究』所収）がある。
- 一〇 岡見正雄校注『太平記』（角川書店、一九七五年）附録。
- 一一 『鎌倉遺文』三二二一八五号。
- 一二 『吾妻鏡』巻首にも「同十七日。相模守守時。南条左衛門尉以下各向武州。於山内離山合戦。十八日。守時以下自害畢」と記されている。
- 一三 『太平記』第二卷、一七七―一八一頁。
- 一四 『太平記』第二卷、九四―九五頁。
- 一五 詳しくは第三章第二節第二節二で考察している。
- 一六 永井晋『北条高時と金沢貞顕』（山川出版社、二〇〇九年）八五頁。
- 一七 『六波羅御教書案』（『鎌倉遺文』三二九二一―二二〇号）。
- 一八 一番筆頭の射手は、後に室町幕府の的始で「弓太郎」と呼ばれるようになり、「弓太郎」に選ばれることは名譽なことであった。室町幕府の始については、二木謙一「正月の歩射儀礼」（『國學院雑誌』七二号、一九七一年）を参照。鎌倉時代後期の的始においては、『御的日記』の三十八年分の正月的始の記録の中で、一番筆頭の射手を複数回勤めたのは武田七郎五郎時信（四回）、曾我次郎左衛門尉忠重（十二回）、岡村五郎左衛門尉資行（六回）、本間九郎助頼（五回）、横溝次郎景宗（二回）。鎌倉時代の的始については永井晋「鎌倉幕府の的始」（『金沢文庫研究』二九六号、一九九六年）

【補注】

本章は拙稿「得宗被官の歴史的な性格―『吾妻鏡』から『太平記』へ―」（『創価大学大学院紀要』第三四集、二〇一二年）を書き改めたものである。

表 『太平記』における有力得宗被官の活動

	年月日	史料上の表記	事項	頁数
1	正中1 .5.10 (1324)	長崎四郎左衛門尉泰光 南条次郎左衛門宗直	東使として上洛、日野資朝・俊基兩人を捕らえる。※史実では東使は工藤右衛門二郎と諏訪三郎兵衛（『武家裏書』、『鎌倉遺文』28835号）	①44-45
2	.5.27	東使兩人 (長崎泰光・南条宗直)	東使兩人（長崎高貞・南条宗直）、資朝・俊基兩人を連れて鎌倉に下着。※史実では東使は工藤右衛門二郎と諏訪三郎兵衛（同上）	①44-45
3	元弘1 .7.26 (1331)	南条左衛門尉高直 諏訪左衛門尉	南条左衛門高直、六波羅で捕らえられ関東に再び送られてきた日野俊基を受け取り、諏訪左衛門尉に預ける。	①68-69
4		執事長崎円喜 長崎新左衛門尉高資	執事長崎円喜の子息・長崎新左衛門尉高資、二階堂出羽入道道種と議論。	①70-73
5		工藤二郎左衛門尉（高景）	相模国葛原岡にて俊基の祇候人である助光が俊基に会うのを許可する。※史実では俊基の処刑は元弘2.6.3（『常楽記』）	①85-87
6	.9.	長崎四郎左衛門尉（高貞）	高時、20万7千6百余騎の大軍を笠置城に向かわせる（侍大将・長崎四郎左衛門尉高貞）。	①124
7	元弘2 .1. (1332)	工藤次郎左衛門尉（高景）	東使として二階堂信濃入道行珍とともに上洛。人々に対する処刑を定める。	①153
8	.9.20	長崎四郎左衛門尉（高貞） (長崎)九郎左衛門尉（師宗） 工藤次郎左衛門高景 安藤藤内左衛門尉	高時、北条一門の他関東八カ国の軍勢を京都に遣わす。※ここでは高貞以下得宗被官も外様の中に記されている。	①267-268
9	元弘3 .1末日 (1333)	長崎悪四郎左衛門尉（高貞）	侍大将・悪四郎左衛門尉の行装、人の目を驚かす。	①269
10	.2.	長崎九郎左衛門尉（師宗）	捕虜を六波羅へ送る。	①283-284
11	.2.	長崎四郎左衛門尉（高貞）	軍奉行として手負・死人の実験をする。	①296
12		長崎四郎左衛門尉（高貞）	兵糧攻めの指示を出す。	①302
13		長崎九郎左衛門師宗 工藤二郎右衛門尉	連歌に興じる。	①302-302
14	.3.	工藤左衛門尉（高景）	高時の使いとして足利尊氏に上洛を促す。	②16
15		長崎入道円喜	足利一族が一族・郎従・女性・幼子とともに上洛することを怪しみ、高時に尊氏に祈請文の提出を進言する。	②16-17
16	.5.2	長崎勘解由左衛門（為基）※ 諏訪木工左衛門入道	両使として上洛するも、尊氏が敵になったとの六波羅の早馬に会い、鎌倉に引き返す。途中尊氏の長男竹若に会い、竹若を殺害。※「勘解由左衛門入道」となっているが「長崎勘解由左衛門為基」のこと。	②77-78
17	.5.7	安藤太郎左衛門入道(祥兼) 同孫三郎入道 同左衛門太郎(則兼) 同左衛門三郎(則満) 同十郎 同三郎(基兼) 同又次郎 同新左衛門 同七郎三郎 同藤次郎	蓮華寺において自害	②66-67
18	.5.9	長崎二郎高重 (長崎)孫四郎左衛門(泰光)	高時、桜田治部大夫貞国を大将とする武蔵・上野の勢6万余騎を送る。	②85
19	.5.12	長崎(高重・泰光)	久米川での合戦に敗れる。	②88
20	.5.15	長崎駿河守時光 安東左衛門尉高貞	高時、重ねて大軍を送り、新田義貞を討つ。	②88
21	.5.	長崎次郎高重 (長崎)入道	長崎高重、久米川の合戦で討ち取った首を家来にもたせ高時の館へ。祖父の円喜喜び賞賛。	②94-95
22	.5.17	南条左衛門尉高直	侍大将・南条高直、同じ州崎の陣にいた赤橋守時に続き自害。志を同じくする武士90余人も自害。	②100-101

	年月日	史料上の表記	事項	頁数
23	元弘3 .5.21	執事長崎入道	円喜の烏帽子子である島津四郎、新田義貞の軍に降る。	②106-107
24	(1333) .5.21	長崎三郎左衛門入道思元 子息長崎勘解由左為基	長崎思元（頼元）・為基父子、奮戦。為基の生死は不明。	②109-112
25		安東左衛門入道聖秀	新田義貞の室の伯父である聖秀、高時邸の焼け跡の前で義貞室の書状に腹を立て自害。	②120-124
26		諏訪三郎盛高	高時の弟・四郎左近大夫入道（泰家）に仕える諏訪左馬助入道の子・盛高、高時の子亀寿を連れて逃げる。	②124-129
27		長崎二郎高重	武蔵野の合戦より夜屋八十余箇所の戦いに毎回先を懸け、手の者・若党は150騎に。	②131
28	.5.22	長崎二郎高重	高重、高時に面会した後新田義貞を討つべく合戦へ。	②131-133
29		長崎二郎高重	高重、南山和尚に会った後、敵陣に紛れ込む。	②133-135
30		長崎二郎高重	「桓武第五ノ皇子葛原親王二三代ノ孫、平將軍貞盛ヨリ一三代、前相模守高時ノ管領二、長崎入道円喜力嫡孫、次郎高重」と名乗って最期の合戦。	②136
31		長崎二郎高重	高重、自らの家臣の勧めで高時の様子を見に葛西力谷に帰る。	②137
32		(長崎次郎) 高重 (長崎) 新右衛門	高重、走り回り人々に自害を勧め、高時の前に置いてあった盃を持ち、弟の新右衛門に酌をさせ、三度傾けた後摂津刑部大夫入道道準の前に置き、切腹。	②138-139
33		諏訪入道直性	高重の置いた盃を口にして切腹した道準に続き、盃を手にして三度傾け、高時の前に置き、切腹し、その刀を抜いて高時の前に置く。	②139
34		長崎入道円喜 長崎新右衛門尉 長崎三郎左衛門入道思元	円喜、高時が気がかりで切腹せずにいたところ、15歳になった新右衛門尉が祖父の円喜を刺し、その刀で自らも切腹。高時も切腹し、北条一門をはじめ人々もあとに続いて自害。	②139-141

(筆者作成)

※『太平記』は新潮古典集成を使用。丸数字は巻数を指す。

第三部 有力得宗被官家の系譜考証

第一章 尾藤氏

はじめに

尾藤氏に関する研究は岡田清一氏・井上恵美子氏・細川重男氏の研究がある^一。『吾妻鏡』が尾藤景綱について「武蔵守秀郷朝臣後胤玄蕃頭知忠四代孫」と記しているように^二、景綱は秀郷流藤原氏の流れを汲む人物であり、系図としては『尊卑分脈』、『系図纂用』、『統群書類従』^三、『新訂寛政重修諸家譜』^四、『本朝武家大系図』^五などがある。井上氏はこれらの系図を知基の父を公澄とする『尊卑文脈』系系図^六と、知郷とする『統群書類聚』系系図^七に大別し^八、『尊卑分脈』(系図1)と『統群書類従』(系図2)を考察した結果を系図にしている(系図3)。岡田氏は尾藤氏の所領の検出を行った上で、尾藤氏の得宗被官化の背景について考察し、「本来は受領層に系譜を引くところの、根本所領をもたない御家人であった」^七が、「数度の合戦や乳母関係によって」北条氏と結びつき、「初代家令として得宗家公文所を統轄して政治の中枢を掌握」し、「御内人の筆頭たる地位を保ち続けたものと思われる」^八と論じている。細川氏は尾藤氏を「執事家」に分類するとともに、鎌倉時代後期の尾藤演心について詳細に論じている。

本章ではこれらの先行研究を参考にしつつ、付表10の尾藤氏の活動一覧をもとに系図1～系図3について再検討していきたい。以下付表10に関しては表の数字のみを記す。

第一節 『吾妻鏡』に見られる尾藤氏

一 景綱以前―知宣・知平・知景

尾藤氏は得宗被官の中では珍しく先祖が明らかでない一族で、『吾妻鏡』初出となる史料¹には尾藤太知宣が御家人になる際の経緯も記されている。知宣は景綱の父・尾藤次知景の兄で（系図1・系図2）、このころ木曾義仲に属していたのが、頼朝の内々の意向によって関東に参向している。

【史料1】『吾妻鏡』元暦元年二月廿一日条

有^二尾藤太知宣者^一。此間属^二義仲朝臣^一。而内々任^二御氣色^一。参^二向関東^一。武衛今日直令^レ問^二子細^一給。信濃国中野御牧。紀伊国田中池田両庄。令^二知行^一之旨申^レ之。以^二何由緒^一。令^二伝領^一哉之由被^二尋下^一。自^二先祖秀郷朝臣之時^一。次第承継^レ。平治乱逆之刻。於^二左典厩御方^一。牢籠之後得替。就^レ愁^二申之^一。田中庄者。去年八月。木曾殿賜^二御下文^一之由申^レ之。召^二出彼御下文^一覽^レ之。仍知行不^レ可^レ有^二相違^一之旨被^レ仰^二云々^一。

ここでは知宣が頼朝に信濃国中野御牧・紀伊国田中・池田両庄を知行したいと申し出たため、頼朝にその由緒を聞かれている。知宣の主張によれば、これらの所領を先祖（藤原）秀郷の時から代々継承してきたが、平時の乱の折に源義朝の味方となったため、牢籠の身となってしまったという。その後義仲に嘆き申したところ、田中庄については去年（寿永二年）八月に義仲の御下文を賜ったとして、頼朝にその下文を披露し、これらの所領を安堵されている。

その後、文治五年に知宣の子・尾藤太知平が奥州の藤原泰衡征伐のため出陣した頼朝に従っており（2）、建久元年には頼朝の入京に知景が先陣の隋兵の中に見られる（3）。知景は建仁三年には比企一族追討に派遣され、負傷したのが終出となっている（4）。比企一族の追討に派遣された御家人は有力御家人が多いが、知景は子の景綱が得宗被官となっており、金窪行親も義時の側近となり、後に被官化したと考えられることから、知景も北条氏と接近しつつあった可能性が高い。

二 尾藤景綱（道然）

【史料2】『吾妻鏡』建保元年五月三日条

又昨今両日。致^二合戦^一之輩。多以参^二匠作御亭^一。々主勸^二盃酒於件来客^一給。此間被^レ仰云。於^二飲酒^一者。永欲^レ停^二止^一之。其故者。去朔日入^レ夜。有^二数献会^一。而暁天^二日。義盛襲来刻。忽以着^二甲冑^一。雖^レ令^二騎馬^一。依^二淵醉之余氣^一。為^二惱然^一之間。向後可^二断酒^一之由。誓願^レ訖。而度々相戦之後。為^レ潤^レ喉尋^レ水之処。葛西六郎^{武藏国住人}。取^二副小筒^一与^レ蓋勸^レ之。臨^二其期^一。以前之意。忽変用^レ之。至^レ蓋者給^二景綱^一。尾藤次郎。人性於^レ時不定。

比興事也。但自今以後。猶不^レ可^レ好^二大飲^一云々。

これは景綱の初出記事でもあり、和田合戦の後、合戦に参加した者たちが泰時邸に集まり、泰時が盃酒を進める際に語ったエピソードである。泰時は義盛が襲来した際に二日酔いで意識が朦朧としていたため、飲酒を永く断つ決意をしたが、合戦の中で葛西六郎が酒を差し出したところ、以前の決意が忽ち変わってこれを飲んでしまったという。盃は尾藤景綱に与え、今後は深酒を好まないようにすると語っている。泰時から盃を与えられていることから、両者の間に主従関係が結ばれていたことがわかる。景綱の被官化の時期については、建暦元年（一一二二）以前とされている^九。その理由は、景綱が泰時の次男・時実（母は安保実員女）の乳母夫であり、時実が安貞元年（一一二七）に十六歳で家人・高橋二郎に殺害されていることによる^{一〇}。つまり、乳母夫であった景綱が泰時の被官になったのは、時実の生年の建暦元年以前というわけである。したがって、建保元年の和田合戦の時にはすでに義時・泰時父子の被官となっていたことになる。

『吾妻鏡』初出の段階では「尾藤次郎」だが、承久の乱の際には左近将監となっている（6）。泰時とともに出陣した十八騎の中でも北条氏一族を除けば筆頭に挙げられ、平出弥三郎と綿貫次郎三郎という郎従を従えている。承久の乱における景綱の活躍は第一部第三章で述べたためここでは省略するが、景綱と盛綱は元仁元年四月に義時の使者として駿河国に派遣されており（9）、鎌倉に戻っていたことがわかる。その二ヵ月後に義時が死去すると、泰時邸敷地内ですでに家があった景綱は、泰時のもとに出入りすることを許された数少ない被官の一人となっている（10、11）。

景綱は伊賀氏事件の直後、閏七月二十九日に「武州（泰時）後見」、すなわち「家令」^{一一}に任じられるわけだが、この職は「以前二代無^二家令^一。今度被^レ始^二置^一之」とあるように、「以前二代」つまり北条時政・義時の代には置かれておらず、この時初めて置かれた職であった。井上氏は家令について「得宗の代官として、北条氏一門の事務処理や被官を統制する要の役」^{一二}とし、「景綱が、常に泰時の側に近侍しており、文筆に比較的明るい者で、かつ政治性に優れた得宗被官であったことも窺える」^{一三}としているが、細川氏は泰時期における執事奉書の発給は景綱ではなく盛綱によるものであることから、得宗家公文所における実務責任者は盛綱であり、「景綱が初代家令に就任したように、盛綱も得宗家家政の実務責任者に任命されたのではないか」としている^{一四}。つまり「後見」「家令」と称される景綱の立場は、後の得宗家公文所執事のように文書発給を行う立場ではなかったことになる。

初代家令となり、得宗家の家政機関の確立にあたって重要な位置にあった景綱だが、子息は景綱より早くに死去したのか、兄弟の子である景氏を養子に迎えている^{一四}。景綱は文暦元年八月二十一日に病気のために家令を辞し、翌日死去した（33、34）。これにより、尾藤氏は得宗被官の中で最も早く世代が変わ

ることになる。

三 尾藤景氏（浄心）

景氏の「氏」は泰時の嫡子・時氏の偏諱と考えられる。父は系図1では「中野三郎」景信、系図2では「中野二郎」景信となっている。景綱が次郎であることが史料二からわかるので、景氏の父は「中野三郎」であり、景綱の弟であろう。景氏は寛喜二年（弘長三年）まで活動が確認できるのだが、最後まで任官した形跡はみられず、通称は「尾藤太」のままである。また『吾妻鏡』の登場回数も七回と、景綱に比べると少ない。

初出となる寛喜二年正月四日条は頼経の御行始の記事で、北条光時とともに引出物の一の馬を引いている（24）。なおこの馬は北条実泰とともに平盛綱が引いている。景氏がいつ景綱の養子となったのかは不明だが、この時までには景綱の後継者と考えられていたのではないだろうか。嘉禎二年（一二三六）に泰時が新築した邸宅の「南門東脇」には景氏の家があり（35）、寛元の政変では諏訪蓮仏（盛重）・平盛時とともに頼経の使者・但馬前司定員を追い返し（37）、六月十日の深秘の沙汰にも蓮仏、盛時とともに参候している（38）ことから、景氏は景綱以来の平・諏方・尾藤体制を維持し続けたということになる。以降は、弘長三年まで『吾妻鏡』に見られないが、時頼の申次を務め（42）、枕元に祇候を許されたうちの一人（43）、尾藤太浄心が景氏であろう。

文永九年九月の得宗家公文所奉書の奉者に「浄心」とあり（44）、存命であることが確認できる。しかし文永十年四月には病のために署判できなくなっていたことが、「沙弥（勞）」とあることからわかる（45）。家令という職こそ世襲することはなかったが、金窪行親が得宗被官としての初代侍所所司となりながら、得宗被官家としては確立しなかったことを考えると、鎌倉時代後期まで続く得宗被官上層部の家を確立したという点で、景氏の功績は大きいと言えよう。

第二節 鎌倉時代中期～後期の尾藤氏

一 景綱の子孫

系図2に見える景綱の子、時景は史料上に比定者を確認することができないが、孫については興味深い注記がされている。時景の子・つまり景綱の孫とさ

れているのは「三郎左衛門尉」時綱（景氏孫の時綱（演心）と区別するために「時綱A」とする）・「四郎」景泰・「五郎左衛門尉、正応配流、養子」と記された久時の三人である。景泰については他に史料となるものがなく、久時も史料では確認できないが、「正応配流、養子」という注記に注目すると、正応六年（永仁元年）の平禅門の乱に関連して流罪された可能性は高い。

そして、『本朝武家大系図』の時綱Aの注記に「於鎮西死去」と記されていることに注目したい^{一五}。鎮西に関係のある尾藤氏として、正応四年（一二九二）から永仁二年にかけて鎮西御家人の訴訟に関する史料に見られる尾藤内左衛門入道がいる（53、56、58）。内舎人と左衛門尉になった人物であり、いずれも小野沢次郎入道とともに見られるが、実名は記されていない。しかし正応四年の段階ですでに出家しており、何度も鎮西に赴いていることから鎮西で死去した可能性は高く、時綱Aは尾藤内左衛門入道に比定できるのではないだろうか。

また「河村氏系図」には河村政家女が「尾藤内左衛門尉妻」であったことが記されている^{一六}。『北条氏系譜人名辞典』^{一七}では尾藤内左衛門入道を景氏孫の時綱（以降時綱B）に比定し、河村政家女も時綱Bの妻としているが、時綱Bは「藤内左衛門尉」を通称とはしていないため、この尾藤内左衛門尉も時綱Aと考えられる。景綱の子孫も永仁二年まではその存在が確認できることになる。

二 景氏の子

系図1・系図2ともに景氏の男子が四人である点は一致している。

（一）尾藤頼景（もしくは景頼、次郎兵衛尉）

『吾妻鏡』に筑飯での馬引きとして見られる（付表2②）。ただし表記は建長二年が尾藤兵衛尉（39）、建長四年は尾藤二郎（40）、康元元年は尾藤次郎兵衛尉（41）と一定しない。建長四年については「兵衛尉」の表記がないが、康元元年の尾藤次郎兵衛尉が「次郎」であることから同一人物とした。

系図1の「景頼」、系図2の「頼景」に比定できるが、『吾妻鏡』では実名が見られないためどちらなのかは判断できない。井上氏は「景頼 又 頼景」としており（系図3）、細川氏もどちらが正しいか判断しかねるとしているが、細川氏は「頼」が時頼の偏諱であると考えられることから「頼景」の可能性が高いと指摘している^{一八}。便宜上本稿では細川氏の指摘する「頼景」としておきたい。

なお、建長二年・同四年の境飯は時頼の沙汰による正月一日の境飯であり、それぞれ北条時仲、北条時定とともに引いている。康元元年は足利利氏の沙汰による正月三日の境飯で、備前左衛門三郎とともに引いているが、頼景のほうが上位である。史料上確認できる活動は以上だが、永仁三年の上総国碧海庄についての配分状に「五石 小針郷半分尾藤兵衛六郎分」とあり(59)、この尾藤兵衛六郎が頼景の子である可能性も考えられる。もう一人の子息・時綱(時景)については後述する。

(二) 尾藤景連(五郎左衛門尉)・尾藤頼広(六郎左衛門尉)・実綱(尾藤七郎)・尾藤頼氏(六郎左衛門二郎)

弘安五年五月十二日付の尾藤五郎左衛門尉景連・老岐五郎左衛門入道後家尼真蓮・三位律師玄家・尾藤六郎左衛門二郎頼氏連署の避状(史料三)によって景連と景氏の孫の頼氏が確認できる。

【史料三】「尾藤景連等連署避状案」『鎌倉遺文』一四六二三号

感神の大座小野氏申撰津国金心寺庄の事、長福寺後家のあとを、越中局相伝のところに、かの局死去のあひた、男女の子息おのゝ領知すへきよし申候といへとも、小野氏所帯の長福寺後家の九月四日の書状のことくは、当座大座につくへきよし見多候あひた、本証文をあひそめて、小野氏七さりあたふるところなり、自今以後、おのゝさまたけを不可成之状如件、

弘安五年五月十二日

嫡庶をいはずおのゝ次第不同上所加判形也、

尾藤六郎左衛門二郎頼氏判

三位律師玄家判

老岐五郎左衛門入道後家尼真蓮判

尾藤五郎左衛門尉景連判

頼氏は「六郎左衛門二郎」とあることから景連の子ではなく、六郎左衛門尉頼広の子ということになる。この点は次項で詳しく考察したい。撰津国金心寺庄は長福寺後家の死後越中局という人物が相伝していたが、越中局が死去したため、男女の子息で配分し、領知することになった。しかし「感神の大座」が「長福寺後家の九月四日の書状」を添えて訴えたところ、景連以下越中局の子息(孫も含む)が権利を放棄することになったようである。長福

寺後家は越中局の母であろうか。「きをんのたいさ」Ⅱ「感神の大座小野氏」に避状を送る際の同日付の副状も伝わる(史料四)。この差出人の「しんしやう」というのは、諏訪真性であろう。得宗家公文所に訴えられ、真性を奉行として裁判が進められたのだと考えられる。

【史料四】「しんしやう書状」(『鎌倉遺文』一四六二四号)

つづくにこんしゝのしやうのあひたの事、ゑちうのつほねのしそくのさりふみ、ならひにほんくゑんあひくして、まひらせ候、あなかしくく、

弘安五年

五月十二日

しむしやう判

きをんのたいさ殿

この二つの史料によつて、景連と頼広の母が越中局であったことがわかる。また、老岐五郎左衛門入道後家尼真蓮は越中局の娘(景氏女)、「玄信」は系図2の「三位律師玄家」のことで、景連の子であろう。系図1・系図2ともに見られる七郎実綱に関する史料は確認できなかったが、二つの系図で一致しており、系図上問題はないと考えられる。

三 景氏の子孫

景氏の孫の世代になると、系図1と系図2で異なる部分が出てくる。ここでは鎌倉時代後期の三人の人物を中心に考察したい。

(一) 尾藤時綱(左衛門尉、次郎左衛門尉、左衛門入道演心) ↓時綱B

系図1では景氏の孫・時景(「景頼」の子)に「左兵衛、改一綱、出家」、系図2ではやはり景氏の孫に時綱(「頼景」の子)とあり、「二郎左衛門尉、号尾藤左衛門尉」と記されているため、景氏の孫であることがわかる。鎌倉時代後期の尾藤氏の惣領であった人物である。この時綱Bについては細川氏の詳細な論考があり¹⁹⁾、嘉元元年から嘉元二年十二月までと、嘉元三年五月から徳治三年までの間に得宗家公文所執事であったことが指摘されている²⁰⁾。管見の限り初出史料となるのは正安三年十二月二十四日付の関東御教書で、「尾藤左衛門尉時綱」の日向白杵郡田貫田の所領が異国降伏の祈祷の料所として正八幡宮に寄進されている(62)。

徳治二年の「大斉番文」(九番筆頭)の尾藤左衛門尉(付表7)、高時の矢開に見られる尾藤次郎左衛門尉(66)、そして正和四年三月八日以降に見られる尾藤左衛門入道演心(71)も井上、細川両氏の指摘通り時綱Bであろう^{二二}。

延慶元年と推定されている十一月七日付金澤貞顕書状^{二三}では、貞時への取り次ぎを依頼されており、また史料五では「長入道」(長崎入道||長崎円喜)とともに「尾金」(尾藤左衛門尉||時綱B)が寄合の合奉行であったことがわかる。

【史料五】「金澤貞顕書状」(『鎌倉遺文』二三六六三号)

太守禪門、奥州、武州、貞顕、酒掃、別駕、信州、長入道、尾金令^二出仕^一候了、相州御不参候也、

奉行合奉行
前題

昨日長崎左衛門為^二御使^一御寄合参勤事被^二仰下^一候之間、則令^二出仕^一候了、面目之至無^二申計^一候、武州同被^二仰下^一候之際、出仕候了、徳政以下条々御沙汰候き、御神事以後入見参、諸事可^二申承^一候、(以下断欠)

正和四年の火災(鎌倉の飯島より出火)では御所・得宗亭をはじめ多くの館が焼失した中に、長崎左衛門入道円喜・諏訪入道真性・尾藤左衛門入道演心の屋敷があるため(71)、円喜・直性とともに得宗に近侍していたことがわかる。延慶三年(一一三〇)八月までは「時綱」として発給している文書^{二三}が確認できることから、延慶三年八月〜正和四年三月の間に出家したことになる。可能性が高いのは応長元年(一一三一)十月の貞時の死による出家であろう。「供養記」では一品経と銭十貫、砂金五十両・銀剣一・馬一を供養している尾藤二郎左衛門入道が演心である(付表8E、H)。

時綱Bの子としては、史料で確認できる人物はおらず、系図2の「時景^二郎左衛門尉^一」と『門葉記』に見られる「尾藤左衛門入道子息」のみである^{二四}。時景は系図1では時綱自身の改名前の名と同じであり、時綱Aの父とも同名であるため検討を要する。

(二) 尾藤資広(彈正左衛門尉)

資広は「供養記」で布施取りの役(付表8A)や祿役人(付表8F)を務めており、尾藤氏の中では庶流の人物であろう。系図には記されていないが、井上氏は時綱Bの子に比定している(系図3)。細川氏は資広(広)の通称「尾藤彈正左衛門尉」は父親が彈正丞の官職にあった人物としており、時綱の子ではないと指摘している^{二五}。細川氏の資広が時綱Bの子ではないという点には同意するが、「彈正左衛門尉」というのは父親が彈正丞だったのではなく自らが「彈正丞」から「左衛門尉」となったことを示す^{二六}。

「広」の字と世代を考えると、系図2に見える宗廣(広)の子ではないだろうか。宗広に関する史料はないが、系図2を見ると、景連の子は「頼連^{五郎左衛門}

尉・玄信・宗広五郎・規氏左近将監・頼氏六郎左衛門尉とあり、頼連と宗広がともに「五郎」であることから明らかに間違いであることがわかる。通常僧となった人物は最後に記す場合が多いので、頼連・玄信が景連の子で、宗広・規氏・頼氏は頼広の子であろう。

資広の活動が最後に確認できるのは、正慶元年（一三三二）十二月五日付の六波羅御教書である（史料六）。護良親王と楠木正成の事で鎌倉から資広が東使として上洛したこと、伝えるべきことがあるので、至急上洛するようにとの命を伝えたものである。

【史料六】「六波羅御教書案」〔鎌倉遺文〕三一九一―号）

「感状 正慶元年」

依二大塔宮并楠木兵衛尉正成事一、自二関東一尾藤弾正左衛門尉所二上洛一也、有レ可レ被レ仰レ之子細一、不レ廻二時刻一、可レ被二参洛一、仍執達如レ件、

正慶元年十二月五日

左近将監判有

越後守判有

須田（彌田）一族中

（三）尾藤資氏（孫二郎）

「供養記」に手長役人として見られる（付表8B）。井上氏は資氏も資広とともに時綱Bの子としているが、資氏の通称「孫二郎」からは父が無官であることがわかるため、時綱Bの子とは考えにくい。手長役のみであることから、やはり庶子家の人物で比較的年齢の若い人物だと考えられる。先述した通り頼氏が「六郎左衛門二郎」（史料三）であるから、この頼氏の孫である可能性が高い。資氏の父も「二郎」であったため、「孫二郎」を称しているのであろう。

（四）尾藤頼連（五郎左衛門尉）

「大斉番文」（十一番）の尾藤五郎左衛門尉（付表7）、「供養記」の尾藤五郎左衛門入道（付表8H）は景連の子・頼連と考えられる。井上氏は景連としているが、景連は史料三の段階で僧になった子（三位律師玄家）がおり、弟の子（頼氏）も元服しているとすると、少なくとも四十代以上であったと考えられるため、頼連に比定した。「供養記」では砂金三十両・銀剣一を供養しており、尾藤氏の庶子家の中では時綱B（演心）に次ぐ立場にあったことがわかる。

（五）尾藤規氏（六郎左衛門尉）

「大斉番文」の十番（付表7）と「供養記」に見られる尾藤六郎左衛門尉（付表8H）は系図2の通りであれば頼氏なのだが、頼氏は「六郎左衛門二郎」であ

り(史料三)、本人は「二郎」であるため「尾藤六郎左衛門尉」ではない。供養の品も銀剣一と馬一疋(置鞍・鹿毛)であることから時綱Bや頼連よりは立場は低いが、資広・資氏よりは上の立場である。系図2では景連の子となっている規氏は「左近将監」とあるが、系図1には見られない。先述したように規氏は頼広の子であり、兄弟の頼氏が二郎である以上、頼氏の「六郎左衛門」は本来規氏につけられる注記だった可能性が高い。したがって、「大斉番文」、「供養記」の六郎左衛門尉は規氏と考えられる。

おわりに

以上の考察をまとめ、改めて系図にしたものが系図4である。井上氏が時綱Bの子とする資広・資氏は時綱Bの子ではなく、頼広の孫と曾孫になる。なお、系図の中に反映させることはできなかったが、まとまった史料が残っている尾藤太性円は、弘安年中に美濃国大井庄下司職を買得て同職に補任され、正応の頃までには売り渡している(47、50、60、61、82)。また尾藤氏の所領を考える上で興味深いのが、嘉元二年の僧禅海の起請文に紀伊国阿弋河庄田仲が尾藤太子息彦太郎の由緒の地であることが記されている(64)ことである。これは史料1で知宣が頼朝に安堵された地である。その他、尾藤内(81)、尾藤左衛門入道(86)、尾藤余次(同)についても系図の中に位置づけることができなかったが、いずれも尾藤氏の所領(八)に関する問題とも関わってくるため、重要な人物といえる。

初代家令となった景綱は養子に景氏を迎え、その景氏は生涯任官することはない、家令にもならなかったが、最有力被官としての地位は受け継いだ。前述したように景氏の孫の時綱B(演心)が二度得宗家公文所執事となっているが、これは平禅門の乱後の貞時専制期の特殊な状況下のものである。平盛綱が承久の乱の初出以来安東忠家、関実忠、そして景綱、金窪行親という初期の得宗被官の立場を次々と吸収していく状況にあつて、景氏は任官せず、家令職も「継がない」という意志を表明することで、最有力得宗被官家としての地位を守ったのだと推察される。

しかし、尾藤氏は常に有力得宗被官であり続けた一族でありながら、第三部で考察する五氏の中で唯一、鎌倉幕府滅亡時および滅亡後の動きが不明な一族である。『太平記』に見られないのはもちろん、それ以外の記録もないのである。第二部第四章で考察したように、尾藤氏が軍事的な役割を担うことが少なくなっていたということもあるのかもしれないが、鎌倉時代後期の尾藤氏の動向については残された課題が多い。尾藤氏所領の考察とあわせて今後の課題と

していきたい。

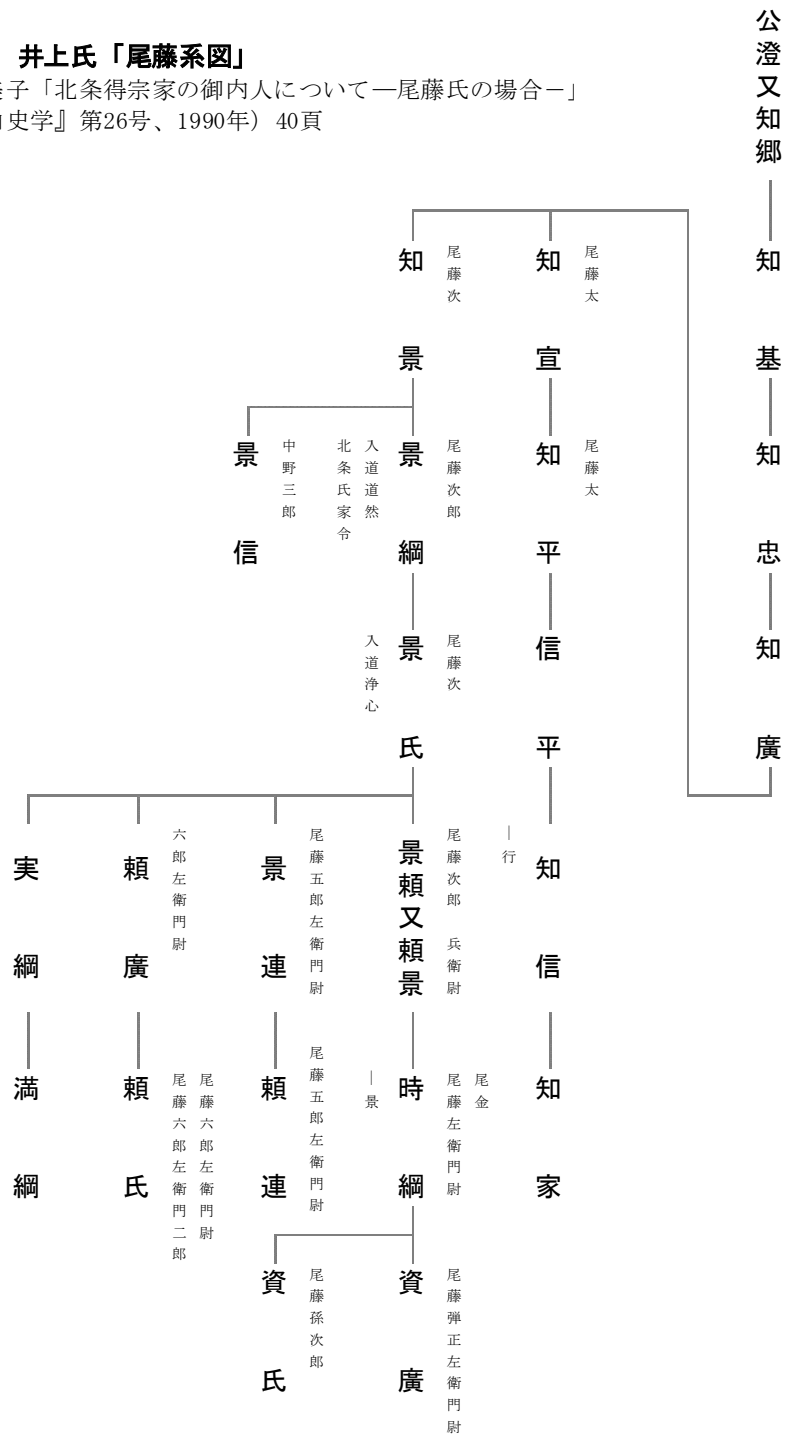
注

- 一 岡田清一「御内人『尾藤氏』について」(『鎌倉幕府と東国』補論一※初出は『武蔵野』五二―二、一九九〇年)、井上恵美子「北条得宗家の御内人について―尾藤氏の場合―」(『白山史学』第二六号、一九九〇年)、細川重男A「尾藤左衛門入道演心について」(『鎌倉政権得宗専制論』第一部第六章※初出は『立正史学』第八〇号、一九九六年)、細川重男B「鎌倉前期・中期の北条氏被官」(『鎌倉政権得宗専制論』第一部第四章第三節)。
- 二 『吾妻鏡』元仁元年閏七月二十九日条。
- 三 『続群書類従』(第六輯下、続群書類従完成会、一九七九年、訂正三版)。
- 四 『寛政重修諸家譜』(新訂、一三卷、続群書類従完成会、一九六五年)。
- 五 国立国会図書館蔵『本朝武家大系図』(第二卷、青山文庫)「藤家 小山一家尾藤系図」※『続群書類聚』系系図」になるが、間違いも多いため本稿では考察の対象とはしていない。
- 六 注(一) 井上論文。
- 七 岡田清一氏は尾藤氏には確実な根本私領が確認できないことから、『沙汰未練書』に定められた御家人の範疇(「往昔以来、為開発領主、賜武家御下文人事也、開発領主トハ根本私領也」)には入らないと指摘している(注一岡田著作、一六六頁)。
- 八 注(一) 岡田著作、一七〇頁。
- 九 尾藤氏の被官化の要因については、岡田・池田両氏とも、尾藤氏が自家を發展させるために北条氏との連携を考えたのだとしている(注一岡田著作、一六七頁。井上論文、二二頁)。また、井上氏は「北条氏としても、権力強化に伴う被官不足のため、被官造成に力を入れていた時期だった」とし、「秀郷流藤原氏で、しかも、先祖が尾張守まで務めていた名家で、かつ、文筆にも秀でていた尾藤氏が自家の被官となるのは、喜ばしいことだったので、北条氏と尾藤氏の間には被官関係が結ばれることになったのだろう」と考察している(井上論文、二二頁)。
- 一〇 『吾妻鏡』安貞元年六月十八日条。この事件については第一部第四章で考察している。
- 一一 「家令」とは、『日本国語大辞典』に「令制で、一品以下四品までの親王家、および三位以上の貴族の家に設置すると定められた職員。家務を総括する。平安以降、他の権勢家にも置かれるようになった」とあるように、もとは貴族の家々に置かれていたものである。
- 一二 注(一) 井上論文、二八頁。
- 一三 注(一) 細川著作B、一〇七頁。
- 一四 系図2には景綱の子として時景が記されているが、『吾妻鏡』には見られない。
- 一五 『本朝武家大系図』の尾藤氏系図はかなり混乱しているのだが、この注記は無視できない。
- 一六 「秀郷流系図 河村」(『続群書類従』第六輯下)。
- 一七 『北条氏系譜人名辞典』(新人物往来社、二〇〇一年)。
- 一八 注(一) 細川著作A、二二四頁。
- 一九 注(一) 細川著作A。

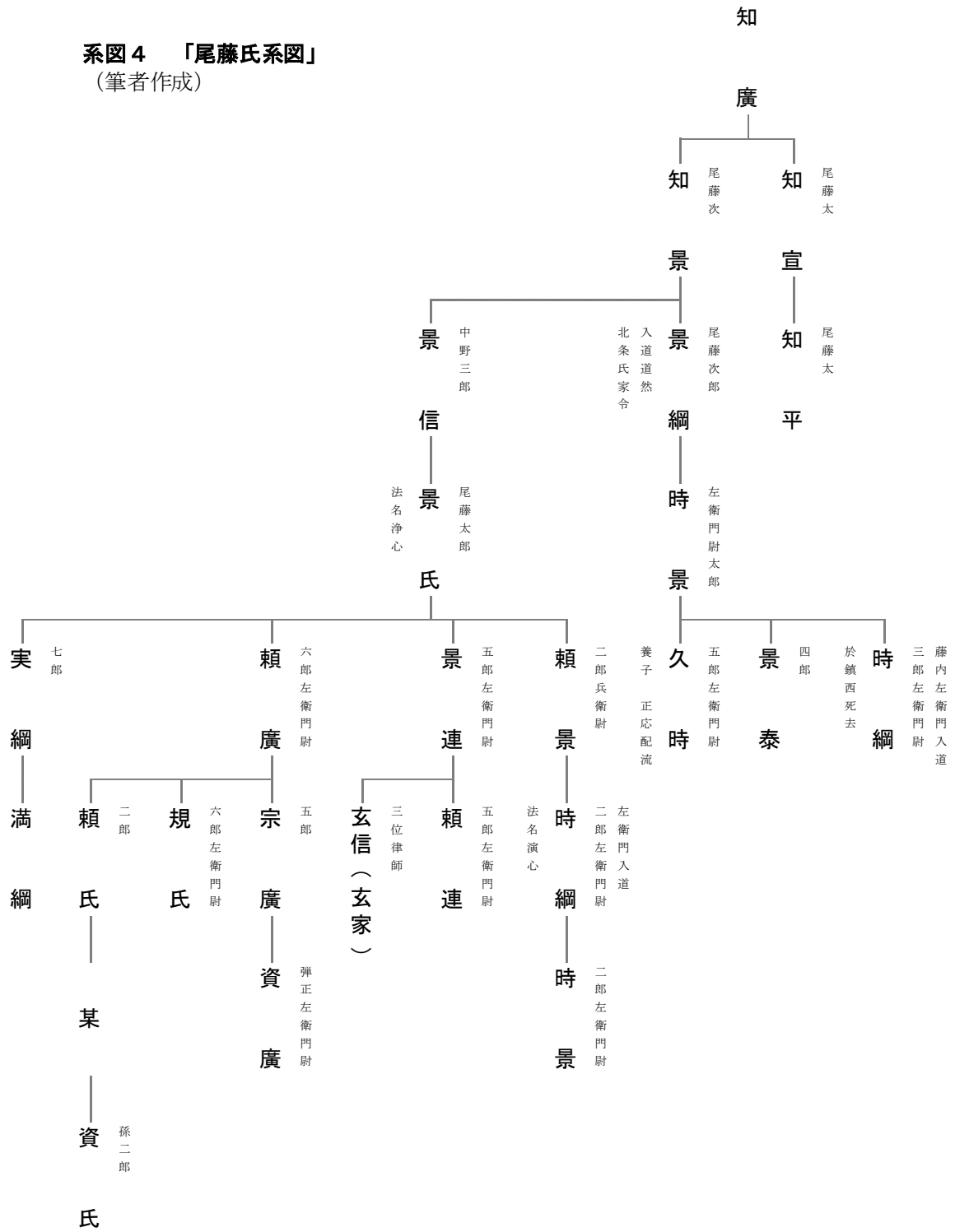
- 二〇 注(一) 細川著作、二〇四〜二〇六頁、二七四頁。
- 二一 注(一) 井上論文、三三三〜三五頁。細川著作A、二〇二頁。
- 二二 『鎌倉遺文』二三三四五号。
- 二三 『鎌倉遺文』二三三九三二号、二四〇五二二号。なお二四〇五二二号の文書は『鎌倉遺文』では「將軍守邦親王家執事奉書写」となっているが、細川氏によって得宗家執事奉書に分類されている(注一細川著作、九三頁、表3)。
- 二四 『門葉記』(『大正新脩大藏經函像』第十一卷、大正新脩大藏經刊行会、一九七七年)「冥道供七 関東冥道供現行記」には文保元年(一二三二)に尾藤左衛門入道子息の病のために冥道供が行われたとある。
- 二五 注(二) 細川著作A、二一四頁。
- 二六 『官職難儀』(『新校群書類従』第四卷、一九三七年)八九頁。鎌倉時代後期になると御家人や得宗被官の庶子家の人物に「木工左衛門尉」「刑部左衛門尉」「宮内左衛門尉」「彈正左衛門尉」などが見られるようになるが、いずれも父親がその官職であったことは確認できない。一族内での任官者が増えたことで、区別するためにこのような通称を名乗るようになったのだと考えられる。
- 二七 注(一) 井上論文、三五頁。
- 二八 尾藤氏の所領に関しては岡田氏が考察している通り、確認できるのは①信濃国中野牧・②紀伊国田中庄・③同国池田庄・④三河国碧海庄小針郷半分・⑤日向国臼杵郡田貫田・⑥筑前国嘉摩郡内下山田四十町・⑦相模国山内庄尾藤谷の七つだが、このうち中野牧・田中庄・池田庄は御家人化以前の所領だが、田中・池田庄に関しては佐藤仲清・能清父子が権利を獲得していたことが指摘されている(注一岡田著作)。

系図3 井上氏「尾藤系図」

井上恵美子「北条得宗家の御内人について—尾藤氏の場合—」
 (『白山史学』第26号、1990年) 40頁



系図4 「尾藤氏系図」
(筆者作成)



第二章 平・長崎氏

はじめに

『とはずがたり』の作者、後深草院二条は鎌倉滞在中の正応二年（一二八九）、「相模守の宿所の内」にある「角殿」と呼ばれる平頼綱の屋敷に呼ばれている。その時の様子を、御所の設備は「常の事」であるのに角殿は「几帳の帷子、引物まで、目も輝きあたりも光るさまなり」と述べている。また頼綱の妻（御方）と呼ばれている）が容姿も素晴らしい様子で「かくいみじ」と見ていたところ、頼綱が向こうから走ってきた姿が「袖短なる白き直垂姿」で「馴れがほに」寄りあっていたので「やつるる心地」がしたと記している¹。女性ならではの頼綱評である。

「得宗被官専制」とも言える体制を作り上げた頼綱は、晩年は京都に対しても影響力を及ぼしており、永仁元年（一二九三）の平禅門の乱で頼綱が倒されたとの風聞を聞いた三条実朝が日記に「城入道被誅之後彼仁一向執権、諸人恐懼外無他事候之処、又如此」と記し、誅された理由についても「餘二驕過之故歟」としている²。京都の公家から見ても、頼綱の「驕」は目に余るものとして映っていたのである。

得宗被官平氏（本章では特に断りのない限り「平氏」は得宗被官平氏を指す）は初代・平盛綱が『吾妻鏡』承久三年五月二十二日条に泰時従軍の「十八騎」として登場して以来、常に得宗に近侍していた。しかし、尾藤氏は御家人化の背景、先祖が秀郷流藤原氏であることまで『吾妻鏡』に記されているのに対し、平氏に関してのそのような情報を見出すことはできない。そのため、平・長崎氏に関する研究は森幸夫氏や細川重男氏の研究を中心に豊富なのだが³、現在も資盛（平清盛の孫）の子であるとする説、義時の年来の郎従「主達」出身とする説の二つで意見が分かれており、未だ確定していない。

系図史料としては盛綱まで記されている『尊卑分脈』（系図1）と盛綱から長崎氏まで記された『系図纂要』『平朝臣姓 関一流』（系図2）があるが、系図1は盛綱を平清盛の孫・資盛の子とし、系図2は資盛の孫・国房の子としている。しかも系図2の盛綱の注記に「時政執権之時居鎌倉為執事」としている点、盛綱と頼綱を親子としている点、関実忠と盛綱を兄弟としている点などからそのまま信用することができないため、本章では、平・長崎氏の出自について考

察した上で、付表11①～③をもとに盛綱から鎌倉時代後期の長崎氏に至るまでの系図の復元を行いたい（以下付表11に関しては①～③の番号と表の数字のみを記す）。なお、便宜上頼綱までを「平氏」、「長崎」を名乗っている人物については「長崎氏」と表記し、両方を指す場合は「平・長崎」とする。

第一節 平・長崎氏の出自

一 平盛綱の出自

渡辺晴美氏は平・長崎氏の出自について、「関・平・長崎の諸氏が相互にこの系図と相隔事遠くない関係にあったものと認められる」としているが、「平氏」を称していることについては「即座に小松内府の末裔とすることは断言しえまい」^四としている。細川氏は「主達」出身であると主張し^五、森氏は「供僧次第」に北条時政・義時父子によって供僧に推挙された平家一門出身者が見えることから、盛綱は平資盛の流れを汲む人物であったとする^六。細川氏はこの森氏の主張に対し、「供僧次第」等に見える平家出身者は「全員が僧侶となっている」として北条氏に庇護された平家一門出身者の存在を否定し^七、再び森氏が「供僧次第」等に見える平家出身者が全員僧侶になっているのは当たり前であると反論している^八。

森氏が根拠とするのは、『太平記』巻十「長崎高資最期合戦事」における長崎高資の名乗り「桓武第五の皇子葛原親王に三代の孫、平將軍貞盛より十三代、前相模守高時の管領に、長崎入道円喜が嫡孫、次郎高重」^九という部分で、「平將軍貞盛より十三代」、「前相模守高時の管領に」の語句を、「長崎入道円喜」に懸かる語句として読めば、長崎氏の先祖を名乗っていることになると指摘している^{一〇}。『尊卑分脈』の系図にある貞盛から盛綱の十代に、盛時・光綱・円喜を加えると、円喜はちようど十三代目に当たるとした。つまり、貞盛—維盛—正度—正衡—正盛—忠盛—清盛—重盛—資盛—盛綱—盛時—光綱—円喜というわけである。しかし、これは「平將軍貞盛より十三代」の「前相模守高時」の「管領」である「長崎入道円喜」の「嫡孫」の「次郎高重」と読み取るべきであり、「平將軍貞盛より十三代」が円喜にかかっているとは考えにくい。北条氏が貞盛の子孫とされていることを考えると、「平將軍貞盛より十三代」なのは高時のことであろう。すなわち、貞盛—維将—維時—直方—時方—時政—義時—泰時—時氏—時頼—時宗—貞時—高時となる。以上の点から盛綱が資盛の子や系図2のように資盛の曾孫である可能性は低いと言えよう。

細川氏は「高重は主君高時の系譜を長々と語り、自分の家系については当時存命の祖父高綱にしか触れていない」^{二二}とし、平・長崎氏の先祖が不明であることから義時の「年来の郎従」である「主達」出身としているが、だとすると承元三年に「主達」を御家人に準ずることを認めなかった実朝^{二三}の死後に御家人身分となったことになる。たしかに盛綱は他の有力得宗被官と異なり承久の乱以前に御家人としての活動を確認することはできないが、初出の時すでに兵衛尉であり、実朝の死後御家人に加えられたのだとしても、主達出身ではなく、御家人に加えられるもおかしくない身分であったと言える。

頼綱に至るまで名字の名乗りがないことから、盛綱は根本私領を持っていなかったと考えられること、尾藤景綱が家令であった当時から盛綱が得宗家公文書奉書の奉者であったこと^{①5、15}、使者としての行動の際には景綱の上位に記されていること^{二三}などを考慮すると、京下りの武士、またはその子孫であったのではないだろうか。そして清盛流平氏と関連があったとしても家人の平盛国の子孫と考えたほうがよからう。

二 平盛綱の活動

盛綱の通称は「平三郎兵衛尉」、「平三郎左衛門尉」^{二四}、「平左衛門入道」(法名盛阿)と変化していく。盛綱の活動については第一部で扱った事件の考察の中でも触れてきたので、ここでは盛綱の立場について考察していきたい。

まず注目したいのは、泰時が執権となり、元仁元年に家令となった尾藤景綱とともに盛綱が家務条々の制定にあたっていること^{①4}、代替わり安堵の北条泰時袖判奉書を発給していること^{①5}である。義時が死去した直後、泰時に近侍する被官の中心人物であったのは景綱と関実忠であった。実忠は文筆能力の高い人物であり^{一五}、泰時に重用されていたと見られる。ところが、実忠は伊賀氏事件を境に『吾妻鏡』から姿を消し^{一六}、その地位には盛綱が収まっているのである。さらに、承久の乱で死亡した安東忠家に代わり侍所所司・金蓮行親の副官としても見られるようになる^{①9、19}。そして文暦元年に尾藤景綱が死去すると、後任として家令に任じられている^{①25}。

森氏と細川氏は天福二年七月一日付の深堀五郎が六カ月の京都大番役を勤めたことを注進する北条重時の書状^{一七}の宛名が盛綱であることから、この段階では盛綱が侍所所司であるとし^{一八}、細川氏は行親と盛綱の間で侍所所司の交代が複数回行われたとしている^{一九}。しかしこの点に関しては検討の余地がある。確かに京都大番役は侍所の管轄なのだが、所司が同一人物の間で複数回交代されるようなものとは思えない。行親発給の文書が残っていないこと、得宗家公文

所においても景綱が家令の時から盛綱が文書を発給していたことを考えると、侍所においても盛綱が実務を担当していたと推察できるのである。よって少なくとも金窪行親の生存が確認できる仁治二年までは金窪行親が一貫して侍所所司であったといえる。ただし、仁治二年に泰時が死去し、盛綱は仁治三年以降の記事では出家して「盛阿」となっているので、盛綱自身は侍所所司とならず、子の盛時が侍所所司となった可能性もある。

盛綱は建長元年まで生存が確認できる(①75)が、「建長帳」の「平右衛門入道跡」(①76)が「平左衛門入道跡」のことであれば建長二年には死去していたことになる。盛綱は義時期〜時頼期までの間に関実忠・安東忠家・尾藤景綱・金窪行親といった初期の得宗被官たちの立場をすべて吸収し、家令や侍所所司などの地位をこれらの一族の世襲とさせることなく、自らの手に集約し、以後の得宗被官内部における平氏の地位を不動のものにしたのである。

三 盛綱の子

『吾妻鏡』によれば、盛綱が「平三郎左衛門尉」の時に盛時が「平左衛門三郎」であり、盛時が「平新左衛門尉」となると頼綱が「平新左衛門三郎」として見られるようになる。系図2では盛綱と頼綱は親子、頼綱と光盛が兄弟となっており盛時が抜けているが、盛綱の子が盛時、盛時の子が頼綱ということになる。いずれも「三郎」を通称としており、嫡流は「三郎」を称するようになっていたのである。

山川智応氏が『吾妻鏡』の記事からその間に盛時を入れるべきであると指摘¹⁰したのを始めとして、大野達之助氏¹¹・渡辺氏・森氏・細川氏などによって、「盛綱―盛時―頼綱」という系譜になることは通説になったといえよう。盛綱の子については細川(系図3)・森(系図4)両氏の研究があり、男子が四名であることは両者とも共通している。ここではその四名について確認しておきたい。

(一) 平盛時(平左衛門三郎、平新左衛門尉、平三郎左衛門尉)

盛時は父の盛綱や子の頼綱に比べるとあまり注目されることはないが、泰時期〜時頼期にかけて活躍した人物である。初出は『吾妻鏡』安貞二年十月十五日条で、「平左衛門三郎盛時」として將軍頼経に献上の馬を引いている(①11)。延応元年には「平新左衛門尉盛時」となっており(①40)、任官したことが分かる。盛綱が泰時に近侍して政治的活動を行っている期間は堀飯等の儀式への参加が主な活動となっており、盛時の儀式以外の活動が見られるようになるのは、泰時の死後、盛綱が出家してからである(①59以降)。寛元四年六月十日の「深秘の沙汰」にも諏訪蓮仏(盛重)・尾藤景氏とともに参候している(史

料一、①65)。同年十二月には時頼によつて陸奥糠部五戸の地頭代職に補任されている(①66)。

【史料一】『吾妻鏡』寛元四年六月十日条

於_二左親衛御亭_一。又有_二深秘沙汰_一。亭主。右馬権頭。陸奥掃部助。秋田城介等寄合。今度被_レ加_二若狭前司_一。内々無_二御隔心_一之上。可_レ被_レ仰_二意見_一之故也。此外。諏訪入道。尾藤太。平三郎左衛門尉参候。

盛時は正嘉二年に侍所所司として將軍家の二所進発の随兵を奉行していること(①84)から、侍所所司であったことが確認できる。家令(執事)としての活動を記した史料はないが、頼綱が執事と侍所所司を兼任していることから、盛時も執事になっていたと考えられる。『吾妻鏡』には弘長元年まで見られ(①90)、「建長帳」の「平左衛門入道跡」は盛綱か盛時跡と考えられる。

(二) 平・長崎時綱(平左衛門次郎、次郎兵衛尉、左兵衛尉)

『吾妻鏡』の「平左衛門次郎」(①27、74)に比定され(系図3・系図4)、文永九年から弘安五年まで「時綱」「左兵衛尉」として得宗家公文所奉書の奉者となっている(②7、9、10、17、33〜36)。「供僧次第」には永仁元年二月二十六日に五十六歳で死去した寺門の僧・駿河法印盛弁に「平左エ門尉盛綱子。実ニハ時綱子。盛綱孫」とあり、盛弁が祖父盛綱の養子になったこと、時綱が盛綱の子であることがわかる^{三三}。日蓮の「聖人御難事」に落馬したことが記されている「長崎次郎兵衛の尉時綱(綱)」(②32)も同一人物であろう。時綱がはじめて「長崎」を称した人物ということになる。

(三) 平・長崎光盛(平左衛門四郎、平四郎、平四郎兵衛尉)

光盛は系図2では盛綱の子で頼綱の兄弟となっているが、盛時の弟となる。細川氏の指摘するように『吾妻鏡』に見られる「平左衛門四郎」に比定できよう(系図3)^{三三}。森氏は光盛という名が史料上確認できないことから「某」としている(系図4)^{三四}。

建長五年には「平四郎兵衛尉」となっており(①77)、兵衛尉に任官したことがわかる。建治二年に「故平左衛門入道」と「長崎殿」の菩提を訪うようにとの周防国国司下文が発給されている(②18)が、それぞれ盛時と光盛に比定できる。また光盛が「長崎」を称した際に左衛門尉に任官したのではないかと考えられるため、『吾妻鏡』に見られる「長崎左衛門尉」(①85)も光盛ではないだろうか。

(四) 平貞綱(左近将監)

仁治元年に盛綱が子の左近将監貞綱死去による禁忌のためしばらく出仕していなかったとあることから(①48)、盛綱の子には貞綱もいたことになる。細

川氏は貞綱が左近将監であること、時綱・盛時・光盛がそれぞれ「次郎・三郎・四郎」であることから、三人の兄である太郎だとしている^{三〇}。森氏も仁治元年当時無官であった「次郎」（時綱）と「四郎」（光盛）より「高位位で、左衛門尉盛時に次ぐ立場であったことが窺える」^{三二}と指摘している。

この他、森氏は『尊卑分脈』の小野時綱の注記に「母平左衛門尉盛綱女」とあることから、小野義行に嫁した女子を加え^{三三}、盛綱の子を五名としている（系図4）。細部は異なるものの、盛綱の子については細川・森両氏の研究にある通りと言えよう。

第二節 平頼綱の系譜

一 平頼綱（杲円）

盛綱の孫で、盛時の子である頼綱の『吾妻鏡』初出は康元元年正月四日条である（①79）。以降正嘉二年（①83）までは「平新左衛門三郎」となっており、自身が左衛門尉に任官して「平新左衛門尉」として見えるのは終出の弘長三年（①91）である。日蓮の迫害者として有名な頼綱だが、『吾妻鏡』では的調の射手や馬の引き手としての活動が見えるのみで、まだ政治的活動は確認することができない。頼綱の「頼」は時頼の偏諱であろうし、祖父盛綱や父盛時の活動時期などから初出当時はまだ元服してまもない十代半ばであったと推察される。

文永八年の日蓮逮捕と尋問という行動（②4、5）は侍所所司としてのものであり、翌文永九年には時宗の袖判執事奉書の奉者となっている（②8）ことから、侍所所司と得宗家公文書執事を兼務していたことがわかる。日蓮が「聖人御難事」で「一定として平等も城等もいかりて」と弘安二年当時、平（頼綱）等と城（安達泰盛）等が日蓮門下の弾圧者として想定していたように^{三八}、頼綱は安達氏と並び称されるほどの力を持つようになる。

文永八年に誕生した貞時は、弘安七年四月四日の時宗の死により十四歳で執権となった^{三九}。連署は時宗時代から引き続き業時（重時の子）である。霜月騒動によって泰盛一族が倒されたのはその翌年、弘安八年十一月十七日である。従来は御家人を代表する頼綱の争いと考えられていた霜月騒動だが^{四〇}、得宗被官も御家人身分であることが明らかになり、現在では幕府内の主導権を巡る争いであり、単なる御家人対得宗被官の争いではないと理解されている^{四一}。特に秋山哲雄氏は泰盛の御恩奉行という立場と、竹崎季長のエピソードから「季長のような例が増えれば、泰盛を主人と従う勢力も増

え」、「主従制の頂点である將軍にとってかわること」もありえるとし、頼綱がこれを恐れたと指摘している^{三三}。

貞時の母は安達義景女（もしくは泰盛女）^{三三}、室は安達泰宗女である^{三四}。安達氏と得宗家との姻戚関係は時氏の室となった景盛女の松下禅尼（経時・時頼・時定の母）にはじまる。頼朝の近従であった盛長以来の有力御家人である安達氏は、得宗家の外戚の家となっていたのである。一方、得宗被官である頼綱は御家人身分であるとは言え、得宗家の外戚になることはできない。頼綱の権力基盤となっているのは貞時の乳母夫としての力と得宗家公文書執事・侍所所司の地位を兼ねる立場と言える。

霜月騒動から頼綱が永仁元年四月に平禅門の乱で貞時によって倒されるまでの九年間が頼綱の専制と言える時代とされている^{三五}。また頼綱は霜月騒動直後、弘安八年十二月二十七日に出家しており（②45）、以後「平左衛門入道」「平入道」「平禅門」として史料に見られるようになる。本章の冒頭で挙げた『とはずがたり』での頼綱はまさに権力の絶頂にあった頃の姿なのである。

第三節で述べる長崎新左衛門入道性杲とともに正応四年に東使となっている平七郎左衛門尉（②62）は頼綱の弟と考えられるが、管見の限りこれ以外に活動を確認できる史料はない。

二 平宗綱と飯沼助宗

後深草院二条は放生会で見たと頼綱の子・宗綱について、「平左衛門入道と申す者が嫡子、平二郎左衛門が、將軍の侍所の所司とて参りし有様などは、物にくらべば閑白などの御振舞と見えき」^{三六}とし、「歌をも詠み、好き者」という評判のあった助宗とは歌を通して交流していたという^{三七}。頼綱の子は宗綱と助宗の二名以外には確認できないが、二人が同時に記されている史料に次のようなものがある。

【史料二】「追加法」六三二

一 寺社并京下訴訟事 正応四 八 廿

急可^レ申沙汰^一之由、可^レ被^レ仰^二奉行入并五方引付^一、此上令^二延引^一者、可^レ触^二訴飯沼大夫判官助宗、大瀬左衛門尉惟忠、長崎左衛門尉光綱、工藤右衛門入道杲禅、平左衛門尉宗綱^一歟、

これは正応四年のもので、寺社京下訴訟が延引した際、これ以上延引すれば飯沼大夫判官助宗以下の得宗被官たちに触れて訴えるというもので、長崎光綱や工藤昞禪（昞暁）も見られる。注目したいのは助宗が筆頭に記され、宗綱が最後に記されている点である。「飯沼大夫判官」とあるように、助宗は五位であり、兄の宗綱よりも上位であるためと考えられるが、以下でこの二人の立場について考えてみたい。

（一）平宗綱（平左衛門尉）

「宗」はやはり時宗の偏諱であろう。頼綱の嫡子と考えられるが、助宗と比べ史料も少なく、目立った活躍も見られない。史料上の初出は『とほざがたり』で、正応二年八月に侍所所司として放生会に参加した「平二郎左衛門尉」が「平左衛門入道の嫡子」とあることから宗綱だとわかる（②53）。ただし「二郎」と記しているのは『とほざがたり』のみで、その他の史料では「平左衛門尉宗綱」（②63）、「平左衛門尉」（②75）、「平左衛門宗綱」（②80）と表記されている。

『保暦間記』では平禅門の乱の際、宗綱が貞時に父の悪行を密告したことになっている（②79）が、『親玄僧正日記』では宗綱が合戦直前に貞時の許に参上したことになる（②80）。乱後佐渡に流された宗綱だが、『保暦間記』に「一旦佐渡国へ流罪セラレケレトモ、召帰サレテ、後ニハ官領ニ成ニケリ。然トモ、又後ニ上総国へ流罪セラル」^{三八}とあるように、貞時出家の年に佐渡から呼び戻され執事に任じられている。宗綱が執事だった時期は細川氏の研究によつて正安三年（一一三〇）三月〜嘉元元年（一一三〇）三月であることが指摘されており、嘉元元年末に再び配流となっている^{三九}。

正安三年三月三日付の関東下知状に見える常陸国大窪郷の「新平三郎左衛門尉盛貞跡」（③1）については、「正応没収地」とあること、盛貞の由緒について得宗被官の安東重綱に尋問していること（重綱は平禅門の乱の際に宗綱を尋問した人物、②80）などから平禅門の乱に関連して収公された土地であることがわかり、盛貞は頼綱の一族と考えられる。盛貞の「貞」は貞時の偏諱であろうし、盛綱から頼綱まで「三郎」を通称としていことから宗綱の子なのではないだろうか。もしかしたら宗綱の通称も実際は「二郎」ではなく「三郎」であったのかもしれない。

（二）飯沼助宗（飯沼判官・飯沼大夫判官）

助宗も時宗の「宗」を偏諱としているようである。史料には「資宗」と記したものもある（②82）が、「助宗」のほうが多いため本章では「助宗」で統一している。系図2では「頼盛」となっている人物で、『保暦間記』・『帝王編年記』は助宗が安房守であったとする（②77、83）。安房守であったことを考慮すると、「飯沼」を称しているのは下総国飯沼を領していたためであろう。「分与帳」にあるように弘安二年に十三歳であった（②31）とすれば、文永五年（一一六八）の誕生になり、永仁元年に平禅門の乱で頼綱・佐野左衛門入道らとともに経師谷の屋敷で自害した際（②81）には二十六歳だったことになる。助宗

の子孫は不明だが、平禪門の乱の時に二十六歳だったとすると、子がいたとしてもまだ幼かったことになる。

宗綱と同様に初出は『とはずかたり』で、正応二年に久明親王を迎えるために上洛する際、宣旨なく「新左衛門」を称したと書かれている(②55)。この時実際に上洛していたことは『勘仲記』によって確認でき(②57)、正応三年には検非違使として伏見天皇の石清水八幡宮行幸の警護番を務めている(②60)。そして『実躬卿記』の記事から正応五年に賀茂祭に供奉していることもわかり(②66)、助宗は京都での活躍が目立つ。史料二も「寺社并京下訴訟事」に関する追加法であったが、実際に親玄は助宗に申状(訴状)を渡しており(②64、67)、助宗は寺社に関する訴訟に関わる人物であったことになる。助宗が飯沼を称していることや、宣旨なく「新左衛門」を称すなどの点で頼綱の嫡子とは考えられないが、検非違使となっていることや史料二が助宗を筆頭としていることから、朝廷官職の上昇によって宗綱の立場を凌ぎつつあったと言える。

第三節 鎌倉時代後期の長崎氏

一 長崎光綱と長崎性杲

『保暦間記』は長崎円喜について「彼内管領長崎入道円喜ト申ハ、正応ニ打レシ平左衛門入道カ甥光綱子」^{四〇}と記している。系図2のもととなったのはこの記述と考えられる。しかし、光綱が永仁五年には死去していること(②115)を考えると頼綱の甥とは考えにくく、頼綱と同世代となる従兄弟と考えるべきであろう。光綱は細川氏の研究で『吾妻鏡』に見られる「長崎左衛門尉」(①85)「長崎次郎左衛門尉」(①93)に比定されている(系図3)。「長崎次郎左衛門尉」を光綱に比定することは首肯できるが、前述したように①85で小笠懸を行う時宗に祇候している「長崎左衛門尉」は光綱ではなく、光盛に比定した。その理由の一つは『実躬卿記』正応四年六月一日条に東使として見られる「長崎新左衛門入道性杲」(②62)の存在である。性杲は正応四年にはすでに出家していることから、光綱以前に左衛門尉に任官した人物であることがわかる。しかも「新左衛門」であるということは性杲以前に「長崎左衛門尉」が存在したことになる。その「長崎左衛門尉」は性杲にとっては父である可能性が高いことから、①85を光盛に比定し、性杲を光盛の子で、光綱の兄とした。だからこそ光綱は「長崎新左衛門尉」ではなく「長崎次郎左衛門尉」と称していたのである。

性杲については「沙弥性杲」と署判した文書が残っており(②91、92)、元応二年九月二十五日付の関東下知状に証拠として挙げられているものの一つに「長崎左衛門入道性杲」の書状が見られる(③31)。そして「大斉番文」には「長崎左衛門尉」が二人いることに注目したい。細川氏は十番筆頭の「長崎左衛門尉」が円喜であり、一番筆頭の「泉谷」と記された「長崎左衛門尉」は「泉谷」に居を構えた別の人物と指摘している。光綱は永仁五年には死去しているため(②115)光綱でないことは確実だが、一番筆頭に名を連ねる程には有力な人物であったということになる。「泉谷」は鎌倉の「泉谷山浄光明寺」のことであろう。というのも、浄光明寺の周辺には得宗被官の諏訪六郎左衛門尉の屋敷があったことが確認できるため^{四二}、他にも得宗被官の屋敷があったと考えられるのである。浄光明寺の周辺に居を構えていた長崎左衛門尉を、円喜と区別するために「泉谷」と注記したのである。比定者として考えられるのは「長崎左衛門入道」であった性杲の子である。そして「大斉番文」の一番にはもう一人「長崎木工左衛門尉」が記されている。木工左衛門尉は『親玄僧正日記』に多く見られる人物である。長崎氏の中で同じ番に結番されているのはこの二名だけであることから、この人物も性杲の子だったのではないだろうか。長崎氏の中で筆頭となっているのは二人の「長崎左衛門尉」だけであるから、徳治二年の段階では性杲と光綱の流れの長崎氏が中心となっていたのである。

光綱の活動を見ていくと、まず①93では弘長三年の時頼看病の祇候人の一人となっている。日蓮の佐渡流罪赦免に関する得宗家公文書奉書(②11、12)に関しては検討の余地があるが、史料三にも名前があり、得宗被官上層部であったことが窺える。『帝王編年記』に撰津国守護代であることが記された「長崎左衛門尉」(②61)、『永仁三年記』で評定衆の催促や二所に参着している「長崎金吾」(②110、111)は光綱であり、『親玄僧正日記』に見える「長崎左衛門父子」(②104)は光綱と盛宗(後の円喜)である。平禅門の乱後は光綱が得宗家公文所執事となり、光綱流の長崎氏が嫡流となるが、第二部第三章で述べた通り光綱の死後は貞時が執事を短期間で交代させている。平禅門の乱後すぐに長崎氏の専制が始まったわけではないのである。

二 長崎円喜と子孫

弘安八年の霜月騒動で安達泰盛が、永仁元年の平禅門の乱で頼綱が減んでも、鎌倉時代末期の幕府の体制はやはり得宗の外戚は安達氏、得宗家公文所執事・侍所所司は長崎氏であった。しかも長崎氏と安達氏の間には姻戚関係が結ばれていたようで、円喜の娘が城讃岐権守の妻となっている^{四三}。

さて、円喜の実名は系図2によって長らく「高綱」とされてきたが、近年細川氏の指摘によって「盛宗」であることが明らかとなった^{四四}。「高綱」は史料

上から確認できるわけではなく、「鳥餅日記」の「長崎左衛門尉盛宗」(③7)は明らかに後の円喜と考えられるため、この説を支持したい。

平禅門の乱の翌年・永仁二年に親玄のもとを訪問し、仁王経護摩を七日間行うよう依頼している「長崎新左衛門尉」(②98)が管見の限り円喜の初出と言える。円喜が実権を握るようになったのは、少なくとも貞時が政治的な意欲を失うきっかけとなった嘉元の乱以降と考えられる。延慶二年の寄合の合奉行「長入道」(③11)は円喜と考えられることから、この頃には出家していたと見られる。円喜の鎌倉での様子を記した史料に、金沢貞顕の書状がある。そこには貞顕が円喜に申し入れをする様子や、円喜の対応に一喜一憂する様子が窺える。

円喜の子として確認できるのは先述の城讃岐権守の妻と、高資・高貞である。孫としては『太平記』にのみ見られる高重と新右衛門尉くらいである。

(一) 長崎高資(新左衛門尉、左衛門尉)

円喜の嫡子は高資であり、「長崎新左衛門尉」「長崎左衛門尉」として史料に見られる。『保暦間記』では文保二年に「高時管領長崎入道」が「老耄」によって子息高資に管領職を申し付けたとある(③21)。高資の史料上の初出となる正和五年時点(③17)で得宗家公文書奉書の奉者となっているので、『保暦間記』が記すように早い段階で高資を得宗家公文所執事とすることで、執事職を長崎氏の世襲化しようとした可能性がある。

「供養記」では「執事長崎左衛門尉」(③45)とあり、史料からも高資が執事であったことが確認できる。ただし侍所所司となったのは高資ではなく、高貞であった。この頃には兄弟で執事と侍所所司を分担するようになっていたようである。砂金五〇両、太刀一振、馬一頭を供養している長崎左衛門尉(付表8 G14)が高資に比定できる。高資が奉者となっている文書は多く残っており、「左衛門尉高資」や「高資」などと署判している。それ以外にも「問答記録」で円喜や高貞とともに日蓮宗と他宗の法論を傍聴しており(③24、28、29)、金沢貞顕の書状からは高資の日頃の活動の一端を知ることができる(④8～10、13、15、18、19、23、28、32)。

(二) 長崎高貞(四郎左衛門尉)

高貞については第二部第四章で述べたためここでは詳細は省くが、高貞は軍事関係の役割を担っており、侍大将・軍奉行として『太平記』やその他の史料に見られる(④40～45、47、48、66、71)。「長崎新左衛門尉執事高資」と「同舍弟四郎左衛門尉」が日蓮宗と他宗の法論を傍聴していたという「問答記録」の記述(③29)から高資の弟とした。捕えられて殺害された年については『太平記』は元弘三年(④68、69)、『保暦間記』は建武元年(④73)としているが、「蓮華寺過去帳」(④74)にあるように建武元年であろう。

(三) 長崎高重(二郎)

平・長崎氏の出自を考察した際にも触れたが、『太平記』では高重が「前相模守高時の管領に、長崎入道円喜が嫡孫、次郎高重」と名乗って最後の合戦に臨んでいる(④62)。系図2では高貞の子となっているが、「嫡孫」は「嫡子」の「嫡子」という意味だが、そうなると円喜の嫡子・高資の子ということになる。円喜によって「上の御用に立ちがたき者」として勘当されていた^四というのが事実であれば、『太平記』の他に活躍を記した史料がないことも、弟が任官しているのに対し、高重は無官であったことも説明がつく。有力得宗被官家の人物の中では最も活躍が描かれていると言える高重だが、平時であれば、「上の御用に立ちがたき者」であり、執事家の者としてはふさわしくないと考えられていたということであろう。

(四) 長崎高直(新右へ左衛門尉)

「新右衛門」は前述したように高重の弟で、東勝寺で自害した際十五歳だったとある(④65)。没年から逆算すると元応元年(一三一九)の誕生である。系図2には高資の子に「新左衛門尉」と注記のある「高直」がいるが、高重と新右衛門尉が兄弟だとすると新右衛門尉も高資の子ということになる。そうすると官職は「右衛門尉」ではなく「左衛門尉」と考えられるため、系図2にあるように「新左衛門尉」ということになる。実名も「高直」としておきたい。

三 長崎氏庶流の人物

他の得宗被官一族でもそうだが、一族の中で官職につくものが増えてくると、惣領がただ「左衛門尉」などと記されるのに対し、庶流の人物は「左衛門尉」「木工左衛門尉」「宮内左衛門尉」などと称して区別するようになる。これらの人物は通称や活動内容から長崎氏庶流の人物と推測できるのだが、一部の人物を除き系図に反映させるのは難しい。ここではそのような人物の活動を整理し、長崎氏系譜の全体像を明らかにしていきたい。

(一) 長崎木工左衛門尉

先述した通り、性杲の子で、「大斉番文」一番筆頭の「長崎左衛門尉」の弟と考える人物である。平禅門の乱以前から親玄の許に貞時の使者として訪れており、『親玄僧正日記』に最も多く見られる得宗被官である(②71、72、74、95、96、99、102、105、109)。また永仁三年に關東御使として神馬をあつらえている「長崎木工左衛門尉」(②113)、「大斉番文」(一番)、「鳥餅日記」に見られる「長崎木工左衛門尉」(③6、7)も同一人物であろう。活動が確認でき

る時期は正応五年（一二九二）～徳治二年（一二〇七）までとなる。

（二）長崎下野権守入道

「供養記」では一品経と錢一〇貫（付表8E）、そして錢一〇〇貫を供養（付表8H）しており、長崎氏一族の中でも円喜に継ぐ財力を持っていたようである。正和五年に南条時光が嫡子時忠の後見人として判をしてもらった「なかさきのしもつけの入道」（③16）はこの人物と考えられる。

（三）長崎宮内左衛門尉（長崎宮内左衛門入道）

「大斉番文」（三番）と高時の矢開に見られる「長崎宮内左衛門尉」（③7）は、正中元年に死去した長崎宮内左衛門入道（④4）であろう。

（四）長崎高泰（四郎左衛門尉）・長崎泰光（孫四郎、孫四郎左衛門尉）

系図2では「勘解由左衛門尉」高泰と「四郎左衛門尉」泰光が親子となっている。しかし、高泰が「勘解由左衛門尉」を称したかどうかは不明である。泰光の祖父である光盛が「平四郎」、泰光自身が「孫四郎」であれば、父も「四郎」であった可能性が高く、系図2の注記は『太平記』の「勘解由左衛門入道」（④51）を高泰に比定して記されたと考えられるので、高泰の通称は「四郎左衛門尉」が正しいのではないだろうか。したがって、建治三年の貞時元服の儀において相模右馬助と一の御馬を引いている長崎四郎左衛門尉（②27）は高泰に比定できよう。

泰光は徳治元年に「長崎孫四郎泰光」として始の射手をつとめており（付表5、③3）、高時の元服の儀で馬を進上している「ながさきのまこ四郎さゑもん」（③10）、元弘元年の東使・「長崎孫四郎左衛門尉」（④36）にも比定することができる。『梅松論』によると、上野守護代であったという（④72）。

「長崎四郎左衛門尉」を通称とする人物は高泰と泰光の他に円喜の子高貞、後述する時元などもあり、活動時期が重なっていることから「大斉番文」（九番）、延慶二年の「なかさきの四郎さへもん」（③10）、「鳥餅日記」の「長崎弥四郎左衛門尉」（③7）や東使として上洛した「長崎四郎左衛門尉」（③12、13、15）の比定者については明らかにすることができなかった。今後の課題としたい。

（五）長崎思元（俗名高元・三郎左衛門尉・三郎左衛門入道）・長崎為元（勘解由左衛門尉）・長崎時元（四郎左衛門尉）

初出は「大斉番文」（四番）で、この段階ですでに「長崎三郎左衛門入道」となっている。系図2で「二高元」「入道昌元」「三郎左衛門尉」と注記のある「高光」に比定した。系図2にある通り光盛の子で光綱の弟であろう。実名は『太平記』（④58）と系図2で子が「為基」となっており、「基」と「元」はどちらも「もと」と読むことから、「高元」のほうが正しいと考えられる。また正和年間には円喜や四郎左衛門尉時元とともに評定衆の一人となっている（③19）

が、この時元も思元の子であろう。

思元は「供養記」では法華八講の際の手長役を催促している（付表8C）他、一品経と銭十貫（付表8E）、銀劍一振、馬一頭を供養している（付表8H）。高時の嫡子邦時の乳母の一人が思元の妻（深沢殿）であり（④8）、得宗亭の周囲に屋敷を構えていたこともわかる^{四五}。元亨二年には陸奥国行方郡北田を巡り相馬孫五郎重胤に訴えられている（③35、38、39）。『太平記』では高時や円喜が切腹する場面に思元の名も見える（④65）。その他、南部武行が思元の婿として高貞に従っていたという（④71）。

（六）長崎高頼（三郎左衛門尉）

系図2では光綱の子で円喜の弟となっている。系図2では「兵衛尉」となっているが、『鎌倉裏書』、『武家裏書』、『保暦間記』では「三郎左衛門尉高頼」と記されている。元徳元年のものとされる金沢崇頭（貞頭）書状に二階堂兼藤とともに奉行人として見えるのを初出とし（④27）、元弘元年八月六日には陰謀露見のため典薬頭長朝・前宮内少輔忠時・工藤七郎右衛門入道・原新左衛門入道らとともに逮捕され配流されている（④38）。そのため、元弘年中とされている高頼邸の宿所放火（④35）は元弘元年の正月十日の出来事であったということになる。

（七）長崎次郎兵衛尉・長崎新兵衛尉

嘉元の乱で下山人・白井胤資を尾張左近大夫将監のもとへ預ける使者となっている長崎次郎兵衛尉（③2）は、第一節で述べた長崎兵衛尉時綱の子ではないだろうか。また金沢貞頭の書状に使者として見られる長崎新兵衛尉（③26、④12、15）は高時の元服の儀で金を進上しているのを初出（③10）とし、正中二年には子息が死去している（④6）。通称から父親も兵衛尉であった可能性が高いことから、長崎次郎兵衛尉の子に比定できよう。

（八）長崎師宗（九郎左衛門尉）・長崎時光（駿河守）

両者とも『太平記』でのみ確認できる人物で、師宗は畿内西国凶徒のため上洛（④42）、捕虜を六波羅へ送る（④46）、工藤二郎右衛門尉とともに連歌に興じる（④49）などの活動が描かれている。系図2に「九郎左衛門尉」とある「師家」に比定できよう。「宗」と「家」はくずしが似ており、本来は「師宗」だったと考えられる。时光は高時が新田義貞を討つために送った大軍の中にみられる（④55）。系図に該当する人物は見られないが、文和二年に滝口において誅された「長崎駿河四郎」は时光の子であろう（④75）。

おわりに

鎌倉時代後期にはこのように多くの長崎氏が活躍しており、平氏時代よりも一族の中で役割分担がなされていることがわかる。「大斉番文」では六人（光綱の妻と考えられる「長崎後家」を入れれば七名）、「供養記」でも六名、供養額合計銭四五〇貫文（一品経供養の際の銭の額も含む）・砂金五〇両・太刀一振・銀劍一振・馬二頭となっていることからわかるように、長崎氏の財力は得宗被官の中でも群を抜いている。一族の分流が進んだのもこの経済力があつたものである。

そのような長崎氏が鎌倉幕府とともに滅亡したのは、文暦元年（一二三四）に平盛綱が二代目家令となつてから百年を迎えようとしていた時期のことであつた。円喜が権力を手にするきっかけとなつた嘉元の乱からは三十年も経っていない。敗者となつた長崎氏の多くは自害し、逃れた者も捕えられて処刑されるなどしている。その経済力の基盤であつた所領も当然収公されたと考えられる。

以上、本章の考察の結果を系図としてまとめたものが系図5である。文保二年七月五日に肥後葦北庄佐敷・久多良木両浦の知行を高時に安堵されている長崎治部左衛門尉宗行法師法名道一（③22）、「供養記」で小侍所の所司として法堂上棟の儀の祿役人を催促している長崎孫左衛門尉師光（付表8A）、元亨二年に金沢貞頭の兄・頭弁を鶴岡社務職に補任する御教書を遣わす使者となつている長崎次郎左衛門尉（③40）、「蓮華寺過去帳」に見える長崎与三種長、高資書状の宛先となつている長崎弥次郎（④70）については残念ながら系図に反映させることはできず、課題は残る。それでも、それぞれの活動を整理したことで、得宗被官平・長崎氏全体の動きを明らかにできたのではないかと思う。

注

- 一 『とはすがたり』二四二〜二四三頁。
- 二 『実躬卿記』永仁元年四月二十六日条。
- 三 平・長崎氏に関する研究には、山川智広「平左衛門尉頼綱の父祖と其の位地権力及び信仰」（『日蓮聖人研究』一、新潮社、一九二九年）、渡辺晴美「得宗被官平氏および長崎氏の世系について」（『政治経済史学』一一五、一九七五年）、安田元久「平頼綱と長崎高資」（『鎌倉幕府―その政権を担った人々―』、

新人物往来社、一九七九年所収)、森幸夫A「平・長崎氏の系譜」(『吾妻鏡人名総覧』所収)、森幸夫B「平頼綱と公家政権」(『三浦古文化』五四号、一九九四年)、森幸夫C「得宗被官平氏に関する二、三の考察」(『北条時宗の時代』所収)、細川重男A「得宗家執事長崎氏」(『鎌倉政権得宗専制論』第一部第四章※初出は「内管領長崎氏の基礎的研究」(『日本歴史』四七九、一九八八年)、細川重男B「飯沼大夫判官資宗―平頼綱政権の再検討―」(『鎌倉北条氏の神話と歴史』※初出は『白山史学』三八、二〇〇二年)、細川重男C「御内人諏訪直性・長崎円喜の俗名について」(『信濃』第六四卷第一二号、二〇一二年)、矢芝好美「得宗専制に関する一考察―平頼綱政権を中心に―」(『神女大史学』二〇号、二〇〇三年)などがある。

四 注(三) 渡辺論文、三九頁。

五 注(三) 細川著作A。

六 注(三) 森論文A、五八九頁。

七 注(三) 細川著作A、一八〇頁。

八 注(三) 森論文C、四三八頁。

九 『太平記』第二卷、一三六頁。

一〇 注(三) 森論文C、四三八〜四三九頁。

一一 注(三) 細川著作A、一四一頁。

一二 『吾妻鏡』承元三年十一月十四日条

一三 『吾妻鏡』元仁元年二月二十三日条。

一四 『吾妻鏡』元仁元年六月二十八日条に「平三郎左衛門尉」とあるが、同年九月二十一日付の北条泰時袖判奉書に「左兵衛尉盛綱」署判している(『鎌倉遺文』三二八五号)ことから、左衛門尉になったのは元仁元年九月(①5)〜嘉祿二年十月(①6)の間であろう。

一五 承久の乱の際には勲功・負傷者・死者を調査し、交名を提出し(『吾妻鏡』承久三年六月十八日条)、伊賀氏事件の際には北条政子の御前で行われた世上的ことについての審議の記録を記している(『吾妻鏡』元仁元年閏七月三日条)。

一六 関夷忠の失脚理由については第一部第四章で考察している。

一七 『鎌倉遺文』四六七九号。

一八 森幸夫「北条氏と侍所」(『国学院大学大学院紀要』文学研究科一九、一九八八年)、注(三) 細川論文A。

一九 注(三) 細川著作A、一二六頁。

二〇 注(三) 山川論文。

二一 大野達之助『日蓮』(人物叢書新装版、吉川弘文館、一九八五年※初版は一九五八年)。日蓮が「安国論御勘由来」(『御書』三三三頁〜三五頁)の宛先である法鑑について「平の左衛門尉頼綱の父で、当時当時侍所の所司(長官)で権柄をにぎっていた平左衛門盛時入道かと思われる」と記している(九五頁)。

二三 没年から逆算すると盛弁は暦仁元年の生まれであることがわかる。

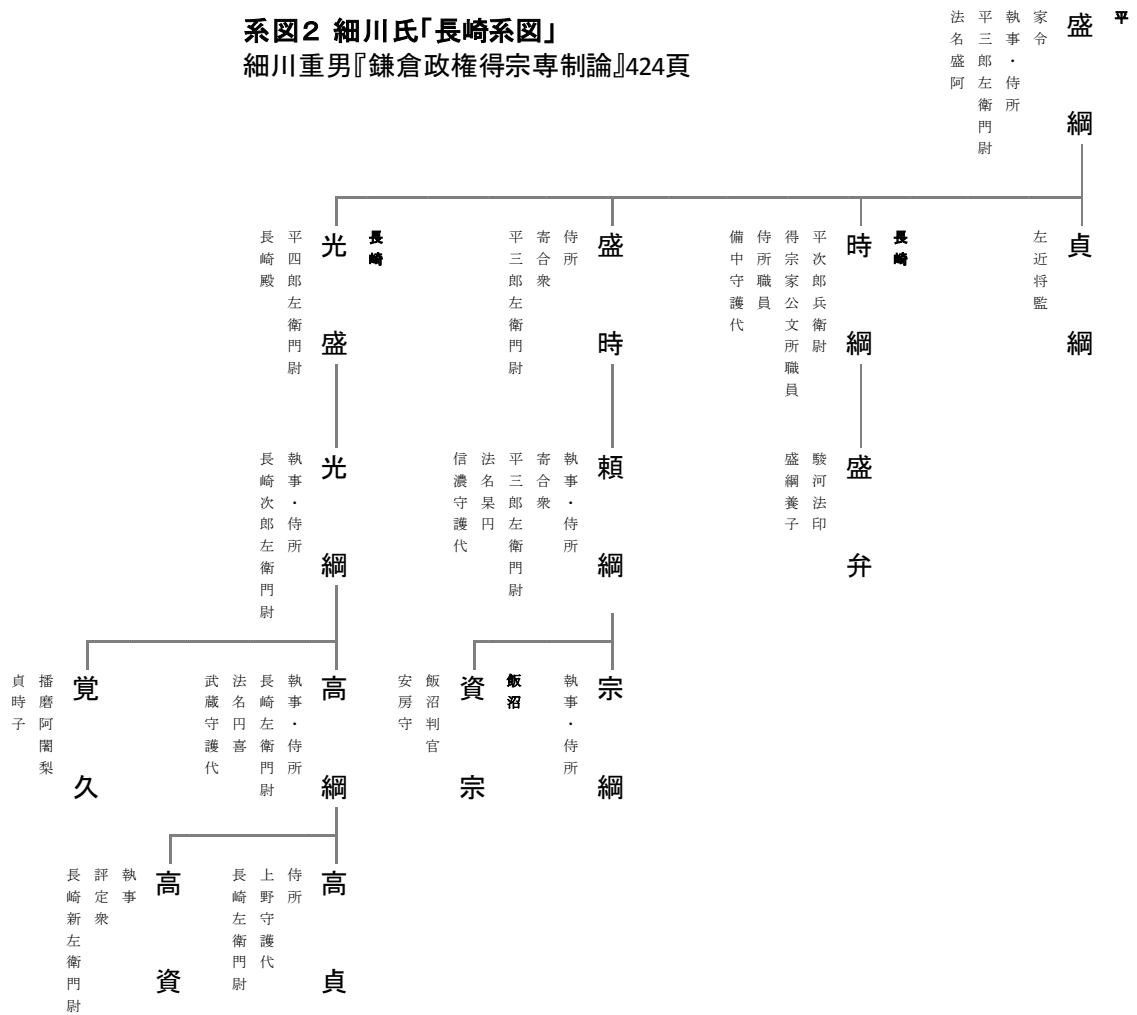
二四 注(三) 細川著作A、一三七頁。

二五 注(三) 森論文A、五八九頁。

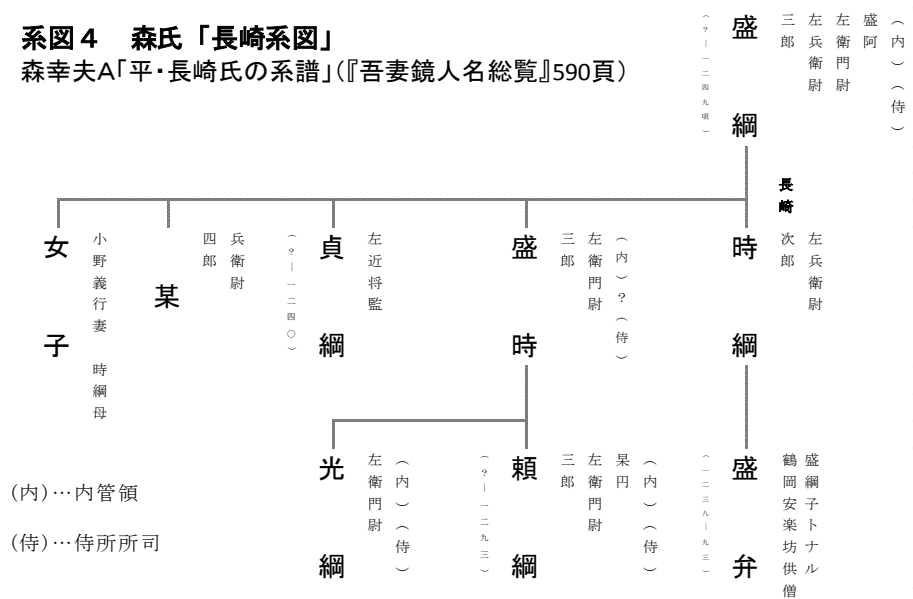
二六 注(三) 細川著作A、一三九頁。

- 二六 注(三) 森論文A、五八七頁。
- 二七 注(三) 森論文A、五八七頁。
- 二八 『鎌倉遺文』一三七二七号、『御書』一一九〇頁。
- 二九 『鎌倉年代記』『武家年代記』など。
- 三〇 霜月騒動を扱った主な論考には、多賀宗隼「秋田城介安達泰盛」(『鎌倉時代の思想と文化』目黒書店、一九四六年。のち『論集中世文化史』上、法蔵館、一九八五年再録。※初出は『史学雑誌』五二篇九八号)、同「弘安八年『霜月騒動』とその後」(『鎌倉時代の思想と文化』、のち『論集中世文化史』上再録。※初出は『歴史地理』四八九号、一九四一年)、石井進「霜月騒動おぼえがき」(『鎌倉武士の実像―合戦と暮しのおきて―』平凡社、二〇〇二年※初出は『神奈川県史だより』四、神奈川県、一九七三年)、村井章介「安達泰盛の政治的立場」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』、東京大学出版会、一九八八年)、福島金治「渋谷氏と西国の霜月騒動」(『綾瀬市史研究』八、二〇〇二年)、本郷和人「霜月騒動再考」(『史学雑誌』一一二―一二、二〇〇三年)、福島金治「安達泰盛と鎌倉幕府」(有隣堂、二〇〇六年)、鈴木宏美「安達一族」(『北条時宗の時代』、福島金治『北条時宗と安達泰盛―新しい幕府への胎動と抵抗―』(山川出版社、二〇一〇年)、細川重男「『霜月騒動』再現」(日本史研究会会報「ふい&ふい(無為 無為)」第一七号、二〇一一年)がある。
- 三一 秋山哲雄『鎌倉幕府滅亡と北条氏一族』(吉川弘文館、二〇一三年)。
- 三二 注(三二) 秋山氏著作、九九頁。
- 三三 『鎌倉年代記』一三三頁。
- 三四 『保暦間記』一〇〇頁。「泰家・高時ノ母儀貞時朝臣後室城大室太郎左衛門女」とある。
- 三五 細川重男『鎌倉北条氏の神話と歴史』。
- 三六 『とはずがたり』二三八頁。
- 三七 『とはずがたり』二四五頁。
- 三八 『保暦間記』九五頁。
- 三九 注(三) 細川著作A、二七四頁。
- 四〇 『保暦間記』九七頁。
- 四一 『鎌倉遺文』三〇七七五号。
- 四二 円喜の娘は『常楽記』によって正中二年二月十二日に死去したことが分かる。
- 四三 注(三) 細川論文C。
- 四四 『太平記』第二卷、九四〇九五頁。
- 四五 元弘中に長崎高頼の屋敷が放火された際に他の有力得宗被官の屋敷とともに思元の屋敷も延焼しており、長崎氏一族の屋敷が得宗亭の周囲にあったことがわかる(『鎌倉遺文』三二二八五号)。

系図2 細川氏「長崎系図」
細川重男『鎌倉政權得宗專制論』424頁



系図4 森氏「長崎系図」
森幸夫A「平・長崎氏の系譜」(『吾妻鏡人名総覧』590頁)



(内)…内管領
(侍)…侍所所司

第三章 諏訪氏

はじめに

得宗被官諏訪氏は信濃国諏訪社の大祝家出身であり本姓は「金刺」であるとされている^二。そして諏訪社には「上社」と「下社」があり、上社が「神氏」で下社が「金刺氏」とされてきた。このことについて郷道哲章氏は現在のようになつたのは承久三年（一二二二）以降であり、もとは金刺姓の一人の祝が上社・下社ともに掌握していたことを指摘している^三。また、金刺氏は「諏訪」を名字として武士化し、惣領家と庶子家に分かれていったが、ある時期になつて惣領家をしのぐ庶子家が惣領家からの独立を図ろうとし、「神」を創出したのだとする^四。そしてその庶子家の人物こそ得宗被官諏訪氏の祖となつた諏訪盛重であるというのである^四。

ところが、この盛重を始め、得宗被官として活躍する一族は『尊卑分脉』（系図1）・『系図纂要』（系図2）の「清和源氏」系図に見られる一方で「神氏系図」（系図3）などの上社系諏訪大祝家の系図には見られない。そのため、「有力得宗被官」として得宗に近侍してきた諏訪氏の系譜を明らかにするためには、大祝家の諏訪氏と区別して考える必要がある。そこで本章では付表12①・②としてまとめた諏訪氏の活動を分析し、有力得宗被官諏訪氏の系譜について検討していきたい。なお、大祝家の諏訪氏の活動については付表12③とし、以下付表12に関しては①～③の番号と表の数字のみを記す。

第一節 諏訪盛澄と盛重

一 諏訪盛澄と手塚氏

『吾妻鏡』における諏訪社の大祝の初出は治承四年九月十日条の「当宮大祝篤光」(③1)であり、系図3の大祝敦光に比定されよう。そして得宗被官化以前の人物で注目したいのは文治三年八月十五日条を初出とする諏訪盛澄である(①1)。この記事には、盛澄が藤原秀郷の秘伝を伝承しており、流鏑馬の芸を極めていたこと、また平家に属して長年在京してしばしば城南寺の流鏑馬等の射芸に参加していたことが記されている。盛澄はこのために関東に参上するが遅れ、頼朝の勘気に触れたとする。許されて御家人となった盛澄は以降元久元年までの始・流鏑馬・小笠懸などの射手として見られる(①10)。一部「盛隆」と表記されている記事もあるが(①9・23)、これは吉本もしくは北条本のいずれかが「盛澄」となっているため、同一人物と考えていいだろう。

盛澄は「諏訪大夫」、「諏訪大夫盛澄」もしくは単に「盛澄」と表記され、建久四年のみ「諏訪祝盛澄」と記されている(①6)。なお、盛澄は室町幕府の奉行人・諏訪円忠(上社系諏訪氏)が著した『諏訪大明神絵詞』では「下宮祝金刺盛澄」と記され、木曾義仲を婿としており、義仲と娘の間には女子が一人誕生していたとある。さらに「手塚の太郎金刺光盛」という人物が「彼弟」であったという^五。「太郎」が「弟」であるとすると、兄の盛澄は二郎以下を名乗っていたことになる。

盛澄・光盛ともに系図上には比定できる人物は見られないが、注目したいのは『諏訪大明神絵詞』で盛澄と「手塚」を名乗る人物が兄弟とされている点である。系図1・系図2では次項で述べる盛重の祖父・信澄が「手塚太郎」、父・信綱もやはり「手塚太郎」と記されている。『尊卑分脉』も南北朝期から室町期の成立であるから、室町時代には盛澄が下社系の諏訪氏であり、「手塚」を名乗る一族と血縁関係にある人物だと考えられていたことになる。ただし盛澄が鎌倉で御家人として活動していたことを考えると、「下宮祝」であった可能性は低いように思われる。

『吾妻鏡』が編纂された時代に得宗被官上層部に諏訪氏がいたことを考えると、『吾妻鏡』における盛澄赦免の記事は得宗被官諏訪氏が御家人身分であることを証明するための記事であったと考えられる。

二 四人の盛重

得宗被官としての活動が見られるのは諏訪盛重からだが、実は「諏訪盛重」とされる人物は四人いる。諏訪大祝盛重(盛重A)・伊具馬太郎盛重(盛重B)・諏訪兵衛尉盛重(盛重C)・金刺左衛門尉盛重(盛重D)の四人である。盛重A・盛重C・盛重Dについては石井進氏がそれぞれ別人であることを指摘してお

り、筆者も同じ立場である。そこに筆者が盛重Cと同一人物と考えている盛重Bを加えた。管見の限り、A・C・Dどの盛重とも同一人物とはされていないが、四人の盛重を整理していく中でその根拠も提示したい。

(一) 諏訪大祝盛重(盛重A)

盛重Aは『吾妻鏡』承久三年六月十一日条に見られ(③3)、「諏訪大祝盛重」の八日の文書と祈祷の巻数が鎌倉に到着し、子息太郎信重が小笠原長清(東山道の将軍)に従って上洛したと記されている。盛重Aを盛重Cと同一人物とする研究は多い^六。しかし、『諏訪大明神絵詞』は「時の祝敦信大明神宝前にして可否を卜筮しけるに、速に発向すべき神判有。疑殆立処に解て、長男小太郎信重に、一族家人の勇士等相副て発遣せしむ」としており^七、系図3にも承久の乱当時の大祝が「敦信」であったことが記されている。小林氏も盛重Aと盛重Cを同一人物とすることについては疑問を抱いているが^八、明確に両者が別人であることを主張したのは石井進氏が最初である^九。石井氏が指摘するように盛重Aは「敦信」と考えるべきであり、一人目の「盛重」は存在しないことになる。

小林計一郎氏は「得宗政権下で大きな勢力を持ってきた諏訪盛重とその一族(下社金刺系)が諏訪上社の実権を手中にし、大祝にも就くことになったのではないか」^{一〇}としているが、盛重Aが「敦信」である以上、盛重が大祝に就任したことを示す史料は残っていないことになる。

(二) 伊具馬太郎盛重(盛重B)

盛重Bは和田合戦で義盛の子・義直を討った人物である(①11)。「伊具右馬(馬)太郎盛重」と表記されている通り、父親は右馬允である。承久の乱で泰時に従って上洛した十八騎の一人であり(①12)、古活字本・前田家本『承久記』に東山道の軍勢に検見として従軍している「伊具右馬允入道」が実在する人物であれば父親であろう^{一一}。承久の乱後は貞応元年七月三日の一条実雅の「百日小笠懸」の射手として見られ(①14)、伊賀氏事件の後、実雅が京都に送還される際に式部大夫(源)親行とともに私的につき従ったため(①15)、親行とともに出仕を止められ所領を没収されている(①16)。

岡田清一氏は正嘉二年八月十六日に諏訪刑部左衛門入道によって殺害された伊具四郎入道(①53)との関係から、盛重Bを諏訪氏一族だと指摘しているが、盛重Aを盛重Cと同一人物と考えているため、盛重Bについては別人としている^{一二}。しかし、前述したように、盛重Aは「敦信」であり、盛重Cが「太郎」であること(系図1・系図2)も加味すれば、盛重B≡盛重Cという可能性は十分にある。おそらく、奥州合戦の後に陸奥国伊具郡の所領を獲得し、父の代から伊具を称したのであろう。それが盛重の代で収公され、諏訪氏一族の人物に所領が渡ったため、許された後は伊具を名乗らず、諏訪を称するようになった

たと考えられるのである。正嘉二年の事件については次節で詳しく論じたい。

(三) 諏訪兵衛尉盛重・兵衛入道蓮仏(盛重C)

盛重の被官化の時期については、漠然と承久の乱前後であることが指摘されていたが、その根拠は盛重Aに基づくものである。寛喜二年二月三十日条が「諏訪兵衛尉」としての初出(①17)だが、尾藤景綱、平盛綱に続いて泰時の被官の中心として活動している。盛重Bと盛重Cが同一人物であることによつて、盛重Cが初出当初から得宗被官の中心的な人物となっていることの説明がつく。

実名は嘉禎元年九月一日条に「諏方兵衛尉盛重」とあることからわかり(①20)、嘉禎二年十二月には諏訪兵衛入道となっていることから(①22)出家したことが確認できる。「諏訪兵衛尉」としての初出からわずか七年で出家していることも伊具盛重と同一人物と考える理由である。「外記日記」によつて文永四年四月に死去したことがわかるため(①64)、諏訪盛重の活動期間はB・C併せて建保元年(一一二二)～文永四年(一一六七)となる。建保元年当時二十歳であったとしても『吾妻鏡』終出の弘長元年(①60)に六十八歳であり、年齢に矛盾はない。

「建治帳」には「鎌倉中」の「諏訪兵衛入道跡」に六貫が配当されており(②1)、盛重が得宗被官諏訪氏の惣領になっていたことは確実である。

(四) 金刺左衛門尉盛重(盛重D)

『平戸記』寛元三年九月十二日条に記載の除目で左衛門尉に任官されている人物である。小林氏はすでに出家して蓮仏となっている盛重Cが出家を隠して左衛門尉に任官したとしているが^{一三}、盛重は『吾妻鏡』終出まで「諏方兵衛入道蓮仏」(①60)であることから、郷道氏・石井氏の指摘にある通り否定される^{一四}。なお、系図3に重信(信重)のひ孫として見える盛重を盛重Cに比定する論もある^{一五}が、これはそもそも時代が異なるため論外である。

第二節 伊具四郎殺害事件

一 事件の概要

それでは、盛重Bと盛重Cが同一人物であるとする根拠として、正嘉二年の伊具四郎入道(以下「伊具四郎」と略す)殺害事件を見ていきたい。この事件

が起きた日は將軍頼嗣の鶴岡八幡宮御参・流鏑馬等の行事があった日で、伊具四郎入道が山内の屋敷に帰る途中の建長寺前で起きている（史料一）。

【史料一】『吾妻鏡』正嘉二年八月十六日条

將軍家御_一參鶴岳宮寺_一。馬場流鏑馬以下儀如_レ例。事終還御。相州禪室自_二御棧敷_一令_レ還給之後。及_二秉燭之期_一。伊具四郎入道歸_二山内宅_一之處。於_二建長寺前_一被_二射殺_一訖。着_二蓑笠_一令_二騎馬_一之人。相_二具下部一人_一。馳_二過伊具左方_一。自_二田舎_一參_二鎌倉_一之人敷之由。伊具所從等存_レ之。落馬之後知_レ中_二于矢_一之旨_{云々}。塗_二毒於其鏃_一云々。

時間は夕暮れ時で、伊具四郎の所従たちの証言によると、蓑笠をかぶり、馬に乗った人物（田舎から鎌倉に来た人だろうかと言っている）が下部一人を従えて伊具四郎の「左」を駆け抜けている。主が矢（毒が塗られていた）に当たったことを知ったのは、伊具四郎が落馬してからだという証言から、前方から来た相手に討たれたのではなく、後方から討たれたと推察される。そもそも前方から来た相手が弓を構えていたのであれば伊具四郎も所従も気が付く可能性が高く、所従の証言にもそのことについて触れられているはずである。しかし馬に乗った人物が弓を構えていたとは記されていないことから、矢を放った後で伊具四郎の左側を山内方面（伊具四郎入道の進行方向）に逃げていったことになる。

そして翌日、容疑者として捕えられたのが、諏訪刑部左衛門入道である（史料二）。系図2の盛重の子盛高に「諏訪太郎 郷左衛門尉、正嘉二年八ノ十六於鎌倉「生害」とあり、「郷左衛門尉」は「刑部左衛門尉」の誤記と推測できるため、「生害」（殺生）はこの事件のことを示していることは明らかである。つまり刑部左衛門入道は盛重の子ということになる。『鎌倉裏書』は「諏訪刑部左衛門康頼法師」、「康頼法師」としているが、これは『吾妻鏡』にある俊職の割注「平判官康頼法師孫子」が混入したのだと考えられる。以下刑部左衛門入道については便宜上「盛高」で統一する。

【史料二】『吾妻鏡』正嘉二年八月十七日条※傍線部筆者

依_二伊具殺害之嫌疑_一。虜_二諏方刑部左衛門入道_一。所_レ被_レ召_二預對馬前司氏信_一也。亦平内左衛門尉俊職_{平判官康頼入道孫}。牧左衛門入道等。同意令_二露頭_一云々。是昨日。件兩人々数会_二合于諏方_一。終日傾_二数坏_一凝_二閑談_一。而諏方伺_二知伊具帰宅之期_一。白地起_二当座_一。馳_二出路次_一射殺之後。又如_二元及_一酒宴_{云々}。今日。被_二相尋_一之処。差_二昨日会衆_一。為_二証人_一依_レ論_二申子細_一。又被_レ問_二兩人_一。各一旦承伏_{云々}。此殺害事。人推察不_レ可_レ覃之処。以_二諏方旧領_一被_レ付_二伊具之間_一。確執未_レ止歟。其上云_二箭束_一云_二射様_一。已揚焉。頗越_二普通所爲_一。依_レ之嫌疑御沙汰出来_{云々}。

捕えられた盛高は佐々木氏信に預けられ、同意が露頭した平内左衛門尉俊職_六・牧左衛門入道の証言によると、この二名は「諏訪」に会合し、終日酒を飲

みながら閑談していたという。しかも盛高は伊具四郎が帰宅する時間を知ると急に席を立ち、「馳出路次「射殺」した後、再び酒宴に戻っている。酒宴が行われていた場所は「会合于諏方」とあることから盛高宅であり、伊具四郎と同様に山内にあつた可能性が高い。建長寺前で待ち伏せをした盛高は伊具四郎に向かつて矢を放つたのち、伊具四郎の「左」を駆け抜けて山内の自邸に戻つたことになる。

八月十八日には盛高に対して尋問を加えたが、話さないため所従の高太郎を召し取り、尋問している(史料三)。この高太郎が伊具四郎の所従が目撃した「下部」であろう。高太郎の尋問の際、奉行人は主人がすでに白状したとして誘導したため、殺害については盛高の手によるものであることが明らかとなったが、その理由については白状していない。

【史料三】『吾妻鏡』正嘉二年八月十八日条

諏方刑部左衛門入道被_レ召_二置之_一。雖_レ被_レ加_二推問_一。敢不_二承伏_一。所_二本執_一。仍召_二取所従男_一号高太郎。被_レ推_二問之_一。任_レ法之処。屈氣不_レ能_レ言。結句相_二誘之_一。主人已令_レ献_二白状_一畢。争可_二論申_一哉之由。奉行人雖_レ盡_二問答_一。件男云。主人者兼而顧_二糾問之耻辱_一。仍申_二歟_一。於_二下臆之身_一者。更不_レ痛_二其恥_一。任_二実正_一所_二論申_一也。但主人白状之上。不_レ及_二重御問_一歟_{云々}。

その後、盛高は九月二日に鳩首され、平内左衛門尉俊職と牧左衛門入道は硫黄島に流罪となった(史料四)。

【史料四】『吾妻鏡』正嘉二年九月二日条※傍線部筆者

今日。諏方刑部左衛門入道所_レ被_二梟罪_一也。此主従共以遂不_レ進_二分明白状_一。爰相州禅室被_レ廻_二賢慮_一。以_二無人之時_一。潜召_二入諏方一人於御所_一。直被_二仰含_一曰。被_二殺害_一事被_二疑思食_一之上。所従高太郎承伏勿論之間。難_レ遁_二斬刑_一之旨。評議畢。然而忽以可_レ終_二其身命_一之條。殊以不便也。任_二実正_一可_レ申_レ之。就_二其詞_一加_二斟酌_一。欲_レ相_二扶之_一_{云々}。于_レ時諏方且喜抑_レ涙。果_二宿意_一之由申_レ之。禅室御仁惠雖_レ相_二同于夏禹泣_一罪之志_一。所犯既究之間。不_レ被_レ行_レ之者。依_レ難_レ禁_二天下之非違_一。令_二糾断_一給_{云々}。又平内左衛門尉。牧左衛門入道等流刑。就_レ中俊職爲_二公人_一与_二此巨悪_一之條。殊背_二物義_一之間。被_レ配_二流硫黄島_一_{云々}。治承比者。祖父康頼流_二此嶋_一。正嘉今。又孫子俊職配_二同所_一。寔是可_レ謂_二一業所感_一歟。

『吾妻鏡』は殺害理由について、「諏訪旧領」を伊具四郎に付けたことによる確執かと推測している(史料二傍線部)が、盛高と所従は殺害については認めたものの、理由については最後まで白状しなかつたらしい(史料四傍線部)。従つて旧領云々というのは『吾妻鏡』の編纂者による推察か、当時の人々の噂によるものかもしれない。史料四には盛高が処刑される前に時頼が盛高を御所に呼び、直接真実を話すよう説得している場面が描かれているが、盛高が話したの

は宿意を果たしたということのみであった。

二 諏訪刑部左衛門入道と伊具四郎入道

岡田氏は元仁元年の伊賀氏事件の際に収公された伊具馬太郎盛重の所領(①16)が陸奥国伊具郡であった可能性から、盛重と伊具四郎入道が諏訪氏一族であることを指摘している^{一七}。伊具四郎が諏訪氏一族であることは、『鎌倉裏書』が殺害された人物を「諏訪四郎入道」としている(①53)ことから明らかである。盛重の父がすでに「伊具」を名乗っており、承久の乱の際に「伊具六郎」という人物が確認できることから、収公された所領は盛重の弟や従兄弟といった親族に与えられていたのではないだろうか。

盛重の子が伊具四郎入道を殺害していることも、伊具盛重を諏訪盛重と同一人物と考える根拠の一つである。伊具四郎入道が帰参する時間を盛高に伝えた人物がいることや、盛高が鎌に毒を塗っていることから、伊具四郎入道の殺害はあらかじめ計画されていたものであったと推察される。盛高が「刑部左衛門」であることから、盛重の子の中でも庶子であろうが、処罰の経緯まで詳しく記されている割に、父である盛重や他の得宗被官の動きについては触れられていない。しかも所従は盛高だとはわからなかったにもかかわらず、翌日には犯人が判明して召し取られていること、時頼がひそかに盛高を呼び、話をしていることから、単なる所領を巡る確執によって殺害されたとは考えにくい。

なお『鎌倉裏書』に「相州禅門軋弾、世以為「美談」とあるように、この事件に対する時頼の対応が世間では美談として語られていたようである^{一八}。事件の真相についてはまだ疑問が残るが、「大斉番文」四番筆頭の伊具左衛門入道(②22)、「供養記」の伊具左衛門尉(②38)は北条一門の伊具氏ではなく、得宗被官と考えられることから、この事件以降も伊具を名乗る諏訪氏が存在していたことになる。

第三節 盛重の子孫

一 盛重の子

ここでは盛重の子について考察したい。系図1・系図2ともに盛重の子は盛高・盛経・盛頼・重頼で一致している。

(一) 諏訪盛高(刑部左衛門入道)

盛高は系図1では「太郎左衛門尉」、系図2では「郷左衛門尉」とあるが、「郷」が「刑部」の誤記である可能性を考え、前節で論じた通り正嘉二年に伊具四郎入道を殺害した諏訪刑部左衛門入道に比定した。

(二) 諏訪盛経・真性(三郎左衛門尉、三郎左衛門入道)

盛重の跡を継いだ盛経は、建長三年に諏方三郎盛綱(経)として將軍頼嗣の祖母の弔問のため上洛している(①45)。建長五年正月三日の堀飯では諏方三郎左衛門尉盛経となっており(①46)、左衛門尉に任官している。「経」が北条経時の偏諱とすると、経時が執権期の仁治二年(一二四一)〜寛元三年(一二四五)の間に元服したものと考えられる。『吾妻鏡』終出の文永三年六月十九日条では飛脚として上洛しており(①63)、この時には諏訪三郎左衛門入道となっている。下総香取社盛御殿遷宮用途注文の三鳥居一基に「大方郷本役也 仍地頭諏訪三郎左衛門入道真性造進之」(①62)とあることから、法名が真性であることも確認できる(以下盛経については「真性」で統一する)。従って『建治三年記』の「諏訪左衛門入道」及び「諏訪入道真性」、渋谷定仏の書状の「諏訪入道」「すわとの」も同一人物であろう(②2〜11)。

真性の活動期間は平頼綱政権下にあたり、目立った活躍があるわけではないが、得宗家公文書奉書の奉者となり(②12、13)、寄合にも参加するなど、依然として得宗被官上層部に位置していた。弘安十年十月三日の薩摩国御家人谷山郡司五郎資忠と山田・別府両村の地頭大隅式部太郎子息二郎丸代養父大隅五郎太郎久親法師の相論に関する関東下知状に見られる「諏方入道」(②15)、正応五年の得宗家公文書奉書の奉者の一人・「沙弥」(②16)が細川氏の指摘する通り真性であれば^{一九}、盛経(真性)の活動は正応五年まで確認できることになるが、確実といえるのは弘安十年までとなる。

(三) 諏訪盛頼(兵衛四郎・四郎兵衛尉・四郎左衛門尉)

建長二年正月一日の堀飯が初見である(①39)。「兵衛四郎」という通称によって父が兵衛尉であることがわかり、「三郎兵衛尉」であった盛重の子ということになる。盛頼の「頼」は時頼の偏諱と考えられるので、元服は寛元三年(一二四五)から建長二年(一二五〇)であろう。建長六年には「諏訪四郎兵

衛尉」となっている(①48)ことから、建長三年〜建長六年の間に兵衛尉に任官したことになる。さらに弘長三年には「諏訪四郎左衛門尉」と見え、最終的に左衛門尉になったようである。

盛頼は盛澄以降の諏訪氏では的始の射手を務めた唯一の人物であるという点で注目すべき人物である。系図2の盛頼の注記に「建長三年正ノ八將軍家於由比浜弓始為射手十七人之内」とあるのは、「弓始」(的始)ではなく実際は的調のことだが(①40、付表4-1)、盛頼は二日後の十日に行われた的始でも射手を務めている(①41、付表3-36)。

(四) 諏訪重頼(大進房)

細川氏は「重頼」のことを「重頼」としているが(系図4)、系図1・系図2ともに「重頼」が正しい。「大進房」という注記から重頼は僧になっていたのである。諏方大進房田忠とは明らかに世代が異なるため別人である。確認できる史料がないため、これ以上のことは不明だが、盛高・盛経・盛頼については『吾妻鏡』の活動からもその存在が明らかであり、盛重の子に関しては系図1・系図2ともに信用してよいだろう。

二 鎌倉時代後期の諏訪氏

ここでは鎌倉幕府滅亡までの諏訪氏について考察したい。

(一) 諏訪直性(宗秀・経宗、左衛門尉)

「直性」は「真性」と法名の字面が似ていることから、翻刻ミスも起こりやすく^{二〇}、同一人物と勘違いしてしまっている研究も見受けられる^{二一}が、父が「真性」で、子が「直性」である。直性については、細川重男氏が詳細に考察しており、実名は当初系図1にある「宗経」としていたが、「鳥餅日記」の「諏訪左衛門尉宗秀」(②23)が「大斉番文」八番筆頭の「諏訪左衛門尉」(②22)と同一人物である可能性から、「宗秀」としている^{二三}。さらに延慶二年六月に貞時の申し入れによって貞弁の還補を奉行している「諏訪左衛門尉経宗」(②27)とも同一人物であるとし、「経宗」に改名したことを指摘している^{二四}。従って史料上の初出は細川氏の考察にある通り永仁元年十二月二十九日付の宗秀書状ということになる(②17)。つまり徳治二年(一二〇七)から延慶二年

(二三〇九) までの間に改名したことになる。そして正和三年十月二十四日付の隆勝挙状^{二四}の宛名の「諏方左衛門入道」(②30)は翌正和四年に宿所が炎上している「諏訪入道直性」(②31)と同一人物と考えられることから、正和三年までに出家したことがわかる。

「供養記」では一品経と銭十貫を調進し(②36、付表8E)、さらに供養額は銭百貫と多く(②38、付表8H)、鎌倉幕府後期の諏訪氏の惣領であったことがわかる。系図2には「弘重」の注記に「左馬助 剃髮号直情(性) 元弘三年五ノ廿二高時滅亡之時把巡盃而自殺」とあるが、内容が『太平記』に見られる直性の行動(②53)と一致することから、「直情」は「直性」の誤記、「左馬助」も「左衛門」の誤記であろう^{二五}。ただし実名は「弘重」ではなく、「剃髮く自害」は系図上に見られない「経宗」につけるべき注だったと考えられる。

(二) 諏訪宗経(三郎左衛門尉・三郎左衛門入道)

諏訪三郎左衛門尉は嘉元の乱の際、時村誅殺の討手として処刑されることになった工藤中務丞有清を預ける使者となっており(②20)、「大斉番文」では八番に結番されている(②22)。+「供養記」で銀剣一振、馬一頭を供養している「諏訪三郎左衛門入道」(②38、付表8H)も同一人物であろう。これらの行動から嫡流の人物ではなく庶流の人物であることがわかり、活動時期は直性や次項で述べる諏訪六郎左衛門尉と重なる。系図2の真性の子「宗経」に「三郎」とあることから実名は「宗経」であり、直性の弟である可能性が高い。系図2では「経宗」(直性)と「宗経」が混同され、経宗が抜けてしまったのではないだろうか。

正安三年に貞時女(北条時基室)が死去しているが、「宗経養君」であったと記されている(②19)。直性である可能性もあるが、乳母夫は必ずしも得宗被官家の嫡流の人物がなるとは限らないことから、宗経と考えてよいだろう。兄とともに平禅門の乱後の貞時政権の運営にあたっていたようである。

(三) 諏訪六郎左衛門尉・六郎左衛門入道

元徳元年のものとされる十一月十一日付貞顕書状(史料五)に、「去夜(十日)亥刻計」に扇谷の大仏家時亭門前から出火し、亀谷の小路に火が回り、土佐入道の宿所が焼け、浄光明寺西頼まで焼けたとあり、諏訪六郎左衛門入道の家が焼失したと記されている(②47)。

【史料五】「金沢貞顕書状」(『鎌倉遺文』三〇七七五号)

一 去夜亥刻計ニ、扇谷の右馬権助家時門前より火いてき候て、亀谷の小路へやけ出候て、土佐入道宿所やけ候て、浄光明寺西頼までやけて候、右馬権助・右馬権頭貞規後室・刑部権大輔入道宿所等者、無為に候、大友近江入道宿所も同無殊事候、諏訪六郎左衛門入道家焼失候云々、風始ハ雪

下へ吹かけ候き、後ニハ此宿所へ吹かけ候し程ニ、驚存候しかとも、無為候之間、喜思給候、火本ハ秋庭入道と高橋のなにとやらんか諍候之由聞
□、あなかしく、

十一月十一日

この火事については大三輪龍哉氏が「浄光明寺敷地絵図」を用いて延焼範囲を検証しており^{二六}、諏訪氏の宿所が浄光明寺敷地内にあり、亀谷の小路に面していたことがわかる。この諏訪六郎左衛門入道は「大斉番文」一番^{②22}、「供養記」で銭十貫を供養している^{②38}、**付表8H** 諏訪六郎左衛門尉と同一人物であり、真性の子で直性の弟と考えられる。

(四) 諏方三郎兵衛尉

正中元年九月に東使として工藤右衛門二郎とともに上洛し、日野資朝・俊基兩人を捕らえている^{②39・40}。上野七郎兵衛尉宛「結城宗広書状」によれば、諏方三郎兵衛尉は諏方全禪の子で「諏方養子」であつたらしい^{二七}。全禪については史料がなく定かではない。『太平記』では正中の変の際に上洛した東使は長崎四郎左衛門と南条次郎左衛門尉宗直となっているが、実際はこの諏方三郎兵衛尉と工藤右衛門二郎がその時の東使である。

(五) 諏訪木工左衛門尉(諏訪木工左衛門入道)

諏訪氏の庶流であり、「供養記」で布施取の際に使者を務めている人物^{②37}、**付表8F**で、諏訪上宮五月流鏑馬番役十番に「除諏訪杏(木工)左衛門入道」^{②45}とあり、『太平記』に登場する「諏訪木工左衛門入道」^{②51}と同一人物であろう。**系図3**の時継の注記には「元弘二五廿二先代相模入道崇鑿於三州葛西東勝寺一失二生涯一之後諏方木工左衛門入道・真(直)性相共自害」とあり、木工左衛門入道は直性らとともに東勝寺で自害したようである。

(六) 諏訪盛高(諏訪三郎)

系図2には「頼重」に「本盛隆」「三川守 従五下」と注記されているが、おそらく諏訪三河権守頼重と混同している。どうやら**系図2**は盛経の子や宗経の子に信重や時継などの上社大祝の人物を混入してしまつたようである。『太平記』で北条泰家(高時弟)の命により高時の子息・亀寿丸(のちの時行)を鎌倉より落ち延びさせたのが盛高であり^{②52}、『太平記』に「諏訪左馬助(左衛門尉)入道が子息諏訪三郎盛高」、**系図3**の時継の注記に「真(直)

性相共自害同息三郎盛高相具崇鑿息龜寿相模二郎時行落下信州」と記されていることから、盛高が直性の子であることは間違いないだろう。盛高以外の直性の子には細川氏の指摘にある通り、諏訪新左衛門尉(②43)が挙げられるが、活動が確認できる史料はない。

(七) 諏訪兵衛尉・諏訪五郎経重・

その他、「大斉番文」十二番筆頭の「諏訪兵衛尉」(②22)、「供養記」で手長役を務めた諏訪五郎経重(②35)、付表8C)などが確認できるが、他の人物との関係性は明らかではない。

おわりに

以上の考察をもとに得宗被官諏訪氏の系図を作成すると系図5になる。系図1・系図2は盛重の子については信用できるが、真性以下に関しては修正が必要な系図ということになる。これまでの研究では系図2のように最有力得宗被官であった諏訪氏と上社大祝諏訪氏を混同してしまったが故に、「神氏系図」とらわれて得宗被官諏訪氏の系譜について正しい認識がされていなかったと言える。有力得宗被官家である諏訪氏が諏訪上下社に影響を及ぼしたということ否定できないが、盛重の流れが独立を図り「神」姓を創出したわけではなかったのである。仮に盛重が下社系諏訪氏の庶流であったとしても、得宗被官となつて以降は独自に発展していったと考えた方がよからう。

得宗被官諏訪氏に関する史料で姓を記した史料がないため、金刺姓であったのか、源氏姓であったのかということについてはひとまず保留しておくが、元亨二年に得宗家公文書下知状の奉者の一人に「左衛門尉金刺」いう人物がいることから^{二九}、金刺姓であった可能性は高い。

最後に、上社下社大祝家の諏訪氏についても触れておくと、「大斉番文」の諏訪氏には伊具左衛門尉を除くと盛重流しか見られないのに対し、「供養記」では盛重流諏訪氏と大祝諏訪氏がともに見られる。具体的には盛重流は諏訪左衛門入道(直性)・諏訪木工左衛門尉・諏訪三郎左衛門入道・諏訪六郎左衛門尉・諏訪五郎経重で、大祝諏訪氏は諏訪三河権守(頼重)・諏訪遠江権守・諏訪神左衛門入道に分けることができる。頼重は系図3に「三河権守」「大祝」とある頼重であり、銭五〇貫、銀劍一振、馬一頭であることから、銀劍一振、馬二頭を供養している諏訪遠江権守より上位の人物であることがわかる。諏訪遠江権守は元徳二年に死去しているが(③11)、系図3の中に比定者できる人物は見つけることはできなかった。そこで、下宮祝盛基に関する史料を見ていくと、

下社大祝であった盛久は「前遠江宮寺（ママ）盛久」と記されている（③7）。上社の大祝が「三河権守」「安芸権守」「信濃権守」で、下社の大祝が「遠江権守」だったと考えると、諏訪遠江権守は下社系大祝の人物ということになる。

注

一 鎌倉時代の諏訪氏に関する研究は以下の通りである。寶月圭吾「鎌倉時代」（渡辺世祐編『諏訪史』第三卷、諏訪教育会、一九五四年）、山岸啓一郎「得宗被官に関する一考察―諏訪氏の動向について―」（『信濃』第二四卷第一号、一九七二年）、鎌田純一「中世に於ける諏訪氏の活躍」（『神道史研究』一三三号、一九七五年）、小林計一郎「鎌倉時代の諏訪氏」（『信濃中世史考』吉川弘文館、一九八二年）、小松寿治「得宗被官諏訪氏について―盛重の動向を中心に―」（『史報』七号、一九八六年）、郷道哲章A「諏訪氏」（『地方別日本の名族』新人物往来社、一九八九年所収）、石井進「中世の諏訪信仰と諏訪氏」（『石井進著作集』第五卷、岩波書店、二〇〇五年※初出は一九九七年）、細川重男A「諏訪左衛門尉入道直性について」（『鎌倉政権得宗専制論』第一部第五章※初出は『白山史学』三三二号、一九九六年）、郷道哲章B「諏訪氏と『上社』『下社』―鎌倉時代の諏訪社領からみた上・下社の関係」（『長野県立歴史館研究紀要』九号、二〇〇三年）、細川重男B「御内人諏訪直性・長崎円喜の俗名について」（『信濃』第六四卷第一二号、二〇一二年）。

二 注（一）郷道論文B、二二頁、二六頁。

三 注（一）郷道論文B、一七頁、二六頁。

四 注（一）郷道論文B、二四～二六頁。

五 『諏訪大明神絵詞』五〇五頁～五〇六頁。

六 注（一）山岸論文、小林論文、小松論文、細川論文A。

七 『諏訪大明神絵詞』五〇八頁。

八 注（一）小林論文、一九八頁。

九 石井氏は「神氏系図」について、「鎌倉時代の記述は基本的にかなりよい線をいっており、承久の乱当時の大祝の実名も敦信の方をとるべきであろう」（注一石井氏論文、三三二頁）としている。筆者も「神氏系図」に見られる知久氏（大祝敦忠の弟敦俊に始まる）には的始の射手に関する注記があることに注目し、『御的日記』と照らし合わせてみた結果、信頼し得る史料だということがわかった。なお、系図3では信重は「重信」になっているが、注記では「信重」となっているので誤記と考えられる。

一〇 注（一）小林著作、二〇一頁。

一一 「古活字本」三八二頁。「前田家本」二四二頁。

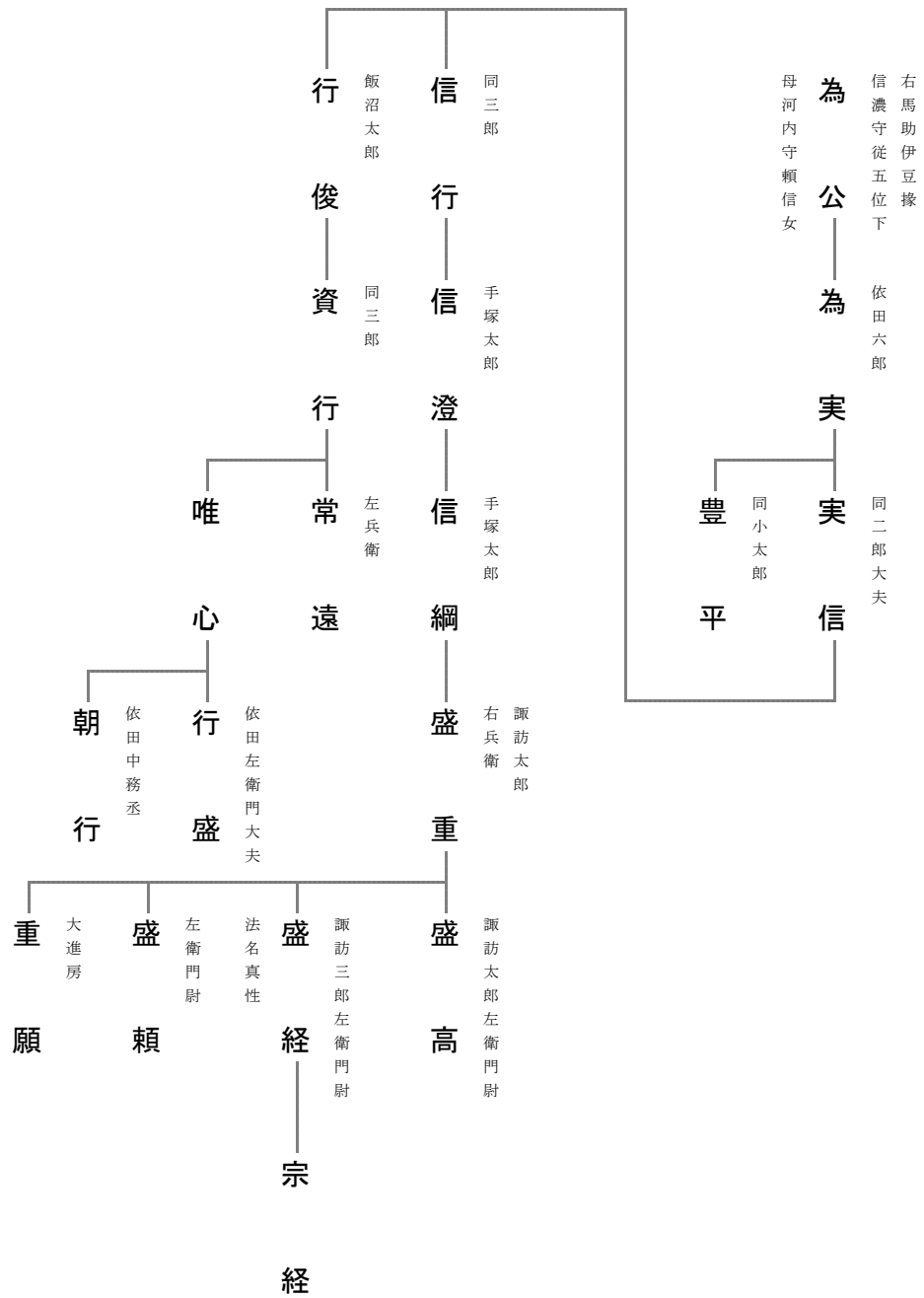
一二 岡田清一「鎌倉時代の伊具郡について」（『鎌倉幕府と東国』※初出は東北福祉大学岡田ゼミナール研究年報第二六輯『宮城県丸森町調査報告書』、二〇〇四年）、三六三頁。

一三 注（一）小林論文、一八八頁。

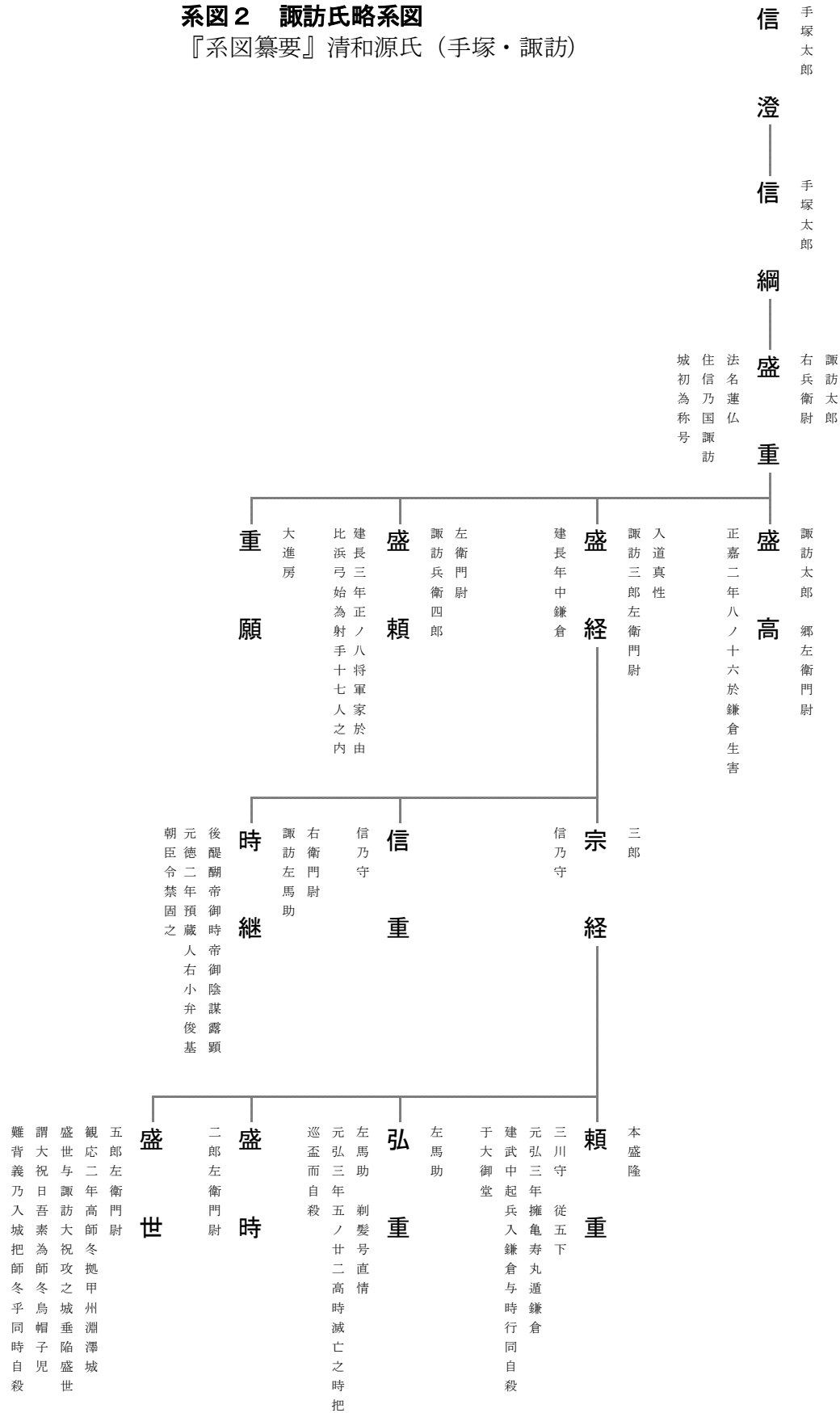
- 一四 注(二) 郷道論文A、一一五頁、石井論文、三二四頁。
- 一五 注(二) 山岸論文、一三三頁。
- 一六 『鎌倉裏書』では「康頼法師」としているが、これは『吾妻鏡』にある「平判官康頼法師孫子」の誤りと考えられる。祖父の康頼は後白河法皇に仕え、安元三年(一一七七)の鹿ヶ谷事件に同意して流罪された人物である(『吾妻鏡』文永三年三月二十九日条)。
- 一七 注(二二) 岡田著作。
- 一八 『鎌倉裏書』五〇頁。
- 一九 細川重男『鎌倉政権得宗専制論』、九九頁。
- 二〇 系図3の時継の割注に「相模入道崇鑿於相州葛西東勝寺失生涯之後諏方木工左衛門入道真性相共自害同息二郎盛高相具崇鑿息龜寿相模二郎時行落下信州」とあるが、この「真性」も「直性」である。
- 二一 注(二) 小林論文など。
- 二二 注(二) 細川論文B。
- 二三 注(二) 細川論文B。
- 二四 『鎌倉遺文』二五二七三号。
- 二五 『太平記』には直性のことを「諏訪左馬助入道」と記した部分がある(『太平記』第二卷、一二四頁)。
- 二六 大三輪龍哉『浄光明寺敷地絵図』に見る屋地(『鎌倉遺文研究』第二七号、二〇一二年)
- 二七 『鎌倉遺文』二八八三五号。
- 二八 「杏」は「木工」の誤記と考えられる。
- 二九 『鎌倉遺文』二八〇一二号。

系図1 諏訪氏略系図

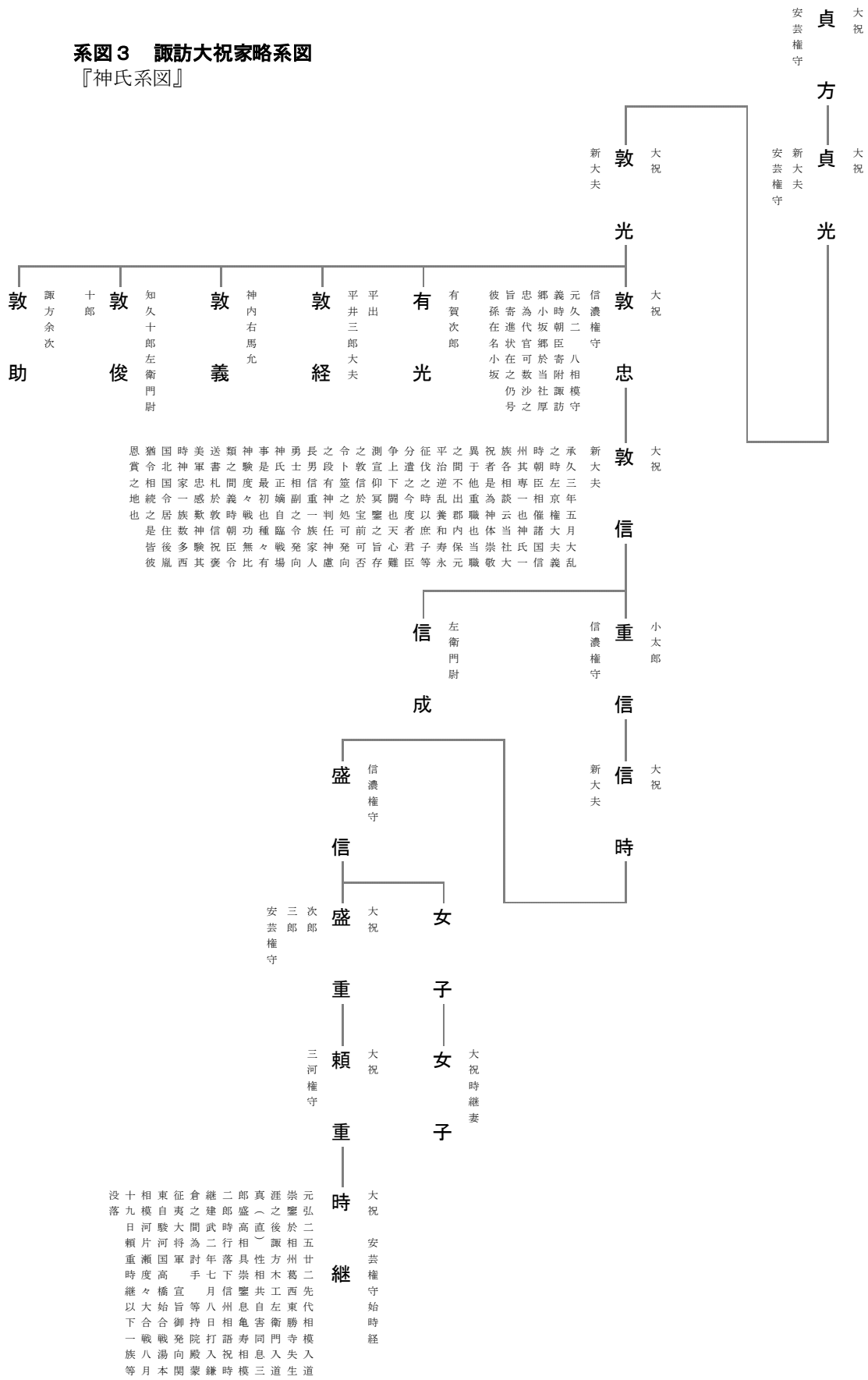
『尊卑分脉』清和源氏（手塚・諏訪）



系図2 諏訪氏略系図
『系図纂要』清和源氏（手塚・諏訪）

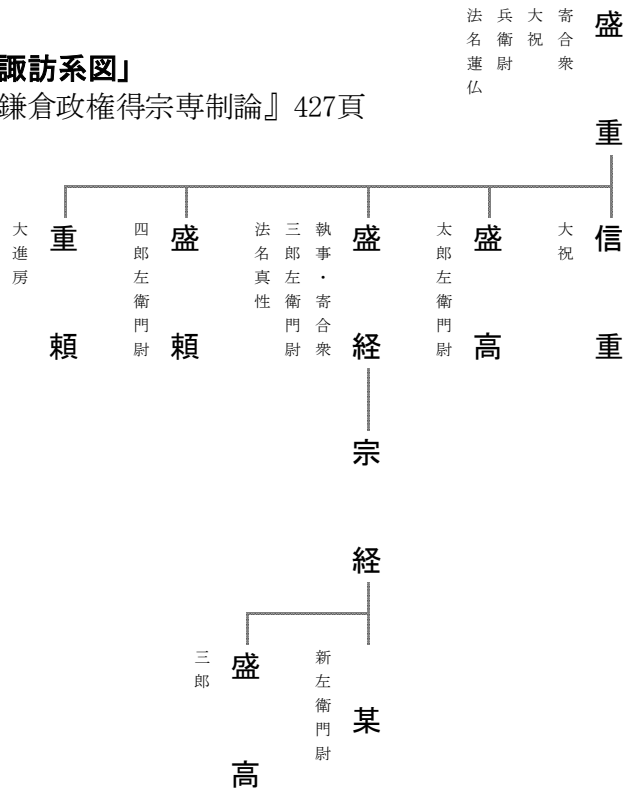


系図3 諏訪大祝家略系図
『神氏系図』

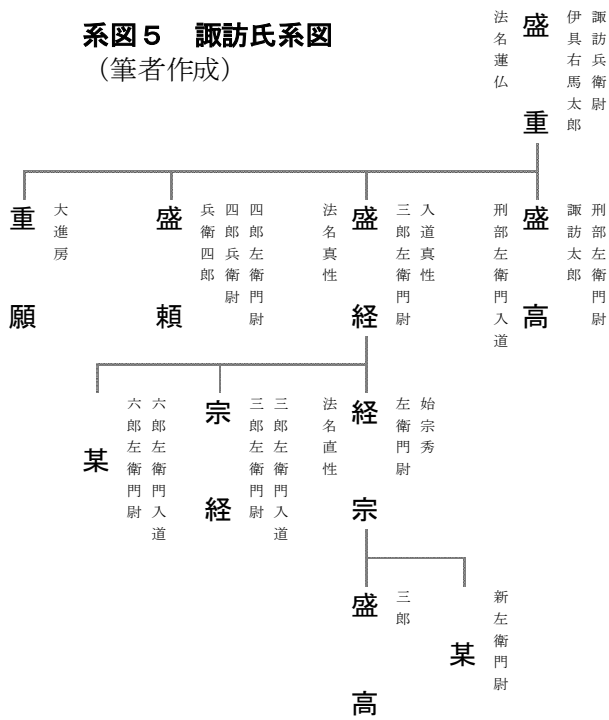


系図4 「諏訪系図」

細川重男『鎌倉政權得宗専制論』427頁



系図5 諏訪氏系図
(筆者作成)



第四章 工藤氏

はじめに

『吾妻鏡』には「工藤」を名乗る武士が多く登場する。よく知られている人物としては、曾我兄弟の敵討ちで討たれた伊豆の工藤祐経^一、優れた射手として有名な甲斐の工藤景光・行光父子^二、小侍所所司となった工藤光泰、そして得宗家公文所執事となった工藤時光（法名杲暁・杲禪）が挙げられよう。得宗被官となるのは甲斐工藤氏だが、工藤氏は承久の乱における「十八騎」にも見られず^三、泰時邸の郭内に屋敷を構えた人物の中にも含まれていない^四。義時以前の時政の代から北条氏と主従関係を結んでいた可能性があるものの、有力得宗被官としての活動が確認できるのは泰時の晩年に『吾妻鏡』に見られるようになる光泰からである。

得宗被官工藤氏は従来伊豆国出身と考えられていたが^五、近年今野慶信氏が「藤原南家武智麿四男乙麻呂流藤原氏」の武士について「南家伊東氏藤原姓大系図」（系図1、以下「伊東氏系図」と略す）^六をもとに、甲斐工藤・狩野・宇佐美・安積氏一族系図の復元を行い、その中で得宗被官工藤氏は甲斐工藤氏の一族であることを明らかにした^七。今野氏は得宗被官工藤氏には主な系統が二つ存在し、「仮名を次郎、官途右衛門尉を名乗る家が惣領家であること」を指摘している^八。また、池田瞳氏は時宗期の小侍所所司に関する研究の中で、光泰の小侍所所司としての活動について詳細に研究している^九。両氏の研究によって得宗被官工藤氏の実態が明らかになりつつあるが、工藤氏の系図についてはまだ修正の余地があるように思われる。

そこで、本章では付表13①③（以下丸数字と表の番号のみを記載）をもとに、得宗被官工藤氏の系図の再検討を試みる。さらに、これまで触れられていなかった行光流の布施・大瀬氏（付表14）についても考察したい。なお、付表13①と②は典拠がすべて『吾妻鏡』であるため、典拠の欄は省略した。③の『吾妻鏡』以降の活動については他の一族と同様典拠を記した。

第一節 『吾妻鏡』の工藤氏

一 景光流甲斐工藤氏

まず景光とその子息について、『吾妻鏡』の記事と系図1とを比べながら見ていきたい。

(一) 工藤景光(工藤庄司)

景光は系図1で景澄の子となっている。初出は治承四年八月二十五日条で(①1)、終出は曾我兄弟の敵討ちの前日、建久四年五月二十七日条である(①34)。北条時政の嫡子であったとされる宗時を殺害した平井紀六を生け捕り、時政のもとに連行したのは景光である(①6)。景光の活動については付表13①にある通りなので詳細は省くが、終出の記事では富士の巻狩において「比類なき大鹿」を射損じたことにより、その晩に発病したとされている。このエピソードは坂井孝一氏によって「曾我記」を原拠とした記事であり、敵討ち事件の「前兆を示すために挿入された説話的な記事」だと指摘されている。が、注目したのは景光の年齢である。この記事には「景光十一歳以来。以_レ狩獵_レ為_レ業。而已七旬余。莫_レ未_レ獲_二弓手物_一」とあり、景光は十一歳の時から狩獵を業としてすでに「七旬余」「七旬」は「七十歳」もしくは「七十年」という意味)であり、いまだ弓手(左手)の獲物を獲らなかったことはないとしている。「十一歳の時」から「七旬余」であれば景光は八十歳以上であったことになる。景光の年齢は子息たちの年齢を考える上で重要となる問題で、景光が八十歳以上であるとすると、初出時にすでに七十歳近く、嫡子であり景光と同じく治承四年が初出となる行光が建暦二年までの始の射手として見られる(①61)ことを考えると、いささか不自然である。「七旬」というのも七十年間射損じたことがなかったという弓の名手が大鹿を射損じたということを強調するための誇張であり、実際は高齢だとしても七十歳前後であったと考えるべきではないだろうか。

(二) 工藤行光(小次郎、中務丞)

行光は景光の嫡子として甲斐工藤氏の惣領となったようで、『吾妻鏡』の登場回数はいくつと多い。建仁三年以降はしばらく工藤氏自体が『吾妻鏡』に見られなくなり、建暦元年に再び行光が始の射手として見え(①60)、翌二年に射手を務めたのが終出となる(①61)。建長二年の「建長帳」の「工藤中務丞」(②15)は系図1の行光の割注に「中務丞」とあることから、行光であることがわかる。ここでは「跡」と記されていないが、初出から七十年が経過し

ており、初出時二十代半ば〜三十代だったとしても、さすがに死去していたのではないだろうか。なお「建治帳」において甲斐国の「工藤右衛門尉跡」ともに五貫が割り当てられている「上(工) 藤中務丞跡」(③1)も、今野氏の指摘するように工藤行光跡であろう。行光流は今野氏が指摘するように在地化したようである。行光流が得宗被官とはならなかったことについては、第一部第一章で述べた通りである。

(三) 工藤長光(中務次郎)

系図1に行光の子として見られる長光は貞応元年に「工藤中務次(二郎)長光」として始の射手を勤めている(②4)。活動が確認できるのはこの一回だけで、今野氏は「長光という実名自体は系図にしか見られないものである」^{二三}としているが、『吾妻鏡』には実名も記されている。なお系図1では長光に「布施右衛門」、長光の弟には「石森三郎」、行時の子・惟忠^四には「太瀬左衛門入道」と記されている。この「太瀬」は「大瀬」の間違いであり、惟忠は康元年と弘長元年に大瀬三郎左衛門尉として見られる人物であろう(付表14②1〜3)。また宝治二年〜康元元年までの始の射手を務めている布施行忠(付表14①1〜10、付表3)は長光の子孫と考えられる。大瀬氏と布施氏については第二節の最後に考察する。多くの有力御家人たちも必ずしも鎌倉に常住していたわけではなく、多くは所領在地におり、鎌倉には子息や兄弟などを代官として置いていることから、行光も鎌倉を弟たちにまかせていたのであろう。

(四) 工藤助(祐・資)光(三郎) ↓ 祐光A

文治五年の奥州征伐に景光と行光とともに従軍した武士の交名には「工藤庄司景光 同次郎行光 同三郎助光」という三人の甲斐工藤氏が確認できる(①16)。同年八月八日に阿津賀志山前に陣取った金剛別当秀綱の率いる数千騎に対し、畠山重忠・小山朝光・加藤景廉とともに遣わされた人物たちの中にも見られ(①17)、常に行光とともに記されている(①18)。なお北条本では①16のみ「助光」で①17・18は「祐光」と表記されている(吉本はすべて「助光」。「助光」・「祐光」、そして系図1に見られる「資光」はいずれも「すけみつ」と読むため、景光の子であり行光の弟であることがわかる。後に六郎祐光という人物が出てくるため、以下便宜上「祐光A」とする。なお建久六年の頼朝の東大寺供養では「工藤三郎」として行光とは別に供奉しており(①40)、祐光Aも一人の独立した御家人となっていたようである。ただし、今野氏、池田氏が指摘するように系図1の「資光」の「最明寺禅門代 工藤左衛門入道」という注記は時代が合わない。今野・池田両氏は「光長」を小侍所所司となった光泰に比定して光長の注記としているが、筆者は重光の孫とされている「資光」(祐光B)の注記を間違えて景光の子の「資光」(祐光A)につけてしまったのだと考える。詳しくは祐光Bの項目で述べる。

(五) 工藤朝光(工藤五郎・右馬允)・工藤重光(工藤六、工藤右衛門尉)・工藤茂光(工藤八、工藤八郎左衛門尉)

正治二年正月の梶原景時誅殺の際の工藤六・工藤八(①45・46)や建仁三年九月の比企氏の乱の際の工藤五郎(①56)も全て同じ工藤氏なのかは判断が難しいが、系図1と照らし合わせてみると、まず工藤六・工藤八はこの時行光が追討の軍兵となっていることから、六郎「重光」と八郎「茂光」である可能性が高い。比企能員を時政の名越亭に呼び出すための使者となった工藤五郎も同じ一族とすれば、「朝光」であろう。

さらに系図1に記されたこれらの人物の注記に注目したい。まず、承久三年に義時の娘(一条実雅妻)が懐妊したことによる千度祓の陪膳を奉行した工藤右馬允(②3)については、朝光の子「景朝」に「新右馬允」という注記があることから、父の朝光に比定できる。系図1には朝光の官職の記載はないが、「新右馬允」ということは「右馬允」であった人物がすでに同じ一族にしていることを指すため、朝光が右馬允であった可能性が高いのである。貞応元年に義時亭が放火された際には「工藤右馬允」の郎従が鎮火しており(②5)、これは朝光の郎従であろう。

重光も実名は史料上確認できないが、のちに重光の系統が「右衛門尉」系工藤氏として嫡流になっていることから、今野氏の指摘にあるように承久二年に窟堂の辺りが焼失した際に橘隆邦らの家とともに被災した工藤右衛門尉が重光に比定できよう^{一五}。系図1では「左衛門尉」となっているが、「右衛門尉」の誤記と考えられる。

工藤五郎と工藤六が朝光と重光に比定できたことで、承久二年に失火により家が焼失した工藤八郎左衛門尉(②2)は茂光と考えることができる。朝光・重光・茂光の三人とも火災に関する記事によって鎌倉在住が確認できることになる。

(六) 工藤十郎

史料上に見られるのは二回だけだが、得宗被官研究の観点からは興味深い人物である。工藤十郎の初出は建仁元年九月十八日条で、頼家が飼っている犬の世話をする者の結番に、小笠原弥太郎(長経)・細野兵衛尉・中野五郎(能成)・比企弥四郎(時員)・本間源太(忠貞)とともに見える(①53)。これらの人物は皆狩獵を得意とする者だという。系図上には見られないが、景光の子であろう。建保元年三月二日には泉親平を捕えるために鎌倉の違橋に遣わされ、親平と合戦になり郎従数人とともに殺害された十郎と同一人物と考えられる(①63、史料一)。

【史料一】『吾妻鏡』建保元年三月二日条

今度謀叛張本泉小次郎親平。隠居于違橋一之由。依有^二其聞^一。遣^二工藤十郎^一被^レ召処。親平無^二左右^一企^二合戦^一。殺^レ戮工藤并郎従数輩^一。則逐

電之間。為_レ遮_二彼前途_一。鎌倉中騒動。然而遂以不_レ知_二其行方_一云々。

十郎が誰の命によって遣わされたのかは記されていないが、当時の侍所別当である和田義盛は上総国伊北庄におり^{一六}、しかも義盛にこの事件の「張本」との風聞があったのだとすれば、義時の命によるものである。殺害されてしまったが、義時の被官となっていた可能性の高い人物といえる。

(七) 工藤祐(資)高(工藤藤三)

泉親平の乱には、もう一名工藤氏が関わっている。建保元年二月、荏柄社に参籠し、朝退出するときになって渋河刑部六郎兼守の和歌を見つけ、御所に持参した工藤藤三祐高である(①62)。「すけたか」と読む人物は系図1に「資隆」(朝光孫)と「資高」(茂光子)の二名が見られる。資隆は「又二郎」であり、もう少しあとの世代になるが、資高は「三郎左衛門尉」となっている。従って祐高(資高)は八郎茂光の子ということになる。建保元年の時点では父はまだ左衛門尉に任官していなかったのだと考えられる。

二 得宗被官工藤氏

貞応元年の工藤右馬允(朝光)以降、嘉禎三年に海野幸氏が優れた射手として挙げた人物の中に景光の名があったことを除けば、仁治二年まで工藤氏の活動は確認できない。泰時期には工藤三郎(光泰)が仁治二年に一度始の射手として見られるのみだが(②7)、経時期になると光泰(②8)・工藤八郎(②9)・工藤右衛門次郎(②10)・工藤六郎(②11)が始や競馬の射手として見られるようになり、時頼期になるとその活動が急増する。以下得宗被官となった工藤氏の人物について見ていく。

(一) 工藤祐光(六郎、六郎左衛門尉) ↓祐光B

寛元四年の始から見られる人物で(②11)、同年十月の馬場殿での笠懸では横溝資重とともに時頼の推薦によって笠懸の射手をつとめており(②12)、時頼との主従関係が明確になった。始・笠懸・犬追物の射手として活躍している他(②11・12・16・20)、境飯での馬の引き手としても見られる(②13)。宝治二年には六郎左衛門尉となっている。前述したように、系図1の「資光」(祐光A)に記されている「最明寺禪門代 工藤左衛門入道」という注記は祐光Bの注記であり、重光孫の「資光」につけられるべき注記であったと考えられる。初出時の通称が「工藤六郎」であることから、祐光Bの初出時に父はまだ

無官であったことがわかる。祖父重光は承久二年にすでに右衛門尉であるから、寛元三年に見られる「右衛門次郎」(②10)が祐光Bの父ではないだろうか。系図1では「高光」ということになるが、『吾妻鏡』に工藤次郎左衛門尉高光が確認できるのは建長四年からであるため、筆者は右衛門次郎と高光は別人だと考えている。子の祐光Bのほうが先に任官したことになってしまふからである。

(二) 工藤光泰(三郎右衛門尉、三郎右衛門入道道惠)

光泰は仁治二年と寛元二年の始以降(②7・8)は建長三年まで見られなくなるが、建長三年には時頼の使者として隆弁に祈祷の賞のことを伝えている(②19)。光泰の「泰」は泰時の偏諱と考えられるので、父の代には泰時の被官となっていたと推察される。「光泰」という名前は系図1には見られず、今野氏は「彦三郎 右近将監」と記される「光長」を光泰に比定し、池田氏もこの説を支持している^{一七}。しかし、「最明寺禅門代 工藤左衛門入道」が祐光Bの注記であり、有力得宗被官の流れが祐光A(右近将監系となる)の流れではなく、重光流(右衛門尉系)であることを考えると、光泰は重光流の人物である可能性が高いのである。

そこで、『吾妻鏡』における光泰の官職表記を見ていくと、「左衛門尉」と「右衛門尉」両方の表記があることに気づく。他の一族でも「左」と「右」の誤記は珍しくなく、光泰の場合も諸本で異なる表記となっている箇所もある。しかし相対的に見ると、「右衛門尉」の方が多い(本章末の表参照)。特に小侍所関係の記事では「右衛門尉」表記となっていることを考えると、光泰の官職は「右衛門尉」であった可能性が高い。よって建治三年に時宗の命によって塩田義政の慰留に遣わされた「工藤三郎右衛門入道道惠」(③2)は光泰であろう^{一八}。のちの工藤杲暁などは右衛門尉系工藤氏であるから、光泰が時頼に重用されたことで、光泰の流れが得宗被官工藤氏の嫡流になったのだと考えられる。

その上で光泰の系譜を考察すると、初出時の通称が「工藤三郎」であることから、父は仁治二年当時無官ということになる。光泰と同時期には祐光B・高光・頼光が『吾妻鏡』に見える。頼光は「頼」の字が時頼の偏諱であると推察されることから一つの世代となろう。祐光Bの父を右衛門次郎であると推察したが、光泰も右衛門次郎の子で、その庶兄が高光であったのではないだろうか。つまり、高光・光泰・祐光Bは兄弟ということになる。

(三) 工藤高光(次郎左衛門尉)

建長四年四月の宗尊親王の鎌倉帰参にともなう重時沙汰の堀飯の記事を初出とし(②22)、以来建長六年から文応元年、文永二年の正月一日の堀飯で馬の引き手をつとめている(②27・28・32・35・38)^{一九}。正嘉二年の御行始(②36)、文永二年の堀飯(②62)では高光・光泰がともに見られるが、平氏や

南条氏のように同じ馬を二人で引くのではなく^{三〇}、それぞれが北条氏の子弟とともに引いている。光泰は時頼に近侍しており、文応元年以降には小侍所所司となるが、高光は馬の引き手以外の活動は見られない。換言すれば工藤氏の塙飯での馬の引き手は高光が中心であったということになる。高光は左衛門尉系統の工藤氏の祖といえる。

(四) 工藤頼光(次郎左衛門尉)・工藤光頼(右近三郎)

建長五年正月の塙飯に一度だけ見られる(②26)人物で、「頼」は時頼の偏諱であろう。そのため、今野氏は光長の子としているが、『吾妻鏡』に見られる人物は「頼光」で系図1の「光頼」とは少し異なる。むしろ建長三年と建長四年の「右近三郎」(②18・25)こそ「光頼」ではないだろうか。

さて、塙飯の記事を見ていくと、建長四年から文応元年までは、建長五年を除いて高光が塙飯の馬の引き手をつとめていることがわかる。建長五年は高光の都合が悪かったため、代わりに頼光が務めた可能性が高い。通常代わりとなるのは弟や子であろう。左衛門尉系工藤氏の嫡子も「次郎左衛門尉」を通称としていることから、頼光は高光の子に比定できる。そして徳治二年の「常陸大丞平経幹申状」に見える「工藤次郎左衛門入道理覚」(③36)は頼光もしくは高光と考えられる^{三二}。

(五) 工藤木工左衛門尉(木工左衛門入道) ↓木工左衛門尉A・木工左衛門尉B

弘長元年九月三日に光泰や武田七郎・南部又次郎らとともに時頼に扈従し、危篤の鶴岡八幡宮供僧弁法印審範の坊を訪問している木工左衛門尉(②57)は、弘安七年六月二十八日付の北条師時袖判の沙弥性如奉書に見える「公(工)藤木工左衛門入道」と同一人物であろう(③4)。以下「木工左衛門尉A」とする。乾元元年と同二年には木工左衛門尉Aとは別の「工藤木工左衛門尉」が蒲御厨の惣検校(蒲氏)とともに蒲御厨の神社社造營のことについての師時の命を受けている(③26・27、以下「木工左衛門尉B」)。A・B両木工左衛門尉とも蒲御厨^{三三}関連の史料に見られるため、両者は親子だと考えられる。

以上が『吾妻鏡』に見られる甲斐工藤氏一族である。系図1は右衛門尉次郎を高光としてしまったために、一世代分抜けてしまい、次節で考察する工藤梶暁と祐光Bがあたかも兄弟のように記されてしまったのであろう。

第二節 鎌倉時代後期の工藤氏

今野氏が指摘するように、鎌倉時代後期の得宗被官工藤氏は明らかに「右衛門尉」の系統が嫡流であり、「左衛門尉」の系統は庶流となっている。例えば、「大斉番文」に見られる六人の工藤氏(③35)のうち、工藤右近将監と工藤左近将監以外の四人は「右衛門尉」であり、「供養記」(③51～56)において一品経と銭十貫を供養しているのは二郎右衛門尉と三郎右衛門尉である。進物の奉納者を見ると、右衛門入道・二郎右衛門尉・右近将監が工藤氏の中でも中心的な人物であることがわかる。「供養記」では九郎祐長と二郎左衛門尉以外はみな「右衛門尉」系の人物と「右近将監」である。本節ではそれぞれの系統ごとに人物の考察を行いたい。

一 右衛門尉系工藤氏

(一) 工藤時光(二郎右衛門尉、右衛門入道、杲禪・杲暁)

建治三年の工藤二郎右衛門尉(③3)が杲禪(永仁六年以降は「杲暁」となっている。以下「杲暁」で統一)だと考えられる^{三三}。系図1には高光の子の「時光」に「二郎右衛門入道 法名杲暁」とあるが、筆者は第一節での考察の結果から高光の子ではなく、光泰の子であると考えている。

弘安七年四月四日の時宗の死後に出家したのか、弘安八年以降工藤右衛門入道杲禪として見える(③5・7)。また、この年に若狭国守護代となっており、以降若狭国関連の史料に見られる「右衛門入道」は杲暁であろう(③7・9・20・29～31)^{三四}。杲暁は長崎光綱の死後永仁六年～正安三年まで得宗家公文所執事であったことが指摘されている^{三五}。「大斉番文」十二番筆頭の「工藤右衛門入道」は杲暁と考えられるが、応長元年の若狭国汲部・多烏浦刀禰の百姓等の相論に関する史料で「故工藤殿」とあり死去が確認できる(③42)。子の貞祐が延慶二年に若狭国守護代となっている(③39)ので、延慶二年ごろに死去したものと推察される。したがってそれ以降の史料に見られる右衛門入道(③44・56)は杲暁とは別の人物になる。ただし、元弘二年の「工藤殿」(③73・74)は応長年中のことを指すため、杲暁である。

(二) 工藤貞祐(二郎右衛門尉)

「今富名領主次第」に「果(杲)暁の子そく」と記されており(③25)、その通称から杲暁の嫡子と考えられる。系図1でも時光と貞祐は親子となっている。また永仁三年に寄合に出仕し、その後出仕を止められている「工藤」「工藤右衛門尉」(③15～18)、延慶二年より若狭国の守護代となり(③39)、「大斉

番文「一番筆頭、「供養記」で一品経と錢十貫、砂金五十両・銀劍一振・馬一頭を供養した「工藤二郎右衛門尉」が貞祐である。なお、貞祐以降の人物は系図1には記されていない。正中元年に諏訪三郎兵衛尉とともに東使として上洛した「工藤右衛門二郎」(③59、60)が貞祐の嫡子と考えられるのだが、実名は不明である。なお、「蓮華寺過去帳」には建武元年十二月四日に六条河原で誅された人物に「公(工)藤次郎 同次郎右衛門尉。五十歳。」とある(③88)が、没年より逆算すると弘安七年の誕生となるため、この工藤次郎右衛門尉が工藤右衛門二郎と同一人物であり、貞祐の子である可能性も高い。

(三) 工藤祐貞(三郎右衛門尉、三郎右衛門入道)

嘉暦元年に蝦夷追討のために派遣された「工藤右衛門尉祐貞」(③62・63)は今野氏も指摘しているように貞祐の弟(もしくは庶兄)と考えられる。「貞祐」と順番が逆になっただけで紛らわしいが、「大斉番文」に六番筆頭として見られるのを初出とし、「供養記」では一品経と錢十貫、銀劍一振・馬一頭を供養している「工藤三郎右衛門尉」が祐貞に比定できる。元徳元年とされている金沢貞頭書状の追而書に(二十四日)巳刻に若宮神主のもとに侍所代官が押し寄せ、神主弟と同宿していた桑原太郎が召し捕られたとあり(③68)、貞頭は桑原太郎を工藤三郎右衛門入道の子としている。『吾妻鏡』に見える桑原氏は平姓であったため^{二六}、工藤祐貞の子が「桑原」という地を名字の地としたのだろうか。

(四) 工藤資景(右衛門三郎)

「供養記」では手長役をつとめており(付表8C・D)、貞祐の子で右衛門二郎の弟であろう。「若狭国守護職次第」には貞祐の代官として貞祐の子「工藤九郎祐景」を記載している(③40)が、「祐景」は「資景」と同一人物と考えられるため、「右衛門三郎祐(資)景」が正しい。杲暁の代官(若狭国守護又代官)であった「工藤九郎有清」(③6)と混同してしまったのだと推察される。ただし仮に「工藤九郎」の部分が合っているならば「供養記」に見られる「工藤九郎祐長」の誤記である可能性もある。

(五) 工藤新三郎右衛門尉

「供養記」で布施取の際の使者として見られる人物である。「右衛門三郎」資景も「新三郎右衛門尉」も元亨三年五月二十六日同日に見られるため、この二人は別の人物である。「新三郎右衛門尉」という通称から、父は「三郎右衛門尉」であることがわかる。従って祐貞の子ということになる。

(六) 工藤貞景(治部右衛門二郎) ↓貞景A

通称から「大斉番文」(九番)の「工藤治部右衛門尉」の子であり、元弘三年九月二十四日付の工藤治部右衛門二郎宛の沙弥・前加賀守・掃部助連署の奉書

で、津軽四郡田数・得分員数・給主の交名について、文書を帯びているならば、これを写して提出するようにと命じられている人物である(③83)。給主として津軽に居住していたことがわかり、幕府滅亡後は建武元年の大光寺合戦に大光寺曾我氏(曾我氏嫡流)や工藤氏一族とともに鎌倉幕府方として戦い、捕虜となっていることが「津軽降人交名」からわかる(③89)。実名はこの「津軽降人交名」に「工藤治部右衛門二郎貞景」とあることによる。貞景は安保弥五郎入道に預けられたが死去したという。交名には他にも工藤左近二郎子息孫二郎義継・孫三郎祐継・孫次郎経光・左衛門次郎義村・工藤六郎入道道光・三郎二郎維資・工藤四郎二郎・工藤又太郎が捕虜となっている。このうち「孫次郎経光」は貞景の「舎弟」と記されている。実名が記された人物も多いが、残念ながら系図の復元には至らなかった。なお、後述する左衛門尉系工藤氏の「工藤六郎左衛門尉貞景」とは別人である。

(七) 工藤七郎右衛門尉・工藤七郎右衛門入道

元応元年の金沢貞顕書状に見られる「工藤七郎右衛門尉」(③47)、元弘元年に長崎三郎左衛門尉高頼らとともに配流された「工藤七郎右衛門入道」(③71)が同一人物と考えられる。徳治二年の高時の矢開で鳥を取っている「工藤七郎左衛門尉」(③37)は「右衛門尉」の誤記であれば同一人物であろうが、左衛門尉系工藤氏という可能性もある。

(八) 工藤貞行(右衛門尉、中務右衛門尉)

津軽に居住していたようで、大光寺合戦には朝廷側として戦い、勲功の賞として津軽鼻和郡目谷郷(工藤貞祐跡)・外濱野尻郷等を得ている(③90)。これは娘の加伊寿御前が南部信政(師光の弟・政長の子)に嫁していたことも関係しているのかもしれない^{二七}。貞行にはどうやら男子はいなかったようで、加伊寿御前が「嫡女」として貞行の所領を譲与されており、貞行の妻(尼しれん)に譲られた所領は加伊寿御前をはじめとする女子、そして信政と加伊寿御前の子力寿丸(南部信光)に譲られている(③94)。貞行の譲状は二通あり、まず元亨三年に常陸国田村村・陸奥国伊具庄金原保内片山村御代官職・鎌倉の西御門の地を譲り(③57)、建武元年八月に津軽山邊郡二想志郷内下方(大光寺合戦の勲功として拝領)・田舎郡上冬居郷十分の三を譲っている(③86)。

系図には反映することができなかったが、南北朝期の工藤氏の動向を追う上では注目すべき人物といえる。

二 左衛門尉系工藤氏

(一) 工藤貞景(六郎、六郎左衛門尉) ↓貞景B

貞景は若狭国太良庄閔連の史料のみに見られる人物で、若狭国太良庄の給主であった人物である。初出の嘉元二年の段階では「工藤六郎貞景」とあり元服はしているものの、「幼稚之間、不_レ及_二判形_一候、恐入候」と記していることから、十代前後の元服して間もない頃であったと考えられる(③28)。元亨三年以降は「六郎左衛門尉」となっている(③58)。

関連史料を見ると、正安四年に「関東公文所」(得宗家公文所)から内検使の武市道森房儀円が遣わされ、田畠の実検をして得分物等を定めた後、竹向方(おそらく貞時室の竹向御方)^{二八}が給主職を得たが、その後「上表」(辞退)したよう^{二九}で嘉元二年には貞景が給主となり、二十余年知行したという。そしてこの地はもともと若狭次郎忠兼が地頭であったが、忠兼の罪科により闕所となったため得宗領となっていたらしい。嘉元二年から現地では貞景の代官が所務の先例を知らないために下地以下所務を押妨したとして東寺の供僧に訴えられている(③91・92)。

「六郎左衛門尉」を通称としていることから、祐光Bの子孫である可能性が考えられる。

(二) 工藤高景(次郎左衛門尉)

今野氏は高景を貞祐の子とし、正中元年に東使として上洛した工藤右衛門二郎を高景に比定しているが^{二九}、高景は元応三年と元亨二年に「工藤左衛門次郎高景」として正月的始の射手を務めており(③49・50)、父親は「左衛門尉」であったことがわかる。嘉元三年には「工藤次郎左衛門尉高景」として一番筆頭の射手として見られる(③66)ので、任官はこの期間である。前述の六郎左衛門尉貞景は「貞」が貞時の偏諱、「景」という通称が高景と同じである点から貞景と高景は親子のようにも見えるが、嘉元二年当時幼稚であったとすれば貞景の年齢は高景とそれほど変わらないと思われる。鎌倉時代後期の工藤氏の中で「左衛門尉」の人物はあまり多くはないので、嘉元三年に六波羅に早馬として派遣された工藤新左衛門尉(③34)・徳治二年の高時の矢開に見られる工藤次郎左衛門尉(③38)が高景の父ではないだろうか。そして「供養記」において、銀劍一・馬一疋を供養している工藤二郎左衛門尉(付表8H)が高景と考えられる。

高景の『太平記』での活動については第二部第四章で触れたため詳細は省くが、付表13③77～79・82が『太平記』における高景の活動である。また「正慶乱離志」によって千早城攻めの時には軍奉行であったことがわかる(③80)。なお、『太平記』での東使としての活動(③77)は実際には秋田城介高景と二階堂行珍であったことは第二部第四章で指摘した通りである。

今野氏は高景が家督を継いで「左衛門尉」から「右衛門尉」になったとしている^{三〇}が、高景が家督を継いだとは考えにくいので、長崎氏における高貞と同様に、工藤氏の中で軍事関係を担った人物が高景であったのであろう。

三 右近将監系工藤氏

系図1では景光の子「資光」（祐光A）の流れは「光長」「光頼」「宗光」「貞光」と続く。光頼以降は歴代得宗の偏諱が見られ、得宗被官であることがわかる。光長については史料上確認できないが、光頼は第一節で建長三年と建長四年に『吾妻鏡』に見られる「右近三郎」（②18・25）であることを指摘した。以下宗光と貞光に比定し得る人物について確認しておきたい。

（一）工藤宗光（右近将監、右近入道）

「大斉番文」（八番）の「右近将監」は系図1に見られる「宗光」であり、正和五年の「工藤右近入道」（③45）と同一人物だと考えられる。

（二）工藤貞光（右近将監、右近入道）

正和五年には宗光が出家している（③45）ことから、「供養記」の「右近将監」は系図1で宗光の子となっている貞光と考えられる。貞光は砂金三十両・銀剣一・馬一疋を供養しており、右衛門尉系工藤氏に次ぐ家格であったことがわかる。元徳元年に「御内侍所」であった「工藤右近将監」（③67）も貞光であろう。

その他、「大斉番文」には「右近将監」である宗光とは別に、「工藤左近将監」がいる（七番）。嘉元の乱における時村殺害の下手人を預け先に送る使者となっている人物（③33）と同一人物と考えられるが、以降の史料では確認できない。右衛門尉系工藤氏の庶流が左衛門尉系工藤氏であるように、右近将監系工藤氏の庶流である可能性がある。

四 布施・大瀬氏

最後に工藤行光の子孫についても触れておきたい。

(一) 布施行忠(三郎)・三郎藤原行忠

「布施」は甲斐国巨摩郡布施庄に比定できよう。行忠は系図1には見られないが、その通称から宝治二年から康元元年まで(付表14①1～10)自身も父親も無官であることがわかるため、光忠の子と推察される。なお、『吾妻鏡』には三善康信の子孫で「康」を通字とする布施氏(布施左衛門尉康定・布施左衛門太郎のち左衛門尉康高など)も見られ^三、「建治帳」の「布施左衛門跡」は康定もしくは康高跡と考えられる。宝治二年以降に的始に見られるようになる布施三郎行忠は建長四年十一月二十一日条に「布施三郎藤原行忠」と記されているように藤原姓であり、明らかに三善氏とは別の一族である。さらに行忠の「行」という字が行光につながることに、「忠」は行光流の人物に多くみられるようになる通字であること、『吾妻鏡』における活動が全体的に的始に関するものであり、行忠が優れた弓の射手であることは確実であるなどの点から、行忠は行光流の人物と言えよう。康元元年正月四日の射手の催促交名に見られる「布施弥三郎」(付表14①9)については、的調の当日に行忠が射手を務めているため、「布施三郎」の間違いであろう。

行忠の終出は『吾妻鏡』康元元年正月九日条で、この時の的調には工藤八郎朝高・布施三郎行忠・大瀬三郎左衛門尉惟忠という三人の工藤氏一族が見られる(付表14①10、付表4・6)。この三人のうち、的始の射手に選ばれたのは朝高のみであり、これ以降行忠と惟忠は的始には見られなくなる。また鎌倉時代後期にも布施氏の射手を確認することはできない。

付表14①11の布施兵庫允については他に手掛かりとなる史料がないが、鎌倉幕府滅亡後には島津庄日向方南号乱暴狼藉謀叛人の中に、北条(名越)高家被官として布施四郎兄弟が見える(付表14①12)ことから、布施氏は名越氏の被官となった可能性がある。

(二) 大瀬惟忠(三郎左衛門尉)・左衛門入道・大瀬忠貞(次郎左衛門尉)・大瀬惟時(三郎左衛門尉)

系図1に行光の孫として記されている大瀬三郎左衛門尉惟忠は康元元年の的調に見られ(付表14②1・2)、弘長元年正月一日には御行始の引出物の一御馬を武蔵五郎時忠(のちの大仏宣時)とともに引いている(付表14②3)。その後、弘安十年には宣時に連署就任を伝える使者となっている(付表14②5)。他、正応四年には社京下訴訟延引の際についてこれ以上延引すれば飯沼大夫判官助宗、大瀬左衛門尉惟忠、長崎左衛門尉光綱、工藤右衛門入道梶禅、平左衛門尉宗綱に報告して訴えたとある(付表14②6)。また、弘安五年には六波羅探題南方の佐介流北条時国被官にも「大瀬藤内兵衛友国」がおり(付表14②4)、大瀬氏は時房流の大仏・佐介被官となっていたようである。

『親玄僧正日記』永仁二年十月五日条に大瀬三郎左衛門尉が馬とともに河に落ちたと記されており（付表14②8）、同年四月に良基僧正を預かった大瀬左衛門入道（付表14②7）が惟忠と考えられるため、この三郎左衛門尉は惟忠の子であろう。系図1には惟忠の子として「三郎左衛門尉」と注記されている「忠貞」が見えるが、忠貞は『御的日記』によると「大瀬次郎左衛門尉」であることがわかる（付表14②9・10）。系図1の「三郎左衛門尉」という注記は延慶二年の関東御教書によって存在が確認できる惟時（付表14②12）のものである可能性が高い。したがって惟忠の子に惟時を加える必要がある。以上の考察から、「大斉番文」に見られる大瀬三郎左衛門尉（二番）は惟忠、大瀬次郎左衛門尉（三番）が忠貞に比定できよう。そして「供養記」では錢十貫を供養している大瀬二郎左衛門尉（付表14②13）が忠貞ということになる。

行光流は得宗被官にはならなかったが、子孫の布施・大瀬氏はそれぞれ一門被官となっていたのである。

おわりに

以上、得宗被官工藤氏の系図について考察してきた。得宗被官には、一族内においては庶流の人物が被官化して嫡流になっていく傾向が見られることから、甲斐工藤氏の中でも嫡流である行光の流れではなく、弟である祐光Aと重光の流れが被官化したのだと考えられる。すべての人物を系図化することはできなかったが、系図3が本章の考察をまとめた得宗被官工藤氏の系図となる。「供養記」には「右衛門入道」「二郎右衛門尉」の他に「三郎右衛門尉」「新三郎右衛門尉」「右衛門三郎」という三人の「三郎」右衛門尉系統の人物が見られる。得宗被官となる以前に分流が進んでいた工藤氏は、それぞれが得宗被官となったため、「右衛門尉」「左衛門尉」「右近将監」「左近将監」などの官職によって区別するようになっていたのであろう。

工藤氏は『太平記』の登場人物でありながら、巻十で高時以下が自害する場面には見られない。しかし、鎌倉幕府滅亡後には津軽で曾我氏や横溝氏とともに蜂起している。なお、得宗被官の中では横溝氏が先祖を同じくする一族だが、横溝氏は的始での活躍が見られる一方、政治的活動が一切見られない一族である^{三〇}。南北朝期の工藤氏の動向と併せて今後の課題としたい。

注

- 一 工藤祐経は伊豆の伊東氏一族だが、「伊東」を名乗らず「工藤」を称している。しかし祐経の子孫は伊東を名乗っている。また祐経の弟が宇佐美氏の祖である。
- 二 工藤氏の初出となる『吾妻鏡』治承四年八月二十五日条では石橋山で合戦が行われたことを聞いた景光と行光が甲斐の国を出発し、波志太山で俣野景久らに遭遇し合戦している。
- 三 『吾妻鏡』承久三年五月二十二日条。泰時とともに上洛した「十八騎」については第一部第三章で考察している。
- 四 『吾妻鏡』嘉禎二年十二月十九日条。
- 五 奥富敬之「得宗被官家の個別的な研究（その二）——工藤氏の場合（一）——」（『日本史攷究』二七号、一九七一年）。
- 六 東京大学史料編纂所所蔵影写本。活字としては飯田達夫「南家 伊東氏藤原姓大系図」（『宮崎県地方史研究紀要』三輯、一九七七年）がある。
- 七 今野慶信A「藤原南家武智曆四男乙麻呂流鎌倉御家人の系図」（峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』上、高志書院、二〇〇七年所収）、同B「得宗被官工藤氏の基礎的考察」（『鎌倉』一〇七号、二〇〇九年）。
- 八 注（七）今野論文A、一一五頁。今野論文B、四二頁。
- 九 池田瞳「北条時宗・金沢実時期の小侍所——『吾妻鏡』を素材として——」（『中世政治史の研究』所収）。
- 一〇 坂井孝一『曾我物語の史実と虚構』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、一五七頁。曾我兄弟の敵討ちに関しては坂井氏の一連の研究「曾我兄弟の置かれた歴史的環境——管王の管根入山を素材として」（『軍記と語り物』三六号、二〇〇〇年）、「中世成り期東国武士団の婚姻政策——伊豆国伊東氏を主な素材として——」（『創価大学人文論集』一九号、二〇〇七年）、「曾我事件の歴史的背景——建久三・四年の政治情勢を中心に」（『創価大学人文論集』二二号、二〇一〇年）、「真名本『曾我物語』の構想と特徴」（『創価人間学論集』三三号、二〇一〇年）、「曾我物語」人物考——生年推定」（『創価大学人文論集』二三号、二〇一一年）を参照。なお曾我兄弟の継父となった曾我祐信の一族も得宗被官となっており、祐信長子の曾我小太郎祐綱は終出となる建保元年正月二日の義時沙汰の堀飯において南条時員とともに馬を引いており、孫の祐重ら一族が承久の乱で活躍している。『吾妻鏡』では的始の射手として確認できるのは祐信の一回のみであったが、鎌倉時代後期には的始において筆頭の射手を務める家となっている。
- 一一 注（七）今野論文A、一一二頁。今野氏はその根拠は示していないが、「上藤」という御家人が確認できないこと、また「六条八幡宮造営注文」の文書そのものを確認すると「工藤右衛門尉跡」の「工」も「上」と記されており、「上藤中務丞跡」の「上」の字と全く同じであることから、「上藤」＝「工藤」の間違いであることがわかる。また「上」という字を別の個所で確認すると異なる書き方をしている。よって「上藤中務丞跡」は「工藤中務丞跡」であり行光跡となる。
- 一二 注（七）今野論文A、一一二頁。
- 一三 注（七）今野論文A、一一二頁。
- 一四 今野氏は「祐隆」としている（注七今野論文A、一三〇頁）が、池田氏の指摘する（注九池田論文、一五八頁）ように間違いである。
- 一五 注（七）今野論文A、一一四頁、今野論文B、四四頁。

- 一六 『吾妻鏡』建保元年三月八日条。
- 一七 注(七) 今野論文(一一二頁)、池田論文(二五八頁)。
- 一八 今野氏も工藤三郎右衛門入道道恵が光泰である可能性を示唆しており(注七今野論文A、一一三頁)、この点は同じ見解である。
- 一九 建長七年と正元元年は『吾妻鏡』の記事自体がないため不明。
- 二〇 平氏と南条氏は同じ一族で馬の引き手を務める時は同じ馬をとともに引いている(付表2② 30・31・40・42・48・50・64)。
- 二一 常陸大掾氏と姻戚関係にあった。「常陸大掾平経幹申状」についての論考に宮田俊彦『常陸大掾平経幹申状』に就いて(『金沢文庫研究』一〇号、一九六四年)がある。
- 二二 蒲御厨は時政が地頭職を獲得して以来時房・師時・貞時・高時・泰家と受け継がれた所領で、師時が小侍所別当となった弘安七年から死去の応長元年まで師時の所領であったと考えられる。なお、師時は弘安四年に死去した宗政の子で、師時は時宗の養子となっている。
- 二三 「若狭国守護職次第」に「御代官工藤右衛門入道果(杲)禪。本果(杲)暁」とあるが、実際は杲禪から杲暁になっている。また「今富名領主次第」では「初果禪。後に弘安九年改杲暁」とあるが、正応年間までは「杲禪」であったようである。
- 二四 ③31では「地頭工藤右衛門入道代官弥五郎入道時」とある。
- 二五 細川重男『鎌倉政権得宗専制論』一一〇頁。
- 二六 的始の射手として見られる桑原盛時は「桑原平内盛時」と記されており、平氏姓であることがわかる(付表3・32、35、39、44。付表4・1、4、9、10)。
- 二七 『青森県史』(資料編中世一、青森県、二〇〇四年)一〇八号文書に「ちやく女なんふとのねうほうかいすこせん」とある。
- 二八 「竹向御方」という女性が嘉元三年に貞時の男子を出産している(『嘉元三年雜記』五月九日条)。
- 二九 注(七) 今野論文B、四八頁。
- 三〇 注(七) 今野論文B、四八頁。
- 三一 承久の乱には三善氏一族も幕府軍として戦ったようで、承久三年六月十四日の宇治川の合戦では善右衛門四郎が三人を手討にし、善右衛門太郎(三善康知)が死亡している。死亡した布施右衛門次郎と河を渡って負傷した布施左衛門三郎も三善氏一族と考えられる。
- 三二 得宗被官横溝氏は景光の弟・時澄の子孫である(『伊東氏系図』)。横溝氏については第一部第三章で考察している。

系図2 工藤氏略系図

今野慶信「得宗被官工藤氏の基礎的考察」50頁

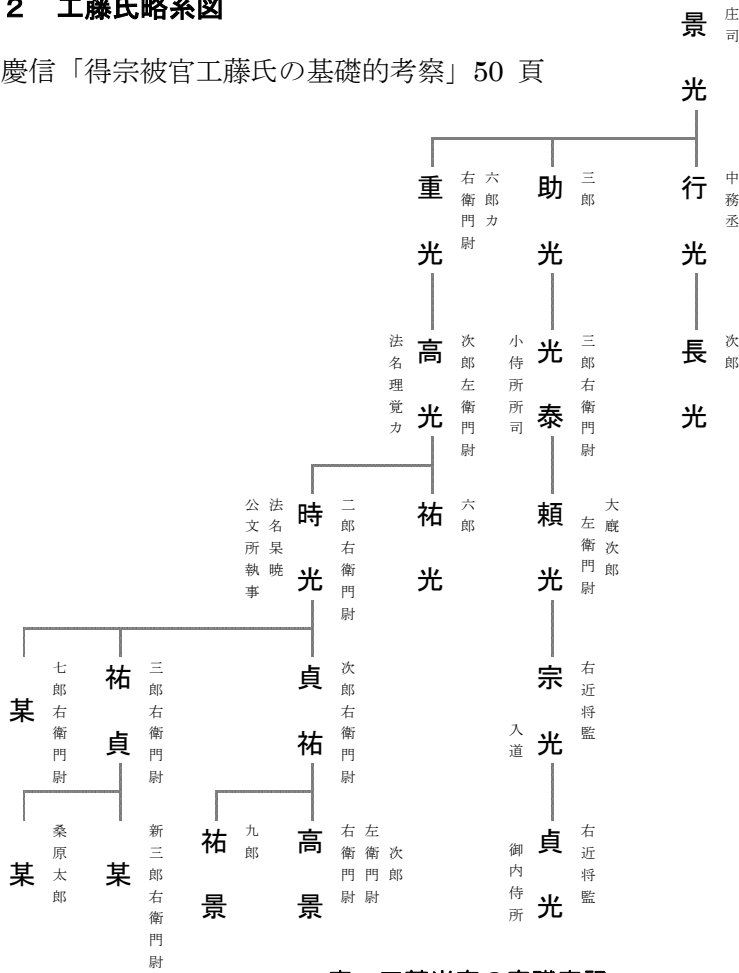


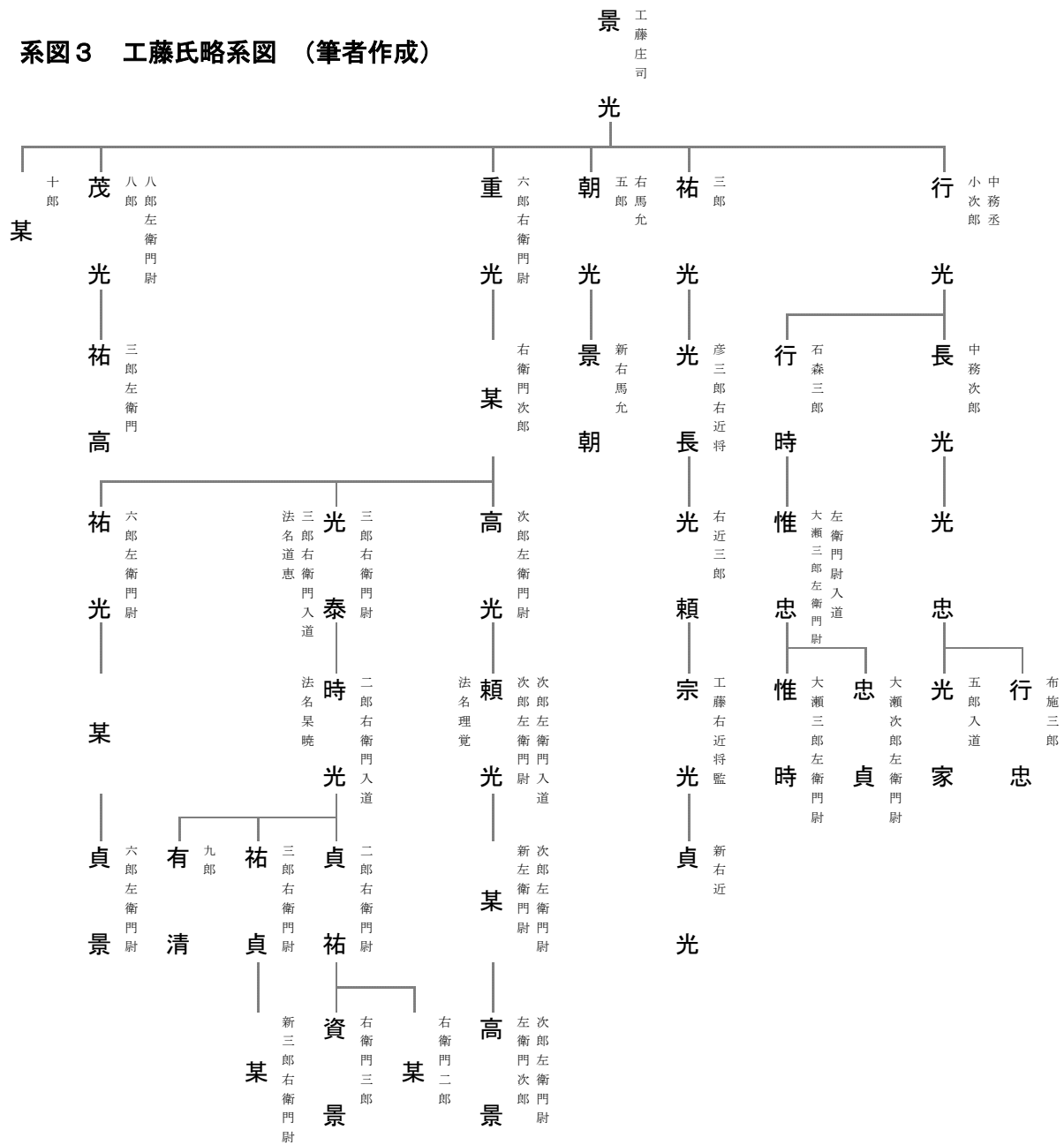
表 工藤光泰の官職表記

No	②No	年月日	史料上の表記	北条本	吉川本
1	17	建長3(1251) .1.8	工藤三郎左衛門尉光泰	左	左
2	19	建長3(1251) .5.27	工藤三郎左衛門尉光泰	左	左
3	21	建長4(1252) .1.13	工藤三郎右衛門尉光泰	右	右
4	23	建長4(1252) .4.17	工藤次(二郎)右(左)衛門尉光泰	右	左
5	24	建長4(1252) .4.24	工藤三郎右衛門尉光泰	左	左
6	34	正嘉1(1257) .9.18	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	左	左
7	36	正嘉2(1258) .1.2	工藤三郎左衛門尉光泰	左	左
8	39	文応1(1260) .1.1	工藤三郎右衛門尉光泰	右	右
9	42	文応1(1260) .1.20	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	右	左
10	43	文応1(1260) .2.2	工藤三郎右衛門尉光泰	右	なし
11	44	文応1(1260) .4.18	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	左	右
12	45	文応1(1260) .7.6	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	右	左
13	47	文応1(1260) .7.29	工藤三郎右衛門尉光泰	右	右
14	49	弘長1(1261) .1.2	工藤三郎右衛左尉光泰	右	右
15	50	弘長1(1261) .1.4	工藤三郎右衛門尉光泰	右	右
16	51	弘長1(1261) .1.9	工藤三郎右衛門尉光泰	右	右
17	52	弘長1(1261) .4.25	工藤二(三)郎右衛門尉(光泰)	右	右
18	53	弘長1(1261) .7.10	工藤三郎右衛門尉(光泰)	右	右
19	54	弘長1(1261) .7.13	工藤三郎右衛門尉(光泰)	右	右
20	56	弘長1(1261) .8.13	工藤三郎右衛門尉光泰	右	右
21	57	弘長1(1261) .9.3	工藤三郎右衛門尉光泰	右	右
22	58	弘長1(1261) .9.19	工藤三郎右衛門尉光泰	右	右
23	59	弘長3(1263) .1.11	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	右	左
24	61	弘長3(1263) .11.20	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	右	左
25	62	文永2(1265) .1.1	工藤三郎左衛門尉(光泰)	左	左

(筆者作成)

※二列目の番号は付表13②の番号を指す

系図3 工藤氏略系図 (筆者作成)



第五章 南条氏

はじめに

他の有力得宗被官家とは異なり南条氏の系図史料は残っていないため、史料から系図を復元していかなくてはならない。これまでに試みられてきた系図の復元はすべて日蓮の門下であった時光を中心としたものであり、得宗被官として活動していた人物の系図についてはあまり注目されてこなかった。古いものでは、時光が自領の上野郷大石ケ原を寄進した現在の日蓮正宗総本山大石寺関連の史料に宝暦十三年（一七六三）のものがあるが、堀日亨氏がその著書『南条時光全伝』^二で指摘しているように、誤謬が多い。唯一『吾妻鏡』等の史料を含め系図を作成したのが小野眞一氏^三だが、『太平記』などに登場する南条氏を全て時光の子息としてしまう点や、史料の扱いなどの点で検討が必要である。坂井法暉氏^四は、系図は時光を中心とした南条氏のみを考察の対象としているが、南条氏関係の史料を具にまとめたり、南条氏を研究する上では有用な論文といえる。

本章では南条氏の活動年表として作成した付表15①～④（①②が南条氏嫡流の人物を中心とした年表であり、③④が時光を中心とする南条氏の活動をまとめたものとなっている。以下丸数字と表番号のみを表記）を活用しながら、得宗被官南条氏の系図を復元していきたい。

第一節 『吾妻鏡』に見られる南条氏

一 南条平次（南条次郎）と時員

元久元年（一二〇四）十月に源実朝の室となる坊門信清の娘を迎えるために、北条政範・結城朝光・千葉常秀・畠山重保・八田智尚・和田宗実など有力御

家人の子息とともに上洛したのが南条平次である(①2)。この記事より以前にも、同一人物と考えられる南条次郎^五が建久六年三月の源頼朝の東大寺供養に供奉している(①1)。元久元年にも上洛した御家人たちの年齢などから、当時の南条次郎の年齢は二十代〜三十代であったと推定できる^六。実朝が夢想によって渡宋を企てたが実現しなかった際に、代わりに宋に遣わされた使者十二名の中にも南条次郎の名がある(史料一、①5)^七。南条次郎に関するこれらの記事は、南条氏が御家人であり、このような御家人役を勤仕する資格を有していたことを示している。

【史料一】『善隣国日記』

便遣^三十二使節於大宋國^一、良眞僧都・葛山願成^レ首、大友豊後守・小弐孫太郎・小山七朗左衛門・宇都宮新兵衛・菊池四郎・村上次郎・三浦修理亮・海野小太郎・勝間田兵庫守・南条次郎等

南条氏の中で、得宗被官化するのには、南条次郎ではなく弟・南条七郎時員であることは第一部第一章で述べた通りである。小野氏は南条次郎と時員を親子としているが(系図1)、元久元年当時、南条次郎はまだ二十代〜三十代で、「七郎」である時員が建保元年の初出の段階(①4)で少なくとも十代半ば〜二十代であったとすれば、兄弟である可能性も否定しきれない。本章では時員が「七郎」である点を考慮し、両者を兄弟として論を進めていく。

南条氏の被官化時期について、奥富敬之氏^八・小野氏^九は伊豆在任の頃からの被官としている。その根拠となっているのが『吾妻鏡』承元三年十一月十四日条であり、奥富氏は「伊豆国住人」の「主達」の中に南条氏も含まれていたとしている^{一〇}。ところが、『吾妻鏡』における南条氏の初見となる①1では、彼らが「騎馬」で「家子・郎従」を率いて供奉しており、前述の南条次郎の活動から承元三年の時点で南条氏が御家人であることは確実であり、義時が願い出た年来の郎従「主達」の中には含まれていないことになる。南条氏の名字の地である伊豆国南条(現静岡県韮山町)は、北条氏の名字の地である北条に近く、もとより北条氏の勢力圏内であった可能性も高い。だが、当初から北条氏の被官であったわけではなく、一応独立しており、頼朝と主従関係を結び御家人になつていたのである。

南条氏は本来御家人身分であり、塩飯に参加することには何ら差し障りはないが、庶流であった時員が突如として塩飯に参加できたのは、義時に祇候するようになったからと考えられるため、時員は初出の建保元年の時点(①4)までには被官化している可能性が高い。得宗家の力が増すことによって、南条氏一族の中でも有力被官となった時員の力が増し、結果として南条氏の惣領の地位を得たのだと考えられる。

二 時員の子と弟忠時

南条氏系図の復元をしていく上で重要になってくるのが、時員以降の人物である。小野氏は兵衛次郎経忠(①20)、兵衛六郎(①27、28)兵衛七郎(③1)といった父親が兵衛尉の官職であった人物をすべて時員の長男・太郎兵衛尉(①15、16)の息子としているが(系図1)、検討を要する。なぜなら時員の弟・八郎兵衛尉忠時(①22、24、27)も兵衛尉の官職を有しているからである。以下時員の子と忠時について述べていきたい。

(一) 南条太郎兵衛尉

『吾妻鏡』に見られるのは嘉禎二年の正月のみ(①15、16)だが、この二つの記事で太郎兵衛尉は時員とともに埴飯の馬引きを務めていることから、時員の長子であることは確実であろう。時員の左衛門尉任官の時期と時を同じくして兵衛尉に任官したものとみられる。

(二) 南条七郎次郎 (左衛門次郎)

通称から時員次男であることがわかり、初出となる寛喜元年の始では四番の射手を務めている(付表3、①11)。同年九月には泰時の命により京都の右近将監多好方(好氏カ)二のもとに和琴の秘曲を授けてもらうために派遣されている(①12)。七郎次郎は母の所労によって途中で帰参するが(①13)、「武州以「祇候人等」。去年差遣京都」三とあるように、泰時の「祇候人」として京都に遣わされていたことがわかる。寛喜元年以降は二十年以上登場しないが、建長六年に南条左衛門次郎として再び登場する(①26)。時員が左衛門尉に任官すれば「七郎次郎」は「左衛門次郎」になること、時員以外に新たに左衛門尉に任官した者は確認できないことから、七郎次郎と左衛門次郎は同一人物とした。康元元年の的調の催促交名には左衛門次郎・兵衛六郎・八郎兵衛尉の名前があったが(①27)、八郎兵衛尉と左衛門次郎は都合が悪く辞退している。辞退理由は記されていないが、両者ともこの記事が終出となっている。

(三) 南条忠時 (八郎兵衛尉)

時員の弟と考えられ、初出は時員の終出の翌年・延応元年(①22)である。史料からは時員とともに行動したことを確認することはできない。これは時員が鎌倉で得宗被官として得宗の側に屋敷を構え、また公式行事への参加も多いことから、本拠地である伊豆国の南条の地や勲功などによって獲得していた所領には、弟・忠時及び自身の子息(太郎兵衛尉や左衛門次郎)を代官として現地に派遣していたためと推察される。

(四) 南条経忠(兵衛次郎)・南条兵衛六郎・南条平四郎

仁治元年(一二四〇)から建長六年(一二五四)までの十四年間は『吾妻鏡』に南条氏が見られない。十四年を経て『吾妻鏡』に再びその名を見せたのは、忠時と左衛門次郎、兵衛六郎である。①23、26、28は的調の記事であり、彼らが弓の名手であったということもあるが、この時に太郎兵衛尉が存命であれば、何らかの形で再度その名が見られてもよいはずである。つまり太郎兵衛尉は早い時期に死去していたのではないだろうか。だとすれば兵衛六郎は忠時の子であり、嘉禎三年に時員とともに時頼の元服の儀に参加している経忠(①20)も「忠」という通字から時員よりは忠時の系統とみられ、同様に忠時の子と考えることができる。延応元年に忠時とともに境飯の儀に参加している平四郎(①22)については、検討の余地があるが、本稿では忠時の子としておきたい。父親の忠時が鎌倉で公式行事に参加するようになったことで、息子たちも公式行事に参加するようになったのであろう。

そして『吾妻鏡』には見られない人物ではあるが、兵衛六郎の弟とみられる時光の父・兵衛七郎も忠時の子とすれば、時光を中心とする南条氏が「時」「忠」を通字として用い、次節以降で取り上げる時員の流れと考えられる人物は「員」「直」の字を使用しているということからも、十分に納得がいくものになろう。『吾妻鏡』に最後に登場するのは南条新左衛門尉頼員(①29、32)だが、頼員については次節で詳しく述べたい。

第二節 北条時輔「後見」・南条新左衛門尉頼員

一 南条新左衛門尉頼員

「新左衛門尉」は一族の中ですでに左衛門尉に任官している者が存命のうちに任官したことを意味するため、時員が存命のうちに頼員は左衛門尉に任官したことになる。「頼」は時頼の偏諱であろう。初出は正嘉元年正月一日条で、將軍御行始の引出物の三の御馬を北条時輔とともに引いている(①29)。頼員は『吾妻鏡』以降も古文書から活動を知ることができ、史料二によれば、頼員は六波羅探題南方であった北条時輔の「後見」であり、阿豆河庄の雑掌從蓮が頼員の舅であったという¹³⁾。

【史料二】「唯淨注進状案」〔鎌倉遺文〕一一九八八号〕※傍線部筆者

(端裏書カ)
「唯淨注進状 阿弔河庄新雜掌間事 建治元八七」

阿弔河庄新雜掌從蓮事

彼仁者、相模式部大夫後見南条新左衛門尉頼員、私領一兩所帶之、為慥者之條者、年来見及候、前々又於武家訓沙汰候畢、於入意者、不可有別子細候歟、人心難知、向後事者不及申候、

頼員は文永四年には園城寺の鐘樓交替のために同寺に赴いており(21)、時輔が文永元年に京都に派遣されて以降、ともに在京していたと推察できる。史料三、史料四では「南条左衛門尉」とあり、実名は書かれていないが、頼員が在京していたことが確認できること、またいずれも六波羅関連の文書であることから、頼員に比定した。これらの史料から、頼員は少なくとも文永元年から同六年までは在京していたことがわかる。從蓮の娘との婚姻もおそらくこの京都在住の間に結ばれたものである。

【史料三】「六波羅下知状案」〔鎌倉遺文〕一〇四五四号)

(端裏書)
「六波羅下知状案 文永六年七月五日大番役事」

若狭國太良庄雜掌申、号大番用途、令謹責段別錢之由事、准后御教書、如_レ此、早_レ可_レ被_二明申_一、仍執達如_レ件、

文永六年七月五日 散位在判

(北条時輔)
陸奥守在判

地頭殿

訴状裏書

南條左衛門尉 河井右衛門尉
高橋右衛門尉 島田兵衛五郎

【史料四】「廣峯長祐注進状寫」〔鎌倉遺文〕一一八九〇号)

播磨國御家人廣峯兵衛尉代_{子息}治部大夫自_二七月九日_一至_二八月十九日_一、御宿直令_二勤仕_一畢、以_二此旨_一、可_レ有_二御披露_一候、恐惶謹言、

（字脱カ）
文永八月廿日

南條左衛門尉殿

承判

長祐判

二 北条時輔「後見」の立場

時輔の経歴については第二部第一章で触れたため省略するが、時輔には後ろ盾となるべき人物が少ないことから、遠山久也氏は頼員について「数少ない後見役の存在」と評している^{一四}。『吾妻鏡』における頼員の活動は、①31を除き、幕府の公式行事での馬引役を時輔とともに務めたものである。ただし時輔とともに馬を引く役は諏訪盛頼（諏訪盛重の子）や工藤光泰といった他の得宗被官が担っている場合もあるため、これらの記事は頼員が時輔の「後見」であることを示すものではない。そこで、これまで挙げてきた史料から時輔の「後見」、そして六波羅における頼員の立場について考察してみたい。

まず、**史料三**は若狭国太良庄の雑掌より大番役についての訴えがあり、当地の地頭に弁明をするよう命じた六波羅下知状の案である。差出書の「散位」は六波羅探題南方の北条時輔、「陸奥守」は北方の北条時茂^{一五}である。南方よりも北方のほうが上位であり、この文書においても日付の下（日下）に署名している時輔よりも時茂のほうが上位者である。頼員はこの文書に添付されていた雑掌の裏書に、河合右衛門尉・高橋右衛門尉・島田兵衛五郎とともに署判を加えている。この四名については、佐藤進一氏によって、頼員と河合右衛門尉は時輔の家人（被官）、高橋右衛門尉と島田兵衛五郎は時茂の家人であることが指摘されている^{一六}。

史料四は年が抜けているため、文永年間であることがわかるのみだが、播磨国の御家人広峰兵衛尉の子息・治部大夫長祐の六波羅での宿直勤仕が終了したことを報告しており、その宛先が頼員となっている。六波羅では探題北方及び南方それぞれの被官が中心となり、そのもとに御家人が奉行人として働いていることから^{一七}、頼員は広峰長祐の宿直勤仕終了の報告を時輔に取り次いだのであろう。

「後見」という言葉は、『日本国語大辞典』によると「一国一郡の長や家長などが年少であるとき、その代理となったり補佐したりすること。また、その人」、「鎌倉幕府の将軍に対する執権の政治的位置」などの説明がある。得宗家の「後見」に関する記述はないが、尾藤景綱が元仁元年に得宗家の初代家令となつたことを記す『吾妻鏡』の記事も「武州後見」としており^{一八}、得宗家の家政にあたる人物についても「後見」と呼ばれていたことがわかる。当然探題南方と

して京都へ赴く時輔も被官を伴っていくわけであるから、その被官の中心者というべき人物がいたはずである。**史料二**に見られるように、頼員が「相模式部大夫後見」として知られていたことを考えれば、頼員は得宗家公文所でいうところの「執事」にあたる立場にあったのではないだろうか。南条氏は尾藤・諏訪・平といった最有力被官ではないが、得宗に近侍する有力被官の一つであり、得宗庶子の家政機関の中心になることは十分に考えられることである。頼員は六波羅にあつては時輔の被官を率いる重要な立場にあつたといえよう。

時輔が文永九年（一二七二）二月十五日に北方の北条（赤橋）義宗によって倒された際に、頼員が六波羅にいたかどうかは確認できないが、以降も南条氏は依然として得宗被官として活動しており、頼員や南条氏一族が何らかの処罰を受けたということはなさそうである。そのため、頼員は時輔の被官になつていたわけではなく、あくまでも「得宗被官」として時輔の後見にあたっていたのだと思われる。

三 頼員の南条氏系図における位置付け

それでは頼員の南条氏系図での位置付けについて考察してみたい。前節で述べた通り、時員の次男である左衛門次郎は建長六年に再び登場しており(①26)、時員の弟・忠時が時員の跡を継いだわけではないようである。時員の後継者は、左衛門尉に任官し、通字に「員」が用いられている頼員であろう。頼員は登場時すでに左衛門尉に任官しているため、時員との続柄は一見して不明である。筆者は以前、左衛門次郎と頼員は前後して『吾妻鏡』に見られるようになることから、左衛門次郎と頼員を同一人物とした^{一九}。しかし、頼員が時頼の「頼」を偏諱とすることから、左衛門次郎の子が頼員なのではないかと考えるに至った。つまり、頼員は時員の孫ということになる。左衛門次郎の終出記事は的調への催促を辞退したというもの(①27)だが、左衛門次郎自身は任官せず子の頼員が左衛門尉に任官したのだと思われる。

第一節と第二節で考察してきた『吾妻鏡』に見られる南条氏を系図にしたものが系図2である。時忠の子として第三節で扱う南条兵衛七郎と史料からその存在が窺える南条兵衛九郎は加えたが、小野氏作成の系図(系図1)に見られる七郎三郎や兵衛三郎、兵衛五郎までは史料で確認できる人物ではなく、小野氏が推察によって加えた人物であるため入れていない。

第三節 鎌倉時代後期の南条氏

一 頼員以降の得宗被官南条氏

続いて頼員以降の南条氏について考察し、鎌倉時代後期の得宗被官南条氏嫡流筋の系図の復元を試みたい。

(一) 南条宗直(二郎)次郎(左衛門尉・左衛門入道性延)

南条二郎左衛門尉は建治三年の北条貞時の元服の儀に陸奥十郎とともに三の御馬を献じている(②6)。正応五年と正応六年に醍醐寺の僧・親玄のもとに貞時の使いとして訪問している南条二郎左衛門尉(②7～9)も同一人物であろう。この二郎左衛門尉について、親玄は「上野阿闍梨イトコ」と記している(②8)。また、醍醐寺報恩院中の釈迦院の僧によって書かれたとされている『常楽記』正中二年十二月廿二日条には南条左衛門入道が七十八歳で死去したとあり(②23)、没年から逆算すると左衛門入道は北条時輔と同じ宝治二年(一二四八)の生まれということになる。頼員は時輔の後見であり、時輔よりは年長であることが推察されるので、この人物が頼員である可能性は低く、世代的に頼員の子であろう。また、「南条左衛門入道」と「南条二郎左衛門尉」は醍醐寺の僧にとって何らかの関係がある人物であることから、同一人物の可能性が高い。

「当社記録」に鶴岡八幡宮の評定衆の一人として見られる南条左衛門入道性延(②18)、「供養記」で砂金五十両、銀剣一振を供養している南条左衛門入道(②21)も、南条二郎左衛門尉が貞時の応長元年(一二三二)の死に際して出家したと考えられることから同一人物とし、法名が「性延」であることがわかった。したがって「大斉番文」や「鳥餅日記」の南条左衛門尉(②12、13)、熊野の悪党鎮庄のため東使として上洛した南条左衛門尉(②14)も同一人物ということになる。つまり、②6～9、12～14、18、21が同一人物ということになる。

俗名については『太平記』に見える「宗直」なのではないかと考えている。『太平記』では正中の変において長崎四郎左衛門と南条次郎左衛門尉宗直が東使として上洛し、日野資朝・俊基兩人を捕らえた人物として描かれている(②22)が、第二部第四章でも論じた通り、この時の東使は史実では工藤右衛門二郎と諏訪三郎兵衛であった。長崎四郎左衛門と南条次郎左衛門尉という組み合わせの東使は元弘の変の際の長崎孫四郎左衛門尉・南条次郎左衛門尉のことである(②28)。しかし、「宗」が明らかに時宗の偏諱であることを考えると、元弘元年に東使として派遣されたのは以下で述べる貞直か高直の可能性が高い。だ

が、「直」の字は頼直や以下で述べる貞直・高直と共通し、貞直、高直と続いていることから、貞直の父は宗直という名であった可能性が極めて高く、南条氏嫡流の人物で「二郎左衛門尉」であった性延の俗名は「宗直」であったと考えられるのである。

(二) 南条頼直(四郎左衛門尉)

一番引付奉行人として名を連ね(②15)、「供養記」では銀剣一振を供養している南条四郎左衛門入道(②21)が頼直であろう。佐藤進一氏は正応五年(一二九二)閏十月の評定所の奉行人としても「南条頼直」を挙げている^{三〇}。その根拠としている史料は近年刊行された『朽木家文書』にも収録されているが^{三二}、そこでは文書名を「六波羅奉行人連署裏封案」、年号は正和五年(一二二六)、「左衛門尉頼直」に関して比定者を松田左衛門尉頼直としている。年号については正応五年の閏月は閏六月であり、閏月が十月であった正和五年のほうが正しい。

さらにこの時期には少なくとも南条四郎左衛門尉頼直と松田八郎左衛門尉頼直という同官職・同名の人物が存在する。問題の文書を除くと、松田頼直は弘安九年の「春日御幸行列次第」^{三三}と、嘉元三年の「倉栖兼雄書状」^{三三}に見られる。この時点で松田頼直は出京したとあるから、京都にいた人物らしい。正和五年の文書は「六波羅奉行人」とあるように、京都からのものである。とすればこの場合は南条頼直より松田頼直のほうが比定者として妥当であるといえる。

以降の南条氏嫡流と見られる人物は「直」を通字としているが、「大斉番文」や「供養記」を見る限り、頼直の立場は性延(宗直)より下である。従って、頼直も頼員の子で、性延の弟である可能性がある。「頼」は時頼の偏諱ではなく、父親の頼員の一字なのであろう。

(三) 南条貞直(左衛門尉)

延慶三年に信忠を鶴岡八幡宮社務職に補任するための使者として、正和五年には摂津刑部大輔入道子息・鑑厳の鶴岡八幡宮供僧職補任にあたって高時の使者として派遣されている(②16・17)。貞直もやはり得宗貞時の一字を偏諱としている。前述の通り、性延の子であろう。

(四) 南条高直(新左衛門尉・次郎左衛門尉)

『太平記』では正中三年に六波羅で捕らえられ、再び関東に送られてきた日野俊基を受け取り、諏訪左衛門尉に預けている(②24)。そして赤橋守時を総大将として洲崎に向かった武蔵・相模・出羽・奥州勢六万余騎の侍大将として(②29)、「大将すでに御自害ある上は、士卒たれがために命を惜しむべき」と言って自害している^{三四}。『太平記』以外の高直の活動に注目すると、元徳二年の始では一番筆頭の射手を務めており(②26)、この時の表記が「南条新左衛門尉高直」であることから、元弘年中に長崎高頼の宿所が放火された際に宿所が炎上してしまった「南条新左衛門尉」は高直に比定できる(②27)。また

『鎌倉裏書』の記事から「次郎」であったこともわかる(②28)。貞直の子であり、「高」の字はやはり高時の偏諱であろう。

(五) 南条景宗(弥次郎)・南条小次郎・南条孫次郎

景宗は的始で確認できる人物(②19)で、小次郎と孫次郎は「供養記」で確認できる(付表8F、②21)。いずれも父親が次郎で、なおかつ官職を持っていない人物の子ということになる。小次郎と孫次郎は親子であろう。系図の中に入れることはできなかったが、元応二年(一二三〇)〜元亨三年(一二三三)という短い期間に三人の「次郎」が得宗被官として活動していることになる。

(六) 南条中務丞

嘉元三年の嘉元の乱では北条時村の討手の一人・岩田四郎左衛門尉宗家の身柄を相模守北条師時に預ける使者となり(②11)、「大斉番文」にも見える(②12)。他の得宗被官家の場合と同様に庶流の人物と推察できるが、系図に反映することはできなかった。

ここまで考察してきた鎌倉時代後期の得宗被官南条氏を系図にすると系図3のようになる。

二 南条兵衛七郎と南条時光

【史料五】「得宗家公文所奉書」(大石寺文書『鎌倉遺文』、二二八六〇号) ※返り点筆者

富士上方上野郷一分給主新田五郎後家尼蓮阿申所当米以下公事事、訴状如_レ此、子細見_レ状、早可_レ被_二弃申_一之由候也、仍執達如_レ件、

徳治二年二月十七日 僧 (花押)

左衛門尉(花押)

南条七郎二郎殿
(時光)

これは徳治二年(一二三〇七)に得宗家公文所から出されたもので、蓮阿の所当米(年貢米)以下の公事(年貢以外の雑役・夫役等)についての訴状を時光に伝え、速やかに弁明するように、との問状(訴状を受けて論人に弁明を求める文書)の得宗家公文所奉書である_{二五}。訴人の新田五郎(重綱)後家尼蓮阿は、後述するように時光の腹違いの姉であり日目の母である。なお、署名の「僧」と「左衛門尉」というのは得宗被官で、「左衛門尉」に関しては諏訪宗秀(直性)

に比定されている^{二六}。得宗領における相論は得宗家公文所によって審議される^{二七}ことから、上野郷が得宗領であったことがわかる。

史料五で注目すべき点は、蓮阿が上野郷の「一分給主」であったということである。系図について考察する前に、まずは上野郷が得宗領である点を踏まえ、この「一分給主」という立場について考えてみたい。手掛かりとなるのは弘安六年（一二八三）、北条時宗の時代に定められた得宗家の法令で、「給主」や「寄子」が年貢や公事を対捍した場合の処罰について定めた史料六である。

【史料六】「恒例臨時公事間事」（追加法）四九〇）

御判有^レ之

一 恒例臨時公事間事、或就^二政所^一、或定^二頭人^一、被^二仰下^一之所、給主^並寄子等、称^レ令^二对捍^一、不^レ遣^二其道^一之条無^レ謂、然者頭人^並政所先致^二沙汰^一、可^レ注^二甲子細^一、寄子^並給主等、背^二彼催促^一、致^二自由对捍^一者、随^二公事之体^一、可^レ被^レ付^二寄子所帯於頭人^一、次政所経^二公用^一事、於^二別納之地^一者、可^レ被^レ落^二例郷^一、至^二例郷^一者、可^レ付^二政所^一、但以^二不実^一於^二注申^一者、政所頭人可^レ有^二其咎^一之状如^レ件、

弘安六年四月 日

史料六から、「給主」・「寄子」はそれぞれ年貢や公事を納める義務を負っていたことがわかる。「政所」とは、全国に広がる膨大な得宗領（多くは地頭職）に設置され、公文所の管理のもと年貢・公事の徴収などの得宗領経営にあたった機関で、公文所や政所の運営にあたるのも得宗被官である。そして「給主」は政所の統制のもと、所領を知行し、年貢・公事納入の義務を負った。一方「寄子」は得宗家の仏事供養に伴う費用を徴収する必要が生じた際に定められる制度だったようである^{二八}。この史料六によって（A）給主が直接公文所に年貢・公事を納入する「別納」、（B）政所の下で給主が年貢・公事を納入する「例郷」、（C）政所が直接年貢や公事を徴収する所領、という三種類の年貢・公事徴収方法があったことがわかる。上野郷は（B）の「例郷」であったと考えられる。富士上方の政所は管見の限り確認できないが、富士下方（現静岡県富士市）については「富士下方政所代兵衛六郎殿」^{二九}、「下方の政所代」^{三〇}などの記述が史料に見られ、政所が設置されていたことがわかる。おそらく上方にも政所が設置されていたと推察される。

時光に関する史料に時光が地頭であったことを示す史料が存在しないこと、駿河国富士上方成出郷（現在の小泉地区内若宮を含む一帯とされる）の南条平七郎も成出郷の給主であった（④②）ことから、時光の上野郷の領有形態は地頭ではなく、「給主」だったと考えられる。

以上の点を踏まえ、時光を中心とする南条氏の系図について考察していきたい。

(一) 南条行増(兵衛七郎)・南条時光(七郎次郎)・次郎左衛門尉・左衛門入道(大行)・七郎五郎

時光の母は松野六郎左衛門入道の娘である^{三三}。松野氏の本拠地とみられる駿河国富士郡松野郷は時光の屋敷があつたとされる上野郷下条(現在の妙蓮寺)とは川を挟んで隣接している。この地理的な繋がりからみて、この婚姻は時光の父・兵衛七郎が上野郷に移住してからのものであると推察される。兵衛七郎が日蓮に帰依したのは、父・八郎兵衛尉忠時や兄・兵衛六郎とともに鎌倉にいた頃であろう。おそらく頼員が左衛門尉に任官し、正式に時員の後継者となったことで、正嘉元年(一二五七)前後には忠時系統の人物は、再び各地の所領に派遣されるようになったのではないだろうか。その所領の一つが兵衛七郎、時光と受け継がれていく駿河国の上野郷であり、成出郷給主南条平七郎、日蓮の書状が残る南条九郎太郎の存在(③25)^{三三}などから、兵衛七郎と同時期に駿河国に移住してきた忠時の子は他にもいたと考えられる。

兵衛七郎への日蓮書状は文永元年のもの^{三三}が一通伝わるのみだが、兵衛七郎の死後も日蓮は時光や母などに宛てた書状で「故上野殿」と兵衛七郎のことに触れている。また日蓮の書状によつて兵衛七郎の死去の時、まだ母の胎内にいた時光の弟七郎五郎の没年が弘安三年(一二八〇)の九月五日、享年十六であることがわかることから^{三四}、兵衛七郎の没年は文永二年(一二六五)ごろと推定できる。

時光の兄弟は同腹であることが確実な五郎以外の人物については史料が残っていない^{三五}。ただし五郎死去の際、日蓮が母親に宛てた書状で「二人のをのこごにこそになわれめとたのもしく思ひ候いつるに」^{三六}と兄弟が二人であるとしており、その他の兄弟については早死したか同腹ではなかったのかもしれない。時光の姉妹には、新田四郎信綱に嫁いだ姉^{三七}、新田五郎重綱に嫁いだ姉(蓮阿)^{三八}、そして「分与帳」から石川新兵衛入道道念に嫁いだ姉(重須殿女房)^{三九}が確認できる。

兵衛七郎の娘たちの婚姻がいつの頃であつたかは不明だが、重綱の五男である日目が生まれたのが文応元年(一二六〇)とすれば、新田重綱と蓮阿の婚姻はそれ以前ということになる。時光の死が「妙蓮寺過去帳」に記されている通り、正慶元年五月一日に七十四歳で死去したのだとすると(④15)、没年から逆算すると正元元年の誕生となり、兵衛七郎死去の時、时光はまだ七歳ということになる。つまり时光と日目はあまり年の変わらぬ叔父・甥であつたようだ。逆に時光と姉・蓮阿とは大分歳が離れていたことになる。前述のように兵衛七郎と時光の母との婚姻が上野郷移住後であるとすると、蓮阿は兵衛七郎が鎌倉、もしくは伊豆南条に在住していた頃の死別、もしくは離縁した先妻との娘の可能性がある。新田重綱の兄と思われる信綱に嫁いだ姉についても同様であろう。石川新兵衛尉に嫁いだ姉は、石川氏が駿河国重須の地頭である^{四〇}ため、兵衛七郎が上野郷に移住して以後の婚姻と考えら

れるが、時光と同腹の姉かどうかは検討の必要がある。

史料五の宛名は時光が無官であることを示す「南条七郎二郎殿」となっているが、この直後の延慶二年二月二十三日の時光自筆の譲状では「左衛門尉時光」と署名している(④6)ので、この間に左衛門尉に任官したことがわかる。

(二) 南条時忠(左衛門次郎)・南条左衛門三郎

時忠は時光の嫡子として、駿河国上方荘上野郷や同国の麻機地、相模国山内庄舞岡郷の屋敷、丹波国小椋庄の在家などを譲られていたが(④6、7、9)、正中三年には死去していたことが、同年の「南条時光大行譲状案」^{四二}に「故次郎」と記されていることからわかる。

左衛門三郎は時光三男で、延慶二年に時光より伊豆国南条の南方武正名の一部を譲られている(④6)。時忠死後の正中三年、同譲状の奥書に武正名については延慶二年の譲状に任せて相違なく知行する旨記されているが(④12)、時忠死去の後も家督は継いでいないこと、時光が時忠への譲状で「三郎の母」と明確に区別していることから、庶子であったようである。ただし南条の地を譲られている点や、三郎の母には上野郷の譲りがある^{四三}など、特別な配慮がなされていたことも窺える。

(三) 南条時綱(左衛門五郎)

正慶元年の甥節房丸への譲状^{四三}、及び暦応二年(一二三九)の「南条時綱置文」^{四四}にも「平時綱」とあるのみだが、日興が時綱に授与した本尊の脇書に「南条□□五郎時綱」とある^{四五}こと、「日興遷化次第写」の南条氏の中で時光の後家督を継いだと思われるのは、御影を持ち参列している左衛門五郎であり、他の何名かとともに花を持ち参列している左衛門四郎よりも立場が上と考えられることから、家督を継いだのであれば時綱は「五郎」であろう。なお、駿河国の小泉久遠寺と安房妙本寺の創建に関する「久妙両山略縁記」^{四六}は時綱を左衛門尉及び四郎としているが、この種の記録では時光も「南条修理大夫平時光」とされるなど官職の間違いが多く、信憑性のある史料とは言い難い。

「日興遷化次第」には他にも、南条一族の参列者として左衛門太郎、左衛門三郎、左衛門四郎、左衛門五郎、左衛門七郎、七郎若宮、彦太郎といった人々の名が見られる。また「妙蓮寺過去帳」には、妙蓮寺二代住持日相(幼名乙若)、同三代住持日眼(幼名乙次)が時光の子であったことが記されている。

(四) 時光の娘

時光の娘には、駿河国の阿原郷に嫁いだ娘(阿原郷の御前)^{四七}、乙松、乙一^{四八}が確認できる。その他日道の母(新田頼綱室)^{四九}、日行の母(加賀野氏室)

も時光の娘とされている^{五〇}が、古文書等の史料では確認できなかった。阿原郷の御前については堀氏・小野氏は時光の妹としている^{五二}が、彼女の娘である鬼鶴が時光のことを「おうち」（祖父）と表記している点や、日道が鬼鶴の養父であることから、時光の妹では矛盾が生じる。というのも、養父新田伯耆阿闍梨御房とは先述した時光姉の蓮阿と新田重綱との間に生まれた頼綱の子息で、日目のあと大石寺の住持となった日道のことである^{五三}。時光が鬼鶴へ譲状を書いた元徳三年（一一三二）に时光は七三歳であり、妹だとすれば阿原口御前も六十代後半〜七十代前半、その娘も四十〜五十代にはなっていたであろう。日道が弘安六年（一一八三）の生まれとされているから、鬼鶴が時光の姪であるとするならば、日道と鬼鶴の年齢はあまり変わらないということになってしまう。よって阿原口郷に嫁いだのは、時光の娘であるということができよう。

三 相論関連文書に見る南北朝期の南条氏

鎌倉幕府滅亡に伴い膨大な得宗領は没収され、各地で新たに地頭として補任された者と従来の所有者との間で所領を巡る争いが起こり、その処理は建武政権の混乱を招いた。南条氏の中でも親族間や新たな権利者との間で頻繁に訴訟が起きており、この時期には譲状だけではなく、相論関係の史料が数点残っている。相論に関わる史料は利害関係が絡むため、慎重にしなければならないが、ここではそのような相論関連文書に見える人物について考察していきたい。

（一）南条太郎兵衛尉高光と南条節丸の相論

まず一つ目は、時光の孫同士の相論で、相論の手続きのための文書の案文が残っている。**史料七**は年号が書かれていないが、**史料八**と同様に暦応元年（一一三三）のものと考えられる。小野氏は高直を時光の長男とし、高光を高直の子としているが、前述のように高直は南条氏嫡流筋の人物であるため時光の子でもなく、まして高光の父親ではない。論人の節丸は時綱の甥で、正慶元年に時綱より上野郷の在家一字を譲られている^{④16}。時忠の子とする説が有力だが^{五三}、その根拠は不明である。ただし節丸が時光の孫である根拠は、時綱が同譲状に「おいせちはう丸（甥節房丸）」と記していることからわかる。

【史料七】「心玄請文案」（大石寺文書『南北朝遺文』関東編、八八五号）※返り点筆者

南条節丸申富士上方上野郷内在家田島等事、就^一訴人高光申状^一、両度相触之処、去月十九日、節丸請文如^レ此候、而於^二当御奉行之手^一、以^二違背之篇^一、被^レ逢^二御沙汰^一、可^レ被^レ付^二知行於彼高光^一之由、節丸嘆申候、不^レ被^レ究^二御沙汰^一、未^レ尽^二御成敗^一候者、定後訴難^二断絶^一候哉、得^二御意^一可^レ有^二御披

露一候、恐惶謹言、

(曆心元年九)

十月九日

沙弥心玄在判

進上 伊達藏人五郎殿

相論は上野郷内在家田島等について、節丸を高光が訴えたことに始まる。高光の訴えを受理した室町幕府は奉行人を定め、駿河国守護(今川範圍)を通じ、節丸へ申状(訴状)を送付するとともに、弁明もしくは出頭を命じる^{五四}。史料七によれば、守護の命を受けた心玄が、両度(二度)節丸に対して弁明を求めた(二度目は催促)ことがわかる。ところが節丸からの返答はなかなか来なかったようで、去月、つまり九月十九日になってやっと節丸の請文が到着したらしい。しかし、「以^レ違背之篇^一、被^レ逢^二御沙汰^一とある通り、節丸が陳状(請文)を出さなかったとみなされ、高光に知行させるとの判決が出ってしまった。そこで、その判決に対して節丸が異議申し立てをしたのである。史料七は心玄が節丸の訴えを伊達藏人五郎に報告するためのものである。

伊達藏人五郎は守護・今川範圍に、範圍は幕府に報告したとみられ、次の史料八は幕府で受理された節丸の申状を高光に伝えるものとなっている。

【史料八】「家綱・心玄連署奉書案」(大石寺文書『南北朝遺文』関東編、九〇五号)※()内及び返り点筆者

(端裏書)

「書下案文十二月四日」

南条節丸申田島在家等事、申状如^レ此、為^二浅羽三郎入道奉行^一、被^レ経^二再往御沙汰^一云々、所詮被^レ調^二証文並先々訴陳等^一、来十五日以前、可^レ被^レ遂^二沙^一口^(状)之節^一之由候也、仍執達如^レ件、

曆心元年十二月四日

心玄在判

家綱在判

南条太郎兵衛尉殿

(高光)

この文書では高光に弁明や出頭は求めておらず、浅羽三郎入道を奉行として再度判決が行われること、そして証文や今までの訴陳状を調べ、来る十五日までに判決の時を遂げると伝えている。新たに訴陳状のやり取りをするのではなく、今までの相論の中で提出された訴状・陳状によって審議するというのである。裁許状は残っていないが、節丸が請文を中々提出しなかったこと、史料八に見られる幕府側の対応を見ると、高光が勝訴したのではないだろうか。

(二) 南条高光と久下仙阿の相論

次に挙げる二つの史料はいずれも貞和二年（一三四六）のもので、**史料九**は高光が丹波国小椋庄（現兵庫県氷上郡柏原町南東部）内田畠在家並山林等を久下次郎入道仙阿が押領したとして訴えたことに対して、仙阿の代理人・菅原義成が提出した請文である。論所（係争地）は時光が母から譲り得た小椋庄守利名の在家・田畠・栗林等と考えられる。もともとは松野氏の所領の一部だが、元亨元年七月廿五日に時光から時忠に譲状が書かれており(④9)、時忠の死後は別の子息に譲られていたのであろう。

【史料九】「菅原義成請文」（大石寺文書『南北朝遺文』関東編、一六二五号）※（ ）内及び返り点筆者

（山名時氏）

南条太郎兵衛尉高光掠申、丹波国小椋庄内田畠在家並山林等押領事、去四月廿三日守護御方御書下・同五月廿二日御催促状、謹拝見仕候畢、抑当庄地頭職者、任二闕所注文一、去建武五年、仙阿為二勲功之賞一令二拜領一候也、仍正員仙阿為二奉公一在二鎌倉一之上者、以二飛脚一令レ申二関東一、可レ進二上巨細陳狀一候、上下向日限可レ蒙二卅日御免一候、以二此旨一可レ有二御披露一候、恐惶謹言、

貞和二年六月三日 所務代菅原義成（裏花押）

進上 御奉行所

史料九によると、貞和二年四月二十三日に丹波国の守護・山名時氏の御書下が出され、五月二十二日に催促状が出されていたことがわかる。**史料九**は論人である仙阿側の人物の請文であるため、高光が偽りの訴えをしているとの意を込めて「掠申」と表記しているであろう。義成の主張によれば丹波国小椋庄の地頭職は闕所注文に任せて、仙阿が建武五年（一三三八）に勲功の賞として得たものであるという。しかし正員（本人）たる仙阿は奉公のため現在鎌倉にいたので、陳状提出の期限を猶予してほしいと奉行所に申し出ている。

史料十は守護代国範の手を経て山名時氏のもとに届いた義成の請文（**史料九**）を、さらに室町幕府に送るための文書である。「被二封下一申状」とあるのは、室町幕府に提出された訴状に、奉行人が裏に判をする「訴状を封じ下す」という手続きで、裏に奉行人の花押が書かれた訴状のことである。

【史料十】「山名時氏請文」（大石寺文書『南北朝遺文』関東編、一六三二号）※返り点筆者

南条太郎兵衛尉高光申、久下次郎入道仙阿丹波国小椋庄田畠・在家・山野等押領之由事、任下被二封下一申状之旨上、可二明申一之旨、令二催促一候之处、守護代国範・並仙阿代義成請文如レ此候、謹進一覽之、以二此旨一可レ有二御披露一候、恐惶謹言、

貞和二年七月三日 前伊豆守時氏請文(花押)

小椋庄における仙阿との相論は南条氏一族内での相論にまで発展している。それが次の相論である。

(三) 南条高光と忠時、忠時と仙阿の相論

史料十一は高光の申状(訴状)案である。やはり貞和二年のもので、丹波国小椋庄内田畠在家並山林等について、高光が南条左衛門次郎忠時を訴えたものである。論人の忠時については、時光の嫡子であった時忠と「左衛門次郎」という通称が同じなため「時忠」の書き間違いとされ、「忠時」という人物が注目されることはなかった。しかし忠時は高光が得るはずの下文等を「現在」抑留して、高光がすでに訴えている久下次郎入道仙阿に対して訴えているのであり、正中三年(一二三二)二月までに死去している時光次男の時忠ではない。時光とは別の「南条左衛門尉」の子ということになる。

【史料十一】「南条高光申状案」(『南北朝遺文』関東編、一六六七号)※()内及びび返り点筆者

□条太郎兵衛尉高光謹言上

欲下早^下南条左衛門次郎忠時、高光所^レ得御下文等令^二抑留^一、对^二久下次郎入道仙阿^一、於^二当御奉行所^一、致^二奸訴^一上者、任^二傍例^一、就^二先日訴訟^一、
 被^レ寄^二諷方大進房田忠奉行一所^一、被^レ経^二□沙汰^一蒙^中御成敗上丹波国小椋庄内田畠・在家・山野等事、

右、於^二田畠・在家・山野等^一者、高光重代相伝当知行無^二相違^一之处、久下次郎入道仙阿致^二非分押領^一之間、去康永元年以来、為^二布施弾正忠資連奉

行^一訴申之处、同庄一分領主芋河次郎藏人^{不知}与^二二件仙阿^一、於^二武州□□^一、諷方大進房田忠奉行^一、致^二相論^一之間、依^レ為^二一庄一具訴訟^一、被^レ渡^二

田忠奉行一所^一者也、而忠時者、高光所^レ得御下文等、依^レ令^二抑留^一、無^レ故致^二□訴^一之上者、所詮被^レ渡^二田忠奉行一所^一、被^レ経^二御沙汰^一、任^二相

伝之道理^一、□^案御成敗^一、為^レ全^二知行^一、恐^レ□^案上如^レ件、

貞和式□十一月 日

相論の内容を整理すると、まず高光が康永元年(一二三二)以来、丹波国小椋庄内田畠在家山野等を久下仙阿に押領されたとし、布施弾正忠資を連奉行として仙阿に対して訴訟を起こしていたことがわかる。つまり高光と仙阿の相論は康永元年に始まったのである。ちなみに丹波国の守護は康永二年十二月に仁木頼章から山名時氏になっている^{五五}。そして、この相論の最中に小椋庄の一分領主である芋河次郎藏人と仙阿の間でも相論が起こつたらしい。その相論の奉行人となつたのが『諏訪大明神絵詞』の作者・諏訪大進房田忠であり、同じ小椋庄の相論であるということ、高光と仙阿の相論も当初の奉行人布施忠資か

ら円忠にゆだねられることになったのである。ところが、ここに来て高光が得るところの御下文等を抑留した南条左衛門次郎忠時が仙阿を訴えたという。そこで、高光は忠時の非法を訴え、この件も円忠の手に任せ裁判が行われることを求めたのである。

忠時が抑留したという「御下文等」についての詳細は記されていないが、高光がこの所領を譲り受ける際に受け継いだ代々の文書ではないだろうか。すなわち、元亨元年七月二十五日付の時光讓状^{五六}に見られる「文永八年の御下文」・「永仁三年の故尼上（時光母）の讓状」、「徳治年中の御下文」等を含む文書である。時忠の死によって改めて譲り直された丹波国小椋庄における南条氏の所領は、おそらく高光に受け継がれていたであろう。

また、相論関連文書には見られないが時綱の暦応二年の置文^{五七}の宛所に見える南条時長^{五八}は置文の宛所に書かれていることから時綱の四男であろう。時綱の子には他に日伝がいる^{五九}。高光は高直の子であることについては否定したが、時光の長男の子であることは、日興の葬儀の時に左衛門大（太）郎という時光の長男と思われる人物が存命で、その子と考えられる彦太郎という人物が参列していることから否定はできない。この彦太郎が高光であり、時光の孫という可能性は大いにある。

（四）女性の相論

最後に、女性たちの相論についても考察していきたい。**史料十二**は上野郷内の左近入道在家一字を巡って、高光の母と由井四郎入道の妻女とが相論し、正中三年（一三二六）二月八日の時光自筆の讓状を根拠として高光の母に知行させるように、という内容の裁許の下知状である。高光の母は南条家に嫁いできた女性で、由井四郎入道の妻は南条家から嫁いだ女性と考えられる。

【史料十二】「藤原某下知状」（大石寺文書『南北朝遺文』関東編、一一三号）※返り点筆者

南条太郎兵衛尉高光母儀与由井四郎入道妻女相論、駿河国富士上方上野郷内左近入道在家一字事^七

右、以^三南条二郎左衛門入道大行自筆^一、正中三年二月八日、所^二讓与^一明競上者、所^レ被^レ付^二于高光母儀^一也者、依^レ仰下知如^レ件、

建武元年七月廿一日

藤原（花押）

この史料のように「何某与何某相論某地事」と書かれている場合、先に書かれている方が訴人である。よって訴人は高光の母、論人は由井四郎入道の妻ということになる。高光母に知行が認められる根拠となった「高光母宛ての」正中三年二月八日の讓状は現存しないが、同日付の左衛門三郎宛のものは存在す

る。先述した通り時光の嫡子・時忠の死去に伴うものである。延慶二年の讓状と同様に、同日付の讓状が複数作成されたと考えられるが、三郎への讓状の奥書を除けば、現存するのは次の案文のみである。

【史料十三】「南条大行時光讓状案」（大石寺文書『鎌倉遺文』二九三四八号）※（ ）内筆者、一部訂正を加えている。

〈前欠〉

「式けん
老字 とう
以上式字

「けさのゆつりに、故次郎か子ニゆ（袖カ）□□りか（イカ）へしてとりかへしておと□□わたす所まこと也、

「くらんとはかりにて、（袖カ）□□（等）まいらせてけんけをとけへし、□□まんさうくうし、まんたくあるへからす、又ふし□□（カキカ）しもの御さう

えい、並ふしかわのいほり河よけらハ、ふんけん（分限）にしたかんですへし、又せんれいなき御くうしいてきたらハ、大行かあと、ミなくよりあいて、

ふんけんにしたかんですへし、よんてゆつり候ぬ、兼又さ（左近）この入道のさいけにハのちなし、又とうたい□□（カキカ）りにハにしのくねそい（垣根）ニ、いも十石かへ

のちあり、まめに（ち脱カ）せハまめ九斗まき也、のちのた□□（カキカ）にゆつり状如件、

正中三年二月八日 沙弥大行在判

前欠の上に判読不可能な箇所も多いが、かろうじて「おと」がつく人物に宛てたものということがわかる。「おと」のつく人物には時光の娘の乙松・乙二、孫の乙鶴といった女性たちが確認できるが、残念ながら特定はできない。「故次郎か子ニ」や「とりかへして」との言葉から、時光は時忠の子から、上野郷の在家二字を悔返して譲ったとみられる。「悔返」とは譲与した所領などを一方的に取り返すことである^{六〇}。また万雑公事（雑税、労役など）は全く課せられないとしていることから、女子に対する譲与であろう。そして「ふじかミしも（富士上下）」（富士の上方と下方、もしくは上野郷の上条と下条を指していると思われる）の御造営や富士川の井掘（井戸を掘ること）と河除（堤防などの水害防止のための施設を造ること）に関する費用、そして先例のない御公事が発生した場合については、子孫が寄り合つて各々分限に従つて支払うようにと記している。

史料十三の中で注目したいのは、「兼又さこの入道のさいけにハのちなし」という一文である。左近入道の在家とはまさに史料十二において論所となっている在家である。左近入道という人物は、時光の家人・弥三郎重光のことで、正和元年（一一三二）に出家して左近入道と名乗っていた^{六一}。そして、「のち（後）

なし」という言葉は、この譲状を与えた人物には左近入道の在家に譲りはないことを示している。後がないことをわざわざ記した理由は、譲状の最後に記された、当代限りにおいては西の垣根沿いに芋十石の替地がある、という記述にあると考えられる。西の垣根沿いのこの替地は左近入道の在家に属するものだったのである。そのため、女子の死後は左近入道の在家に「のちなし」と記す必要があったのである。**史料十三**を与えられたのが女性で、**史料十二**で高光の母が訴えている由井四郎入道の妻が南条氏出身の女性であることを考えれば、由井四郎入道の妻こそ**史料十三**を与えられた人物である可能性が高い。しかし、**史料十二**についてはいくつかの疑問点も残る。まず、建武元年は当然のことながら建武政権下だということである。高光の母の訴状が雑訴決断所（建武政府の訴訟機関）によって受理されたのであれば、判決は牒や下文で出されるはずだが、**史料十二**は「下知状」である。高光の母がどこに訴え、誰の命令によって下知状が作成されたのか判然としないのである。正中三年二月八日に時光が譲状を作成したことは確かだが、**史料十二**は検討が必要な史料といえよう。

次の**史料十四**は時光の嫡子・時忠後家平氏の代理人時直と時光の娘乙松・乙一等との間で起きた、上野郷内田在家を巡っての相論に関する文書である。

【史料十四】「沙弥道惠請文」（大石寺文書『南北朝遺文』関東編、一六三七号）※返り点筆者

南条左衛門次郎時忠後家平氏代時直申、駿河国富士上方上野郷田在家事、任_二去五月四日御施行之旨_一、可_レ令_二参洛_一由、相_二触南条次郎左衛門入道大行女子乙松・乙一女等_一候之処、請文如_レ此候、謹進_二覽之_一、以_二此旨_一可_レ有_二御披露_一候、恐惶謹言、

貞和二年七月十八日 沙弥道惠請文（裏花押）

訴人は時忠後家平氏代時直、論人は時光の娘乙松・乙一等であり、女子に譲与された所領における相論であることがわかる。「等」とあるから、論人となった時光女子は乙松と乙一の他にもいたようである。**史料十四**によって、貞和二年五月四日の施行状（上名下達の命令文書で、この場合駿河国の守護今川範圍のもの）が道恵に伝えられ、道恵はその命に従って論人の乙松・乙一等に参洛するようにと伝えたことがわかる。**史料十四**は道恵が論人の請文を取り次ぐために書いた文書である。なお道恵は今川範圍の守護使であった斎藤雅楽四郎入道（斎藤四郎入道）道恵という人物である_三。「可_レ令_二参洛_一由」との一文は、当事者同士に対決（現在の口頭弁論にあたる）させるため、論人を召決する召文が出されたことを示す。

時直は時忠後家の血縁関係にある者であろうが、この史料だけでは時忠後家の子なのか、もしくは兄弟なのか特定はできない。どのような経緯で時光の娘たちを訴えるに至ったのか、また相論の結果についても明らかではないが、**史料十二**の相論とは異なり、室町幕府において裁判が行われたことが明確である。

これまで見てきた二つの相論に関する史料には、高光母と由井四郎入道妻女、時忠後家、時光娘乙松・乙一という五人の女性が登場する。いずれもこの相論の史料によつて存在が明らかになった人物たちである。高光母と時忠後家に関しては、出自は不明ながら南条家に嫁いできた女性である。そして時光の娘の乙松・乙一と由井四郎の妻は南条氏の女性であり、二つの相論はどちらも南条氏の女性が訴えられていることになる。

本節の考察をまとめると系図4のようになる。日道・日行の母については典拠がいずれも後世の大石寺住持の記したものであるため、検討が必要だが、可能性としては高いため系図に加えた。節房丸は父親が特定できないため線では結ばず、名前を載せるに留めた。

おわりに

以上、本章では南条氏の被官化時期を考察した上で、『吾妻鏡』にみられる南条氏系図(系図2)、頼員以降の嫡流筋の南条氏系図(系図3)、時光を中心とする庶流の南条氏系図(系図4)の復元を試みた。この系図2と4を合わせた得宗被官南条氏全体の系図が系図5である。系図5では女子については省略したが、時員から高直、そして南北朝期の時光の子孫までの流れを明らかにすることができた。

小野氏は時光が左衛門尉に任官し、各地に所領を有していたことから、兵衛七郎及び時光の時代に「鎌倉にあった本家(嫡家)に代わるか、あるいはこれを受け継いで名実共に南条氏全体の惣領になった」^{六三}としている。しかし本章で論じたとおり、時光が左衛門尉に任官したと考えられる徳治二年(延慶二年)の時期には、性延・頼直・貞直など南条氏の嫡流筋の人物が顕在である。従つて時光が南条本家に後継者がいなかったために任官して、南条氏の惣領となることは不可能といえよう。

また紙幅の都合上南条氏の所領に関する考察は省略したが、従来の研究では奥富氏の研究^{六四}のように、時光関係の文書に見られる所領のみをもって、南条氏全体の所領としてしまうなどの誤解が生じていた。そして小野氏^{六五}のように時光の所領が各地に点在していることから、時光の時代に所領を拡大したとするなど、南条氏所領については正しく捉えられてこなかった。時光を中心とした南条氏の所領が各地に点在する要因は、時光の代で拡大したわけではなく、母から松野氏の所領を受け継いだことが大きい^{六六}。史料に見られる南条氏を正しく理解するためには、南条氏の嫡流と庶流の流れを理解しておかなくてはならないのである。

注

- 一 大石寺日因「新田南条両家之事」(『富士宗学要集』五宗史部所収。創価学会、一九七八年)三〇九〜三一〇頁。
- 二 堀日亨『南条時光全伝』(興門資料刊行会、一九三二年。二〇〇一年復刻版)。
- 三 小野眞一『南条時光』(富士史書刊行会、一九九三年)。
- 四 坂井法暉「南条一族おぼえ書き(下)」(『興風』十六号所収、興風談所、二〇〇四年)。
- 五 南条次郎と南条平次は同一人物と考えられるので、以降の記述では煩雑になることを避けるため、南条次郎で統一する。
- 六 上洛した人物の年齢を『吾妻鏡』の記事から考察してみると、時政と後妻牧の子である北条政範が十六歳。元久二年六月二十一日に畠山重忠・重保父子は討たれるが、その時重忠が四十二歳、直後に自害した兄次郎重秀が二十三歳であったことから、重保は十代〜二十代前半。和田朝盛の父・和田常盛も、建保元年の和田合戦で敗れて自害した時四十二歳であった(同年五月四日条)ことから、元久元年当時は父常盛がまだ三十代前半であることがわかり、朝盛も十代であったと推測できる。治承四年に十四歳であった結城朝光は三十八歳。千葉常秀、佐原太郎、多々良明宗、宇佐美祐茂、佐々木盛季らも初出の時期及び親や兄弟との関係などから、三十代前半〜三十代後半と思われる。以上の点から南条平次(次郎)もまた二十代〜三十代であったと考えられる。
- 七 田中健男『善隣国宝記・新訂続善隣国宝記』(集英社、一九九五年)、七四頁。建保五年(一二二七)四月に陳和卿に造らせた唐船を由比浦に浮かべたが、結局船は浮かばなかった(『吾妻鏡』建保五年四月十七日条)。
- 八 奥富敬之「得宗被官家の個別的研究(一)」—南条氏の場合—(『日本史攷究』二四、一九六九年)。
- 九 注(三) 小野著作。
- 一〇 注(八) 奥富論文、四一頁。
- 一一 多好方は多近方の二男で、生年は大治五年(一一三〇)である。「樂所補任」(『大日本史料』四—一一)によれば没年は建曆元年(一二二一)であるから、この寛喜元年(一二二九)の時点ではすでに死去しているはずの人物である。『吾妻鏡人名総覧』においても、寛喜元年以降の記事は検討が必要としており、寛喜元年九月九日条及び、同年十二月十七日条の「好方」は、嘉禎元年(一二三五)八月十八日条に見られる、好方の子孫で同じく右近将監に任じられていた多好氏の間違ひではないだろうか。
- 一二 『吾妻鏡』寛喜二年閏正月七日条。
- 一三 唯浄は鎌倉幕府の法律家唯浄(斎藤基茂)であり、従蓮は幕府の訴訟に堪能な人物である。
- 一四 遠山久也「得宗家庶子北条時輔の立場」(『北条時宗の時代』所収)。
- 一五 時茂の北方探題在任期間は康元元年〜文永七年である(『鎌倉年代記』『武家年代記』)。
- 一六 佐藤進一『守護制度の研究』。
- 一七 高橋慎一郎「六波羅探題被官と北条氏の西国支配」(『史学雑誌』九一八—三、一九八九年)。
- 一八 『吾妻鏡』元仁二年閏七月二十九日条。
- 一九 拙稿「得宗被官南条氏の基礎的研究—歴史学的見地からの系図復元の試み—」(『創価大学大学院紀要』第三十集、二〇〇八年)。
- 二〇 佐藤進一『訴訟制度の研究』二八六頁。

- 二二 『朽木家文書』第一卷一（史料纂集古文書編、八木書店、二〇〇七年）。
- 二三 『鎌倉遺文』一五八六三号。
- 二四 『鎌倉遺文』二二二一八号。
- 二五 『吾妻鏡』巻首にも「同十七日。相模守守時。南条左衛門尉以下各向武州。於山内離山合戦。十八日。守時以下自害畢」と記されている。
- 二六 この史料は『静岡県史』（資料編五・中世一、静岡県、一九八九年）では「得宗家奉行人奉書」（二五七五）、『静岡県史料』（静岡県史料）第二輯、臨川書店、一九九四年）では「左衛門尉某其外一名連署問状奉書」（二三号）、『鎌倉遺文』では「左衛門尉某等連署奉書」（二二八六〇号）とそれぞれ異なる名称がつけられている。しかし、細川重男氏の研究（『鎌倉政権得宗専制論』）によって、この文書は「得宗家公文所奉書」としたほうがふさわしいと考えられるため、本稿ではこちらの名称を用いている。
- 二七 細川重男『鎌倉政権得宗専制論』。
- 二八 小泉聖恵「得宗家の支配構造」（『お茶の水史学』四〇、一九九六年）。
- 二九 注（二七）小泉論文。
- 三〇 『鎌倉遺文』六四一三三号。
- 三一 弘安二年十月日付「滝泉寺申状」（『御書』八四九〜八五三頁及び『鎌倉遺文』一三七五五号）。
- 三二 （弘安四年）十一月十五日「上野尼御前御返事」（『御書』一五六〇頁、『鎌倉遺文』一四五〇五号）。
- 三三 南条九郎太郎も兵衛七郎の勧めによって、日蓮に帰依したのである。第一節では説明を省いたが、兵衛七郎には弟の九郎（兵衛九郎）がいたとみられ、九郎太郎はその子と考えられる。
- 三四 文永元年十二月十三日「南条兵衛七郎殿御書」（『御書』一四九三〜九八頁、『昭和定本』三一九頁）。
- 三五 弘安三年十月二十四日「上野殿母御前御返事」（『御書』一五六八〜七三頁、『鎌倉遺文』一四一五三三号）。
- 三六 太郎については近世より十八歳で水死したという言い伝えがある（注一、三〇九頁）。
- 三七 注（三三）「上野殿母御前御返事」。
- 三八 延慶三年二月の日興書写の本尊に「奥州新田四郎信綱後家者南条□□左衛門尉時光姉」（『日興上人御本尊集』興風談所、一九九六年、九八号）とある。
- 三九 「忠識注進状」（『鎌倉遺文』二〇一五〇号）。
- 四〇 「分与帳」、「十字御書」（『御書』一四九一〜一四九二頁、『鎌倉遺文』一四二二三二号）。
- 四一 「駿河本門寺棟札」（『鎌倉遺文』一九六〇五号）。
- 四二 『鎌倉遺文』二九三四八号。
- 四三 「南条時光讓状」（『鎌倉遺文』二二六〇一號）。
- 四四 「平時綱讓状」（『鎌倉遺文』三一九三八号）。
- 四五 「南北朝遺文」関東編九二四号。
- 四六 『日興上人御本尊集』、二二五号
- 『大日本史料』六一一八、四六頁。なお時綱を四郎左衛門尉とする根拠として元弘三年八月十日の「南条時綱着到状」（『鎌倉遺文』三二四六三号）が伝

わる。しかし全体的に疑問の多い文書であるため表には挙げたが今回の考察の対象からははずしている。

四七 「南条大行時光讓状案」(『鎌倉遺文』三一五四三号)。

四八 「沙弥道恵請文」(『南北朝遺文』関東編一六三七号)。

四九 「家中見聞」(堀日亨『富士宗学要集』五宗史部所収)、二二二頁。新田氏が南条氏から妻を迎える家であったことを考えると頼綱の室が時光の娘であった可能性は高いといえる。

五〇 「富士大石寺明細誌」(堀日亨『富士宗学要集』五宗史部所収)に「俗姓は奥州三の迫、森の邑主加賀野氏某の子なり、母は南条時光の女なり」(三三二頁)とある。

五一 注(二)堀著作、五頁、注(三)小野著作、二二〇頁。

五二 『鎌倉遺文』二四六九四号。

五三 注(二)堀著作、五頁、注(三)小野著作、一八〇頁。

五四 初期の室町幕府の訴訟制度については、岩本修一『初期室町幕府訴訟制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇七年)に詳しい。

五五 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究下』(東京大学出版会、一九八八年)。

五六 『静岡県史』資料編五一―一六九一。

五七 「南条時綱置文」(『南北朝遺文』関東編九二四号)。

五八 「南条時長書状写」(『南北朝遺文』関東編一一九六号)によって実名がわかる。

五九 『大日本史料』七一―二五、一八一頁。応永二十三年に七十七歳で死去したとある。

六〇 子が讓状を得た後に父母に先立って死去した場合については『御成敗式目』第二十条「得_レ讓状_レ後其子先_レ父母_レ令_レ死去_一跡事」に「其子雖_レ令_レ見存_一至_レ悔還_一者有_レ何妨_一哉、況子孫死去之後者只可_レ任_レ父祖之意_一也」と定められている。

六一 「分与帳」に「富士上野彌三郎重光者、日興弟子也、仍申與之、上野殿家人」とある。重光は弘安三年に日蓮自筆の本尊を授与されており、その本尊の脇書に日興が「正和元年出家三郎左近入道也」と書き記している(立正安国会編『日蓮大聖人御真蹟御本尊集』一九七四年、九八号)。

六二 道恵は『南北朝遺文』関東編、二二九五号、二二二四号、二二二五号に見られる。佐藤進一氏は駿河国の守護に関して、今川範国の守護在職を徴証する史料の一つにこの史料十三の文書を取り上げている(佐藤進一『室町幕府守護制度の研究上』東京大学出版会、一九八八年)。

六三 注(三)小野著作、七八頁、一六六頁。

六四 注(八)奥富論文。

六五 注(三)小野著作。

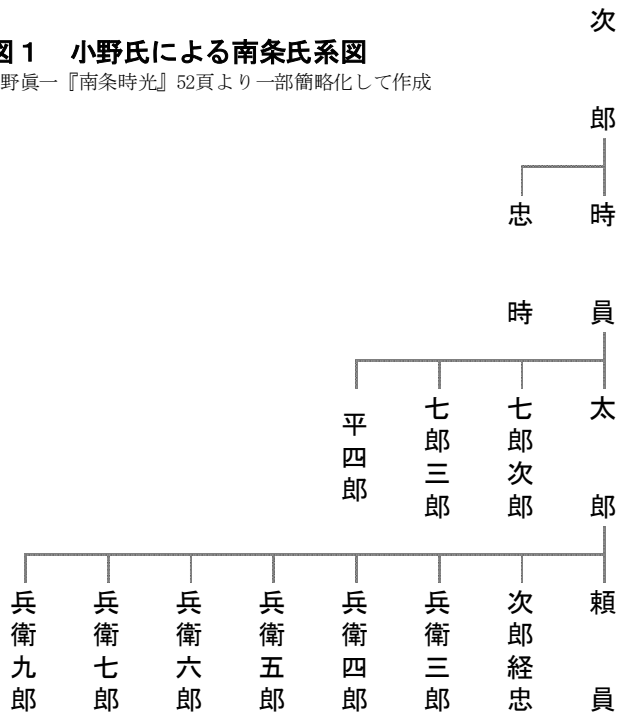
六六 拙稿「南条氏所領の再検討」(『東洋哲学研究所紀要』第二六号、二〇一〇年)で挙げた時光の所領は以下のとおりである。①伊豆国田方郡南条南方武正名、②駿河国富士郡上方上野郷、③相模国山内庄舞岡郷、④駿河国庵原郡蒲原庄関島、⑤丹波国小椋庄守利名、⑥駿河国安倍郡浅服庄。このうち④と⑤が松野六郎左衛門入道↓時光母↓時光と譲られた、本来松野氏の所領である。

【補注】

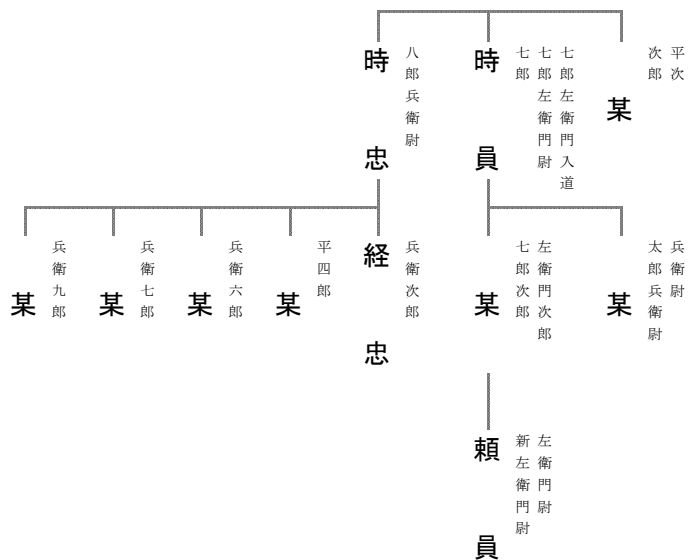
- 本章はこれまでに発表した以下の論文を書き改め、再構成したものとなっている。
- ・拙稿「得宗被官南条氏の基礎的研究―歴史学的見地からの系図復元の試み―」(『創価大学大学院紀要』第三〇集、二〇〇八年)
 - ・拙稿「北条時輔後見南条頼員について」(『創価大学大学院紀要』第三二集、二〇一〇年)
 - ・拙稿「南条氏所領における相論」(『東洋哲学研究所紀要』第二七号、二〇一一年)
 - ・拙稿「南条氏の得宗被官化に関する一考察」(『創価大学人文論集』二四号、二〇一二年)

系図1 小野氏による南条氏系図

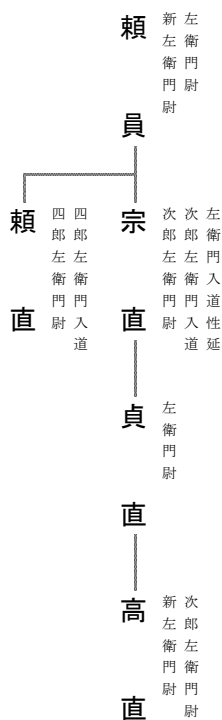
※小野眞一『南条時光』52頁より一部簡略化して作成



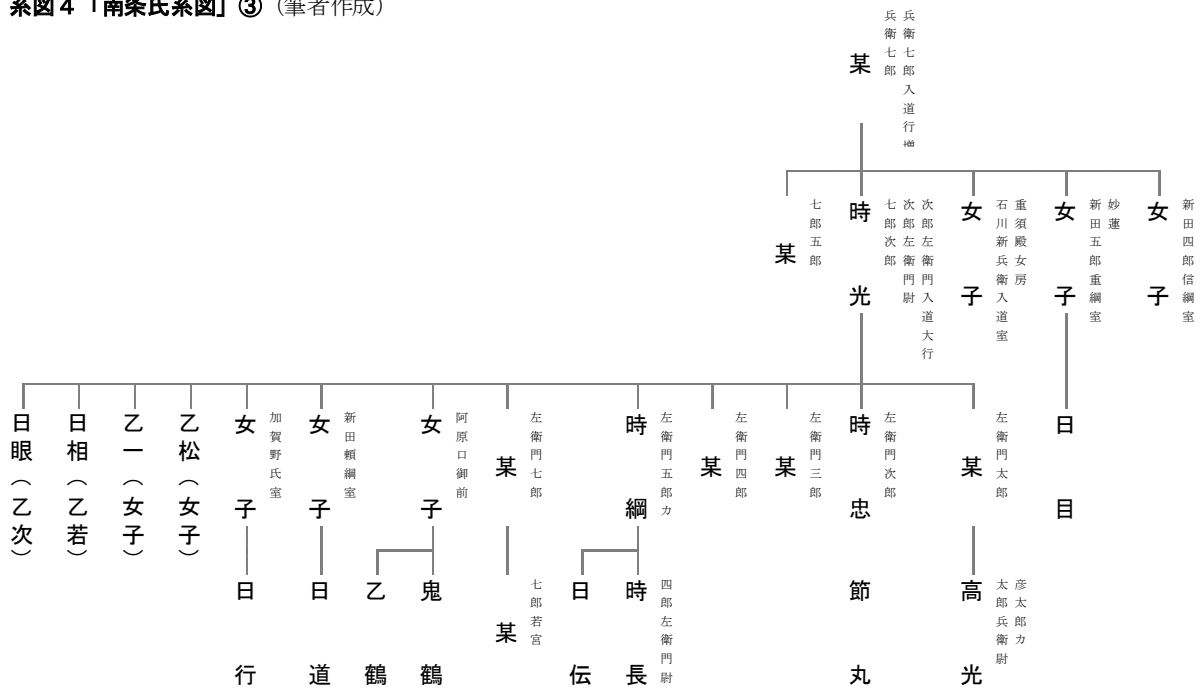
系図2 「南条氏系図」① (筆者作成)



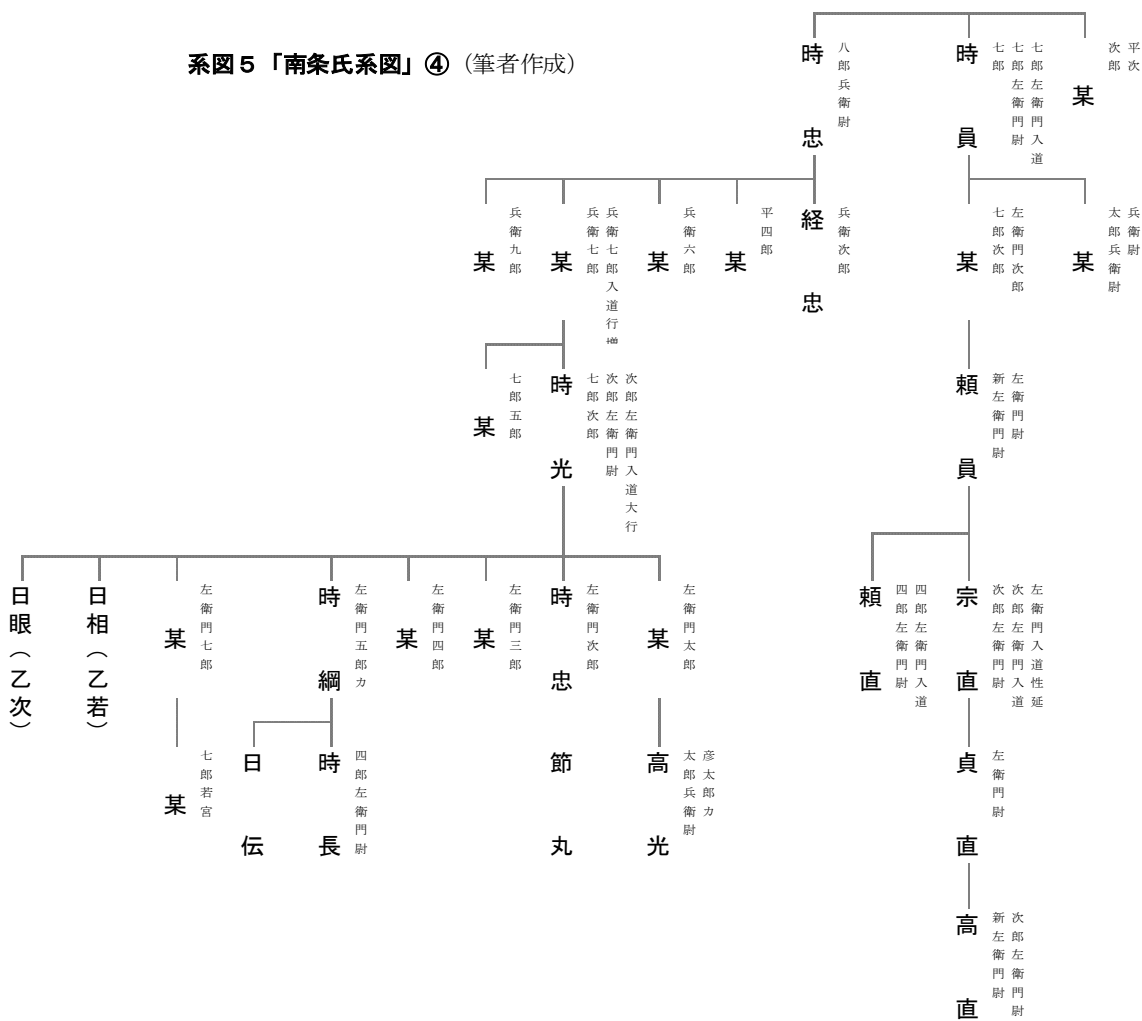
系図3 「南条氏系図」② (筆者作成)



系圖4「南条氏系圖」③ (筆者作成)



系圖5「南条氏系圖」④ (筆者作成)



終章 有力得宗被官の鎌倉時代

はじめに

序章で述べたように、本論文の目的は、有力得宗被官の個別研究と、鎌倉時代の治史上重要な事件の再考察を同時に行うことで、得宗被官という存在を明らかにすることである。そのために、本論文では①『吾妻鏡』の記事から事件を得宗被官に注目して再検討する、②北条氏とともに滅亡する得宗被官について鎌倉時代後期の事件を中心に考察する、③有力得宗被官の系図の復元を行う、という三つのテーマに分けて考察した。

第一のテーマは第一部『吾妻鏡』の中の得宗被官』として、第一章から第四章でこれまで北条氏や有力御家人の視点からしか考察されることのなかった比企氏の乱・牧氏事件・和田合戦・承久の乱・伊賀氏事件などを取り上げた。『吾妻鏡』に描かれたこれらの事件に関する記事を読み直すとともに、公家の日記などの同時代史料と比較することで、『吾妻鏡』が「描かなかった」ことを明らかにしつつ、得宗被官がどのように誕生し、有力得宗被官家が確立していったのかを考察した。また、事件ではないが、第五章では『吾妻鏡』との関連から、本論文を通して使用した垵飯と的始という二つの鎌倉幕府正月行事における得宗被官についても論じた。

第二のテーマが第二部「北条氏と得宗被官の滅亡」である。鎌倉幕府が滅亡するまでに起きた事件の中で、得宗被官が処罰・誅殺された事件を中心に扱い、第一章から第三章で鎌倉時代の政治上重要な事件でありながら、これまであまり研究されていなかった二月騒動・平禅門の乱・嘉元の乱について考察した。第一部では得宗被官の立場から事件を見直すことを試みたが、第二部では少し視点を変え、日蓮や親玄など得宗被官と関わりのあった人物の立場からも論じた。第四章では『太平記』の登場人物としての得宗被官について考察し、『太平記』と史実との違いを明らかにし、鎌倉幕府滅亡時の得宗被官の状況について検討した。

そして第三のテーマを第三部「有力得宗被官家の系譜考証」とし、本論文で有力得宗被官家とした長崎・尾藤・諏訪・工藤・平姓安東・藤姓安東・南条のうち、系譜考証が可能な尾藤・平・諏方・工藤・南条の五氏について系図の再考察・復元を行った。

第一部第一章で述べたように、初期の被官である金窪行親・安東忠家・尾藤景綱・南条時員・曾我祐綱が少なくとも建保元年までには被官化していたと考えられることから、建保元年（一二二二）から元弘三年（一二三三）に鎌倉幕府が滅亡するまでの一二〇年間が確実な得宗被官の活動時期と言える。終章では、得宗被官の立場がこの一二〇年の間でどのように変化していったのかについてまとめておきたい。

第一節 得宗被官の誕生と得宗被官家の確立

比企氏の乱が起きた建仁三年（一二〇三）の段階では、時政と牧の方の子である政範が成長してきたこともあって、庶子家の一つになる可能性が高かったと考えられる義時だが、元久元年（一二〇四）十一月五日の政範の死、そして翌年の牧氏事件で時政が失脚したことによって北条氏の惣領の地位を手に入れた。得宗家の初代を時政ではなく義時とする『吾妻鏡』は、時政の命じた暗殺に関しての詳細は記す一方で、義時が関わった可能性のある暗殺事件に関しては意図的に詳細を記さない傾向にある。必然的に義時の命を受けて行動した側近や被官の行動は記されないことになるため、『吾妻鏡』の記事の中から得宗被官の行動を読み解くためには、同時代史料と照らし合わせる必要がある。例えば、第一部第一章では、将軍頼家とその子一幡及び北条政範の死には、義時と被官化しつつあった御家人たちが関与している可能性を指摘したわけだが、それも『愚管抄』や『明月記』などによって浮かび上がる『吾妻鏡』の記事の矛盾点から読み取ることができたわけである。

時政から家督を篡奪する形で惣領となった義時だが、当時の義時自身の勢力が大きくなかったことは、承元三年（一二〇九）十一月十四日に年来の郎従で伊豆国の住人である「主達」を御家人に準ずる身分にと願ひ出ていることからもうかがえる。これは実朝の許可が得られなかったことよって実現はしなかったが、義時は建保元年までに金窪行親・安東忠家・尾藤景綱・南条時員などの、もともと御家人身分である人物を被官化することによって、勢力を拡大することになる。そして建保元年の和田合戦後に侍所別当となった義時によって、金窪行親が所司に任命され、得宗被官の侍所所司がはじめて誕生することになる。

安東忠家とともに義時の被官の中でも中心的な人物といえる行親だが、行親以外の金窪氏は確認できず、得宗被官家となることもなく金窪氏自体が歴史から姿を消してしまう。元仁元年（一二二四）の義時の死後に政子によって起こされた伊賀氏事件の際に、泰時邸に出入りが許されたのも平盛綱・尾藤景綱・

関実忠・安東光成・万年右馬允・南条時員であり、行親は含まれていない。この人物たちは主に承久の乱の際に北条泰時とともに上洛した「十八騎」の中の人物や子息で構成されていることがわかる。泰時やその子時氏と宇治川の合戦を生き抜いた尾藤景綱・平盛綱・関実忠・南条時員、そして父の安東藤内左衛門尉が従軍して死亡している安東光成^二、一族の万年九郎秀幸^三が時氏とともに宇治川を渡った六騎であった可能性のある万年右馬允は泰時との信頼関係も厚かったであろう。義時の死後すぐに泰時に近侍しており、尾藤景綱と関実忠に関してはすでに泰時亭の中に家があった^三。関実忠は第一部第四章で述べたように伊賀氏事件の中で失脚したと考えられるが、万年氏も史料は少ないものの、鎌倉時代後期まで得宗被官として確認でき、それ以外の一族は有力被官家となり、鎌倉幕府滅亡まで得宗に近侍することになる。

伊賀氏事件の後、元仁元年閏七月二十九日に泰時はこれまで置かれていなかった「家令」（後の得宗家公文書執事）を置き、尾藤景綱が初代家令となった^四。「家務条々」も定められ^五、得宗家の家政機関も整備されていく。その後、嘉禎二年（一二三六）に新築した泰時邸の郭内に家を構えているのが尾藤景綱の養子となった景氏・平盛綱・大田次郎・諏方盛重・万年右馬允・安東光成・南条時員となっている。諏方盛重も「伊具盛重」として十八騎に見られる人物であったことは、第一部第三章及び第三部第三章で述べた通りである。

なお、行親とともに行動していた安東忠家が承久の乱で死亡した^六ことにより、平盛綱がその役割を担っていたが、関実忠が失脚したことで実忠が担っていた役割も担うようになる。そして文暦元（一二三四）年八月二十一日、景綱が病のために家令を辞すと、この後任も盛綱になった^七。平盛綱は初期の得宗被官たちの役割を徐々に吸収し、着実に力をつけていたことになる。仁治三年（一二四二）の泰時死去の際には平盛綱にあらゆる役割が集中するようになっていたと考えられるが、侍所所司に関しては金窪行親が泰時の晩年まで勤めており、しかも泰時の死に伴い盛綱は出家しているので、盛綱自身が所司となつたかどうかは明らかではない。しかし子の盛時は正嘉二年（一二五八）三月一日に侍所所司として將軍家の二所進発の随兵を奉行している^八ことから侍所所司であることが確認できる。また孫の頼綱は執事と侍所所司を兼ねており、盛綱は得宗被官が担うことのできるあらゆる役割を平氏の世襲とする流れを作り上げていたわけである。

このように得宗被官の中で平氏の勢力が拡大する中、得宗被官家となることもなく歴史から姿を消した金窪氏や関氏などの一族もいることを考えると、得宗被官たちの中でも政治的な駆け引きがあったことが推察できる。その政治的駆け引きを生き残った人物たちが、有力得宗被官家として固定化していくことになるのである。彼らは塩飯や的始などに一族を参加させ、世代交代に備えるようになる。義時の代に誕生した得宗被官は、前述したように嘉禎二年には泰

時亨の郭内に家を構えるなど、泰時期には鎌倉時代末期にいたるまでの有力被官の存在形態^九が確立しており、「有力得宗被官家」としての基盤が築かれたことになる。

経時期は短いものの、得宗の代替わりに伴う得宗被官の動向や有力得宗被官家の固定化を考える上では見逃すことのできない時期である。経時期の活動が『吾妻鏡』によつて確認できる有力被官は平盛時と尾藤景氏だが、いずれも経時の被官として行動していることが確認できる。第一部第二章で論じたように、金窪行親は泰時の晩年には將軍頼経に接近していた可能性があるが、泰時に近侍していた一族たちに関しては経時に近侍するようになっていたと考えられる。そして寛元四年（一二四六）の経時の死の際に起きた寛元の政変では、五月二十五日に尾藤景氏・諏訪蓮仏（盛重）・平盛時が頼経の使者・但馬前司定員を追い返し、六月十日に「深秘の沙汰」が時頼亭で行われた際には、やはり景氏・蓮仏・盛時が参候している^{一〇}。その後、山内の時頼亭において政治的事項が決められるようになると、有力得宗被官たちも参候し、政治的発言権が次第に増すことになったとみられる。そして時頼期に工藤光泰が有力被官の中に加わったことで、有力得宗被官家が揃うことになる。

時頼から時宗への代替わりは、親子間で行われたこともあつてか、事件の痕跡を見出すことができなかったが、時宗が幼少であつたこともあり、有力北条一門や乳母夫となる得宗被官の影響力が増すことになったのであろう。得宗の代替わりの際には何らかの事件・騒動が起きていたであろうことは、第一部第四章で触れたが、短期間で得宗の代替わりが行われる中でも有力得宗被官は世代交代以外には大きく顔ぶれを変えず、着実に有力得宗被官家としての立場を築き上げてきたのである。

第二節 鎌倉時代後期の有力得宗被官

『吾妻鏡』に見られる得宗被官の行動は、基本的に得宗の命を受けたものや公式行事への参加であるため、そこから得宗被官たちの意思を読み解くことは困難であつた。ところが、時宗期の文永二年（一二六二）以降は『吾妻鏡』の記事がなくなるものの、得宗被官個人の意思が読み取ることのできる事件も見られるようになる。具体的な例を挙げるとすれば、文永九年（一二七二）の日蓮の竜の口の法難や弘安八年（一二八五）の霜月騒動であろう。いずれも平頼綱が関わったものだが、得宗被官が事件の主役として登場するようになるのである。

また、得宗被官の政治的影響力が増す中で、得宗被官が処刑・誅殺される事件も起きるようになる。文永九年の二月騒動に関しては有力被官が史料上に見える事件ではないが、当時の侍所所司が平頼綱であることから、実際には時章誅殺の事件に関与していたものと見られる。従って、有力被官の身を守りつつ時章の遺族を宥めるために、一般の得宗被官や一門被官を命令もなく馳せ向かった咎により処刑したのであろう。

そして弘安七年（一二八四）四月四日に時宗が死去し、幼少の貞時が得宗となったことで、貞時の乳母夫である頼綱の力は増す。さらに翌年の霜月騒動により安達氏が倒されると、得宗被官の上首である平頼綱の影響力は多大なものになる。頼綱の権力の背景となった乳母夫や執事、侍所所司の他に得宗被官の役割の中で注目したいのが、得宗の申次である。得宗に何らかの働きかけをするためには得宗被官に取り次いでもらわなくてはならないわけだが、鎌倉時代後期になり、本来朝廷側で争われるべき相論についても、幕府に訴状を提出しようとする者が増えたことによって、必然的に得宗被官の所にそのような訴状が持ち込まれることになる。親玄や仲寛が平頼綱や飯沼助宗のもとに申状や書状を渡すために訪れている様子が『親玄僧正日記』にも記されているように、頼綱の影響力は鎌倉だけでなく京にも及ぶようになった。

頼綱は永仁元年（一二九三）四月の永仁の大地震の混乱に乗じて成長した貞時によって倒されることになるが、頼綱に不満を抱いていたのは貞時だけでなく、他の有力得宗被官も同じだったのではないだろうか。安東重綱が宗綱の尋問にあたっており、平禅門の乱後の執事には長崎光綱が任じられることになったことを考えると、頼綱誅殺に関わった得宗被官もいたと考えられる。しかし、乱後も得宗被官たちは貞時に近侍しているが、寄合からは排除され政治的影響力を著しく低下させることになった。永仁五年（一二九七）に光綱が死去すると、貞時は特定の得宗被官に権力が集中し、世襲化することを防ぐために頼綱に執事を交代させるようになる。こうして平禅門の乱後に一時的に政治的影響力を失った得宗被官であったが、嘉元の乱によって再び状況が変わる。

嘉元三年（一三〇五）の嘉元の乱当時、侍所所司と得宗家公文書執事は得宗被官ではなく、北条宗方であった。建保元年に金窪行親が侍所所司になってから八十年、元仁元年に尾藤景綱が家令となってから約七十年いずれも平氏の世襲となり、平禅門の乱後は頼綱に交代されていたとはいえ、長らく得宗被官が務めてきたこの二つの役割が貞時の従兄弟である宗方になったということは、得宗被官にとってこの二つの役割を奪われたに等しい。これには得宗被官が反発したとみられる。第二部第三章では第一章と第二章の考察を踏まえた上で、得宗被官の観点から嘉元三年の嘉元の乱を考察したように、嘉元の乱は貞時・師時・宗方が得宗家の専制的な政治を目指す中で、平禅門の乱の勝利を再現すべく、二月騒動の時の「誤って」誅殺方式によって時村を誅殺したが、正式に命を受けて追討に向かった武士を処刑したことや、侍所所司や執事職を奪われたことに得宗被官及び御家人たちの反発を招いたため、宗方を切り捨てること

になった事件であったのである。結果として貞時は政治に関わることができなくなり、再び得宗被官の政治的影響力が増すことになる。

その後、長崎氏と安達氏の間には姻戚関係も結ばれ、得宗被官と御家人の上層部による政治が行われるようになるわけだが、一般の得宗被官や朝廷の不満により、鎌倉幕府が滅亡することになる。鎌倉幕府滅亡時には得宗を凌ぐ権力を持つまでになっていた得宗被官だが、有力被官の多くは得宗高時とともに自害した。全国に広がる得宗領が収公されると、得宗の代官として所領経営を行っていた得宗被官の所領も必然的に収公されることになり、生き残った得宗被官たちも財政基盤を失ったのである。

おわりに

以上で本論文のすべての考察が終了した。鎌倉時代に起きた事件には得宗被官が何らかの形で関わっており、得宗被官について正しく理解することは、鎌倉時代を研究する上では重要なのである。一部の有力被官以外にはあまり注目されていなかった得宗被官という存在に光を当てること、すでに通説化されているような事件や不可解とされてきた事件についても見直すことができたのではないかと考えている。甚だ稚拙なものではあるが、北条氏や有力御家人の視点で語られることが多い事件についての新たな可能性を示唆してきたつもりである。

本論文での主な考察対象は有力被官家の人物であったが、実際にはこれら一族以外にも多くの得宗被官が存在し、その存在形態も実に多岐にわたる。鎌倉で得宗に近侍する者もいれば、得宗領在地で所領経営に当たる者もいる。本論文では南条氏の庶流で、駿河国上野郷で活動していた南条時光の流れについては触れることができたが、それ以外の有力被官家の庶流や一般得宗被官については課題が残る。また、鎌倉幕府の滅亡後に生き残った元得宗被官たちの一部は、南北朝時代に各地で蜂起しており、幕府滅亡後の得宗被官の動向についても研究する必要がある。折しも、『南北朝遺文』の刊行が進み、元得宗被官たちの南北朝期の活動についても追うことが容易になりつつある。今後は本論文で扱うことができなかった得宗被官一族の研究や得宗被官の役割と併せて、南北朝期の元得宗被官たちの動向についても研究していきたいと考えている。

注

- 一 『吾妻鏡』 承久三年六月十八日。
- 二 『承久記』 (「古活字本」・「前田家本」)。
- 三 『吾妻鏡』 元仁元年六月二十七日条。
- 四 『吾妻鏡』 同日条。
- 五 『吾妻鏡』 元仁元年八月二十八日条。
- 六 『吾妻鏡』 承久三年六月十八日。
- 七 『吾妻鏡』 同日条。
- 八 『吾妻鏡』 同日条。
- 九 有力得宗被官たちは鎌倉時代末期の元弘元年(一一三三)の段階でも得宗亭周囲に宿所を構えていたことが金沢貞頭の手紙からわかる(『鎌倉遺文』三二一―一八五号)。
- 一〇 『吾妻鏡』 寛元四年六月十日条。
- 一一 『親玄僧正日記』 正応五年三月三十日条、同五月二十日条。また同閏六月二十四日―二十六日条には仲寛が連日頼綱亭を訪れて書状を渡そうとしている様子が記されている。

付 表

- 付表 1 鎌倉幕府正月壇飯の沙汰人一覧
 付表 2 鎌倉幕府正月壇飯の役人一覧
 付表 3 鎌倉幕府的始の射手一覧<文治 4(1188)～文永 3(1266)>
 付表 4 鎌倉幕府的始の射手一覧<的調及び催促の交名>
 付表 5 鎌倉幕府的始の射手一覧<永仁 2(1294)～正慶 2(1333)>
 付表 6 得宗被官東使の活動年表
 付表 7 徳治 2 年(1307)5 月「相模円覚寺毎月大齋番文」一覧
 付表 8 元亨 3 年(1323)10 月「北条貞時十三年忌供養記」一覧
 付表 9 得宗被官金窪行親の活動一覧
 付表 10 得宗被官尾藤氏の活動一覧
 付表 11 得宗被官平・長崎氏の活動一覧
 付表 12 得宗被官諏訪氏の活動一覧
 付表 13 得宗被官工藤氏の活動一覧
 付表 14 甲斐工藤氏行光流布施氏・大瀬氏活動一覧
 付表 15 得宗被官南条氏の活動一覧
 付表 16 得宗被官平姓安東氏の活動一覧
 付表 17 得宗被官藤姓安東氏の活動一覧
 付表 18 得宗被官万年氏の活動一覧

<凡 例>

- ①年号が灰色になっているものは文書に年号記載のないもので、記載の年号は推定したものである。
 ②年号については元徳 3 年・元弘元年(1330)以前は基本的に改元後の年号に統一し、元徳 3 年・元弘元年以降は文書記載の年号を表記している。
 ③典拠史料については一部下記の略称を用いた。
- ・『吾』…『吾妻鏡』
 - ・『永記』…『永仁三年記』
 - ・「過去帳」…「近江番場宿蓮華寺過去帳」
 - ・『鎌』…『鎌倉遺文』
 - ・『鎌記』…『鎌倉年代記』
 - ・『鎌裏』…『鎌倉年代記裏書』
 - ・『鎌大』…『鎌倉大日記』
 - ・「供僧次第」…「鶴岡八幡宮寺供僧次第」
 - ・『建記』…『建治三年記』
 - ・「建治帳」…「六条八幡宮造営注文」
 - ・「社務記録」…「鶴岡社務記録」
 - ・「社務次第」…「鶴岡八幡宮寺社務職次第」
 - ・『守護制度』…佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会、1971 年)
 - ・「所職次第」…「鶴岡八幡宮寺諸職次第」
 - ・『親』…『親玄僧正日記』
 - ・「当社記録」…「当社記録鶴岡八幡宮」
 - ・『武記』…『武家年代記』
 - ・『武裏』…『武家年代記裏書』
 - ・『太』…『太平記』※「新潮日本古典集成」の頁数を記載。丸数字は巻数を示す。
 - ・「大斉番文」…「相模円覚寺毎月大齋番文」
 - ・『大史』…『大日本史料』
 - ・『大古』…『大日本古文書』
 - ・「鳥餅日記」…「鳥ノ餅ノ日記」
 - ・『南』…『南北朝遺文』
 - ・「分与帳」…「白蓮本尊曼荼羅分与帳」
 - ・『保』…『保暦間記』
 - ・「問答記録」…「鎌倉殿中間答記録」

付表1 鎌倉幕府正月皖飯の沙汰人一覧

年号	1日	2日	3日	4日以降の皖飯
養和1(1181)	千葉常胤			
文治2(1186)			○	
文治4(1188)				6日(足利義兼)
文治5(1189)			○	
建久1(1190)	○			
建久2(1191)	千葉常胤	三浦義澄	小山朝政	5日(宇都宮朝綱)
建久3(1192)	○			
建久4(1193)	千葉常胤			
建久5(1194)	足利義兼			
建久6(1195)	足利義兼	千葉常胤	小山朝政	
正治2(1200)	北条時政	千葉常胤	三浦義澄	4日(大江広元)、5日(八田知家)、6日(大内惟義)、7日(小山朝政)、8日(結城朝光)、13日(土肥遠平)、15日(佐々木定綱)、18日(畠山重忠)
建仁1(1201)				12日
元久2(1205)	北条時政		千葉胤正	
建暦1(1211)	北条義時	大江広元	小山朝政	
建暦2(1212)	北条義時	大江広元	小山朝政	
建保1(1213)	大江広元	北条義時	北条時房	4日(和田義盛)
貞応1(1222)	北条義時	足利義氏	大江広元	7日(結城朝光)、8日(中条家長)
貞応2(1223)	北条義時	○		5日
元仁1(1224)	北条義時	○		4日
嘉禄1(1225)	北条時房			
嘉禄2(1226)	北条泰時	北条朝時	三浦義村	
安貞1(1227)	北条泰時	北条時房	三浦義村	
安貞2(1228)	北条時房	北条泰時	北条朝時	8日
寛喜1(1229)	北条時房	北条泰時	北条朝時	
寛喜2(1230)	○			10日
寛喜3(1231)	北条時房			
貞永1(1232)	北条時房			
天福1(1233)	北条時房	北条泰時	北条朝時	
文暦1(1234)	北条時房	北条泰時	○	
嘉禎1(1235)	北条時房	北条泰時	北条朝時	
嘉禎2(1236)	北条時房	北条泰時	北条朝時	
嘉禎3(1237)	北条時房	北条泰時	北条朝時	6日、11日
暦仁1(1238)	北条時房	北条泰時	北条朝時	
延応1(1239)	北条時房	北条泰時	北条朝時	
仁治1(1240)	北条時房	北条泰時	北条朝時	
仁治2(1241)	北条泰時	足利義氏	北条朝時	11日
寛元1(1243)	足利義氏			
寛元2(1244)	北条経時	北条時定	北条朝時	27日
寛元3(1245)	北条経時			
寛元4(1246)	北条経時			
宝治1(1247)	北条時頼			
宝治2(1248)	北条時頼		北条重時	15日
建長2(1250)	北条時頼	足利義氏	北条重時	
建長3(1251)	北条時頼	北条重時	足利義氏	
建長4(1252)	北条時頼	北条重時	足利義氏	
建長5(1253)	北条時頼	足利義氏	北条重時	
建長6(1254)	北条時頼	足利義氏	北条重時	
康元1(1256)	北条時頼	北条重時	足利氏	
正嘉1(1257)	北条時頼	北条重時	北条時定	
正嘉2(1258)	北条時頼	北条重時	北条政村	
文応1(1260)	北条時頼	北条重時	北条政村	
弘長1(1261)	北条時頼	北条重時	北条政村	
弘長3(1263)	北条時頼	北条政村	北条長時	
文永2(1265)	北条時宗	北条政村	北条時盛	7日、15日、24日
文永3(1266)	北条時宗	北条政村	北条義宗	
永仁3(1295)	北条貞時	北条宣時	北条時村	

付表2① 鎌倉幕府正月皖飯の役人一覧<建久2(1191)~建保1(1213)>

(1)建久2(1191).1.1【千葉常胤】							(2)建久2(1191).1.2【三浦義澄】							(3)建久2(1191).1.3【小山朝政】							(4)建久4(1193).1.1【千葉常胤】							(5)元久2(1205).1.1【北条時政】																			
5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍								
	寺尾大夫業遠	千葉五郎胤道	臼井太郎常忠	千葉四郎胤信								三浦平六義村												御馬五疋								同(小山)七郎朝光	小山五郎宗政	下河辺庄司行平	秀等。 (常胤子息三人・孫二人が引 く)※師常・胤信・胤道・胤 等。	御馬五疋	梶原左衛門尉景季	八田右衛門尉知家	相模守惟義	相馬五郎	長沼五郎	足立八郎	筑後六郎	佐原太郎	定立左衛門尉	三浦兵衛尉	小山左衛門尉
			天羽二郎真(直)常	平次兵衛尉常秀								太郎景連				砂金…小山朝政								砂金…千葉常胤								東平太	結城七郎	春日部二郎	同九郎	長井太郎											

(6)建暦1(1211).1.1【北条義時】							(7)建暦1(1211).1.2【大江広元】							(8)建暦1(1211).1.3【小山朝政】							(9)建暦2(1212).1.1【北条義時】							(10)建暦2(1212).1.3【小山朝政】																											
5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍																
					結城左衛門尉朝光	遠江大夫将監親広	武州								親広																	御馬五疋								結城左衛門尉朝光								結城左衛門尉朝光							
																								賀茂冠者	遠江守	武州																													

(11)建保1(1213).1.1【大江広元】							(12)建保1(1213).1.2【北条義時】							(13)建保1(1213).1.3【北条時房】							(14)建保1(1213).1.4【和田義盛】																					
5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍											
					結城左衛門尉朝光	和田左衛門尉義盛	兵衛大夫季忠	南条七郎(時員)	藤内左衛門尉	佐々木左近将監	三浦九郎左衛門尉	伊賀次郎兵衛尉	民部大夫康俊	左近大夫朝親	武蔵守	大和判官代	豊嶋小太郎	吉良次郎	足立八郎兵衛尉	武蔵太郎	三浦九郎左衛門尉胤義	山城判官行村	小山左衛門尉朝政									御馬五疋								和田新左衛門尉常盛	伊賀守朝光	三浦左衛門尉義村
								曾我小太郎	加藤兵衛尉	加地六郎	佐原又太郎	同三郎				同進士	同又太郎	同三郎	同九郎	肥田八郎																						

※弥四郎経時が沙汰

(31)嘉禎2(1236).1.3【北条朝時】						(32)嘉禎3(1237).1.1【北条時房】						(33)嘉禎3(1237).1.2【北条泰時】※						(34)嘉禎3(1237).1.3【北条朝時】						(35)暦仁1(1238).1.1【北条時房】															
5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍
越後太郎	平左衛門次郎	南条七郎左衛門尉(時員)	信濃左衛門尉	隠岐四郎左衛門尉	撰津四郎左衛門尉	大須賀左衛門尉	陸奥式部大夫	相模六郎	駿河太郎	信濃次郎左衛門尉	佐原新左衛門尉	相模五郎	佐原三郎左衛門尉家連	相模式部大夫朝直	駿河前司義村	陸奥七郎	陸奥太郎	隠岐三郎左衛門尉	駿河四郎左衛門尉	遠江式部丞	上野七郎左衛門尉朝広	左衛門大夫泰秀	丹後守泰氏	佐原新左衛門尉	信濃三郎左衛門尉	伊賀六郎左衛門尉	上総介太郎	遠江式部丞	筑後図書助時家	城太郎義景	右馬權守	越後太郎	本間次郎左衛門尉	上総介太郎	相模六郎	相模式部大夫	大和守祐時	若狹守泰村	宮内少輔泰氏
海老名左衛門尉	同(平)三郎	同(南条)太郎兵衛尉	同三郎左衛門尉	同四郎左衛門尉				出羽左衛門尉	本間次郎左衛門尉	同三郎左衛門尉	同次郎左衛門尉	本間式部丞			平左衛門三郎	原左衛門四郎	同四郎左衛門尉	同五郎	南条七郎左衛門尉					同次郎左衛門尉	隠岐四郎左衛門尉	同太郎兵衛尉	同次郎	小井三兵衛尉			吉良次郎	同四郎	同次郎	橘右馬允	本間式部丞				

(36)暦仁1(1238).1.2【北条泰時】						(37)暦仁1(1238).1.3【北条朝時】						(38)延應1(1239).1.1【北条時房】						(39)延應1(1239).1.2【北条泰時】						(40)延應1(1239).1.3【北条朝時】															
5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍
北条五郎	近江四郎左衛門尉	上野七郎左衛門尉	駿河五郎左衛門尉	北条左近大夫將監	肥後守為左	玄番頭基綱	駿河前司義村	豊田太郎兵衛尉	小野寺小次郎左衛門尉	信濃三郎左衛門尉	陸奥七郎	遠江三郎	吉岐守光村	遠江式部大夫光時	右馬權頭政村	相模七郎時弘	佐原七郎左衛門尉政連	佐原太郎左衛門尉家胤	相模右近大夫將監時定	相模式部大夫時直	肥前守家連	武蔵守朝直	周防右馬助光時	北条五郎兵衛尉時頼	大曾弥太郎兵衛尉長経	陸奥掃部助実時	北条左近大夫將監経時	周防右馬助光時	秋田城介義景	若狹守泰村	右馬權頭政村	遠江五郎時兼	平新左衛門尉盛時	陸奥掃部助実時	南条八郎兵衛尉(忠時)	遠江式部大夫時章	内藤七郎左衛門尉盛継	周防右馬助光時	右馬權頭
南条七郎左衛門尉(時員)	佐々木六郎	同弥四郎	同八郎左衛門尉	信濃三郎左衛門尉				同次郎兵衛尉	同四郎左衛門尉	隠岐四郎左衛門尉	広河五郎	小井三郎左衛門尉			橘右馬允公高	同六郎助連	同四郎左衛門尉光連	横地太郎兵衛長直	本間次郎左衛門尉信忠						弥次郎左衛門尉親盛	同次郎兵衛尉盛経	原左衛門尉忠康	梶原右衛門尉景俊	同修理亮時幸			飯田五郎家重	同(平)四郎(光盛)	梶原右衛門尉景俊	同(南条)平四郎	小見左衛門尉親家			

(41)仁治1(1240).1.1【北条時房】						(42)仁治1(1240).1.2【北条泰時】						(43)仁治1(1240).1.3【北条朝時】						(44)仁治2(1241).1.1【北条泰時】						(45)仁治2(1241).1.2【足利義氏】																
5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	
相模右近大夫將監時定	吉良大善人介政衛	佐原太郎左衛門尉胤家	相模七郎時弘	相模式部大夫時直	佐渡前司基綱	武蔵守朝直	右馬權頭政村	陸奥七郎時尚	平新左衛門尉盛時	陸奥掃部助実時	北条五郎兵衛尉時頼	北条左近大夫將監経時	秋田城介義景	甲斐守泰秀	駿河守有村	相模左近將監	陸奥七郎時尚	信濃三郎左衛門尉行綱	空閑左衛門尉時朝	遠江五郎時兼	出羽前司行義	伊豆守頼定	備前守時長	北条五郎兵衛尉	佐原五郎左衛門尉	信濃三郎左衛門尉	上野五郎兵衛尉	北条左近大夫將監経時	佐渡前司基綱	甲斐前司泰秀	右馬權頭政村	畠山三郎	武小次郎兵衛尉	多々良小太郎	新田太郎	足利五郎	太宰少貳為左	秋田城介義景	宮内少輔泰氏	
山城前司元忠	原四郎左衛門尉泰綱	同四郎左衛門尉光連	本間源内左衛門尉忠直	佐原六郎兵衛尉時連				南条八郎兵衛尉忠時	同(平)四郎(光盛)	伊東六郎左衛門尉祐盛	近江四郎左衛門尉氏信	信濃三郎左衛門尉行綱			同七郎	同七郎	大和判官代次郎宗綱	同四郎左衛門尉行忠	宇都宮五郎左衛門尉宗朝	小井三郎左衛門尉					平新左衛門尉(盛時)	同六郎兵衛尉	同四郎左衛門尉	同十郎	駿河又太郎左衛門尉			大井田十郎	同三郎	同次郎	阿保弥次郎	高弥太郎				

(46)仁治2(1241).1.3【北条朝時】							(47)寛元1(1243).1.1【足利義氏】							(48)寛元2(1244).1.1【北条経時】							(49)寛元2(1244).1.2【北条時定】							(50)寛元2(1244).1.3【北条朝時】											
5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍
陸奥七郎景時	遠江五郎	遠江修理亮時幸	遠江式部大夫時章	周防左馬助	遠山大蔵少輔景朝	若狭前司泰村	備前守時長						佐々木吉岐前司泰綱	若狭前司泰村	右馬權頭政村	北条六郎	平新左衛門尉	武藤左衛門尉	遠江次郎左衛門尉	北条左近大夫將監	秋田城介義景	若狭前司泰村	前右馬權頭	越後次郎	本間山城前司	但馬左衛門尉	駿河式部大夫	相模七郎	石見前司能行	但馬前司定員	北条左近大夫將監	遠江三郎左衛門尉	佐原七郎左衛門尉	広河五郎左衛門尉	平新左衛門尉	遠江修理亮	備前守時長	遠江式部大夫時章	毛利兵衛大夫広光
	広河八郎	広河五郎左衛門尉	小井五郎左衛門尉	遠藤五郎左衛門尉									同(平)四郎(光盛)	同(平)四郎(光盛)	同(平)四郎(光盛)	同三郎	同三郎	齋藤左近將監	同八郎左衛門尉	同八郎左衛門尉	同八郎	同(平)四郎(光盛)	大見左衛門尉																
	平左衛門四郎(光盛)																																						

(51)寛元3(1245).1.1【北条経時】							(52)宝治1(1247).1.1【北条時頼】							(53)宝治2(1248).1.1【北条時頼】							(54)建長2(1250).1.1【北条時頼】							(55)建長2(1250).1.2【足利義氏】											
5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍
					三浦五郎左衛門尉資村	能登前司光村	北条左近大夫將監						大隅前司	能登前司	前右馬權頭	出羽次郎左衛門尉	遠江次郎左衛門尉	足利三郎	武藤四郎	北条六郎	秋田城介	尾張前司	前右馬權頭	城九郎泰盛	遠江次郎左衛門尉光盛	大曾次郎左衛門尉長泰	武蔵四郎時仲	北条六郎時定	出羽前司行義	秋田城介	前右馬權頭	足利太郎家氏	出羽次郎左衛門尉行有	信濃四郎左衛門尉行忠	弥次郎左衛門尉親盛	上野三郎国氏	佐渡前司基綱	宮内少輔泰氏	武蔵守朝直
																同三郎	同六郎兵衛尉	同次郎	工藤六郎左衛門尉	平左衛門次郎				同四郎時盛	同六郎左衛門尉時連	同次郎左衛門尉盛経	尾藤兵衛尉	藤方兵衛四郎盛頼				同次郎兼氏	同三郎行資	筑前次郎左衛門尉行頼	刑部次郎兵衛尉	大平太郎左衛門尉			

(56)建長2(1250).1.3【北条重時】							(57)建長3(1251).1.1【北条時頼】							(58)建長3(1251).1.2【北条重時】							(59)建長3(1251).1.3【足利義氏】							(60)建長4(1252).1.1【北条時頼】											
5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍
遠江六郎教時	上野弥四郎左衛門尉時光	出雲五郎左衛門尉宣時	越後五郎時家	陸奥弥四郎時茂	小山出羽前司長村	陸奥掃部助実時	尾張前司時章	和泉次郎左衛門尉行章	上野弥四郎右衛門尉時光	遠江六郎左衛門尉時連	武蔵四郎時仲	相模式部大夫時弘	佐渡前司	陸奥掃部助	前右馬權頭	遠江六郎教時	出雲五郎左衛門尉宣時	上野五郎左衛門尉重光	下野七郎経綱	陸奥弥四郎時茂	下野前司泰綱	相模式部大輔時弘	武蔵守朝直	三村新左衛門時親	出羽次郎左衛門尉行有	遠江六郎左衛門尉時連	上野三郎国氏	足利太郎家氏	新田三河前司頼氏	秋田城介義景	宮内少輔泰氏	北条六郎	肥後次郎左衛門尉	加地太郎左衛門尉	遠江六郎	武蔵四郎	秋田城介	尾張前司	前右馬權頭
	尾張次郎公時	同十郎朝村	波多野五郎秀頼	浅羽次郎兵衛尉	宿屋次郎忠義			出羽三郎行資	同十郎朝村	同新左衛門尉経光	同五郎時忠	相模八郎時隆			遠江六郎教時	同次郎光時	同三郎兵衛尉広綱	浅羽左衛門次郎	村楠三郎兵衛尉			同二郎	同三郎行資	同新左衛門尉経光	太平左衛門尉	同次郎顯氏				尾藤二郎	同四郎左衛門尉	吉岐三郎	尾張二郎	同五郎					

(61)建長4(1252).1.2【北条重時】							(62)建長4(1252).1.3【足利義氏】							(63)建長5(1253).1.1【北条時頼】							(64)建長5(1253).1.2【足利義氏】							65-1)建長5(1253).1.3【北条重時】											
5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍
					出羽前司	備前前司	武蔵守						和泉前司	秋田城介	尾張前司						遠江六郎教時	遠江次郎左衛門尉光時	遠江六郎教時	遠江次郎左衛門尉光時	遠江六郎教時	遠江次郎左衛門尉光時	遠江六郎教時	遠江次郎左衛門尉光時	遠江六郎教時	遠江次郎左衛門尉光時	遠江六郎教時	遠江次郎左衛門尉光時							
													同次郎左衛門尉盛経	同十郎祐広	同十郎頼連						同(平)四郎兵衛尉	同三郎兵衛尉親泰	同三郎兵衛尉親泰	同三郎兵衛尉親泰	同三郎兵衛尉親泰	同三郎兵衛尉親泰	同三郎兵衛尉親泰	同三郎兵衛尉親泰	同三郎兵衛尉親泰	同三郎兵衛尉親泰	同三郎兵衛尉親泰								

(65-2)建長5(1253).1.3【北条時頼】							(66)建長6(1254).1.1【北条時頼】							(67)建長6(1254).1.2【足利義氏】							(68)建長6(1254).1.3【北条重時】							(69)康元1(1256).1.1【北条時頼】										
3	2	1	羽	砂金	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	5	4	3	2	1	行	弓	劍	
	城九郎泰盛	尾張次郎公時	陸奥四郎時茂	伊勢前司行綱	相模八郎時隆	足利太郎家氏	北条六郎時定	三村新左衛門尉時親	遠江次郎左衛門尉泰盛	薩摩七郎左衛門尉祐能	遠江六郎教時	尾張前司時章	武蔵守朝直	前右馬権頭	上野三郎國氏	遠江十郎頼連	筑前次郎左衛門尉行頼	梶原右衛門太郎景綱	上総三郎満氏	和泉前司行方	尾張前司時章	武蔵守朝直	陸奥四郎時茂	筑前次郎太郎重家	波多野小次郎定経	出雲五郎左衛門尉宣時	遠江六郎教時	下野前司泰綱	掃部助実時	尾張前司時章	足利次郎兼氏	薩摩七郎左衛門尉祐能	三浦三郎左衛門尉泰盛	大曾次郎左衛門尉盛経	陸奥四郎時茂	出羽前司行義	武州朝直	前右馬権頭
※御行始の引出物																																						

(70)康元1(1256).1.2【北条重時】							(71)康元1(1256).1.3【足利氏】							※建長5(1253).1.5【北条時頼】							72-1)正嘉1(1257).1.1【北条時頼】							72-2)正嘉1(1257).1.1【北条時頼】									
5	4	3	2	1	行	弓	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	3	2	1	羽	砂金	劍	5	4	3	2	1	行	調	劍	3	2	1	羽	砂金	劍		
陸奥四郎時茂	上野太郎景綱	遠江三郎左衛門尉泰盛	肥後次郎左衛門尉為時	尾張次郎公時	秋田城介泰盛	刑部少輔教時	武蔵守朝直	足利次郎兼氏	尾張次郎兵衛尉	梶原上野太郎景綱	遠江三郎左衛門尉泰盛	越後又太郎	和泉前司行方	下野前司泰綱	越後守実時	※御行始の引出物	筑前次郎左衛門尉行頼	遠江太郎清時	尾張次郎公時	伊勢前司行綱	相模八郎時隆	足利太郎家氏	長井太郎時秀	武蔵右近将監頼村	城六郎頼盛	下野四郎景綱	陸奥六郎義政	出羽前司行義	尾張前司時章	武蔵守朝直	※御行始の引出物	相模三郎時利(輔)	陸奥三郎時村	陸奥七郎業時	秋田城介泰盛	左近大夫将監公時	刑部少輔教時

(73)正嘉1(1257).1.2【北条重時】							(74)正嘉1(1257).1.3【北条時定】							(75)正嘉2(1258).1.1【北条時頼】							76-1)正嘉2(1258).1.2【北条重時】							76-2)正嘉2(1258).1.2【北条時頼】											
5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣
陸奥七郎業時	梶原上野太郎左衛門尉景綱	肥後次郎左衛門尉為時	遠江七郎時基	遠江太郎清時	秋田城介泰盛	下野前司泰綱	尾張前司時章	相模八郎時隆	刑部少輔次郎	遠江次郎時道	越後又太郎	武蔵五郎時忠(宣時)	權少貳景頼	式部大夫時弘	遠江前司時直	出羽三郎左衛門尉行資	城四郎左衛門尉時盛	新相模三郎時村	陸奥七郎業時	遠江七郎時基	越後守実時	尾張前司朝直	武蔵前司朝直	陸奥七郎業時	梶原太郎左衛門尉景綱	肥後次郎左衛門尉為時	武蔵五郎時忠(宣時)	新相模三郎時村	太宰權少貳景頼	下野前司泰綱	尾張前司時章	※御行始の引出物	筑前次郎左衛門尉行頼	備前三郎長頼	相模三郎時利(輔)	秋田城介泰盛	出羽前司行義	刑部少輔教時	
原田藤内左衛門尉	同三郎景氏	同三郎左衛門尉	備前三郎長頼	同次郎時通				山内左衛門四郎	同三郎	出羽左衛門三郎	肥田次郎左衛門尉	本間木工左衛門尉佐久			同七郎行頼	同五郎重景	安東刑部左衛門尉	南条新左衛門尉(頼員)	工藤次郎左衛門尉高光					原田藤内左衛門尉	同三郎景氏	同三郎左衛門尉	同八郎頼直	式部太郎左衛門尉光政				同五郎行重	工藤次郎左衛門尉高光	工藤三郎左衛門尉光泰					

(77)正嘉2(1258).1.3【北条政村】							78-1)文應1(1260).1.1【北条時頼】							78-2)文應1(1260).1.1【北条時頼】							(79)文應1(1260).1.2【北条重時】							(80)文應1(1260).1.3【北条政村】											
5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣
新相模三郎時村	式部太郎左衛門尉光政	越後四郎時方	備前三郎長頼	陸奥七郎業時	和泉前司行方	左近大夫將監公時	越後守実時	伊勢次郎左衛門尉行経	城四郎左衛門尉時盛	出羽七郎左衛門尉行頼	武蔵五郎時忠(宣時)	遠江七郎時基	越後守実時	尾張前司時章	武蔵前司朝直	※御行始の引出物	相模三郎時輔	筑前三郎左衛門尉行実	新相模三郎時村	宮内權大輔時秀	左近大夫將監義政	刑部少輔教時	周防五郎左衛門尉忠景	信濃次郎左衛門尉時清	薩摩七郎左衛門尉祐能	備前三郎頼長	新相模三郎時村	秋田城介泰盛	越前前司時広	尾張前司時章	新相模三郎時村	城六郎顯盛	出羽九郎宗行	式部太郎左衛門尉光政	遠江七郎時基	和泉前司行方	左近大夫將監公時		
糟屋左衛門三郎行村	伊賀左衛門三郎朝房	伊賀三郎左衛門尉実清	広河五郎左衛門尉	稲津左衛門尉				同三郎左衛門尉頼綱	同六郎顯盛	同九郎宗行	安東新左衛門尉	工藤次郎左衛門尉高光			安保次郎左衛門尉		同四郎左衛門尉行佐	南条新左衛門尉(頼員)								同十郎左衛門尉祐広	式部次郎左衛門尉	式部次郎左衛門尉	越前前司時広	尾張前司時章			式部次郎左衛門尉光長	同九郎長景	同次郎兵衛尉行藤	同右衛門次郎	糟屋左衛門三郎行村		

(81-1)弘長1(1261).1.1【北条時頼】							81-2)弘長1(1261).1.1【北条時頼】							(82)弘長1(1261).1.2【北条重時】							(83)弘長1(1261).1.3【北条政村】							84-1)弘長3(1263).1.1【北条時頼】											
5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣	5	4	3	2	1	行	調	剣
遠江七郎時基	城四郎左衛門尉時盛	越後四郎時方	相模三郎時輔	新相模三郎時村	秋田城介泰盛	越後守実時	武蔵前司朝直	※御行始の引出物	薩摩七郎左衛門尉祐能	常陸左衛門尉行清	武蔵五郎時忠(宣時)	左近大夫將監公時	左近大夫將監義政	治部權大輔頼氏	出雲次郎左衛門尉時光	周防五郎左衛門尉忠景	梶原太郎左衛門尉景綱	武蔵五郎時忠(宣時)	相模三郎時輔	太宰權少貳景頼	左近大夫將監公時	刑部少輔教時	新相模三郎時村	城六郎顯盛	出羽七郎左衛門尉行頼	越後四郎時方	遠江七郎時基	和泉前司行方	左近大夫將監公時	越後守実時	相模三郎時輔	佐々木吉岐三郎左衛門尉頼綱	出羽八郎左衛門尉行世	城六郎兵衛尉顯盛	武蔵五郎時忠(宣時)	宮内權大輔時秀	中務大輔教時		
大倉二郎左衛門尉	同五郎左衛門尉重景	安東宮内左衛門尉	諏方四郎兵衛尉	粟飯原右衛門尉				同十郎左衛門尉祐広	同九郎宗行	和泉三郎左衛門尉行章	大瀬三郎左衛門尉惟忠			同六郎義泰	同六郎左衛門尉忠頼	同五郎景方	同馬二郎兵衛尉本	工藤三郎左衛門尉光泰							伊賀右衛門三郎朝房	同九郎長景	同八郎左衛門尉行世	糟屋左衛門三郎行村	式部二郎左衛門尉光長			同四郎左衛門尉長綱	同九郎宗行	同九郎長景	岡村三郎兵衛尉				

付表3 鎌倉幕府の始の射手一覧<文治4年(1188)~文永3年(1266)

『吾妻鏡』の記事をもとに作成

	年月日	一番	二番	三番	四番	五番	六番
1	文治4(1188).1.6	棒谷四郎重朝	愛甲三郎季隆				
		和田太郎義盛	橋次公成				
2	文治5(1189).1.3	下河辺庄司行平					
		棒谷四郎重朝					
3	文治5(1189).1.9	下河辺庄司行平	小山七郎朝光	藤澤次郎清近	三浦十郎義連	棒谷四郎重朝	
		曾我太郎祐信	和田三郎宗美	橋次公成	海野小太郎幸氏	和田小太郎義盛	
4	建久2(1191).1.5	下河辺庄司行平	和田左衛門尉義盛				
		棒谷四郎重朝	藤澤二郎清近				
5	建久3(1192).1.5	下河辺庄司行平	野三左衛門尉義成	棒谷四郎重朝			
		橋次公成	愛甲三郎季隆	藤澤次郎清近			
6	建久5(1194).1.9	下河辺庄司行平	結城七郎朝光	海野小太郎幸氏			
		和田左衛門尉義盛	棒谷四郎重朝	藤澤次郎清近			
7	正治2(1200).1.7	棒谷四郎重朝	小鹿嶋橋次公業	工藤小次郎行光			
		八田六郎知尚	藤澤次郎清近	加藤弥太郎光政			
8	建仁1(1201).1.12	棒谷四郎重朝	海野小太郎幸氏	望月三郎重隆	渋谷次郎高重	和田平太胤長	
		小澤次郎重政	佐々木小三郎盛季	中野五郎能成	工藤小次郎行光	同(和田)三郎朝盛	
9	建仁2(1202).1.3	和田平太胤長	海野小太郎幸氏	棒谷四郎重朝			
		市河五郎	中野四郎	糟谷太郎			
10	建仁3(1203).1.3	海野小太郎幸氏	筑後六郎知尚	諏訪大夫盛澄			
		和田兵衛尉常盛	和田平太胤長	望月三郎重隆(隆)			
11	建仁3(1203).10.9	和田左衛門尉義盛	棒谷四郎重朝	愛甲三郎季隆	工藤小次郎行光	小山七郎朝光	
		海野小太郎幸氏	望月三郎重隆	市河五郎行重	藤澤四郎清親	和田平太胤長	
12	元久1(1204).1.10	和田平太胤長	諏訪大夫盛隆	望月三郎重隆			
		棒谷四郎重朝	海野小太郎行氏	吾妻四郎助光			
13	元久2(1205).1.3	和田平太	佐々木小三郎	筑後六郎			
		棒谷四郎	市河五郎	萩野次郎			
14	承元3(1209).1.6	和田平太胤長	手(平)嶋	吾妻四郎助光			
		望月三郎重隆	筑後六郎				
15	建暦1(1211).1.9	和田平太	海野小太郎(幸氏)	工藤小二郎			
		市河五郎	愛甲三郎	藤澤四郎			
16	建暦2(1212).1.11	小国源兵衛三郎	海野小太郎(幸氏)	佐原又太郎兵衛尉	愛甲三郎	和田平太	
		工藤小次郎	藤澤四郎	市河五郎	佐々木小三郎	佐貴五郎	
17	建保2(1214).1.12	詳細なし					
18	貞応1(1222).1.7	駿河次郎(三浦)泰村	小笠原六郎時長	橋新左衛門尉公幸	佐々木加地八郎信朝	佐原太郎経連	
		伊東左衛門次郎祐朝	横溝五郎資重	横溝六郎義行	本間四郎光忠	工藤小務二郎長光	
19	貞応2(1223).1.5	駿河次郎(三浦)泰村	下河辺左衛門次郎	嶋津三郎兵衛尉	横溝五郎(資重)	武田六郎	
		伊賀四郎左衛門尉	佐々木加地八郎	横溝六郎(義行)	本間四郎	原左衛門尉	
20	安貞2(1228).1.10	詳細なし					
21	寛喜1(1229).1.15	武田六郎	佐々木八郎	本間次郎左衛門尉	南条七郎三(二郎)	駿河四郎	佐貴次郎
		岡辺左衛門四郎	藤澤四郎	平左衛門三郎	渋谷六郎	神地四郎	横溝六郎(義行)
22	寛喜2(1230).1.10	結城七郎	岡辺左衛門四郎	横溝五郎(資重)			
		本間太郎左衛門尉	吉良次郎	内藤左衛門六郎			
23	寛喜3(1231).1.11	詳細なし					
24	嘉禎1(1235).2.9	三浦駿河次郎(泰村)	佐々木八郎左衛門尉	武田六郎	※將軍頼朝が後藤基綱の大倉亭に入御し、そこで様々な遊興の始めに「御的」が行われた。		
		岡辺左衛門四郎	神地四郎	横溝六郎(義行)			
25	嘉禎2(1236).8.6	駿河次郎(三浦)泰村	下河辺左衛門尉	小笠原六郎	※新造御所の始		
		佐々木四郎左衛門尉	横溝六郎(義行)	藤澤四郎			

	年月日	一番	二番	三番	四番	五番	六番	
26	嘉禎3(1237).1.11	駿河次郎(三浦泰村)	下河辺左衛門尉	本間次郎左衛門尉	横溝六郎(義行)	小笠原六郎		
		佐原次郎兵衛尉	伊賀太郎兵衛尉	廣河五郎	原三郎	松岡四郎		
27	暦仁1(1238).1.20	小笠原六郎	横溝六郎(義行)	岡辺左衛門四郎	三浦又太郎左衛門尉	下河辺右(左)衛門尉		
		藤澤四郎	松岡四郎	本間次郎左衛門尉	秋葉小三郎	山田五郎		
28	延応1(1239).1.5	駿河五郎左衛門尉	佐原四郎左衛門尉	南条八郎兵衛尉(忠時)	藤澤四郎	横溝六郎(義行)	小笠原三郎	
		佐貴左衛門次郎	大河戸太郎兵衛尉	平左衛門四郎(光盛)	本間源内左衛門尉	原三郎	神地四郎	
29	仁治1(1240).1.6	佐々木八郎左衛門尉	神地四郎	本間源内左衛門尉	下河辺左衛門次郎	横溝六郎(義行)		
		橋次右衛門尉	小諸左衛門尉	廣河五郎	秋庭小次郎	藤澤四郎		
30	仁治2(1241).1.5	下河辺左衛門尉	信濃(二階堂)三郎左衛門尉	渋谷六郎	横溝六郎(義行)	小笠原六郎		
		佐原六郎兵衛尉	海老名左衛門三郎	工藤三郎	古庄四郎	岡辺左衛門四郎		
31	寛元1(1243).1.10	佐原七郎左衛門尉	伊達(中村)太郎	真板五郎次郎(経朝)	神地四郎	岡辺左衛門四郎		
		渋谷六郎	山内左衛門次郎	小河左衛門尉	対馬(佐々木)太郎(頼氏)	肥田四郎左衛門尉		
32	寛元2(1244).1.5	武田七郎(政平)	桑原平内(盛時)	真板五郎次郎(経朝)	肥田四郎左衛門尉	小野澤次郎		
		岡辺左衛門四郎	早河太郎	対馬(佐々木)太郎(頼氏)	工藤三郎	山内左衛門次郎		
33	寛元3(1245).1.9	駿河三郎	工藤八郎	井伊介	真板次郎(経朝)	小笠原七郎	※当日朝、景茂がふさわしい射手ではないとして、止められたため、合手の助氏も止められ、10人で行われた。	
		印東次郎	横溝七郎	小河左衛門尉	藁源太	山内兵衛三郎		
34	寛元4(1246).1.6	大井太郎	小笠原六郎	波多野小次郎	佐貴次郎兵衛尉	佐原七郎		
		平井七郎	長井弥太郎	工藤六郎	真板五郎次郎(経朝)	春日部次郎		
35	宝治2(1248).1.15	伊東次郎左衛門尉	小野澤次郎	桑原平内(盛時)	工藤右近五(次)郎	武田五郎三郎(太郎)		
		早河次郎太郎(祐泰)	横溝七郎五郎(忠光)	布施三郎(行忠)	池田五郎	平井八郎(清頼)		
36	建長3(1251).1.10	武田五郎七郎政平	横溝七郎五郎忠光	多賀谷弥五郎重茂	布施三郎行忠	藁右近三郎		
		早河二郎太郎祐泰	桑原平内盛時	諏訪兵衛四郎盛頼	真板五郎二郎経朝	平井八郎清頼		
37	建長4(1252).1.14	二宮弥次郎時光(元)	桑原平内盛時	藁右近三郎	横溝七郎五郎忠光	武田五郎七郎政平		※多賀谷五郎景茂
		平井八郎清頼	山城三郎左衛門尉忠氏	真板五郎二郎経朝	布施三郎行忠	早河次郎太郎祐泰		※海野四郎助氏
38	建長4(1252).4.14	二宮弥次郎時元	河野左衛門四郎通時	武田五郎七郎政平	※宗尊親王の始めての鶴ヶ岡八幡宮参拝に伴う始			
		早河二郎太郎祐泰	桑原平内盛時	真板五郎次郎経朝				
39	建長4(1252).11.21	武田五郎七郎源政平	真板五郎次郎大中正経朝	平井八郎源清頼	山城三郎左衛門尉源忠氏	布施三郎藤原行忠		
		早河次郎太郎藤原祐泰	薩摩十郎藤原祐廣	佐貴四郎藤原廣信	桑原平内平盛時	佐貴七郎藤原廣胤		
40	建長5(1253).1.14	平井八郎(清頼)	佐貴四郎(廣信)	佐々木左衛門五郎	佐貴七郎(廣胤)	多賀谷弥五郎		
		早河次郎太郎(祐泰)	真板五郎次郎(経朝)	海野矢四郎(助氏)	須(周)枳兵衛四郎	山城三郎左衛門尉		
41	建長6(1254).1.16	武田五郎七郎政平	海野矢四郎助氏	布施三郎行忠	佐々木左衛門三郎光高	多賀谷弥五郎重茂		
		渋谷六郎盛重	平嶋弥五郎助経	周枳兵衛四郎頼泰	佐貴七郎廣胤	横溝七郎五郎忠光		
42	康元1(1256).1.13	早河次郎太郎祐泰	横溝七郎五郎忠光	河野五郎兵衛尉行真	藤澤左近将監時親	海野矢四郎助氏		
		平嶋弥五郎助経	多賀谷弥五郎景茂(義)	工藤八郎四郎朝高	渋谷左衛門太郎朝重	岡本新兵衛尉重方		
43	正嘉2(1258).1.15	二宮弥次郎時光(元)	山城三郎左衛門尉近忠	藤澤左近将監時親	周枳兵衛四郎頼泰	岡本新兵衛尉重方		
		横路左衛門次郎長重	知久左衛門五郎信貞	多賀谷弥五郎重茂	横溝弥七忠景	小嶋弥次郎家範		
44	文応1(1260).1.14	早河次郎太郎祐泰	平嶋弥五郎助経	佐貴七郎廣胤	藤澤左近将監時親	桑原平内盛時	本間弥四郎左衛門尉忠時	
		渋谷左衛門太郎朝重	岡本新兵衛尉重方	藤澤左衛門五郎光朝	海野矢四郎助氏	工藤弥三郎清光	柏間左衛門次郎季忠	
45	弘長1(1261).1.14	二宮弥次郎時光(元)	本間弥四郎左衛門尉忠時	望月余一師重	平井又次郎有家	渋谷新左衛門尉朝重		
		横地左衛門次郎長重	小嶋弥次郎家範	周枳兵衛四郎頼泰	木曾六郎隆俊	平嶋弥五郎助経		
46	弘長3(1263).1.12	山城三郎左衛門尉親忠	横地左衛門次郎師重	渋谷右衛門四郎清重	小沼五郎兵衛尉孝幸	松岡左衛門四郎時家	渋谷新左衛門尉朝重	
		早河次郎太郎祐泰	(本間) 对馬次郎兵衛尉忠泰	伊東余一祐頼	早河六郎祐頼	富士三郎五郎員時	平嶋弥五郎助経	
47	文永2(1265).1.12	二宮弥次郎時元(光)	波多野八郎朝義	松岡左衛門次郎時家	小沼五郎兵衛尉孝幸	渋谷左衛門尉朝重		
		横地左衛門次郎師重	早河六郎祐頼	柏間左衛門次郎行泰	海野弥六泰信	平嶋弥五郎助経		
48	文永3(1266).1.11	伊東刑部左衛門尉(祐頼)	横地左衛門次郎	早河次郎太郎(祐泰)	海野弥六(泰信)	山城三郎左衛門尉(親忠)		
		渋谷新左衛門尉	小沼五郎兵衛尉	柏間左衛門次郎	堤又四郎	平嶋弥五郎(助経)		

(筆者作成)

付表4 鎌倉幕府の始の射手一覧<的調及び催促の交名>

『吾妻鏡』の記事をもとに作成

	年月日	一番/七番	二番/八番	三番/九番	四番	五番	六番
1	建長3(1251).1.8 的調	武田五郎七郎(政平)	横溝七郎五郎(忠光)	布施三郎(行忠)	平井八郎(清頼)	真板五郎二郎(経朝)	佐貫弥四郎
		早河次郎太郎(祐泰)	桑原平内(盛時)	小野澤二郎	薩摩(伊東)九郎	池田五郎	諏訪兵衛四郎(盛頼)
		多賀谷弥五郎(重茂)	河野右衛門四郎	兼右近三郎 狭弓			
		工藤右近三郎	一色四郎左衛門尉				
2	建長4(1252).11.18 催促	武田五郎七郎(政平)	早河次郎太郎(祐泰)	桑原平内(盛時)	土肥左衛門四郎	二宮弥次郎	同(佐貫)七郎(廣胤)
		真板五郎次郎(経朝)	佐々木左衛門四郎	山城三郎左衛門尉(忠氏)	工藤右近三郎	佐貫弥四郎(廣信)	藤澤小四郎
		薩摩十郎(祐廣)	布施三郎(行忠)	21日に行われる新造御所における的始(御弓馬始)の射手を催促			
	平井八郎(清頼)						
3	建長5(1253).1.9 的調	早河二郎太郎(祐泰)	佐々木左衛門五郎	佐貫弥四郎	佐貫七郎(廣胤)	多賀谷弥五郎(重茂)	
		山城三郎左衛門尉(近忠)	海野矢四郎(助氏)	真板五郎次郎(経朝)	須(周) 枳兵衛四郎(頼泰)		
		※辞退理由 【辞退者】 武田五郎七郎(政平)◇ 桑原平内(盛時)■ 薩摩(伊東)十郎■ 横溝七郎五郎(忠光)● ○当日は参加 ●在国 ■所勞 ◆故障 ◇灸治 二宮弥次郎(時光)◆ (工藤)右近三郎■ 佐々木左衛門三郎● 平井八郎(清頼)●○					
4	建長6(1254).1.4 的調	渋谷六郎(盛重)	佐貫七郎(廣胤)	諏訪兵衛四郎(盛頼)	周枳兵衛四郎(頼泰)	南条左衛門四次郎	秩父弥五郎
		佐々木左衛門三郎(光高)	松岡小三郎	海野矢四郎(助氏)	勅使河原小三郎	布施三郎(行忠)	
		○当日は参加 【辞退者】 薩摩(伊東)十郎 武田五郎七郎(政平)○ 出羽(二階堂)七郎 桑原平内(盛時)					
5	康元1(1256).1.4 催促交名 (領状した者)	早河次郎太郎(祐泰)	布施三郎(行忠)	平嶋弥五郎(助経)	多賀谷弥五郎景茂(義)	藤澤左近将監(時親)	平新左衛門三郎(頼綱)
		工藤八郎四郎(朝高)	岡本新兵衛尉(重方)	横溝七郎五郎(忠光)	小嶋又二郎(家範)	大瀬三郎左衛門尉	海野矢四郎(助氏)
		渋谷左衛門太郎(朝重)	【辞退者】 上野(結城)十郎朝村		出羽(二階堂)七郎	南条八郎兵衛尉(忠時)	南条左衛門二郎
		南条兵衛六郎	遠江(佐原)十郎左衛門尉(頼連)		小笠原彦次郎	河野五郎兵衛尉行真	諏訪兵衛四郎(盛頼)
6	康元1(1256).1.9 的調	上野(結城)十郎朝村	岡本新兵衛尉(重方)	河野五郎兵衛尉(行真)	布施三郎(行忠)	多賀谷弥五郎景茂(義)	大瀬三郎左衛門尉
		早河次郎太郎(祐泰)	平嶋弥五郎(助経)	工藤八郎四郎(朝高)	横溝七郎五郎(忠光)	藤澤左近将監(時親)	平新左衛門三郎(頼綱)
		小嶋弥二郎(家範)	渋谷左衛門太郎(朝重)				
		南条兵衛六郎	海野矢四郎(助氏)				
7	正嘉2(1258).1.6 催促交名	渋谷左衛門太郎(朝重)	平新左衛門三郎(頼綱)	諏訪四郎兵衛尉(盛頼)	周枳兵衛四郎(頼泰)	知久右(左)衛門五郎(信貞)	岡本新兵衛尉(重方)
		横路左衛門次郎(長重)	本間弥四郎左衛門尉(忠時)	工藤三郎(清光)	横溝弥七(忠景)	菅間左衛門二郎	小嶋次郎(家範)
8	正嘉2(1258).1.11 的調	二宮弥次郎時元	小笠原彦次郎政氏	平新左衛門三郎(頼綱)	周枳兵衛四郎(頼泰)	多賀谷弥五郎重茂	藤澤左近将監時親
		知久左衛門五郎(信貞)	横路左衛門次郎(長重)	加久帳小次郎	小嶋弥次郎(家範)	横溝弥七郎(忠景)	横溝七郎五郎(忠光)
		岡本新兵衛尉(重方)	※今年は然るべき射手が少なく、弓箭の面目を守るために、的始当日はこの中にはいない山城三郎左衛門尉近忠が加えられている。				
9	文應1(1260).1.12 的調	早河次郎太郎(祐泰)	平嶋弥五郎(助経)	佐貫七郎(廣胤)	藤澤左近将監(時親)	桑原平内(盛時)	本間弥四郎左衛門尉(忠時)
		渋谷左衛門太郎(朝重)	岡本新兵衛尉(重方)	藤澤左衛門五郎(光朝)	海野矢四郎(助氏)	工藤弥三郎(清光)	柏間左衛門次郎(季忠)
		工藤八郎	※的調・的始当日ともに弓の当たった回数の詳細が記されている。なお、七番の工藤八郎以外の始当日もすべて同じ順番となっている。				
10	弘長1(1261).1.9 的調	二宮弥次郎(時元)	桑原平内(盛時)	渋谷新左衛門尉(朝重)	横溝弥七(忠景)	本間弥四郎左衛門尉(忠時)	平井又二郎(有家)
		横地左衛門二郎(長重)	周枳兵衛四郎(頼泰)	望月余一(師重)	平嶋弥五郎(助経)	小嶋又次郎(家範)	木曾六郎(隆俊)
11	弘長3(1263).1.8 的調	山城三郎左衛門尉(親忠)	渋谷新左衛門尉(朝重)	伊東余一(祐頼)	松岡左衛門四郎(時家)	伊東新左衛門尉	小嶋弥次郎(家範)
		早河次郎太郎(祐泰)	横地左衛門次郎(師重)	富士三郎五郎(貞時)	平嶋弥五郎(助経)	小沼五郎兵衛尉(孝幸)	渋谷右衛門四郎(清重)
		柏間左衛門次郎(季忠)	落合四郎左衛門尉	早河六郎(祐頼)			
		本間対馬次郎兵衛尉(忠家)	神林兵衛三郎	下山兵衛太郎			

(筆者作成)

(注)

※七番以降の射手は2段目に記載。

…的始当日の射手には選ばなかった人物

< >…吉川家本によって訂正

付表5 鎌倉幕府の始の射手一覧<永仁2(1294)~正慶2(1333)>

『御的日記』をもとに作成

	年月日	一番	二番	三番	四番	五番	六番
1	永仁2(1294).1.14	武田弥六光副	山田五郎光胤	海野次郎	本間左衛門五郎有貞	二宮三郎左衛門尉惟忠	横溝弥六郎資貞
		曾我次郎左衛門尉忠重	本間四郎宗貞	早川余一祐綱	海野左衛門次郎	多賀江三郎次郎	小室野左衛門尉光泰
2	永仁3(1295).1.14	武田弥六光副	本間四郎宗貞	二宮三郎左衛門尉惟忠	早川余一祐綱	岡本余一兵衛尉宣連	曾我次郎左衛門尉忠重
		山田五郎重胤	勅使河原左衛門四郎重直	本間左衛門五郎有貞	高橋八郎久光	小串六郎兵衛尉範秀	小室野太兵衛尉光泰
3	永仁5(1297).1.14	武田弥六光副	本間四郎宗貞	早川余一祐綱	海野藤四郎師信	武田五郎四郎義泰	曾我次郎左衛門尉忠重
		小室野太兵衛尉光泰	勅使河原左衛門四郎重直	高橋八郎久光	藍原孫三郎光泰	岡本余一兵衛尉宣連	二宮三郎左衛門尉惟忠
4	永仁6(1298).1.12	曾我次郎左衛門尉忠重	勅使河原左衛門四郎重直	二宮三郎左衛門尉惟忠	大瀬次郎左衛門尉忠貞	小串六郎兵衛尉範秀	武田五郎四郎義泰
		小室野太兵衛尉光泰	小室野内親氏	藍原孫三郎光泰	安東又次郎成重	平子太郎泰有	横溝弥六郎資貞
5	正安1(1299).1.15	曾我次郎左衛門尉忠重	大瀬次郎左衛門尉忠貞	常葉十郎次郎光宗	平子太郎泰有	海野藤四郎師信	山田三郎光胤
		原左衛門三郎泰能	早川余一祐綱	本間五郎有定	知久弥六敦綱	猿渡彦五郎直信	二宮三郎左衛門尉惟忠
6	正安2(1300).1.11	曾我次郎左衛門尉忠重	早川余一祐綱	藍原孫三郎光泰	猿渡彦五郎定(直力)信	常葉十郎次郎光重	二宮三郎左衛門尉惟忠
		小室野太兵衛尉光泰	小室野内親氏	本間三郎兵衛尉時基	野辺孫太郎	平子太郎泰有	本間五郎有定
7	正安3(1301).1.14	海野六郎左衛門尉泰信	常葉十郎次郎光宗	足立三郎左衛門尉貞長	小室野内親氏	平子太郎泰有	二宮三郎左衛門尉惟忠
		曾我次郎左衛門尉忠重	本間左衛門五郎有貞	猿渡彦五郎直信	知久孫六敷(敦)綱	海野藤四郎師信	横溝弥六郎資貞
8	乾元1(1302).1.10	曾我次郎左衛門尉忠重	小笠原彦次郎長貞	本間三郎兵衛尉時基	足立三郎左衛門尉貞長	海野藤四郎師信	常葉十郎次郎光宗
		二宮三郎左衛門尉惟忠	横溝小五郎重頼	下山左衛門六郎元宗	本間七郎有時	藍原孫三郎光泰	小室野太兵衛尉光泰
9	嘉元1(1303).1.14	曾我次郎左衛門尉忠重	小笠原彦次郎長貞	但馬新左衛門尉貞宗	本間对馬左衛門五郎有貞	常葉十郎次郎光宗	香川五郎
		横溝弥六郎資貞	土屋五郎四郎宗久	阿原口太郎兵衛尉	岡村左衛門五郎資行	猿渡彦次郎師信	海野藤四郎師信
10	嘉元2(1304).1.14	曾我次郎左衛門尉忠重	土屋五郎次郎	知久新左衛門尉盛幸	本間八郎時仲	常葉十郎次郎光宗	横溝弥六郎資貞
		二宮三郎左衛門尉惟忠	本間七郎有時	阿多土八郎宗宣	知久十郎盛景	岡村左衛門五郎資行	海野藤四郎師信
11	嘉元3(1305).1.12	武田七郎五郎時信	二宮三郎左衛門尉惟忠	知久新左衛門尉盛幸	本間左衛門五郎有忠	但馬新左衛門尉貞宗	横溝弥六郎資貞
		曾我次郎左衛門尉忠重	土屋五郎四郎宗久	小田切小太郎盛遠	知久十郎盛景	岡村左衛門五郎資有(行)	海野藤四郎師信
12	徳治1(1306).1.14	曾我次郎左衛門尉忠重	岡村五郎左衛門尉資行	長崎孫四郎泰光	横溝次郎景宗	横溝小五郎重頼	小笠原彦次郎長忠
		横溝弥六郎資貞	小田切小太郎盛遠	本間九郎助頼	原田三郎忠景	本間左衛門五郎有忠	土屋五郎四郎宗久
13	徳治2(1307).1.15	曾我次郎左衛門尉忠重	小笠原次郎三郎貞光	小室野内親氏	溝野次郎貞重	本間九郎助頼	土屋五郎四郎宗久
		岡村五郎左衛門尉資行	肥田左衛門次郎行俊	藍原六郎季高	吉良孫次郎助頼(信衛?)	原田三郎忠景	横溝次郎景宗
14	延慶1(1308).1.14	曾我次郎左衛門尉忠重	横溝次郎景宗	本間八郎時仲	小笠原又次郎長光	本間七郎有時	横溝弥六郎資貞
		岡村五郎左衛門尉資行	原田三郎忠宗	大槻新左衛門尉重遠	荻野次郎左衛門尉定季	横溝弥五郎時光	土屋五郎四郎宗久
15	延慶2(1309).1.9	曾我次郎左衛門尉忠重	小笠原次郎三郎貞光	下山六郎左衛門元宗	原新左衛門尉時忠	原田三郎忠景	本間五郎有忠
		岡村五郎左衛門尉資行	本間弥三郎助義	荻野次郎太郎宣季	葛山小次郎惟資	肥田次郎兵衛尉行俊	横溝五郎重頼
16	延慶3(1310).1.10	曾我次郎左衛門尉忠重	小笠原彦五郎貞宗	宇佐美左衛門尉祐頼	葛山次郎兵衛尉惟資	原新左衛門尉時忠	横溝次郎景宗
		岡村五郎左衛門尉資行	小笠原又次郎長光	曾我太郎重経	猿渡彦次(四力)郎親藤	本間弥三郎助義	本間九郎助頼
17	応長1(1311).1.10	土屋五郎四郎宗久	原新左衛門尉助忠	宇佐美新左衛門尉祐頼	葛山次郎兵衛尉惟資	小笠原又次郎長光	小笠原彦五郎貞宗
		本間九郎助頼	横溝弥五郎時光	曾我太郎重経	肥田兵衛尉行俊	本間弥三郎助義	横溝小五郎重頼
18	応長2(1312).1.12	岡村五郎左衛門尉資行	本間九郎助頼	本間八郎時仲	陶山藤三成通	小笠原次郎三郎貞光	本間三郎兵衛尉時基
		横溝次郎景宗	本間孫三郎助義	原彦五郎忠益	土肥孫九郎祐義	肥田次郎兵衛尉行俊	横溝小五郎重頼
19	正和2(1313).1.15	岡村五郎左衛門尉資行	小笠原又次郎長光	吉良孫次郎信衛	金子十郎忠基	葛山次郎兵衛尉惟資	横溝小五郎重頼
		原新左衛門尉時忠	陶山藤三成通	勅使河原後四郎武直	横尾彦四郎幸信	原彦五郎忠益	本間孫三郎助義
20	正和3(1314).1.15	岡村五郎左衛門尉資行	曾我太郎重経	小笠原六郎次郎長澄	吉良孫次郎信衛	横溝弥五郎時光	葛山次郎兵衛尉惟資
		横溝次郎景宗	浅羽左衛門三郎俊光	本間对馬左衛門太郎貞久	溝野次郎貞重	勅使河原後四郎武直	横溝小五郎重頼
21	正和4(1315).1.15	本間九郎助頼	肥田次郎兵衛尉行俊	吉良孫次郎信衛	石黒孫三郎助綱	金子十郎忠基	横溝弥五郎時宗
		浅羽左衛門三郎俊光	本間对馬左衛門太郎貞久	横溝新五郎景重	長門左衛門五郎長貞	猿渡彦四郎親藤	勅使河原後四郎武直
22	正和5(1316).1.15	曾我次郎左衛門尉忠重	本間九郎助頼	浅羽左衛門三郎俊光	土肥孫九郎祐義	葛山次郎兵衛尉惟資	常葉十郎次郎光宗
		横溝次郎景宗	金子十郎忠基	立河彦太郎重行	石黒孫三郎助綱	勅使河原後四郎武直	小田切小太郎盛遠
23	文保1(1317).1.15	下山六郎兵衛尉元宗	浅羽左衛門三郎俊光	猿渡彦四郎親藤		石黒孫三郎助綱	勅使河原後四郎武直
		小田切小太郎盛遠	長門五郎左衛門尉長貞	本間三郎定有		立河彦太郎重行	金子十郎忠基

	年月日	一番	二番	三番	四番	五番	六番
24	文保2(1318).1.9	横溝次郎景宗	原新左衛門尉時忠	土肥孫九郎祐義	本間三郎定有	金子十郎忠基	小田切小太郎盛遠
		本間九郎助頼	勅使河原後四郎武直	立河彦太郎重行	高市三郎泰義	吉良孫次郎信衛	猿渡彦五郎親成
25	元應1(1319).1.9	岡村五郎左衛門尉資行	本間三郎定有	林六郎光頼	賀嶋左衛門五郎貞季	久下彦次郎宗貞	曾我太郎重經
		本間九郎助頼	高市三郎泰義	河藤海老名十郎師親	赤田源太吉	吉良孫次郎信衛	勅使河原後四郎武直
26	元應2(1320).1.10	本間九郎助頼	立河彦太郎重行	高市三郎泰義	南条弥次郎景(宗)	本間三郎定有	曾我太郎重經
		土肥孫九郎祐義	林六郎光頼	本間四郎有助	本間山城四郎光春	赤田源太吉	金子十郎忠基
27	元亨1(1321).1.11	本間九郎助頼	工藤左衛門次郎高景	南条弥三郎景宗	高市三郎泰義	吉良孫次郎信衛	陶山彦太郎成宗
		曾我太郎重經	原孫六郎助頼	立河彦七頼直	石黒孫六郎遠光	河藤海老名十郎師親	立河彦太郎重行
28	元亨2(1322).1.10	岡村五郎左衛門尉資行	高市三郎泰義	本間五郎兵衛尉家資	本間四郎有資	石黒孫六郎遠光	工藤左衛門次郎高景
		土肥孫九郎祐義	赤田源太吉	本間源太忠資	知久孫十郎頼幸	河藤海老名十郎師親	林六郎光頼
29	元亨3(1323).1.11	岡村五郎左衛門尉資行	本間五郎兵衛尉家資	赤田源太吉	小笠原弥太郎貞泰	海老名河藤十郎師親	横溝新五郎景重
		金子十郎忠基	本間孫四郎忠季	猿渡縫殿次郎忠家	小代小次郎宗行	陶山余二盛通	高市三郎泰義
30	正中1(1324).1.14	岡村五郎左衛門尉資行	原孫六郎資頼	知久孫十郎頼幸	本間孫四郎忠季	赤田源太吉	本間三郎貞有
		林六郎光頼	猿渡八郎高貞	陶山余次盛通	知久神六郎左衛門尉頼敦	吉良彦次郎会衛	高市三郎泰義
31	正中2(1325).1.14	横溝次郎景宗	福田庄司為貞	猿渡縫殿次郎忠家	原孫八家房	本間山城三郎元春	高市三郎泰義
		勅使河原後四郎武直	本間孫四郎忠季	吉良彦次郎会衛	本間山城四郎泰忠	本間孫八光頼	海老名河藤十郎師親
32	嘉暦1(1326).1.9	本間九郎助頼	本間孫四郎忠季	横溝八郎高貞	葛山孫六頼行	福田庄司為貞	横溝新五郎景重
		勅使河原後四郎武直	本間孫八為頼	本間山城四郎泰忠	本間又五郎忠貞	吉良彦次郎会衛	高市三郎泰義
33	嘉暦2(1327).1.11	本間九郎助頼	横溝八郎高貞	渋谷四郎信重	中条新兵衛尉清貞	本間山城四郎泰貞	本間左衛門太郎貞久
		石黒孫三郎資綱	本間孫八為頼	立河又太郎	阿原口左衛門太郎顯光	安東平次重高	久下彦次郎宗貞
34	嘉暦3(1328).1.9	工藤次郎左衛門尉高景	猿渡縫殿次郎忠家	多賀谷弥平光忠	津戸彦三郎為景	桑原新左衛門尉高近	立河彦太郎重行
		本間五郎兵衛尉家資	野辺七郎房光	竹井七郎資有	横尾弥次郎順家	得永新五郎祐高	石黒弥六遠光
35	元徳2(1330).1.14	南条新左衛門尉高直	津戸彦三郎為重	得永弥三郎高経	中村左衛門次郎家時	小田切彦三郎幸遠	猿渡縫殿次郎忠家
		合田余一高遠	本間余三資忠	当麻弥三郎宗重	末吉彦五郎長秀	立河左衛門次郎幸盛	横尾弥次郎順家
36	元徳3(1331).1.12	横溝八郎高貞	小田切彦三郎幸遠	末吉彦五郎長秀	横溝藤六清秀	中村左衛門次郎家時	渋谷四郎重棟
		合田余一高遠	藍原又太郎直高	櫛田六郎助久	吉良彦三郎朝衛	墨桶三郎太郎影肥	竹井七郎資有
37	正慶1(1332).1.12	合田余一高遠	吉良彦三郎朝衛	本間木工左衛門三郎高義	林小太郎貞頼	本間五郎時兼	竹井七郎左衛門尉資有
		中村左衛門次郎家時	浦上孫三郎祐景	本間源三郎直忠	生越小次郎有宗	本間弥三郎宗久	小田切彦三郎幸遠
38	正慶2(1333).1.10	渋谷四郎重棟	渋谷平三重親	海野野六道信	渋谷小五郎通重	本間十郎貞泰	中村左衛門次郎家時
		本間木工左衛門三郎高義	春馬新五郎親泰	穂積孫六景教	溝(横溝)孫次郎重秀	海老名源七秀氏	溝孫太郎重俊

(筆者作成)

付表6 得宗被官東使の活動年表

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	承久3(1221) .6.24	安東新左衛門尉光成	前日23日に定められた承久の乱における「洛中城外謀叛之輩」の処罰を記した「関東事書」を泰時・時房のもとに届けるため鎌倉を発つ。	『吾』
2	承久3(1221) .6.29	安東新左衛門尉光成	京都に到着。	『吾』
3	安貞1(1227) .5.10	尾藤左近将監	大内裏の焼失について泰時の使者として上洛。将軍家(頼経)の使者は伊東左衛門尉祐時。	『吾』
4	安貞1(1227) .6.15	尾藤左近将監	京都から鎌倉に帰参。	『吾』
5	寛喜1(1229)	平左衛門尉盛綱	関東御使	『鎌』24550
6	天福1(1233) .1.17	南条殿(南条時員)	在京の御家人が皇居旧跡に馬場を作ると禁じるため使者として上洛。	『鎌』4496
7	天福1(1233) .9.29	安東左衛門尉光成	藻壁門院藤原禰子(将軍頼経の姉)崩御のため仙洞と北白河院のもとへ武州の御使として上洛(将軍の御使は伊賀仲能)。	『吾』
8	延応1(1239) .5.24	平左衛門尉盛時	九条道家「御不例」のため、「前武州御使」として上洛(将軍の「使節」としては藤原定員)。	『吾』
9	寛元2(1244) .4.21	平新左衛門尉盛時	頼朝元服の事を京都に知らせる急使として黄昏に進発。行程は6日と定められる。	『吾』
10	寛元2(1244) .5.5	平新左衛門尉盛時	頼朝の征夷大将軍の宣旨・右近衛少将任官・従五位上叙任の除書を持ち京都より帰着。	『吾』
11	寛元4(1246) .10.13	安東光成	後嵯峨上皇に対し、太政大臣西園寺実氏を関東申次に奏薦し、併せて徳政実施のことを奏話。	『葉黄記』
12	宝治2(1248) .10.6	安東光成	蓮華王院の修理費として「関東知行庄々八カ所」を献身するため上洛。	『葉黄記』
13	建長1(1249) .8.14	南条七郎左衛門入道	山門蜂起のことについて、尊覚親王のもとに浅間四郎左衛門尉とともに幕府の使者として遣わされる。	『使者申詞書』大日本史料5-31
14	建長3(1251) .11.27	諏方三郎盛綱<経>	将軍頼朝の祖母の弔問のため上洛。	『吾』
15	文永3(1266) .6.19	諏訪三郎左衛門入道	飛脚として上洛。	『吾』
16	永仁3(1295) .2.23	安東新左衛門	南都の事で上洛。	『永記』
17	永仁3(1295) .閏2.21	安東新左衛門	京都より帰着。	『永記』
18	永仁3(1295) .閏2.23	安藤左衛門尉重綱	表情の場で南都の事を報告	『永記』
19	嘉元3(1305) .4.27	万年馬允 工藤新左衛門尉	北条時村が誤って誅せられたことを伝えるため、早馬として六波羅に遣わされる。	『武裏』
20	延慶2(1309) .7	南条左衛門尉	熊野の悪党鎮圧のため東使として上洛。15カ国の軍兵を熊野山に差し向わす。	『武裏』
21	正和3(1314) .6.1	長崎四郎左衛門尉	東使として上洛。	『花園天皇宸記』および『続史愚抄』
22	正和3(1314) .6.3	長崎四郎左衛門尉	天台座主罷免、新日吉社喧嘩人の張本についての処置を伝える。	
23	正和4(1315) .6.27	長崎四郎左衛門尉	天台座主罷免のため東使として入洛。	『武裏』
24	正和4(1315) .12.29	安東左衛門尉	京極為兼を召捕ために上洛。	『鎌』25702
25	正和5(1316) .1.3	安東左衛門入道父子	京極為兼を召捕使者。	『武裏』
26	元応1(1319) .9.21	安東四郎右馬入道	上洛し、京都御成敗并六ヶ国被し返了	『武裏』
27	正中1(1324) .9.24	工藤右衛門二郎 諏方三郎兵衛	上洛して日野資朝・俊基両人を捕らえる。	『鎌裏』
28	元弘1(1331) .5.5	長崎孫四郎左衛門尉 南条次郎左衛門尉	使節として上洛、日野俊基らを捕らえる。	『鎌裏』
29	元弘1(1331) .9.5	長崎四郎左衛門尉高貞	御内御使長崎四郎左衛門尉高貞、関東両使秋田城介高景、出羽入道々蘊、此両使者踐祚立坊事	『鎌裏』

(筆者作成)

『吾』…『吾妻鏡』 『永記』…『永仁三年記』 『建記』…『建治三年記』
『鎌』…『鎌倉遺文』 『鎌裏』…『鎌倉年代記裏書』 『武裏』…『武家年代記裏書』

付表7 徳治2年（1307）5月「相模円覚寺毎月大齋番文」一覧

（相模円覚寺文書『鎌倉遺文』22978号をもとに作成）

一 番	☆長崎左衛門尉 泉谷	長崎木工左衛門尉
	周防前司	嶋田民部大夫入道（行兼）
	安東四郎右衛門入道	足立源左衛門入道
	諏方六郎左衛門尉	合田四郎左衛門尉
二 番	☆工藤次郎右衛門尉（貞祐）	粟飯原左衛門尉
	葛山左衛門尉	大瀬三郎左衛門尉（惟時）
	本間太郎左衛門尉	合田五郎左衛門尉（遠貞）
	吉岡四郎左衛門尉	高柳三郎兵衛尉
三 番	☆大蔵五郎入道	長崎宮内左衛門尉
	越中局	大森右衛門入道
	廣澤弾正左衛門尉	大瀬次郎左衛門尉（忠貞力）
	葛山六郎兵衛尉	岡村五郎左衛門尉（資行）
四 番	☆伊具左衛門入道	小笠原孫次郎
	佐介殿	長崎三郎左衛門入道
	土肥三郎左衛門尉	下山刑部左衛門入道
	塩飽三郎兵衛尉	佐野左衛門入道
五 番	☆武田伊豆守	万年馬入道
	武田七郎五郎	渋谷十郎入道
	粟飯原後家	日理四郎左衛門尉
	但馬新左衛門尉	斉藤凶書左衛門尉
六 番	☆工藤三郎右衛門尉	桑原新左衛門尉（高近力）
	讃岐局	渋谷六郎左衛門尉
	萩野源内左衛門入道	浅羽三郎左衛門尉
	蛭河四郎左衛門尉	千田木工左衛門尉
七 番	☆安東左衛門尉	工藤右近将監
	佐分越前守	南条中務丞
	小笠原四郎	曾我次郎左衛門尉（忠重）
	工藤左近将監	千竈六郎
八 番	☆諏方左衛門尉	塩飽右近入道
	主税頭	諏方三郎左衛門尉
	安保五郎兵衛入道	五大院太郎右衛門尉
	本間五郎左衛門尉	岡田十郎
九 番	☆尾藤左衛門尉（時綱）	長崎四郎左衛門尉
	神四郎入道	渋谷次郎左衛門入道
	安東平内右衛門入道	工藤治部右衛門尉
	内嶋四郎左衛門尉（光長）	諸岡民部五郎
十 番	☆長崎左衛門尉	尾藤六郎左衛門尉
	長崎後家	権醫博士
	狩野介	尾張権守
	矢野民部大夫	粟飯原右衛門四郎
十一番	☆南条左衛門尉	岡村太郎右衛門尉
	尾藤五郎左衛門尉（頼連）	武藤後家
	中三中務入道	佐藤宮内左衛門尉
	万年新馬允	矢田四郎左衛門尉
十二番	☆工藤右衛門入道	五大院左衛門尉入道
	出雲守	妙鑿房
	武田弥五郎	諏方兵衛尉
	内嶋後家	水原凶書允

☆…筆頭者

付表8 元亨3年(1323)「北条貞時十三年忌供養記」一覽

A 21日法堂上棟儀 祿役人

合田五郎左衛門尉遠貞	粟飯原五郎左衛門尉常忠
尾藤弾正左衛門尉資広	本間木工左衛門尉助茂
五大院右衛門太郎高繁	
※長崎孫左衛門尉師光(小侍所)が催促	

C 25日八講 手長②

岡村五郎左衛門尉資行	水原兵衛尉資宣
工藤九郎祐長	諏訪五郎経重
塩飽藤次高遠	工藤右衛門三郎資景
※長崎三郎左衛門入道思元が催促	

B 25日八講 手長①

桑原新左衛門尉高近	安東五郎左衛門尉泰能
尾藤孫次郎資氏	

D 26日 手長

岡村五郎左衛門尉資行	水原兵衛尉資宣
桑原新左衛門尉高近	安東五郎左衛門尉泰能
塩飽藤次高遠	工藤右衛門三郎資景

E 25日一品経調進

『妙法蓮華経』						
1	序品	大方殿(貞時後室・安達氏)	30貫	方便品	西殿大方殿(師時後室・貞時女)	30貫
2	譬喩品	左近大夫将監殿(泰家)		信解品	兵庫入道殿(名越時家力)	30貫
3	薬草喩品	女房御方(高時室・安達氏)		授記品	武蔵守殿(赤橋守時)	30貫
4	化城喩品	相模新左近大夫殿	30貫	弟子品	修理権大夫殿(金沢貞頭)	横被打枝
5	人記品	阿耨普賢殿(治時)	30貫	法師品	足利殿(貞氏)	30貫
6	宝塔品	三浦安芸守	20貫	提婆品	大蔵殿(貞時女か?)	
7	勸持品	掃部頭入道殿(長井宗秀)女房	30貫	安樂行品	城介殿(安達時頭)	30貫
8	踊(涌)出品	若宮小路殿	30貫	分別品	伊勢(杉谷)入道	20貫
9	寿量品	御分(高時)		随喜品	出羽前司入道殿(二階堂貞藤・道蘊)	20貫
10	功德品	能登入道	20貫	不軽品	掃部頭入道殿(長井宗秀)	30貫
11	神力品	長崎禅門(高綱・円喜)	30貫	嘱累品	御乳母	10貫
12	薬王品	名越殿備前入道殿(家政力)御後室	30貫	妙音品	工藤二郎右衛門尉(貞祐)	10貫
13	観音品	南殿熙時御後室(貞時女)	30貫	陀羅尼品	刑部大輔入道殿(道準・撰津親監)	20貫
14	蔵王品	普音寺入道殿(鑑念、北条基時)	30貫	勧発品	安東左衛門入道	10貫
『無量義経』 『観普賢菩薩行法経』						
15	徳行品	諏訪左衛門入道(直性)	10貫	説法品	工藤三郎右衛門尉	10貫
16	十功德品	長崎下野権守入道	10貫	普賢経	山城前司入道(行暁、二階堂行貞)	10貫
『般若心経』 『阿弥陀経』						
17	心経	長崎三郎左衛門入道(思元)	10貫	阿弥陀経	尾藤二郎左衛門入道(時綱・演心)	10貫

F 26日 布施取

No.	公卿	布施	進上者	御使
1	三条中納言(公雅)	馬1疋(鹿毛・置鞍)、銀劔1	石岡九郎	粟飯原宮内左衛門尉
2	近衛中納言(実香)	馬1疋(鹿毛・置鞍)、銀劔1	千葉介(貞胤)	合田四郎
3	冷泉中納言(為相)	馬1疋(黒・置鞍)、銀劔1	工藤二郎右衛門尉	足立余三左衛門尉
4	二条宰相(雅孝)	馬1疋(黒駁・置鞍)、銀劔1	小笠原信濃前司(貞宗)	工藤新三郎右衛門尉
5	平三位(雅俊)	馬1疋(黒駁・置鞍)、銀劔1	刑部大夫入道(摂津親麿、道準)	本間九郎(助頼)
6	難波三位(宗緒)	馬1疋(糟毛・置鞍)、銀劔1	山城入道(二階堂行貞、行暁)	尾藤弾正左衛門尉(資広)
7	八条三位(実英)	馬1疋(鶉毛・置鞍)、銀劔1	長江八郎左衛門尉	本間五郎兵衛尉
8	冷泉三位	馬1疋(栗毛・置鞍)、銀劔1	諏訪三河権守(頼重)	本間木工左衛門尉(助茂)
No.	殿上人	布施	進上者	御使
9	阿野中将(実廉)	馬1疋(鹿毛)、銀劔1	甲斐六郎左衛門尉	塩飽弾正兵衛尉
10	持明院中将(基行)	馬1疋(鹿毛)、銀劔1	諏訪遠江権守(金刺満貞力)	諏訪木工左衛門尉
11	堀川中将(基親)	馬1疋(栗毛)、銀劔1	小笠原三郎二郎	原田三郎
12	九条少将(為頭)	馬1疋(河原毛)、銀劔1	太宰和泉前司	原新三郎
13	近衛少将(実茂)	馬1疋(葦毛)、銀劔1	名越土佐前司殿(重村力)	五大院右衛門太郎(高繁)
14	左少弁(平顯棟力)	馬1疋(栗毛)、銀劔1	渋谷三郎	本間九郎(助頼)
15	冷泉侍従(為嗣)	馬1疋(栗毛)、銀劔1	出羽入道(二階堂貞藤、道蘊)	本間宮内左衛門尉
16	難波少将(宗有)	馬1疋(栗毛)、銀劔1	兵庫入道	尾藤弾正左衛門尉(資広)
17	二条少将(雅宗)	馬1疋(河原毛)、銀劔1	伊勢前司	工藤新三郎右衛門尉
18	一条侍従(宗清)	馬1疋(栗毛)、銀劔1	下総前司	新開二郎左衛門尉
19	中御門侍従(実持)	馬1疋(鹿毛)、銀劔1	工藤二郎左衛門尉	本間左衛門太郎
20	唐橋少将(通春)	馬1疋(栗毛)、銀劔1	知久右衛門入道	桑原新左衛門尉(高近)
21	一条侍従(能氏)	馬1疋(栗毛)、銀劔1	上野四郎左衛門尉	五大院七郎
22	小野宮侍従(輔定)	馬1疋(黒)、銀劔1	中条山城前司	江間平四郎
23	九条大夫(藤方)	馬1疋(猿目)、銀劔1	豊田弥四郎入道	南条小二郎
No.	諸大夫	布施	進上者	御使
24	内蔵権頭(邦敦)	馬1疋(栗毛)	岡村右衛門入道	石河三郎
25	宮内少輔(光遠)	馬1疋(鹿毛)	石河大炊助又太郎	江間平四郎
26	但馬権守(邦貞)	馬1疋(猿目)	石河小太郎	石川三郎
27	押立左近大夫(政茂)	馬1疋(栗毛)	武田十郎五郎入道	石川三郎
28	駿河左近大夫(常葉範貞)	馬1疋(鹿毛)	石河大寺孫太郎	五大院七郎
29	長瀬左近蔵人(範景)	馬1疋(鶉毛)	佐々木近江前司(貞氏力)	五大院七郎
No.	御願文章進人尺	布施	進上者	御使
30	民部卿藤原卿	馬1疋(糟毛・置鞍)、銀劔1、砂金50両	大蔵兵衛入道	横溝二郎
31	東宮学士季範	馬1疋(鶉毛)	因幡民部大夫	横溝二郎
32	兵衛佐有範	馬1疋(栗毛)	武田弥五郎	横溝二郎
33	蔵人大夫仲範	大刀1腰		
No.	御願文清書人尺	布施	進上者	御使
34	宮内卿(世尊寺)有能朝臣	馬1疋(黒糟毛)、銀劔1	筑前下野前司	南条孫二郎
35	常陸前司輔方	馬1疋(栗毛)	(大夫)土佐前司殿	塩飽右近三郎

G 26日 建長寺塔供養 馬進上者

1	馬1疋(栗毛・置鞍)	安東左衛門入道(聖秀)	馬1疋(栗毛・置鞍)	小串右衛門尉
2	馬1疋(鹿毛・置鞍)	佐々木近江前司	馬1疋(鹿毛・置鞍)	太宰少弐(少弐貞経力)
3	馬1疋(鹿毛・置鞍)	尾藤六郎左衛門尉		

馬39疋(内鞍14)、銀劔26、砂金50両

H 進物奉納者一覧

※五十音順に並べ替え、元の順番は到着欄に記載

No.	到着	進物奉納者	銭(貫)	砂金(両)	太刀	銀剣	馬	その他
1	9	合田左衛門尉				1	1置鞍・糴毛	
2	78	粟飯原左衛門入道				1	1置鞍・栗毛	
3	7	安芸僧正御房		50		1		
4	118	足利上総前司(貞家力)		100	1白鯨作			
5	73	足利殿(貞氏)	200					
6	145	足利孫三郎		50				
7	165	阿曾沼下野二郎				1	1置鞍・河原毛	
8	11	阿曾普賢殿(治時)	100					
9	155	足立三郎左衛門入道(貞長力)				1	1栗毛	
10	131	安東左衛門入道(聖秀)		50		1	1置鞍・黒毛	
11	10	安東四郎右衛門入道	30					
12	30	安東平右衛門尉						被物11(錦1、綾10)、横被、水精念珠(打枝2)
13	20	安富大蔵大夫入道	30					
14	128	伊具左衛門尉		30		1	1置鞍・鹿毛	
15	150	石岡九郎					1置鞍・鹿毛	
16	63	石河大炊助又太郎					1鹿毛	
17	93	石河孫太郎入道					1黒毛	
18	94	石河小太郎					1猿目	
19	95	石河河尻六郎					1河原毛	
20	96	石河大寺孫太郎					1鹿毛	
21	97	石河須鎌彦太郎					1栗毛	
22	98	石河牧木工助又太郎					1鹿毛	
23	99	石河高貴弥五郎					1黒栗毛	
24	100	石河沢井六郎入道					1鹿毛	
25	101	石河大嶋六郎					1黒毛	
26	121	石河沢井小六郎					1栗毛	
27	127	伊勢(杉谷)入道				1	1置鞍・鶴毛	
28	137	伊勢前司				1	1置鞍・河原毛	
29	79	一宮民部大夫		20		1		
30	153	因幡筑後前司		30		1		
31	67	因幡民部大夫		50			1置鞍・鶴毛	
32	33	入江新左衛門尉	10					
33	160	上野式部大夫殿		30		1		
34	163	上野四郎左衛門尉					1置鞍・糴毛	
35	49	江馬越前前司殿		50		1		
36	8	江馬兵衛入道	10			1		
37	141	越後(詫間)式部大夫殿	100					
38	59	越後左近大夫将監殿(北条時益)	50			1		
39	69	越前前司殿(伊具宗有力)		30		1		
40	159	江馬平内				1	1黒毛	
41	136	大蔵宮内左衛門入道	10					
42	65	大蔵兵衛入道				1	1置鞍・糴毛	
43	139	大瀬二郎左衛門尉	10					
44	39	大友近江守(貞宗)	200					
45	55	大森右衛門入道				1	1栗毛	
46	157	小笠原三郎二郎				1	1栗毛	
47	48	小笠原信濃前司(貞宗)		20		1	1置鞍・黒駝	
48	19	岡村右衛門入道					1置鞍・栗毛	
49	138	小串右衛門尉				1	1置鞍・栗毛	
50	179	御中間孫三郎入道				1		
51	109	小山下野前司(貞朝力)	100					
52	129	小山出羽前司(宗朝力)		100				
53	154	尾張(陸奥)前司殿				1		
54	122	尾張犬寿殿	100					
55	116	尾張左近大夫将監殿(北条公貞)		50		1		
56	149	海東備前前司						小袖絹100
57	144	葛西伊豆入道		30				
58	151	笠間三郎兵衛尉	20					
59	46	梶原三郎左衛門入道				1		

No.	到着	進物奉納者	銭(貫)	砂金(両)	太刀	銀剣	馬	その他
60	68	上総彦鶴殿	100					
61	37	葛山兵衛尉(惟資力)			1貝作		1鹿毛駁	
62	83	加藤越中入道				1		
63	152	加藤丹後前司					1栗毛	
64	75	狩野介	30					
65	123	掃部頭入道殿(長井宗秀、道雄)	200					
66	43	河越三河前司		50	2刃	1		
67	92	河村小四郎	10					
68	56	刑部権大輔入道(摂津親麿、道準)		50		1	1置鞍・黒駁	
69	23	工藤右近将監		30		1	1鹿毛	
70	4	工藤三郎右衛門尉				1	1置鞍・鹿毛	
71	6	工藤二郎右衛門尉(貞祐)		50		1	1置鞍・黒毛	
72	106	工藤二郎左衛門尉				1	1置鞍(黒)・鹿毛	
73	126	工藤右衛門入道	20				1鹿毛	
74	17	熊野別当	200					
75	13	(長門)上野前司殿(金沢時直)	100					
76	41	五大院左衛門入道	10					
77	105	後藤信濃前司				1		五(御)衣一領
78	172	権侍医				1	1鹿毛	
79	24	齊藤凶書六郎					1栗毛	
80	16	相模新左近大夫将監殿		50		1	1置鞍・鶴毛	
81	146	佐々木近江前司(貞氏力)				1	2置鞍・鹿毛、鶴毛	
82	18	佐々木隠岐前司(清高)		100		1		
83	70	佐々木三郎右衛門尉		100	4刃	1銀丸造袋入		
84	21	佐々木能登四郎左衛門尉					駒2栗毛・黒鹿毛	
85	47	佐々木備中前司				1	1置鞍・栗毛	
86	133	佐介越前前司殿		50		1		
87	173	佐渡大夫判官(佐々木高氏力)			1左巻		1置鞍・栗毛駁	
88	140	佐野左衛門太郎					1糟毛	
89	15	佐野七郎					1黒毛	
90	52	左馬助殿(大仏貞直)	100					
91	26	塩飽右近入道(了暎)	20		1亀甲作			
92	42	塩田越後守殿		50		1		
93	171	式部(??)伊勢前司		50		1		
94	82	信濃前司(二階堂行朝)				1	1置鞍・鶴毛	
95	89	(問注所)信濃前司(太田時連)		50		1		
96	103	渋谷三郎				1	1栗毛	
97	120	下総前司(二階堂光貞力)				1	1置鞍・栗毛	
98	166	下郷中務入道	10					
99	142	下野(筑前)前司				1	1置鞍・糟毛	
100	1	修理権大夫殿(金沢貞顕)	100			1	1置鞍・鹿毛	
101	74	城越前前司殿(安達有時力)				1	1置鞍・栗毛	
102	117	城介殿(安達時顕)		100		1		
103	60	神五左衛門尉	50					
104	34	駿河守殿(金沢顕実力)	100					
105	132	駿河入道殿		50		1		
106	107	白河上野前司(結城宗広力)	100					
107	167	諏訪神左衛門入道	10					
108	3	諏訪左衛門入道(直性)	100					
109	44	諏訪三郎左衛門入道				1	1置鞍・栗毛	
110	38	諏訪遠江権守				1	1置白鞍・総鞣・鹿毛	
111	147	諏訪三河権守(頼重)	50			1	1置鞍・栗毛	
112	112	諏訪六郎左衛門尉	10					
113	51	大夫土佐前司殿				1	1置鞍・栗毛	
114	87	武田伊豆入道(宗信力)	50				1置鞍・鹿毛	
115	143	武田源太	20					
116	158	武田十郎五郎入道					1栗毛	
117	45	武田八郎	20					
118	135	武田孫七郎				1	1置鞍・鹿毛	
119	66	武田弥五郎		30		1	1置鞍・栗毛	
120	176	武幸(??)兵衛入道	100					
121	32	太宰和泉前司				1	1置鞍・河原毛	
122	170	太宰権少貳				1	1置鞍・糟毛	

No.	到着	進物奉納者	銭(貫)	砂金(両)	太刀	銀剣	馬	その他
123	12	太宰少弐(少弐貞経)	100					
124	86	丹波前司殿		50		1		
125	156	知久右衛門入道				1	1置鞍・栗毛	
126	62	千葉介(貞胤)			1白太刀左巻		1置鞍・鹿毛	
127	162	千葉太郎(胤貞)			1白太刀左巻		1置鞍・黒毛	
128	85	中条山城前司					1黒毛	
129	124	津戸兵庫入道				1		
130	64	出羽前司入道(二階堂貞藤・道蘊)				1	1置鞍・栗毛	
131	113	土佐新左衛門尉				1	1置鞍・栗毛	
132	115	土佐前司殿(佐介時元)		30		1		
133	102	土佐前司殿(名越重村)				1	1置鞍・葦毛	
134	110	(六波羅)遠江左近大夫将監殿(常葉範貞)	100	50				
135	84	(尾張)遠江前司殿(名越宗教力)	100					
136	104	豊田弥四郎入道			1貝造		1置鞍・鶴毛	
137	35	長井縫殿頭(貞重)	100					
138	125	長江八郎左衛門尉					1置鞍・鶴毛	
139	14	長崎左衛門尉(高資力)		50	1		1置鞍・青	
140	2	長崎左衛門入道(高綱・円喜)	300				1置鞍・黒毛	
141	22	長崎三郎左衛門入道(思元)				1	1置鞍・栗毛	
142	58	長崎下野権守入道	100					
143	61	中務権大輔殿		100		1		
144	88	長沼淡路前司(宗秀)		100		1		
145	40	名越尾張前司殿(高家)		50			1置鞍・鶴毛	
146	111	名越備前前司殿	100					
147	130	那須加賀入道		50			1鹿毛	
148	178	那波左近大夫将監			1		1置鞍	
149	36	南条左衛門入道		50		1		
150	71	南条四郎左衛門入道(頼直)		30		1		
151	114	能登入道			1		1置鞍・鹿毛	
152	53	(佐介)備前前司殿		50		1		
153	81	常陸三郎左衛門尉				1	1置鞍・葦毛	
154	161	常陸前司(輔方)		50		1		
155	91	備中二郎左衛門尉		50	2刃	1		
156	80	尾藤五郎左衛門入道(景連)		30		1		
157	27	尾藤二郎左衛門入道(時綱・演心)		50		1	1置鞍・葦毛	
158	90	尾藤六郎左衛門尉(頼広)				1	1置鞍・鹿毛	
159	5	兵庫頭入道道忍(藥医)				1	1置鞍・鹿毛	
160	25	普恩寺入道殿(北条基時、鑿念)	100	50		1		
161	29	豊前四郎	50					
162	182	平五郎入道				1		
163	180	平三郎入道				1		
164	168	本間右近入道				1		
165	119	松田近江権守				1		
166	76	万年三郎右衛門入道	20					
167	169	三浦甲斐六郎左衛門尉				1	1鹿毛	
168	77	三浦介(時継力)		50	2刃	1		
169	54	三浦肥前五郎				1		
170	174	三河前司殿(櫻田師頼力)	100					
171	148	水谷刑部大輔入道(清有)		50		1		
172	28	武藤修理亮殿(北条英時)	200					
173	72	武蔵守殿(赤橋守時)	200					
174	175	武蔵左近大夫将監殿		50		1	1置鞍・鹿毛	
175	57	陸奥守殿(大仏維貞)	200					
176	108	陸奥入道殿(塩田国時、教寛力)	100					
177	181	弥四郎入道				1		
178	50	山城入道(二階堂行貞、行暁)			1		1置鞍・糟毛	
179	177	大和前司(宇都宮頼房力)	100					
180	134	結城七郎(親朝力)					1青駁	
181	31	若宮別当御房(顕弁)		50		1	1置鞍・糟毛	
182	164	和田隠岐入道					1置鞍・葦毛	
			4450	2540	10刃	12腰	91腰	馬90疋(鞍58)

付表9 得宗被官金窪行親の活動一覧

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	建仁3(1203).9.2	金窪太郎行親	北条政子の命により比企氏一族追討のために遣わされる。	『吾』
2	元久1(1204).7.24	金窪太郎行親	源頼家の御家人が田舎に隠れ住んで謀叛を企てたことが発覚し、義時は行親以下を派遣して誅戮。	『吾』
3	建保1(1213).2.15	金窪兵衛尉行親	義時の命により、千葉成胤が捕らえた法師(阿静房安念)を叛逆の実否を尋ねるため二階堂行村のもとへ送る。	『吾』
4	建保1(1213).2.16	金窪兵衛尉行親	安念の白状によってわかった謀反人の一人・和田平太胤長の身柄を安東忠家とともに預かる。	『吾』
5	建保1(1213).3.9	行親	和田胤長を行親と安東忠家の手から二階堂行村に引き渡す。	『吾』
6	建保1(1213).4.2	行親	義時、拝領した和田胤長邸を以前の給人を追い出して行親と忠家に分け与える。	『吾』
7	建保1(1213).5.3	行親	義時の命により、安東忠家とともに和田合戦の死骸を実検。仮屋を由比浜の汀に構え、義盛以下の首を取り集める。日暮れになったのでそれぞれ松明を取った。	『吾』
8	建保1(1213).5.4	行親	実朝、二階堂行村を奉行とし、和田合戦の際に負傷した軍士たちを集めて実検を加える。行親と安東忠家がこれを補佐。	『吾』
9	建保1(1213).5.6	左衛門尉行親	義時によって侍所所司に任命される。	『吾』
		行親	義時、二階堂行村・行親・安東忠家に命じて和田合戦で死亡した者・生け捕りした者の交名を注進。	
10	建保1(1213).5.7	金窪左衛門尉行親	和田合戦の恩賞として、金窪を拝領。	『吾』
11	建保1(1213).7.11	金窪左衛門尉行親	実朝の命により、和田合戦で生け捕りにされていた富田三郎親家を赦免することになり、義時はすぐにその旨を行親に命じる。	『吾』
12	建保1(1213).8.3	行親	御所の上棟の最中に起こった騒動を義時の命で安東忠家とともに鎮圧。	『吾』
13	建保6(1218).9.14	金窪兵衛尉行親	使者として、前日起こった鶴岡八幡宮での狼藉について糾明。	『吾』
14	承久1(1219).2.19	金窪兵衛尉行親	義時、政子の命により阿野冠者誅殺のために行親以下の御家人を駿河国に派遣。	『吾』『承久軍物語』巻1
15	安貞1(1227).3.9	金窪左衛門尉	波多野中務二郎経朝が生け捕った後鳥羽の三宮と称して陰謀を企てた者を、泰時の命により平盛綱とともに尋問。	『吾』
16	寛喜2(1230).5.5	金窪左衛門尉行親	御所に盗賊が入ったため、泰時の命により平盛綱らとともに大番衆に四方を警護させ、人の出入りを止める。	『吾』
17	嘉禎3(1237).12.12	金窪右衛門尉大夫行親	属星祭を行うために御所の巽の角を掃除。	『吾』
18	延応1(1239).5.2	金窪左衛門大夫行親	泰時の邸宅で行われた五十嵐豊次太郎惟重と北条朝時の祇候人・小見左衛門尉親家との越中国吉名に関する相論の対決の結果親家の罪科を逃れる事が出来なかった。そこで泰時は「侍所司」の行親を呼び、敗訴した親家の身柄を預かり守護するよう命じる。	『吾』
19	仁治2(1241).8.15	金窪左衛門大夫行親	鶴岡八幡宮で発生した將軍頼経の御剣が簀子の上落ちるといふ怪異について、頼経に尋ねられ対処を進言。行親が剣を見ることは神通力を持っているようだといひ、多くの証拠もあったという。	『吾』
20	永仁6(1298).4.25	鎌倉金窪左衛門(行親)一門	永仁6年4月25日の紀伊国那智山住侶権少僧都道覚の紛失状に「善長坊法橋長濟譲于円道坊俊濟状一通、載之云、十間坊地・藏頭忠繩一門・鎌倉鎌倉左衛門一門・讃岐国諸權越云々、逸見一門」とある。承久元年(1219)頃の譲状力。	『鎌』19661

(筆者作成)

付表10 得宗被官尾藤氏の活動一覧

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	元暦1(1184) .2.21	尾藤太知宣	木曾義仲に属していたが頼朝の内々の意向により関東へ。 頼朝が直接事情を尋ねた所、信濃国中野御牧、紀伊国田中・池田両庄を知行したいと申し出て、認められる。	『吾』
2	文治5(1189) .7.19	尾藤太知平	頼朝の奥州藤原秀衡征伐に従う。	『吾』
3	建久1(1190) .11.7	尾藤次(知景)	頼朝の入京の際の先陣の随兵(47番)。	『吾』
4	建仁3(1203) .9.2	尾藤次知景	政子の命により、比企氏追討のために派遣され、合戦の中で負傷。	『吾』
5	建保1(1213) .5.2	景綱(尾藤次郎)	和田合戦の最中、泰時に盃を賜る。	『吾』同年5.3条
6	承久3(1221) .5.22	尾藤左近将監(景綱)	承久の乱で北条泰時が京都に進発する際、従軍した18騎。	『吾』
7	承久3(1221) .6.13	尾藤左近将監景綱	泰時の使いとして、宇治橋上の戦いを止めるよう制止を加える。	『吾』
8	承久3(1221) .6.14	尾藤左近将監(景綱)	平出弥三郎に命じて民家を取り壊し、泰時・足利義氏らの乗る筏を造らせる。	『吾』
9	元仁1(1224) .2.23	尾藤左近将監景綱	富士新宮焼失のことについて、義時の使者として平三郎兵衛尉とともに駿河国に下向。	『吾』
10	元仁1(1224) .6.27	尾藤左近将監景綱	泰時が鎌倉の邸宅(小町通り西北)に移る。関実忠と尾藤景綱兩人の宅がこの郭内に。	『吾』
11	元仁1(1224) .6.28	尾藤左近将監(景綱)	泰時の命により、平盛綱・尾藤景綱・関実忠・安東光成・万年右馬允・南条時員などの側近のみ泰時邸の出入りを許される。	『吾』
12	元仁1(1224) .閏7.29	尾藤左近将監景綱	泰時の後見(家令)となる。	『吾』
13	元仁1(1224) .8.28	左近将監景綱	平盛綱らとともに泰時の家務条々を定める。	『吾』
14	元仁1(1224) .11.18	左近将監景綱	泰時建立の義時一周忌追福のための加監の立柱を奉行。	『吾』
15	嘉禄1(1225) .9.16	尾藤某	信濃国春近領内志久見郷に関する北条重時袖判尾藤某奉書。	『鎌』3406
16	嘉禄1(1225) .10.27	尾藤左近将監景綱	泰時邸で申次。	『吾』
17	嘉禄2(1226) .10.12	尾藤左近将監(景綱)	評定所の役人として訴人が評定所に近接することを取締まるよう指示を受ける。	『吾』
18	嘉禄2(1226) .12.13	尾藤左近将監(景綱)	政所の前より失火し、尾藤景綱・平盛綱らの家焼亡。	『吾』
19	安貞1(1227) .5.10	尾藤左近将監	大内裏の焼失について泰時の使者として上洛。将軍家(頼朝)の使者は伊東左衛門尉祐時。	『吾』
20	安貞1(1227) .6.15	尾藤左近将監	京都から鎌倉に帰参。	『吾』
21	安貞1(1227) .6.18	尾藤左近将監景綱	乳母父となっていた泰時二男・時実(安保氏との子)が高橋二郎によって殺害されたため出家。	『吾』
22	安貞1(1227) .11.4	尾藤左近将監入道道然	泰時、軽服により道然(景綱)邸に移る。	『吾』
23	安貞2(1228) .5.21	尾藤左近入道	泰時の命により御所の辺に競い集まった御家人たちを退散させる。	『吾』
24	寛喜2(1230) .1.4	尾藤太景氏	将軍家(頼朝)の御行始の引出物の一の御馬を北条光時とともに引く。	『吾』
25	寛喜2(1230) .1.26	尾藤左近入道道然	泰時の公文所で武蔵野国太田庄内の荒野を新たに開発することについての審議が行われ、道然(景綱)が奉行。	『吾』
26	寛喜2(1230) .2.30	尾藤左近入道	泰時の命で平盛綱、諏訪盛重とともに鎌倉中の騒動を鎮圧。	『吾』
27	寛喜2(1230) .10.16	左近入道道然	泰時御願の北条の御堂の上棟を斎藤兵衛入道浄円(長定)とともに奉行。	『吾』
28	寛喜3(1231) .10.16	尾藤右近入道	道然(景綱)を奉行として、泰時邸で御堂造営の日時定めが行われる。	『吾』
29	貞永1(1232) .2.26	左近入道道然	武蔵国の博国の堤が対破したので、補修するよう近隣の地頭に命じるため、石原源八経景らとともに奉行として下向。	『吾』
30	貞永1(1232) .8.9	尾藤左近入道	泰時使者として平盛綱、諏訪盛重とともに和賀江島を巡検。	『吾』
31	文暦1(1234) .3.5	尾藤左近将監入道	泰時、尾藤道然(景綱)、諏訪盛重らを通して経時元服の儀の役を勤めた人々にお礼を伝える。	『吾』
32	文暦1(1234) .4.5	尾藤左衛門入道道然	泰時御願として鶴岡八幡宮で大般若経一部を书写することになり、斎藤兵衛入道浄円(長定)とともに奉行。	『吾』

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
33	文暦1(1234) .8.21	尾藤左近入道道然	病気のため家令を辞し、その後任に平盛綱が補任される。	『吾』
34	文暦1(1234) .8.22	左近将監藤原景綱法師法名道然	死去。	『吾』同年8.21条
35	嘉禎2(1236) .12.19	尾藤太郎	泰時が新築した邸宅の周りに屋敷を構える。	『吾』
36	寛元3(1245) .7.26	尾藤太景氏	将軍家室となった経時の妹・檜皮姫に扈從。	『吾』
37	寛元4(1246) .5.25	尾藤太	但馬前司定員が使いとして時頼の許を訪れるが、諏訪兵衛入道・尾藤太・平三郎左衛門尉に命じて追い返す。	『吾』
38	寛元4(1246) .6.10	尾藤太	深秘の沙汰に参候する。	『吾』
39	建長2(1250) .1.1	尾藤兵衛尉	時頼沙汰の筑飯で、北条時仲とともに二の御馬を引く。	『吾』
40	建長4(1252) .1.1	尾藤二郎	時頼の筑飯献上の際、北条時定とともに五の御馬を引く。	『吾』
41	康元1(1256) .1.3	尾藤次郎兵衛尉	足利利氏沙汰の筑飯で備前左衛門三郎とともに四の御馬を引く。	『吾』
42	弘長3(1263) .11.19	尾藤太法名浄心	時頼の最明寺北亭での申次。	『吾』
43	弘長3(1263) .11.20	尾藤太	時頼の枕元祇候の一人。	『吾』
44	文永9(1272) .9.5	浄心(尾藤景氏)	多田庄政所に対し、多田院修造を命じる得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』11097
45	文永10(1273) .4.24	沙弥(尾藤景氏) 芳	摂津国多田院造営のことに、安東平右衛門入道(蓮聖)の成敗に従うようにとの得宗家公文書下知状の奉者。	『鎌』11252
46	文永10(1273) .12.17	沙弥(尾藤景氏) 芳	摂津国多田庄政所に対し、未払いの年貢を払うよう命じる得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』11502
47	建治3(1277) .12.	沙弥性円(尾藤太郎)	実円、美濃大井庄下司職などを420貫文で尾藤太郎に売却。	『鎌』12956
48	弘安2(1279) .8.	沙弥性円(尾藤太郎)	美濃国大井庄下司職に補任される。	『鎌』13682
49	弘安4(1281) .7.	沙弥性円(尾藤太郎)	美濃国大井庄下司職への補任状。	『鎌』14375
50	弘安4(1281) .10.	沙弥性円(尾藤太郎)	美濃国大井庄下司職補任に関する預所副下文。	『鎌』14376
51	弘安5(1282) .5.12	尾藤六郎左衛門二郎頼氏 尾藤五郎左衛門尉景連	摂津国金心寺庄は長福寺後家の後、越中局が相伝していたが、越中の局が死去したため、子や孫(尾藤五郎左衛門尉景連・吉岐五郎左衛門入道後家尼真蓮・三位律師玄家・尾藤六郎左衛門二郎頼氏)が「小野氏所帯の長福寺後家の九月四日書状」によって小野氏に譲るため避状に判をする。	『鎌』14623
52	弘安5(1282) .5.12	系ちうのつほねのしそく	摂津国金心寺庄についての越中局の子息避文(『鎌』14623)をしむしやう(諏訪真性力)が祇園大座に送る。	『鎌』14624
53	正応4(1292) .2.3	尾藤内左衛門入道	鎮西御家人の訴訟について定めた関東御教書の宛名が尾藤内左衛門尉入道と小野沢亮次郎入道になっている。	「追加法」631 『鎌』17534
54		尾藤内左衛門入道	元徳4(1332)正月日付肥前国鎮守河上社雑掌家邦の重陳状に、(正応4年か5年頃)尾藤内左衛門入道と小野沢次郎入道に対して大宮司の計らいとして訴状を提出し、二人が幕府に注進したことが記されている。「大宮司雑掌順戒房秀円、参訴関東之時、宛于両奉行、被成下正応五年六月十六日御下知」が『鎌』17933文書と考えられる。	『鎌』31669
55	正応5(1293) .6.16	尾藤内左衛門入道	肥前国一宮河上神官講習等の訴えにより、造営・神事退転のことに定めた関東御教書の宛名が尾藤内左衛門入道と小野沢次郎入道になっている。	『鎌』17933
56	正応5(1293) .8.20	沙弥(尾藤内左衛門入道)	肥前国河上宮造営に関する「御目代沙汰人」宛施行状の奉書。奉者二人は尾藤内左衛門入道と小野沢次郎入道と考えられる。	『鎌』17986
57	正応年間	(尾藤)久時	景綱の子・時景の養子五郎左衛門尉久時に「正応配流」とある。	『続群書類従』尾藤系図
58	永仁2(1294) .5.7	沙弥(尾藤内左衛門入道)	肥前国河上宮造営に関する「御目代沙汰人」宛施行状の奉書。奉者二人は尾藤内左衛門入道と小野沢次郎入道と考えられる。	『鎌』18543
59	永仁3(1295) .8.	尾藤兵衛六郎	碧海庄についての配分状に「五石 小針郷半分尾藤兵衛六郎分」がある。	『鎌』18898
60	永仁6(1298) .3.	性円(尾藤太郎入道)	弘安年中に性円が買得て補任された美濃国大井庄下司職についての東大寺衆徒の二度目の訴状。性円のあとは正応の頃までに重範(侍従房)、隆実(大夫房)に渡っていたらしい。	『鎌』19635
61	永仁6(1298) .3.	性円(尾藤太郎入道)	美濃国大井庄の下司職相伝の系図に見られる。	『鎌』19637
62	正安3(1301) .12.24	尾藤左衛門尉時綱	日向臼杵郡田貴田の時綱領が正八幡宮に寄進される。	『鎌』20938

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
63	嘉元1(1303) .11.30	左衛門尉時綱	高野山金剛三昧院筑前国粥田庄の上下諸人・運送船への過所の得宗家執事奉書。※『鎌』では「將軍久明親王袖判御教書案」	『鎌』21691
64	嘉元2(1304) .7.11	尾藤太子息彦太郎	禅海の起請文に紀伊国阿弓河庄田仲が尾藤太子息彦太郎の由緒の地であることが記される。	『鎌』21892
65	徳治2(1307) .5.	尾藤左衛門尉(時綱)	北条時宗の忌日法要のための結番、九番筆頭。	「大斉番文」
		尾藤六郎左衛門尉	北条時宗の忌日法要のための結番、十番。	
		尾藤五郎左衛門尉	北条時宗の忌日法要のための結番、十一番。	
66	徳治2(1307) .7.26	尾藤次郎左衛門尉(時綱)	高時の矢開において餅を食手2番の小笠原孫七(次)郎に送る。	「鳥餅日記」
67	延慶1(1308) .11.7	尾藤左衛門尉(時綱)	金沢貞顕、尾藤左衛門尉に対し、円覚寺の定額化のことを伏見上皇に申入れるよう、内々に西園寺公衡に伺ったところ、宸筆を下された。	『鎌』23445
68	延慶2(1309) .4.9頃	尾金(時綱)	寄合の合奉行を勤める。	『鎌』23663
69	延慶3(1310) .3.8	(尾藤)時綱	異国降伏の祈禱を命じる御教書の内容を若狭国の寺社別当神主に相触れるよう、代官に下知することを工藤四郎右衛門尉に命じる得宗家公文書奉書。	『鎌』23932
70	延慶3(1310) .8.29	(尾藤)時綱	得宗家執事書状。『鎌』には「守邦親王執事」とある。	『鎌』24052
71	正和4(1315) .3.8	尾藤左衛門入道演心	亥刻に鎌倉の飯島より出火し、翌日の卯刻まで火災。御所・得宗亭をはじめ多くの館が焼失した中に、長崎左衛門入道円喜・諏訪入道真性・尾藤左衛門入道演心の屋敷がある。	『公衛公記』3.16条
72	正和5(1316) .閏10.18	演心	工藤右近入道に対し、摂津多田院の塔供養に奉ずる馬の沙汰を催促する得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』26002
73	正和年間?	尾藤左衛門入道演心	評定衆の一人であり、鶴岡八幡宮修正会の時は警固の役についていた。	「当社記録」
74	文保1(1317) .6.9	扨(尾)藤左衛門入道子息	明王院の北斗堂において尾藤左衛門入道子息の病のため、冥道供を修法。	『門葉記』
75	文保1(1317)	尾藤左衛門入道(演心)	金沢貞顕、材木が流出したことについて尾藤左衛門入道に申し入れたところ、大方殿の御領なので(大方殿の)公文書に報告するようにと返事がある。	『鎌』26189
76	元亨3(1323) .10.21	尾藤弾正左衛門尉資広	北条貞時の十三回忌の法堂上棟儀で祿役人を勤める。	「供養記」
77	元亨3(1323) .10.25	尾藤孫次郎資氏	法華八講で手長役人を勤める。	
78	元亨3(1323) .10.25	尾藤二郎左衛門入道(演心)	一品経を調進。	
79	元亨3(1323) .10.27	尾藤二郎左衛門入道(演心)	砂金50両、銀剣1、馬1疋を奉納。	
		尾藤五郎左衛門入道	砂金30両、銀剣1を奉納。	
80	元亨3(1323) .10.27	尾藤六郎左衛門尉	銀剣1、馬1疋を奉納。	
80	元亨3(1323) .10.27	尾藤弾正左衛門尉(資広)	布施取の役人を勤める。	
81	元亨3(1323) .11.26	故尾藤内	尾張国室生院文書。尾張国長岡庄河東西方郷則家荒名320歩を故尾藤内の墓所として寄進される。	『鎌』28597
82	正中2(1325) .8.3	円性(性円)、尾藤	「初若丸美濃大井庄下司職文書渡状案」に、性円より買得た「本下司代々讓状手継等正文」が「一結九通一巻」、「代々御寺務宛文并尾藤讓状」が「一巻」見える。	『鎌』29173
83	嘉暦1(1326) .12.17	扨(尾)藤左衛門入道室家	瑠璃光院において尾藤左衛門入道室家の産余気の祈禱に冥道供が修される。	『門葉記』
84	元弘? .1.10	尾藤左衛門入道(演心)	長崎三郎左衛門尉の宿所が放火され、宿所が炎上した。得宗高時邸には及ばず。	『鎌』32185
85	正慶1(1332) .12.5	尾藤弾正左衛門尉(資広)	東使として上洛。	『鎌』31911
86	年次未祥	こ尾藤さ衛門入道 (尾藤)余次	故尾藤左衛門入道相伝の相模国山内の尾藤谷の一部を悟正寺に寄進する尾藤某の寄進状。余次のもとに書状で寄進の旨を問い合わせたところ、問題ないとして寄進されることになったという。	『鎌』9018 ※弘長3年に所収
87	元弘3(1333) .8.12	尾藤助法眼	尾藤氏一族力	『鎌』32468

(筆者作成)

付表11① 得宗被官平・長崎氏の活動一覧〈承久3年～弘長3年〉

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	承久3(1221) .5.22	平三郎兵衛尉(盛綱)	北条泰時とともに出陣した18騎。	『吾』
2	元仁1(1224) .2.23	平三郎兵衛尉盛綱	義時の使者として尾藤景綱等とともに駿河国へ下向。※前日に同国から使者がきて富士新宮等が消失したとの知らせがあったことによる。	『吾』
3	元仁1(1224) .6.28	平三郎左衛門尉(盛綱)	泰時の命により、平盛綱・尾藤景綱・関実忠・安東光成・万年右馬允・南条時員などの側近のみ泰時邸の出入りを許される。	『吾』
4	元仁1(1224) .8.28	平三郎兵衛尉盛綱	尾藤景綱とともに泰時の家務条々を定める。	『吾』
5	元仁1(1224) .9.21	左兵衛尉盛綱	曾我次郎(惟重)への代替わり安堵の北条泰時袖判奉書の奉者。	『鎌』3285
6	嘉禄2(1226) .10.12	平三郎左衛門尉盛綱	評定所の役人として訴人が評定所に近接することを取り締まるよう指示を受ける。	『吾』
7	嘉禄2(1226) .12.13	平三郎左衛門尉(盛綱)	政所の前より失火し、盛綱・尾藤景綱らの家とともに焼亡。	『吾』
8	安貞1(1227) .1.4	平左衛門尉盛綱	泰時に走湯山御在所以下の火事を披露。	『吾』
9	安貞1(1227) .3.9	平三郎左衛門尉(盛綱)	波多野中務二郎経朝が生け捕った後鳥羽の三宮と称して陰謀を企てた者を、泰時の命により金蓮行親とともに尋問。	『吾』
10	安貞2(1228) .5.21	平三郎左衛門尉(盛綱)	泰時の命により御所の辺に競い集まった御家人たちを退散させる。	『吾』
11	安貞2(1228) .10.15	平左衛門三郎盛時	将軍頼経に献上の馬を引く。	『吾』
12	安貞2(1228) .11.25	平左衛門尉盛綱	馬場殿御所移転の決定を受け、奉行する。	『吾』
13	寛喜1(1229) .1.15	平左衛門三郎(盛時)	鶴岡八幡宮の的始で本間次郎左衛門尉とともに3番の射手。	『吾』
14	寛喜1(1229) .2.11	盛綱	走湯山の造営を奉行。	『吾』
15	寛喜1(1229) .2.13	左兵衛尉盛治(綱)	興津虎石への所領安殿北条泰時袖判執事奉書の奉者。	『鎌』3808
16	寛喜1(1229)	平左衛門入道盛阿(盛綱)	応長2年3月日付「播磨福井荘東保宿院村地頭代澄心陳状」に寛喜1年に盛綱が関東御使であったことが記される。	『鎌』24550
17	寛喜2(1230) .1.4	平三郎左衛門尉盛綱	引出物の二の御馬を陸奥五郎実泰とともに引く。	『吾』
18	寛喜2(1230) .2.30	平三郎左衛門尉(盛綱)	泰時の命で鎌倉中の騒動を鎮圧。	『吾』
19	寛喜2(1230) .5.5	平三郎左衛門尉盛綱	常御所に盗賊が入ったため、泰時の命により金蓮行親らとともに大番衆に四方を警護させ、人の出入りを止める。	『吾』
20	寛喜3(1231) .9.27	盛綱	泰時が朝時の救援に駆けつけたことに対して泰時を諫め申す。	『吾』
21	貞永1(1232) .7.15	平三郎左衛門尉盛綱	和賀江島の築造の奉行として向かう。	『吾』
22	貞永1(1232) .8.9	平三郎左衛門尉(盛綱)	尾藤景綱、諏訪盛重とともに和賀江島を巡検。	『吾』
23	文暦1(1234) .3.5	平左衛門尉盛綱	経時元服の際、時房に龍蹄を引き進らす。	『吾』
24	文暦1(1234) .7.1	平左衛門尉(盛綱)	深堀五郎が六力月の京都大番役を勤めたことを注進する北条重時の書状の宛名。	『鎌』4679
25	文暦1(1234) .8.21	平左衛門尉盛綱	尾藤景綱の後任の家令となる。	『吾』
26	嘉禎1(1235) .12.18	平左衛門尉盛綱	頼経の病気のため泰時の使者として御所に参上。	『吾』
27	嘉禎2(1236) .1.3	平左衛門次郎(時綱) 同三郎(盛時)	朝時沙汰の坑飯で四の御馬を引く。	『吾』
28	嘉禎2(1236) .8.4	平左衛門三郎(盛時)	将軍頼経が若宮大路の新造御所に移徙する際に供奉。	『吾』
29	嘉禎2(1236) .12.19	平左衛門尉(盛綱)	泰時が新築した邸宅の周りに側近たちと共に屋敷を構える。	『吾』
30	嘉禎2(1236) .12.23	平左衛門尉(盛綱)	三浦泰村の妻(泰時妹)死去により、服喪のため泰時が盛綱の小町宅に移る。	『吾』
31	嘉禎3(1237) .1.2	平左衛門三郎(盛時)	経時沙汰の坑飯で五の御馬を陸奥七郎時尚とともに引く。	『吾』
32	嘉禎3(1237) .3.28	左衛門尉盛綱	摂津国多田院御家人六瀬右近将監行弘が夜討をしたとして領家から勘気を蒙ったことを歎き申したことについて、泰時宛得宗家執事書状。	『鎌』5121
33	嘉禎3(1237) .4.22	平左衛門三郎盛時	時頼の元服の儀、引出物の二の御馬を北条時定とともに引く。	『吾』
34	暦仁1(1238) .2.17	平左衛門三郎(盛時)	頼経の入浴に付き従う随兵の一騎。	『吾』
35	暦仁1(1238) .2.22	平左衛門三郎盛時	頼経の御車の左右に候じる。	『吾』

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
36	暦仁1(1238) .2.23	平左衛門三郎(盛時)	頼経参内の際御車の左右に候じる。	『吾』
37	暦仁1(1238) .2.28	平左衛門三郎(盛時)	頼経の御車の左右に候じる。	『吾』
38	暦仁1(1238) .6.5	平左衛門三郎(盛時)	頼経の御輿の左右を歩く。	『吾』
39	暦仁1(1238) .6.24	左衛門尉(盛綱)	右近将監国守と刑部丞仲義の相論について、仲義無罪の判決を記した得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』5260
40	延応1(1239) .1.3	平新左衛門尉(盛時)	北条朝時沙汰の塚飯で四の御馬を引く。	『吾』
		同四郎(光盛)		
41	延応1(1239) .1.5	平左衛門四郎(光盛)	的始の射手、3番。	『吾』
42	延応1(1239) .5.24	平左衛門尉(盛時(マ))	九条道家「御不例」のため、「前武州御使」として上洛(将軍の「使節」としては藤原定員)。	『吾』
43	延応1(1239) .5.26	左衛門尉(盛綱)	泰時が新造南法華堂浴室についての置文を定め、盛綱が記す。	『吾』及び『鎌』5436
44	延応1(1239) .12.13	平左衛門尉(盛綱)	安部維範が若宮(九条頼嗣)の御行始のために御産所の丹波良基の大倉の亭より坤の方角に当たるふさわしい家を見定めることを奉行する。町野康持と武田光信の名越の家がその方角だと報告。	『吾』
45	仁治1(1240) .1.2	平新左衛門尉(盛時)	泰時沙汰の塚飯で四の御馬を引く。	『吾』
		同四郎(光盛)		
46	仁治1(1240) .3.7	盛綱	侍所での盃酒の儀を奉行。	『吾』
47	仁治1(1240) .7.9	平左衛門尉(盛綱)	泰時の命で越後守(盛時)に催促。	『吾』
48	仁治1(1240) .閏10.18	左衛門尉(盛綱)	小早川茂平宛盛綱書状。盛綱の子・左近将監貞綱死去の禁忌のためしばらく出仕していなかったことを詫び、近日中に出仕すること、そして都宇・竹原のことについて、元のように知行するようにとの仰せが出たことを伝えている。	『鎌』5652
		左近将監(貞綱)		
49	仁治2(1241) .1.1	平新左衛門尉(盛時)	泰時沙汰の塚飯で時頼とともに五の御馬を引く。	『吾』
50	仁治2(1241) .1.3	平左衛門四郎(光盛)	朝時沙汰の塚飯で陸奥七郎景時とともに五の御馬を引く。	『吾』
51	仁治2(1241) .3.18	左衛門尉(盛治(綱力))	津軽国岩楯村に関する政所綿貫入道宛得宗家執事奉書の奉者。	『鎌』5782
52	仁治2(1241) .4.16	平左衛門尉(盛綱)	武田光蓮の請文を泰時に取り次ぐ。	『吾』
53	仁治2(1241) .11.29	平左衛門尉(盛綱)	三浦氏と小山氏の喧嘩を鎮圧しに後藤基綱とともに遣われる。	『吾』
54	仁治3(1242) .10.1	沙弥成阿(盛阿=盛綱)	北条時頼の菅我五郎二郎(惟重)への陸奥国平賀郡内大平賀村についての代替わり安堵の袖判奉書の奉者。	『鎌』6111
55	仁治3(1242) .10.1	沙弥盛阿(盛綱)	北条時頼の毘沙門ならびに女子鶴後家に対する陸奥国平賀郡内乳井郷阿弥陀堂別当識についての代替わり安堵の袖判奉書の奉者。	『鎌』6112
56	寛元2(1244) .1.1	平新左衛門尉(盛時)	経時沙汰の塚飯で四の御馬を引く。	『吾』
		同四郎(光盛)		
57	寛元2(1244) .1.3	平新左衛門尉(盛時)	北条朝時沙汰の塚飯で四郎とともに二の御馬を引く。	『吾』
		同四郎(光盛)		
58	寛元2(1244) .3.28	平左衛門四郎(光盛)	経時の使者として、訴人を送り遣わず。	『吾』
59	寛元2(1244) .4.21	平新左衛門尉(盛時)	頼嗣元服の事を京都に知らせる急使として黄昏に進発。	『吾』
60	寛元2(1244) .5.5	平新左衛門尉(盛時)	頼嗣の征夷大将軍の宣旨・右近衛少将任官・従五位上叙任の除書を持ち京都より帰着。	『吾』
61			北条経時に伴われ、御所で頼経と対面。祝いの儀で召し出され、御剣を賜る。	『吾』
62	寛元2(1244) .8.15	平新左衛門尉(盛時)	将軍家の御車の左右に候じる。	『吾』
63	寛元3(1245) .5.22	平左衛門入道(盛阿(盛綱))	祈禱を奉行。	『吾』
64	寛元4(1246) .5.25	平三郎左衛門尉(盛時)	但馬前司定員が使いとして時頼の許を訪れるが、諏訪兵衛入道・尾藤太・平三郎左衛門尉に命じて追い返す。	『吾』
65	寛元4(1246) .6.10	平三郎左衛門尉(盛時)	深秘の沙汰に参候する。	『吾』
66	寛元4(1246) .12.5	左衛門尉(平盛時)	北条時頼によって陸奥糠部五戸地頭代職に補任される。	『鎌』6768
67	寛元4(1246) .12.28	平衛門尉(盛時)	時頼の命により御所に乱入の者を諏訪兵衛入道とともに尋問。	『吾』

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
68	宝治1(1247) .6.5	平左衛門入道盛阿(盛綱)	三浦泰村のもとに時頼の御書を遣わす。	『吾』
69	宝治1(1247) .6.8	平左衛門尉盛時	常陸国での関政泰郎従と小栗重信との合戦の子細を尋ね記す。	『吾』
70	宝治1(1247) .6.12	平左衛門尉(盛時)	筑後知定を召決。	『吾』
71	宝治1(1247) .6.15	平左衛門入道盛阿(盛綱)	時頼の使者として6.5に泰村に届けた時頼の書状を泰村後家が返し参らす。	『吾』
72	宝治1(1247) .6.25	平左衛門尉盛時	三浦泰村等の亡卒の後家の活命などを奉行。	『吾』
73	宝治1(1247) .6.27	平左衛門尉盛時	鶴ヶ岡八幡宮の別当職任命の御教書を隆弁のもと届ける。	『吾』
74	宝治2(1248) .1.1	平左衛門次郎(時綱)	時頼沙汰の焼飯で北条六郎とともに一の御馬を引く。	『吾』
75	建長1(1249) .9.2	沙弥盛阿(盛綱)	砥用(ともち)の給人・山田五郎四郎の甲佐社領佐俣・中山・久木山三カ所の押領停止を命ずる執事奉書の奉者。	『鎌』7119
76	建長2(1250) .3.1	平右(左力)衛門入道跡	「建長帳」、盛綱跡力。	『吾』
77	建長5(1253) .1.2	平新左衛門尉盛時 同四郎兵衛尉(光盛)	足利義氏沙汰の焼飯で三の御馬を引く。	『吾』
78	建長5(1253) .8.3	平新左衛門盛時	「法隆寺牒」に法隆寺領播洲鷓庄新補下司職を桑原貞久の後家浄心が平新左衛門盛時に譲ったとある。	『鎌』7605
79	康元1(1256) .1.4	平新左衛門三郎(頼綱)	的始の射手候補の名簿に見られる。	『吾』
80	康元1(1256) .1.9	平新左衛門三郎(頼綱)	的調の射手、6番。	『吾』
81	正嘉1(1257) .1.1	平新左衛門尉盛時	年始の儀式に北条時輔とともに三の御馬を引く。	『吾』
82	正嘉2(1258) .1.6	平新左衛門三郎(頼綱)	的始の射手候補の交名に名を連ねる。	『吾』
83	正嘉2(1258) .1.11	平新左衛門三郎頼綱	的調の射手、3番。	『吾』
84	正嘉2(1258) .3.1	平三郎左衛門尉盛時	侍所所司として將軍家の二所進発の随兵を奉行。	『吾』
85	弘長1(1261) .4.25	長崎左衛門尉(光盛力)	小笠懸を行う時宗の騎馬する馬に祇候。	『吾』
86	弘長1(1261) .6.6	左衛門尉(平盛時力)	伊豆国三嶋宮経所国分寺の供僧が訴える安居の上分米について、「北条公文所」に対して先例に任せて下行するよう命じる得宗家公文書奉書。	『鎌』8656
87	弘長1(1261) .6.12	平左衛門盛時	諏方入道蓮仏とともに三浦義村息・良賢を捕える。	『鎌裏』
88	弘長1(1261) .6.22	平左衛門尉盛時	諏訪蓮仏とともに三浦義村の子息・良賢を生け捕る。	『吾』
89	弘長1(1261) .8.13	平三郎左衛門尉(盛時)	放生会の座席のことにについて時宗より遣わされる。	『吾』
90	弘長1(1261) .8.14	平三郎左衛門尉(盛時)	放生会の供奉人を奉行する。	『吾』
91	弘長3(1263) .1.1	平新左衛門尉頼綱	將軍御行始の引出物の一の御馬を北条宗頼とともに引く。	『吾』
92	弘長3(1263) .8.9	平左衛門入道子息一人	將軍家の10.13の上洛の際に随兵する者の名簿の中に見られる。→この上洛は大風により延期(同月25日条)	『吾』
93	弘長3(1263) .11.20	長崎次郎左衛門尉(光綱)	時頼看病の祇候人。	『吾』

(筆者作成)

付表11② 得宗被官平・長崎氏の活動一覧<文永5年～永仁5年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	文永5(1268) .10.11	平左衛門尉(頼綱)	平左衛門尉宛日蓮書状。	『鎌』10309
2	文永5(1268) .10.11	平左衛門尉(頼綱)	建長寺道隆宛日蓮書状。	『鎌』10311
3	文永5(1268) .10.11	平左衛門尉(頼綱)	弟子檀那宛日蓮書状に十一力所(鎌倉殿・宿屋入道・平左衛門尉・弥源太・建長寺・寿福寺・極楽寺・多宝寺・浄光明寺・大仏殿・長楽寺)に書状を送った旨が記されている。	『鎌』10318
4	文永8(1271) .9.12	平左衛門尉(頼綱)	佐渡流罪当日の平左衛門尉(頼綱)宛日蓮書状。	『鎌』10872
5	文永8(1271) .9.12	平左衛門尉頼綱	頼綱、日蓮を逮捕(「種種御振舞御書」)。	『鎌』13774
6	文永8(1271) .9.14	左衛門尉頼綱	次郎兵衛尉に日蓮の佐渡流罪を二、三年で許すことを伝える。 ※要検討	『鎌』10877
7	文永9(1272) .9.5	時綱(長崎時綱)	多田庄政所に対し、多田院修造を命じる得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』11097
8	文永9(1272) .11.3	左衛門尉頼綱	渋谷十郎宛得宗(時宗)袖判執事奉書の奉者。	『鎌』11142
9	文永10(1273) .4.24	左兵衛尉平(長崎時綱)	摂津国多田院造営のことについて、安東平右衛門入道(蓮聖)の成敗に従うようにとの得宗家公文書下知状の奉者。	『鎌』11252
10	文永10(1273) .12.17	左兵衛尉(長崎時綱)	摂津国多田庄両政所に対し、未払いの年貢を払うよう命じる得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』11502
11	文永11(1274) .2.14	光綱	日蓮の佐渡流罪を許す旨の得宗家公文書奉書の奉者。※要検討	『鎌』11541
12	文永11(1274) .2.14	光綱	日蓮の佐渡流罪を許す旨の得宗家公文書奉書の奉者。※要検討	『鎌』11542
13	文永11(1274) .4.8	平さえもの尉、平左衛門、平左衛門尉、平金吾(頼綱)	日蓮、佐渡流罪から鎌倉に戻り頼綱と対面。	『鎌』11956
			「高橋入道殿御返事」(1458頁)「光日房御書」(926頁)「下山御消息」(343頁)「種種御振舞御書」(909頁)	『鎌』12285
				『鎌』12768
14	文永11(1274) .12.28	平内左衛門	日蓮書状。※要検討	『鎌』11783
15	建治1(1275) .4.16	平左衛門尉(頼綱)	日蓮書状「兄弟抄」(1079頁)。	『鎌』11871
16	建治1(1275) .5.	平左衛門入道跡(盛時跡力)	前年に消失した六条八幡宮の再建費用として、「平左衛門入道跡」に八貫が配当される。	「建治帳」
17	建治1(1275) .10.15	左兵衛尉(長崎時綱)	摂津国多田院に関する得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』12055
18	建治2(1276) .3.9	故平左衛門入道殿(盛時力)	周防国西方寺の違乱を停止して故平左衛門入道・故長崎の菩提を訪うよう命じる周防国司下文案。	『鎌』12258
		故長崎殿(光盛力)		
19	建治2(1276) .閏3.11	平左衛門尉(頼綱力)	肥後国甲佐社内阿蘇殿造営に関する得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』12301
20	建治3(1277) .7.25	平金吾(頼綱)	時宗の申次。	『建記』
21	建治3(1277) .9.4	平金吾(頼綱)	山内亭において時宗の申次。	『建記』
22	建治3(1277) .9.9	平左衛門殿(頼綱)	日蓮書状「兵衛志殿御書」(1095頁)。	『鎌』12850
23	建治3(1277) .10.20	頼綱	寄合に出仕。	『建記』
24	建治3(1277) .10.25	頼綱	寄合に出仕。	『建記』
25	建治3(1277) .10.29	平金吾(頼綱)	院宣を三善康有のもとへ届ける。	『建記』
26	建治3(1277) .10.30	頼綱	時宗亭に祇候する。	『建記』
27	建治3(1277) .12.2	長崎四郎左衛門尉(高泰力)	北条貞時元服の儀において相模右馬助と1の御馬を引く。	『建記』
28	建治3(1277) .12.25	頼綱	寄合に出仕。	『建記』
29	建治3(1277) .12.27	頼綱	時宗、方違えのため、頼綱の山内の館へ入御。	『建記』
30	弘安2(1280) .9.	平左衛門入道(頼綱)	弥藤次入道訴訟の訴えにより日蓮の門下で富士下方熱原郷の住人神四郎・弥五郎・弥六郎の頸を切る。	「分与帳」
31	弘安2(1280) .9.	飯沼判官(助宗)	熱原の法難の際に13歳。曇目を射て念仏を唱えるよう農民信徒たちを責める。	「分与帳」
32	弘安2(1280) .10.5	長崎次郎兵衛の尉時綱	日蓮書状「聖人御難事」に見られる。落馬したという。	『鎌』13727
33	弘安4(1281) .2.8	左兵衛尉(長崎時綱)	摂津国多田院本堂供養についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』14248
34	弘安4(1281) .2.20	左兵衛尉(長崎時綱)	摂津国多田院の山河殺生禁断についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』14252

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
35	弘安4(1281) .5.17	左兵衛尉(長崎時綱)	摂津国多田院灯油のことについて、百姓が訴える土左尼の非法を多田院両政所に調査するよう命じる得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』14319
36	弘安5(1282) .2.12	左兵衛尉(長崎時綱)	摂津国多田院本堂についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』14564
37	弘安5(1282) .10.7	平左衛門尉	日蓮書状に見えるが、本文書は文永5年当時はまだ出家していない時宗のことを「宝光寺殿」と記しており、検討を要する。	『鎌』14715
38	弘安6(1283) .3.8	平左衛門尉(頼綱力)	大友左近蔵人泰広が去々年の合戦での軍忠について、鎌倉に訴訟のために参上したいと歎き申しているが、この一、二か月は異国警固のため、使者をもって子細を述べるよう口入したとの平左衛門尉宛北条兼時書状。	『鎌』14802
39	弘安7(1284) .1.4	右(左)衛門尉(頼綱力)	異賊降伏の祈祷を若狭国の別当・神主に命じるようにとの若狭国守護代宛得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』15051
40	弘安7(1284) .3.26	頼綱	円覚寺の齋料に関する得宗(時宗)袖判執事奉書の奉者。	『鎌』15125
41	弘安7(1284)	平左衛門尉頼綱	「貞時力内管領、平左衛門尉頼綱不知先祖法名果(果)円」「権政ノ子ニテ有ケル上ニ、驕ヲタクマシクスル事、泰盛ニモ不劣」	『保』92頁
42	弘安7(1284) .9.9	頼綱	円覚寺菜園についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』15301
43	弘安8(1285)	頼綱	4月に貞時が相模守となったことで安達泰盛と頼綱は「中悪シテ、互ニ失ハシ」として互いに種々の讒言をする。	『保』92頁
44	弘安8(1285) .11.17	頼綱	頼綱、泰盛嫡男・宗景が謀叛を企て將軍になろうと源氏に改姓したと訴え、泰盛・宗景が誅せられる(霜月騒動)。	『保』93頁
45	弘安8(1285) .12.27	平左衛門尉頼綱	出家、法名果円。	『北条九代記』
46	弘安8(1285)	平左衛門尉入道頼綱法師	「今者争方モ無テ、一人シテ天下ノ事ヲツトリケリ」	『保』93頁
47	弘安9(1286) .1.23	左衛門尉	上野国北玉村についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』15788
48	弘安9(1286) .閏12.23	果(果)円	大慈禅寺・大渡橋の事について、薩摩入道(宇都宮)尊覚の注進状を矢野豊後権守に伝える。	『鎌』16126
49	弘安10(1287) .7.18	頼綱入道	東使が上洛し、「頼綱入道」の奉書を届ける。	『勤仲記』
50	弘安10(1287) .11.11	平左衛門入道(頼綱)	北条為時、肥後国御家人松浦一族が禁止されているにも関わらず、訴訟のために、参上した旨を頼綱に伝える。	『鎌』16388
51	正応頃	平左衛門入道果圓	果圓の従者、諏訪で権勢をふるう。	「諏訪大明神絵詞」
52	正応1(1288) .8.5	長崎左衛門尉(光綱)	摂津国守護代	「勝尾寺文書」321、『守護制度』
53	正応2(1289) .8.15	平二郎左衛門(宗綱)	侍所所司として放生会に参列(平左衛門入道の嫡子)。	『とはすかたり』
54	正応2(1289) .9.	平二郎左衛門(宗綱)	貞時の使者として惟康親王が佐介亭に向かう際に乗る輿を先例によって逆さまにするよう伝える。	『とはすかたり』
55	正応2(1289) 8月頃	飯沼判官(助宗)	「平左衛門入道が二郎、飯沼の判官」、久明親王を迎えるため上洛。宣旨なく新左衛門を称す。	『とはすかたり』
56	正応2(1289) .9.	飯沼判官(助宗)	貞時の使いとして久明親王を迎えるため上洛。	『鎌大』210頁
57	正応2(1289) .10.10	飯沼判官助宗	久明親王の関東下向の御迎の使い。	『勤仲記』
58	正応2(1289) .10.	平入道(頼綱)	後深草院二条、小町殿の手紙によって相模守宿所内の頼綱の角殿を訪問し、頼綱夫妻と対面。	『とはすかたり』
59	正応2(1289) .11頃?	飯沼の新左衛門	後深草院二条を呼び続歌などをする。	『とはすかたり』
60	正応3(1290) .12.4	飯沼判官(助宗)	伏見天皇の石清水八幡宮行幸の警護番。	『帝王編年記』
61	正応4(1291) .2.21	長崎左衛門尉(光綱)	摂津国守護代	『帝王編年記』
62	正応4(1291) .6.1	長崎新左衛門入道性果 平七郎左衛門尉	僧禅空が関与して昇進した人物の解官に関しての記事に、東使として「長崎新左衛門入道性果・平七郎左衛門尉」が見られる。	『実躬卿記』
63	正応4(1291) .8.20	飯沼大夫判官助宗 長崎左衛門尉光綱 平左衛門尉宗綱	寺社京下訴訟延引の際についてこれ以上延引すれば飯沼大夫判官助宗、大瀬左衛門尉惟忠、長崎左衛門尉光綱、工藤右衛門入道果禪、平左衛門尉宗綱に触れて訴えると決められる。	「追加法」632
64	正応5(1292) .2.27	飯沼(助宗)	親玄、助宗に備州のことについての申状を渡す。	『親』
65	正応5(1292) .3.30	飯沼(助宗)	上洛。	『親』
66	正応5(1292) .4.23	飯沼判官助宗	賀茂祭に供奉。	『実躬卿記』

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
67	正応5(1292) .5.20	飯沼(助宗)	親玄、佐伯の申状を助宗に渡す。ただし対面はなく、伯耆房が受け取る。	『親』
68	正応5(1292) .閏6.24	禅門(頼綱)	仲寛が頼綱の宿所を訪問するも、物忌のため問答に及ばず。	『親』
69	正応5(1292) .閏6.25	禅門(頼綱)	仲寛が頼綱の宿所を訪問するも、(書状を)受け取らず。	『親』
70	正応5(1292) .閏6.26	禅門(頼綱)	仲寛が頼綱の宿所を訪問し、書状を渡し終わる。	『親』
71	正応5(1292) .9.13	長崎ムク(木工)左衛門尉	北条貞時の使者として南条二郎左衛門尉とともに親玄僧正のもとへ。衰日のため北斗護摩七日間を依頼。	『親』
72	正応5(1292) .9.20	長崎木工左衛門尉	北斗護摩結願を終えた親玄僧正のもとに、南条二郎左衛門尉とともに訪問。	『親』
73	正応5(1292) .10.13	左衛門尉(宗綱力)	異国降伏の祈禱を命じる御教書の内容を若狭国中に相触れ、巻数を献じるよう工藤右衛門入道に命じる得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』18030
74	正応5(1292) .11.20	長崎木工左衛門尉	孔雀経護摩祈禱の奉行。※25日条のあとに記されている。	『親』
75	正応5(1292) .11.25	平左衛門尉(宗綱)	親玄、平左衛門尉に書状を送る。	『親』
76	永仁1(1293) .1.12	禅門(頼綱)	貞時とともに鶴岡社参。	『親』
77	永仁1(1293) 4月頃	平左衛門入道果(果)円 飯沼殿(助宗)	頼綱の子息、助宗、検非違使・安房守となり、父子(頼綱・助宗)は助宗を將軍にしようとする。	『保』94頁
78	永仁1(1293) .4.10	禅門(頼綱)	夕方に頼助が頼綱のもとを訪問するが都合が悪いとのことで対面なし。	『親』
79	永仁1(1293) .4.22	平左衛門宗綱	頼綱嫡子・宗綱、父の悪行を貞時に密告。	『保』94頁
80	永仁1(1293) .4.22	平禅門(頼綱)	寅始に頼綱を討つため貞時亭が騒動、寅刻に討手の武蔵七郎等が押し寄せ合戦。	『親』
		平左衛門宗綱	宗綱は合戦以前に貞時のもとに参り、安東新左衛門尉重綱をもって尋問の後宇都宮入道に預けられる。	『親』
81	永仁1(1293) .4.22	平禅門(頼綱) 飯沼(助宗)	頼綱・助宗・佐野左衛門入道、同じ場所で自害。頼綱の経師谷・小町大路・葛西の屋敷は放火される。	『親』
82	永仁1(1293) .4.22	平左衛門尉頼綱法師 平資宗(助宗)	22日の卯刻に誅せられる。	『実躬卿記』4.26条
83	永仁1(1293) .4.22	平左衛門入道果円 子息安房守助宗	誅殺される。	『帝王編年記』
84	永仁1(1293) .4.22	平左衛門入道果(果)円父子	誅殺される。	『保』95頁
85	永仁1(1293) .4.22	平禅門父子	誅殺される。	『見分私記』
86	永仁1(1293) .4.22	平左衛門宗俊(綱)	平禅門の乱により配流される。	『見分私記』
87	永仁1(1293) .4.22	宗綱	平禅門の乱により佐渡へ配流される。	『鎌裏』
88	永仁1(1293) .4.22	宗綱	佐渡に流罪される。後に召し帰されて「管領」になり、また上総国に流罪される。	『保』95頁
89	永仁1(1293) .4.28	平左衛門入道果圓	誅殺される(4.22の誤りであろう)。	『諏訪大明神絵詞』
90	永仁1(1293)	平入道判官父子	永仁6年の「分与帳」に弘安2年の熱原の法難から14年を経て頼綱・助宗父子が謀叛を起こして誅されたことについて「父子コレタ、事ニアラス、法華現罰ヲ蒙リ」と記されている。	「分与帳」
91	永仁1(1293) .5.11	沙弥性果	阿蘇社に大般若経転読・御神楽の用途合計12貫文を北条兼時の沙汰として送るとの沙弥性果・法橋覚生連署の御教書。	『鎌』18196
92	永仁1(1293) .6.4	沙弥性果	阿蘇社に送った大般若経転読・御神楽の用途の請取状を6社に送ったところ、阿蘇社の代官が別の5社のものと違えて受け取ったことについての性果書状。	『鎌』18220
93	永仁1(1293) .6.14	飯沼縁者	召し捕えられる。	『親』
94	永仁1(1293) .7.30	(長崎)光綱	山内新阿弥堂の供僧二口について三位僧都に書状。	『鎌』18268
95	永仁1(1293) .8.6	長崎木工左衛門尉	大風のため、貞時の使者として親玄に祈禱を依頼。	『親』
96	永仁1(1293) .9.6	長崎木工左衛門尉	親玄が27日より行っていた六字護摩が結願。奉行は長崎木工左衛門尉であった。	『親』
97	永仁1(1293) .12.18	平	多田院本堂の修造のための材木持人夫について定めた得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』18426

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
98	永仁2(1294) .2.16	長崎新左衛門尉(盛宗・円喜)	大方(守)使節として親玄のもとを訪問、仁王経護摩を七日間行うよう依頼。	『親』
99	永仁2(1294) .3.23	長崎木工左衛門尉	鴨がある屋敷の屋根に住み着いたことについて、午刻に貞時の使者として親玄のもとを訪問し、吉凶を尋ねる。	『親』
100	永仁2(1294) .3.24	(長崎)木工左衛門尉	親玄、日色改変のことを示し、長崎木工左衛門尉が報告。	『親』
101	永仁2(1294) .3.25	(長崎)木工左衛門尉	使者として親玄のもとを訪問し、日食のことでより祈禱をするよう依頼。	『親』
102	永仁2(1294) .4.19	(長崎)木工左衛門尉	親玄、貞時と対面したのち木工左衛門尉と数刻対面。	『親』
103	永仁2(1294) .4.21	平入道(頼綱)	親玄、貞時の依頼により頼綱の一周忌を修す。ただし追善の祈禱ではないという。	『親』
104	永仁2(1294) .4.23	長崎左衛門父子	貞時妾播磨局着帯の儀において外陣に祇候する。	『親』
105	永仁2(1294) .4.23	長崎木工左衛門尉	貞時妾播磨局着帯の儀を奉行する。	『親』
106	永仁2(1294) .6.13	(長崎)木工左衛門尉	使者として丹三郎とともに親玄のもとを訪問。	『親』
107	永仁2(1294) .6.18	(長崎)木工左衛門尉	親玄のもとへ丹三郎を隨身として布施を持参。	『親』
108	永仁2(1294) .10.17	(長崎)木工左衛門尉	親玄のもとを訪問。	『親』
109	永仁2(1294) .10.21	(長崎)木工左衛門尉	貞時妾播磨局御産奉行。辰初に親玄を呼ぶ。	『親』
110	永仁3(1295) .1.11	長崎金吾	評定衆を催促。	『永記』
111	永仁3(1295) .閏2.2	長崎左衛門尉	二所へ参着。	『永記』
112	永仁3(1295) .閏2.25	(長崎)光綱	出羽国寒河江庄内の工藤刑部左衛門入道知行分五力郷を円覚寺仏日庵に寄附する旨を伝える得宗家執事書状。	『鎌』18759
113	永仁3(1295) .6.13	長崎木工左衛門尉	関東御使として神馬をあつらえる。	『鎌』18847
114	永仁3(1295) .7.9	長崎金吾	貞時の命により鳥取式部房の件について沙汰。	『永記』
115	永仁5(1297) .8.6	長崎金吾光綱	死去。同日に貞時の娘も死去している。	「社務記録」

(筆者作成)

付表11㊸ 得宗被官平・長崎氏の活動一覧<正安3年～元亨3年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	正安3(1301) .3.3	新平三郎左衛門尉盛貞	鹿嶋社権禰官実則子息大禰官則氏が常陸国大窪郷内塩行倉村田五町・在家五宇について、大夫僧正坊忠源が新平三郎左衛門尉盛貞跡として拝領したことに対し、盛貞は地頭ではなく、名主の儀なしとして訴えたことに関する関東下知状。	『鎌』20723
2	嘉元3(1305) .5.2	長崎次郎兵衛尉	嘉元の乱の手下人・白井小次郎胤資を尾張左近大夫将監のもとへ預ける使者。	『鎌裏』
3	徳治1(1306) .1.14	長崎孫四郎泰光	的始で3番の射手を務める。	『御的日記』
4	徳治2(1307) .5	長崎左衛門尉泉谷	北条時宗の忌日法要のための結番、1番筆頭。	「大斉番文」
		長崎木工左衛門尉	北条時宗の忌日法要のための結番、1番。	
		長崎宮内左衛門尉	北条時宗の忌日法要のための結番、3番。	
		長崎三郎左衛門入道(思元)	北条時宗の忌日法要のための結番、4番。	
		長崎四郎左衛門尉(高泰力)	北条時宗の忌日法要のための結番、9番。	
		長崎左衛門尉(盛宗)	北条時宗の忌日法要のための結番、10番筆頭。	
長崎後家	北条時宗の忌日法要のための結番、10番。			
5	徳治2(1307) .6.18	長崎左衛門尉(盛宗)	盛宗、問注所より和賀江の住人らの狼藉について尋問し、成敗するよう命じられる。	『鎌』22986
6	徳治2(1307) .7.12	長崎木工左衛門尉	高時の矢開において鳥の切手をつとめる。	「鳥餅日記」
7	徳治2(1307) .7.26	長崎左衛門尉盛宗	高時の矢開において御剣を高時に献じる。	「鳥餅日記」
		同木工左衛門尉	高時の矢開において御馬を高時に献じる。	
		長崎宮内左衛門尉	食手2番の小笠原孫七(次)郎に太刀を送る。	
		長崎弥四郎左衛門尉	食手3番の武田伊豆守に太刀を送る。	
8	徳治3(1308) .8	長崎左衛門尉	平政連、長崎左衛門尉(盛宗)に対し諫草を提出。	『鎌』23363
9	延慶1(1308) .11.7	長崎三郎左衛門入道(思元)	金沢貞頭、尾藤左衛門尉に対し、円覚寺の額のことを伏見上皇に申入れるよう、内々に西園寺公衡に伺ったところ、宸筆を下された。子細は思元が言上するであろうとのこと。	『鎌』23445
10	延慶2(1309) .1.21	なかさきの四郎さへもん	高時元服に太刀を献上。	『鎌』23567
		なかさきのしんひやうへ	高時元服に金を献上。	
		なかさきのまこ四郎さゑもん	高時元服に馬を献上。	
11	延慶2(1309) .4.9頃	長崎左衛門	長崎左衛門の使者、寄合の前日に金沢貞頭に寄合に参勤するよう伝える。	『鎌』23663
		長入道	寄合の合奉行を勤める。	
12	正和3(1314) .6.1	長崎四郎左衛門尉	東使として上洛。	『花園天皇宸記』および『続史愚抄』
13	正和3(1314) .6.3	長崎四郎左衛門尉	天台座主罷免、新日吉社喧嘩人の張本の処置を伝える。	
14	正和4(1315) .3.8	長崎左衛門入道円喜	亥刻に鎌倉の飯島より出火し、翌日の卯刻まで火災。御所・得宗亭をはじめ多くの館が焼失した中に、円喜・諏訪貞性・尾藤演心の屋敷がある。	『公衡公記』3.16条
15	正和4(1315) .6.27	長崎四郎左衛門尉	天台座主罷免のため東使として入洛。	『武裏』
16	正和5(1316) .3.16	なかさきのしもつけの入道	南条時光の嫡子時忠の後見として判をする。	『鎌』25768
17	正和5(1316) .閏10.18	高資	工藤右近入道に対し、摂津多田院の塔供養に奉ずる馬の沙汰を催促する得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』26002
18	正和5(1316) .6.	長禅門(円喜)	金沢貞頭、寄合に出仕、その際安達時頭と円喜が高時の御判のことについては先例に任せて来月(7月)10日にすると伝える。その後円喜と対面。	『鎌』25881
19	正和年間?	長崎左衛門入道円喜	評定衆であり、鶴岡八幡宮修正会の時は警固の役についた。	「当社記録」
		長崎三郎左衛門入道思元		
		長崎四郎左衛門尉時元		
20	文保1(1317)	長崎入道円喜	「彼内管領長崎入道円喜ト申八、正心二打レシ平左衛門入道力掬光綱子」	『保』97頁
21	文保2(1318)	長崎左衛門尉高資	「高時管領長崎入道」、「老耄」によって子息高資に管領職を申し付ける。	『保』98頁
		長崎左衛門尉高資、高資		
22	文保2(1318) .7.5	長崎治部左衛門尉宗行法師	長崎治部左衛門尉宗行法師(法名道一)、肥後葦北庄佐敷・久多良木岡浦の知行を高時に安堵される。	『鎌』26727
23	文保2(1318) .12.19	円喜	丹波大山庄預所に対し奉書を出す。	『鎌』26897

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
24	文保2(1318) .12.20	長崎左衛門入道,長崎入道円喜 新左衛門(高資) 四郎左衛門尉(高貞)	円喜の息所において日蓮宗と他宗の法論を傍聴。	「問答記録」
25	文保2(1318) .12.30	円喜	丹波大山庄預所について大山庄預所宛の奉書を発給。	『鎌』26916
26	? .8.1	長崎新兵衛尉	金沢貞将御恩拝領の使者となる。	『鎌』27142
27	元応1(1319) .7.20	長禅門(円喜)	金沢貞顕に対し直に御沙汰の旨を伝える。	『鎌』27156
28	元応1(1319) .9.4	長崎左衛門入道 長崎新左衛門(高資) 同四郎左衛門尉(高貞) 長崎新左衛門尉高資	円喜の息所において日蓮宗と他宗の法論を傍聴。 日蓮宗を批判。	「問答記録」
29	元応1(1319) .9.15	長崎新左衛門尉執事高資 同舎弟四郎左衛門尉(高貞)	御乳父息所にて日蓮宗と他宗の法論を傍聴。	「問答記録」
30	元応2(1320) .2.19	左衛門尉(長崎高資)	宗像第二宮造営事についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』27377
31	元応2(1320) .9.25	長崎左衛門入道性杲	小早川美作弥四郎左衛門尉景宗の訴えていた安芸国都宇庄・阿波国坂西下庄内小笠原十郎泰清跡並鎌倉屋地に関する関東下知状寫に、(正応二年頃のもの)「長崎新左衛門入道性杲・齊藤四郎左衛門入道観意返報」「性杲之書状」が証拠文書として挙げられている。	『鎌』27574
32	元応2(1320) .10.5	左衛門尉高資	建長寺正統庵坊主に対し、丹波国成松保の事についての得宗家執事奉書を出す。	『鎌』27581
33	元応2(1320) .10.5	高資	建長寺正統庵坊主に対し、丹波国成松保について便宜の地をもって立て替えるべき旨を伝える得宗家執事書状を出す。	『鎌』27582
34	元応2(1320) 10.3	左衛門尉(長崎高資)	筑前国宗像第二宮造営についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』27618
35	元亨1(1321) .12.17	長崎三郎左衛門入道思元	陸奥国行方郡高村田在家3分の1について思元の押領を停止するよう求める相馬重胤申状。	『鎌』27918
36	元亨2(1322) 春頃	高資	奥州の安藤五郎と安藤又太郎との相論で両方から賄賂を受け取り、両方に下知を出す。	『保』98-99頁
37	元亨2(1322) .5.1	左衛門尉平(長崎高資)	(前欠)筑前宗像郡東郷稻本名の年貢未進についての得宗家公文書下知状の奉者。	『鎌』28012
38	元亨2(1322) .5.4	長崎三郎左衛門入道(思元)	陸奥国行方郡北田村について相馬重胤の訴えがあり、召決に応じるようにとの関東御教書の宛名。	『鎌』28017B
39	元亨2(1322) .7.4	長崎三郎左衛門入道思元	陸奥国行方郡北田村について思元の訴状を重胤に送り、召決に応じるようにとの関東御教書。	『鎌』28086-2
40	元亨2(1322) .10.28	長崎次郎左衛門尉	金沢貞顕の兄・顕弁(54歳)を鶴岡社務職に補任する御教書を遣わす使者となる。	「社務次第」
41	元亨3(1323) .10.21	長崎孫左衛門尉師光	小侍所の所司として法堂上棟の儀の祿役人を催促。	
42	元亨3(1323) .10.22	長崎禅門(盛宗・円喜)	無畏堂において貞時13回忌のため、円喜の勤行により「丁寧仏事」が行われる。※仏事は8日にも山内の宿所にて行われている。	
43	元亨3(1323) .10.25	長崎三郎左衛門入道思元	八講において諸大夫に布施を渡す手長を催促。	
44	元亨3(1323) .10.25	長崎禅門(盛宗・円喜) 長崎下野権守入道 長崎三郎左衛門入道(思元)	北条貞時の十三回忌に一品経と銭30貫を供養。 北条貞時の十三回忌に一品経と銭10貫を供養。 北条貞時の十三回忌に一品経と銭10貫を供養。	「供養記」
45	元亨3(1323) .10.25	執事長崎左衛門尉(高資)	中殿(前御台所、久明親王妃)が調進する予定であった経を「執事」長崎左衛門尉と「執事代」広瀬四郎入道が沙汰。※ただしどの経なのかは判然としない。	
46	元亨3(1323) .10.26	長禅(円喜)	法堂供養に円喜以下御内宿者参候。	
47	元亨3(1323) .10.27	長崎左衛門尉(高資力) 長崎左衛門入道(盛宗・円喜) 長崎三郎左衛門入道(思元) 長崎下野権守入道	北条貞時の十三回忌に砂金50両、太刀1振、馬1頭を供養。 北条貞時の十三回忌に銭300貫、馬1頭を供養。 北条貞時の十三回忌に銀剣1振、馬1頭を供養。 北条貞時の十三回忌に銭100貫を供養。	

(筆者作成)

付表11④ 得宗被官平・長崎氏の活動一覧<正中元年～建武4年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	正中1(1324) .3.9	(長崎)左衛門尉高資	高野山金剛三昧院鎮筑前国粥田庄の住人・運送船への過所の得宗家執事奉書。※『鎌』では「將軍守邦王袖判過書案」	『鎌』28695
2	正中1(1324) .5.10	長崎四郎左衛門尉泰光	東使として南条次郎左衛門宗直とともに上洛、日野資朝・俊基兩人を捕らえる。※史実では工藤右衛門二郎と諏訪三郎兵衛	『太』①44-45
3	正中1(1324) .5.27	東使兩人(泰光・南条高直)	東使兩人、資朝・俊基兩人を連れて鎌倉に下着。※史実では工藤右衛門二郎と諏訪三郎兵衛	『太』①44-45
4	正中1(1324) .7.4	長崎宮内左衛門入道	死去。	『常楽記』
5	正中2(1325) .2.12	長崎入道女	城讀岐権守妻(長崎入道息女)死去。	『常楽記』
6	正中2(1325) .3.9	長崎新兵衛子息	死去。	『常楽記』
7	正中2(1325)	長禪門(円喜)	金沢貞顕書状。円喜、禁忌にあったがこの日より出仕。年次不明だが、『鎌』は同年2月の城讀岐権守妻(円喜女)の死に関連付けて正中2年としている。	『鎌』28999
8	正中2(1325) .11.22	長禪門(円喜)	金沢貞顕、高時の愛妾常葉御前が寅刻に男子(邦時)を産んだことについて、長崎高資を通じて喜びを伝える。高資とともに若御前を見た後、円喜に対面し喜びを伝える。	『鎌』29255
		長崎新左衛門尉(高資)	貞顕が若御前のもとを訪れた際に若御前の傍らにあった太刀5、6振は円喜の進上したものかと推測する。	
		三郎左衛門入道妻	邦時の乳母の一人に思元の妻(深沢殿)。	
9	正中2(1325)	長崎入道父子、禪門	金沢貞顕書状。「御領御辞退事」について、長禪門父子が成久に話したことを記す。	『鎌』29257
10	嘉暦1(1326) .1.17	長崎新左衛門尉(高資)	金沢貞顕の孫・忠時が1月11日に高時のもとに参候した際、高資がかねてより内々に申ししていたらしく、高時の御前にて三献、引出物を賜る。	『鎌』29313
11	嘉暦1(1326)	長禪門(円喜)	金沢貞顕書状。円喜、高時の病状を語る。	『鎌』29388
12	嘉暦1(1326)	南条・長崎兩人	金沢貞顕書状。前欠なため内容は不明だが、「南条・長崎兩人、各月令管領候之處二」、「長崎新兵衛方」とある。	『鎌』29433
		長崎新兵衛		
13	嘉暦1(1326) .3.	長崎入道(円喜)	金沢貞顕書状。貞顕、3月13日夜に高資を通して出家の暇を申し入れるが、2、3度申ししても許可されず、翌日も円喜が直々に引きとどめる。	『鎌』29389
		長崎新左衛門尉(高資)		
14	嘉暦1(1326) .3.	高資	貞顕を執権とする。	『保』100頁
15	嘉暦1(1326) .3.	長崎新兵衛尉	金沢貞顕書状。3月16日の朝に長崎新兵衛尉を使者として貞顕が執権となることが伝えられる。当日行われた評定に長崎高資が見られる。	『鎌』29390
		長崎新左衛門尉(高資)		
16	嘉暦1(1326) .4.	高資	貞顕が出家したため、守時を執権とする。	『保』100頁
17	嘉暦2(1327) .5.2	左衛門尉高資	向山刑部左衛門尉への書状。	『鎌』29834
18	嘉暦3(1328)	長崎左衛門入道(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状。宛先は不明だが、御下向のことについて盛久をもって重ねて円喜に申し入れ、高資は出仕していたため対面できず、夕方に申し入れたという。	『鎌』30303
		(長崎)新左衛門尉(高資)		
19	元徳1(1329) .3.13	長崎新左衛門尉(高資)	金沢貞顕書状。崇顕、宗正の与党を拷問し白状した内容の注進状を長崎新左衛門尉に付ける。	『鎌』30531
20	元徳1(1329) .3.21	長崎左衛門入道(円喜)	3月23日付金沢崇顕(貞顕)書状。崇顕、兼冬の使節のことについて、21日に円喜に謁し再三申し入れる。	『鎌』30580
21	元徳1(1329) .4.29	長崎左衛門入道(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状。崇顕が申し入れた常葉範貞の出家について、円喜の返状に「かならましきよし」とあったという。	『鎌』30598
22	元徳1(1329) .7.26	長崎入道(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状に見える。	『鎌』30677
23	元徳1(1329) .9.9	長崎入道父子(高綱・高資)	金沢崇顕(貞顕)書状。崇顕、常葉範貞の出家について、盛久をもって円喜・高資・安達時顕に内々に申し入れる。	『鎌』30729
24	元徳1(1329)	長崎左衛門入道(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状。「同人長崎左衛門入道招請事」	『鎌』30702
25	元徳1(1329)	長崎入道(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状。能登大夫判官入道息女(円喜孫女)死去。	『鎌』30730
26	元徳1(1329)	長崎左衛門入道(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状。崇顕、9月24日に死去した金沢谷殿の禁忌を盛久を使者として円喜に申し入れるも、禁忌はないとの返答。	『鎌』30737
27	元徳1(1329) .12.29	長崎三郎左衛門尉(高頼)	金沢崇顕(貞顕)書状。前欠のため内容は不明だが、二階堂兼藤とともに奉行人として長崎三郎左衛門尉が見える。	『鎌』30846

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
28	元徳1(1329) .?.24	長崎入道父子(高綱・高資)	金沢崇顕(貞顕)書状(年月日は記されていないが、25日のもの)。崇顕、忠伊法印父子三人が殺害されたことについて、円喜・高資に申し入れる。	『鎌』30832
29	元徳2(1330) .2.7	長崎左衛門入道(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状。(御所火災に関して)崇顕、申刻に高時亭で円喜に謁す。※『鎌』30895の崇顕書状に「むま(午)の時はかりに」「やすみ所(休所)よと火出きて」「御所々へふきつけ候てやけ候ぬ」とある。	『鎌』30894
30	元徳2(1330) .2.19	長崎左衛門入道(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状。崇顕、官途所望の注文を円喜に見せる。	『鎌』30909
31	元徳2(1330) .3.4	長崎禪門(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状。周防前司の使節のことについて、27日に出仕した際に円喜に直接申し入れる。	『鎌』30949
32	元徳2(1330)	長崎入道(円喜) 新左衛門尉(高資)	金沢崇顕(貞顕)書状。崇顕、酉刻に出仕した際、円喜に再三懇訴、重ねて披露することを高資に伝えると返答をもらう。	『鎌』30950
33	元徳2(1330) .3.24	長崎入道(円喜)	金沢崇顕(貞顕)書状。崇顕、出仕した際に重ねて円喜に直接懇訴。	『鎌』30982
34	元徳2(1330) .10.22	左衛門尉(長崎高資)	筑前国宗像第二社遷宮のことについての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』31244
35	元弘年中(元弘1)	長崎入道(円喜) 同四郎左衛門尉(高貞) 同三郎左衛門入道(思元) 同三郎左衛門尉(高頼)	長崎三郎左衛門尉の宿所が放火され、宿所が炎上した。得宗高時邸には及ばず。	『鎌』32185
36	元弘1(1331) .5.5	長崎孫四郎左衛門尉(泰光)	東使として南条次郎左衛門尉とともに上洛。	『鎌裏』
37	元徳3(1331)	長崎新左衛門尉高資	執事長崎円喜の子息・長崎新左衛門尉高資、二階堂出羽入道道蘊と議論。	『太』①70-73
38	元弘1(1331) .8.6	長崎三郎左衛門尉高頼	陰謀露見のため典薬頭長朝・前宮内少輔忠時・長崎三郎左衛門尉高頼・工藤七郎右衛門入道・原新左衛門入道等逮捕され配流。	『鎌裏』『武裏』
39	元弘1(1331)	高資 長崎三郎左衛門尉高頼	高資が驕り高時の命に従わないので、高頼以下の者に命じて高資を討とうとするが、露顕したため高頼は奥州に流罪される。	『保』101頁
40	元弘1(1331) .9.5	長崎四郎左衛門尉高貞	御内御使として笠置山へ進発。	『鎌裏』
41	元徳3(1331) .9.	長崎四郎左衛門尉(高貞)	高時、20万7千6百余騎の大軍を笠置城に向かわせる(侍大将・長崎四郎左衛門尉高貞)。	『太』①124
42	正慶1(1332) .9.20	長崎四郎左衛門尉(高貞) 長崎九郎左衛門尉(師宗)	畿内西国凶徒のため上洛。	『太』①267-268
43	元弘3(1333)	長崎四郎左衛門(高貞)	楠木城へ発向。	「光明寺残編」
44	元弘3(1333) .1.	長崎四郎左衛門尉高貞(貞)	千早城攻めの軍奉行	「正慶乱離志」
45	正慶2(1333) .1末日	長崎悪四郎左衛門尉(高貞)	侍大将・悪四郎左衛門尉の行装78、人の目を驚かす。	『太』①269
46	元弘3(1333) .2.	長崎九郎左衛門尉(師宗)	捕虜を六波羅へ送る。	『太』①283-284
47	元弘3(1333) .2.	長崎四郎左衛門尉(高貞)	軍奉行として手負・死人の実験をする。	『太』①296
48	元弘3(1333)	長崎四郎左衛門尉(高貞)	兵糧攻めの指示を出す。	『太』①302
49	元弘3(1333)	長崎九郎左衛門師宗	工藤二郎右衛門尉とともに連歌に興じる。	『太』①302-302
50	元弘3(1333) .3.	長崎入道円喜	足利一族が一族・郎従・女性・幼子とともに上洛することを怪しみ、高時に尊氏に祈請文の提出を進言する。	『太』②16-17
51	元弘3(1333) .5.2	長崎勘解由左衛門入道 ※入道は誤記力	両使として諏訪木工左衛門入道とともに上洛するも、尊氏が敵になったとの六波羅の早馬に会い、鎌倉に引き返す。途中尊氏の長男竹若に会い、竹若を殺害。	『太』②77-78
52	元弘3(1333) .5.7	長崎与三種長	蓮華寺にて自害。	「過去帳」
53	元弘3(1333) .5.9	長崎二郎高重 (長崎)孫四郎左衛門(泰光)	高時、桜田治部大夫貞国を大将とする武蔵・上野の勢6万余騎を送る。	『太』②85
54	元弘3(1333) .5.12	長崎(高重・泰光)	久米川での合戦に敗れる。	『太』②88
55	元弘3(1333) .5.15	長崎駿河守時光	高時、重ねて大軍を送り、新田義貞を討つ。	『太』②88

	年月日	史料上の表記	事項	典拠	
56	元弘3(1333) .5.	長崎次郎高重 (長崎)入道	長崎高重、久米川の合戦で討ち取った首を家来にもたせ高時の館へ。祖父の円喜喜び賞賛。	『太』②94-95	
57	元弘3(1333) .5.21	執事長崎入道(円喜)	円喜の烏帽子子である島津四郎、新田義貞の軍に降る。	『太』②106-107	
58	元弘3(1333) .5.21	長崎三郎左衛門入道思元(頼元) 子息長崎勘解由左為基	長崎思元・為基父子、奮戦。為基の生死は不明。	『太』②109-112	
59	元弘3(1333)	長崎二郎高重	武蔵野の合戦より夜屋八十余箇所の戦いに毎回先を懸け、手の者・若党は150騎に。	『太』②131	
60	元弘3(1333) .5.22	長崎二郎高重	高重、高時に面会した後新田義貞を討つべく合戦へ。	『太』②131-133	
61	元弘3(1333) .5.22	長崎二郎高重	高重、南山和尚に会った後、敵陣に紛れ込む。	『太』②133-135	
62	元弘3(1333) .5.22	長崎二郎高重	「桓武第五の皇子葛原親王に三代の孫、平将軍貞盛より十三代、前相模守高時の管領に、長崎入道円喜が嫡孫、次郎高重」と名乗って最後の合戦。	『太』②136	
63	元弘3(1333) .5.22	長崎二郎高重	高重、自らの家臣の勧めで高時の様子を見に葛西力谷に帰る。	『太』②137	
64	元弘3(1333) .5.22	(長崎次郎)高重 (長崎)新右(左力)衛門	高重、走り回り人々に自害を勧め、高時の前に置いてあった盃を持ち、弟の新右衛門に酌をさせ、三度傾けた後摂津刑部大夫入道道準の前に置き、切腹。	『太』②138-139	
65	元弘3(1333) .5.22	長崎入道円喜 長崎新右(左力)衛門尉 長崎三郎左衛門入道思元	円喜、高時が気がかりで切腹せずにいたところ、15歳になった新右衛門尉が祖父の円喜を刺し、その刀で自らも切腹。高時も切腹し、北条一門をはじめ人々もあとに続いて自害。	『太』②139-141	
66	元弘3(1333)	長崎四郎左衛門(高貞)	長崎四郎左衛門尉(高貞=円喜の子で高資弟)南都にて出家。	『保』103頁	
67	元弘3(1333) .5.	高資	諸国の侍、皆高資の無道の振る舞いと高時の「亡氣ノ憑ナサ」二鎌倉を恨み、高氏に心を寄せて高時を捨てる。	『保』104頁	
68	元弘3(1333)	長崎四郎左衛門(高貞)	般若寺にて出家。	『太』②179	
69	元弘3(1333) .7.9	長崎四郎左衛門(高貞)	阿弥陀峯にて誅殺される。	『太』②181	
70		.12.13	長崎高資 長崎弥次郎	上総国市原庄八幡宮別当職の安堵を伝える高資書状。 高資書状の宛名。上総市原庄八幡宮別当職安堵を伝える使者か。	『鎌』32200
71	元弘3(1333) .12.	四郎左衛門尉高貞 長崎三郎左衛門入道思元	南部時長目安状に武行は思元の婿として高貞に属し、河内国茅屋城合戦に向かったことが記されている。	『鎌』32810	
72	元弘3(1333)	長崎孫四郎左衛門尉(泰光)	上野守護代	『梅松論』	
73	建武1(1334)	長崎四郎左衛門(高貞)	去年出家して大衣を着ていたところを召し出され、阿弥陀峯にて誅殺される。	『保』106頁	
74	建武1(1334) .3.21	長崎(崎)四郎左衛門入道	阿弥陀峯にて誅殺される。	「過去帳」	
75	文和2(1335) .5.20	長崎駿河四郎	滝口において誅される。	「社務記録」	
76	建武4(1337) .8.3	長崎左衛門入道	越前国主計保半分・長崎左衛門入道跡。	『南』中国四国 643	

(筆者作成)

付表12① 得宗被官諏訪氏の活動一覧<文治3年～文永4年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	文治3(1187) .8.15	諏方大夫盛澄	鶴岡放生会において流鏑馬があり、頼朝は関東に参上するのが遅れて囚人となっていた盛澄(盛隆)を召し出し、悪馬を与え射させた。盛澄はすべて命中させ、許された。	『吾』
2	文治4(1188) .2.28	盛澄	鶴岡八幡宮臨時祭で海野幸氏とともに流鏑馬の射手を務める。	『吾』
3	文治4(1188) .8.15	盛澄	鶴岡八幡宮放生会で海野幸氏とともに流鏑馬の射手を務める。	『吾』
4	建久1(1190) .4.3	盛澄	鶴岡八幡宮の祭において海野幸氏・藤沢清近とともに流鏑馬の射手を務める。	『吾』
5	建久4(1193) .3.21	諏方太郎<大夫>(盛澄)	頼朝が下野国那須野・信濃国三原などの狩倉を見るため出発。弓馬に練達し、御隔心のない御家人22人選ばれる。	『吾』
6	建久4(1193) .9.11	諏方祝盛澄	泰時が七日に伊豆で射とめた鹿を携え御所に参入。義時が矢祭の餅を準備。頼朝に十字餅の三の口として召された盛澄は遅く参上して三の口を賜る。	『吾』
7	建久5(1194) .10.9	諏方大夫盛澄	小山朝政亭において頼朝の御前で流鏑馬以下の作物の射法について議論。※吉本では盛隆となっている。	『吾』
8	建仁3(1203) .1.3	諏訪大夫盛澄	的始の射手、3番。	『吾』
9	元久1(1204) .1.10	諏方大夫盛隆(盛澄)	的始の射手、2番。	『吾』
10	元久1(1204) .2.12	諏訪大夫(盛澄)	実朝に供奉し、由比ヶ浜において小笠懸・遠笠懸の的を射る。	『吾』
11	建保1(1213) .5.3	伊具(諏訪)馬太郎盛重	和田合戦において和田四郎左衛門尉義直を討つ。	『吾』
12	承久3(1221) .5.22	伊具太郎(盛重)	承久の乱で北条泰時が京都に進発する際、従軍した18騎。	『吾』
13	承久3(1221) .6.14	伊具六郎	宇治川の合戦において敵を郎党の深草六郎が一人、染屋刑部七郎が一人を討つ。	『吾』 同月18日条
14	貞応1(1222) .7.3	伊具右馬太郎盛重	一条実雅の「百日小笠懸」の射手として毎日日の出前もしくは夕方に集まることを約諾した13人の武士。	『吾』
15	元仁1(1224) .閏7.23	伊具馬太郎盛重	式部大夫(源)親行とともに、京都に送還されることになった一条実雅に特に命令もなく私的につき従う。	『吾』
16	元仁1(1224) .11.14	伊具馬太郎盛重	一条実雅につき従ったため、親行とともに出仕を止められ所領を没収される。	『吾』
17	寛喜2(1230) .2.30	諏方兵衛尉(盛重)	鎌倉で起きた騒動を鎮めるために尾藤左近入道、平三郎左衛門尉とともに郎従を引率して向かう。	『吾』
18	貞永1(1232) .8.9	諏方兵衛尉(盛重)	泰時の使者として尾藤景綱、平盛綱とともに和賀江島を巡検。	『吾』
19	文暦1(1234) .3.5	諏方兵衛尉(盛重)	泰時の孫(時氏嫡子・経時)元服の儀の後、役員の面々に尾藤左近将監入道とともに喜びを伝える。	『吾』
20	嘉禎1(1235) .9.1	諏方兵衛尉盛重	頼朝の法華堂の湯屋から出火し、風であやうく法華堂まで火が及ぼうとしたところ、盛重が一人向かい、中間の民屋敷を壊して火を止めた。	『吾』
21	嘉禎1(1235) .9.2	諏方	前日の働きにより、泰時が感嘆し、御恩に浴す。	『吾』
22	嘉禎2(1236) .12.19	諏方兵衛入道	泰時が新築した邸宅の周りに屋敷を構える。	『吾』
23	嘉禎3(1237) .7.19	諏方大夫盛隆<澄>	流鏑馬の故実で、頼朝の時代の盛澄の話が出てくる。	『吾』
24	寛元4(1246) .5.25	諏方兵衛入道	但馬前司定員が使いとして時頼の許を訪れるが、諏訪兵衛入道・尾藤太・平三郎左衛門尉に命じて追い返す。	『吾』
25	寛元4(1246) .6.6	諏方兵衛入道蓮仏	三浦家村がひそかに蓮仏のもとに相談事があるとしてやってきたため、すぐに時頼に報告。	『吾』
26	寛元4(1246) .6.10	諏方入道	深秘の沙汰に参候する。	『吾』
27	寛元4(1246) .12.28	諏方兵衛入道	時頼の命により御所に乱入の者を平盛時とともに尋問。	『吾』
28	宝治1(1247) .6.2	諏方兵衛入道蓮仏	蓮仏、時頼のもとに集まった御家人たちに喜びを伝える。	『吾』
29	宝治1(1247) .6.4	諏方兵衛入道	時頼の使いとして、群参した御家人や被官に対し、今日退散するよう万年馬入道とともに厳しく制裁を加える。	『吾』
30	宝治1(1247) .6.5	諏方兵衛入道蓮仏	宝治合戦において無変の勲功を抽す。	『吾』
31	宝治1(1247) .6.18	諏方兵衛入道蓮仏	鶴岡別当法印定親が三浦泰村の縁座により籠居を命じる。蓮仏が仰せを伝える。	『吾』

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
32	宝治1(1247) .6.26	諏方兵衛入道	寄合の奉行。	『吾』
33	宝治1(1247) .6.5	諏方兵衛入道蓮仏	宝治合戦において無変の勲功を抽す。	『吾』
34	宝治1(1247) .6.18	諏方兵衛入道蓮仏	鶴岡別当法印定親が三浦泰村の縁座により籠居を命じる。蓮仏が仰せを伝える。	『吾』
35	宝治1(1247) .6.26	諏方兵衛入道	寄合の奉行。	『吾』
36	宝治1(1247) .9.11	諏方兵衛入道	合戦の賞に漏れたことを訴える筑後左衛門次郎知定について、勲功の奉行人等に命じて淵源を調べて評定のついでに披露するよう時頼から直に命じられる。	『吾』
37	宝治2(1248) .6.10	諏方入道蓮仏	宝寿丸(時輔)の乳母夫に命じられる。	『吾』
38	宝治2(1248) .7.9	諏方兵衛入道蓮仏	日頃断り続けていた宝寿丸(時輔)の後見としての雑事を始めて行う。	『吾』
39	建長2(1250) .1.1	諏訪兵衛四郎盛頼	時頼の垓飯献上の際、北条時定とともに一の御馬を引く。	『吾』
40	建長3(1251) .1.8	諏訪兵衛四郎	由比ヶ浜における的調の射手、6番。	『吾』
41	建長3(1251) .1.10	諏訪兵衛四郎盛頼	的始の射手、3番。	『吾』
42	建長3(1251) .7.30	諏方兵衛入道蓮仏	風伯祭を奉行。	『吾』
43	建長3(1251) .12.5	諏方兵衛入道	諏訪兵衛入道の辺いささか物騒により人々が集まるが、何事もなかった。	『吾』
44	建長3(1251) .12.26	諏方兵衛入道蓮仏	謀叛の企てありとして捕えられた了行法師・矢作左衛門尉・長次郎左衛門尉久連を尋問。	『吾』
45	建長3(1251) .11.27	諏方三郎盛綱<経>	将軍頼朝の祖母の弔問のため上洛。	『吾』
46	建長5(1253) .1.3	諏方三郎左衛門尉盛経	垓飯の引き出物の二の御馬を尾張次郎公時とともに引く。	『吾』
47	建長5(1253) .11.29	諏方兵衛入道蓮仏	山内に一堂を建立。	『吾』
48	建長6(1254) .1.4	諏訪四郎兵衛尉	的調の射手、3番。	『吾』
49	建長6(1254) .7.28	諏方入道	富木常忍宛法橋長専書状に「可有沙汰之由、諏方入道殿御返事を八申され候ながら」とある。	『鎌』7759
50	康元1(1256) .1.4	諏訪四郎兵衛尉	的始の射手候補の交名に名を連ねるも、障りを申す。	『吾』
51	康元1(1256) .1.5	諏方三郎左衛門尉盛経	将軍家の御行始の引出物の一御馬を尾張次郎公時とともに引く。	『吾』
52	正嘉2(1258) .1.6	諏方兵衛入道蓮仏	飛脚を信濃国に遣わし、知久右衛門尉五郎に射手を務めるよう命じる。	『吾』
		諏訪四郎兵衛尉	的始の射手候補の交名に名を連ねる。	『吾』
53	正嘉2(1258) .8.16	伊具(諏訪)四郎入道	建長寺前において射殺される。※『吾』『武家裏書』では「伊具四郎入道」、『鎌裏』では「諏訪四郎入道」と記す。	『吾』『鎌裏』『武家裏書』
54	正嘉2(1258) .8.16	諏訪刑部左衛門入道	伊具(諏訪)四郎入道殺害容疑で捕えられ、佐々木氏信に預けられる。平内左衛門尉俊基(康頼孫)と牧左衛門入道の同意も露頭。※『鎌裏』の「諏訪刑部左衛門康頼法師」は誤り。	『吾』『鎌裏』
55	正嘉2(1258) .8.17	諏訪刑部左衛門入道	伊具四郎入道殺害容疑で捕えられる。	『吾』
56	正嘉2(1258) .8.18	諏訪刑部左衛門入道	伊具四郎入道殺害容疑で尋問される。	『吾』
57	正嘉2(1258) .9.2	諏訪刑部左衛門入道	伊具四郎入道殺害容疑で鳩首される。	『吾』『鎌裏』
58	弘長1(1261) .1.1	諏訪四郎兵衛尉	時頼献上の垓飯の儀式において北条時輔とともに二の御馬を引く。	『吾』
59	弘長1(1261) .6.12	諏方入道蓮仏	平盛時とともに三浦義村息・良賢を捕える。	『鎌裏』
60	弘長1(1261) .6.22	諏方兵衛入道蓮仏	平盛時とともに三浦義村の子息・良賢を生け捕る。	『吾』
61	弘長3(1263) .1.1	諏訪四郎左衛門尉	時頼献上の垓飯の儀式において時輔とともに五の御馬を引く。	『吾』
62	文永2(1265)	地頭諏方三郎左衛門入道真性	下総香取社(女十盛)御殿遷宮用途注文に三鳥居「大方郷本役也仍地頭諏訪三郎左衛門入道真性造進之」とある。	『鎌』9257
63	文永3(1266) .6.19	諏訪三郎左衛門入道	飛脚として上洛。	『吾』
64	文永4(1267) .4.27	諏方兵衛入道	関東の諏方兵衛入道、去る比、死去。	「外記日記」 『信濃史料』補遺上

(筆者作成)

付表12㉔ 得宗被官諏訪氏の活動年表<建治元年～元弘3年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	建治1(1275) .5.	諏訪兵衛入道(蓮仙)跡	前年に焼失した六条八幡宮の再建費用として、「諏訪兵衛入道跡」に六貫が配当される。	「建治帳」
2	建治3(1277) .4.5	諏方入道(真性)	諏方入道宛渋谷定仏書状。定仏、子息二人が他の御方(北条義政)に仕えたため、勘当したことを真性を通じて時宗に報告。	『鎌』12699
3	建治3(1277) .6.13	諏訪左衛門入道(真性)	時宗の山内亭において申次を務める。	『建記』
4	建治3(1277) .6.17	諏訪左衛門入道(真性)	時宗の申次を務める	『建記』
5	建治3(1277) .6.24	すわとの(真性)	定仏、子息二人が他の御方(北条義政)に仕えたため、勘当したことを真性を通じて時宗に報告したがまだ返事なし。	『鎌』12763
6	建治3(1277) .7.8	諏訪左衛門入道(真性)	時宗の申次を務める	『建記』
7	建治3(1277) .7.23	諏訪左衛門入道(真性)	時宗の申次を務める	『建記』
8	.12.10	諏方左入(真性)	山門座主御文奉行	『建記』
9	建治3(1277) .12.16	諏訪(真性)	時宗の申次を務める	『建記』
10	建治3(1277) .12.25	諏訪入道真性	寄合に参加。	『建記』
11	弘安1(1278)	諏訪入道真性	渋谷入道定仏後家尼の訴状に、定仏の諏訪入道真性宛の書状の案(『鎌』12763)が添付される。	『鎌』13076
12	弘安5(1282) .5.12	しむしやう(真性力)	摂津国金心寺庄についての越中局の子息(尾藤五郎左衛門尉景連・若岐五郎左衛門入道後家尼真蓮・三位律師玄家・尾藤六郎左衛門二郎頼氏)の避文(『鎌』14623)を祇園大座に送る。	『鎌』14624
13	弘安7(1284) .1.4	沙弥(真性)	異賊降伏の祈禱を若狭国の別当・神主に命じるようにとの若狭国守護代宛得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』15051
14	弘安7(1284) .9.9	諏訪真性	円覚寺菜園についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』15301
15	弘安10(1287) .10.3	諏方入道(真性)	薩摩国御家人谷山郡司五郎資忠と山田・別府両村の地頭大隅式部太郎子息二郎丸代養父大隅五郎太郎久親法師の相論に関する関東下知状。諏方入道、奉行。	『鎌』16353
16	正応5(1292) .10.13	沙弥(真性力)	異国降伏の祈禱を命じる御教書の内容を若狭国中に相触れ、巻数を献じるよう工藤右衛門入道に命じる得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』18030
17	永仁1(1293) .12.29	宗秀	六条八幡宮別当運雅の扶持を憲淳に命じる同年12月28日付矢野倫景の奉書(『鎌』18439)を、憲淳に伝える。	『鎌』18440
18	正安2(1300) .10.9	相州家人五人(宗秀)	越訴奉行に相州家人5人が命ぜられる。	『鎌倉年代記』
19	正安3(1301) .1.22	宗経	北条貞時女(北条時基室、宗経養母)が死去。	『武家裏書』
20	嘉元3(1305) .5.2	諏訪三郎左衛門尉	嘉元の乱で工藤中務丞有清を預ける御使。	『鎌裏』
21	徳治2(1307) .2.17	左衛門尉(宗秀)	南条七郎二郎(時光)が富士上方上野郷一分給主新田五郎後家尼蓮阿に所当米以下公事の事で訴えられたことについて、弁済するようにとの得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』22860
22	徳治2(1307) .5	諏方六郎左衛門尉	北条時宗の忌日法要のための結番、1番。	「大斉番文」
		伊具左衛門入道	北条時宗の忌日法要のための結番、4番。	
		諏方左衛門尉(宗秀)	北条時宗の忌日法要のための結番、8番筆頭。	
		諏方三郎左衛門尉	北条時宗の忌日法要のための結番、8番。	
		諏方兵衛尉	北条時宗の忌日法要のための結番、12番筆頭。	
23	徳治2(1307) .7.26	諏訪左衛門尉宗秀	高時の矢開において御剣を宗宣に献じる。	「鳥餅日記」
24	徳治3(1308) .4.19	諏方左衛門尉	諏方左衛門尉宛憲淳拳状。	『鎌』23234
25	延慶2(1309) .4.7	諏方左衛門尉	諏方左衛門尉宛隆勝拳状。	『大古』醍⑦1382
26	延慶2(1309) .6.4	諏方左衛門尉	諏方左衛門尉宛隆勝書状。	『鎌』23695
27	延慶2(1309) .6.	諏訪左衛門尉経宗	貞時の申し入れによって貞弁の還補を奉行。	『諸職次第』
28	延慶3(1310) .4.15	諏方弥四郎入道	西忍、金剛峯寺領荒河庄内藤木の田地を毛利丹後守殿御代官の諏方弥四郎に売り渡す。	『鎌』23964
29	延慶3(1310) .9.1	諏訪入道蓮件(仏)	大祝盛久覚書。	『鎌』24054
30	正和3(1314) .10.24	諏方左衛門入道(直性)	諏方左衛門入道宛隆勝拳状。	『鎌』25273
31	正和4(1315) .3.8	諏訪入道直性	亥刻に鎌倉の飯島より出火し、翌日の卯刻まで火災。御所・得宗亭をはじめ多くの館が焼失した中に、長崎左衛門入道円喜・諏訪入道真性・尾藤左衛門入道演心の屋敷がある。	『公衡公記』3.16条

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
32	正和年間?	諏訪左衛門入道直性	評定衆であり、鶴岡八幡宮修正会の際は警固の役についた。	「当社記録」
33	元応2(1320) .2.19	沙弥(直性)	筑前国宗像第二宮造営事についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』27377
34	元応2(1320) 10.3	沙弥(直性)	筑前国宗像第二宮造営事についての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』27618
35	元亨3(1323) .10.25	諏方五郎経重	北条貞時の十三回忌にて手長役を務める。	「供養記」
36	元亨3(1323) .10.25	諏訪左衛門入道(直性)	北条貞時の十三回忌に一品経と銭10貫を調進。	
37	元亨3(1323) .10.27	諏訪木工左衛門尉	布施取の御使を務める。	
38		伊具左衛門尉	北条貞時の十三回忌に銭30貫、銀剣1振、馬1頭を供養。	
		諏訪左衛門入道(直性)	北条貞時の十三回忌に銭100貫を供養。	
		諏訪三郎左衛門入道	北条貞時の十三回忌に銀剣1振、馬1頭を供養。	
		諏訪六郎左衛門尉	北条貞時の十三回忌に銭10貫を供養。	
39	正中1(1324) .9.24	諏訪三郎兵衛	御使として工藤右衛門二郎とともに上洛して日野資朝・俊基兩人を捕らえる。	『武家裏書』
40	正中1(1324) .9.26	諏方三郎兵衛尉	上野七郎兵衛尉宛結城宗広書状。諏方三郎兵衛尉(諏方全禪の子、諏方養子)と工藤右衛門二郎が京都に出發。	『鎌』28835
41	正中1(1324) .9.23	諏方入道	正中の変の逮捕者の尋問を安東入道とともに奉行。	『鎌裏』
43	嘉暦2(1327) .9.12	諏訪新左衛門尉	諏訪新左衛門尉の病のため冥道供を修法。	『門葉記』
44	嘉暦4(1329) .11.11	諏方左衛門入道(直性?)	諏訪上宮五月流鏑馬番役五番に「志賀郡(マ)諏訪左衛門入道」。	『鎌』30552
45		諏訪杏(木工力)左衛門入道	諏訪上宮五月流鏑馬番役十番に「本柄地頭等、除諏訪杏左衛門入道」。	『鎌』30552
46		真性	金沢貞顕の書状に「真性奉行日記」の校合について記されている。	『鎌』30782
47	元徳1(1329) .11.10	諏方六郎左衛門入道	11.11付け金沢貞顕書状に、去夜(10日)亥刻ばかりに扇谷の大仏家時亭門前から出火し、諏訪六郎左衛門入道の家が焼失したと記されている。	『鎌』30775
48	元徳1(1329)	諏訪入道(直性)	高時の5歳になった若君が、19日より諏訪入道の宿所に滞在し、21日に鶴岡に参詣(金沢貞顕書状)。	『鎌』30853
				『鎌』補2104
49	元徳2(1330) .10.22	左衛門尉(諏訪)	筑前国宗像第二社遷宮のことについての得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』31244
50	元徳3(1331) .7.26	諏訪左衛門尉	南条高直、六波羅で捕らえられ関東に再び送られてきた日野俊基を受け取り、諏訪左衛門尉に預ける。	『太』②68-69
51	元徳3(1331) .5.2	諏訪木工左衛門入道	東使として長崎勘解由左衛門とともに上洛するも、尊氏が敵になったとの六波羅の早馬に会い、鎌倉に引き返す。途中尊氏の長男竹若に会い、竹若を殺害。	『太』②77-78
52	元弘3(1333)	諏訪三郎盛高	亀寿丸を鎌倉より落ち延びさせる。	『太』②124-
53	元弘3(1333) .5.22	諏訪入道直性	高重の置いた盃を口にして切腹した道準に続き、盃を手にして三度傾け、高時の前に置き、切腹し、その刀を抜いて高時の前に置く。	『太』②139
54	元弘3(1333) .5.22	諏訪木工左衛門入道	「相模入道崇鑿於相州葛西東勝寺失生涯之後諏方木工左衛門入道真(直)性相共自害同息三郎盛高相具崇鑿息亀寿相模二郎時行落下信州」と記されている。	「神氏系図」大祝時繼注記
		真(直)性		
		同息三郎盛高		

(筆者作成)

付表12③ 諏訪大祝家の活動一覧

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	治承4(1180) .9.10	当宮大祝篤光 篤光	諏訪上宮の大祝篤光の妻が夫の使いとして一条忠頼の陣にやってきた。	『吾』
2	治承4(1180) .10.18	篤光	頼朝が甲斐源氏・信濃源氏・時政に直面すると、彼らは各々篤光の夢想により菅冠者たちを討ち、田園を諏訪上下社に寄進したと言上。	
3	承久3(1221) .6.11	諏方大祝盛重(敦信) 子息太郎信重	盛重(敦信)が8日に記した文書が鎌倉に到着。巻数を献上。 小笠原長清に従って上洛。	『吾』
4	延応1(1239) .11.1	大祝信濃権守信重	信濃国司初任検注、泰時に先例を尋ねられる。	『吾』
5	延応1(1239) .11.9	諏方大祝信重	信濃国司初任検注について請文を提出。	『吾』
6	宝治3(1249) .3.	大祝信濃守信重 下宮祝盛基	信濃国諏方上宮大祝信濃守信重解状。 去年の御造営で新儀の濫訴。	『鎌』7061
7	延慶3(1310) .9.1	前遠江宮寺(マ)盛久 すわの十郎盛清 すわの七郎入道俗名盛綱 すわの遊四郎 盛基大祝 故入道殿	大祝盛久覚書。	『鎌』24054
8	元亨3(1323) .7.27	諏方下宮大祝時澄	諏方下宮大祝(金刺)時澄代久政が訴えていた、塩尻郷東条の地頭・塩尻次郎重光の神役用途抑留のことについての関東下知状が出される。	『鎌』28463
9	元亨3(1323) .10.	諏訪神左衛門入道 諏訪遠江権守 諏訪三河権守(頼重)	北条貞時の十三回忌に銭10貫を供養。 北条貞時の十三回忌に銀剣1振、馬2頭を供養。 北条貞時の十三回忌に銭50貫、銀剣1振、馬1頭を供養。	『供養記』
10	元亨3(1323) .10.27	諏訪三河権守(頼重) 諏訪遠江権守	頼重の供養した銀剣と馬が冷泉三位に送られる。 諏訪遠江権守の供養した銀剣と馬が持明院中将(基行)に送られる。	
11	元徳2(1330) .11.9	諏訪遠江入道	死去。	『常楽記』
12	元弘2(1332) .1.11	安芸権守時継	諏訪上社の毎月1日・15日の幣料として信濃筑摩郡吉田・赤木を寄附。	『鎌』31656
13	元弘2(1332) .2.11	時継	諏訪社神長宛の時継書状。	『鎌』31657
14	元弘2(1332) .4.5	時継	諏訪社神長宛の時継書状。	『鎌』31658
15	元弘3(1333)	諏訪祝	楠木城へ発向。	『光明寺残編』
16	建武2(1335) .7.28	諏訪時継	北条時行とともに鎌倉に攻め入る。	『梅松論』
17	建武2(1335) .7.28	諏訪頼重	北条時行とともに鎌倉に攻め入る。	『梅松論』
18	建武2(1335) .8.19	諏訪時継	足利軍に破れ、自害する。	『梅松論』
19	建武2(1335) .8.19	諏訪頼重	足利軍に破れ、自害する。	『梅松論』

(筆者作成)

【金刺姓の人物】

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	寛元3(1245) .9.12	金刺左衛門尉盛重	左衛門尉に任官。	『平戸記』
2	元亨2(1322) .5.1	左衛門尉金刺	(前欠)筑前宗俊郡東郷稻本名の年貢未進についての得宗家公文書下知状の奉者。	『鎌』28012

付表13① 得宗被官工藤氏の活動一覧〈治承4年～建保元年〉

※典拠はすべて『吾妻鏡』

	年月日	史料上の表記	事項
1	治承4(1180) .8.25	工藤庄司景光 同子息小次郎行光	石橋で合戦が行われたことを聞き、甲斐の国を出発し、波志太山で俣野景久らに遭遇し合戦。※「小次郎」の部分は吉本では「工藤小三郎」となっている。
2	治承4(1180) .10.18	工藤庄司景光	波志太山で俣野景久と合戦に及び、忠節を尽くしたことを頼朝に言上。
3	治承4(1180) .10.23	景光	相模の国府に到着し、勲功に対しての恩賞が行われ、御家人たちは本領安堵及び新恩を賜る。
4	治承4(1180) .12.12	工藤庄司景光	頼朝の新造御亭への移徙の儀に供奉。
5	治承4(1180) .12.20	工藤小二郎行光	三浦義澄献上の垢飯の儀の後の始。3番の射手を務める。
6	養和1(1181) .1.6	工藤庄司景光	北条宗時を殺害した平井紀六を生け捕り、時政のもとへ連行。
7	養和1(1181) .7.20	工藤庄司景光	鶴岡若宮宝殿上棟式において大工に与える馬を引く。
8	文治1(1185) .5.15	工藤小次郎行光	平宗盛・清宗父子の身柄を迎え取るため、頼朝は時政を御使として酒匂宿に派遣。武者所牧宗親・工藤行光らも同道。
9	文治1(1185) .10.24	工藤庄司景光	勝長壽院供養の儀に随兵(弓馬に優れた者から選ばれた)として東方に祇候。
10	文治1(1185) .10.24	工藤小次郎(行光)	勝長壽院供養の儀において布施の七の御馬を宇佐美祐茂とともに引く。
11	文治1(1185) .10.27	工藤庄司(景光)	頼朝の命により、箱根権現に御使として遣わされ、馬一頭を奉納。
12	文治2(1186) .1.3	工藤庄司景光	頼朝の直衣始の儀において随兵を務める。
13	文治4(1188) .3.15	工藤小次郎(行光)	鶴岡八幡宮で行われた大法会に頼朝の随兵として郎従三人を従え供奉。
14	文治5(1189) .4.18	工藤庄司景光	北条時連(時房)元服の儀に参列。
15	文治5(1189) .6.9	工藤庄司景光	鶴岡八幡宮御塔供養において布施の二の御馬を宇佐美祐茂とともに引く。
16	文治5(1189) .7.19	公(工)藤庄司景光 同(工藤)次郎行光 同(工藤)三郎助光	頼朝の奥州藤原秀衡征伐に従う。
17	文治5(1189) .8.8	工藤小次郎行光 同(工藤)三郎祐(助)光	阿津賀志山前に陣取った金剛別当秀綱の率いる数千騎に対し、畠山重忠・小山朝光・加藤景康とともに遣わされ矢合わせ。
18	文治5(1189) .8.9	工藤小次郎行光 同(工藤)三郎祐(助)光	三浦義村・葛西清重・行光・祐光・狩野親光・藤沢清近・河村千鶴丸の7騎馬、先陣の畠山重忠の陣を追い越し阿津賀志山を越えて先に進む。行光、先駆けを果たす。伴藤八と戦い、討ち取った後頸を鳥付に付け木戸に向かう。
19	文治5(1189) .8.10	工藤小次郎行光	阿津賀志山にて合戦。郎従の藤五男(郎)下須房秀方と組み合い、討ち取る。
20	文治5(1189) .9.12	工藤小次郎行光	岩井郡厨河に定められた宿所において盃酒と垢飯を献上。当郡を行光が拝領することになったことによる。
21	文治5(1189) .12.24	工藤小次郎行光	由利維平・宮六国平らとともに奥州に向け出陣。
22	建久1(1190) .11.7	工藤庄司(景光)	頼朝の上洛に後陣の随兵6番として供奉。
23	建久1(1190) .11.7	工藤小次郎(行光)	頼朝の上洛に先陣の随兵32番として供奉。
24	建久2(1191) .2.4	工藤小次郎(行光)	頼朝の二所参詣に先陣の随兵として供奉。
25	建久2(1191) .3.4	工藤小次郎(行光)	小町大路の辺りで失火があり、義時・大内惟義・村上高国・比企能員・比企朝宗・佐々木盛綱・昌寛法橋・新田忠常・行光・佐貴広綱以下の家屋焼亡。
26	建久2(1191) .8.1	工藤庄司(景光)	新造の頼朝亭において大庭景能が盃酒を献上。その場に祇候。
27	建久2(1191) .8.18	工藤小次郎行光	御家人たちが進上した馬が新造の厩に立てられ、下河辺政義・梶原景茂・狩野宣安・佐々木義清らとともに騎乗。
28	建久3(1192) .6.13	工藤小次郎(行光)	畠山重忠・安達長茂・下河辺政義らとともに永福寺造営の梁や棟を引く。
29	建久3(1192) .11.25	工藤庄司景光	永福寺供養に頼朝の御後の供奉人として供奉。
30	建久3(1192) .11.29	景光	実朝の五十日・百日の儀式において十字餅を送られる。
31	建久4(1193) .3.21	工藤小次郎(行光)	頼朝が下野国那須野・信濃国三原などの狩倉を見るため出発。弓馬に練達し、御隔心のない御家人22人選ばれる。
32	建久4(1193) .5.8	工藤庄司(景光) 同小次郎(行光)	富士野・藍沢の夏狩を見るため駿河国に赴く頼朝に祇候。
33	建久4(1193) .5.16	工藤庄司景光	富士野で行われた狩の晩に優れた射手として矢口餅を賜る。景光は一の口。
34	建久4(1193) .5.27	工藤庄司景光	比類なき大鹿一頭を射損じ、その晩に発病。
35	建久4(1193) .11.27	工藤小太<次>郎行光	永福寺薬師堂の供養に後陣の随兵として供奉。
36	建久5(1194) .閏8.1	工藤小次郎行光	三浦に渡る政子・頼家・大姫に供奉。

	年月日	史料上の表記	事項
37	建久5(1194) .10.9	工藤小次郎行光	小山朝政亭において頼朝の御前で流鏑馬以下の作物の射法について議論。
38	建久5(1194) .11.21	工藤小次郎行光	御霊社の前浜における千番の小笠懸の射手を務める。
39	建久6(1195) .3.10	工藤小次郎(行光)	頼朝の東大寺供養に先陣の随兵の一人として供奉。
40	建久6(1195) .3.10	工藤三郎(祐光)	頼朝の東大寺供養に後陣の随兵の一人として供奉。
41	正治1(1199) .10.28	工藤小次郎行光	梶原景時指弾の一味同心を改めない旨を誓うため、鶴岡八幡宮の回廊に群集。
42	正治2(1200) .1.7	工藤小次郎行光	的始での射手、3番。
43	正治2(1200) .1.18	工藤小次郎行光	一矢で二羽の鳥を射る。
44	正治2(1200) .1.20	工藤小次郎	梶原景時追罰のため三浦義村・比企兵衛尉・粕谷有季・行光以下の軍兵が使わされる。
45	正治2(1200) .1.20	工藤八(茂光力)	梶原景時父子に遭遇し、廬原小次郎・三沢小次郎・飯田家義とともに景時を追う。 ※「北条九代記」では「工藤八三。澤小次郎」となっているが「工藤八。三澤小次郎」の誤り。
46	正治2(1200) .1.23	工藤八(茂光力) 工藤六(重光力)	20日の合戦で工藤八の手勢と工藤六が梶原景連を討ち取った。
47	正治2(1200) .1.25	工藤小次郎行光	梶原景時の弟・友景が降任として時政亭に参り、行光を通じ武具を献じる。
48	正治2(1200) .7.8	工藤小次郎行光	頼家が相模河から帰る途中、行光は悪馬に乗り、険悪な道を馳せたことにより禄を賜る。
49	正治2(1200) .10.13	工藤小次郎行光	頼家、行光の郎従である藤五郎・藤三郎兄弟の奥州での芝田次郎との合戦での活躍に感心する。
50	正治2(1200) .10.21	工藤小次郎行光	頼家、浜御所に入御。行光は陪膳に祗候。頼家の命により、若宮大路の宅より三人の郎従(藤五郎・藤三郎・美源二)を連れて戻る。頼家はこのうち一人を御家人に加えようとするが行光は固辞。
51	正治2(1200) .10.21	景光	行光の話の中に「亡父景光」とある。
52	建仁1(1201) .1.12	工藤小次郎行光	的始での射手、4番。
53	建仁1(1201) .9.18	工藤十郎	頼家の犬の世話をする者に選ばれる。
54	建仁2(1202) .9.21	工藤小次郎行光	頼家の伊豆・駿河の狩倉下向に従う射手。
55	建仁2(1202) .9.29	行光	小笠懸で命中した矢の数に応じて懸物を賜る。
56	建仁3(1203) .9.2	工藤五郎(朝光力)	時政の使者として比企能員のもとへ遣わされる。
57	建仁3(1203) .9.2	工藤小次郎行光	政子の命により、比企氏追討のために派遣される。
58	建仁3(1203) .9.5	工藤小次郎行光	時政の命により堀親家を誅殺。
59	建仁3(1203) .10.9	工藤小次郎行光	的始での射手、4番。
60	建暦1(1211) .1.9	工藤小次郎行光	的始での射手、3番。
61	建暦2(1212) .1.11	工藤小次郎(行光)	的始の射手、1番。
62	建保1(1213) .2.26	工藤藤三祐高	前日の夜に荏柄社に参籠し、朝退出するときになって渋谷刑部六郎兼守の和歌を見つけ、御所に持参。
63	建保1(1213) .3.2	工藤十郎	泉親平を捕えるために遣わされ、親平と合戦になり郎従数人とともに殺害される。

(筆者作成)

※得宗被官化以前の甲斐工藤氏の活動も含む。

付表13② 得宗被官工藤氏の活動一覧<承久2年~文永2年>

※典拠はすべて『吾妻鏡』

	年月日	史料上の表記	事項
1	承久2(1220) .1.29	工藤右衛門尉(重光)	窟堂の辺りが焼失。橘隆邦・重光らの家が被災。
2	承久2(1220) .9.25	工藤八郎左衛門尉(茂光)	大野右近入道と工藤八郎左衛門尉らの宅が失火により焼失。義時の館は類焼を免れる。
3	承久3(1221) .12.3	工藤右馬允(朝光力)	一条実雅の妻室(義時の娘)が懐妊したことにより、大倉の邸宅の廊において千度祓が行われ、陪膳を奉行。
4	貞応1(1222) .1.7	工藤中務次郎長光	的始の射手、5番。
5	貞応1(1222) .9.22	工藤右馬允(朝光力)	義時の邸宅の寝殿の坤の角で放火があり、工藤右馬允の郎従がかけつけて消火。
6	嘉禎3(1237) .7.19	工藤景光	時頼、初めて放生会の流鏝馬を射るため、鶴岡八幡宮の馬場で練習。海野左衛門尉幸氏の話の中に下河辺行平・工藤景光ら優れた八人の射手の人々の名が出てくる。
7	仁治2(1241) .1.5	工藤三郎(光泰)	的始の射手、3番。
8	寛元2(1244) .1.5	工藤三郎(光泰)	的始の射手、4番。
9	寛元3(1245) .1.8	工藤八郎	的始の射手、2番。
10	寛元3(1245) .8.16	工藤右衛門次郎	競馬の射手、1番左。
11	寛元4(1246) .1.6	工藤六郎(祐光)	的始の射手、3番。
12	寛元4(1246) .10.16	工藤六郎祐光	馬場殿における笠懸の射手を務める。横溝五郎とともに時頼に推薦されての参加。
13	宝治2(1248) .1.1	工藤六郎左衛門尉(祐光)	時頼沙汰の坑飯の儀において武藤四郎とともに二の御馬を引く。
14	宝治2(1248) .1.15	工藤右近五(次)郎	的始の射手、4番。
15	建長2(1250) .3.1	工藤中務丞(行光)	閑院造営のために築地2本を課せられる。
16	建長2(1250) .5.10	工藤六郎左衛門尉(祐光)	笠懸の射手。
17	建長3(1251) .1.8	工藤三郎左衛門尉光泰	時頼の命で鑄された金銅薬師如来像を供養。
18	建長3(1251) .1.8	工藤右近三郎(光頼力)	由比ヶ浜における的調の射手、7番。※当日の射手には選ばれず。
19	建長3(1251) .5.27	工藤三郎左衛門尉光泰	時頼の使いで隆弁法印に祈祷の賞のことを伝える。
20	建長3(1251) .8.24	工藤六郎左衛門尉(祐光)	犬追物の射手、3番。
21	建長4(1252) .1.13	工藤三郎右衛門尉光泰	頼朝の法華堂での恒例の仏事を奉行。天狗の霊託を時頼に伝える。
22	建長4(1252) .4.1	工藤左衛門尉高光	宗尊親王の鎌倉帰参にともなう重時沙汰の坑飯の儀において北条時定とともに五の御馬を引く。
23	建長4(1252) .4.17	工藤次(二)郎右(左)衛門尉光泰	御所での御鞠始に参加。※北条本は「元泰」になっている。
24	建長4(1252) .4.24	工藤三郎右衛門尉光泰	御所での御鞠に参加。
25	建長4(1252) .11.18	工藤右近三郎(光頼力)	21日に行われる新造御所における的始(御弓馬始)の射手候補に選ばれる。
26	建長5(1253) .1.1	工藤次郎左衛門尉頼光	時頼沙汰の坑飯の儀において北条時定とともに五の御馬を引く。
27	建長6(1254) .1.1	工藤次郎左衛門尉高光	時頼沙汰の坑飯の儀において北条時定とともに五の御馬を引く。
28	康元1(1256) .1.1	工藤次郎左衛門尉高光	時頼沙汰の坑飯の儀において足利兼氏とともに五の御馬を引く。
29	康元1(1256) .1.4	工藤八郎四郎(朝高)	的始の射手候補の交名に名を連ねる。
30	康元1(1256) .1.9	工藤八郎四郎(朝高)	由比ヶ浜における的調の射手、3番。
31	康元1(1256) .1.13	工藤八郎四郎朝高	的始の射手、3番。
32	正嘉1(1257) .1.1	工藤次(二)郎左衛門尉高光	時頼沙汰の坑飯の儀に北条義政とともに一の御馬を引く。
33	正嘉1(1257) .2.26	工藤左衛門尉高光	北条時宗の元服の儀式に北条時村とともに二の御馬を引く。
34	正嘉1(1257) .9.18	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	勝長壽院造営始めの安東光成・工藤光泰(相州禅室御方)、藤民部大夫入道道仏(奥州禅門御方)・四方田景綱(相州御方)とともに諸堂雑掌をつとめる。
35	正嘉2(1258) .1.1	工藤次郎左衛門尉高光	時頼沙汰の坑飯の儀式において陸奥七郎時基とともに一の馬の御馬を引く。
36	正嘉2(1258) .1.2	工藤三郎左衛門尉光泰	将軍御行始の引き出物の一の御馬を北条時輔とともに引く。
		工藤次郎左衛門尉高光	将軍御行始の引き出物の二の御馬を備前長頼とともに引く。
37	正嘉2(1258) .1.6	工藤弥三郎(清光)	的調の催促交名に見られるが、的調には見られない。
38	文應1(1260) .1.1	工藤次郎左衛門尉高光	時頼沙汰の坑飯において陸奥七郎時基とともに一の馬の御馬を引く。
39	文應1(1260) .1.1	工藤三郎右衛門尉光泰	小侍所所司平岡左衛門尉実俊故障のため、かわりに御行始を奉行。
40	文應1(1260) .1.12	工藤弥三郎(清光)	的調の射手、5番。
		工藤八郎	的調の射手、6番。

	年月日	史料上の表記	事項
41	文應1(1260) .1.14	工藤弥三郎清光	的始の射手、5番。
42	文應1(1260) .1.20	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	昼番衆結番を奉行
43	文應1(1260) .2.2	工藤三郎右衛門尉光泰	小侍御簡集に新たに四人が加わり、平岡実俊とともに奉行。
44	文應1(1260) .4.18	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	小侍所所司として、平岡実俊とともに小台所格勤の侍5人について奉行。
45	文應1(1260) .7.6	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	平岡実俊とともに昨年の鶴岡八幡宮社参の供奉人に参加しなかった大須賀朝氏と阿曾沼光綱に関して時頼に詳細を報告。
46	文應1(1260) .7.7	光泰	大須賀朝氏と阿曾沼光綱に関しての詳細を二階堂行方に報告。
47	文應1(1260) .7.29	工藤三郎右衛門尉光泰	中御所番衆は廂御所に着到する旨、二階堂行方より光泰と平岡実俊に伝えられる。
48	文應1(1260) .12.29	光泰	平岡実俊とともに正月の御行始の供奉人交名を作成し、進上。
49	弘長1(1261) .1.2	工藤三郎右衛門尉光泰	北条重時沙汰の焼飯の儀において相模三郎時輔とともに一の御馬を引く。
50	弘長1(1261) .1.4	工藤三郎右衛門尉光泰	鶴岡供奉の散状について、時頼の嫡庶の順に関する意を實時に伝える。
51	弘長1(1261) .1.9	工藤三郎右衛門尉光泰	的始の射手の選定。時宗の供。
52	弘長1(1261) .4.25	工藤三(三カ)郎右衛門尉(光泰)	小笠懸を行う時宗のために武田五郎三郎が造進らせたるを立てる。
53	弘長1(1261) .7.10	工藤三郎右衛門尉(光泰)	左大臣法印の壇所として、御所近辺の人々の宿所を充てる。平岡実俊とともに奉行。
54	弘長1(1261) .7.13	工藤三郎右衛門尉(光泰)	光泰故障により、放生会の供奉人の散状は平岡実俊一人で担当。
55	弘長1(1261) .7.29	光泰	放生会の供奉人について平岡実俊とともに披露。
56	弘長1(1261) .8.13	工藤三郎右衛門尉光泰	放生会の供奉人の座席のことに、光泰が軽服のため平岡実俊が一人奉行に当たっていたが、実俊の申し出により時宗より平盛時が遣わされ、ともに奉行。
57	弘長1(1261) .9.3	工藤三郎右衛門尉光泰 同木工左衛門尉	時頼に扈從し、武田七郎・南部又次郎らとともに危篤の鶴岡八幡宮供僧弁法印審範の坊を訪問。
58	弘長1(1261) .9.19	工藤三郎右衛門尉光泰	光泰が二所参詣の間の着到等のことについてはしばらく小野澤次郎時仲を奉行とすると定められる。
59	弘長3(1263) .1.11	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	的始の射手の一人・小嶋家範が故障のため、その合手である小沼孝幸についても止め5番に縮小されることになったが、光泰の提案により射手を補充し、予定通り六番で編成されることになった。
60	弘長3(1263) .6.28	光泰	平岡実俊とともに、放生会供奉人の散状を廻らす。
61	弘長3(1263) .11.20	工藤三郎右(左)衛門尉光泰	長崎次郎左衛門尉、尾藤太景氏、宿屋左衛門尉・安東左衛門尉らとともに臨終の時頼の枕許に祇候。
62	文永2(1265) .1.1	工藤次郎左衛門尉(高光) 工藤三郎左衛門尉(光泰)	時宗沙汰の焼飯の儀において陸奥十郎忠時とともに一の御馬を引く。 時宗沙汰の焼飯の儀において相模七郎宗頼(7歳)とともに五の御馬を引く。

(筆者作成)

付表13③ 得宗被官工藤氏の活動一覧<建治元年～興国5年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	建治1(1275) .5.	工藤中務丞(行光)跡 工藤右衛門尉跡	前年に焼失した六条八幡宮の再建費用として、「工藤中務丞跡」・「工藤右衛門入道跡」にそれぞれ五貫が配当される。	「建治帳」
2	建治3(1277) .6.5	工藤三郎右衛門入道道恵	出家・遁世した塩田義政慰留のために遣わされる。	『建記』
3	建治3(1277) .12.2	工藤二郎右衛門尉(時光力)	北条貞時元服の儀に刑部少輔七郎と二の御馬を引く。	『建記』
4	弘安7(1284) .6.28	公(工)藤木工左衛門入道	(北条師時力) 袖判沙弥性如奉書によって惣検校とともに蒲御厨の新神宮の造営を命じられる。	『鎌』15228
5	弘安8(1285)	工藤右衛門入道果(果)禪	貞時御分国の若狭国守護代。	「若狭国守護職次第」
6	弘安8(1285)以降	工藤九郎有清	若狭国守護代官。	「若狭国守護職次第」
7	弘安8(1285) .4.1	工藤右衛門入道果(果)禪	若狭国税所今富名領主代。正安3年3月9日まで。	「今富名領主次第」
8	弘安9(1286) .12.5	工藤右衛門入道果(果)禪	安達泰盛所持の頼朝の御剣(鬚剪)を霜月騒動後に探し出し、装束を加え、果(果)禪を使者として法華堂御厨子に送ったので、隨身して御堂に奉納するようにとの公朝宛貞時寄進状。	『鎌』16066
9	正応1(1288) .1.	工藤右衛門入道(果)禪	若狭国税所谷田寺院主・僧重敵訴状。若狭国税所の代官工藤右衛門入道が田寺院の免田一町余について、前代官伊賀光政と同様に押領しているという。	『鎌』16497
10	正応3(1290) .6.	工藤右衛門入道果(果)禪	若狭国税所今富名領主代。正安3年9月まで。	「今富名領主次第」
11	正応4(1291) .8.20	工藤右衛門入道果(果)禪	寺社京下訴訟延引の際についてこれ以上延引すれば飯沼大夫判官助宗、大瀬左衛門尉惟忠、長崎左衛門尉光綱、工藤右衛門入道果(果)禪、平左衛門尉宗綱に触れて訴えると決められる。	「追加法」632
12	正応5(1292) .10.13	工藤右衛門入道殿(果)禪	異国降伏の祈禱を命じる御教書の内容を若狭国中に相触れ、巻数を献じるよう工藤右衛門入道に命じる得宗家公文書奉書。	『鎌』18030
13	永仁1(1293) .9.30	工藤右近(宗光)	親玄と対面。	『親』
14	永仁1(1293) .10.1	工藤右近(宗光)	貞時の女の乳母子。	『親』
15	永仁3(1295) .1.9	工藤(右衛門尉)	寄合に参加。	『永記』
16	永仁3(1295) .1.19	工藤(右衛門尉)	寄合に参加。	『永記』
17	永仁3(1295) .2.9	工藤(右衛門尉)	寄合に参加。	『永記』
18	永仁3(1295) .2.13	工藤右衛門尉(貞祐力)	出仕を止められる。	『永記』
19	永仁3(1295) .閏2.25	工藤刑部左衛門入道	出羽国寒河江庄内の工藤刑部左衛門入道知行分五力郷が円覚寺仏日庵に寄附される。	『鎌』18759
20	永仁4(1296) .3.	工藤右衛門入道(果)禪力	若狭国汲部・多烏浦刀禰の百姓等の相論の和与状に判をする。	『鎌』19035
21	永仁6(1298) .1.13	果(果)暁	但馬国鎌田庄を建長寺の造営の料所として沙汰するようにとの建長寺沙汰入宛得宗袖判執事(果)暁奉書(『鎌』の文書名は「北条長時下文」)。	『鎌』19578
22	永仁6(1298) .4.20	沙弥(果)暁	摂津国多田院修造料に関する得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』19657
23	正安1(1299) .7.11	工藤右衛門入道(果)禪力	相模国北法華堂の坊地の替地について、沙汰をするようにとの隠岐前司(二階堂泰行)と工藤右衛門入道宛貞時書状。	『鎌』20164
24	正安3(1301) .3.9	果勝(果)暁力	摂津国多田院修造料に関する得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』20726
25	正安3(1301) .10.	工藤次郎右衛門尉貞祐	若狭国税所今富名領主代。正中元年9月まで。※「果(果)暁の子そく」と記されている。	「今富名領主次第」
26	乾元1(1302) .10.24	工藤木工左衛門尉	執権北条師時の袖判御教書によって、「惣検校」とともに遠江国蒲御厨の神寺社の造営を命ぜられる(遠江蒲神明宮文書)。	『鎌』21266
27	乾元2(1303) .8.17	工藤木工左衛門尉	工藤木工左衛門尉・惣検校宛の蒲御厨神寺社の造営について沙汰をするようにとの内容の北条師時公文書奉書。	『鎌』21594
28	嘉元2(1304) .4.2	工藤六郎、貞景	若狭国太良保についての塩飽入道宛工藤貞景書状。追而書に貞景が幼稚の為花押が書けない旨が記されている。	『鎌』21782
29	嘉元2(1304) .4.	工藤殿 (工藤右衛門入道、果)禪	若狭国多烏浦刀禰の百姓等が同国汲部浦の百姓の訴えが偽訴であるとして陳状を提出。「前御代工藤殿御時、付両方与御下知時」とある。	『鎌』21813
30	嘉元2(1304) .9.3	工藤右衛門入道(果)禪	若狭国汲部・多烏浦刀禰の百姓等の相論について、永仁4年の工藤右衛門入道判の和与状の旨に任せて沙汰をするようにとの左衛門尉某書状写。	『鎌』21975
31	嘉元2(1304) .12.2	地頭工藤右衛門入道(果)禪	若狭国汲部・多烏浦刀禰の百姓等の相論についての小槻国親書状。「地頭工藤右衛門入道代官弥五郎入道時も為訴訟」とある。	『鎌』22044

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
32	嘉元3(1305) .5.2	工藤中務丞有清	北条時村誅殺の討手として頸を刎ねられる。	『武裏』
33	嘉元3(1305) .5.2	工藤右衛門入道(果暎)	和田茂明処刑のため、三浦介入道のもとに使いとして赴く。	『鎌裏』
		工藤左近将監	嘉元の乱の下手人を預ける使い。	『鎌裏』
34	嘉元3(1305)	工藤新左衛門尉	東の早馬として六波羅に遣わされる。	『武裏』
35	徳治2(1307) .5	工藤次郎右衛門尉(貞祐)	北条時宗の忌日法要のための結番、2番筆頭。	「大斉番文」
		工藤三郎右衛門尉(祐貞)	北条時宗の忌日法要のための結番、6番筆頭。	
		工藤左近将監	北条時宗の忌日法要のための結番、7番。	
		工藤右近将監(宗光)	北条時宗の忌日法要のための結番、8番。	
		工藤治部右衛門尉	北条時宗の忌日法要のための結番、9番。	
		工藤右衛門入道(果暎)	北条時宗の忌日法要のための結番、12番筆頭。	
36	徳治2(1307) .5.	工藤次郎左衛門入道理覚(頼光力)	常陸大丞平経幹申状。舎弟時幹が外祖父工藤次郎左衛門入道理覚の権威を笠に経幹の所領を押領。	『鎌』22977
37	徳治2(1307) .7.12	工藤七郎左(右)衛門尉	高時(6歳)の矢闕にて鳥を取る。	「鳥餅日記」
38	徳治2(1307) .7.26	工藤次郎左衛門尉	高時の矢闕において鳥を給仕。	「鳥餅日記」
39	延慶2(1309)	工藤二郎右衛門尉貞祐	延慶2年より貞時御分国の若狭国守護代。	「若狭国守護職次第」
40	延慶2(1309)以降	貞祐子工藤九郎祐景	若狭国守護又代官。※通称は「右衛門三郎」の間違ひ。	「若狭国守護職次第」
41	延慶3(1310) .3.8	工藤四(次力)郎右衛門尉	異国降伏の祈禱を命じる御教書の内容を若狭国の寺社別当神主に相触れるよう、代官に下知することを工藤四郎右衛門尉に命じる得宗家公文書奉書。	『鎌』23932
42	応長1(1311) .4.	故工藤殿(右衛門入道)	長有の若狭国多島浦百姓等への宛行状に「故工藤殿在御下知」とある。	『鎌』24230
43	正和2(1313) .7.24	(工藤)貞祐	摂津国多田庄満願寺の寺僧が訴えている多田院の僧十乗房等が競望して導師を請けず、仏事の障碍となっていることについて、今後このような違乱があれば注進するようにとの土肥九郎宛工藤貞祐書状。	『鎌』24933
44	正和5(1316) .3.16	くどうえもん入道	南条時光の嫡子時忠の後見として判をする。	『鎌』25768
45	正和5(1316) .閏10.18	工藤右近入道(宗光)	摂津国多田院の塔供養に奉ずる馬を沙汰していなかったため、得宗家公文所より速く沙汰するよう催促される。	『鎌』26002
46	文保1(1317) .5.10	工藤次郎右衛門尉(貞祐)	得宗家公文書奉書の宛先。摂津国多田院の僧・百姓の訴訟について、政所において訴陳の旨を執進するように命じられる。	『鎌』26172
47	元応1(1319) .1.11	工藤七郎右衛門尉	貞時の使いとして北条貞顕に御剣を届ける。	『鎌』27124
48	元応1(1319) .7.25	貞祐(工藤次郎右衛門尉)	摂津多田院両政所に対し、永仁六年の下知に任せて地頭・御家人以下の甲乙人等による自然濫妨狼藉があった場合制禁を加えるようにとの書状。	『鎌』27103
49	元応3(1321) .1.11	工藤左衛門次郎高景	的始の射手、2番。	『御的日記』
50	元亨2(1322) .1.10	工藤左衛門次郎高景	的始の射手、5番。	『御的日記』
51	元亨3(1323) .10.25	工藤九郎祐長	北条貞時の十三回忌にて手長役を務める。	「供養記」
		工藤右衛門三郎資景	北条貞時の十三回忌にて手長役を務める。	
52	元亨3(1323) .10.25	工藤二郎右衛門尉(貞祐)	北条貞時の十三回忌に一品経と銭10貫を供養。	
		工藤三郎右衛門尉(祐貞)	北条貞時の十三回忌に一品経と銭10貫を供養。	
53	元亨3(1323) .10.26	工藤右衛門三郎資景	北条貞時の十三回忌にて手長役を務める。	
54	元亨3(1323) .10.27	工藤二郎右衛門尉(貞祐)	冷泉中納言に工藤二郎右衛門尉進上の馬と剣が贈られる。	
		工藤二郎左衛門尉(高景力)	中御門侍従に工藤二郎左衛門尉進上の馬と剣が贈られる。	
55	元亨3(1323) .10.27	工藤新三郎右衛門尉	北条貞時の十三回忌にて御使を務める。	
56	元亨3(1323) .10.	工藤右衛門入道	北条貞時の十三回忌に銭20貫、馬1頭を供養。	
		工藤右近将監(貞光)	北条貞時の十三回忌に砂金30両、銀剣1振、馬1頭を供養。	
		工藤三郎右衛門尉(祐貞)	北条貞時の十三回忌に銀剣1振、馬1頭を供養。	
		工藤二郎右衛門尉(貞祐)	北条貞時の十三回忌に砂金50両、銀剣1振、馬1頭を供養。	
		工藤二郎左衛門尉(高景力)	北条貞時の十三回忌に銀剣1振、馬1頭を供養。	

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
57	元亨3(1323) .11.3	(工藤)右衛門尉貞行	工藤貞行讓状。「ひたちの国田むらの村・みち(陸奥)の国いくの(伊具)庄・かなはらの保のうち かた山のむらの御たいかんしき ならひにかまくらの西御門の地」を娘「かいす御前」に譲る。	『鎌』28573
58	元亨3(1323)	貞景、工藤六郎左衛門尉貞景	元亨3年(1323)の「東寺供僧申状案」に、貞景の代官が所務の先例を存知していないために我意に任せて下地以下の庶務を押し付けたとして嘉元2年(1304)～延慶3年(1310)まで六波羅において訴陳状をやり取りしたが、得宗領であるため、延慶3年に関東に注進したところ、貞景は権威を募り出頭しなかったため裁判は進まなかったとある。そして元亨3年に至ってはまだ問答を一度も逐げていないという。	『鎌』補2031
59	正中1(1324) .9.24	工藤右衛門二郎	御使として諏訪三郎兵衛とともに上洛して日野資朝・俊基兩人を捕らえる。	『武裏』
60	正中1(1324) .9.23	工藤右衛門二郎	諏方三郎兵衛尉(諏方全禪の子、諏方入道養子)と工藤右衛門二郎が23日丑刻に京都に出発したことが「九月廿三日丑刻」の結城宗朝書状に書かれていたことが、9月26日子刻付結城宗広書状によってわかる。	『鎌』28835※31512にも元亨4年として所収
61	正中2(1325) .11.22	工藤大膳大夫入道妻	高時息の乳母の一人。	『鎌』29255
62	嘉暦1(1326) .3.29	工藤右衛門尉祐貞	蝦夷に進発。	『鎌裏』
63	嘉暦1(1326) .7.26	祐貞	工藤右衛門尉祐貞、安藤季長を捕え鎌倉に帰参。	『鎌裏』
64	嘉暦2(1327) 閏9.3	貞祐(工藤次郎右衛門尉)	多田院南大門の造営料の米銭・人夫等について沙汰をするようにとの得宗家公文書奉書の内容を伝える佐々布又太郎・浦上左衛門入道宛貞祐書状。	『鎌』30026
65	嘉暦2(1327)	工藤右衛門貞祐母	駿河国で死去。	『鎌』30036
66	嘉暦3(1328) .1.9	工藤次郎左衛門尉高景	的始の射手、1番筆頭。	『御の日記』
67	元徳1(1329) .3.13	工藤右近将監(貞光力)	金沢貞頼書状。宗正の与党等が13日の申刻に鎌倉に到着するので、御内侍所工藤右近将監の沙汰として、「御内の仁等」に預けられることになる。※文書では改元前のため「嘉暦4年」と記されている。	『鎌』30531
68	元徳1(1329) .25	工藤三郎右衛門入道	金沢貞頼書状の追而書に(24日)巳刻に若宮神主のもとに侍所代官が押し寄せ、神主弟と同宿していた桑原太郎が召し捕られた。貞頼は桑原太郎を工藤三郎右衛門入道子息としている。※桑原氏は平姓のため、養子であろうか。	『鎌』30832
69	元徳3(1331) .6.30	(工藤)右衛門尉貞祐	十乗以後の管領についての工藤貞祐書状。(摂津多田神社文書)	『鎌』31546
70	元徳3(1331) .11.21	貞祐(工藤次郎右衛門尉)	摂津国多田院南大門供養のことについての得宗家公文所奉書の内容を土肥孫九郎に伝える貞祐の施行状。	『鎌』31545
71	元弘1(1331) .8.6	工藤七郎右衛門入道	陰謀露見のため典薬頭長朝・前宮内少輔忠時・長崎三郎左衛門尉高頼・工藤七郎右衛門入道・原新左衛門入道等逮捕され配流。	『鎌裏』
72	元弘2(1332) .9.21	工藤右衛門尉貞祐	若狭国税所今富名領主代。	「今富名領主次第」
73	元弘2(1332) .10.	工藤殿(梶禅)	若狭国汲部・多烏浦地頭方年貢銭諸公事代銭請文に「応長年中工藤殿(梶禅)御代山崎大進」とある。	『鎌』31878
74	元弘2(1332) .10.	工藤殿(梶禅)	『鎌』31879文書の案文。	『鎌』31879
76	正慶1(1332)	工藤次郎右衛門(貞祐)	正慶元年より若狭国守護代。	「若狭国守護職次第」
77	正慶1(1332) .1.	工藤次郎左衛門尉(高景)	東使として二階堂信濃入道行珍とともに上洛。人々に対する処刑を定める。※工藤高景は安達高景の間違いであろう。	『太』①153
78	正慶1(1332) .6.3	工藤二郎左衛門尉(高景)	相模国葛原岡にて俊基の祇候人である助光が俊基に会うのを許可する。※『太』では元徳3=元弘元年のこととして描かれている。	『太』①85-87
79	正慶1(1332) .9.20	工藤次郎左衛門尉高景	畿内西国凶徒のために上洛する軍勢の一人。	『太』①267-268
80	元弘3(1333) .1	工藤二郎右(左)衛門尉高景	千早城攻めの戦奉行。	「正慶乱離志」
81	元弘3(1333)	工藤二郎右衛門尉(貞祐力)	長崎九郎左衛門師宗とともに連歌に興じる。	『太』①302
82	正慶1(1332)	工藤左衛門尉(高景)	高時の使いとして足利尊氏に上洛を促す。	『太』②16
83	元弘3(1333) .9.24	工藤治部右門二郎(貞景)	工藤治部右衛門二郎宛の津軽四郡田数・得分員数・給主の交名について、文書を帯びているならば、これを写して提出するようにとの沙弥・前加賀守・掃部助連署の奉書。※実名は「津軽降人交名」による。	『鎌』32575

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
84	元弘4(1334) .2.30	工藤右近入道跡(貞光力)	陸奥国二迫栗原郷内外栗原・竹子澤内工藤右近入道跡を合戦の勲功の賞として留守彦次郎(家任)に宛行うとの陸奥国宣。	『鎌』32855
85	建武1(1334) .4.30	工藤四郎左衛門入道跡	陸奥国糠部郡一戸の關所地。	『大史』⑥ 1-521
		同子息左衛門尉次郎(義村)跡	陸奥国糠部郡一戸の關所地。	
		工藤三郎兵衛尉跡	陸奥国糠部郡八戸の關所地。	
85	建武1(1334) .6.12	工藤三郎兵衛尉	捕虜となった工藤三郎兵衛尉の処分について検討される。	『大史』⑥ 1-616
		工藤三郎(景資)	陸奥国糠部郡三戸(今田四郎三郎跡)の新給人工藤三郎が味方の注進に漏れているため加えるように指示がある。	『大史』⑥ 1-617
		工藤孫四郎	陸奥国糠部郡八戸の給人工藤孫四郎・孫次郎が味方の注進に漏れているため加えるように指示がある。	『大史』⑥ 1-617
		同孫次郎		
86	建武1(1334) .8.21	貞行	女子加伊寿御前分として津軽山邊郡二想志郷内下方(大光寺合戦の勲功として拝領)・田舎郡上冬居郷10分の3を譲る。	『青森県史』中世1 65号
87	建武1(1334) .9.6	工藤三郎景資	陸奥国衛、会田氏の關所地(陸奥国糠部郡三戸)を工藤景資に給付。	『大史』⑥ 1-775
88	建武1(1334) .12.4	公(工)藤次郎	六条河原にて誅される。	「過去帳」
	建武1(1334) .12.4	同次郎右衛門尉(貞祐)	六条河原にて誅される。51歳。	
89	建武1(1334) .12.14	工藤左近二郎子息孫二郎義継	降伏し、安藤又太郎に預けられる。	「津軽降人交名」
		同孫三郎祐継	降伏し、安藤又太郎に預けられる。	
		工藤治部右衛門二郎貞景	降伏し、安藤弥五郎入道に預けられるが死去。	
		同舎弟孫次郎経光	降伏し、安藤五郎二郎に預けられる。	
		工藤左衛門次郎義村	降伏し、和賀右衛門五郎に預けられる。	
		工藤六郎入道道光	降伏し、中務右衛門尉に預けられる。	
		同三郎二郎維資	降伏し、中務右衛門尉に預けられる。	
		工藤四郎二郎	降伏し、二宮治部左衛門太郎に預けられる。	
		工藤又太郎	降伏し、工藤六郎に預けられる。	
工藤六郎				
90	建武2(1335) .1.26	工藤中務右衛門尉貞行	津軽鼻和郡目谷郷(貞祐法師跡)・外濱野尻郷等を領知するようにとの北畠顕家下文。	『青森県史』中世1 397号
		工藤右衛門尉貞祐法師跡		
91	建武2(1335)	工藤六郎左衛門尉貞景	「若狭太良荘雑掌申状案」に鎌倉時代の太良庄は正安4年(1302)以降竹向方(貞時室力)が給主となり、竹向方が辞退した後には工藤六郎左衛門尉貞景が二十余年知行したとある。	『大日本』①123
92		工藤六郎左衛門尉(貞景)	文書は文永5年7月のものだが、付箋に「関東領之時、給主塩飽三郎口口(兵衛)入道給之」「同時給主北斗堂珍忍法印給口之」「同時給主工藤六郎左衛門尉口口(給之)」とある。この付箋は「関東領之時」とあるように鎌倉幕府滅亡後に付けられたものあろう。貞景は嘉暦2年に太良庄の給主となっている(『鎌』21782、補2031、『大日本』1-123)。	『鎌』10284
93	文和2(1335) .5.20	工藤二郎	滝口において誅される。	「社務記録」
94	興国4(1343) .6.20	さたゆき	貞行後家尼しれんの譲状。娘の加伊寿御前は南部氏に嫁していた。	『青森県史』中世1 108号
95	興国5(1344) .2.23	こくとうゑものせうさたゆき	貞行後家尼しれんの譲状。信光(幼名力寿丸、加伊寿御前の子)に津軽田舎郡黒石郷・同政所職を譲る。	『青森県史』中世1 109号

(筆者作成)

付表14① 甲斐工藤氏行光流布施氏・大瀬氏の活動一覧<布施氏>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	宝治2(1248) .1.15	布施三郎(行忠)	的始で三番の射手を務める。	『吾』
2	建長3(1251) .1.8	布施三郎(行忠)	的調で三番の射手。	『吾』
3	建長3(1251) .1.10	布施三郎行忠	的始で四番の射手を務める。	『吾』
4	建長4(1252) .1.14	布施三郎行忠	的始で四番の射手を務める。	『吾』
5	建長4(1252) .11.18	布施三郎(行忠)	宗尊親王の初めての鶴ヶ岡八幡宮参拝に伴う的始の射手を務めるよう催促を受ける。	『吾』
6	建長4(1252) .11.21	布施三郎藤原行忠	宗尊親王の鶴ヶ岡八幡宮参拝に伴う的始の射手を務める。	『吾』
7	建長6(1254) .1.4	布施三郎(行忠)	的調で五番の射手。	『吾』
8	建長6(1254) .1.16	布施三郎行忠	的始で三番の射手を務める。	『吾』
9	康元1(1256) .1.4	布施弥三郎(行忠)	的始の射手候補の交名に名を連ねる。	『吾』
10	康元1(1256) .1.9	布施三郎(行忠)	的調で四番の射手。	『吾』
11	嘉暦1(1226)	布施兵庫允	金澤貞頼執権就任の日の評定において孔子(くじ)役となる。	『鎌』29390
12	建武1(1334) .7.3	布施四郎(兄弟)	島津庄日向方南号乱暴狼藉謀叛人の中に、北条(名越)高家被官として布施四郎兄弟が見える。	『南』九州101

付表14② 甲斐工藤氏行光流布施氏・大瀬氏の活動一覧<大瀬氏>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	康元1(1256) .1.4	大瀬三郎左衛門尉	的始の射手候補の交名に名を連ねる。	『吾』
2	康元1(1256) .1.9	大瀬三郎左衛門尉	由比ヶ浜における的始の射手選びの儀で、五番を務める。	『吾』
3	弘長1(1261) .1.1	大瀬三郎左衛門尉惟忠	将軍御行始の引出物の一の御馬を武蔵五郎時忠(宣時)とともに引く。	『吾』
4	弘安5(1282) .2.1	大瀬藤内兵衛友国	春日神木に狼藉を働いたため流罪となった四人の武士の一人。内訳は六波羅探題北方被官の阿原口次郎兵衛政保・伊藤左衛門祐兼、南方(北条時国)被官の大瀬藤内兵衛友国・津尾新左衛門清継。	『勤仲記』
5	弘安10 <128> .8.18	大瀬右衛門尉惟忠	大仏宣時に連署就任を伝える使者。	『武裏』
6	正応4(1291) .8.20	大瀬左衛門尉惟忠	寺社京下訴訟延引の際についてこれ以上延引すれば飯沼大夫判官助宗、大瀬左衛門尉惟忠、長崎左衛門尉光綱、工藤右衛門入道宗禪、平左衛門尉宗綱に触れて訴えると決められる。	「追加法」632
7	永仁2(1294) .4.23	大瀬左衛門入道(惟忠)	貞時の女房・播磨局の着帯の儀の祈禱の験者となることを所望し、叶えられなければ死ぬと言った良基僧正を召し預かる。	『親記』
8	永仁2(1294) .10.5	大瀬三郎左衛門尉(惟時力)	馬とともに河に落ちる。	『親記』
9	永仁6(1298) .1.12	大瀬次郎左衛門尉忠貞	的始で4番の射手を務める。	『御の日記』
10	正安1(1299) .1.15	大瀬次郎左衛門尉忠貞	的始で2番の射手を務める。	『御の日記』
11	徳治2(1307) .5	大瀬三郎左衛門尉(惟時力) 大瀬次郎左衛門尉(忠貞力)	北条時宗の忌日法要のための結番、二番。 北条時宗の忌日法要のための結番、三番。	「大斉番文」
12	延慶2(1309) .6.29	大瀬三郎左衛門尉惟時	高野山金剛三昧院雑掌が訴えた河内国讃良庄について、給人惟時に替地を充て行い、寺家に返し付けるようにとの内容の宗宣・師時連署の関東御教書。	『鎌』23720
13	元亨3(1323) .10.27	大瀬二郎左衛門尉(忠貞力)	北条貞時の十三回忌に銭10貫を供養。	「供養記」
14	正中2(1325) .6.6	大瀬次郎左衛門尉(忠貞力)	常陸国大枝郷給主中臣能親と地頭野本四郎左衛門尉貞光・和泉三郎左衛門尉頼助等の鹿嶋社不開御殿仁慈門の造営に関する相論について、給主・地頭ともに造営をするよう催促するよう、山河判官入道・小田常陸太郎左衛門尉(貞宗)・大瀬次郎左衛門尉・下郷掃部丞に命じられる。	『鎌』29132
15	正中2(1325) .5.9	大瀬次郎左衛門尉(忠貞力)	関東御使として豊前国宇佐宮に神馬を送る。	『鎌』28671
16	建武1(1334) .6.12	大瀬二郎跡	陸奥国糠部郡三戸(大瀬二郎跡)の新給人岩崎大炊六郎入道が津軽の凶徒に与同。	『大史』⑥ 1-617
17	暦応3(1340) .11.	大瀬次郎左衛門尉(忠貞力)	「益永宇輔神馬管領文書目録写」に(元亨4年力)5月9日付の道意(豊前国守護代)の宇佐宮への神馬の送状(『鎌』28671)が見える。	『南』九州1606

(筆者作成)

付表15① 得宗被官南条氏の活動一覧<建久6年~文応元年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	建久6(1195) .3.10	南条次郎	頼朝の東大寺供養に後陣の随兵の一人として供奉。	『吾』
2	元久1(1204) .10.14	南条平次(次郎)	実朝の室となる坊門信清の息女を迎えるため上洛。	『吾』
3	元久1(1204) .12.10	〔南条平次〕	実朝の室鎌倉に下着。	『吾』
4	建保1(1213) .1.2	南条七郎(時員)	義時の沙汰の堀飯で五の御馬を曾我小太郎とともに引く。	『吾』
5	建保4(1216) ?	南条次郎	実朝が渡宋を企てた折、宋に使わされた12人。	『善隣国宝記』74頁
6	承久3(1221) .5.22	南条七郎(時員)	承久の乱で北条泰時が京都に進発する際、従軍した側近18騎の1騎となる。	『吾』
7	承久3(1221) .6.14	南条七郎(時員)	宇治川の浅瀬を調べるため芝田兼義が検者を求め、南条七郎がともに真木嶋へ。北条時氏、南条七郎ら6騎を相具して進発。前右大将家司主税頭長衛と幕下の下に遣わされる。	『吾』
8	承久3(1221) .6.19	〔南条七郎〕	時氏、14日に相従った者6人を酒席に呼ぶ。	『吾』
9	元仁1(1224) .6.28	南条七郎(時員)	泰時の命により、平盛綱・尾藤景綱・関実忠・安東光成・万年右馬允・南条時員などの側近のみ泰時邸の出入りを許される。	『吾』
10	嘉禄2(1226) .10.12	南条七郎(時員)	評定所の役人として訴人が評定所に近接することを取り締まるよう指示を受ける。	『吾』
11	寛喜1(1229) .1.15	南条七郎二郎	的始の射手、4番。	『吾』
12	寛喜1(1229) .9.9	南条七郎次郎	泰時の命により、京都の右近将監多好方のもとに和琴の秘曲を授けてもらうため派遣される。	『吾』
13	寛喜1(1229) .12.17	南条七郎次郎	母が病気のため京都より帰参。代わりに美濃澤右近二郎が和琴の秘曲を授けられることに。	『吾』
14	天福1(1233) .1.17	南条殿(時員)	在京の御家人が皇居旧跡に馬場を作ることを禁じるため使者として上洛。	『鎌』4496
15	嘉禎2(1236) .1.2	南条七郎左衛門尉(時員) 南条兵衛尉	泰時沙汰の堀飯で四の御馬を引く。	『吾』
16	嘉禎2(1236) .1.3	南条七郎左衛門尉(時員) 南条太郎兵衛尉	北条朝時沙汰の堀飯で三の御馬を引く。	『吾』
17	嘉禎2(1236) .8.4	南条七郎左衛門尉(時員)	将軍頼経が若宮大路の新造御所に移徙する際に供奉。	『吾』
18	嘉禎2(1236) .12.19	南条左衛門尉(時員)	泰時が新築した邸宅の周りに屋敷を構える。	『吾』
19	嘉禎3(1237) .1.2	南条七郎左衛門尉(時員)	時氏の沙汰の堀飯で一の御馬を北条光時とともに引く。	『吾』
20	嘉禎3(1237) .4.22	南条七郎左衛門尉時(員) 南条兵衛次郎経忠	北条時頼の元服の儀に引き出物の馬を引いて参加。	『吾』
21	暦仁1(1238) .1.2	南条七郎左衛門尉(時員)	泰時の沙汰の堀飯で北条時頼とともに五の御馬を引く。	『吾』
22	延応1(1239) .1.3	南条八郎兵衛尉忠時 南条平四郎	北条朝時沙汰の堀飯で二の御馬を引く。	『吾』
23	延応1(1239) .1.5	南条八郎兵衛尉(忠時)	的始の射手、3番。	『吾』
24	仁治1(1240) .1.2	南条八郎兵衛尉忠時	泰時沙汰の堀飯で陸奥七郎とともに五の御馬を引く。	『吾』
25	建長1(1249) .8.14	南条七郎左衛門入道(時員)	山門の尊覚親王のもとに東使として遣わされる。	『大日本史料』5-31
26	建長6(1254) .1.4	南条左衛門(次)郎	的調の射手、5番。	『吾』
27	康元1(1256) .1.4	南条左衛門次郎 兵衛六郎 八郎兵衛尉(忠時)	的調の催促交名に3人の名前が見られるが、八郎兵衛尉と左衛門次郎は都合が悪く、兵衛六郎のみ了承。	『吾』
28	康元1(1256) .1.9	南条兵衛六郎	由比ヶ浜での的調の射手、7番。	『吾』
29	正嘉1(1257) .1.1	南条新左衛門尉(頼員)	将軍御行始の引出物の三の御馬を北条時輔とともに引く。	『吾』
30	正嘉1(1257) .2.26	南条新左衛門尉頼員	北条時宗の元服の儀式で時輔とともに三の御馬を引く。	『吾』
31	正嘉2(1258) .1.1	南条新左衛門尉(頼員)	時頼沙汰の堀飯で陸奥七郎業時とともに二の馬の御馬を引く。	『吾』
32	文応1(1260) .1.1	南条新左衛門尉(頼員)	将軍御行始の引出物の三の御馬を北条時輔とともに引く。	『吾』

(筆者作成)

※〔〕内の人名は『吾妻鏡』に名前が出ていないが、記事の中に含まれていることが確実なもの。

※〈〉内は吉川家本『吾妻鏡』での表記によって訂正したもの。

付表15② 得宗被官南条氏の活動一覧<文永4年～元弘3年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	文永4(1267) .4.29	南条左衛門尉頼員	園城寺鐘楼交替につき高左衛門尉実重と園城寺に赴く。文永元年5月2日寺門発向の時に山徒らが取った鐘を返還してきたことによる。	『天台座主記』澄覚の項
2	文永6(1269) .7.5	南条左衛門尉(頼員)	若狭国太良庄の雑掌より大番役について訴えがあり、その訴状の裏書に河合右衛門尉・高橋右衛門尉・島田兵衛尉とともに署判を加えている。	『鎌』10454
3	文永(年脱) .8.20	南条左衛門尉(頼員)	播磨国の御家人広峰兵衛尉代・子息治部大夫が7月9日から8月19日までの宿直働仕完了の注進する長祐注進状の宛名。	『鎌』11890
4	建治1(1275) .5.	南条七郎左衛門入道跡(時員)	前年に焼失した六条八幡宮の再建費用として、「南条七郎左衛門入道跡」に三貫が配当される。	「建治帳」
5	建治1(1275) .8.7	南条新左衛門尉頼員	阿弭河庄の新雑掌從連が「相模式部大夫後見南条新左衛門尉頼員舅」であった。	『鎌』11988
6	建治3(1277) .12.2	南条二郎左衛門尉(性延)	北条貞時の元服の儀に陸奥十郎と三の御馬を献じる。	『建記』
7	正応5(1292) .9.13	何(南)条二郎左衛門尉(性延)	北条貞時の使者として長崎木工左衛門尉とともに親玄僧正のもとへ。衰日のため北斗護摩七日間を依頼。	『親記』
8	正応5(1292) .9.20	南条二郎左衛門尉(性延)	北斗護摩結願を終えた親玄僧正のもとに、長崎木工左衛門尉とともに訪問。親玄僧正、南条二郎左衛門尉は上野阿闍梨のイトコであると記す。	『親記』
9	正応6(1293) .5.19	南条次郎左衛門尉(性延)	身固の祈祷依頼のため、使者として親玄を訪問。	『親記』
10	永仁2(1294) .1.4	南条八郎兵衛	殿中よりの使者として親玄を訪問。	『親記』
11	嘉元3(1305) .5.2	南条中務丞	北条時村斬殺の手先12名を斬首するにあたり、岩田四郎左衛門尉宗家の身柄を相模守北条師時に預けるための使いとなる。	『鎌裏』
12	徳治2(1307) .5.	南条中務丞 南条左衛門尉(性延)	北条時宗の忌日法要のための結番、7番。 北条時宗の忌日法要のための結番、11番筆頭。	「大斎番文」
13	徳治2(1307) .7.12	南条左衛門尉(性延)	高時の矢開において太刀を食手1番の三浦安芸守に送る。	「鳥餅日記」
14	延慶2(1309) .7.	南条左衛門尉(性延)	熊野の悪党鎮圧のため東使として上洛。	『武裏』
15	延慶3(1310) .7.21	南条四郎左衛門尉頼直	一番引付奉行人として名を連ねる。	『鎌』24024
16	正和5(1316) .8.13	南条左衛門尉貞直	信忠を鶴岡社務職に補任するための使者として派遣される。	「社務次第」
17	正和5(1316) .8.22	南条左衛門尉貞直	摂津刑部大輔入道子息・鑑敵の鶴岡八幡宮供僧職補任にあたって高時の使者として派遣される。	「所職次第」 「供僧次第」
18	正和年間?	南条左衛門入道性延	評定衆の一人であり、鶴岡八幡宮修正会の時は警固の役についていた。	「当社記録」
19	元応2(1320) .1.10	南条弥次郎景(宗)	的始の射手、4番。	『御の日記』
20	元応3(1321) .1.10	南条弥三(次)郎景宗	的始の射手、3番。	『御の日記』
21	元亨3(1323) .10.27	南条小二郎 南条孫次郎 南条左衛門入道(性延) 南条四郎左衛門入道(頼直)	北条貞時の十三回忌において御使となる。 北条貞時の十三回忌において御使となる。 北条貞時の十三回忌に砂金50両、銀剣1振を供養。 北条貞時の十三回忌に砂金30両、銀剣1振を供養。	「供養記」
22	正中1(1324) .5.10	南条次郎左衛門宗直	正中の変において長崎四郎左衛門とともに東使として上洛、日野資朝・俊基両人を捕らえる。※史実では東使は工藤右衛門二郎と諏訪三郎兵衛	『太』①44-45
23	正中2(1325) .12.22	南条左衛門入道(性延)	78歳で死去。	『常楽記』
24	正中3(1326) .7.27	南条左衛門尉高直	六波羅からの使者から日野俊基を受け取り、諏訪左衛門尉に預ける。	『太』①70頁
25	年次未詳	南条	金沢貞顯書状。前欠なため内容は不明だが、「南条・長崎兩人、各月令管領候之處」とある。	『鎌』29433
26	元徳2(1330) .1.14	南条新左衛門尉高直	的始の射手、1番筆頭。	『御の日記』
27	元弘年中	南条新左衛門尉(高直)	長崎三郎左衛門尉の宿所が放火され、南条新左衛門尉らの宿所も炎上した。得宗高時邸には及ばず。	『鎌』32185
28	元弘1(1331) .5.5	南条次郎左衛門尉(高直力)	長崎孫四郎左衛門尉と上洛、日野俊基らを捕らえる。	『鎌裏』
29	元弘3(1333) .5.17	南条左衛門尉高直	北条守時に続き自害。	『太』①333-334

(筆者作成)

付表15③ 得宗被官南条氏の活動一覧<南条時光を中心とする一族(1)>

※日蓮の書状については『鎌倉遺文』の史料番号と『御書』のページ数のみ記した。

	月日	史料上の表記	事項	『鎌』	『御書』
1	文永1(1264) .12.13	なんてうの七郎	兵衛七郎の病を聞いた日蓮が見舞いの書状を記す。		1493-98
2	文永7(1270) .12.22	上野殿母尼御前	上野殿母尼御前宛日蓮書状。	10758	1515
3	文永11(1274) .7.11	上野殿後家尼御前、上野殿	兵衛七郎の妻が供養の品を届けたことに対する日蓮書状。		1504-06
4	文永11(1274) .7.26	故上野殿(兵衛七郎)	時光が日蓮に「鷲目十連・かわのり二帖・しやうかう二十束」を供養したことに対するお礼の手紙。	11698	1507
5	文永11(1274) .11.11	南条七郎次郎(時光)	時光が「聖人二管・柑子一管・こんにやく十枚・薯蕷一管・牛房一束」を供養したことに対する日蓮書状。	11748	1508-11
6	文永12(1275)	故なんてう殿(兵衛七郎) 殿(時光)	時光宛日蓮書状。	11808	1510
7	建治1(1275) .5.3	上野殿(時光)	時光が5月2日に「いものかしら一駄」を身延の日蓮に供養したことに対する日蓮書状。	11897	1511-12
8	建治1(1275) .7.2	上野殿(時光)	時光が「白麦一俵・小白麦一俵・河のり五でふ」を供養したことに対する日蓮書状。	11942	1542
9	建治1(1275)	上野殿(時光)	時光宛日蓮書状。	12187	1526-28
10	建治2(1276) .1.19	南条の七郎次郎殿(時光) 南条殿(時光)	時光が「もちみ・七十まい・さけひとつつ・いもいちだ・河のりひとかみぶくろ・だいこんふたつ・やまのいも七ほん等」を供養したことに対する日蓮書状。	12205	1529-30
11	建治2(1276) .3.18	南条殿(時光)	時光が「いものかしら・河のり・わさび」を供養したことに対する日蓮書状。	12266	1530
12	建治2(1276) .閏3.24	南条殿(時光) 故殿(兵衛七郎)	時光が「かたびら一つ・しをいちだ・あぶら五そう」を供養したことに対する日蓮書状。	12311	1531-32
13	建治2(1276) .9.15	(南条)九郎太郎	南条九郎太郎が「いゑの芋一駄」を供養したことに対する日蓮書状。	12963	1535-36
14	建治2(1276) .12.	南条平七郎	南条平七郎が「法華経御本尊御供養の御僧膳料の米一駄・蹲鴟一駄」を供養したことに対する日蓮書状。	12616	1536
15	建治3(1277) .5.15	上野殿(時光)	時光が5月14日に「いものかしら一駄」を供養したことに対する日蓮書状。	12735	1537-40
16	建治3(1277) .7.16	上野殿(時光)	時光が「むぎひとつつ・かわのり五条・はじかみ六十」を供養したことに対する日蓮書状。※『御書』では建治元年7月12日となっている。	12775	1512
17	建治3(1277)	上野殿(時光)	日蓮が文永11年の6月17日に身延に建てた庵室が4年経ち朽ちているような状況の中、時光より「いも二駄」の供養があったと記されている。	12963	1542
18	弘安1(1278) .2.25	上野殿(時光)	時光が「蹲鴟・くしがき・焼米・栗・たかな・すづつ」を供養したことに対する日蓮書状。	12987	1544
19	弘安1(1278) .4.1	上野殿(時光)	時光が「白米一斗・いも一駄・こんにやく五枚」を供養したことに対する礼と、時光の姪(石川兵衛入道と時光姉との娘)の死の知らせを聞いたことに対する日蓮書状。	13015	1545-46
20	弘安1(1278) .5.24	南条殿女房	南条殿女房(時光妻方)宛日蓮書状力。	13055	1547
21	弘安1(1278) .7.7	南条平七郎?	日蓮に供養の品を届けたことに対するお礼の手紙。南条平七郎宛力。		1547-49
22	弘安1(1278) .7.8	時光が故親父(兵衛七郎) 上野殿、時光	時光が「むぎのしろきこめ一駄・はじかみ」を供養したことに対する日蓮書状。	13108	1549-50
23	弘安1(1278) .9.19	上野殿(時光)	時光が「塩一駄はじかみ」を供養したことに対する日蓮書状。	13179	1551
24	弘安1(1278) .閏10.13	上野殿(時光)	時光が「いゑのいも一駄・かうじ一こ・ぜに六百のかわり御ざのむしろ十枚」を供養したことに対する日蓮書状。※『御書』では10月12日となっている。	13227	1552
25	弘安1(1278) .11.1	故上野殿(兵衛七郎) 九郎太郎	南条九郎太郎宛日蓮書状。	13244	1553-54
26	弘安2(1279) .1.3	上野殿(時光) 故上野殿(兵衛七郎)	時光が「餅九十枚・薯蕷五十本」を供養したことに対する日蓮書状。	13355	1554-55
27	弘安2(1279) .4.20	上野殿(時光)	時光宛日蓮書状。	13559	1555-58

	月日	史料上の表記	事項	『録』	『御書』
28	弘安2(1279) .8.8	上野殿(時光)	時光が「鷲目一貫・しほ一たわら・蹲鴟一俵・はじかみ少少」を供養したことに對する日蓮書状。	13668	1559
29	弘安2(1279) .11.6	上野賢人殿(時光)	熱原の法難に關しての日蓮の返事。	13761	1560-61
30	弘安2(1279) .12.27	上野殿(時光)	時光が「白米一だ」を供養したことに對する日蓮書状。	13813	1561-62
31	弘安3(1280) .1.11	上野殿(時光)	時光が「十字六十枚・清酒一筒・薯蕷五十本・柑子二十・串柿一連」を供養したことに對する日蓮書状。	13834	1562
32	弘安3(1280) .3.8	故上野殿(兵衛七郎)	時光が「故上野殿・御忌日の僧ぜん料米一たはら」を供養したことに對する日蓮書状。	13875	1563-64
		上野殿(時光)			
33	弘安3(1280) .7.2	上野殿(時光)	時光が6月15日に日蓮のもとを訪れたことに對する日蓮書状。	14011	1564-65
34	弘安3(1280) .8.26	上野殿(時光)	時光の男子に「日若御前」と名乗らせるようにとの日蓮書状。	14062	1566
		日若御前			
35	弘安3(1280) .9.6	南条七郎五郎殿	時光の弟・七郎五郎の死に對しての日蓮書状。七郎五郎は6月15日には時光とともに日蓮のもとを訪れていた。	14084	1567-68
		上野殿(時光)			
36	弘安3(1280)	故なんてうの七らうこらう	「はくまいひとふくろ・いも一だ」を供養したこと、時光の弟・七郎五郎の死に對しての日蓮書状。	14085	1566
37	弘安3(1280) .10.24	南条故七郎五郎殿	時光の母が七郎五郎の四十九日の菩提を弔うために「鷲目両ゆひ・白米一駄・芋一駄・すりだうふ・こんにやく・柿一箒・ゆ五十等」を日蓮に送ったことに對する日蓮書状。兵衛七郎が死去した際母は七郎五郎を懷妊中だったとある。	14153	1568-73
		故上野殿(兵衛七郎)			
		上野殿母尼御前			
38	弘安3(1280) .12.27	上野殿(時光)	時光が「しら牙二石並びにいもの鴉一だ」を供養したこと、七郎五郎の死から百ヶ日経ったことについての日蓮書状。	14223	1573-75
		故五郎殿			
39	弘安4(1281) .1.13	故五郎殿	時光の母が「聖人ひとつ・ひさげ十か・十字百・あめひとをけ・二升か・柑子ひとつ・串柿十くし」を日蓮に送ったことに對する日蓮書状。七郎五郎について「故五郎殿はと十六歳・心ね・みめかたち人にすぐれて候いし上・男のうそなわりて万人に・ほめられ候いしのみならず、をやの心に隨うこと・水のうつわものに・したがひ・かげの身に・したがうがごとし」とある。	14234	1575-76
		上野尼御前			
40	弘安4(1281) .3.18	上野殿(時光)	時光が「蹲鴟一俵」を供養したことに對する日蓮書状。七郎五郎のことについても触れられている。	14268	1577
		故五郎殿			
41	弘安4(1281)	故五郎殿	時光の弟・七郎五郎の死に對しての日蓮書状。	14347	1567
42	弘安4(1281) .9.20	上野殿(時光)	時光が「いゝのいも一駄・こぼう一つ・大根六本」を供養したことに對する日蓮書状。	14462	1579
43	弘安4(1281) .11.15	故五郎殿	時光の母が「しら牙一駄四斗定あらひいも一俵」を日蓮に送ったことに對する日蓮書状。時光母の父・故松野六郎左衛門入道の忌日や七郎五郎について触れられている。	14505	1580-82
		上野尼御前			
44	弘安4(1281) .12.8	こ五郎殿	時光の母が「乃米一だ・聖人一つ・二十ひさげか・かつかう・ひとかうぶくろ」を日蓮に送ったことに對する日蓮書状。七郎五郎の死から「二ヶ年十六月四百余日にすぎ候」とある。	14516	1583-84
		上野殿母御前			
45	弘安5(1282) .1.20	上野殿(時光)	時光が「八木一俵・白塩一俵・十字三十枚・いも一俵」を供養したことに對する日蓮書状。	14543	1585
		故五郎殿、故殿(兵衛七郎)			
46	弘安5(1282) .2.25	なんてうの七郎次郎時光	伯耆房宛日蓮書状に「なんてうの七郎次郎時光は身はちいさきものなれとも、日蓮に御こゝろさしふかきもの也」とある。	14580	-
47	弘安5(1282) .2.28	故上野(兵衛七郎)	日蓮書状。「はは故上野は信じまいらせ候いぬ、又此の者敵子となりて人もすすめぬに心中より信じまいらせて」とあるので、「此の者」は時光と考えられる。	14582	1586-87
48	弘安5(1282) .3.上旬	南条氏	日蓮書状。「昭和定本」の脚注に「弘安五年三月上旬南条氏へ」とある。	14591	なし
49	弘安5(1282) .8.18	上野殿(時光)	時光の館の棟札を書いて伯耆公を遣わすとの日蓮書状。※『御書』では建治元年となっている。	14690	1513
50	弘安5(1282) .10.16	南条七郎次郎(時光)	日蓮の葬儀に散華の役として参列。	14722	-

(筆者作成)

付表15④ 得宗被官南条氏の活動一覧<南条時光を中心とする一族(2)>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	永仁6(1298) .2.15	南条七郎次郎平時光	駿河北山本門寺棟札に「大施主地頭石川孫三郎源能忠」と並んで「大施主南条七郎次郎平時光」とある。	『鎌』19605
2	永仁6(1298)	南条兵衛七郎子息七郎次郎平時光	「日興第一弟子也」と記される。なお、文書の最後に「南条七郎次郎後次郎左衛門尉後出家沙弥大行親父給也」と記されている。	「分与帳」
		南条平七郎	駿河国富士上方成出郷給主南条平七郎の母は越後坊の弟子であったと記される。	
		上野殿家人	富士上野弥三郎重光が「上野殿家人」であったと記されている。	
		南条兵衛七郎女子	本尊を授与された女子の中に「南条兵衛七郎女子、石川新兵衛入道後家尼」の名がある。	
3	正安1(1299) .6.30	南条兵衛入道行増孫子	忠誠の注進状に日目について「文應元年カハサ御誕生也、(中略)豆州仁田郡皇郷人也、(中略)奥州新田太郎重房嫡子五郎重綱ノ五男ナリ、母方南條兵衛入道行増孫子也」とある。	『鎌』20150
4	嘉元3(1305) .11.13	上野殿(時光)	卿御房宛日興書状の中に「上野殿の御文」とある。	22463
5	徳治2(1307) .2.17	南条七郎二郎(時光)	富士上方上野郷一分給主新田五郎後家尼蓮阿に所当米以下公事の事で訴えられたことについて弁済の命が出される。	『鎌』22860
6	延慶2(1309) .2.23	南条左衛門三郎	時光、三男に伊豆南条のうち武正名を譲る。次男時忠に鎌倉の屋敷、上野郷などを譲る。	『鎌』23601
		南条左衛門二郎時忠		『鎌』23602
		左衛門尉時光		『鎌』23602
7	正和5(1316) .3.16	大行(時光)	時光、時忠に置文、後見人等の判の注文を残す。	『鎌』25767
		二郎(時忠)		『鎌』25768
8	文保1(1317) .7.13	南条殿(時光力)	「故尼御前」(時光母力)の供養についての時光宛日興書状。	『鎌』26269
9	元亨1(1321) .7.25	大行(時光)	時光、時忠に丹波国守利名の在家一字を譲る。	『静岡県史』 資料編5-1691
		南条左衛門二郎(時忠)		
10	正中1(1324) .2.13	大行(時光)	上野郷の屋敷を売却。	『鎌』28665
11	正中2(1325) .12.30	南条口口五郎時綱	時綱、日興より本尊を賜る。	『日興上人御本尊集』225号
12	正中3(1326) .2.8	沙弥大行(時光)	次男時忠の死去に伴い、三男への譲りを再度確認。	『鎌』29348
		南条左衛門三郎		
13	元弘1(1331) .11.18	南条二郎左衛門入道大行	時光、娘が死去したため、娘に譲るはずであった駿河国蒲原庄関島の半分を孫の鬼鶴に譲る。	『鎌』31543
14	元徳4(1332) .4.28	なんてう二郎さゑもん入たう 大きやう	尼(鬼鶴)、時光より譲り得た駿河国蒲原庄関島の田・在家を日道に譲る。	『鎌』31743
15	正慶1(1332) .5.1	大行尊霊	時光74歳で死去。	「妙蓮寺過去帳」
16	元弘2(1332) .12.26	平(南条)時綱	時綱、節房丸に上野郷の在家一字を譲る。	『鎌』31938
		節房丸		
17	元弘3(1333) .2.8	南条左衛門太郎	日興の葬儀に参列。花。	『静岡県史』 資料編5-1801
		南条左衛門三郎	日興の葬儀に参列。花。※『県史』にはなし	
		南条左衛門四郎	日興の葬儀に参列。花。	
		南条左衛門五郎	日興の葬儀に参列。御影。	
		南条左衛門七郎	日興の葬儀に参列。花。	
		南条七郎 <small>若宮</small>	日興の葬儀に参列。花。	
		南条彦太郎	日興の葬儀に参列。花。	
18	元弘3(1333) .8.10	南条左衛門四郎時綱	「伊豆国御家人南条四郎左衛門尉時綱」着到状。※検討の余地あり	『鎌』32463
19	建武1(1334) .7.21	南条太郎兵衛尉高光母儀	高光の母、駿河国富士(土)上方上野郷内左近入道在家一字をめぐり由井四郎入道妻女と相論。高光母に知行が認められる。	『南』関東編113
20	建武5(1338) .5.5	平(南条)時綱	時綱、大石寺の東方の時綱所領を宰相阿闍梨に寄進。	『南』関東編826

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
21	暦応1(1338) .10.9	南条節丸 南条太郎兵衛尉(高光)	高光の節丸の相論について、節丸の異議申し立てを心玄が伊達藏人五郎に報告。	『南』 関東編885
22	暦応1(1338) .12.4	南条節丸 南条太郎兵衛尉(高光)	家綱と心玄、高光に対し、高光と節丸の相論について、浅羽三郎入道を奉行として再度判決が行われること、そして証文や今までの訴陳状を調べ、来る十五日までに判決の時を遂げると伝える。	『南』 関東編905
23	暦応2(1339) .2.15	なんてうの四郎さへもんのせう(時長) 平時綱	時綱が大石寺の東方の時綱所領を宰相阿闍梨(日郷)に寄進したことを伝える時長と宰相阿闍梨宛置文。	『南』 関東編924
24	暦応4(1341) .3.18	南条四郎左衛門尉時長	大石寺の東大門に関しては「殿入道」の寄進に相違があってはならないとの安房坊主への返事。	『南』 関東編1196
25	貞和2(1346) .6.3	南条太郎兵衛尉高光	高光が丹波国小椋庄内田畠在家並山林等を久下次郎入道仙阿が押領したとして訴えたことに対して、仙阿の代理人である菅原義成が請文を提出。	『南』 関東編1625
26	貞和2(1346) .7.3	南条太郎兵衛尉高光	高光と久下仙阿の相論について、守護代国範の手を経て山名時氏のもとに届いた義成の請文を、時氏が室町幕府に送る。	『南』 関東編1632
27	貞和2(1346) .7.18	南条左衛門次郎時忠後家平氏 南条次郎左衛門入道大行女子乙松・乙一女等	時忠後家平氏代時直と時光の娘乙松・乙一等との間で起きた、上野郷内田在家を巡っての相論について、道憲が論人の時光娘たちの請文を取り次ぐ。	『南』 関東編1637
28	貞和2(1346) .11.	南条太郎兵衛尉高光 南条左衛門次郎時忠(忠時)	丹波国小椋庄内田畠在家並山林等について、高光が南条左衛門次郎忠時を訴える。	『南』 関東編1667

(筆者作成)

付表16① 得宗被官平姓安東氏の活動一覧<建保元年～建長7年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	建保1(1213) .2.16	安東次郎忠家	安念の白状によってわかった謀反人の一人・和田平太胤長の身柄を金窪行親とともに預かる。	『吾』
2	建保1(1213) .3.9	忠家	和田胤長を金窪行親と忠家の手から二階堂行村に引き渡す。	『吾』
3	建保1(1213) .4.2	忠家	義時、拝領した和田胤長邸を以前の給人を追い出して行親と忠家に分け与える。	『吾』 5.3条
4	建保1(1213) .5.3	忠家	義時の命により、金窪行親とともに和田合戦の死骸を実験。仮屋を由比浜の汀に構え、義盛以下の首を取り集める。日暮れになったのでそれぞれ松明を取った。	『吾』
5	建保1(1213) .5.4	忠家	実朝、二階堂行村を奉行とし、和田合戦の際に負傷した軍士たちを集めて実検を加える。金窪行親と忠家がこれを補佐。	『吾』
6	建保1(1213) .5.6	忠家	義時、二階堂行村・金窪行親・忠家に命じて和田合戦で死亡した者・生け捕りした者の交名を注進。	『吾』
7	建保1(1213) .5.6	安東四郎兵衛	和田合戦において義時側の武士で討たれた人々の交名の中に名前がある。	『吾』
8	建保1(1213) .8.3	忠家	御所の上棟の最中に起こった騒動を義時の命で金窪行親とともに鎮圧。	『吾』
9	承久1(1219) .1.27	安東次郎忠家	長尾新六定景が討ち取った公暁の首を義時が見る際に指燭を取る。	『吾』
10	<年次未祥> .6.4	忠家	阿蘇大宮司惟次の訴えにより、四か所の狩倉の新儀を停止するよう野呂次郎に命じる義時袖判奉書を発給。	『大古』 13①22
11	<年次未祥> .6.26	忠家	甲佐の社司の訴えにより、神田の違乱を停止するよう平田某に命じる義時袖判奉書を発給。	『大古』 13①23
12	承久3(1221) .5.25	安東兵衛尉忠家	義時の命に背いて蟄居していたのが、承久の乱の際に泰時上洛を聞き、泰時のもとに駆けつけ付き従う。	『吾』
13	承久3(1221) .6.14	安東兵衛尉忠家	宇治川の合戦で芝田義兼・春日貞幸に続き、佐々木信綱・中山重継らとともに宇治川を渡ろうとする。	『吾』
14	承久3(1221) .6.14	安東平次兵衛尉	宇治川の合戦で死亡。	『吾』 6.18条
15	承久3(1221) .6.14	安東兵衛尉	忠家の手の者・肥前房の小舎人童が敵の山口兵衛尉を生け捕りにする。	『吾』 6.18条
16	建長7(1255) .10.24	安東兵衛尉	越後国小泉庄内牛屋条地頭色部右衛門尉公長と同国荒河保地頭荒河四郎景秀の相論に関する関東下知状案。証拠として挙げられている文書の中に「九月六日不記年号、安東兵衛尉忠一家字有憚、奉書」がある。	『鎌』 7911

(筆者作成)

付表16② 得宗被官平姓安東氏の活動一覧<文永6年～建武5年>

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	文永6(1269) .6.10	蓮聖	大輔律師(祐遍)宛安東蓮聖書状。	『鎌』10449
2	文永8(1271) .3.12	蓮聖	菩提院故僧正御房の御借物の事についての蓮聖書状。	『鎌』10798
3	文永8(1271) .4.	安東平右衛門入道蓮聖 蓮聖	蓮聖が悪僧暹羅僧都を相語らい、関東の式目に違背しているとして年貢運上船から若干の勝載物を移し取ったとして、越中国石黒庄内山田郷の雑掌が訴える。	『鎌』10825
4	文永10(1273) .4.24	安東平右衛門入道	摂津国多田院造営について、聖・政所は蓮聖の成敗に従うよう命ぜられる。	『鎌』11252
5	文永10(1273) .12.17	平右衛門	摂津国多田院の年貢・御堂造営分について、未進の者は蓮聖の前においてすぐに支払うよう命じられる。	『鎌』11502
6	文永11(1274) .5.29	安東平次郎左衛門入道尊心	甲佐社中司・安東平次郎左衛門入道尊心の訴えによる甲佐社内阿蘇殿造営の事についての北条宗頼書状。	『鎌』11662
7	建治1(1275) .5.9	安東平右衛門入道	日吉社彼岸用途として、預所の得分については安東平右衛門入道の知行の例に任せて取るようにと定められる。	『鎌』11907
8	弘安4(1271) .3.23	安東二郎入道殿	摂津国多田院金剛堂注進状に「安東二郎入道殿本田政所」とある。	『鎌』14271
9	弘安7(1284) .1.29	安東平右衛門入道	摂津の国中の寺社別当・神主等に相触れ、異国降伏の祈禱を行うようにとの安東平右衛門入道宛六波羅施行状案。	『鎌』15059
10	弘安8(1286) .閏.12.13	安東平右衛門入道	安東平右衛門宛逸見有綱書状。	『鎌』16099
11	正応5(1292) .7.10	安東平右衛門	使者として親玄を訪問。	『親』
12	永仁1(1293) .3.6	安東平右衛門	使者として親玄を訪問。	『親』
13	永仁2(1294) .1.10	平右衛門尉	貞時の申次として見える。	『親』
14	正安3(1301) .12.21	安東(?)実舜 安東(?)実憲	和泉國中村庄領主職半分の安東実舜(童名壽命丸)相伝の地を久米多寺に寄進するとの実舜・実憲連署の寄進状。	『鎌』20932
15	乾元1(1302) .8.12	右衛門尉助泰 沙弥蓮聖	安東助泰・沙弥蓮聖連署書下を発給。貼紙に「安東平右衛門助泰」とある。	『鎌』21189
16	乾元1(1302)	安東平右衛門入道蓮聖	福泊嶋を築く。	「峯相記」
17	徳治1(1306) .6.12	安東平右衛門入道	「昭慶門院御領目録」の「浄金剛院領」として「摂津国生魂新庄并福嶋庄安東平右衛門入道御油一石、大宮院御時、依申子細被減五斗、」とある。	『鎌』22661
18	徳治2(1307) .5.	安東四郎右衛門入道	北条時宗の忌日法要のための結番、1番。	「大斉番文」
19	徳治2(1307) .5.	安東平内右衛門入道	北条時宗の忌日法要のための結番、9番。	「大斉番文」
20	正和4(1315) .2.22	(安東)助泰	助泰書状。	『鎌』25411
21	正和4(1315) .5.28	(安東)右衛門尉助泰 安東平内右衛門入道	久米多寺方丈御寮宛助泰書状。文中に平右衛門入道の状を進上する旨しるされている。	『鎌』25412
22	正和4(1315) .9.11	(安東)助泰	助泰書状。	『鎌』25413
23	正和4(1315) .11.11	(安東)助泰	久米多寺長老宛助泰書状。久米多寺に鎮守上棟のための馬一疋を進上する。	『鎌』25414
24	正和4(1315) .11.24	(安東)助泰	久米多寺侍者宛助泰書状。	『鎌』25415
25	正和4(1315) .12.3	(安東)助泰	助泰書状。	『鎌』25416
26	正和4(1315)	(安東)助泰	久米多寺侍者宛助泰書状。	『鎌』25417
27	正和4(1315) .6.21	道常(安東平内右衛門入道)	御内御恩の地・播磨国五箇(箇)庄内虻草北村を公私の追善のために円覚寺に寄進。	『鎌』25551
28	正和4(1315) .6.21	道常(安東平内右衛門入道)	播磨国五箇(箇)庄内虻草北村を円覚寺に寄進したことを記した道常の置文。	『鎌』25552
29	元応1(1319) .9.21	安東四郎右馬入道	上洛し、京都御成敗并六ヶ国を返される。	『武裏』
30	元応2(1320) .12.25	安東平内右衛門入道	「相模円覚寺文書目録」に「一通五箇庄内虻草北村安東平内右衛門入道寄進状正和四年六月廿一日」とある(『鎌』25551文書のことであろう)。	『鎌』27667
31	元亨3(1323) .10.27	安東平右衛門尉	被物十一重、念珠を供養。	「供養記」
32	正中2(1325) .10.20	(安東)助泰	久米多寺知事宛助泰請文。	『鎌』29233
33	正中2(1325) .7.12	(安東)助泰	久米多寺侍者宛助泰書状。	『鎌』29234

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
34	嘉暦2(1327) .1.11	安東平次重高	的始において五番の射手を勤める。	『御的日記』
35	元徳3(1331) .5.5	安東平二郎左衛門入道	死去。53歳。	『常楽記』
36	元弘2(1332)	安東平右衛門入道蓮聖	「豊後由原宮年中行事次第」に豊後国佐賀郷について「相模守殿御領、給主安東平右衛門入道蓮聖」とある。	『鎌』31661
37	建武5(1338) .1.10	安東平次右衛門入道	足利尊氏、安東蓮聖領の摂津国美作庄を河内国新開庄の替として備後国因島(北条泰家跡)とともに寄進。	『南』中国・四国編704

(筆者作成)

付表17 得宗被官藤姓安東氏の活動一覧

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	承久3(1221) .5.22	安東藤内左衛門尉	承久の乱で北条泰時が京都に進発する際、従軍した18騎。	『吾』
2	承久3(1221) .6.14	安東藤内	宇治川の合戦で負傷。	『吾』6.18条
		安東藤内左衛門尉	宇治川の合戦で死亡。	『吾』6.18条
3	承久3(1221) .6.24	安東新左衛門尉光成	前日23日に定められた承久の乱における「洛中城外謀叛之輩」の処罰を記した「関東事書」を泰時・時房のもとに届けるため鎌倉を発つ。	『吾』
4	承久3(1221) .6.29	安東新左衛門尉光成	京都に到着。	『吾』
5	貞応1(1222) .12.13	安東左衛門尉(光成)	前日の義時室(伊賀氏)の安産により、駿者以下に御衣・御馬を賜ることになり、駿者の分の御馬を光成が引き、医師・陰陽師の分は原左衛門尉と大野新右近将監が引いた。	『吾』
6	元仁1(1224) .6.28	安東左衛門尉(光成)	泰時の命により、平盛綱・尾藤景綱・関実忠・安東光成・万年右馬允・南条時員などの側近のみ泰時邸の出入りを許される。	『吾』
7	嘉禄2(1226) .10.12	安東左衛門尉(光成)	評定所の役人として訴人が評定所に近接することを取り締まるよう指示を受ける。	『吾』
8	寛喜2(1230) 閏1.10	安東藤内	石河次郎とともに六波羅より神護寺に差し遣わされる。	『鎌』3925
9	天福1(1233) .9.29	安東左衛門尉光成	藻壁門院藤原璋子(将軍頼経の姉)崩御のため仙洞と北白河院のもとへ武州の御使として上洛(将軍の御使は伊賀仲能)。	『吾』
10	嘉禎2(1236) .12.19	安東左衛門尉(光成)	泰時が新築した邸宅の周りに側近たちと共に屋敷を構える。	『吾』
11	仁治1(1240) .10.10	安東藤内左衛門尉(光成)	泰時邸において山内の道路を造ることについての審議があり、光成がこれを奉行。	『吾』
12	寛元2(1244) .3.28	安東左衛門五郎	伊東もしくは安東左衛門五郎。「吉川本」により安東とする。経時の使者として、訴人を送り遣わす。	『吾』
13	寛元4(1246) .10.13	安東左衛門光成	後嵯峨上皇に対し、太政大臣西園寺実氏を関東申次とすることを奏薦し、併せて徳政実施のことを奏話。	『葉黄記』
14	宝治2(1248) .10.6	安東左衛門光成	蓮華王院の修理費として「関東知行庄々八力所」を献身するため上洛。	『葉黄記』
15	宝治2(1248) 閏12.20	安東五郎太郎	時頼の使者として実時のもとを訪れ、的調を年内に行う事を停止し、明春に行うようにとの命を伝える。	『吾』
16	建長3(1251) .5.15	安東五郎太郎	時頼の使者として隆弁のもとを訪れ、時頼室(重時女)の出産について尋ねる。	『吾』
17	建長3(1251) .6.	安藤五郎入道光信	「撰津多田荘政所荒野寄進状寫」に「古目錄曰、安藤五郎入道光信」とある。	『鎌』補1487
18	建長3(1251) .8.24	光信(安東五郎左衛門入道)	寺領白草百姓等公事検断の事についての円覚坊別当僧正宛書状。	『鎌』補1490
19	建長4(1252) .1.14	安東左衛門光成	多賀谷五郎景茂について、的始当日の朝に時頼が安東光成を使者として「可然依不在射手。可被止」と小侍所に命じて景茂を止める。	『吾』
20	建長4(1252) .5.26	安東藤内左衛門尉光成	飛鳥井教定の泉谷の邸宅を壊す奉行人として後藤基綱・二階堂行義・清原満定・安東光成・安部為親・賀茂以平らがその場に赴く。	『吾』
21	建長4(1252) .10.3	安東左衛門尉光成	時頼の室の着帯の儀。時頼の使者として御帯を隆弁の雪下の本坊へ持参。	『吾』
22	建長6(1254) .2.4	安東藤内左衛門尉(光成)	右馬助親家の宿所の失火により、北条時定(時房の子)・光成の家も炎上。	『吾』
23	建長6(1254) .10.6	安東左衛門尉光成	時頼の娘が誕生し、光成が禄物を奉行。万年九郎兵衛尉以下の祇候人が所役を勤める。	『吾』
24	正嘉1(1257) .1.1	安東藤内	将軍御行始の引出物の一の御馬を北条業時とともに引く。	『吾』
25	正嘉1(1257) .8.17	安東左衛門尉光成	清原満定と光成、大慈寺供養の方違えのため、陰陽師とともに山に登りふさわしい方角を注進するよう命じられる。	『吾』
26	正嘉1(1257) .8.18	光成	清原満定と光成、陰陽師とともに評定所において方角を注進。	『吾』
27	正嘉1(1257) .9.18	安東藤内左衛門尉光成	勝長壽院造営始めの安東光成・工藤光泰(相州禅室御方)、藤民部大夫入道道仏(奥州禅門御方)・四方田景綱(相州御方)とともに諸堂雑掌をつとめる。	『吾』

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
28	正嘉2(1258) .1.1	安東刑部左衛門尉	時頼沙汰の坑飯で北条時村とともに三の御馬を引く。	『吾』
29	文応1(1260) .1.1	安東新左衛門尉	時頼沙汰の坑飯で北条時忠(宣時)とともに三の御馬を引く。	『吾』
30	弘長1(1261) .1.1	安東宮内左衛門尉(景光)	時頼沙汰の坑飯で北条頼時とともに三の御馬を引く。	『吾』
31	弘長3(1263) .1.3	安東宮内左衛門尉景光	長時沙汰の坑飯で北条宗頼とともに一の御馬を引く。	『吾』
32	弘長1(1261) .1.4	安東左衛門尉光成	鶴岡供奉の散状について、時頼の嫡庶の順に関する意を實時に伝える。	『吾』
33	弘長3(1263) .11.20	安東左衛門尉(光成)	長崎次郎左衛門尉、尾藤太景氏、宿屋左衛門尉・安東左衛門尉らとともに臨終の時頼の枕許に祇候。	『吾』
34	文永8(1271) .11.	安東宮内左衛門尉(景光)	出雲国の相撲・舞の頭役、3番。	『鎌』10922
35	弘安4(1281) .閏7.5	安東左衛門二郎しげつな	関東の御使として博多に到着。	「竹崎季長絵詞」
36	永仁1(1293) .4.29	安東宮内左衛門	頭を切られる。	『親』
37	永仁1(1293) .5.13	安東重綱	親玄に評定に出仕するようにと伝える使者。	『親』
38	永仁1(1293) .6.27	安東新左衛門	親玄に身固を依頼。	『親』
39	永仁3(1295) .2.23	安東新左衛門	南都の事で上洛。	『永記』
40	永仁3(1295) .閏2.21	安東新左衛門	京都より帰着。	『永記』
41	永仁3(1295) .閏2.23	安東	評定の場で南都の事を報告。	『永記』
42	永仁3(1295) .閏2.25	安藤左衛門尉重綱	式の評定の場で南都の事を訓釈。	『永記』
43	永仁5(1297) .10.26	景員	肥前国水上寺に関しての平岡右衛門尉への得宗家公文書奉書の奉者。	『鎌』19490
44	永仁6(1298) .1.12	安東又次郎成重	的始の射手、4番。	『御的日記』
45	正安3(1301) .3.3	安東左衛門尉重綱	鹿嶋社権禰宜実則子息大禰宜則氏が常陸国大窪郷内塩行倉村田五町・在家五字について、大夫僧正坊忠源が新平三郎左衛門尉盛貞跡として拝領したことに対し、盛貞は地頭ではなく、名主の儀なしとして訴えたことに関する関東下知状。由緒を重綱に尋問し、重綱が請文を提出したらしい。	『鎌』20723
46	乾元1(1302) .10.24	(安東力)左衛門尉重綱	執権北条師時の袖判御教書の奉者として、「惣検校」と工藤木工左衛門尉に蒲御厨の神寺社の造営を命じる(遠江蒲神明宮文書)。	『鎌』21266
47	徳治2(1307) .5.	安東左衛門尉	北条時宗の忌日法要のための結番、7番筆頭。	「大斉番文」
48	正和1(1312) .8.22	安東四郎左衛門尉(景頭?)	安東四郎左衛門尉(景頭)宛静玄・実静連署書下案。	『鎌』24640
49	正和4(1315) .12.28	安東左衛門入道	申刻、安東左衛門入道上下三百余人、関東より上洛。	『鎌』25704
50	正和5(1316) .1.3	安東左衛門入道父子	京極為兼を召捕える使者。	『武裏』
51	正和6(1317) .2.24	安東一門	安東一門内藤左衛門入道、女房、土佐昌俊房子息をはじめとする旦那を直銭拾五貫文で売り渡すとの法眼覚受・藤原行春連署の売券。	『鎌』26086
52	正和年間?	安藤左衛門入道昌頭	評定衆であり、鶴岡八幡宮修正会の際は警固の役についた。	「当社記録」
53	文保1(1317) .5.7	(安東)左衛門尉藤原景綱	大隅国守護代景綱、大隅国台明寺衆徒が訴える大隅国目代甲斐阿闍梨盛範の狼藉についての請文を守護・北条時直に提出。	『鎌』26169
54	文保1(1317) .5.8	守護代景綱	大隅国守護代景綱の請文を守護・北条時直が請取り、台明寺に伝える。	『鎌』26170
55	文保1(1317) .9.	安東四郎左衛門尉景綱、景綱	大隅国台明寺雑掌長慶、大隅国守護代安東四郎左衛門尉景綱の代官・惟村以下の在庁の御家人の狼藉を静め、盛範の狼藉を停止せられんことを重ねて訴える。	『鎌』26381
56	元応1(1319)	安東藤内左衛門	日蓮宗と他宗の法論を傍聴。	「問答記録」
57	元亨3(1323) .4.18	沙弥(安東藤内左衛門尉)	土佐国守護領河副山内長徳寺の院主職の相論に関する書下。	『鎌』28382
58	元亨3(1323) .10.25	安東左衛門入道	北条貞時の十三回忌に一品経と銭10貫を供養。	「供養記」
59	元亨3(1323) .10.25	安東五郎左衛門尉泰能	法華八講で手長役人を勤める。	「供養記」
60	元亨3(1323) .10.26	安東五郎左衛門尉泰能	手長役を務める。	「供養記」
61	正中1(1324) .9.23	安東入道	諏訪入道とともに資朝・俊基・三位房を尋問。	『鎌裏』
62	正中2(1325) .6.2	沙弥(安東藤内左衛門尉)	土佐国守護領河副山内長徳寺の院主職の相論に関する下知状。	『鎌』29125

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
63	正中2(1325) .6.5	沙弥(安藤藤次左衛門入道)	土佐国守護領河副山内長徳寺の院主職の相論に関する下知状。	『鎌』29130
64	(正中3=嘉暦1)	安東左衛門尉貞忠	金澤貞顕が執権に就任された日の評定において参否役となる。	『鎌』29390
65	嘉暦1(1326) .1.17	安東左衛門尉貞忠	金沢貞顕の孫・忠時、高時のもとに参候したのち、御所に参候。高時の御使が貞忠であったという。	『鎌』29313
66	嘉暦4(1329)	安東左衛門五郎	金沢崇顕(貞顕)書状。北条時直の使者安東左衛門五郎、今朝下着。	『鎌』30635
67	元弘2(1332) .9.20	安藤藤内左衛門尉	高時、北条一門の他関東八力国の軍勢を京都に遣わす。	『太』①267-268
68	元弘3(1333) .1.	安東藤内左衛門入道円光	千早城攻めの軍奉行。	「正慶乱離志」

【判断がつかないもの】※参考として載せておく

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	元弘3(1333) .5.7	安藤太郎左衛門入道(祥兼) 同孫三郎入道 同左衛門太郎(則兼) 同左衛門三郎(則満) 同十郎 同三郎(基兼) 同又次郎 同新左衛門 同七郎三郎 同藤次郎	蓮華寺において自害	『太』②66-67
2	元弘3(1333) .5.7	安東太郎左衛門尉祥兼 子息左衛門太郎則兼 同左衛門三郎則満 同三郎基兼	蓮華寺において自害。52歳。 蓮華寺において自害。29歳。 蓮華寺において自害。53歳。 蓮華寺において自害。41歳。	「過去帳」
3	元弘3(1333) .5.15	安東左衛門尉高貞	分倍河原合戦に参戦	『太』②88
4	元弘3(1333)	安東左衛門尉入道聖秀	新田義貞の室の伯父である聖秀、高時邸の焼け跡の前で義貞室の書状に腹を立て自害。	『太』②120-124

(筆者作成)

付表18 得宗被官万年氏の活動一覧

	年月日	史料上の表記	事項	典拠
1	建保5(1217) .2.19	万年九郎(秀幸)	義時室(伊賀氏)が重服のため万年九郎宅に移る。※『吾妻鏡』には実名は見られない。『承久記』の「万年九郎秀幸」と同一人物か。	『吾』
2	承久3(1221) .6.14	万年九郎秀幸	宇治川の合戦で時氏とともに川を渡る。	『古活字本承久記』
3	元仁1(1224) .6.28	万年右馬允	泰時の命により、平盛綱・尾藤景綱・関実忠・安東光成・万年右馬允・南条時員などの側近のみ泰時邸の出入りを許される。	『吾』
4	嘉禎2(1236) .12.19	万年右馬允	泰時が新築した邸宅の周りに屋敷を構える。	『吾』
5	寛元2(1244) .3.28	万年馬允	経時の使者として、訴人を送り遣わす。	『吾』
6	宝治1(1247) .6.4	万年馬入道	時頼の使いとして、群参した御家人や被官に対し、今日退散するよう諏方兵衛入道とともに厳しく制裁を加える。	『吾』
7	宝治1(1247) .6.5	万年馬入道	時頼の使いとして三浦泰村のもとに遣わされる。 武州亭の南庭に馳せ参じ、毛利入道が敵人に加わったことを申す。	『吾』
8	宝治1(1247) .6.8	万年馬入道	平左衛門尉盛時とともに承仕法師に事情を聞き、報告。	『吾』
9	建長6(1254) .10.6	万年九郎兵衛尉	時頼の娘誕生に万年九郎兵衛尉以下の祇候人が所役を勤める。	『吾』
10	建長6(1254) .10.10	万年九郎兵衛尉	鎌倉中の保奉行条々事について定められたことを保奉行人に伝える。	『吾』
11	嘉元3(1305) .5.27	万年馬允	東の早馬として六波羅に遣わされる。	『武裏』
12	徳治2(1307) .5	万年馬入道 万年新馬允	北条時宗の忌日法要のための結番、五番に万年馬入道、十一番に万年新馬允が編成される。	「大斉番文」
13	元亨3(1323) .10.26	万年三郎右衛門入道	北条貞時の十三回忌の進物として錢二十貫を供養。	「供養記」

(筆者作成)

【参考文献一覧】

- 秋元信英「関東御家人の検非違使補任をめぐって—その制度的おぼえがき—」（『日本歴史』306号、1973年）
- 秋山哲雄『北条氏権力と都市鎌倉』（吉川弘文館、2006年）
- 秋山哲雄『都市鎌倉の中世史』（吉川弘文館、2010年）
- 秋山哲雄『鎌倉幕府滅亡と北条氏一族』（吉川弘文館、2013年）
- 池田瞳「北条時宗・金沢実時代の小侍所—『吾妻鏡』を素材として—」
（阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、2010年所収）
- 池谷初恵「伊豆における北条氏の館跡について」（『金沢文庫研究』321号、2008年）
- 石井清文「執権北条長時と六波羅探題北条時茂—鎌倉中期幕政史上における極楽寺殿重時入道一統の政治責任—」
（『政治経済史学』112号、1975年）
- 石井清文「藤原頼経將軍暦仁元年上洛の意義」（『政治経済史学』344号、1995年）
- 石井清文「北条泰時時房政権の成立（Ⅰ）（Ⅱ）」（『政治経済史学』370号・377号、1997年・1998年）
- 石井清文「北条義時政権と若君三寅—『伊賀氏陰謀事件』の前提と帰結（Ⅰ）（Ⅱ）」
（『政治経済史学』383号・387号、1998年・1998年）
- 石井清文「北条重時と三浦宝治合戦（Ⅰ）（Ⅱ）」（『政治経済史学』232号・298号、1985年・1991年）
- 石井進『鎌倉武士の実像—合戦と暮らしのおきて—』（平凡社、2002年）
- 石井進『石井進著作集』第4巻（岩波書店、2004年）
- 石井進『石井進著作集』第5巻（岩波書店、2005年）
- 石田裕一「放生会と弓始の記事について」（『中世の窓』8、1961年）
- 石田浩子「醍醐寺地蔵院親玄の関東下向」（『ヒストリア』190号、2004年）
- 石田浩子「南北朝初期における地蔵院親玄流と武家護持」（『日本史研究』543号、2007年）
- 磯川いづみ「北条氏庶家名越氏と宮騒動」（『鎌倉』86号、1998年）
- 磯川いづみ「二月騒動の史料再考」（『段かつら』3・4合併号、2004年）
- 磯川いづみ「北条時章・教時について」（北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収）
- 磯川いづみ「佐原氏と三浦介家」（北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収）
- 伊藤一美『武蔵武士団の—様態』（文献出版、1981年）
- 伊藤一美「鎌倉における親玄僧正の歴史的位罫」（『鎌倉』97、2003年）
- 伊藤一美「『北条貞時十三年忌供養』における回向仏事経営の一考察」
（阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、2010年所収）
- 井上恵美子「北条得宗家の御内人について—尾藤氏の場合—」（『白山史学』第26号、1990年）
- 岩橋小弥太「親玄僧正と其の日記」（『国史学』2号、1930年）
- 岩本修一『初期室町幕府訴訟制度の研究』（吉川弘文館、2007年）
- 上杉和彦「鎌倉幕府と官職制度—成功制を中心に—」（『日本中世法体系成立史論』校倉書房、1996年）
- 宇佐美龍夫『最新版日本被害地震総覧』（東京大学出版会、2003年）
- 上横手雅敬『北条泰時』（吉川弘文館、1958年）
- 上横手雅敬・元木泰雄・勝山清次『院政と平氏、鎌倉政権』（日本の中世8、中央公論新社、2002年）
- 海老名尚・福田豊彦「六条八幡宮造宮注文について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』45集、1992年）
- 大野達之助『日蓮』（人物叢書新装版、吉川弘文館、1985年※初版は1958年）
- 太田順三「『得宗被官』安東蓮聖再考」（悪党研究会編『悪党と内乱』、岩田書院、2005年所収）

参考文献一覧

- 大三輪龍哉『浄光明寺敷地絵図』に見る屋地』（『鎌倉遺文研究』第27号、2011年）
- 岡田清一『北条得宗家の興亡』（新人物往来社、2001年）
- 岡田清一『鎌倉幕府と東国』（続群書類従完成会、2006年）
- 岡野友彦「野津本『北条系図・大友系図』の成立と嘉元の乱」（『史料：皇學館大學史料編纂所報』189号、2004年）
- 奥富敬之「得宗被官家の個別的研究（一）—南条氏の場合」（『日本史攷究』24、1969年）
- 奥富敬之「得宗被官家の個別的研究（二）—工藤氏の場合（一）—」（『日本史攷究』27号、1971年）
- 奥富敬之「鎌倉幕府・伊賀氏事件の周辺」（『日本医科大学文化研究史』2号、1973年）
- 奥富敬之『鎌倉北条氏の基礎的研究』（吉川弘文館、1980年）
- 奥富敬之『鎌倉北条一族』（新人物往来社、1983年）
- 奥富敬之『時頼と時宗』（日本放送出版協会、2000年）
- 奥富敬之『鎌倉北条氏の興亡』（吉川弘文館、2003年）
- 奥富敬之『吾妻鏡の謎』（吉川弘文館、2009年）
- 小野眞一『南条時光』（富士史書刊行会、1993年）
- 笈雅博『蒙古襲来と徳政令』（講談社、2001年）
- 柏美恵子「比企氏の乱と北条時政」（『法政史論』7号、1980年）
- 金澤正大『吾妻鏡』正治二年条歳首塚飯記事の作為(上)元旦沙汰人北条時政の再検討
（『政治経済史学』500号、2008年）
- 金子拓『中世武家政権と政治秩序』（吉川弘文館、1998年）
- 鎌田純一「中世に於ける諏訪氏の活躍」（『神道史研究』23号、1975年）
- 河合正治「北条氏御内人と文化」（『金沢文庫研究』17号、1971年）
- 川島孝一「北条氏所領の認定とその集積・ゆくえ」（北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収）
- 川添昭二『日蓮とその時代』（山喜房仏書林、1999年）
- 川添昭二『北条時宗』（吉川弘文館、2001年）
- 菊池紳一「嘉元の乱に関する新史料について—嘉元三年雑記の紹介—」
（北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収）
- 木下聡『中世武家官位の研究』（吉川弘文館、2011年）
- 清田義英『比企氏の乱』後の比企氏—鎌倉比企ヶ谷の住人—」（『金沢文庫研究』20号、1974年）
- 日下力「前田家本『承久記』本文の位相」（日下力・田中尚子・羽原彩編『前田家本 承久記』、汲古書院、2004年所収）
- 工藤勝彦「九条頼経・頼嗣將軍期における將軍権力と執権権力」（『日本歴史』513号、1991年）
- 黒田俊雄『蒙古襲来』（中央公論新社、1974年）
- 小泉聖恵「得宗家の支配構造」（『お茶の水史学』40、1996年）
- 郷道哲章「諏訪氏」（『地方別日本の名族』新人物往来社、1989年所収）
- 郷道哲章「諏訪氏と「上社」「下社」—鎌倉時代の諏訪社領からみた上・下社の関係」
（『長野県立歴史館研究紀要』9号、2003年）
- 小林計一郎『信濃中世史考』（吉川弘文館、1982年）
- 小林賢章『「暁」の謎を解く—平安人の時間表現—』（角川学芸出版、2013年）
- 小松寿治「得宗被官諏方氏について—盛重の動向を中心に—」（『史報』7号、1986年）
- 五味文彦『増補吾妻鏡の方法』（吉川弘文館、2000年）
- 五味文彦・本郷和人・西田友広編『現代語訳吾妻鏡』1～14（吉川弘文館、2007年～2014年）
- 今野慶信「北条時輔の母—出雲国横田荘と京都・鎌倉—」（『段かづら』3・4合併号、2004年）

参考文献一覧

- 今野慶信「讃岐局妙音の棟札」(『段かづら』3号、2005年)
- 今野慶信「藤原南家武智暦四男乙麻呂流鎌倉御家人の系図」
(峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』高志書院、2007年所収)
- 今野慶信「得宗被官工藤氏の基礎的考察」(『鎌倉』107号、2009年)
- 坂井孝一『曾我物語の史実と虚構』(吉川弘文館、2000年)
- 坂井孝一「曾我兄弟の置かれた歴史的環境—笥川の菅根入山を素材として」(『軍記と語り物』36号、2000年)
- 坂井孝一「中世成立期東国武士団の婚姻政策—伊豆国伊東氏を主な素材として—」(『創価大学人文論集』19号、2007年)
- 坂井孝一「曾我事件の歴史的背景—建久三・四年の政治情勢を中心に」(『創価大学人文論集』22号、2010年)
- 坂井孝一「真名本『曾我物語』の構想と特徴」(『創価人間学論集』3号、2010年)
- 坂井孝一『曾我物語』人物考—生年推定』(『創価大学人文論集』23号、2011年)
- 坂井孝一「源実朝にとっての和田合戦」(『創価人間学論集』第4号、2011年)
- 坂井法暉「南条一族おぼえ書き(上)(下)」(『興風』15・16、2003年・2004年)
- 佐久間広子「宗尊親王 鎌倉将軍家就任の歴史的背景」(『政治経済史学』370号、1997年)
- 佐久間広子「『吾妻鏡』建久二年正月焼飯について」(『政治経済史学』446号、2003年)
- 佐久間広子「『吾妻鏡』嘉禄二年(1226)の諸問題」(『政治経済史学』500号、2008年)
- 佐藤和彦編『北条高時のすべて』(新人物往来社、1997年)
- 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会、1971年)
- 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究上・下』(東京大学出版会、1988年)
- 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店、1993年) ※初出は畝傍書房、1943年
- 佐藤進一『古文書学入門』(新版、法政大学出版、2003年)
- 佐藤祐規「日蓮聖人における自界叛逆難のイメージ—和田氏の乱、宮騒動、三浦氏の乱—」
(『日蓮教学研究所紀要』27号、1999年)
- 下村周太郎「鎌倉幕府不易法と将軍・執権・得宗」(『日本歴史』732号、2009年)
- 下山忍「極楽寺流における北条義政の政治的立場と出世遁世事件」
(北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収)
- 白井克浩「承久の乱再考—北条義時追討宣旨をめぐる—」(『ヒストリア』189号、2004年)
- 末常愛子「武蔵守金沢貞連運署就任の意義—正和4年鎌倉大火と北条熙時卒去との関連—」
(『政治経済史学』370号、1997年)
- 杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程」(御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、1981年所収)
- 杉橋隆夫「牧の方の出身と政治的位置」(井上満郎・杉橋隆夫『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、1994年所収)
- 鈴木由美「金沢貞冬の評定衆・官途奉行就任の時期について」(『鎌倉遺文研究』第17号、2006年)
- 鈴木由美「若狭国太良荘給主『竹向御方』小考」(『ぶい & ぶい：日本史史料研究会会報』vol. 21、2008年)
- 鈴木由美『最勝園寺殿供養供奉人交名』にみる『大名』
(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、2010年所収)
- 鈴木由美「御家人・得宗被官としての小笠原氏：鎌倉後期長忠系小笠原氏を題材に」
(『信濃』第3次』64号12、2012年)
- 鈴木宏美「安達一族」(北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収)
- 角田朋彦「『保暦間記』という史料—北条時輔逃亡伝説を題材に—」(『段かづら』2、2002年)
- 関幸彦『承久の乱と後鳥羽院』(吉川弘文館、2012年)
- 高橋一樹『東国武士と鎌倉幕府』(吉川弘文館、2013年)

参考文献一覧

- 高橋慎一郎「北条時村と嘉元の乱」(『日本歴史』553号、1994年)
- 高橋慎一郎『親玄僧正日記』と得宗被官(五味文彦編『日記に中世を読む』東京大学出版会、1998年所収)
- 高橋慎一郎「六波羅探題被官と北条氏の西国支配」(『史学雑誌』918—3、1989年)
- 高橋慎一郎『北条時頼』(吉川弘文館、2013年)
- 高橋秀樹「吾妻鏡と和田合戦」(『郷土神奈川』44号、2006年)
- 高橋典幸『鎌倉幕府軍制と御家人制』(吉川弘文館、2008年)
- 多賀宗隼『論集中世文化史(上)』(法蔵館、1985年)
- 田中大喜「南北朝期武家の兄弟たち」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、2010年所収)
- 田中稔「承久の乱後の新地頭補任地〈拾遺〉—承久京方武士の一考察・補論—」(『史学雑誌』79—12、1970年)
- 田中稔「史料紹介 野津本『北条系図、大友系図』」(『国立歴史民族博物館研究報告』第5集、1985年)
- 玉懸博之「日蓮の歴史観—その承久の乱に対する論評をめぐって—」(『日本思想史研究』5号、1971年)
- 鶴岡雅代「日蓮聖人の歴史認識—承久の乱の論評を中心に—」(『日蓮教学研究所紀要』21号、2004年)
- 遠山久也「得宗家庶子北条時輔の立場」(北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収)
- 時野谷滋「鎌倉御家人の任官叙位」(『政治経済史学』300号、1991年)
- 永井晋「鎌倉幕府の的始」(『金沢文庫研究』296号、1996年)
- 永井晋「伊賀氏事件の基礎的考察」(『国史学』163号、1997年)
- 永井晋「比企氏の乱の基礎的考察—『吾妻鏡』建仁三年九月二日条と『愚管抄』の再検討から—」
(『地方埼玉』37、1997年)
- 永井晋「鎌倉時代後期における京都・鎌倉間の私的情報交換」(『歴史学研究』726号、1999年)
- 永井晋『鎌倉幕府の転換点—『吾妻鏡』を読みなおす—』(日本放送出版協会、2000年)
- 永井晋『金沢貞顕』(吉川弘文館、2003年)
- 永井晋『金沢北条氏の研究』(八木書店、2006年)
- 永井晋「平姓安東氏の研究—安東蓮聖像の再検討を中心に—」
(北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収)
- 永井晋「中世都市鎌倉の発展—小袋坂と六浦—」(北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収)
- 永井晋『北条高時と金沢貞顕』(山川出版社、2009年)
- 永井晋『鎌倉源氏三代記—門・重臣と源家将軍—』(吉川弘文館、2010年)
- 中澤克昭「武家の狩猟と矢開の変化」(井原今朝男・牛山佳幸編『論集 東国信濃の古代中世史』、岩田書院、2008年所収)
- 七海雅人『鎌倉幕府御家人制の展開』(吉川弘文館、2001年)
- 滑川敦子「鎌倉幕府における正月行事の成立と発展」
(上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』、思文閣出版、2008年所収)
- 滑川敦子「鎌倉幕府行列の成立と「随兵」の創出」(『立命館文學』624号、2012年)
- 二木謙一「正月の歩射儀礼」(『國學院雑誌』72号、1971年)
- 二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、1985年)
- 西弥生『中世密教寺院と修法』(勉誠出版、2008年)
- 丹生谷哲一「賀茂祭と檢非違使の位置」(『檢非違使—中世のけがれと権力—』付録、平凡社、2008)
- 野口実「慈光寺本『承久記』の史料的評価に関する一考察」
(『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』18号、2005年)
- 野口実「伊豆北条氏の周辺—時政を評価するための覚書—」(『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』20号、2007年)
- 橋本芳和「異国打手大將軍北条兼時の鎮西下向と平禪門の乱(Ⅰ)～(Ⅲ)」

参考文献一覧

- 『政治経済史学』530号～532号、2010年～2011年)
- 八幡義信「鎌倉幕府院飯献儀の史的意義」(『政治経済史学』85号、1973年)
- 福島金治「渋谷氏と西国の霜月騒動」(『綾瀬市史研究』8、2002年)
- 福島金治『安達泰盛と鎌倉幕府』(有隣堂、2006年)
- 福島金治『北条時宗と安達泰盛—新しい幕府への胎動と抵抗—』(山川出版社、2010年)
- 福田豊彦「頼朝の雑色について」(『中世成立期の軍制と内乱』、吉川弘文館、1995年)
- 古澤直人「和田合戦と横山時兼」(『法政大学多摩論集』23号、2007年)
- 北条氏研究会編『北条氏系譜人名辞典』(新人物往来社、2001年)
- 細川重男『鎌倉政権得宗専制論』(吉川弘文館、2000年)
- 細川重男・本郷 和人「北条得宗家成立試論」(『東京大学史料編纂所研究紀要』11号、2001年)
- 細川重男『鎌倉北条氏の神話と歴史—権威と権力—』(日本史史料研究会、2007年)
- 細川重男『鎌倉幕府の滅亡』(吉川弘文館、2011年)
- 細川重男『北条氏と鎌倉幕府』(講談社、2011年)
- 細川重男「御内人のこと」(『興風』23号、2011年)
- 細川重男「『霜月騒動』再現」(日本史研究会会報「ぶい&ぶい(無為 無為)」第17号、2011年)
- 細川重男「御内人諏訪直性・長崎円喜の俗名について」(『信濃』755号、2012年)
- 堀日亨『南条時光全伝』(興門資料刊行会、1931年。2001年復刻版)
- 本郷和人「霜月騒動再考」(『史学雑誌』112-12、2003年)
- 松島周一「和田合戦の展開と鎌倉幕府の権力状況」(『日本歴史』515号、1991年)
- 松吉大樹「得宗被官化についての一考察—奥州石川氏を題材として—」(『文化財学雑誌』第2号、2006年)
- 松吉大樹「得宗被官小野沢氏について」(『文化財学雑誌』9号、2013年)
- 峰岸純夫『中世 災害・戦乱の社会史』(吉川弘文館、2001年)
- 宮沢誠一「幕藩制的武家官位の成立」(『史観』101号、1979年)
- 宮田俊彦「『常陸大掾平経幹申状』に就いて」(『金沢文庫研究』10号、1964年)
- 村井章介「安達泰盛の政治的立場」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』、東京大学出版会、1988年)
- 村井章介『北条時宗と蒙古襲来』(日本放送出版協会、2001年)
- 村石正行「室町幕府奉行人諏訪氏の基礎的考察」(『長野県立歴史館研究紀要』11号、2005年)
- 桃崎有一郎「鎌倉幕府の秩序形成における拝賀儀礼の活用と廃絶—鎌倉殿・御家人・御内人と拝賀—」
(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、2010年所収)
- 森茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』(思文閣出版、1991年)
- 森茂暁『中世日本の政治と文化』(思文閣出版、2006年)
- 森幸夫「北条氏と侍所」(『国学院大学大学院紀要』文学研究科19号、1988年)
- 森幸夫「平頼綱と公家政権」(『三浦古文化』54号、1994年)
- 森幸夫「平・長崎氏の系譜」(『吾妻鏡人名総覧』、吉川弘文館、1998年、所収)
- 森幸夫『六波羅探題の研究』(続群書類従完成会、2005年)
- 森幸夫「得宗被官平氏に関する二、三の考察」(北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収)
- 森幸夫『北条重時』(吉川弘文館、2009年)
- 森幸夫「得宗家嫡の仮名をめぐる小考察」(阿部猛編『中世政治史の研究』、日本史史料研究会、2010年)
- 両角俊仁「史談往来/北から南から 中先代の乱と諏訪氏再興の謎—諏訪氏を救った円忠の絵詞」
(『歴史研究』44号、2002年)

参考文献一覧

- 湯浅治久『蒙古合戦と鎌倉幕府の滅亡』（吉川弘文館、2012年）
- 湯山学「頼助とその門流—北条氏と真言宗（東寺）—」
（『南関東中世史論集4 鶴岡八幡宮の中世的世界：別当・新宮・舞楽・大工』岩田書院、1995年）
- 湯山学『相模武士—全系譜とその史蹟5』（戎光祥出版、2012年）
- 矢芝好美「得宗専制に関する一考察—『平頼綱政権』を中心に—」（『神女大史学』20号、2003年）
- 八代国治『吾妻鏡の研究』（第3版、明世堂書店、1943年）
- 安田元久『北条義時』（吉川弘文館、1961年）
- 安田元久「平頼綱と長崎高資」（『鎌倉幕府—その政権を担った人々—』、新人物往来社、1979年所収）
- 安田元久「歴史事象の呼称について—「承久の乱」「承久の変」を中心に—」
（『学習院大学文学部研究年報』30号、1983年）
- 山川智広「平左衛門尉頼綱の父祖と其の位地権力及び信仰」（『日蓮聖人研究』1、新潮社、1929年）
- 山岸啓一郎「得宗被官に関する一考察—諏訪氏の動向について—」（『信濃』第24巻第1号、1972年）
- 大和典子「『承久の乱』における京方將軍藤原秀康とその周辺」（『政治経済史学』500号、2008年）
- 山野井功夫「北条政村及び政村流の研究—姻戚関係から見た政村の政治的立場を中心に—」
（北条氏研究会編『北条時宗の時代』、八木書店、2008年所収）
- 山本幸司『頼朝の天下草創』（講談社、2001年）
- 山本信哉・有馬敏四郎「武家の儀礼」（『日本風俗史講座』第4巻、1929年）
- 吉田通子「鎌倉後期の鶴岡別当頼助について」（『史學』54-4、1985年）
- 渡邊晴美「北条時宗の家督継承条件に関する一考察—吾妻鏡文永元年条欠文理由及び
文永九年二月騒動との関連において—（上）（下）」（『政治経済史学』110号・111号、1975年）
- 渡邊晴美「得宗被官平氏および長崎氏の世系について」（『政治経済史学』115、1975年）
- 渡邊晴美「得宗専制体制の成立過程—文永・弘安年間における北条時宗政権の実態分析—（Ⅰ）～（Ⅳ）」
（『政治経済史学』125号・139号・162号・165号、1976年・1977年・1979年・1980年）
- 渡邊晴美「北条貞時政権の研究序説—弘安七年の諸法令にみる鎌倉幕府の政策と『弘安七年佐介の政変』について—」
（『政治経済史学』202号、1983年）
- 渡邊晴美「北条時頼政権の成立について」（『政治経済史学』222号、1985年）
- 渡邊晴美「寛元・宝治年間における北条政村（Ⅰ）（Ⅱ）」（『政治経済史学』232号・255号、1985年・1987年）
- 渡邊晴美「北条時房の子孫について」（『政治経済史学』300号、1991年）
- 渡邊晴美「北条政村の研究（Ⅰ）～（Ⅲ）」（『政治経済史学』344号・370号・387号、1995年・1997年・1998年）
- 渡邊晴美「北條時房について」（『政治経済史学』500号、2008年）
- 渡邊晴美「建長年間における北條時頼政権の実態分析（Ⅰ）北條重時連署就任と宗尊親王將軍推戴と執権政治の展開」
（『政治経済史学』550号、2012年）